県　章

三重県公報

平成17年12月13日(火)

号　外

目　　次

監査委員公表

○　監査結果の公表……(監　査　委　員) 1

○　同件……(　　同　　)136

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成17年4月14日から同年11月22日までに実施しました監査について、平成17年12月1日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果報告を同条第９項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年12月13日

三重県監査委員　鈴　木　周　作

三重県監査委員　西　塚　宗　郎

三重県監査委員　吉　川　　実

三重県監査委員　秋　月　　功

第１　監査の概要

１　監査の対象

予算の執行、財産の管理等が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とし、これに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

２　監査の実施箇所及び実施年月日

平成17年度監査は、本庁19部局等及び7県民局を監査単位とし、部局長等及び県民局長に対して総括監査を行いました。

また、総括監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等、県民局各部及び地域機関の計252箇所について箇所別の監査を行いました。なお、県民局各部の監査には、一部、テレビ会議システムを活用しました。

監査実施箇所別の実施年月日等は、別表のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区　分	対象箇所数	委員監査			事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	総括監査	実地監査	書面監査
部局等	51	28	23	19	50	1
県民局	52	21	31	7	29	23
地域機関	149	32	117	—	66	83
計	252	81	171	26	145	107

（注）総括監査は対象箇所数に含まない。

３　監査の実施方法

監査は、次の方法により実施しました。

(1)　監査委員による実地監査は、監査対象箇所へ出向き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等により行われた事務局職員の予備監査の結果も踏まえ、提出された監査資料に基づき、関係者から事情聴取を行うなどにより実施しました。

(2)　監査委員による書面監査は、在庁のまま、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、また、必要に応じ追加資料の提出を求めるなどにより実施しました。

４　監査委員の除斥

企業庁の監査において、鈴木周作監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥されています。

第２　監査の結果及び意見

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事務事業の執行等については、一部改善・是正を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等及び県民局ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等及び県民局長においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1　情報セキュリティ対策と個人情報の保護

県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しており、また、県の情報システムの多くに個人情報が含まれているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムの障害防止や個人情報の保護についてのハード対策、ソフト対策を徹底されたい。

また、平成16年度に引き続き、平成17年度に入ってからも県立高等学校において生徒調査票や個人情報が入ったパソコンの盗難事件が発生しているので、個人情報保護に対する職員の意識の向上、個人情報の管理体制の充実など個人情報の流出防止策を徹底されたい。

2　職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成16年度には157件（うち公用車によるもの128件）発生している。公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を低減されたい。

また、万一事故が発生した場合には、速やかに事故の状況を把握し、責任の明確化を図られたい。

3　建築物の耐震化の促進

県庁舎、高等学校、県営住宅などの県有施設、及び市町村役場、小中学校、体育館、公民館などの市町村施設の耐震化率は、平成17年度当初で約7割となっているが、東海地震、東南海・南海地震の発生が予想されていることから、各部局が所管する県有施設の耐震化を計画的に進めるとともに、関連する市町村の公共施設の耐震化が促進されるように支援されたい。

また、私立学校、民間の病院、診療所、福祉施設等についても耐震診断等の実施状況や耐震化率を把握するとともに、耐震化の促進を図られたい。

さらに、地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも個人住宅、店舗等の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

4　アスベスト対策

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

県民が利用する施設は、県有施設のほか、学校、病院、福祉施設など民間建築物も含めて多岐にわたっているので、アスベスト使用についての実態把握に努め、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携して取り組まれたい。

また、県民の不安解消のため、健康相談に的確に対応されたい。

5　未収金対策

県税の収入未済額が6,251,907,560円（対前年度比74.5%）、県税以外の収入未済額が5,701,660,110円（対前年度比108.4%）あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は11,953,567,670円（対前年度比87.5%）と多額になっている。他に、企業庁及び病院事業庁の収入未済額が148,138,608円（対前年度123.1%）となっている。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には強制執行の措置をとるなど適正な債権回収に努めるとともに、組織横断的な支援体制の整備、徴収ノウハウの情報共有化、貸付金等については一層の厳正な審査の実施を図るなど未収金の減少及び発生防止に取り組まれたい。

〔一般会計、特別会計〕　　（単位：円）

区　分			現年度（平成16年度）発生分	過年度（平成15年度）以前発生分	計
県税			1,710,750,372	4,541,157,188	6,251,907,560
県税以外の未収金	総務局	県税加算金	63,701,400	74,603,184	138,304,584
		その他	1,493	1,860	3,353
		小　計	63,702,893	74,605,044	138,307,937
	生活部	中小企業従業員住宅家屋貸下料	－	47,343,292	47,343,292
		文化会館等使用料	547,300	967,810	1,515,110
		その他	31,000	337,000	368,000
		小　計	578,300	48,648,102	49,226,402
	健康福祉部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	41,628,185	291,959,427	333,587,612
		生活保護費等返還金等	15,737,371	79,599,214	95,336,585
		高齢者住宅整備資金貸付金等元利収入	4,500,412	77,568,258	82,068,670
		福祉施設入所者等負担金	12,242,665	61,211,307	73,453,972
		その他	1,383,410	254,644	1,638,054
		小　計	75,492,043	510,592,850	586,084,893
	環境森林部	産業廃棄物不適正処理代執行費用	76,625,340	1,067,438,505	1,144,063,845
		林業改善貸付資金元利収入	482,000	428,526	910,526
		その他	－	43,975	43,975
		小　計	77,107,340	1,067,911,006	1,145,018,346
	農水商工部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	122,779,605	2,785,627,134	2,908,406,739
		談合弁償金	227,239,954	－	227,239,954
		農業改良資金償還金返還金収入等	7,733,275	37,753,580	45,486,855
		中央卸売市場使用料等	5,020,862	11,696,480	16,717,342
		沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入等	4,240,000	12,303,563	16,543,563
		県営サンアリーナ使用料	－	5,396,467	5,396,467
		その他	3,116,837	105,319	3,222,156
		小　計	370,130,533	2,852,882,543	3,223,013,076

	県土整備部	談合等弁償金	396,124,579	12,116,901	408,241,480
		公営住宅使用料	13,010,136	75,407,286	88,417,422
		道路・河川・海岸等使用料	8,788,785	5,965,731	14,754,516
		岸壁荷揚場その他使用料	4,420,573	2,825,920	7,246,493
		その他	884,917	8,762,079	9,646,996
		小　計	423,228,990	105,077,917	528,306,907
	教育委員会	高等学校授業料	8,025,448	10,648,068	18,673,516
		大学等進学資金貸付金返還金等	4,752,518	1,298,118	6,050,636
		その他	1,001,249	5,972,858	6,974,107
		小　計	13,779,215	17,919,044	31,698,259
	警察本部	駐在所等光熱水費分担金	4,290	－	4,290
	計		1,024,023,604	4,677,636,506	5,701,660,110
合　計			2,734,773,976	9,218,793,694	11,953,567,670
（参考）平成15年度合計			3,774,282,829	9,880,886,807	13,655,169,636

〔企業会計〕　（単位：円）

区　分		未収額
企業庁	工業用水料金等	1,887,520
病院	患者自己負担金	146,251,088
合　計		148,138,608
（参考）平成15年度合計		120,371,701

6　県単公共工事の契約変更

地域機関の平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行となるよう指導されたい。

〔契約変更の状況〕

区　分	総件数	増額変更		減額変更		変更無し	
		件数	率	件数	率	件数	率
生活環境森林部	119	73	61.3%	29	24.4%	17	14.3%
農水（政）商工部	27	21	77.8%	3	11.1%	3	11.1%
建設部	607	414	68.2%	86	14.2%	107	17.6%
下水道部	8	3	37.5%	0	0.0%	5	62.5%
合　計	761	511	67.1%	118	15.5%	132	17.4%
前年度	830	644	77.6%	102	12.3%	84	10.1%
増　減	△69	△133	△10.5ポイント	16	3.2ポイント	48	7.3ポイント

（注）件数は、それぞれの年度中に契約、完成した工事

〔県単工事にかかる変更内容等の監査結果〕

区　分	監査工事件数	当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの	変更ではなく別途発注を検討すべきもの	軽微な設計変更伺いの未作成等、変更手続に不備のあるもの	その他の不備のあるもの
北勢県民局	12	4	1	0	0
津地方県民局	10	5	0	4	0
松阪地方県民局	4	0	0	0	0
南勢志摩県民局	5	1	1	3	1
伊賀県民局	10	2	0	3	4
紀北県民局	4	2	0	0	0
紀南県民局	13	6	2	0	4
合　計	58	20	4	10	9

(注) 県単工事の中で、増額の多いもの等を抽出調査し、1件の工事で複数の項目を指摘したものもある。

7　業務委託における随意契約の状況

平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で5,442件、約271億15百万円となっており、そのうち随意契約※は3,762件、約181億45百万円 66.9%(うち特命随意契約は2,496件、約112億35百万円41.4%) となっている。前年度に比べると、委託契約全体に占める随意契約（特命随意契約を含む）の総数は、件数、金額ともに増加しているので、委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高められたい。

※　随意契約とは、効率的に事務を執行するため、競争入札によらないで、見積り合せなどにより相手方を選択して、その者と締結する契約方法であり、随意契約をすることができる場合は、金額が少額である場合など、地方自治法施行令第167条の2、三重県会計規則第73の2等に規定されている。
　また、そのうち特命随意契約とは、特殊な技術を要求する場合など、委託業務内容等の理由により、特定の相手方を1者選定して締結する契約をいう。

(1)　本庁部局

〔業務委託契約の実績〕　（単位：百万円、%）

部局名	全体		随意契約			特命随意契約		
	件数	金額 a	件数	金額 b	b/a	件数	金額 c	c/a
総合企画局	96	156	81	69	44.0	48	47	30.1
総務局	184	1,009	149	836	82.9	118	748	74.1
防災危機管理局	88	656	75	496	75.6	65	422	64.3
生活部	174	1,512	165	1,481	97.9	107	706	46.7
健康福祉部	397	2,304	388	2,289	99.3	350	2,215	96.1
環境森林部	200	498	147	253	50.7	79	147	29.5
農水商工部	181	974	171	938	96.3	126	706	72.5
地域振興部	144	1,543	120	832	53.9	91	543	35.2
県土整備部	186	5,491	141	5,094	92.8	119	1,202	21.9
出納局	10	242	9	193	79.6	9	193	79.6
合　計	1,660	14,386	1,446	12,479	86.7	1,112	6,928	48.2
(参考) 15年度合計	1,553	13,628	1,347	12,127	89.0	974	7,548	55.4

(注) 1　計数は四捨五入によっているので、計及び率は一致しない場合がある(以下同じ)。
2　件数及び金額は、予備監査提出書類に基づき調査したもので、測量、設計、土質・地質調査を除いている(以下同じ)。

(2)　各種委員会等

〔業務委託契約の実績〕　（単位：百万円、％）

委員会名等	全体							
	件数	金額 a	随意契約			特命随意契約		
			件数	金額 b	b/a	件数	金額 c	c/a
企業庁	11	23	11	23	100.0	8	22	95.7
病院事業庁	12	30	12	30	100.0	4	10	32.5
議会事務局	11	67	7	55	82.4	6	54	81.3
人事委員会事務局	20	5	20	5	100.0	19	5	85.0
教育委員会	335	1,874	310	1,506	80.4	152	1,295	69.1
警察本部	140	1,262	91	549	43.5	69	522	41.4
海区漁業調整委員会事務局	1	0.04	1	0.04	100.0	0	0	-
内水面漁場管理委員会事務局	1	0.03	1	0.03	100.0	0	0	-
合　計	531	3,260	453	2,167	66.5	258	1,907	58.5
(参考) 15年度合計	501	3,303	431	2,268	68.7	352	2,052	62.1

(3)　単独地域機関

〔業務委託契約の実績〕　（単位：百万円、％）

区別	全体							
	件数	金額 a	随意契約			特命随意契約		
			件数	金額 b	b/a	件数	金額 c	c/a
総合企画局関係	339	259	295	120	46.3	182	95	36.6
防災危機管理局	16	45	13	10	22.9	9	9	20.3
生活部関係	52	125	47	109	87.2	27	87	69.8
健康福祉部関係	105	174	83	62	35.4	33	48	27.3
農水商工部関係	59	82	46	19	23.6	32	14	17.6
企業庁関係	106	491	62	99	20.1	12	70	14.3
病院事業庁関係	220	1,313	181	918	69.9	151	836	63.7
教育委員会関係	196	658	164	271	41.1	99	254	38.6
合　計	1,093	3,146	891	1,607	51.1	545	1,413	44.9
(参考) 15年度合計	1,043	2,954	879	1,346	45.6	521	1,072	36.3

(注)　教育委員会関係には県立学校は含まれていない。

(4) 県民局

〔業務委託契約の実績〕　（単位：百万円、%）

県民局名	全体							
	件数	金額 a	随意契約			特命随意契約		
			件数	金額 b	b/a	件数	金額 c	c/a
北勢県民局	612	2,207	287	936	42.4	75	111	5.0
津地方県民局	285	671	158	190	28.3	107	178	26.5
松阪地方県民局	224	625	87	172	27.5	71	168	26.9
南勢志摩県民局	500	1,735	127	120	6.9	101	109	6.3
伊賀県民局	285	601	157	161	26.8	136	149	24.8
紀北県民局	147	326	79	248	76.2	60	238	73.1
紀南県民局	105	158	77	64	40.7	31	34	21.2
合　計	2,158	6,323	972	1,892	29.9	581	987	15.6
(参考) 15年度合計	2,018	6,119	970	1,902	31.1	502	962	15.7

(5) 総計

〔業務委託契約の実績〕　（単位：百万円、%）

	全体							
	件数	金額 a	随意契約			特命随意契約		
			件数	金額 b	b/a	件数	金額 c	c/a
16年度総計	5,442	27,115	3,762	18,145	66.9	2,496	11,235	41.4
(参考) 15年度総計	5,115	26,004	3,627	17,643	67.8	2,349	11,633	44.7

8　特命随意契約の状況

本庁部局、各種委員会、地域機関等における平成16年度の特命随意契約は2,496件、約112億35百万円であったが、今回、そのうち233件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの71件（30.4%）の不適切な契約が見受けられた。

契約理由や仕様書の不適切な特命随意契約は、契約の機会均等、公正性、競争性、透明性を損なうおそれがあるので、契約理由・内容等を検証し、適切な契約の実施に努められたい。特に、長期にわたっている契約などについては、真に当該業者しか選定できないのかどうか、厳密な検証をされたい。

9　プロポーザル（企画提案コンペ）方式による委託契約の状況

本庁部局、各種委員会、単独地域機関等における平成16年度のプロポーザル（企画提案コンペ）方式業務委託契約の実績は、全体で100件、約14億55百万円となっており、そのうち公募型が、68件、約11億33百万円、指名型が、32件、約3億22百万円となっている。

今回、そのうち47件（公募型32件、指名型15件）について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であると見受けられるものはなかったが、選定表への不適切な記載（鉛筆書きなど）、取扱指針や実施要領等の不備、選定後の仕様の変更、契約後の契約金額や工期の大幅な変更、必要な調査委託審査会等が設置されていないもの等があった。

契約手続きにおける不備や契約後の安易な変更等は、競争性、公正性、透明性を損なう

おそれがあることから、実施に当たっては、契約手続き等に不備のないよう十分留意して、適切に執行されたい。

〔平成16年度プロポーザル方式委託契約の監査結果〕

	調査件数	選定表の不適切な記載	取扱指針、実施要領等の不備	選定後の内容変更等	個人情報保護条項の未記載	予定価格等の記載漏れ	調査委託審査会等の不設置
総合企画局	4						
総務局	2						
防災危機管理局	1			1			
生活部	10	2	1		1		1
健康福祉部	7	5	5				1
環境森林部	4	2	1	1			
農水商工部	4	1			1		
地域振興部	6	3	1	1	1		
県土整備部	4	1	1	1		2	
病院事業庁	4	3				1	
教育委員会	1	1					
合　計	47	18	9	4	3	3	2

（注）部局には関係地域機関を含む。

【本庁部局】

総合企画局

総括意見

県の総合計画「県民しあわせプラン」に掲げられた「県民が主役の県政」の実現を目指し、平成16年度から政策・事業体系に基づく63の施策と、緊急的に対処すべき行政課題として30の重点プログラムに取り組んでいる。これらの平成16年度の数値目標の達成状況については、一部において進捗していないものが見受けられることから、課題を分析及び検討し、県民しあわせプランの着実な推進に向けて、一層の成果を生み出せる仕組みや制度の改善を行うなど、県政運営の最適化に取り組まれたい。

また、総合企画局は、県政全体の政策の立案や総合的な調整を行う機能・役割を有していることから、各部局のサービスが一体性、整合性をもって提供されるとともに、効果的・効率的な事業の展開が行われるよう、政策や情報の提供、総合的な見地からの調整を行うなど、各部局への積極的な支援に努められたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（総合行政）

(1)　県政に係わる重要施策等を審議するため県政戦略会議を開催するとともに、各部局においては関係部局から構成される連絡会議や推進本部等を設置するなど相互連携に努めているが、これらの取組について総合行政の観点から機能しているかどうかを検討し、各部局等の施策が、県民しあわせプランに基づいて一体性、整合性をもって展開されるよう積極的に支援されたい。　（経営企画分野、政策企画分野）

（県民しあわせプラン）

(2)　「県民しあわせプラン・戦略計画」に基づき、県が取り組んだ事業やその成果、課題などを県政報告書として公表しているが、平成16年度においては、施策目標の未達成が63施策中31施策、重点プログラムであまり進まなかったまたは進まなかったとしたものが30プログラム中6プログラムあった。

戦略計画の実現にあたっては、施策や重点プログラムなどで実績に遅れが見られる取組に対して重点的な支援を行うなど計画の総合的な推進を図るとともに、県民や市町村など多様な主体との連携・協力により、県民しあわせプランの実現に向けて、引き続き「新しい時代の公」の実践等に取り組まれたい。　（政策企画分野）

（みえ政策評価システム）

(3)　平成17年2月の職員に対する意識調査では、みえ政策評価システムの趣旨を理解しているとした職員が前年度47%※から62%、みえ政策評価システムの評価表で評価結果が業務を遂行するうえで活用できたと考えている職員が前年度24%から32%と改善しているが、依然として低い状況にある。

そのため、評価表による成果の確認と検証等により次年度の事業展開や経営資源の配分などの議論に十分活用できるよう更なる評価内容等の改善に努めるとともに、引き続き職員への制度の周知徹底を図られたい。　（政策企画分野）

※　前年度は、みえ政策評価システムが中心的な仕組みとなっていた「政策推進システム」を理解していると答えた職員の割合

（木曽岬干拓地）

(4)　木曽岬干拓地の土地利用は、当面の利用目的である野外体験広場や建設発生土ストックヤードに供するため平成13年度から環境影響評価を実施しているが、当該地域を取り巻く環境については、中部国際空港の開港、四日市港及び名古屋港がスーパー中枢港湾に指定されるなど大きく変化している。

「木曽岬干拓地土地利用庁内連絡会議」を設置して土地利用について再度検討することとしているが、高度利用の検討にあたっては、地域住民、関係機関、民間の有識者等との十分な議論を行うとともに、県民に対して積極的に情報提供を行うなど合意形成に努められたい。　（経営企画分野）

（発電用施設周辺地域企業立地資金貸付制度）

(5)　発電用施設周辺地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化を図るため、発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金を設置して金融機関との協調のもと、企業に対して資金融資する制度を設けているが、企業への新規貸付が平成9年5月を最後に実施されていない。そのため、当該制度の周知に積極的に努めるとともに貸付資金ニーズの把握などをし、制度のあり方を検討されたい。　（経営企画分野）

（電子会議室による県民参加等の推進）

(6)　県民の県政参加を促すためインターネットを活用した電子会議室「三重県民 e-デモクラシー」に加えて、平成16年度から「ネットで県民参画」に取り組んでいる。

「三重県民e-デモクラシー」は、平成14年度の運用開始以来3年が経過し、登録者数等は増加しつつあるが参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの取組の成果を検証し、事業運営のあり方について検討されたい。

また、「ネットで県民参画」については、議論された県民の意見等が県政に適切に反映できるよう仕組みの構築を図られたい。　（経営企画分野）

（人材育成）

(7)　平成8年度に策定された人材育成ビジョンについては、地方分権の進展や危機管理の視点など県を取り巻く環境が大きく変貌していることから、これまでの取組の成果の検証を踏まえてビジョンを見直されたい。

また、自律（立）した職員の主体的な参加を前提として、マイセルフ研修やe－ラーニングなど経営型の行政運営や新しいスタイルの研修を実施しているが、業務上必要な基礎的な知識の不足からくる事務の誤り等が数多く見受けられることから、各部局の実施している各種の研修、人材育成方針及び行政経営品質向上活動と連携し、ＯＪＴ（職場内訓練）などの現場を重視した人材育成対策の強化を支援されたい。

さらに、職員が研修等により身に付けた知識・能力を有効に活用できるよう、人事配置や職員処遇と関連させるなど総務局との一層の連携に努められたい。

（経営企画分野）

（産学官の連携・交流）

(8) 科学技術振興センターの研究機能を生かし、高等教育機関や企業等との共同研究などに取り組んでいるが、全県的な科学技術振興の視点から、更に新しい研究への取組やより質の高い技術開発に結びつく環境を整備するため、産学官の研究者や研究機関を結ぶ人と情報の交流ネットワークの構築を検討するとともに、それぞれの研究者等の橋渡しとなるコーディネイト機能を強化されたい。

また、技術の普及部門や生産者等との連携を一層強化して、研究成果の普及拡大と地域産業等への活用に努められたい。（科学技術振興分野）

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

(2) 支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

通勤手当の支出誤りがあったので、すみやかに措置するとともに、今後、適切な事務処理に努められたい。

区　分	内　容
政策開発研修センター	通勤手当過少支給　775,152円

(3) 公有財産の管理事務

ア 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　容
政策企画分野	(1) 自損事故（損害額63,939円）
科学技術振興センター（保健環境研究部）	(1) 物損事故（負担割合：県5%・相手95%）（物損額：県11,950円・相手15,527円）
科学技術振興センター（農業研究部）	(1) 物損事故（負担割合：県10%・相手90%）（物損額：廃車（取得価格1,648,000円）・相手19,541円）

イ 金品損傷

公用車の損傷事故が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　容
科学技術振興センター（保健環境研究部）	(1) 公用車の飛び石によるフロントガラスの損傷（修理代95,907円）

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1) ｅ－デモ会議室サイト保守・運用業務委託の見積書における業務内容不明示	1	経営企画分野
	(2) 無煙無臭焼却炉焼却灰分析・処分業務委託の検収記録未作成	1	科学技術振興センター（畜産研究部）
	(3) 生物飼料の培養、水槽洗浄及び配合飼料の給餌業務委託の見積書未徴収、随意契約理由不明確	1	科学技術振興センター（水産研究部）
2　人件費	(1) 扶養手当、住居手当、通勤手当の事後確認漏れ	1	政策開発研修センター

総務局

総括意見

総務局では、県の行財政運営が効果的、効率的に行われるよう、これまで導入されてきた様々な行政運営システムを見直し「みえ行政経営体系」として再構築し、平成16年度から県政運営システムとして運用されている。

また、厳しい財政状況を背景に、今後の県民のニーズに応えることのできる健全な財政を目指した検討が行われ、平成16年度から3年間を集中改革期間として、歳入、歳出両面から財政健全化に向けた取組を進めている。

今後、県政運営において、「みえ行政経営体系」が、効果的、効率的に運営されているか検証するとともに、将来を見通した財政運営とより適切な資源配分方法の検討、よりよい公共サービスを提供するための人材育成、市町村合併や新たな行政需要に対応した組織のあり方など、県民満足度の高い行政サービスが提供できる行財政運営に取り組まれたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（みえ行政経営体系による県政運営）

(1)　平成16年度からみえ行政経営体系に基づいて県政運営が行われており、施策推進の主要な仕組みとして、プラン（戦略策定＝県政運営方針）、ドゥー（戦略展開＝率先実行取組）、シー（評価＝みえ政策評価システム）のＰＤＳサイクルが運用されている。それぞれの仕組みが連携して運用され、サイクルの連続したつながりとして、評価が次期の政策決定、予算編成等に的確に反映されるようにされたい。

また、今後、運用のなかで引き続き課題を検証し、県政運営の効率的、効果的な仕組みとなるよう更に改善されたい。（組織・職員分野）

（行政経営品質向上活動）

(2)　平成16年度の全庁評価（アセスメント）で明らかになった課題を分析し、改善に継続的に取り組むことにより、県全体の経営品質向上を図られたい。さらに、改善状況について、誰にでも分かるよう目に見える成果として示されるようにされたい。

また、平成16年度に職員対象にアンケートをした結果、職員の理解度（経営品質向上活動について概ね説明できる、及び説明はできないが趣旨は理解している職員の割合）は67%であったので、経営品質向上活動の一層の周知徹底を図られたい。（組織・職員分野）

（チェック機能の充実）

(3)　組織の見直しに取り組んでいるが、契約、支出、収入等事務事業の執行が適正に行なわれるようチェック機能の強化を図り、内部牽制が機能する体制づくりに努められたい。

また、各部局で実施された改善例は、情報共有や全庁的展開をすることにより全体として改善が図られるよう取り組まれたい。（組織・職員分野）

（市町村合併後の地域機関のあり方）

(4)　県民局の全面的な見直しが行なわれているが、それぞれの地域では総合的に調整する必要のある事業や課題があるので、地域機関相互の連絡調整機能を確保し、地域における総合的な行政運営が円滑に実施されるようにされたい。（組織・職員分野）

（人材の育成）

(5)　分権型社会の担い手にふさわしい人材育成が求められており、職員一人ひとりが能力を一層高める必要があるが、一方、実際の業務遂行のなかでは、契約、支出、収入等日常の事務処理、内部チェック機能、個人情報管理など基本的な部分に課題が見られる。

現在、平成8年度に策定された三重県人材育成ビジョンを見直し、新たなビジョンの作成に取り組んでいるが、政策形成能力など高度な能力の向上の基盤として、適正で効率的に事務が遂行されるよう、基礎的な法令等の知識の習得、法令遵守・人権尊重等の意識の向上などに努められたい。　（組織・職員分野）

（人事システム改革）

(6)　職員の意欲、能力、適性を踏まえた能力開発型の人事システムを順次運用しつつあり、成果主義の反映と人材育成を目的とした評価制度が平成12年度から管理職に導入されているが、一般職員への導入が遅れているので、公務員制度改革、給与構造改革の動向も踏まえて導入に取り組まれたい。　（組織・職員分野）

（定員管理の適正化）

(7)　平成16年4月を目標とする定員適正化計画（平成10～16年度の7年間で一般行政部門の約8%にあたる、400人を減員する）の結果は、411人減員となった。

平成17年3月に国が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、県に対して、平成22年における数値目標を掲げた定員管理の適正化計画を策定するよう求められているが、適正化については、事務事業の見直しを先行し、市町村合併に伴う事務事業の市町への移譲の状況、アウトソーシングの導入など、業務の実態に即して計画的に進められたい。　（組織・職員分野）

（女性職員の登用）

(8)　男女共同参画第一次実施計画（平成14～16年度）では、平成17年4月に「室長（補佐級室長含む）以上を50人」を目標値として女性職員の積極的登用を図ることとされていたが、31人にとどまっているので、人材育成についての具体的方策を検討し、積極的登用に努められたい。　（組織・職員分野）

（交通事故の防止）

(9)　平成16年度は職員の交通事故が130件と大きく増えているので、交通安全意識の向上、安全運転の徹底、交通マナーの遵守を推進するなど、交通事故を減少させるための全庁的な取組を積極的に推進されたい。　（組織・職員分野）

〔交通事故の内訳〕　（単位：件）

区　分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
加害（うち公用車）	51(19)	42(22)	31(17)	55(20)
被害（うち公用車）	46(15)	36(18)	53(31)	73(45)
自損（うち公用車）	2(2)	0(0)	1(0)	2(0)
合計（うち公用車）	99(36)	78(40)	85(48)	130(65)

※　総務局が把握する交通事故件数は、公務中の人身・物件（自損を除く）事故のほか、通勤時の人身事故、私用時の人身事故（自損を除く）にかかるものである。

（職員互助会への助成金）

（10）　職員の福利厚生を図るため、地方公務員法や三重県職員等の共済制度に関する条例等により、財団法人三重県職員互助会へ助成金を支出している。

職員への福利厚生事業については、平成11年度に助成金に関する制度改正を行うなど見直しに取り組んでいるが、地域や他の地方公共団体等の実情を踏まえて、引き続き県民の理解が得られるよう点検を行われたい。　（組織・職員分野）

（健全な財政運営）

（11）　平成16年度から平成18年度を「集中取組期間」として、財政健全化に向けて事務事業等の見直しなどに取り組んでいるが、平成16年度の県財政は、経常収支比率が90.5%と前年度に比べ4.8ポイントの上昇、県債残高が依然として増嵩するなど財政状況がより厳しいものとなっている。

県の関与の必要性や費用対効果の更なる検証、緊急性の乏しい施策等の休廃止、限られた財源の配分方法の改善を図るなど、一層の事業の重点化、効率化に向けた改革に取り組み、健全な財政運営に努められたい。　（財政・施設分野）

〔主要財政指標等〕

区　分	平成14年度			平成15年度			平成16年度（本 県）
	本県	全国	順位	本県	全国	順位	
経常収支比率	89.4%	93.5%	15位	85.7%	90.8%	10位	90.5%
公債費負担比率	21.7%	19.8%	19位	21.0%	19.8%	16位	20.5%
財政力指数	0.45446	0.40573	15位	0.45440	0.40786	15位	0.46578
起債制限比率	12.6%	12.4%		12.3%	12.5%		11.7%
県債未償還残高	9,536億円			9,733億円			9,866億円

（県税の未収金対策）

（12）　平成16年度における県税の収入未済額は、6,251,907,560円であり、軽油引取税にかかる大口の不納欠損処分などにより前年度に比較して2,145,288,150円（△25.5%）減少している。

差押を8,350件（対前年度比145件増）実施するなど、積極的な滞納整理に取り組んでいるが、引き続き、適宜に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関と連携して、更なる未収金の回収に努められたい。

また、県税の未収金のうち個人県民税が全体の51.2%を占めているので、市町村及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を強化するとともに、徴収率の低い市町村については、地方税法第48条による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保を進められたい。　（財政・施設分野）

（債権回収体制の確立・支援）

（13）　各部局が抱える使用料、貸付金など県税を除くその他の収入未済額が、一般会計と特別会計を合わせて5,701,660,110円に達している。債権回収には地方自治法等により強制徴収などの所要の手続が定められているが、督促状が未送付の業務があるなど適切な債権管理が行われていない例が見受けられる。

このため、全庁的な債権回収にかかる組織横断的な支援体制の整備や徴収ノウハウの

情報共有化を図るなど、徴収及び債権管理に関する抜本的な見直しを行い、適正な債権回収が行われるよう取り組まれたい。　（財政・施設分野）

（県有財産の売却及び活用）

(14)　普通財産の未利用地については、平成16年度末現在で70,623㎡あり、一般競争入札等の方法により処分が行われたことから、前年度に比べて29,922㎡減少している。引き続き、未利用地については、資産の有効活用の観点から関係部局等への情報提供を行うとともに、利用見込みのない土地については、早期の売却に努められたい。

また、行政財産については、平成16年度に資産アセスメント調査を実施しており、ハードやサービスの提供等に何らかの問題があるとして職員公舎9施設、行政財産22施設を見直し対象としている。今後、評価結果を基に「県有財産利活用計画（仮称）」（平成18～20年度）の策定を検討しているが、行政財産についても経営的な面から一層の効率的・効果的な利用・運営が図られるよう積極的な改善に取り組むとともに、改善の見込めないものについては売却などの処分に努められたい。　（財政・施設分野）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

雑入の収入未済額が1,860円あるので、収納の促進を図るとともに、今後の発生防止に努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
財政・施設分野	財産収入（家屋貸下料）	－	現年度　22,650円
	雑入（工事前払金返還金利息）	過年度　1,860円	過年度　1,860円
計	－	1,860円	24,510円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　容
財政・施設分野	(1)　自損事故（損害額　196,444円） (2)　自損事故（損害額　82,110円） (3)　自損事故（損害額　67,599円）

イ　金品損傷

公用車の損傷事件が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期すると

ともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　容
財政・施設分野	(1) 公用車の損傷（修理代30,450円）

(4) その他の監査項目

ア 工事の変更契約

平成16年度の庁舎整備や営繕工事等における工事契約については、161件のうち42件（26.1%）が増額変更、4件（2.5%）が減額変更されている。設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかる手続や内容についてチェック体制の強化に努められたい。

防災危機管理局

総括意見

平成16年4月に設置された防災危機管理局においては、様々な災害や事故等に総合的に対応し、災害に強い県土づくり及び県民の安全なくらしの確保に向けた総合的な防災対策に取り組むとともに、多様な危機に的確に対応するための危機管理対策を推進している。

平成16年9月には紀伊半島南東沖地震が発生し、台風21号による豪雨災害では、県内で死者9人を出すなど大きな被害をもたらし、宮川村など2市2町1村（当時）に災害救助法が適用された。

また、新潟中越地震をはじめとして国内外で大規模な自然災害が発生しているが、今後発生が予想されている東海地震、東南海・南海地震による地震災害や豪雨災害等に対応するため、これまでの災害の教訓を踏まえた対策を推進するとともに、ハード、ソフト両面からの防災、減災対策に計画的、重点的に取り組まれたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（「三重地震対策アクションプログラム」の推進）

(1)　地震防災対策については、平成15年3月に策定した「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、緊急度の高い対策から計画的に取り組んでおり、アクションプログラムに定められた355項目の具体的なアクションのうち、平成16年度末までに337項目に着手し、三重県地震対策会議や三重県防災事業推進委員会等で各事業の進捗管理が行われている。

しかし、県民の防災意識の向上、避難対策の確立、自主防災組織の活性化など引き続いて取り組むべき課題があることから、今後とも「三重地震対策アクションプログラム」に基づく地震対策を市町村や関係機関等と連携して計画的、重点的に推進されたい。

（防災危機管理分野）

（初動体制の確立）

(2)　非常参集訓練における本庁及び県民局の二次参集者の把握が不十分であり、本庁及び各県庁舎毎に指定されている緊急初動対策要員に対する訓練が平成16年度は実施されていない。

また、災害対策本部や地方部が設置された場合に自分が属する班や所掌業務を把握していない職員の割合が平成17年度で2割程度あることなど初動体制についての課題があるので、これまでの非常参集訓練の結果等を検証し、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が確保されるよう努められたい。　（防災危機管理分野）

（地域防災力の向上）

(3)　県が平成15年度に実施した市町村の防災力診断調査では、市町村により77.3点から13.4点までの格差が見られたので、市町村の防災力のレベル向上を図るために市町村を支援するとともに、市町村合併が進展する中で、合併後の新市町において地域の実情に即した防災力の向上が図られるように支援されたい。

また、自主防災組織については、組織率及び訓練実施率は徐々に向上しているが、市町村によりこれらの割合が100%のところから10%台のところまで格差があり、また、住民の加入認識度が33%と低いことから、組織率の向上及び活性化に努められたい。

さらに、消防団については、高齢化、サラリーマン化とともに、団員の減少傾向が見られるので、団員の確保及び活性化対策を講じるとともに、企業や事業所における防災組織への働きかけを行ない、災害時の地域での支援体制の充実に努められたい。

（防災危機管理分野）

〔自主防災組織、消防団の状況〕

区　分	14年度	15年度	16年度
自主防災組織の組織率（%）	82.4	84.3	88.6
自主防災組織訓練等実施率（%）	68.3	74.9	75.7
消防団員数（人）	14,100	14,061	13,996

（県民の防災意識の向上）

(4)　地震防災講演会、シンポジウム、テレビ・ラジオ等での普及啓発活動などにより、地震への関心度や避難場所の周知度などの県民の防災意識が高まってきている。

しかし、住宅の耐震診断の実施率が低いことや、紀伊半島南東沖地震の際に避難をした人が僅かであったなどの課題も見られるので、県民一人ひとりの防災に対する意識が向上し、災害が発生した際に適切な行動を取れるように、県民の防災意識の向上に向けて市町村等と協働して取り組まれたい。（防災危機管理分野）

〔防災に関する県民意識調査結果〕　（単位：%）

調　査　内　容		14年度	15年度	16年度
地震への関心度	東海地震・東南海地震・南海地震に非常に関心がある	42.3	47.5	56.7
避難場所の周知度	自宅付近の指定避難場所を知っている	74.8	78.5	79.3
家具の固定	一部又は大部分固定している	33.9	34.9	30.0
住宅の耐震診断	木造住宅の耐震診断を受けた	2.9	2.6	6.8

（災害発生時における情報の収集伝達）

(5)　災害発生時に防災関係機関における情報伝達をスムーズに行うため、防災行政無線の整備や防災情報システムの運用を行っているが、平成16年度に発生した災害時には防災情報の伝達や被災情報の収集についての課題があり、その改善に向けて検討・着手されているが、今後も訓練等を通じて課題の把握と改善に努められたい。

また、県民一人ひとりが適切な行動を取ることができるように、市町村・報道関係機関と連携して迅速かつ的確な情報提供体制の整備を行われたい。（防災危機管理分野）

（危機管理対策）

(6)　危機管理については、訓練や研修の実施、モニタリングの実施等に加えて、「三重県危機管理計画」の改正、危機管理速報要領の作成などの新たな取組を実施しているが、免許事務の不適正処理、パソコン盗難による個人情報の流出、本庁舎停電による電子入札の支障などの県民の信頼を損なう事態が発生しているので、職員の危機管理の周知及び実践を徹底し、危機発生の未然防止、危機発生時の対応等について万全の対策を講じられたい。（防災危機管理分野）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

概ね適正に処理されていた。

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　三重県地震被害予測システム開発に関する調査研究委託契約の特命随契理由の記載が不明確	1	防災危機管理分野
2　業務委託の実施状況（プロポーザル(企画提案コンペ)方式）	(1)　緊急防災情報システム整備業務委託の変更契約について、当初契約段階での検討・協議不充分	1	防災危機管理分野

生活部

総括意見

生活部は、「県民一人ひとりが心豊かに暮らせる社会」の実現を目指し、人権尊重、雇用促進、青少年対策、文化振興、ＮＰＯとの協働、外国人との共生等幅広い行政分野の担当部として、関係部局との連携、県民や市町村、団体等との協働により事業を展開している。

今後は、地方分権の進展、行政の役割の変化などに伴い、様々な主体の協働による事業推進が一層重要になってくるので、これまでの成果を活かし、県民が主役の県政を目指して、様々な分野での協働のしくみづくりを進められたい。

また、平成16年は、交通事故による人口10万人当たりの死者数が全国ワースト1位という状況であったので、関係機関等と連携し、交通事故の防止に効果が上がるよう、一層努められたい。

さらに、県内の外国人登録者は年々増加し、平成16年末には43,621人と、県人口の2.3%を占めているが、今後とも地域住民、ＮＰＯ、企業、市町村等と連携し、言語、生活習慣等の違いから生じる不安や問題の解決と共生に向けた取組を進められたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（個人情報の適正管理）

(1)　個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護条例の改正、個人情報適正管理指針の策定、情報適正管理マニュアルの改定を行い、個人情報の適正な管理について周知に努めているところであるが、平成16年度から17年度にかけて、県立高校等において、パソコンの盗難等による個人情報流出が発生しているので、個人の権利利益を守り、県政運営に支障をきたさないよう、引き続き個人情報の適正管理の強化と流出の再発防止に取り組まれたい。　（経営企画分野）

（情報公開制度の運用）

(2)　情報公開制度の周知やインターネットによる情報公開請求の開始などにより、平成16年度の開示請求者数は延6,891人と、前年度の1.63倍となっている。不服申立件数も85件となり、対前年度比がほぼ2倍に増加している。そのため、情報公開審査会の答申が大幅に遅れているので、情報公開条例に定める努力規定に基づき、早期の答申が可能となるよう対策を検討されたい。　（経営企画分野）

〔情報公開及び情報公開審査会の不服申立処理状況〕　（単位：件）

区分	開示請求者	開示等決定件数			繰越	不服申立	諮問	処理件数				未処理件数
		開示	部分開示	非開示				認容		棄却	却下	
								全部	一部			
15	4,239人	8,515	1,564	83	10	43	39	2	8	18	0	18
16	**6,891人**	**16,866**	**3,546**	**156**	**18**	**85**	**56**	**3**	**7**	**16**	**0**	**41**

（注）平成16年度開示請求者のうちインターネットでの請求者は381人

（安全・安心まちづくりの推進）

(3)　平成16年の三重県における刑法犯発生（認知）件数は前年より減少したものの、38,455件となっている。平成16年10月に「犯罪のない安全で安心な三重のまちづく

り条例」が施行され、地域住民による防犯活動への支援や学校、通学路、公園、駐車場などの公共空間における防犯診断等が実施されているが、犯罪を抑止し、安全で安心な地域社会の実現に向け、引き続き、警察、市町村等関係機関や地域の防犯活動団体等と連携を図り、地域の主体的な取組が進められよう支援されたい。　（経営企画分野）

〔刑法犯発生（認知）件数（暦年）〕

区　　分	平成6年	平成15年	平成16年	
				平成6年対比(倍)
刑法犯発生(認知)件数(件)	17,900	42,587	**38,455**	**2.15**
検挙率（%）	49.0	19.6	**23.1**	**0.47**

〔地域防犯活動団体数とモデル事業実施数〕

区　　分		団体数・実施数
地域活動団体	防犯活動実施団体（市町村調べ）	150団体（概数）
	青色回転灯活動団体	18団体
モデル事業	公共空間防犯診断	8地区
	地域安全マップ作成	2地区

（人権施策の推進 ）

(4)　人権尊重社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談など、様々な事業に取り組んでいるが、依然として差別事象が発生しており、県民意識基礎調査による「人権が尊重されている社会である」と感じている人の割合も46.4%と前年度の47.1%に比べて減少している。国、市町村、関係団体等と連携し、啓発活動や相談体制等の充実に引き続き取り組まれたい。　（人権・男女共同参画・文化分野）

〔差別事象・人権相談の現況〕　（単位：件）

区　　分		平成14年度	平成15年度	**平成16年度**
差別事象の発生件数	社　会	24（7）	36(19)	**14（3）**
	学　校	30（5）	31（5）	**28（1）**
人権相談件数		851	979	**955**

（注）（ ）内は、外国人に関する差別事象

（男女共同参画の推進）

(5)　男女共同参画社会の実現については、三重県男女共同参画基本計画に基づき進められているが、第一次実施計画の目標年次である平成16年度において、40項目の目標値のうち、県の審議会等委員や管理職への女性登用など、20項目が達成されていない。課題を検証し、平成17年度から始まっている第二次実施計画の目標達成に向け、関係部局と連携して、市町村、関係団体に働きかけるなど効果的な事業展開を図り、機会均等の職場づくり、社会づくりを推進されたい。　（人権・男女共同参画・文化分野）

（「生誕360年 芭蕉さんがゆく」事業成果の活用）

(6)　「生誕360年 芭蕉さんがゆく」事業は、協働による新しい時代の人づくり、地域づくりや伊賀のブランド化を図るため、実行委員会「2004年伊賀びと委員会」を中心に、計画段階から住民が参画し、住民、市町村との協働により、事業を展開した。その結果、地域のネットワークづくりなどが進められ、事業ごとに評価もなされているが、

今後、この事業の成果を行政と住民との協働のためのしくみづくり、地域づくりに活かされたい。　（人権・男女共同参画・文化分野）

（文化活動の普及）

(7)　「みえ県民文化祭」については、県民の主体的な文化活動を活発化するため、実行委員会を設置し、平成7年度から毎年度開催されている。平成16年度は主催事業すべてに公募方式を採用し、より県民に開かれた文化祭を目指したが、圏域フェスティバルを取り止めたことなどにより、参加事業数、出演・参加者数が、昨年度に比べ減少している。そのため、今後は、文化団体、市町村等と一層の連携を図り、県民文化祭の効果的な運営が行われ、県民の文化活動がさらに活発化するよう取り組まれたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

〔県民文化祭の開催状況〕

区　分	平成15年度		平成16年度	
開催期間	平成15年6月～16年2月		平成16年7月～17年3月	
参加事業数	82事業		72事業	
	主催事業47	協賛事業35	主催事業35	協賛事業37
出演・参加者数	12,368人	38,444人	7,170人	21,816人
観客数	18,888人	80,451人	21,919人	79,823人

（三重県史の早期完成と公文書保管環境の整備）

(8)　三重県史の編さんについては、昭和59年度に事業を開始しているが、平成16年度の刊行はなく、現在、全30巻のうち資料編・別編18巻の編さんが終了した状況であり、当初の完成予定から大幅に遅れているので、事業の推進方法、内容について検証し、効率的な編さんに努め、早期完成に取り組まれたい。

また、公文書、収集資料等の保管については、適切な環境を整備されたい。

（人権・男女共同参画・文化分野）

（雇用機会の拡大）

(9)　平成17年9月末現在の三重県内の有効求人倍率は、1.46倍と全国平均0.97倍に比べ、高い水準を示しているが、北部地域と南部地域では格差が大きく、特に熊野では、0.56倍と他地域と比較して非常に低い状況にあるので、関係部局と連携し、地域振興や産業政策と関連させた雇用機会の拡大に取り組まれたい。　（勤労・生活分野）

〔公共職業安定所別有効求人倍率（平成17年9月現在）〕　（単位：倍）

安定所別	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	上野	尾鷲	熊野
有効求人倍率	1.59	1.73	1.38	1.69	1.63	1.10	1.15	1.03	0.56

（若年者の就労支援）

(10)　若年者の就労支援については、「おしごと広場みえ」を拠点として、職業紹介や職業相談、カウンセリングなど様々な取組が行われ、平成16年度利用件数は14,858件と前年度の6,349件に比べて大幅に増加している。今後は、利用者の増大、相談内容の多様化、複雑化に対応して相談体制を充実するとともに、若年者の視点に立ったサービスがより一層提供できるよう、ＮＰＯなど多様な主体による運営についても検討されたい。

また、高校卒業者の職業安定所を通した平成16年度就職決定率は、97.5%と前年度

に比べ0.9ポイント上昇しているが、就職後1年以内の離職率が24.5%と依然高い状況にあるため、関係部局と連携して、職業意識の醸成などにより、早期離職の防止に取り組まれたい。（勤労・生活分野）

〔高校生就職決定率〕（単位:%）

区　分	平成15年度	平成16年度
三重県	96.6	97.5
全　国	92.1	94.1

（注）厚生労働省調べ

〔高校卒業就職者1年以内離職率〕（単位:%）

区　分	平成14年3月卒	平成15年3月卒
三重県	24.2	24.5
全　国	25.2	25.0

（障害者雇用の促進）

(11)　民間企業における平成16年6月1日現在の障害者雇用率は1.46%で、法定雇用率1.8%を達成しておらず、法定雇用率を達成している企業の割合も45.9%と半数以下となっているので、障害者雇用を促進するため、企業等への啓発に一層取り組まれたい。

また、平成16年度から、障害者多数雇用企業等からの物品等調達優遇制度を運用しているが、十分な活用が図られるよう、さらに制度の普及に努められたい。

（勤労・生活分野）

（津高等技術学校）

(12)　津高等技術学校では、県内への液晶関連企業の進出に伴い、平成15年度から、液晶関連の知識、品質管理、環境等の分野を強化した液晶関連カリキュラムを実施しているが、訓練生は年々減少している。平成18年度から板金科と溶接科の統合、改編が行われるが、その他の定員に満たない学科についても、入校者が減少している原因を分析し、対策を検討して、訓練生の確保と求められる人材育成に努められたい。

（勤労・生活分野、津高等技術学校）

〔入校者の状況〕（単位：人、%）

		定員(A)	入校者			平成17年度入校率(B／A)
			平成15年度	平成16年度	平成17年度(B)	
普通課程	機械制御システム科	20	19	11	6	30.0
	電子制御情報科	20	19	14	9	45.0
	自動車技術科	20	24	20	20	100.0
	板金科	15	9	7	9	60.0
	溶接科	15	7	4	2	13.3
	木造建築科	15	15	17	3	20.0
	計	105	93	73	49	46.7

（労働者福祉対策資金貸付金事業の有効活用）

(13)　貸付金の創設等制度の見直しにより、平成16年度における労働者福祉対策資金の貸付枠に対する貸付実績は、前年度に比べて増加しているが、54.4%と貸付枠を大きく下回っているため、制度の一層の周知を図られたい。

なお、育児・介護生活資金については、平成15年度から貸付実績がないので、制度

が活かされるよう、中小企業等における育児休業制度と介護休業制度の普及をあわせて図られたい。（勤労・生活分野）

（消費生活相談）

（14）　平成16年度の消費生活相談件数は、16,412件と前年度に比べ3,465件増加している。相談員の増員や消費生活情報提供サービスの開始など相談・苦情処理の充実を図っているが、平成16年6月の消費者基本法の改正により、県は、高度の専門性又は、広域の見地への配慮が必要な苦情処理のあっせん等を行うこととなったので、相談員の資質の向上を図るとともに、住民に身近な市町村の相談体制整備を支援されたい。

また、電子メールやインターネットを媒体にした架空請求などに関する相談が増加しているので、効果的な啓発、情報提供を図られたい。（勤労・生活分野）

〔平成16年度相談件数〕　（単位：件）

区　分	相談件数		対前年度比較	
	平成15年度	平成16年度	増　減	増減率
総件数（実受付件数）	12,947	16,412	3,465	26.8%
苦　情	11,110	14,142	3,032	27.3%
（うち不当・架空請求）	5,977	10,083	4,106	68.7%
問合等	1,837	2,270	433	23.6%

（交通事故防止）

（15）　平成16年の交通死者数は、前年より13人増加し187人となり、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位、都市別でも松阪市がワースト1位となった。特に高齢者の事故や、飲酒運転による人身事故が増加しているので、今後も警察、市町村、交通関係団体等と連携し総力を上げて、交通ルール遵守の徹底、高齢者等交通弱者対策、交通安全教育啓発活動の一層の充実を図り、事故件数及び死者数の削減に取り組まれたい。（勤労・生活分野）

〔三重県の人身事故の推移（暦年）〕　（単位：件、人）

区　分	平成14年	平成15年	平成16年	対前年増減	備考（平成16年）
発生件数	12,048	12,659	13,479	820	全国22位
死者数	211	174	187	13	10万人当たり全国1位
うち高齢者	77	67	88	21	
負傷者数	15,975	16,835	17,703	868	全国22位
うち高齢者	1,942	2,097	2,207	110	

（三重県交通災害共済事業）

（16）　三重県交通災害共済事業については、平成16年度末の加入者数は580,252人、加入率は36.9%で、前年度より61,776人、4ポイント減少している。平成16年度に制度の必要性、実施主体、加入促進対策について検討し、県が継続して行うこととなったが、加入率の低下が続いているので、交通災害共済制度の啓発や市町村と連携した加入促進に努めるとともに、引き続き制度のあり方について検討されたい。（勤労・生活分野）

〔加入率の推移〕　（単位：人、％）

区　　分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	**平成16年度**
加入者数　(A)	812,042	783,565	744,635	642,028	**580,252**
県内人口　(B)	1,566,926	1,569,682	1,569,460	1,571,076	**1,574,145**
加入率　(A/B)	51.8	49.9	47.4	40.9	**36.9**

（注）県内人口は1月1日現在とし、独自に事業を実施している四日市市を除く。

（私立学校における建物の耐震化）

(17)　私立小・中・高・養護学校及び幼稚園の平成16年12月1日現在の耐震診断実施率は、37.9％、耐震建物率は54.8％であるので、耐震診断及び耐震工事の補助制度を活用し、耐震化を促進されたい。

また、専修学校等についても、耐震診断及び耐震化の促進について検討されたい。

（人づくり・協働・国際分野）

（青少年の健全育成）

(18)　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年と比べ186人減少したが、不良行為少年は27,995人で前年より858人増加している。

また、青少年を取り巻く社会環境は、高度情報化、夜型社会への移行などにより大きく変化し、インターネット上の有害情報への対応や非行等を助長する行為への対策などが必要となっているので、これまで実施してきた非行防止地域ネットワーク推進事業などの成果を検証するとともに、市町村、警察、学校、関係団体等と連携を強化し、青少年の健全育成のための有効な対策を講じられたい。　（人づくり・協働・国際分野）

〔少年非行の状況（暦年）〕　（単位：人）

区　分	刑法犯少年			不良行為少年	少年相談（警察）
		うち14歳未満	うち粗暴犯		
平成15年	2,217	325	267	27,137	1,940
平成16年	**2,031**	**272**	**159**	**27,995**	**1,332**
増　減	**△186**	**△53**	**△108**	**858**	**△608**

（外国人との共生）

(19)　県内の外国人登録者数は平成16年末で43,621人であり、前年より3,783人増加しており、言語、生活習慣等の違いから、生活面などで様々な問題が生じている。平成16年度に生活情報の提供、医療通訳ボランティアの育成、子どもの居場所づくりなどを地域住民、ＮＰＯ、市町村等と連携・協働して行うとともに、外国人労働者実態調査を実施しているが、外国人との共生についての課題を整理し、関係部局、市町村、民間団体等と連携して、取組を推進されたい。　（人づくり・協働・国際分野）

〔外国人登録者の推移（暦年）〕　（単位：人）

区　分	平成元年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	**平成16年**
登録者数	10,441	32,457	35,524	36,988	39,838	**43,621**
対前年増		3,258	3,067	1,464	2,850	**3,783**

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　本庁分

収入未済額は、平成17年5月31日現在、中小企業従業員住宅家屋貸下料について法的措置を講じたこと等により、前年度と比べて4,728,930円減少しているが、なお49,195,402円（対前年度比91.2%）あるので、収納促進に努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
人権・男女共同参画・文化分野	文化会館等使用料	現年度　547,300円 過年度　967,810円 計　1,515,110円	現年度　815,800円 過年度　978,240円 計　1,794,040円
	専修学校又は各種学校入校者補助金等返還金等	過年度　337,000円	過年度　337,000円
勤労・生活分野	中小企業従業員住宅家屋貸下料	過年度　47,343,292円	過年度　51,793,292円
計	—	49,195,402円	53,924,332円

イ　県民局分

ひとにやさしいまちづくり支援事業費補助金にかかる返還金の収入未済額が31,000円あるので、早期収納に努めるよう指導されたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
南勢志摩県民局生活環境森林部	雑入（補助金返還金）	現年度　31,000円	—

(2)　支出に関する事務（追求・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　未利用地の処分

三重大学農場交換用地については、国との土地交換で残地となったものであるが、調査、測量等を要するため譲渡等の処分が進んでいないので、今後、処理方法について検討されたい。

財産名称	所在地	面積(m²)	未利用理由
三重大学農場交換用地残地	津市高野尾町、芸濃町椋本、亀山市三寺町	12,339.71	交換残地で現況は農道の一部

イ　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
勤労・生活分野	(1)　自損事故(損害額：35,700円)

ウ　金品亡失

ノートパソコンを紛失しているので、物品の管理について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　　容
人権・男女共同参画・文化分野	(1)　ノートパソコンの紛失（購入価格175,273円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　男女共同参画センター事業委託の予定価格積算根拠不明確、見積書への仕様書添付なし	1	人権・男女共同参画・文化分野
	(2)　高齢者の交通事故分析業務委託の予定価格積算根拠不明確	1	勤労・生活分野
	(3)　宗教法人台帳管理システム更新業務委託等で個人情報の適正管理に関する条項未記載	2	人権・男女共同参画・文化分野 人づくり・協働・国際分野
	(4)　勤労者の「働きがいＵＰ」支援プログラム開発事業業務委託の見積書及び契約書への仕様書添付なし、特命随意契約の理由不明確	1	勤労・生活分野
	(5)　世界人権宣言普及啓発事業委託の再委託に関する条項未記載	1	人権・男女共同参画・文化分野
	(6)　非行防止ネットワーク推進事業費ＨＰ作成業務委託の随意契約条項未記載	1	人づくり・協働・国際分野
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　市民ボランティアニュース作成委託業務の選定表に鉛筆書きあり	1	人づくり・協働・国際分野
	(2)　非行防止地域ネットワーク推進事業調査委託の審査会未実施、選定要領なし	1	人づくり・協働・国際分野
3　業務委託の実施状況（その他）	(1)　校内清掃業務委託の予定価格未設定	1	津高等技術学校

4　県単工事の実施状況	(1)　総合文化センター駐車場整備工事で調査不足による設計変更	1	人権・男女共同参画・文化分野

健康福祉部

総括意見

健康福祉部では、急速に少子高齢化が進展する中で、くらしの安全・安心が確立され、よりよい生活を送ることができる社会を目指して、健康づくりの推進、子育て環境の整備、医療提供体制の充実、介護基盤の充実、障害者保健福祉の推進などに取り組んでいる。

しかし、児童虐待相談件数が年々増加してきており、子育て環境の整備が全国的な水準から見て遅れている状況にあるので、子育て環境の一層の充実に向けて、次世代育成支援行動計画に基づき、総合的、横断的に取り組まれたい。

また、へき地等地域医療を担う医師の確保の困難性が増し、特に小児科医、産婦人科医等が不足するとともに、看護職員が不足しているなど、医療提供体制整備の大きな問題になっていることから、養成機関、医療機関、関係団体等との連携を強化し、医師、看護職員の確保対策の一層の充実を図られたい。

更に、介護を必要とする高齢者が増加しているので、介護サービスの提供体制の充実やより効果的な介護予防対策の実施に向け市町村等と連携して取り組むとともに、介護報酬の不適切受給に対しては、一層監視体制を強化して介護サービスの適正化に努められたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（保健福祉行政の組織体制）

(1)　法改正及び合併等による保健福祉行政の実施主体の市町村への移行、県民局制度の見直し等を踏まえ、県民局保健福祉部（保健所、福祉事務所）の組織や機能の検討が行われているが、県と市町村、本庁と地域の役割を明確にし、行政サービスを効率的に提供されたい。

（経営企画分野）

（社会福祉施設等の指導監査）

(2)　社会福祉施設等の指導監査については、介護保険事業への参入事業者が増加していることに加えて、平成15年度から障害者が身近な地域で自分に合ったサービスを選択する支援費制度の導入に伴い、平成16年度末の監査対象事業所は4,138箇所と前年度に比べて大幅に増加している。また、平成16年度指導監査による介護報酬不適切受給事業者は152事業者と前年度に比べて66事業者増えているので、一層効率的、効果的、適正に指導監査を行われたい。

また、監査結果について、一層県民にわかりやすく情報提供されたい。

（経営企画分野、長寿・障害分野）

〔監査対象事業者の状況〕　（単位：箇所）

区　分	社会福祉法人	社会福祉協議会	社会福祉施設	介護保険施設	支援費施設	市町村	計
平成15年度末(A)	230	70	685	1,520	0	69	2,574
平成16年度末(B)	**234**	**66**	**707**	**2,101**	**964**	**66**	**4,138**
増　減 (B)-(A)	**4**	**△4**	**22**	**581**	**964**	**△3**	**1,564**

〔介護報酬不適切受給の状況〕

区　分	不適切事業者数	自主返還額	事業者指定の取消件数
平成15年度	86事業者	128,643,186円	1件
平成16年度	**152事業者**	**105,477,976円**	**0件**

（食品衛生監視指導）

(3)　平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、対象施設及び目標設定の基準を明確にし、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組まれたい。（健康・安全分野）

〔食品営業施設の監視の状況〕　（単位：施設、%）

区　分		Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	計
桑名	対象施設数	8(0.2)	143(3.5)	1,650(40.8)	2,240(55.5)	4,041(100)
	監視率	125.0	121.0	108.0	125.5	116.8
四日市	対象施設数	18(0.2)	300(2.7)	2,928(26.7)	7,731(70.4)	10,977(100)
	監視率	169.4	326.0	106.2	77.6	105.0
鈴鹿	対象施設数	22(0.5)	206(4.4)	1,876(40.4)	2,541(54.7)	4,645(100)
	監視率	72.7	100.0	117.6	116.9	114.5
津	対象施設数	81(1.1)	152(2.2)	2,842(40.4)	3,953(56.3)	7,028(100)
	監視率	97.5	100.0	65.4	104.8	85.8
松阪	対象施設数	142(2.9)	201(4.1)	1,864(38.3)	2,664(54.7)	4,871(100)
	監視率	32.7	42.8	93.6	119.0	91.5
南勢志摩	対象施設数	277(3.0)	1,922(20.5)	3,548(37.8)	3,626(38.7)	9,373(100)
	監視率	110.8	64.1	136.5	209.4	124.6
伊賀	対象施設数	38(0.9)	759(18.9)	1,127(28.0)	2,099(52.2)	4,023(100)
	監視率	44.7	126.2	206.4	102.8	137.0
紀北	対象施設数	3(0.2)	53(3.1)	1,368(79.3)	301(17.4)	1,725(100)
	監視率	100.0	100.0	122.8	437.5	158.7
紀南	対象施設数	8(0.6)	104(7.3)	645(45.5)	660(46.6)	1,417(100)
	監視率	131.3	50.0	101.7	126.4	102.5
計	対象施設数	597(1.2)	3,840(8.0)	17,848(37.1)	25,815(53.7)	48,100(100)
	監視率	87.0	101.3	113.2	120.1	112.4

（注）1　Aランク施設：大量調理（1回300食以上、1日750食以上）をする集団給食施設、飲食店営業（弁当屋、仕出し屋、料理屋及び旅館）等（1年に2回監視）

Bランク施設：Aランク以外の集団給食施設で共同調理場方式の施設、飲食店営業、広域流通する製品製造業（食品、そうざい、乳製品など）等（1年に1回監視）

Cランク施設：A、Bランク以外の集団給食施設、その他飲食店営業（一般食堂、レストランなど）、A、Bランク以外の製造業、食肉又は魚介類の処理及び加工・販売業（2年に1回監視）

Dランク施設：バーなどの飲食店、喫茶店営業、乳類販売業など（3年に1回監視）

2　中央卸売市場を除く。

3　（　）は、食品営業施設全体に占めるランク別施設数の割合

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(4)　生活衛生関係営業施設については、平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために公衆浴場、旅館を中心に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られる。監視・指導の一貫性、統一性、継続性を確保しつつ、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導が行われるよう、指針等を整備されたい。（健康・安全分野）

〔生活衛生関係営業施設の監視の状況〕　（単位：施設、％）

区　分		興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計
桑名	監視率	11.1	41.6	110.5	2.6	3.3	6.0	14.0
	監視数	1	32	42	5	9	4	93
四日市	監視率	75.0	23.0	36.4	31.7	18.9	18.0	24.0
	監視数	3	52	24	113	110	20	322
鈴鹿	監視率	33.3	25.0	33.3	2.4	4.4	8.8	8.4
	監視数	1	24	16	6	16	5	68
津	監視率	16.7	16.8	33.8	15.4	4.6	21.5	12.4
	監視数	1	33	27	61	27	20	169
松阪	監視率	0.0	10.4	21.4	32.8	5.4	13.6	15.4
	監視数	0	18	6	90	21	6	141
南勢志摩	監視率	33.3	40.2	1.2	8.9	6.8	4.5	22.7
	監視数	4	479	1	43	45	5	577
伊賀	監視率	66.7	30.2	25.6	10.6	6.6	60.8	17.1
	監視数	2	32	11	21	18	31	115
紀北	監視率	－	37.1	0.0	15.1	104.9	13.0	47.6
	監視数	－	65	0	13	107	3	188
紀南	監視率	－	21.3	150.0	17.5	17.6	0.0	21.1
	監視数	－	20	15	14	19	0	68
計	監視率	27.9	32.3	35.1	15.8	11.1	16.0	19.3
	監視数	12	755	142	366	372	94	1,741

（注）　「興行場」は映画館関係のみ、「クリーニング所」は取次店を除く。

（児童虐待の防止）

(5)　「子どもを虐待から守る条例」に基づき、平成16年10月に子育て支援指針等3指針の策定や虐待の早期発見・早期対応のため「子どもを虐待から守る家」の指定などを行っているが、平成16年度の児童虐待相談件数は526件で、年々増加してきている状況である。

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村が児童相談の一義的な窓口となり、児童相談所はより専門性が必要な場合の対応や市町村支援に重点を置くこととなったため、各児童相談所を一体的に運営する児童相談センターを設置し機能の充実を図っているが、今後、高度で専門的な支援ができるよう相談機能を充実するとともに、一層関係機関との連携を強め、児童虐待防止ネットワークの設置促進や人材の養成など、市町村の児童虐待防止体制の強化に対する支援を充実されたい。

（福祉・子育て分野、児童相談センター）

〔児童虐待相談件数及び市町村児童虐待防止ネットワーク設置率〕

区　分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	前年度比較	
				増減	増減率
児童虐待相談件数（件）	422	508	526	18	3.5%
市町村児童虐待防止ネットワーク設置率　(%)	26.1	34.8	50.0	15.2	－

（子育て支援機能の充実）

(6)　平成17年3月、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭を身近なところで支援する“ささえあいの地域社会づくり”を目指し、「三重県次世代育成支援行動計画」を策定しているが、計画の推進にあたっては、多様な主体の参画・協働・連携が必要となるので、総合行政の視点から進捗状況を確認するなど効果的に取り組まれたい。

また、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施状況は、全国的に見て低い状況であるので、地域のニーズに応じた整備が進められるよう市町村を支援されたい。

（福祉・子育て分野）

〔特別保育及び放課後児童クラブの実施状況〕　（単位：箇所、位）

区　分	平成14年度		平成15年度		**平成16年度**	
	設置・実施箇所数	全国順位	設置・実施箇所数	全国順位	**設置・実施箇所数**	**全国順位**
放課後児童クラブ	125	44	137	45	**153**	**45**
一時保育	17	47	24	46	**36**	**42**
休日保育	2	41	3	42	**3**	**39**
延長保育	88	46	98	46	**107**	**41**

（注）　全国順位については、放課後児童クラブは、クラブ／小学校数、一時保育、休日保育及び延長保育は事業実施保育所数／保育所数によって実施率を算出し、順位付けしたもの。

（草の実リハビリテーションセンター）

(7)　草の実リハビリテーションセンターでは、具体的な数値目標等の設定による目標達成度の管理を行っているが、外来患者数は、目標に比べて799人、前年度に比べて1,315人減少し、1日平均の入院患者数も前年度に比べて減少している。このため、引き続き運営の効率化に努めるとともに、県立施設としての機能、役割を明確にし、適正な規模、県費負担のあり方等について検討されたい。

（福祉・子育て分野、草の実リハビリテーションセンター）

〔草の実リハビリテーションセンターの外来患者数及び入院患者数〕　（単位：人）

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	**平成16年度**
外来患者数	18,011	16,775	17,665	16,516	**15,201**
1日平均の外来患者数	73.5	68.4	72.1	67.1	**62.6**
入院患者数	14,791	13,681	16,035	15,891	**15,361**
1日平均の入院患者数	40.5	37.4	43.9	43.4	**42.1**

（配偶者暴力相談支援センターの相談体制）

(8)　女性相談所は、県のドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）対策の拠点施設である配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っているが、平成16年度に寄せられたドメスティック・バイオレンスに関する相談・通報件数は1,049件で、前年度に比べて63件増加している。また、外国人からの相談や継続して相談する必要がある場合など、困難な相談が増えてきていることから、相談体制の強化などについて検討されたい。

（福祉・子育て分野、女性相談所）

〔配偶者暴力相談支援センターの相談件数〕　（単位：件、％）

区　分		H15年度(A)	H16年度(B)	増減(B)-(A)	増減率(B)/(A)
相　談　件　数		986	1,049	63	106.4
	うち来所による相談件数	285	346	61	121.4

（「ヘルシーピープルみえ・２１」）

(9)　県民が健康で、活力ある社会の実現のために策定した「ヘルシーピープルみえ・２１」について、平成16年度は県民健康実態調査を実施しているが、121の指標のうち、達成済み及び改善しているものが70指標となっている。

平成17年度は課題を整理し、今後の取組方向を定めることとしているが、目標を達成していない指標については、具体的な方策を明確にし、実効性のある対策を講じられたい。　（保健・医療分野）

〔指標の達成状況〕　（単位：指標）

区　分	達成済み	改善	悪化	不明	計
指　標　数	39	31	31	20	121

（注）　「不明」は、前回の調査で数値の把握をしていなかったため、現状値と比較ができない指標

（医師の確保）

(10)　へき地等地域医療を担う医師の確保の困難性が増し、特に小児科医、産婦人科医、麻酔科医等の不足が課題となっている。

平成17年7月に県医療審議会地域医療対策部会から出された「医師の確保に向けた緊急提言（中間報告）」の主旨を生かし、県、市町村、大学、各医療機関等関係団体が連携を緊密にして、医師確保対策の一層の充実を図られたい。

また、平成16年度に創設した医師修学資金等貸与制度の貸与実績が低いので、制度の課題を検証し、改善を図られたい。　（保健・医療分野）

〔医師の状況（人口10万対医師数）〕　（単位：人）

区　分	総　数	内　科	小児科	産婦人科	整形外科	麻酔科
三重県	173.6(36)	58.1 (27)	10.4 (33)	7.6(34)	14.7 (30)	2.7 (46)
全国平均	195.8	58.6	11.4	8.3	14.6	4.8

（注）1　厚生労働省2002年医師・歯科医師・薬剤師調査による。
2　（　）内は、全国順位

（看護職員の確保）

(11)　県内の平成16年末看護職員従事者は16,842人で、三重県看護職員需給見通しによる需要数17,785人に対して943人不足となっている。

今年度は、平成18年から5年間の看護職員需給見通しを策定するため実態調査を実施しているが、需給状況、離職要因等を分析し、事業の成果と課題を検証するとともに、養成機関、医療機関、関係団体等と一層連携し、看護職員の確保対策の充実を図られたい。

また、三重県立看護大学においては、研究成果の情報提供、看護職員を対象とした研修や教育の充実を図るとともに、卒業生の県内就職率が45.1％となっているので、その向上に努められたい。　（保健・医療分野、看護大学）

（公衆衛生学院のあり方検討）

(12)　歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正により、公衆衛生学院歯科衛生学科の修業年限が2年から3年以上となった。5年間の経過期間が設けられているものの、今後の県内の歯科衛生士の需給状況や民間養成所の動向等を踏まえ、歯科技工士の養成も含めた今後の公衆衛生学院のあり方について検討し、方針を明らかにされたい。

（保健・医療分野、公衆衛生学院）

（介護サービス基盤の整備促進）

(13)　「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」に基づき介護サービス施設等の整備を進めているが、要介護（支援）認定者の増加とともに特別養護老人ホームの入所申込者が年々増加し、平成16年度には12,079人となっている。

実態調査の実施、特別養護老人ホームの整備、入所基準に基づく入所の適正化等により、早急に入所を必要とする人の入所待機は19年度に解消する見通しをたてているが、高齢者が、安心してそれぞれの状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、地域の状況に応じた施設整備を促進されたい。

また、居宅サービス利用者の割合が増加しているので、援護を必要とする高齢者が在宅で安心して生活できるよう、市町村における居宅サービスの充実、向上を支援されたい。

（長寿・障害分野）

〔特別養護老人ホーム入所申込者等〕　（単位：人、%、床）

区　分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	**平成16年度**
要介護（支援）認定者	45,984	54,281	62,114	**67,931**
対前年度増加率	—	118.0	114.4	**109.4**
入所申込者数	3,939	6,859	9,349	**12,079**
対前年度増加率	—	174.1	136.3	**129.2**
特別養護老人ホーム定員	5,068	5,268	5,448	**5,763**

（「知的障害者福祉センターはばたき」「いなば園」）

(14)　「知的障害者福祉センターはばたき」の入所施設部門については、平成17年3月1日現在の入所者数は12名と、予算定員30名（条例定員40名）を大きく下回っているので、県立施設としての機能、役割を明確にし、適正な規模、県費負担のあり方等について検討するとともに、引き続き運営の効率化に取り組まれたい。

また、知的障害児施設・知的障害者更生施設「いなば園」は、平成18年4月に県立施設から社会福祉法人三重県厚生事業団へ移管される予定であるので、セーフティネット機能の維持など課題を整理し、運営主体の移行を円滑に行われたい。

（経営企画分野、長寿・障害分野、知的障害者福祉センターはばたき）

〔知的障害者福祉センターはばたき入所者数（各年度3月1日現在）〕　（単位：人）

区　分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	**平成16年度**
入所者数	34	27	24	12	**12**

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　本庁分

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 446,273,347 円（対前年度比104.8%）あり、前年度と比べて20,250,134円増加している。また、督促状の発行が行われていないなど債権管理が不十分のものや、滞納者の生活実態把握が行われていないものがあるので、債権管理を徹底するとともに、悪質な場合は支払督促制度などの法的措置をとるなどして、未収金の収納促進を行われたい。

また、生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金等未収金の発生している科目毎に課題となる対応策を明らかにし、発生防止と債権管理を徹底されたい。

さらに、時効により 19,358,130 円を不納欠損処理しているが、公平性の観点から不納欠損に至らないよう債務者の資産等の実態を十分調査するなど日常の債権管理を適切に行うとともに、不納欠損処分に至った場合は、その経緯を明らかにするなど県民への説明責任を果たされたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）		平成15年度（平成16年5月31日現在）	
保健・子育て分野	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等	現年度	42,940,857円	現年度	44,979,761円
		過年度	311,140,125円	過年度	285,750,635円
		計	354,080,982円	計	330,730,396円
生活・医療分野	看護師養成貸付金返還金等	現年度	1,760,600円	現年度	6,220,600円
		過年度	5,369,000円	過年度	2,906,300円
		計	7,129,600円	計	9,126,900円
長寿・障害分野	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	現年度	4,133,222円	現年度	6,189,804円
		過年度	80,929,543円	過年度	79,976,113円
		計	85,062,765円	計	86,165,917円
計			446,273,347円		426,023,213円

イ　単独地域機関分

国児学園保護費負担金等の収入未済額が59,285,556円(対前年度比93.6%)あり、前年度と比べて4,080,290円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）		平成15年度（平成16年5月31日現在）	
国児学園	国児学園保護費負担金	現年度	513,090円	現年度	358,250円
		過年度	2,492,550円	過年度	3,546,000円
		計	3,005,640円	計	3,904,250円
小児心療センターあすなろ学園	あすなろ学園使用料	現年度	870円	現年度	191,216円
		過年度	190,244円	過年度	192,244円
		計	191,114円	計	383,460円
草の実リハビリテーションセンター	草の実リハビリテーションセンター使用料等	現年度	471,490円	現年度	3,670円
		過年度	400円		
		計	471,890円		

児童相談センター	児童措置費負担金等	現年度 10,474,328円 過年度 44,881,084円 計 55,355,412円	現年度 11,979,515円 過年度 46,861,151円 計 58,840,666円
知的障害者福祉センターはばたき	知的障害者福祉センターはばたき使用料	現年度 261,500円	現年度 233,800円
合　計		59,285,556円	63,365,846円

ウ　県民局分

生活保護費返還金等の収入未済額が80,525,990円（対前年度比102.7%）あり、前年度と比べて2,142,442円増加しているので、今後、その収納促進及び未収金の発生防止に努めるよう地域機関を支援されたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
北勢県民局桑名保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 618,479円 過年度 2,366,212円 計 2,984,691円	現年度 57,025円 過年度 2,554,212円 計 2,611,237円
北勢県民局四日市保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 741,406円 過年度 4,256,783円 計 4,998,189円	現年度 478,821円 過年度 5,490,162円 計 5,968,983円
北勢県民局鈴鹿保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 196,712円 過年度 595,648円 計 792,360円	現年度 16,200円 過年度 736,848円 計 753,048円
津地方県民局保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 4,246,425円 過年度 17,568,138円 計 21,814,563円	現年度 4,701,732円 過年度 14,182,626円 計 18,884,358円
松阪地方県民局保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 1,246,671円 過年度 1,335,390円 計 2,582,061円	現年度 656,620円 過年度 886,640円 計 1,543,260円
南勢志摩県民局保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 5,786,501円 過年度 18,398,351円 計 24,184,852円	現年度 6,456,011円 過年度 13,561,418円 計 20,017,429円
伊賀県民局保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 146,237円 過年度 18,350,828円 計 18,497,065円	現年度 5,606円 過年度 24,511,409円 計 24,517,015円
紀北県民局保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 1,953,655円 過年度 2,397,218円 計 4,350,873円	現年度 257,898円 過年度 3,323,684円 計 3,581,582円
紀南県民局保健福祉部	生活保護費返還金	過年度 321,336円	現年度 45,300円 過年度 461,336円 計 506,636円
合　計		80,525,990円	78,383,548円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
福祉・子育て分野	(1)　物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県117,432円）
保健・医療分野	(1)　自損事故（損害額195,562円）
小児心療センターあすなろ学園	(1)　自損事故（損害額：廃車（取得価格844,600円））
児童相談センター	(1)　自損事故（損害額99,645円）
	(2)　自損事故（損害額21,000円）
	(3)　物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県59,000円）
	(4)　自損事故（損害額：92,122円）
	(5)　物損事故（負担割合：県20%・相手80%） （物損額：県15,750円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　ゆずりは荘警備業務委託（下半期）の随意契約理由不適切	1	経営企画分野
	(2)　周産期医療情報ネットワークシステム維持管理業務委託、重症心身障害児（者）通園事業委託、障害児（者）相談支援事業委託、知的障害者相談支援システム保守管理業務委託及び医学判定検査業務委託で個人情報保護条項の未記載	4	福祉・子育て分野 長寿・障害分野 知的障害者福祉センターはばたき 身体障害者更生相談所
	(3)　検診受診者登録追跡業務委託の事業実施要領等の不備	1	保健・医療分野
	(4)　昇降機遠隔監視保守業務委託の随意契約理由不明確	1	知的障害者福祉センターはばたき
	(5)　医学判定検査業務委託及び更生医療給付に対する医学判定業務委託の特命随意契約理由未記載	1	身体障害者更生相談所

2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　みえビジネスクリニック事業業務委託及び次世代育成支援行動計画等分析業務委託の採点表を鉛筆で記載	2	健康・安全分野 福祉・子育て分野
	(2)　看護大学大学案内企画制作調査委託の取扱指針、実施要領及び選定要領の未整備、指名審査会未設置	1	看護大学
3　県単独補助金の執行状況	(1)　生活衛生事業補助金について、交付決定の遅延及び額の確定未実施、補助制度見直しの検討が必要	1	健康・安全分野
	(2)　福祉医療事業協力交付金について、使途が明確に確認できるよう、交付要領の実績報告書様式等の見直しが必要	1	福祉・子育て分野
	(3)　民間保育所研修費補助金の実績報告遅延	1	福祉・子育て分野
	(4)　新任民生委員活動資料作成事業補助金について、委託事業化の検討が必要	1	福祉・子育て分野
	(5)　紀南健康長寿リーディングエリア形成事業補助金について、補助対象先の契約手続きに対する指導が必要（随意契約理由不適切）	1	福祉・子育て分野
	(6)　衛生普及推進事業補助金の交付申請書の提出遅延、事業効果の検証が必要	1	保健・医療分野
4　未収金対策の状況	(1)　督促状の発行遅延	2	保健・医療分野 看護大学
	(2)　滞納整理台帳の未整理	1	児童相談センター
5　人件費	(1)　扶養手当及び住居手当の認定にかかる支給要件書類の添付なし	2	経営企画分野 児童相談センター
	(2)　扶養手当及び住居手当の認定簿の未整理	1	経営企画分野
6　事務管理体制	(1)　支出審査確認体制の整備が必要	2	女性相談所 公衆衛生学院

環境森林部

総括意見

環境森林部では、持続可能な循環型社会の創造を目指して、ごみゼロ社会実現プランの周知・啓発、産業廃棄物の不適正処理対策、生活排水対策、地球温暖化防止対策などに取り組むとともに、森林の持つ多面的機能の発揮を支える林業・木材産業の発展に取り組んでいる。

しかし、廃棄物処理センター（溶融処理）事業及びＲＤＦ焼却発電事業における事業主体の累積損失、許可容量を大幅に超過する産業廃棄物の不適正処理、アスベストによる健康不安、認定リサイクル製品の不正製造などの問題が発生している。

このため、これまでの環境施策の取組を検証し、県民の安全で安心な生活を確保するため、循環型社会の創造に向け総合的に取り組まれたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（環境経営の取組推進）

(1)　平成16年度に「三重県版小規模事業所向けみえ・環境マネジメントシステムスタンダード（Ｍ－ＥＭＳ）」を構築したが、より多くの小規模事業者に活用されるためには、認証取得が企業間のグリーン調達基準に採用されるなど社会的に評価される必要があるので、積極的なＰＲに努められたい。

なお、中小企業に対するISO14001認証取得支援制度により、平成12年度から平成16年度までに336事業所に対してコンサルティング費用等を支援したところであるが、認証取得企業においてマネジメントシステムがどのように活用されたかなど支援の成果について検証されたい。（経営企画分野）

（環境保全活動の推進）

(2)　地域全体の環境意識の高揚を図るため、県自らが率先してISO14001を取得し、環境目標を設定してその達成に取り組んでいるが、平成16年度は職員1人あたりの用紙類購入使用量など3項目の目標を達成できていないので、目標の着実な達成に努められたい。（経営企画分野）

〔三重県庁ISO14001環境目標の達成状況〕

区　分	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	目　標 実　績	増　減 判　定	目　標 実　績	増　減 判　定	目　標 実　績	増　減 判　定
電力使用量 (kWh)	12,234,038 12,019,646	△1.8% ○	12,132,312 11,748,215	△3.2% ○	12,055,270 12,358,787	2.5% ×
水使用量 (m³)	117,443 111,106	△5.4% ○	117,397 113,027	△3.7% ○	117,351 113,208	△3.5% ○
冷暖房用等燃料 (kl)	492 460	△6.5% ○	568 466	△18.0% ○	565 488	△13.7% ○
公用車燃料使用効率 (km/l)	9.0 10.2	13.5% ○	9.0 10.4	15.6% ○	9.0 10.4	15.6% ○
廃棄物総発生量 (t)	911 860	△5.5% ○	911 860	△5.5% ○	911 950	4.3% ×
リサイクル率 (%)	81.8 80.9	△1.1% ×	81.8 83.4	2.0% ○	81.8 84.4	3.2% ○

職員1人あたりの用紙類購入使用量（kg/人）	65.5	11.8%	68.0	7.1%	68.0	7.3%
	73.2	×	72.8	×	73.0	×

（注）表示単位以下の端数処理の関係で、増減率計算が合わないことがある。

（ごみゼロ社会実現プラン）

(3)　平成17年3月に「ごみゼロ社会実現プラン」を策定し、住民、事業者、行政などが、ごみゼロ社会実現に向けた基本目標や継続的に取り組むべき長期的なビジョンを示している。

プランに定めた目標を達成するためには、ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動が県民、事業者に定着する必要があるので、ごみの発生・排出抑制について、一般廃棄物処理の役割を担う市町村と協働して積極的に推進されたい。

（循環型社会構築分野）

〔県内のごみ排出量の推移〕

区　　分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	**平成15年度**
ごみ総排出量（t/年）	823,769	779,419	786,344	788,053	**779,511**
1人1日当たりごみ排出量（g/日・人）	1,211 (1,114)	1,150 (1,132)	1,157 (1,124)	1,159 (1,111)	**1,144** **(1,106)**

（注）（　）内は、全国平均

（不法投棄等の是正）

(4)　産業廃棄物の不適正処理事案について、生活環境に影響を与える可能性や廃棄物の量等を勘案して11事案を選定し、平成16年度から5事案に係る安全性確認調査を実施している。このうち、特に四日市市大矢知町・平津町地内の不適正処理事案では、測量調査の結果、許可数量を約160万㎥上回って処分されたことが判明しており、現在水質等の調査を行っているところであるが、残りの事案についても計画的に調査を行うとともに、調査結果に基づき厳正・的確に対処されたい。　（循環型社会構築分野）

（産業廃棄物監視指導）

(5)　平成16年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄等事案は63件、2,884tであり、前年度と比較して件数で29件、投棄量で7,399t減少している。しかし、平成16年度新規事案のうち年度内に撤去済となったものは、40件、2,599tで、23事案について引き続き指導が必要な状況である。

不法投棄等については、早期に発見・対処しないと改善させることが困難になる場合が多いことから、関係機関等との連携を密にし、監視指導体制の強化を図られたい。

（循環型社会構築分野）

（認定リサイクル製品）

(6)　三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品の平成16年度の県の使用・購入実績は、製品数65品目、508,483,212円であり、前年度と比較して製品数25品目、購入実績で429,141,953円(540.9%)増加しており、制度の周知や利用促進に係る取組の成果が認められる。

しかし、認定リサイクル製品であった埋め戻し材フェロシルトに係る安全性問題については、環境基準を超える重金属等の検出、不正製造など認定制度に係る信頼を損なう

事態が生じている。学識者で構成する検討委員会での原因究明等とともに実態調査に努めているところであるが、適正に撤去・処分されるよう厳しく指導するとともに、他の認定製品に係る安全性の確認、審査体制の見直しなどにより認定制度の信頼回復に努められたい。（循環型社会構築分野）

〔認定リサイクル製品の県使用・購入実績〕

区　分	建設資材		農業資材	物品等その他	計
	土砂類	その他	肥料等		
平成15年度	7品目 29,642,250円	18品目 36,837,413円	2品目 142,468円	13品目 12,719,128円	40品目 79,341,259円
平成16年度	10品目 64,524,086円	38品目 429,715,138円	4品目 5,690,896円	13品目 8,553,092円	65品目 508,483,212円

（ＲＤＦ焼却・発電事業の安全性の確保）

(7)　三重ごみ固形燃料発電所については、平成16年9月23日から発電を再開し、平成16年度中はほぼ順調に運転を継続した。また、発電所が安定的な運転を行うことができるよう、新たなＲＤＦ貯蔵施設の建設を企業庁に委託しているところであるが、今後とも企業庁とともに安全性、安定性を確保するため万全の措置を講じられたい。

また、発電所に職員を駐在させ、搬入されるＲＤＦの品質管理に努めているところであるが、すべてのＲＤＦ製造施設が、改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の施設基準に早期に対応するよう、引き続き助言・支援を行われたい。

（循環型社会構築分野）

（廃棄物処理センター整備資金貸付金）

(8)　県は、管理型最終処分場（仮称：新小山最終処分場）の用地確保のため、財団法人三重県環境保全事業団に対し、無利息、単年度償還で、毎年用地賃借料の一部を貸付けているが、貸付額は毎年度1,053万円累増し、平成16年度の貸付額は、6,059万円となっている。

法人が所有する処分場の今後の埋立可能容量、県内の処分場の状況等を勘案し、新小山最終処分場の整備計画について、長期的な見通しを立てて法人とともに総合的に検討されたい。（循環型社会構築分野）

（三重県廃棄物処理センター）

(9)　財団法人三重県環境保全事業団が特別会計で運営している三重県廃棄物処理センターは、平成16年度決算において9億762万円の損失を計上し、一般会計を合わせた法人全体でも7億4,349万円の損失であったことから、2期連続の債務超過となり、債務超過額は11億431万円になっている。

法人においては、経費削減や増収を内容とする経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、法人が健全な事業運営を確保し、溶融処理事業に参画している市町村の廃棄物処理が円滑に行われるよう、県としても、当センターの果たす役割を明確にし、経営改善に向けた指導・支援を行われたい。

（循環型社会構築分野、経営企画分野）

（地球温暖化防止対策）

(10)　県では、2000年（平成12年）に「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を

策定し、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を 2010 年までに 1990 年比 6%削減することを目標として、地球温暖化防止対策に取り組んでいる。

しかし、県内の 2002 年度における二酸化炭素排出量は 14.4%（1990 年比）増加するとともに、特に、民生部門は 43.1%、運輸部門は 40.1%と著しく増加していることから、これまでの取組を検証しつつ、実効性ある具体的な対策を講じられたい。

（地球環境・生活環境分野）

（自動車排出ガスの削減）

(11) 自動車から排出される二酸化窒素については、幹線道路沿道の濃度測定を県内 6 ヶ所の自動車排出ガス測定局で行っているが、環境基準は達成したものの、県の環境保全目標は全局で達成していない状況である。

二酸化窒素の総量削減に向け、関係機関と連携し、引き続き自動車等からの排出量削減対策を推進されたい。（地球環境・生活環境分野）

（生活排水対策）

(12) 平成 16 年度末の生活排水処理施設の整備率は 65.3%と前年度から 2.1 ポイント向上したが依然全国平均 79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢 81.5%、紀北 12.6%などと地域較差がある。

現在、平成 9 年 3 月に策定した生活排水処理施設整備計画の見直し作業が行われているが、今後も市町村と連携し、関係部局が総合行政で取り組むことにより、地域の実情に応じた整備を早急に推進されたい。

また、東紀州地域は、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも整備促進を図られたい。（地球環境・生活環境分野）

（河川、海域の水質）

(13) 平成 16 年度の河川における環境基準の達成率は、80.3%で前年度と比べ改善されたものの全国の達成率（平成 15 年度：87.4%）より低いものとなっている。また、伊勢湾など海域については、環境基準の達成率が 25.0%と低いことから、これまでに行ってきた事業を検証し、効果的な方法等を検討されたい。

なお、伊勢湾では第五次総量規制を実施しているものの、5 水域のうち 3 水域が環境基準を達成していないことから、総量規制対策の着実な実施に努められたい。

（地球環境・生活環境分野）

〔水域での環境基準達成率の状況〕

区　分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
河川（BOD）	水域数	59	60	61	61
	達成水域数	42	40	42	49
	達成率(%)	71.2	66.7	68.9	80.3
	達成率（全国）	81.5	85.1	87.4	-
海域（COD）	水域数	8	8	8	8
	達成水域数	5	1	2	2
	達成率(%)	62.5	12.5	25.0	25.0
	達成率（全国）	79.3	76.9	76.2	-

（注）　BOD：微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が進んでいることを示す。
COD：水中の有機物を酸化剤で酸化するための消費酸素量で、この値が大きいと水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい傾向にある。

（アスベスト対策）

(14)　吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

吹付けアスベストについては、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進するとともに、民間建築物等にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局と連携を強化して取り組まれたい。　（地球環境・生活環境分野）

（森林環境創造事業）

(15)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810haで、前年度末と比較して944ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。

また、事業の本格実施後3年を経過したが、対象森林のある44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差があるので、課題を検証するとともに、国庫補助事業の導入など今後の事業の進め方について検討されたい。　（森林・林業分野）

（松阪木材コンビナート）

(16)　松阪木材コンビナートでは、各事業体の稼働率向上に向けて種々の取り組みが行われているが、平成16年度の稼動実績が15年度に比べて下回っている事業体も見受けられ、計画に対しては17%から78%と、全ての事業体で目標を達成していない状況である。

引き続きその要因を分析するとともに、コンビナートシステムのメリットを生かし、消費者や木材関係者等のニーズに対応できる総合流通加工施設としての機能を強化して、計画の目標達成が図られるよう支援されたい。　（森林・林業分野）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　本庁分

雑入（産業廃棄物不適正処理に関する行政代執行費用）等の収入未済額が1,144,974,371円（対前年度比107.2%）あり、前年度と比べて76,905,340円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）		平成15年度（平成16年5月31日現在）	
循環型社会構築分野	雑入（産業廃棄物不適正処理代執行費用）	現年度	76,625,340円	現年度	517,314,945円
		過年度	1,067,438,505円	過年度	550,243,560円
		計	1,144,063,845円	計	1,067,558,505円

森林・林業分野	林業改善資金貸付金等	現年度　482,000円 過年度　428,526円 計　910,526円	現年度　510,526円
計	—	1,144,974,371円	1,068,069,031円

イ　県民局分

雑入（前払金返還利息等）の収入未済額が43,975円（対前年度比7.5%）あり、前年度と比べて545,170円減少しているが、今後、その収納未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年3月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
紀南県民局生活環境森林部	雑入（前払金返還利息等）	過年度　43,975円	現年度　589,145円

(2)　支出に関する事務（追給、戻入に関するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　未利用地

環境森林部所管の普通財産が、5,006.42㎡あるから、利用計画を策定しその有効活用を図るほか、不用のものにあっては売却等を推進されたい。

財産名称	所在地	面積　㎡	未利用理由
自然環境室管理地	四日市市西山町7592-1ほか	5,006.42	利用計画未策定

イ　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　容
経営企画分野	(1)　自損事故（損害額9,345円）
	(2)　自損事故（損害額90,576円）
	(3)　自損事故（損害額90,657円）
循環型社会構築分野	(1)　自損事故（損害額60,795円）
森林・林業分野	(1)　自損事故（損害額89,544円）

ウ　金品亡失

ＥＴＣカードの紛失事故が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　容
循環型社会構築分野	ＥＴＣカードの紛失（損害額なし）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　近畿自然歩道維持管理委託の実績報告書添付書類では履行状況の確認困難	1	森林・林業分野
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　地球温暖化防止手法検討業務委託の選定表の鉛筆記入	1	地球環境・生活環境分野
	(2)　森林ゾーニング事業設計委託業務の実施要領及び選定要領が審査会の審査未了、選定表の鉛筆記入、選定要領に価格性評価の規定なし、最優秀提案の決定にかかる価格の重要性の記載不明瞭、最優秀提案選定後の企画性評価に関わる業務内容追加、当該仕様変更の決裁なし	1	森林・林業分野
3　物品購入等	(1)　印刷契約に係る追加業務について、変更契約額決定方法不適切	1	経営企画分野
	(2)　地図印刷に際しての業者選定理由不明確	1	森林・林業分野

農水商工部

総括意見

農水商工部では、「安心を支える力強い農業・水産業の振興」と「地域経済を支える戦略的な産業振興」を目指して、安全・安心な農水産物の安定的な供給、競争力のある農水産物の創出、戦略的な企業誘致、自律的産業集積基盤の整備、観光・交流産業の振興などに取り組んでいる。

しかし、農業・水産業においては、消費者のニーズに対応した農水産物の供給が必要になってきている一方で、就業者の高齢化等に対応した新規就業者の確保や効率的・安定的な経営のため、中核的経営体の確保が課題となっている。また、商工業においては、国際間、地域間の競争は激化しており、県内の産業構造をより強靭なものとすることが求められている。

このため、これらの課題を踏まえ、消費者の信頼に応える農水産物の生産・流通に向けた取組や担い手対策などを総合的に実施することにより農業・水産業の振興を図るとともに、中小企業の経営革新への支援や新産業・ベンチャー企業の育成、産業集積の核となる企業の誘致など、県内経済の活性化に向けた取組を一層推進されたい。

さらに、平成16年11月に策定された三重県観光振興プランに基づき、国内外からの誘客を図るための取組や魅力ある観光地づくりなどに一層取り組まれたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（沿海地区漁業協同組合の広域合併）

(1)　沿海地区漁業協同組合の広域合併については、「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」に基づき、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併促進の取組を行っており、平成16年度までに信用事業の譲渡が完了したが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、これまでの取組方法等を検証して、一層効果的な取組を行われたい。　（団体・金融分野）

（小規模企業者等設備貸与事業等にかかる未収金）

(2)　小規模企業者等設備貸与事業及び小規模企業者等設備資金貸付事業については、財団法人三重県産業支援センターが事業主体となっているため、県としての未収金は発生していないものの、当該財団法人においては4億7,807万8,837円の未収金が発生しており、当該財団法人との損失補償契約により平成16年度に5,212万5,565円の補償費を支出していることから、未収金回収について指導・支援を一層強化されたい。

（団体・金融分野）

（企業誘致活動）

(3)　平成16年における本県への企業立地は、51件（全国順位6位）、71ha（全国順位6位）となっているが、県内の公的工業団地については、34.6%にあたる143haが未分譲となっているので、関係市町等と連携のうえ一層誘致に努められたい。

（商工政策分野）

〔公的工業団地の分譲状況〕　（単位：ha、％）

工業団地名	全体面積	分譲済面積	残面積	未分譲率	（参考）16年度分譲面積
ニューファクトリーひさい	46.91	25.75	21.16	45.1	0
ゆめぽりす伊賀	80.77	74.01	6.76	8.4	4.57
中勢北部サイエンスシティ	59.17	7.19	51.98	87.8	1.73
その他	226,80	163.44	63.36	27.9	11.93
計	413.65	270.39	143.26	34.6	18.23

（注）16年度分譲面積は、分譲面積の内数

（産業集積促進補助金の成果の検証）

(4)　平成16年度に産業集積促進補助金を30億円交付している。補助の要件である企業立地による雇用の拡大や関連産業の集積の促進などについては満たされているが、引き続き経済の活性化や税収、雇用の状況などを把握し、事業成果について定期的に検証して行かれたい。　（商工政策分野）

（財団法人三重県産業支援センターへの委託・補助事業）

(5)　県からの事業費補助・委託を受け、財団法人三重県産業支援センターが県の施策の実施機関として行っている中小企業支援策等については、県の目標項目や目標数値を共有して取り組むことが求められる。しかし、それらの事業の中には県の項目と異なる目標を立てている場合があるので、県の目標項目・数値を産業支援センターも目標として共有し、成果の向上につなげる仕組みを検討されたい。　（商工政策分野）

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(6)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度末の認定経営体数は、2,032経営体と前年度比1.3%増にとどまり、平成22年度の目標としている4,000経営体に対する達成率は50.8%となっている。平成17年度に新たな目標値を設定することとしているが、各地域の現状や今後の農業のあり方を踏まえ目標値を設定するとともに、県民局、市町村と一体となった取組を進められたい。　（担い手・基盤整備分野）

〔認定農業者の状況〕　（単位：経営体、戸）

県民局等名	桑名	北勢	津	松阪	南勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
平成16年度末認定農業者	**245**	**518**	**281**	**202**	**292**	**238**	**27**	**229**	**2,032**
平成15年度末認定農業者	238	506	280	202	286	240	26	228	2,006
増　減　数	7	12	1	0	6	△2	1	1	26
平成22年度目標数	424	1,093	744	401	610	398	28	313	4,000
平成16年度末における目標達成率（%）	57.8	47.4	37.8	50.4	47.9	59.8	96.4	73.2	50.8
（参考）専業農家数	468	1,204	1,072	851	754	590	76	782	5,797

（注）1　専業農家数は農業センサス2000より作成
2　平成16年度末の津地方県民局分については、前年度及び22年度目標との対比のため、旧嬉野町・三雲町分を含めている。

（財団法人三重県農林水産支援センターの経営改善）

(7)　財団法人三重県農林水産支援センターは、農林水産業の担い手の確保・育成や経営基盤強化等を推進する実施機関として多くの役割を担っている。

しかし、当財団の平成16年度収支は、一般会計で2,511万円、特別会計の中の強化基金で4,832万円の赤字となっており、今後も厳しい経営が予想されるので、今後当財団が担うべき役割を踏まえ、組織体制や財政面での課題への対応を含めた中期計画の早急な策定とその実施に対して支援・指導を行われたい。

（担い手・基盤整備分野）

（農業大学校卒業生の就農促進）

(8)　平成16年度における農業大学校卒業生の卒業時の就農率は33.3%にとどまっており、卒業後すぐに就農を目指す人を対象としている1年課程においても就農率の減少傾向がみられる。このため、三重県農業大学校検討委員会の提言を参考に農業者の養成に効果的なカリキュラムや地域との連携方法等の検討を行うとともに、卒業後の就農状況を把握し、農業大学校の成果を検証されたい。（農業大学校）

〔農業大学校卒業時の就職状況〕　（単位：人）

年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
2年、1年課程の別		2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年
卒業生数		32	10	22	9	25	9	35	13	17	13
就職先	農業自営	13	7	4	7	13	9	12	5	4	6
	（就農率）	47.6%		35.5%		64.7%		35.4%		33.3%	
	農協等団体	2	－	5	－	－	－	1	－	3	2
	民間（内農業関係）	7（4）	2（1）	7（4）	－	8（3）	－	16（9）	2（1）	5（4）	1
	その他	10	1	6	2	4	－	6	6	5	4

（農村・漁村における男女共同参画）

(9)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえ新たな目標を定めているが、目標達成に向けて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。（担い手・基盤整備分野）

〔男女共同参画に関する事業の状況〕　（単位：人、戸）

年度	平成15年度		平成16年度		（参考）
項目	目標	実績	目標	実績	平成17年度目標
農村・漁村女性アドバイザー数	160	161	180	171	190
女性農業委員数	160	80	165	62	1市町村あたり2人
家族経営協定締結戸数	220	120	300	138	170

（海岸保全施設の地震対策）

(10)　農水商工部が所管する海岸保全施設の地震対策については、現在耐震点検や現況調査を実施中であるが、早期に点検・調査を完了するとともに、その結果に基づき関係部局、

市町と連携のうえ計画的に実施されたい。　（担い手・基盤整備分野）

〔農水商工部所管海岸施設の耐震点検実施状況〕

区分	全　体			平成16年度末点検済		
	地区数	箇所数	延長（km）	地区数	箇所数	延長(km)
漁港海岸	６９	７５	９８	２０	２０	１４
農地海岸	１００	１，０２９	１００	２	２	１

（地産地消の推進と成果の把握）

（11）　地産地消の推進については、地産地消ネットワークみえによる県民運動や“みえ地物一番の日”キャンペーンによる小売・流通の促進などを実施しており、県内産品を積極的に購入する人の割合や“みえ地物一番の日”協賛店が増加するなど成果が表れている。地産地消による産業活性化や県産食材を求める消費者ニーズに対応するため、一層流通事業者等に対する働きかけを行うとともに、当事業による産業や地域への多様な成果の把握に努められたい。　（農水産物供給分野）

（中央卸売市場の活性化）

（12）　中央卸売市場では、流通形態の変化等により、取扱高が減少傾向にあり、特に水産物部門については、取扱量が基準を満たしていない等により平成19年4月から地方卸売市場へ転換することとなった。また、事業者の撤退等により未貸付面積が増加している。取引規制の緩和等を内容とする卸売市場法の改正により、今後、市場間競争が激しくなることが予想されることから、消費者ニーズや流通の実態に応じた当市場のあり方を検討し、市場の効率化と活性化を推進されたい。　（農水産物供給分野）

〔市場取扱高の推移〕　（単位：トン、百万円）

区分	平成5年		平成13年		平成14年		平成15年		**平成16年**	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	**数量**	**金額**
青果	88,372	20,801	82,125	16,464	80,884	15,854	79,907	16,191	**71,231**	**15,564**
水産物	12,337	12,273	8,943	8,756	6,833	7,773	6,875	6,805	**8,030**	**7,173**
計	100,709	33,074	91,068	25,220	87,717	23,627	86,782	22,996	**79,261**	**22,737**
対前年度比率（%）			95.8	95.7	96.3	93.7	98.9	98.5	**91.3**	**98.9**
平成5年との比率（%）			90.4	76.3	87.1	71.4	86.2	69.5	**78.7**	**68.7**

（注）平成5年は、青果・水産物の取扱高合計が過去最高（金額は2位）であるため、参考値として記載した。

（食肉処理施設の再編統合）

（13）　食肉処理施設については、平成13年3月に定めた基本方向に基づき四日市と松阪の基幹的食肉処理施設の再編統合に向けて検討を行っているが、依然として具体的な方針決定には至っていない。おおむね平成20年における統合を目標としていることから、早急に検討を進められたい。　（農水産物供給分野）

（観光振興における成果把握）

（14）　観光構造の変革、観光文化の創造を目指して、平成16年度に「三重県観光振興プラ

ン」を策定し、情報発信・誘客戦略、観光地の魅力づくり戦略など6つの戦略に基づき取り組んでいるが、これらの戦略を総合的に実施し着実に推進されたい。

また、観光レクリエーション入込客数のより適切な推計方法や、地域経済に対する効果をより適切に表す指標の把握方法について検討されたい。

（観光・地域づくり分野）

〔観光レクリエーション入込客数の推移（実数）〕　（単位：千人）

区　　分	平成6年	平成14年	平成15年	平成16年
伊勢志摩国立公園	19，537	10，176	10，240	10，173
吉野熊野国立公園	1，444	1，486	1，413	1，447
鈴鹿国定公園	2，839	3，177	3，201	3，187
室生赤目青山国定公園	1，562	1，725	1，823	1，822
水郷県立自然公園	6，169	6，359	6，288	6，468
その他の県立自然公園	2，471	2，994	2，951	2，886
自然公園外	15，175	16，937	17，153	17，981
合　　計	49，197	42，854	43，069	43，964

（注）1.「観光レクリエーション入込客数推計書」より作成
2. 平成6年は、本県への入込客数が本統計の開始以後最高であったため参考値として記載した。

（山村振興等特別対策事業等補助事業）

(15)　中山間地域の振興を目的とする山村振興等特別対策事業において、平成16年度に利用状況を調査した5か所のうち、施設の一部において利用人数や販売額等が計画の70%以下となっているものが3か所（災害により使用できなくなったものを除く。）あるので、施設の利用促進が図られるよう市町村に対し助言・支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努められたい。また、今後、計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう支援されたい。　（観光・地域づくり分野）

（財団法人三重ビジターズ推進機構）

(16)　財団法人三重ビジターズ推進機構は、現在県から受託している県営サンアリーナの管理業務について、平成18年度から導入される指定管理者の候補に選定されなかった。また、財務面では長期保有となっている未売却土地取得にかかる長期借入金が19億円近くにのぼっている。このため、今後の当財団の担うべき業務やそれに伴う組織体制等について早急に方針を決定されたい。　（観光・地域づくり分野）

2　財務執行等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　本庁分

(ｱ)　貸付金にかかる収入未済

貸付金にかかる収入未済については、平成15年度から債権管理嘱託員の配置、弁護士への債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などにより未収金の回収に努めており、中小企業者等支援資金については、前年度に比べて61,071,451円減少しているが、その他の資金については増加している。また、全体では2,970,437,157円と多額となっているので、関係団体との連携により債務者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向けた年次計画を策定するなど計画

的な対策を講じられたい。

区　分	収入未済科目名等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
団体・金融分野	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	現年度　122,779,605円 過年度　2,785,627,134円 計　2,908,406,739円	現年度　443,531,874円 過年度　2,525,946,316円 計　2,969,478,190円
	農業改良資金貸付金償還金収入等	現年度　7,733,275円 過年度　37,753,580円 計　45,486,855円	現年度　9,192,219円 過年度　32,663,361円 計　41,855,580円
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入等	現年度　4,240,000円 過年度　12,303,563円 計　16,543,563円	現年度　2,850,000円 過年度　10,036,712円 計　12,886,712円
計		計　2,970,437,157円	計　3,024,220,482円

(イ)　その他の収入未済

雑入の収入未済が236,492,057円（対前年度比3,682.9%）あり、前年度と比べて230,070,657円増加している。その主なものは、損害賠償請求の和解成立による弁償金227,239,954円であるが、弁償金は最大10年間という長期にわたる分納となっているので、債務者の経営状況を注視し確実な収納に努められたい。

また、その他の未収金については、収納促進を図るとともに、今後の発生防止に一層努められたい。

区　分	収入未済科目名等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
経営企画分野	雑入（弁償金）	現年度　227,239,954円	—
担い手・基盤整備分野	雑入（補助金返還金）	現年度　3,026,136円	—
農水産物供給分野	雑入（違約金）	過年度　829,500円	過年度　829,500円
観光・地域づくり分野	雑入（県営サンアリーナ使用料）	過年度　5,396,467円	過年度　5,591,900円
計		236,492,057円	6,421,400円

イ　単独地域機関分

施設使用料等の収入未済額が15,978,543円（対前年度比110.9%）あり、前年度と比べて1,568,129円増加しているので、その回収と発生防止に一層努められたい。

区　分	収入未済科目名等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
農業大学校	雑入（光熱水費負担金）	現年度　90,701円	—

中央卸売市場	施設使用料等	現年度　5,020,862円 過年度　10,866,980円 計　15,887,842円	現年度　4,578,514円 過年度　9,831,900円 計　14,410,414円
計		15,978,543円	14,410,414円

ウ　県民局分

過年度の工事前払金にかかる返還金利息の収入未済額が 105,319 円（対前年度比100%）あり、前年度から減少していないので、その収納促進及び未収金の発生防止に努めるよう指導されたい。

区　分	収入未済科目名等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
伊賀県民局農政商工部	雑入（前払金返還金利息）	過年度　105,319円	過年度　105,319円

（2）　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適切に処理されていた。

（3）　公有財産の管理事務

ア　未登記（県民局分）

過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成14年度から未登記案件の登記調査表（カルテ）を作るなど解消にむけて取り組み、平成16年度までの3年間で499筆を解消したが、依然として54筆のカルテ作成と1,200筆の未登記用地が残っている。

また、平成14年度から18年度までを期間とする第6次5ヵ年計画により実施しているが、事務事業目的評価表では異なる目標筆数を定めており、有効な計画となっていない。このため、早期にカルテ作成を完了するとともに、作成されたカルテにより各案件について未登記の理由や解消難易度、必要経費等を検討し、新たな計画を策定し処理を進められたい。

区　分	平成16年度末未登記		平成16年度中処理分
北勢県民局桑名農政部	過年度　10筆	2,063.57㎡	過年度　2筆
北勢県民局農政商工部	過年度　67筆	23,194.34㎡	過年度　26筆
津地方県民局農水商工部	過年度　59筆	20,625.42㎡	過年度　4筆
松阪地方県民局農政商工部	過年度　181筆	12,585.40㎡	過年度　15筆
南勢志摩県民局農水商工部	過年度　395筆	35,983.90㎡	過年度　44筆
伊賀県民局農政商工部	過年度　470筆	14,200.04㎡	過年度　61筆
紀南県民局農政商工部	過年度　18筆	2,068.01㎡	過年度　3筆
合　計	1,200筆	110,720.68㎡	155筆

イ　交通事故

公用車による交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発

生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
経営企画分野	(1)　物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県49,350円・相手94,500円）

ウ　金品亡失

ハイウェイカードの紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　　容
農水産物供給分野	(1)　ハイウェイカードの紛失（未使用額 3,800円）

（4）　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　高度化資金管理システム改良委託の契約書に個人情報取扱いに関する規定不備	1	団体・金融分野
	(2)　中小企業融資システム開発業務委託の予定価格設定方法不適切	1	団体・金融分野
	(3)　桑名サンダル製造業研修会開催業務の契約書に個人情報取り扱いに関する規定不備、契約書添付書類の検討が必要	1	商工政策分野
	(4)　農林水産版ハロープロジェクト事業委託の検収不適切、契約書に個人情報取り扱いに関する規定不備、変更契約不備	1	担い手・基盤整備分野
	(5)　アラメ・カジメの生育環境条件把握研究委託の検収不適切、契約書記載内容詳細化の検討が必要	1	担い手・基盤整備分野
	(6)　ジャパンフラワーフェスティバル参加出展業務の契約書記載内容詳細化の検討が必要	1	農水産物供給分野
	(7)　自主衛生管理型魚類養殖業取組実証事業の成果品不適切	1	農水産物供給分野
	(8)　中部国際空港を活用した集客業務委託の再委託手続不適切	1	観光・地域づくり分野
	(9)　代検査拡大に伴う事務委託契約の業務必要日数等の積算方法の検討が必要	1	計量検定所
	(10)　病害虫発生予察事業に係る調査委託の随意契約理由不明確	1	病害虫防除所
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　地域が支持する農林水産経営育成事業の採点記入方法不適切（鉛筆記入）	1	担い手・基盤整備分野
	(2)　熊野古道利便性向上業務委託の契約書に個人情報取り扱いに関する規定不備	1	観光・地域づくり分野

3 県単独補助金の執行状況	(1) 合併漁協自立基盤確立事業補助金の設備の利用状況把握方法の検討が必要	1	団体・金融分野
	(2) 土地改良施設整備補修事業費補助金の申請・実績報告の記載内容詳細化の検討が必要	1	担い手・基盤整備分野
	(3) 就農支援資金免除事業費補助金の支払方法の検討が必要	1	担い手・基盤整備分野
	(4) 観光商品づくり支援事業補助金の成果を継続的把握必要	1	観光・地域づくり分野
4 未収金対策の状況	(1) 高度化資金の債権管理において、交渉経緯整理方法の改善必要	1	団体・金融分野
5 人件費	(1) 住居手当の事後確認未実施	1	計量検定所
6 事務管理体制	(1) ハイウェイカード管理方法不適切	1	計量検定所
7 その他	(1) 三重県産業動物獣医師確保特別修学資金貸付金の有効性・改善方法等の検討必要	1	農水産物供給分野

地域振興部

総括意見

地域振興部は、新しい時代の公を担う市町村、住民、ＮＰＯ等多様な主体と連携、協働を図りながら分権型社会の実現に努めるとともに、東紀州地域の活性化など県民が自主的・主体的に関わりながら地域づくりを具体化していく取組を支援している。

引き続き、分権型社会の実現に向けた市町村との新しい関係づくりや、多様な主体の協働による自主・自立の地域づくりを促進するとともに、交通政策、情報基盤整備、資源活用、地域特定プロジェクトなどにより地域振興を図られたい。特に、東紀州地域については熊野古道が世界遺産登録されたが、こうした文化遺産や地域資源を活用しながら、観光関連産業、農林水産業をはじめとした地域産業の活性化を図るために、総合的に施策を展開されたい。

また、各種のプロジェクトについては、県民のニーズを踏まえるとともに、時代の変化に柔軟に対応して計画的、重点的に取り組み、費用対効果の検証をしながら推進されたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（生活創造圏づくり推進事業）

(1)　生活創造圏づくり推進事業については、9つの生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が大きくなっている。

こうした状況を踏まえて県の役割を明らかにするとともに、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証したうえで、培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、様々な施策展開の中で生かされるようにされたい。（経営企画分野）

（熊野古道の保全・活用と東紀州地域の活性化）

(2)　平成17年7月に、熊野古道の保全と活用のための指針となる「熊野古道アクションプログラム2」が熊野古道の世界遺産登録後の状況を踏まえて策定されているので、これに基づき市町村、事業者、ＮＰＯ、地域住民などと連携して熊野古道の保全と活用に取り組み、集客交流の促進と地域の活性化を図られたい。

また、東紀州地域活性化事業推進協議会により地域の情報発信、人材育成、熊野古道のＰＲなどの東紀州地域活性化の取組が行なわれてきたが、協議会発足から10年が経過し、熊野古道の世界遺産登録、市町村合併、熊野古道センター（仮称）等の整備など、東紀州地域を取り巻く環境が大きく変化していることから、協議会の事業内容の見直しを行なうとともに、県としての関与のあり方について検討されたい。

（経営企画分野）

（熊野古道センター（仮称）及び紀南中核的交流施設）

(3)　熊野古道センター（仮称）が平成19年初頭のオープンを目指して尾鷲市内で整備が進められているが、開設後の運営のあり方について市町村、有識者、地域の関係団体、住民等の参画により十分な議論を行ない、交流機能、研究機能が十分発揮できるように努められたい。

また、紀南地域での整備に向けて取組が進められている紀南中核的交流施設については、今後、事業主体となる民間事業者の公募を行なうこととしているが、事業が持続的に運営され、地域における集客交流や産業振興に貢献するものとなるように推進されたい。（経営企画分野）

（「三重ハイテクプラネット21構想」）

(4)　「三重ハイテクプラネット21構想」は、策定から14年が経過し、平成13年に一部見直しを行ってからも既に4年が経過しており、構想を取り巻く状況がさらに変化してきているので、県の地域政策、産業政策との関連を十分考慮し、関係部局と連携のうえすみやかに見直しを検討されたい。

また、鈴鹿山麓リサーチパークにおける中核的施設である「鈴鹿山麓研究学園都市センター」については利用率が低調であるので、当センターの運営管理を行っている科学技術振興センターと連携し、構想自体の見直しと並行して運営のあり方について検討されたい。（経営企画分野）

（伊勢志摩であい交流スクエア等の未利用地）

(5)　まつり博跡地の「伊勢志摩であい交流スクエア」の約21haの用地については、「伊勢志摩であい交流スクエア検討委員会」や「まつり博跡地活用県市検討会」で検討を行なっているが、早急に活用方針を策定して有効活用を図られたい。

また、大仏山公園周辺の地域振興部所管の30.3haと土地開発公社が保有する22.2haの用地が未利用地のままとなっているので、引き続き活用方策を検討するとともに、適正な管理を行なわれたい。（経営企画分野）

（分権型社会の実現）

(6)　分権型社会の実現を目指し、市町村合併の進展を踏まえた権限移譲や県の関与の縮減、県と市町村の役割分担の明確化や適正化を図るために、「県と市町村の新しい関係づくり協議会」において連携･協力のあり方、権限移譲のあり方などの協議が進められているが、この協議会での合意事項を着実に実行されたい。

また、県から市町村への権限移譲については、平成17年6月に策定した「三重県権限移譲推進方針」に基づき積極的に移譲を進め、市町村が地域課題に迅速かつ総合的に対応できるように支援されたい。（市町村行政分野）

（総合的な交通政策）

(7)　広域交流基盤である交通ネットワークを整備し、産業の活性化と人・物の交流の活発化による地域振興を図るとともに、道路渋滞の緩和、環境保全、交通事故対策などについて、国、市町村、事業者、地域住民等と協働し、関係部局と連携して総合的な交通政策を推進されたい。

また、鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性の向上が図られるよう、事業者への働きかけを行なうなどの取組を進められたい。（県土交通分野）

（中部国際空港の海上アクセス）

(8)　中部国際空港への海上アクセスについて、平成16年度に高速船建造事業の支援を行なった津ルートは順調に運航されており、さらに松阪ルートの開設に向けて取り組むこととしている。

今後、関係者等と一体となって利便性の向上や安全性の確保を図るとともに、まちづくりや観光振興等と連携することにより、両ルートの利用の拡大と採算性が確保されるように支援されたい。（県土交通分野）

（水資源対策）

(9)　県の未利用水源は、長良川河口堰の毎秒7.62㎥をはじめ、県全体で毎秒10.619㎥となっており、水資源確保にかかる償還金等の財政負担が大きくなっている。

水資源の開発利用に関する諸課題の方向性を協議する場として設置されている関係部局長で構成する「水資源関係部長会議」において、今後の需要の見通しや未利用水の有効活用などに関する協議を行ない、未利用水源の有効活用に向けた具体的な取組を進められたい。（県土交通分野）

（川上ダム建設事業）

(10)　川上ダムについては、当初計画から大幅に遅延しているが、平成17年7月に国土交通省が建設を行う方針を明らかにしたことから、関係機関に対して効率的な事業執行による総事業費の削減と透明性の高い事業の実施を求めるとともに、利水については適切な水需要の予測を行い、それぞれ説明責任を果たせるよう取り組まれたい。（県土交通分野）

（宮川流域ルネッサンス事業）

(11)　宮川流域ルネッサンス事業については、平成17年度から第3次実施計画（19年度～22年度）の策定が行なわれているが、当該事業の最終段階にあたることから、地域主体、住民主体の取組として定着させること、宮川での取組を他の流域に波及させることなどについて方向性が明らかになるよう取り組まれたい。

また、宮川流域ルネッサンス協議会への委託事業について、これまでの成果を検証し、第3次実施計画の方向性と整合した事業の実施方法等を検討するとともに、協議会事務局の運営方法についても検討されたい。（県土交通分野）

（地籍調査の促進）

(12)　本県の地籍調査の進捗率は、平成16年度末現在で6.9%（全国第45位）であり、低位にとどまっている。

平成15年度から市町村等への補助金を増額し、積極的な推進を働きかけているが、市町村のニーズを把握し、効率的な調査の推進方法などについて検討し、さらなる地籍調査の促進を図られたい。（県土交通分野）

（県の各情報システムに対する総合的支援）

(13)　今後の情報化推進の方針として、県民サービスの向上や効果的・効率的なＩＴ投資を目指した「三重県ＩＴ利活用の基本方針」を平成16年度に策定している。行政運営に関しては、県全体としてのＩＴ資源の効率的な運営や専門的な支援体制の整備などを行なうこととしているので、県の各情報システムの開発・運用の企画、調達等の各段階で、効率性や情報セキュリティなどについて総合的観点から検討・支援し、全体最適化を目指した取組を進められたい。（情報化推進分野）

（情報セキュリティ対策）

（14）　県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、県の情報システムに対する不正アクセスやウイルス侵入などへのハード対策を図るとともに、個人情報の漏洩やネットワーク障害を未然に防止するための職員の意識向上などのソフト面での対策を充実し、情報セキュリティの水準向上を図られたい。　（情報化推進分野）

（（株）サイバーウェイブジャパン）

（15）　三重県や情報関連企業等の出資により設立された、（株）サイバーウェイブジャパンについては、平成16年度に減資により累積欠損金を一掃するとともに、一部事業の撤退や営業譲渡などにより当面の経営体制の維持及び収益構造の改善が図られた。

しかし、同社設立の起点となった「志摩サイバーベース・プロジェクト」が当初想定された事業展開から大きく見直されたことなど、取り巻く環境が大きく変化していることから、今後、県内のＩＴ戦略において同社が果たすべき役割などについて検討を行い、県関与のあり方を明らかにされたい。　（情報化推進分野）

２　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

（2）　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

（3）　公有財産の管理事務

概ね適正に処理されていた。

（4）　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　熊野古道協働プロジェクト（まちづくり）業務委託の委託先の選定方法について、プロポーザル方式の検討も必要	1	経営企画分野
	(2)　平成16年度選挙に関する啓発周知等の事業委託の随意契約の理由が不明確	1	市町村行政分野
	(3)　平成16年度宮川流域エコミュージアム流域案内人養成事業委託の契約条項に個人情報の適正管理に関する規定なし	1	県土交通分野

	(4)　総合文書管理及び電子申請・届出パイロットシステム技術支援業務委託の契約条項に個人情報の適正管理に関する規定なし、2回の変更契約が行なわれているが大幅な増額変更となっていること、予定価格を設定するために行なわれている委託額の積算根拠が不明確	1	情報化推進分野
	(5)　ホームページシステム移行・改修及びシステム等運用管理委託の変更契約が行なわれているが、大幅な増額変更となっていること、予定価格を設定するための委託額の積算根拠が契約起案に記載なし	1	情報化推進分野
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　紀南中核的交流施設の整備にかかる基本構想策定委託の公募時に示されていた契約期間がその後の検討により契約時に変更されたことなど公募段階や契約段階での検討が不十分、選定表の記載が鉛筆書き	1	経営企画分野
	(2)　熊野古道センター（仮称）映像制作委託コンペ審査要領の制定の経緯が不明確であり実際の審査が要領に沿ったものとなっていない、選定表の記載が鉛筆書き	1	経営企画分野
	(3)　ＩＴ基礎技能習得住民サポート事業委託の契約条項に個人情報の適正管理に関する規定なし	1	情報化推進分野
	(4)　電子自治体共同運用基本構想策定委託の選定表の記載が鉛筆書き	1	情報化推進分野
3　その他	(1)　各県民局に保管転換された動画編集用パソコンが4県民局で使用されていない。	1	情報化推進分野

県土整備部

総括意見

県土整備部では、従来から公共事業の入札、契約制度の改革に取り組み、新たな入札方式の試行や電子入札の運用拡大に取り組んでいるが、引き続き入札、契約制度の現状とその課題を分析し、改善に取り組まれたい。また、県単公共工事の増額変更が 67.7%あるので、当初設計時の調査の精度の向上、変更にかかるチェック体制の強化に取り組まれたい。

厳しい財政状況の中で、公共事業費が縮減されているが、安全・安心なくらし、活力ある社会づくり、多様な交流の基盤となる県土整備を、一層コスト縮減を進めながら、効率的、重点的、計画的に推進する必要があり、特に、地震等の自然災害に備えるためには、土砂災害保全、河川・海岸整備等のハード整備とともに、ハザードマップ作成、土砂災害情報相互通報システム等のソフト対策を、市町村と連携して積極的に推進されたい。

さらに、平成16年度は、台風21号等により県下に甚大な被害が発生したところであるが、災害復旧事業については、すみやかな復旧を目指して事業を推進されたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（入札、契約制度）

(1)　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。　（公共事業総合政策分野）

〔平成16年度の落札率の状況（工事請負）〕　（単位：件、%）

区　分	一般競争入札			公募型指名競争入札			地域公募型指名競争入札		
	平成16年度		前年度比較	平成16年度		前年度比較	平成16年度		前年度比較
	件数	落札率		件数	落札率		件数	落札率	
本庁（総務局除く）	－	－	－	1	69.2	△26.1	－	－	－
北勢県民局	9	89.4	△5.9	36	92.1	△0.0	230	85.6	1.9
津地方県民局	10	95.9	3.5	14	95.4	3.3	153	85.4	0.1
松阪地方県民局	4	95.4	0.2	12	94.0	△2.0	140	90.2	0.4
南勢志摩県民局	13	94.8	2.0	33	94.9	1.3	233	85.5	△1.3
伊賀県民局	1	92.5	(前年実績なし)	16	93.9	△0.2	114	88.5	△5.7
紀北県民局	－	－	(前年実績63.5)	6	74.0	0.9	97	91.4	6.2
紀南県民局	1	95.0	△0.4	13	94.9	△0.5	148	88.8	△4.9
計	38	93.8	1.0	131	92.8	0.5	1,115	87.4	△0.4

（コスト縮減対策）

(2)　平成16年度には、公共事業の計画から維持管理までのすべてのプロセスをコストの観点から見直す「第3次行動計画」が策定された。既に1.5車線化の導入やライフサイクルコストの低減などにも取り組んでいるが、第3次行動計画では、平成16年度から19年度の4年間で平成14年度対比15%以上のコスト縮減を目標としているので、進行

管理を的確に行い、目標達成に向け着実なコスト縮減策を実施されたい。

（公共事業総合政策分野）

（美しい景観づくり）

(3)　景観法が平成17年6月に全面施行され、県には、法に基づいた良好な景観の保全や整備への取組が求められている。地域に応じた景観の形成を図るため、市町村の主体的な取組を支援するとともに、県民や事業者の理解と協力を得るよう取り組まれたい。

また、道路や河川、海岸整備など公共事業の実施や学校等公共施設の整備などに当たっては、三重県の自然景観や歴史的・文化的資源を生かした良好な景観を形成するよう、全庁的な仕組みづくりに取り組み、観光振興のためにも、魅力あふれた美しい県土づくりを推進されたい。（住民参画・保全分野）

（道路橋りょうの維持管理）

(4)　県管理道路の延長は増加しているが、平成16年度の道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、前年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.1%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。（住民参画・保全分野）

〔道路橋りょう維持修繕費(決算額)及び県管理の道路延長の推移〕　（単位：千円、km、%）

区　分	平成10年度 (A)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度 (B)	(B)/(A) (%)
維持修繕費	8,965,162	8,092,877	6,251,107	5,903,200	6,639,407	74.1
道路延長	3,471	3,488	3,496	3,536	3,521	101.4

（道路整備の計画的な推進）

(5)　新道路整備戦略では、平成15年度から平成19年度までに、前期完成箇所として82箇所を整備する計画であるが、平成16年度末における完成実績は14箇所であることから、前期完成箇所の目標達成をめざして、計画的、重点的に取り組まれたい。

なお、前期完成箇所のうち、1次および2次の緊急輸送道路と位置づけられているものは19箇所で、そのうち平成16年度末で整備済箇所は3箇所である。緊急輸送道路の整備については、東海地震、東南海・南海地震の発生に備える観点からも、取組を強化されたい。（道路政策分野）

〔平成16年度末の前期完成箇所の整備実績〕

目標（箇所）	実績（箇所）	達成率（%）
82	14（23）	17.1（28.0）

（注）　前期完成箇所の実績数(23)には、16年度事業で翌年度へ繰り越した9箇所を含む。

（橋梁の耐震補強工事）

(6)　県管理の緊急輸送道路において、長さ15m以上の橋梁が390橋あるが、耐震補強工事が実施済であるのは270橋（69.2%）となっている。

耐震補強工事が未実施である120橋については、緊急度の高いものから優先的に整備を進め、2010年度までに完了することを目標としているが、引き続き計画的かつ着実に補強工事を実施されたい。（道路政策分野）

〔橋梁の耐震補強工事の実施状況〕　（単位：橋、%）

区　分	緊急輸送道路（15m以上）		左のうち適用基準が1980年以前のもの	
	15年度	16年度	15年度	16年度
橋梁数	390	390	212	212
耐震化済み橋梁	246	270	161	168
耐震化率	63.1	69.2	75.9	79.2

（志摩開発有料道路の償還金）

(7)　志摩開発有料道路（パールロード）の2期分については、平成18年6月末に料金徴収期間が満了するが、通行台数の実績が計画当初の見込通行台数を大きく下回っており、償還不能債務が約32億円と多額に生じる見込みであるので、県としての対応策を早急に確立されたい。　（道路政策分野）

（自然災害に対するハード・ソフト対策）

(8)　平成16年度末において、ハード対策の指標である土砂災害保全率は23.4%、河川整備率は37.0%、海岸整備率は62.4%となっているが、今後も、自然災害を防止するために、重点的、計画的に整備を推進されたい。

なお、海岸保全施設の簡易的な耐震点検結果において、震度5強～6弱の地震が発生した場合、防潮施設としての機能が確保できない可能性が高いと想定される施設が点検施設延長の45.0%に当る97.5kmに及んでいるので、関係部局と連携をとりながら、緊急度の高い箇所から、詳細調査を計画的に実施するなどして、早急に対策を講じられたい。

また、ハード対策の推進とともに、洪水、土砂災害、津波にかかるハザードマップの作成、土砂災害情報相互通報システムの整備等のソフト対策についても、市町村や防災危機管理局と連携して積極的に推進されたい。　（流域整備分野）

〔土砂災害保全率、河川整備率、海岸整備率の推移〕　（単位：%）

区　分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
土砂災害保全率	22.0	22.9	23.4
土石流	26.9	28.7	29.7
急傾斜地崩壊	17.9	18.1	18.3
地すべり	26.8	26.8	26.8
河川整備率	36.7	36.8	37.0
海岸整備率	60.5	61.3	62.4

〔耐震点検結果の概要〕

点検施設延長	危険度(低)	危険度(中)	危険度(高)
216.9km (100.0%)	96.3km (44.4%)	23.1km (10.6%)	97.5km (45.0%)

〔平成16年度末でのハザードマップの作成状況〕

区　分	洪水ハザードマップ	土砂災害ハザードマップ
作成済み市町村数	15市町村	29市町村

注：市町村数は、合併前の市町村数で整理している。
　　津波ハザードマップは、沿岸30市町村のうち、平成16年度末までに22市町村が作成している。

（土砂災害防止法に基づく警戒区域指定）

(9)　土砂災害警戒区域の指定については、対象箇所が16,206箇所と多数であるが、平成15年度までに基礎調査が終了したのは440箇所にとどまっていることから、計画的に

基礎調査を実施し指定手続を進められたい。　（流域整備分野）

（県営都市公園の維持管理及び整備）

(10)　県営都市公園の維持管理については、新規整備による管理面積の増加等に対応するため、一層の効率化が求められている。熊野灘臨海公園については、指定管理者制度が導入されるが、他の5公園については、引き続き直営で管理されるので、課題等を検証し、一層の効率的な維持管理に努められたい。

また、今後の都市公園整備については、県民ニーズを的確に把握したうえで、必要な整備を重点的に行われたい。特に、北勢中央公園については利用者が減少しているので、その要因を分析し、今後の施設整備及び管理に反映されたい。　（都市政策分野）

〔利用者数及び維持管理費の推移〕　（単位：人、千円）

公園名	園内利用者数（外数：施設利用者数）				公園別維持管理費
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成16年度
北勢中央公園	107,778 (28,653)	108,258 (31,254)	83,784 (37,575)	72,039 (36,261)	84,087
鈴鹿青少年の森	288,383 (28,753)	249,337 (26,293)	184,742 (57,767)	294,259 (63,449)	67,195
亀山ｻﾝｼｬｲﾝﾊﾟｰｸ	－	－	17,400	407,344	37,884
県庁前公園	－	－	－	－	4,014
大仏山公園	193,738 (24,380)	127,269 (26,598)	139,888 (23,115)	160,620 (25,995)	61,859
熊野灘臨海公園	121,208 (108,001)	298,630 (85,520)	270,461 (66,984)	347,794 (61,397)	90,869
合　計	711,107 (189,787)	783,494 (169,665)	696,275 (185,441)	1,282,056 (187,102)	345,908
維持管理費	343,528	331,382	334,682	345,908	

（注）県庁前公園は、利用者数の統計をとっていない。

（下水道整備の推進）

(11)　平成16年度末の下水道普及率は35.7%で、前年度より1.8ポイント上昇しているが、全国平均の68.1%と比較して、依然として低い水準にある。

各地域の状況変化に対応するため、平成9年3月に策定した生活排水処理施設整備計画について、平成16年度から見直し作業を行っているが、引き続き下水道普及率の向上に努めるとともに、流域下水道の整備については、関係市町の公共下水道の進捗と整合を図り、幹線管渠の延伸や処理場の整備を進められたい。　（都市政策分野）

〔下水道普及率の年度推移〕　（単位：%）

区　分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
三重県	26.3(43位)	28.8(42位)	30.9(42位)	33.9(42位)	35.7（42位）
全　国	61.8	63.5	65.2	66.7	68.1

〔流域下水道水洗化率〕

区　分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
流域下水道水洗化率	70.5%	72.0%	75.8%	76.5%	78.6%
水洗化人口	224,295人	260,749人	294,584人	322,521人	355,463人

（流域下水道事業の会計の明確化）

（12）　流域下水道事業の運営について、人件費や高度水質処理にかかる経費において、一般会計との区分が明確でない部分がある。使用者（市町村）が負担すべきものと一般会計で負担すべきものとの区分を明確に整理し、使用者（市町村）が負担すべきものについては特別会計で適正に会計処理を行われたい。　（都市政策分野）

（木造住宅の耐震診断、耐震補強補助事業）

（13）　木造住宅の耐震診断補助事業は、平成16年度においては8,000戸を予定したが、実績は4,018戸であった。平成15年度から平成18年度までの間に、全体で29,000戸を診断する予定であるが、平成16年度末までの診断実績の累計は7,811戸であるので、さらに普及啓発活動を強化し、事業を推進されたい。

また、耐震補強補助事業についても、平成16年度は100戸の予定に対し実績が41戸となっているので、耐震補強に対する支援制度の普及啓発についても、取組を強化されたい。　（住まい政策分野）

（屋外広告物対策）

（14）　屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい。　（住まい政策分野）

2　財務等に関する意見

（1）　収入に関する事務

ア　本庁分

（ア）　公営住宅使用料等の収入未済額が、平成17年5月31日現在112,940,022円（対前年度比79.2%）ある。未収額は前年度に比べ29,630,788円減少しているが、今後とも、その収納促進を図るとともに、未収金の発生防止に努められたい。

（イ）　損害賠償請求の和解成立による弁償金393,227,262円が計上されているが、弁償金は最大10年間という長期にわたる分納となっているので、債務者の経営状況を注視し確実な収納に努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
住まい政策分野	公営住宅使用料等	現年度　19,657,353円 過年度　93,282,669円 計　112,940,022円	現年度　20,965,972円 過年度　121,604,838円 計　142,570,810円
公共事業総合政策分野	雑入（弁償金）	現年度　393,227,262円	—
経営企画分野	雑入（雑入）	—	過年度　651,870円
計	—	506,167,284円	143,222,680円

イ　県民局分

岸壁荷揚場その他使用料等の収入未済額が、22,139,623円（対前年度比143.2%）あり、前年度と比べて6,676,806円増加しているので、今後、その収納促進及び発生防止に努めるよう地域機関を支援されたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）		平成15年度（平成16年5月31日現在）	
北勢県民局桑名建設部	河川使用料等	現年度	173,814円	現年度	281,500円
		過年度	106,100円	過年度	180,930円
		計	279,914円	計	462,430円
北勢県民局四日市建設部	河川使用料等	現年度	636,732円	現年度	524,222円
		過年度	1,377,600円	過年度	1,108,077円
		計	2,014,332円	計	1,632,299円
北勢県民局鈴鹿建設部	雑入（前払金返還利息等）等	現年度	554,365円	現年度	1,359,498円
		過年度	1,714,171円	過年度	388,364円
		計	2,268,536円	計	1,747,862円
北勢県民局下水道部	雑入（前払金返還利息等）	過年度	485,495円	過年度	485,495円
津地方県民局建設部	岸壁荷揚場その他使用料等	現年度	6,063,371円	現年度	777,289円
		過年度	3,012,347円	過年度	2,837,532円
		計	9,075,718円	計	3,614,821円
松阪地方県民局建設部	河川使用料等	現年度	48,864円		
		過年度	22,990円	過年度	91,980円
		計	71,854円		
南勢志摩県民局伊勢建設部	岸壁荷揚場その他使用料等	現年度	22,000円	現年度	157,280円
		過年度	3,798,879円	過年度	4,216,369円
		計	3,820,879円	計	4,373,649円
南勢志摩県民局志摩建設部	海岸使用料等	現年度	1,952,915円	現年度	102,635円
		過年度	97,495円	過年度	316,230円
		計	2,050,410円	計	418,865円
伊賀県民局建設部	雑入（前払金返還利息等）等	現年度	445,029円	現年度	76,457円
		過年度	264,000円	過年度	236,000円
		計	709,029円	計	312,457円
紀北県民局建設部	雑入（前払金返還利息等）等	現年度	442,902円		
		過年度	41,950円	現年度	1,425,040円
		計	484,852円		
紀南県民局建設部	雑入（前払金返還利息等）等	現年度	4,383円	現年度	30,003円
		過年度	874,221円	過年度	867,916円
		計	878,604円	計	897,919円
計		現年度	10,344,375円	現年度	4,733,924円
		過年度	11,795,248円	過年度	10,728,893円
		計	22,139,623円	計	15,462,817円

（2） 支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

（3） 公有財産の管理事務

ア　未登記

過年度に取得した公共用地の登記処理については、平成16年度には、累計7,163筆分の土地調査表（カルテ）の作成を完了し、新たに331筆の処理を完了したが、依然として未登記が6,054筆ある。引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。

部　名	平成16年度末未登記		平成16年度中処理
桑名建設部	過年度　329筆	172,220.32㎡	過年度　16筆
四日市建設部	過年度　310筆	65,069.09㎡	過年度　16筆
鈴鹿建設部	過年度　532筆	59,573.17㎡	過年度　29筆
津建設部	過年度　187筆	37,260.59㎡	過年度　10筆
久居建設部	過年度　372筆	73,539.23㎡	過年度　37筆
松阪建設部	過年度　932筆	156,246.31㎡	過年度　65筆
伊勢建設部	過年度　1,120筆	271,686.56㎡	過年度　36筆
志摩建設部	過年度　171筆	34,490.31㎡	過年度　10筆
伊賀建設部	過年度　170筆	42,094.95㎡	過年度　10筆
紀北建設部	過年度　590筆	231,860.10㎡	過年度　60筆
紀南建設部	過年度　1,341筆	318,119.16㎡	過年度　42筆
合　計	6,054筆	1,462,159.79㎡	331筆

（注）未登記面積については、カルテ作成完了に伴い精査・修正された数値を記載した。

イ　未利用地

(ｱ)　廃川敷等の県土整備部所管の普通財産が38,816.81㎡あるから、その有効活用、売却等を推進されたい。

財産名称	所在地	面積(㎡)	現　況　等
鍋田川廃川敷	桑名郡木曽岬町	17,006.00	町へ無償貸付（球技用地、道路緑地帯）
中ノ川廃川敷	鈴鹿市徳居町	3,752.76	公共事業の代替地として活用予定
霞ヶ浦緑地内廃堤敷	四日市市大字羽津	3,147.00	市へ無償貸付（公園）
朝熊川廃川敷	伊勢市朝熊町	3,127.00	売却残地で一部境界未確定
海蔵川廃川敷	四日市市三ツ谷町	2,752.83	売却残地、現況市道
上野市三田用地	伊賀市三田	2,105.80	市へ無償貸付（駐輪場、ゲートボール場）
磯津廃浜敷	四日市市塩浜	1,874.85	市へ無償貸付（公園）
松阪市大黒田用地	松阪市大黒田町	1,787.32	平成16年9月一般競争入札（応札無）
尾鷲市中村町用地	尾鷲市中村町	1,030.19	公共事業の代替地として活用予定
その他		2,233.06	
計		38,816.81	

(ｲ)　津松阪港大口埠頭及び白子港造成地において未売却地が17,707.77㎡、四日市市稲葉町において旧運河敷の未利用地が331.00㎡あるから、引き続き用地の早期売却に努められたい。

区分	所在	面積（㎡）	現　　状
津松阪港大口埠頭	松阪港区大口地区（松阪市）	4,039.17	現在港湾改修工事を行っており、工事に伴う材料置場等として利用、工事完成後（平成18年度以降）に処分予定
白子港造成地	白子港前浜地区（鈴鹿市）	13,668.60（実測）	造成地のうち4,678.32㎡はヨシエビ等の中間育成施設として利用し、残余の土地も売却のために協議調整中
旧運河敷	四日市市稲葉町	331.00	隣接土地所有者、不法占有者と協議中

ウ　港湾施設の管理

津松阪港及び宇治山田港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が存在する事態が放置されていたので、津松阪港については早期に解決を図るとともに、今後、同様の事態を生じさせないように、適正管理を徹底されたい。

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　接遇診断業務委託の予定価格算定方法不明確	1	経営企画分野
	(2)　伊勢湾流域における効率的な汚濁負荷削減手法の検討業務委託は、東海3県1市の契約金額が同一で、再委託率が著しく高率	1	都市政策分野
	(3)　県営住宅管理事務委託の契約書に、県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項無し	1	住まい政策分野
	(4)　都市計画法関連サブシステム維持管理業務委託の契約書に、県個人情報保護取扱事務委託基準に定めた条項なし	1	住まい政策分野
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)「みえのＩＴＳ」ビデオ作成業務委託の選定評価表へ鉛筆による記載は不適当、「実施要領」不明確	1	道路政策分野
	(2)　北勢沿岸流域下水道（北部処理区）四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画策定業務委託の予定価格記載漏れ	1	都市政策分野
	(3)　密集市街地整備基本方針策定業務委託の起案本文に予定価格未記載 また、大幅な変更契約（金額32%増、期間3倍増）が行われており、公平性や透明性の確保に問題あり	1	住まい政策分野
3　県単独補助金の執行状況	(1)　木造住宅耐震補強事業費補助金は、補助件数が少ない要因を分析のうえ、補助制度の更なる活用に向けた対策の検討が必要	1	住まい政策分野

出納局

1　事務事業の執行に関する意見

（会計事務の適正化）

(1)　平成16年度に出納局が実施した会計実地検査では、支出、契約、物品等の事務処理に問題があるとして689件の指導等が行われている。指導基準や会計検査の実施方法の変更などにより前年度に比べて減少しているが、依然として多数の誤りが発生しており、各所属におけるチェック体制が十分に機能しているとは言いがたい状況である。

　このため、引き続き会計事務研修を充実して職員の事務処理能力の向上を図るとともに、会計業務の簡素化、効率化、出納員等による牽制機能の強化を図るなど的確な事務処理が行われるよう対策を講じられたい。

（物品の適正管理）

(2)　平成16年度における金品亡失（損傷）の発生が、前年度に比べ38件増加しているので、物品の管理方法や管理体制のあり方などを検証し、適切な取扱が行われるよう引き続き指導されたい。

〔金品亡失（損傷）の状況〕　（単位：件）

事由		平成15年度	平成16年度	増減	概要
損傷	自動車	89	113	24	交通事故96件、事故以外17件
	自動車以外	4	2	△2	コンバイン、デジタルカメラ
亡失	物品盗難	9	6	△3	パソコン3件、ＤＶＤプレーヤー3件
	物品紛失	1	12	11	ハイウエイカード6件、ＥＴＣカード、デジタルカメラ、パソコン、収入証紙、図書、鍵
	物品損壊	0	8	8	パソコン2件、スチール物品棚、電話複写機2件、応接セット、防弾チョッキ、現場鑑識靴
合計		103	141	38	

（注）件数は、所属長から知事へ報告された金品亡失（損傷）報告数及び受理年月日を基準としている。

（出納事務の危機管理対策）

(3)　災害等により財務会計システムが停止して会計事務の処理が不能となる事態が発生しているので、非常時における全庁的な対応マニュアルを策定して会計事務担当者等へ周知するとともに、計画的に訓練を実施するなど危機管理対策を強化されたい。

（現金納付の利便性の向上）

(4)　県民が県に現金を納付するには、施設利用時における窓口納付や金融機関を利用した口座振替等を除き、指定金融機関等において納付書により現金を支払う必要があるが、県民の利便性の向上を図るため、インターネット、ＡＴＭ（現金自動預け払い機）、郵便局等を利用した多様な収納方法の導入を検討されたい。

2　財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

【各種委員会等】

企業庁

総括意見

企業庁では、水道用水、工業用水及び電気の安定的な供給に努めるとともに、経営の一層の効率化を目指して、業務の民間委託、運転監視制御の一元化、高金利企業債等の金利負担の縮減などの運営コストの節減及び工事コストの縮減に取り組んできているが、今後も一層の経営の効率化、経営基盤の強化に努められたい。

また、近年、地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化する中、企業庁においては、事業の現状と将来見通しを分析し、将来のあるべき姿を検討しているところであるが、環境変化に対応した適切なサービス供給方法のあり方について抜本的に検討されたい。

さらに、ＲＤＦ焼却・発電事業については、施設や運用面での安全性、安定性の確保に努めるとともに、事故等の処理経費や新たな安全対策経費の増加等により多額の純損失が発生していることから、今後、経営収支の改善に努めるとともに、附帯事業の運営のあり方について検討されたい。

1　経営状況に関する意見

（経営の効率化）

(1)　今後の事業経営にあたっては、より安く、品質の良いサービスの提供と地域の発展のため、公営企業としての主体性と効率性を発揮するように努めるとともに、常に県民・顧客の立場に立った自主・自立の経営を目指して、需要の拡大による収益の確保、業績評価の実施、業務の民間委託の推進、運転監視制御の一元化による運営の効率化、工事コストの縮減、高金利企業債等の金利負担の縮減など一層の経営の効率化、経営基盤の強化に努められたい。　（経営分野、事業分野）

（民営化・規制緩和等環境変化に対応したサービス供給方法のあり方）

(2)　水需要の変化、規制緩和の進展、行政と民間の役割分担の見直しなど、近年、地方公営企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業庁においては学識経験者等による企業庁の今後のあり方検討委員会を設置し、事業の現状と将来見通しを分析し、将来のあるべき姿を検討しているが、ユーザー、県民の意向等も踏まえ、環境変化に対応した適切なサービス供給方法のあり方について抜本的に検討されたい。
（経営分野、事業分野）

（災害・緊急時等に対する危機管理）

(3)　災害・緊急時等に対する危機管理については、企業庁退職者による水道業務経験者協力制度の創設など災害・緊急時の体制の見直し、施設改良計画の再検討、事故等に対する緊急対応マニュアルの改訂など、ハード、ソフト両面の対策強化を進めているが、今後も、災害時等の水道、電気供給の重要性を認識し、実効性のある災害訓練を実施するとともに、ライフライン確保のための危機管理対策をさらに推進されたい。
（経営分野、事業分野）

（高金利企業債等の繰上償還、借換）

(4)　水道事業及び工業用水道事業においては、高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還に努めてきており、平成16年度の繰上償還等により、今後の支払利息が水道事業で10億1,375万円、工業用水道事業で3億5,418万円軽減されることになったが、依然、高金利の企業債等は残っているので、引き続き繰上償還や借換について国等関係機関へ強く要望し、金利負担の軽減を図られたい。　（経営分野）

〔企業債金利別残高表（平成16年度末）〕　（単位：百万円、%）

区　分		4.0%未満	4.0%以上5.0%未満	5.0%以上6.0%未満	6.0%以上7.0%未満	7.0%以上	合　計
水道事業	H16	36,791	8,749	7,939	11,131	3,595	68,206
	構成比	53.9	12.8	11.6	16.3	5.3	100.0
工業用水道事業	H16	18,967	2,794	1,933	2,856	664	27,214
	構成比	69.7	10.3	7.1	10.5	2.4	100.0
電気事業	H16	2,173	1,130	514	817	2,265	6,900
	構成比	31.5	16.4	7.4	11.8	32.8	100.0
合　計	H16	57,931	12,673	10,386	14,804	6,524	102,320
	構成比	56.6	12.4	10.2	14.5	6.4	100.0

〔水資源機構割賦負担金残高表（平成16年度末）〕　（単位：百万円）

区　分	元　金	利　息	計
水道事業	14,361	4,911	19,272
工業用水道事業	12,811	4,694	17,506
計	27,172	9,605	36,778

（注）計数は四捨五入によっているので、合計は一致しない場合がある。

（一般会計繰入金）

(5)　企業庁への一般会計からの繰入金については、平成16年度で総額45億3,562万9,562円となっている。企業庁としても、高金利企業債の借換等に努め、利息の縮減によって繰入金が減額されているが、さらに繰入金の圧縮に努力するとともに、水道事業等の運営に対する一般会計からの繰入れの目的、状況等について、県民にわかりやすく情報提供されたい。

また、水資源機構割賦負担金などにかかる消費税分の一般会計からの繰入れについては、消費税が、仮受消費税と仮払消費税との差額を納付する仕組みとなっており、負担金の支払いに際して必要な仮払消費税も売上にかかる仮受消費税と相殺されることになるので、消費税相当分の繰入れの必要性について検討されたい。（経営分野）

〔一般会計繰入金の推移〕　（単位：百万円）

事業名	平成16年度(A)	平成15年度(B)	増減(A)-(B)	主な内容
水道事業	2,881	2,960	△78	・水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費など
工業用水道事業	1,654	1,640	15	・長良川河口堰管理費負担金 ・水資源機構割賦負担金返還金など
電気事業	－	5	△5	・ＲＤＦ発電施設整備費（繰越分）
合　計	4,536	4,604	△69	

（注）　計数は四捨五入によっているので、差引き、合計は一致しない場合がある。

（特殊勤務手当制度の見直し）

(6)　企業庁では、事業所において勤務する職員に発電現場業務手当及び配水現場業務手当、交替勤務手当を特殊勤務手当として月額で支給しているが、現場の環境も変化しているので、勤務の実態を踏まえて、原則として業務に従事した場合の日額または件数あたりの額で支給するなど支給方法等を見直されたい。（経営分野）

〔水道事業関係〕

（効率的な事業経営）

(7)　平成16年度の純利益は約13億6,388万円と過去最高であったが、職員一人当たり営業収益は全国平均を下回る95,946千円であり、給水原価は全国平均を上回る146.0円/㎥である。このため、維持管理コストの削減、工事コストのさらなる縮減等を行い、経営基盤を強化し、一層効率的な事業経営を推進されたい。（経営分野、事業分野）

（水質等の情報提供）

(8)　水質管理情報センターでは水質管理機能の一元化を行って集中的、効率的な水質検査、調査研究を実施し、企業庁ホームページ等により情報提供に取り組んでいる。

しかし、水道用水の供給方法については、北勢系長良川水系で運営の効率化のために、一部工業用水との振替運用を行いながら、その実態についての情報提供がなされていなかったので、今後は、水質や水源等のより詳細な情報を県民にわかりやすく提供されたい。（事業分野）

（環境変化に対応した建設事業の実施）

(9)　長良川を水源とした北勢系第２次拡張事業、中勢系第２次拡張事業については、今後の水需要の動向を確認するために、水需要の精査が行われることとなったので、環境森林部や受水予定市町村と連携をとりながら、的確な水需要予測に基づいた整備計画の策定に協力されたい。

また、伊賀水道用水供給事業については、水源の川上ダムの建設が遅れているので、計画どおり水源が確保できない場合の対応についても検討されたい。

さらに、事業の実施に当たっては、浅層埋設工法の採用や他事業との共同施工、建設中利息の軽減を図るため基幹施設等を後年度施工とするなど、効率的、計画的な整備に努めるとともに、事業の見直しや進捗状況、コストなどの情報を県民等水道利用者に提供されたい。（経営分野、事業分野）

（水道事業の運営のあり方）

(10)　南勢志摩水道用水供給事業については、志摩系の給水区域５町が合併して志摩市となったため、新市において水源から末端給水まで一括管理する方法等が考えられるが、安全・安心な水の供給を確保しながら事業運営の効率化を図る観点から、今後、新市の意向も踏まえて、事業運営のあり方を検討されたい。

また、伊賀水道用水供給事業については、水道用水の給水区域6市町村が合併して伊賀市となったため、事業運営の効率化を図る面からも事業運営のあり方について、関係部局、新市と協議しながら検討されたい。（事業分野）

（運転監視業務の民間委託）

（11）　水道事業では、北勢水道事務所内で管内の浄水場全体を一括して遠方監視するとともにその監視業務を民間委託した。委託実施後、受託者の経験不足や企業庁職員の技術継承等の課題があったので、委託後に生じた支障等を十分に調査・検証して、必要な措置を講じるなど安定的な業務の運営を維持しながら、民間委託を活用することにより効率的な経営に努められたい。　（経営分野、事業分野）

〔工業用水道事業関係〕

（未利用水源の有効活用）

（12）　将来の水需要に備えて確保している未利用水源は、長良川河口堰関連事業等において 731,800㎥／日あるが、当面、工業用水としての新たな利用は見込めない状況にある。

一方、水資源の開発利用に関する重要事項を審議するために設置されている「水資源関係部長会議」においては、未利用水源の有効活用について審議されていないため、関係部局と連携して他用途への活用等も含め、有効利用方法の検討を働きかけるとともに、併せて需要拡大など未利用水源の有効活用に向けて引き続き努力されたい。

（事業分野）

〔電気事業関係〕

（ＲＤＦ焼却・発電事業の安全性、安定性の確保）

（13）　三重ごみ固形燃料発電所については、施設の安全性と安定性を確認して平成16年9月21日から本格稼動を行ってきたが、平成17年3月に制御装置の故障、平成17年4月に受託事業者作業員の火傷事故が発生しているので、施設・設備や運用面での安全性、安定性の確保について万全の措置を講じられたい。

また、平成16年度においても基準を満たさないＲＤＦが２度搬入され、受入停止等を行っているので、環境森林部、ＲＤＦ製造者と連携し、ＲＤＦの品質管理の徹底に努めるとともに、安全な保管管理を行われたい。　（事業分野）

（事故に伴う後年度の負担）

（14）　平成15年度及び16年度のＲＤＦ焼却・発電事業決算額については、ＲＤＦ貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確となっていないことから、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映された結果にはなっていない。

このため、今後、負担額を精算する場合には、事故原因や責任の所在を見極めたうえで責任割合を明確にして適正に処理するとともに、説明責任を十分に果たされたい。

（経営分野、事業分野）

（附帯事業の経営改善及びあり方）

（15）　附帯事業（ＲＤＦ焼却・発電事業）については、事業を開始して以来毎年度損失が発生し、平成15年度からは多額の赤字により電気事業全体でも多額の純損失が発生している。また、当初の計画では、15年間で収支の均衡を図ることとしていたが、平成15年8月に起きたＲＤＦ貯蔵槽の火災・爆発事故による事故処理関係経費や発電所への多くの人員配置等新たな安全対策経費が増加している状況となっている。

今後、経営収支の改善に努めるとともに、合併後の市町村のごみ処理状況やごみゼロプランの進捗状況等廃棄物処理行政の動向も勘案し、附帯事業の運営のあり方について抜本的な検討をされたい。（経営分野、事業分野）

〔電気事業の純損益の状況〕　（単位：円）

	水力発電事業	RDF焼却・発電事業	計
平成13年度	236,924,069	－	236,924,069
平成14年度	434,740,820	△83,469,172	351,271,648
平成15年度	225,578,447	△568,412,251	△342,833,804
平成16年度	44,244,592	△587,780,256	△543,535,664

（災害復旧事業の着実な推進）

(16)　水力発電事業については、平成16年8月及び9月の台風の影響による集中豪雨のために、水力発電所が大きな被害を受け、県内10箇所の水力発電所を遠方監視制御している三瀬谷発電所が水没したことから、全ての発電所が一時運転を停止していた。

平成16年度中に7発電所の運転を再開したものの、三瀬谷発電所、長発電所及び青田発電所については、現在も復旧中となっているので、安定的な電力の供給と収益の確保を図るため災害復旧事業の着実な推進に努められたい。（事業分野）

（電力自由化に伴う電気事業経営の効率化）

(17)　電気事業については、電力自由化が拡大されており、電力会社からみなし卸電気事業者である企業庁へのコスト削減等経営努力が求められ、売電契約単価の引き下げが行われる等経営環境が厳しさを増してきている。今後も安全の確保と管理の万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運営による収入の確保に努めるとともに、サービスの供給方法のあり方についても検討されたい。（経営分野、事業分野）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

工業用水道事業会計において、営業収益に係る収入未済額が1,887,520円（対前年度比113.9%）あり、前年度と比べて229,718円増加しているので、早期の収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。

区　分	未収金科目等	平成16年度（平成17年3月31日現在）	平成15年度（平成16年3月31日現在）
北勢水道事務所	営業収益	現年度（施設使用料等） 1,667,500円 過年度（施設使用料） 220,020円 計　1,887,520円	現年度（施設使用料等） 1,657,802円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3) 公有財産の管理事務

ア 未登記

過年度に取得した公共用地の登記事務が遅延しているので、登記の促進を図られたい。

区　分	平成16年度末未登記筆数	平成16年度中処理筆数
北勢水道事務所	3	2

イ 未利用地

電気事業会計等所管の未利用地があるので、その有効活用、売却等計画的な処理に努められたい。

区　分	土地の所在	面積(㎡)	現況等
経営分野	津市東古河36-1	618.00	更地（宅地）
北勢水道事務所	川越町当新田北川原816-1	1,014.87	構築物等有り
三瀬谷発電管理事務所	紀北町紀伊長島区三浦地内	6,995.79	紀北町へ使用許可
	紀北町紀伊長島区三浦地内	12,608.00	地域住民に開放
	紀北町紀伊長島区三浦地内	90.56	紀北町へ貸付
	大台町弥起井地内	2,342.95	大台町へ使用許可

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所数	箇所名
1 業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1) 財務会計システム固定資産カスタマイズ業務委託について、個人情報の適正管理に関する条項が契約書上に未記載 また、稼働後追加変更契約を行う等、当初のシステム開発時の設計仕様等の検討が不十分	1	経営分野（3 事業会計共通）
	(2) 志摩水道維持管理情報システム整備業務委託について、システム開発業者に継続的に運営業務等発注しているため、競争性の確保が必要	1	志摩水道事務所
	(3) 三瀬谷ダム周辺維持管理業務委託の見積書について、工期や有効期限、「見積書」の標記がなく様式不適当	1	三瀬谷発電管理事務所
2 県単工事の実施状況	(1) 被災等緊急時の工事発注手続き不備 また、工事完成後に一部再施工が発生していながら、検査関係書類等に記録せず完成認定が不適切	1	三瀬谷発電管理事務所

	(2) 災害で被災した機器を別途発注の検討をせずに、既契約の変更により追加発注	1	
	(3) 県単工事において、工事目的物引渡書の一部未徴収	1	
	(4) 変更追加工事について、別途工事として実施することについての検討が不十分	1	三重ごみ固形燃料発電所
	(5) ＲＤＦ貯蔵施設築造工事の16年度分出来高払いの額について、積算の妥当性の検証が十分に行なわれないまま、契約書の年度割額どおりの支払いとなっており、支払額の検証が不十分	1	
3 事務管理体制	(1) 貯蔵品実地棚卸し未実施	1	志摩水道事務所
	(2) 準備品出納簿の受払の記載不明確、出納員の印漏れ	1	三重ごみ固形燃料発電所

病院事業庁

総括意見

病院経営を取り巻く環境は、少子高齢化の進行のなかで、厳しい医療保険財政を背景に医療費抑制基調の下、医療保険制度改革等が進められ、また、医師の不足・地域偏在などにより医療スタッフの確保の困難性が増すなど真に厳しいものとなっている。

県立病院では、県民から信頼される病院づくりを目指し、平成16年度から経常収支均衡を前提に、三重県病院事業中期経営計画（平成16年度～18年度）をスタートさせたが、16年度の病院事業の経常収支は、外来・入院患者の減少等により志摩病院を除く3病院で赤字を計上した。

今後、平成18年度医療保険制度改革の動向、地域の医療環境やニーズの把握に努め、それぞれの県立病院が果たすべき役割を明確にしたうえで、医療スタッフの安定確保に全力をあげるとともに、各病院の自主性、自立性を発揮した効率的な運営により、県民への医療サービスの充実を図られたい。

1　経営状況に関する意見

（経営の健全化）

(1)　病院事業の経常的な収益と費用を対応させた経常収支は、平成13年度以降黒字であったが、16年度は志摩病院を除く3病院で赤字を計上し、全体で黒字から赤字となった。病院経営を取り巻く環境が真に厳しいものとなっていることから、今後、各病院における医療提供体制の確保に努め、病診・病病連携をさらに強化し、地域や患者のニーズにあった良質な医療を効率的に提供することにより医業収益の確保に努めるとともに、経費の徹底した節減を図り、収支均衡による病院経営の健全化を確保されたい。

（医療スタッフの確保）

(2)　総合医療センターにおいては、平成16年度中に常勤内科医が減少するとともに看護職員の不足により、診療体制や病棟運営に支障をきたしている状況である。また、一志病院においては整形外科医の非常勤化により平成16年4月以降外来診療日が減少しており、さらに、志摩病院においても脳神経外科医の非常勤化により平成17年4月から外来診療のみとなるなどの状況にあるので、県及び関係機関と連携し、医療スタッフの安定確保と人材育成に努められたい。

さらに、職員にとって働きやすく魅力ある職場とするため、職場環境の向上、研修制度の充実を図るとともに、勤務実態、成果、業績等が反映される人事・給与システムの検討を行われたい。

（県民の期待と信頼に応える医療サービスの提供）

(3)　県立病院では、地域の医療機関等との連携を進め、紹介患者を中心とした医療サービスの提供を促進しているが、これをさらに推進するとともに、県立病院ならではの広域を対象とした医療、高度特殊専門医療等の提供、県医療水準向上のための教育・研修等人材育成、感染症対策の実施等、県及び地域の中核病院として県民の期待と地域の信頼に応える医療サービスを提供されたい。

また、国の医療制度改革、行財政改革、市町村合併の動向等病院を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の県立病院の使命・役割や経営形態について検討し、明確にされたい。

さらに、緩和ケアについては、病院事業庁緩和ケア推進検討委員会での検討結果を踏まえ、県内における総合的な緩和ケアの推進、県立病院の果たすべき役割、長期的な収支見通しなどについて、十分検討し、結論を出されたい。

（患者本位の満足度の高い医療サービスの提供）

(4)　患者満足度アンケートの分析結果をもとに、ニーズに応じた改善を促進し、患者等との信頼関係をより一層高め、患者の視点を尊重した満足度の高い医療サービスを提供されたい。

特に、医療事故については、平成16年度は重大なレベルのものはないものの3件発生（前年度7件）しているので、さらにヒヤリ・ハット事例を有効に活用して、医療事故を未然に防止するための体制を充実するとともに、安心かつ安全な医療サービスを提供されたい。

（一般会計繰入金）

(5)　平成16年度の一般会計繰入金は、負担区分ルールの見直しにより、収益的収支及び資本的収支の総額で3,750,589千円（対前年度比91.6%）と、前年度に比べ343,495千円減少し、繰入金対医業収益比率は20.3%と前年度に比べ2.4ポイント低下している。

今後も、病院の自立性を高めるとともに、一般会計からの繰入による成果や負担区分ルールの妥当性を検証されたい。

〔一般会計繰入金の推移〕　（単位：千円、%）

区　分	平成15年度		平成16年度		前年対比（%）	
	収益的収支	資本的収支	収益的収支	資本的収支	収益的収支	資本的収支
総合医療センター	1,106,823	292,387	1,006,575	398,119	90.9	136.2
こころの医療センター	1,249,462	93,785	945,531	153,248	75.7	163.4
一　志　病　院	210,708	57,472	219,532	52,218	104.2	90.8
志　摩　病　院	799,504	175,922	672,648	186,393	84.1	106.0
県立病院経営室	108,021	0	116,325	0	107.7	－
計	3,474,518	619,566	2,960,611	789,978	85.2	127.5

〔総合医療センター関係〕

（経営の改善）

(6)　総合医療センターでは、入院・外来患者の1日平均診療単価は上昇したものの、病床利用率が、75.7%と前年度に比べ4.8ポイント低下するなどして医業収益が減少したため、経常収支は、平成11年度以来5年ぶりに赤字となった。

医療スタッフの安定確保に努めるとともに、地域の医療機関との連携をさらに進め、紹介患者の増加、病床利用率の向上により医業収益の確保に努められたい。また、部門別損益システムの導入によるコスト管理等を行ない、徹底した経費節減に努め、経営の改善を図られたい。

（看護職員の離職防止対策の充実）

(7)　総合医療センターでは、看護職員の離職率が、平成16年度は14.2%と前年度と比べ1.2ポイント減少したものの、依然として全国平均11.6%（平成15年度）より2.6ポイント高くなっている。看護職員の不足により病院運営に支障をきたしているので、看護職員の確保定着を図るため、早期離職の要因を的確に把握し、より有効な離職防止対策に積極的に取り組まれたい。

〔看護職員の離職状況〕　（単位：人、%）

区　分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
看護職員数（A）	290	293	289
退職者数　（B）	32	45	41
離職率　（B）／（A）×100	11.0	15.4	14.2
（参考）新規採用者	48	43	46

〔こころの医療センター関係〕

（経営の改善と精神医療の基幹病院としての体制整備）

(8)　こころの医療センターでは、1日平均入院診療単価が前年度に比べ上昇したものの、平成16年度経常収支は赤字となっている。今後さらに精神保健指定医を確保することにより診療単価の向上を図るとともに、地域医療機関等との連携による患者紹介率の向上を図ることなどにより医業収益の確保に努められたい。

また、地域の病院、診療所、社会復帰施設等とのより緊密な連携体制の構築を進めるとともに、医療スタッフの安定確保等診療体制の整備を図ることにより、県内の精神医療の基幹病院としての機能の強化を図られたい。

（地域の社会復帰施設等との連携体制の構築等）

(9)　早期社会復帰・社会参加の促進を図るノーマライゼーションの取組を進めているが、クリニカル・パスや早期リハビリプログラムの導入・適用等の積極的な推進を行い、患者のより早期社会復帰・社会参加の促進を図られたい。

また、早期社会復帰・社会参加を進めるためには、県民への認知度・理解度のさらなる向上が重要であり、院外広報紙やホームページの内容の充実等広報機能の拡充に加え、ボランティアとの協働、こころの医療センター運営モニターの提言等外部の幅広い意見を積極的に取り入れ開かれた病院づくりに努められたい。

※　ノーマライゼーション：障害を持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できうる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。

クリニカル・パス：疾病や処置ごとに医師や看護師、薬剤師といった医療従事者が用いるための治療計画

〔一志病院関係〕

（経営の改善）

(10)　一志病院では、平成16年4月からの整形外科医の非常勤化等により前年度に引き続き患者数が減少している。このため、医師の確保による医療提供体制の整備を図るとともに、診療所、老人保健施設等との連携を強化し、入院・外来患者の確保に努められたい。また、併せて経費の節減等に努め、経営の改善を図られたい。

(地域ニーズに対応した医療サービスの提供)

(11)　病院、診療所、老人保健施設等との連携、訪問診療など地域と密着した医療に取り組んでいるが、患者紹介率は11.9%と低い状況である。このため、地域のニーズに応じた高齢者をはじめとする患者本位の医療提供サービスの向上を図るとともに、保健、医療、福祉が一体となった地域保健医療の役割を担っていくため、高齢社会における在宅ケアの医療支援の確立など在宅支援システム構築の取組をさらに進められたい。

また、平成18年1月には津市、久居市ほか8町村の市町村合併が行われることになり、この合併により当病院の診療圏の中心となる町村が一つの市のなかに包括されるので、県立病院としてのあり方について検討されたい。

〔志摩病院関係〕

(健全経営の確保)

(12)　志摩病院では、内科医、麻酔科医等の不足に加え、平成17年4月から脳神経外科医2名が非常勤医となるなど、今後も引き続き患者数及び医業収益の減少が見込まれる状況にある。このため、医師の安定確保、地域の病院、診療所等との連携、患者紹介率の向上などにより、医業収益の確保に努めるとともに、経費の節減に努め、健全経営の確保を図られたい。

(地域中核病院としての機能の充実と広域支援機能の発揮)

(13)　平成16年度の患者紹介率については33.0%と、前年度より0.6ポイント低下しているので、地域の中核病院として地域医療機関との役割・機能分担を進めるとともに、更なる連携の強化を図り、医療サービス機能の向上に努められたい。

また、外来診療棟の整備に伴い、県立病院の役割として担うべき災害医療等の広域支援機能の発揮に努められたい。

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

患者自己負担金に係る未収金については、平成16年度からこれまでの少額訴訟制度に加え支払督促制度による法的措置を始めるなど、その解消に努めているが、平成17年3月31日現在、4病院合わせて146,251,088円（対前年度比123.2%）と大幅に増加している。このため、未収金を発生させないためのシステムの確立、収納促進の強化を図るとともに、支払督促制度の積極的な活用など悪質な未納者に対する法的措置等の対策により未収金の解消に向け、引き続き取り組まれたい。

区　分	未収金科目等	平成16年度（平成17年3月31日現在）	平成15年度（平成16年3月31日現在）
総合医療センター	医業収益	過年度　107,340,200円	過年度　84,388,770円
こころの医療センター	医業収益	過年度　23,730,301円	過年度　22,818,694円
一　志　病　院	医業収益	過年度　1,380,280円	過年度　747,950円
志　摩　病　院	医業収益	過年度　13,800,307円	過年度　10,758,485円
計		146,251,088円	118,713,899円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　金品亡失

医師公舎の火災事故が発生しているので、その管理については、より一層万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　　容
こころの医療センター	医師公舎の火災（災害共済・金銭賠償額　6,037,500円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1) ＢＳＣ月次フォローシステム保守業務委託の完成認定書未作成	1	県立病院経営室
	(2) 保護室増築工事管理業務の随意契約理由未記載	1	こころの医療センター
	(3) 外来診療情報整備事業委託の予定価格未作成及び個人情報取扱特記事項の未作成	1	こころの医療センター
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1) 患者給食業務委託の随意契約理由未記載、採点表を鉛筆で記載	1	こころの医療センター
	(2) 患者給食業務委託の採点表を鉛筆で記載	1	一志病院
	(3) 患者給食等業務委託の採点表を鉛筆で記載	1	志摩病院
3　物品購入等の状況	(1) 事業者選定取扱要領未策定	2	総合医療センター 一志病院

議会事務局

1　事務事業の執行に関する意見

概ね適正に処理されていた。

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

概ね適正に処理されていた。

(2)　支出に関する事務（追求・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

〔内容〕　物損事故（負担割合：県90%・相手10%）
（物損額：県220,554円・相手48,394円）

イ　金品亡失

議会図書室の蔵書4冊（取得価格3,850円）を紛失しているので、管理について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

(4)　その他の監査項目

概ね適正に処理されていた。

監査委員事務局

1　事務事業の執行に関する意見

（県民への情報発信）

(1)　監査フォーラムやインターネット等を利用して監査結果の公表など情報提供に努めているが、県民の参加や意見・要望等が少ないなど、依然として関心が薄い状況にある。

そのため、県民とのコミュニケーションの機会を充実するとともに、監査結果のよりわかりやすい公表の方法を検討するなど、更なる情報発信に努められたい。

（監査結果の実効性の確保）

(2)　監査実施後の改善状況を確認するため、監査結果に基づき講じた措置等の把握を行っているが、平成16年度に把握した平成15年度の監査結果にかかる1年後の改善状況では、「改善済」または「改善に着手」したとするものが、定期監査で85%、行政監査で63%となっている。

監査結果を行政運営へより的確に反映することができるよう、引き続き改善状況の把握と検証により実効性の確保を図るとともに、各部局へ監査情報の提供や随時に監査を実施するなど適正な事務執行の保持に努められたい。

（監査の充実）

(3)　定期監査を252箇所実施しているが、うち書面監査によるものが予備監査で107箇所（42%）、委員監査で171箇所（68%）となっており、一部の所属では3年に1度しか実地監査を行っていない。

組織のフラット化などにより会計事務処理の誤りなど各所属におけるチェック機能に課題が見受けられることから、実地監査の拡大、監査手法の更なる改善及び効率化を図るなど監査体制の強化を図られたい。

2　財務等に関する意見

概ね適正に処理されていた。

人事委員会事務局

概ね適正に処理されていた。

教育委員会事務局

総括意見

教育を取り巻く環境は、児童生徒数の減少に伴う教育体制の再編成、校内暴力・いじめ・不登校など問題行動の多発、家庭・地域の教育力の低下などの課題を抱えている。こうした状況に対応するため、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に活動できるよう教育内容の工夫、改善を図り、教職員と子どもたちの信頼関係が築ける教育環境の整備が必要である。

教育委員会では、「三重県教育振興ビジョン」に基づき、1人ひとりを大切にしゆとりある教育などを目指して、学校自らが児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを進めるため、「学校経営品質」を導入して改善に取り組んでいるが、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、安全で安心して学べる場となるよう家庭や地域社会との連携や協働の一層の強化に努められたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（学校経営品質の定着）

(1)　平成16年度から、全ての県立学校と小中学校のモデル校で「学校経営品質」を導入し、学校自らが継続的な改善活動を行う取組を始めているが、今後、取組の成果と課題を検証し、効果的な運用を図ることにより、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを推進されたい。（経営企画分野）

（学校評議員制度の活用）

(2)　開かれた学校づくりを推進するため、すべての県立学校で学校評議員を設置し、小中学校においても設置が進んでいるが、評議員の適材の確保や意見の活用などに課題がみられるので、引き続き、優れた取組事例等の積極的な情報提供を行い、学校評議員制度の一層の活用を図り、開かれた学校経営に反映されたい。（経営企画分野）

（県立高等学校の再編活性化）

(3)　少子化の進行に伴う中学校卒業予定者の減少等に対応するため、「県立高等学校再編活性化計画」を策定し、第一次実施計画（平成14～16年度）に基づき、県立学校の規模の適正化や活性化が進められ、平成17年度からは、第二次実施計画（平成17～19年度）により再編活性化に取り組んでいるが、引き続き、生徒、保護者、地域の意見等を十分勘案して、学校規模の適正化や活性化を図り魅力ある学校づくりに一層努められたい。（経営企画分野）

（教育事務所業務の一元化）

(4)　地方分権、市町村合併が進展している中、教育事務所業務を見直し、平成18年4月から本庁に一元化することとなったが、本庁の業務体制を整備するとともに、市町教育委員会の体制充実に向けた支援など、業務の円滑な移行ができるよう進められたい。

なお、これまで教育事務所が行っていた給料、諸手当、旅費の検査・審査等の事務については、引き続き適切な検査・審査ができるよう体制を整備されたい。

（経営企画分野）

(学校の防災対策)

(5)　学校施設の耐震建物率は、平成17年4月1日現在、県立学校76.5%、公立小中学校73.4%と、全国平均を上回っているが、耐震診断未実施の棟数が、県立学校で106棟、公立小中学校で214棟ある。県立学校については、早急に耐震診断を実施し計画的に補強工事をするとともに、公立小中学校及び幼稚園の耐震化を促進されたい。

また、学校が避難所となった場合の運営方法等の留意点を含め、地域の状況に応じた適切な防災計画と防災マニュアルを作成するよう、県立学校を指導するとともに、市町村を支援されたい。　(経営企画分野、教育支援分野)

〔公立学校施設の耐震化状況〕　(単位：棟、%)

区　分	学校数	全棟数	昭和56年以前建築	耐震診断実施率	耐震診断未実施棟数	補強工事実施率	耐震建物率
県立学校	76	685	447	76.3	106	74.4	76.5
全国(高校・特殊教育)	-	36,702	22,664	60.2	9,012	-	55.9
小中学校	588	2,103	1,207	82.3	214	54.5	73.4
全国(小中)	-	130,853	83,663	56.3	36,582	-	51.8
幼稚園	198	192	110	39.1	67	42.3	57.3
全国(幼稚園)	-	5,697	3,618	23.0	2,786	-	45.5

(注) 1　耐震建物率、耐震診断実施率は、非木造の2階以上または延床面積200㎡超の建物を対象とした調査結果である。

2　幼稚園の調査は、平成16年12月1日現在である。

(教職員のメンタルヘルス対策)

(6)　教職員のメンタルヘルス対策については、健康相談事業等により疾病の早期発見に努めているが、精神神経系疾患による病気休暇者及び休職者数が、年々増加する傾向にあるので、引き続き、疾病の早期発見・早期治療を促進するための取組を進めるとともに、学校現場における支援体制の整備など、勤務環境の整備に努められたい。

(教育支援分野)

〔精神神経性疾患による病気休暇、休職者数(各年度5月1日現在)(単位：人)

区　分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	**平成17年度**
病気休暇	23	25	19	**26**
休　職	26	34	44	**47**
計	49	59	63	**73**

(少人数学級の効果的な運用)

(7)　少人数学級の実施については、基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図るため、平成15年度に小学校1年生、平成16年度から小学校1・2年生を対象に30人学級を実施し、平成17年4月から、中学校1年生についても35人学級を導入したところであるが、成果と課題を検証し、効果的な運用を図られたい。

(教育支援分野)

（障害児教育の充実）

(8)　特殊教育から特別支援教育への転換については、モデル地域を指定し、校内委員会の設置、巡回指導員や専門家チームによる助言・相談など支援体制の実践的研究を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの養成などに取り組んでいるが、盲・聾・養護学校の教員については、在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率が 44.6%に止まっているので、保有率向上の取組を一層進められたい。　（教育支援分野）

（公立学校等におけるアスベスト対策）

(9)　県立学校等において、平成17年10月末日現在吹付けアスベストを使用している学校等が5施設、吹付けロックウールを使用しアスベストが検出された学校が4校あったので、早急に除去等の適切な処理を講じられたい。

また、市町村立小中学校においても、文部科学省調査の中間報告でアスベストの飛散の恐れがあると確認された学校が10校あったので、適切に処理するよう指導されたい。

（教育支援分野）

（不登校児童生徒への対応）

(10)　不登校児童生徒については、スクールカウンセラーの配置や教育支援センターの指導員等による訪問指導など、児童生徒等の相談対応や学校復帰への支援を行っているが、平成16年度の不登校児童生徒数は、1,893人になっている。そのうち、専門的な相談・指導を受けていない児童生徒が656人いるので、その状況を把握し、引き続き相談体制の充実を図るとともに、訪問指導の拡充やフリースクール等民間施設との連携強化に取り組まれたい。　（学校教育分野）

〔問題行動等の発生数の推移〕　（単位：件、人）

区　分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	**平成16年度**
いじめ件数	693	517	437	390	**304**
暴力行為件数	2,262	2,423	1,386	1,081	**943**
不登校児童生徒数	1,841	1,990	1,839	1,891	**1,893**
高等学校中途退学者数	1,302	1,184	962	970	**832**

（児童生徒の勤労観・職業観の育成）

(11)　平成16年度高校卒業者の就職率は、96.2%であるが、就職後1年以内の離職率は、24.5%、3年以内の離職率は46.6%と高い率となっている。平成15年度から、高校生キャリアアップセミナーや就職先への訪問、キャリア教育を推進するための教員研修等を実施しているが、取組の効果を検証しながら、関係部局と連携し、事業者、地域の協力を得て、進路指導の充実や児童生徒の勤労観・職業観の育成に努められたい。

（学校教育分野）

〔高校生の就職率〕　（単位：%）

区　分	15年度	**16年度**
三重県	95.8	**96.2**
全　国	89.0	**91.2**

（注）文部科学省調べ

〔高校卒業就職者の離職率〕　（単位：%）

区　分	1年以内の離職率		3年以内の離職率
	14年3月卒	**15年3月卒**	**13年3月卒**
三重県	24.2	**24.5**	**46.6**
全　国	25.2	**25.0**	**48.8**

（注）厚生労働省調べ

※キャリア教育：職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

（外国人児童生徒への対応 ）

(12)　日本語指導が必要な外国人児童生徒は、公立小・中学校、県立学校で平成17年5月1日現在933人と年々増加傾向にある。外国人児童生徒への指導・支援については、国際化対応の教員の加配、巡回相談員よる学校訪問、教職員の研修会等を実施しているが、言葉の問題や文化の違いから授業や生徒指導の問題などが生じている。

今後は、さらに巡回相談員の指導の充実及び教職員の研修の拡充を行うとともに、市町村、関係団体等と連携して外国人児童生徒の学習環境の充実を図られたい。

（学校教育分野）

〔日本語指導が必要な児童生徒数推移　（各年度5月1日現在）〕　（単位：人、％）

区　分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	対前年度比較	
					増減数	増減率
小学校	443	439	545	652	107	19.6
中学校	205	211	218	196	△22	△10.1
県立学校	50	74	75	85	10	13.3
合　計	698	724	838	933	95	11.3

（博物館の整備）

(13)　新しい博物館の整備については、県の財政状況から鑑みただちに着手することは難しいとの判断から、当面、現博物館の改修や未利用の県有施設等を活用した暫定整備をすることとなった。

現在の施設は狭小で老朽化しており、約23万点の収蔵資料等の保管や展示が適切に行われているとはいえない状況であるので、収蔵資料等の保存と有効活用のため、早急に改修計画を策定し整備されたい。　（生涯学習分野）

（個人情報の管理）

(14)　松阪商業高等学校では、前年度に引き続き、平成16年10月に生徒調査票及び生徒集合写真が盗まれている。また、他の高等学校においても、17年度に個人情報が入ったパソコン、生徒調査票及びアルバムが盗まれているので、個人情報についての教職員の管理意識を高めるとともに、盗難防止対策を一層徹底されたい。

（松阪商業高等学校、津工業高等学校、宇治山田高等学校）

〔盗難状況〕

学　校　名	内　　容
松阪商業高等学校	生徒調査票、集合写真
津工業高等学校	パソコン1台
宇治山田高等学校	生徒調査票、アルバム

2　財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア　本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が12,044,374円（対前年度比127.9%）あり、前年度と比べて2,627,078円増加しているので、今後、その収納促進及び未収金の発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度　3,129,770円 過年度　307,900円 計　3,437,670円	現年度　377,800円
教育支援分野	雑入（給与過払い分）	過年度　404,535円	過年度　539,535円
	雑入（退職手当戻入分）	過年度　5,568,323円	過年度　7,056,323円
学校教育分野	奨学金返還金	過年度　86,000円	過年度　126,000円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度　1,093,400円 過年度　817,200円 計　1,910,600円	現年度　1,006,400円 過年度　98,000円 計　1,104,400円
	進学奨励金返還金	現年度　529,348円 過年度　87,018円 計　616,366円	現年度　72,018円 過年度　40,000円 計　112,018円
	雑入（進学奨励金）	—	現年度　77,400円
生涯学習分野	生涯学習センター使用料	現年度　3,600円	現年度　14,860円 過年度　8,960円 計　23,820円
	雑入（生涯学習センター使用料）	現年度　17,280円	—
計		12,044,374円	9,417,296円

イ　高等学校分

高等学校授業料等の収入未済については、19,700,885円（対前年度比123.2%）と多額になっており、前年度と比べて3,711,325円増加しているので、高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱等に基づき、その収納促進及び未収金の発生防止に一層努められたい。

区　分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
桑名西高等学校	教員住宅使用料	現年度　14,000円	—
桑名北高等学校	高等学校授業料	現年度　173,800円 過年度　681,617円 計　855,417円	現年度　513,742円 過年度　557,775円 計　1,071,517円
桑名工業高等高校	自販機等光熱水費負担金	現年度　105,688円	—
	学校開放事業光熱水費負担金	現年度　4,500円	—
いなべ総合学園高等学校	高等学校授業料	過年度　388,900円	過年度　388,900円
四日市高校	高等学校授業料	現年度　9,400円	—

朝明高等学校	高等学校授業料	現年度　550,467円 過年度　1,668,380円 計　2,218,847円	現年度　920,700円 過年度　1,513,827円 計　2,434,527円
四日市四郷高等学校	高等学校授業料	現年度　112,800円	現年度　93,000円
四日市農芸高等学校	高等学校授業料	現年度　968,200円 過年度　558,700円 計　1,526,900円	現年度　339,450円 過年度　437,800円 計　777,250円
四日市工業高等学校	高等学校授業料	現年度　159,310円 過年度　129,410円 計　288,720円	現年度　86,430円 過年度　107,535円 計　193,965円
四日市中央工業高等学校	高等学校授業料	現年度　103,400円	現年度　176,700円
四日市商業高等学校	高等学校授業料	現年度　164,440円 過年度　54,400円 計　218,840円	現年度　74,400円
菰野高等学校	高等学校授業料	現年度　1,175,800円 過年度　1,357,850円 計　2,533,650円	現年度　855,600円 過年度　877,450円 計　1,733,050円
神戸高等学校	高等学校授業料	現年度　18,400円 過年度　6,300円 計　24,700円	現年度　52,500円 過年度　13,600円 計　66,100円
白子高等学校	高等学校授業料	現年度　411,938円 過年度　205,294円 計　617,232円	現年度　133,827円 過年度　113,367円 計　247,194円
	弁償金	現年度　836,781円	―
石薬師高等学校	高等学校授業料	―	現年度　27,900円
稲生高等学校	高等学校授業料	現年度　289,481円 過年度　1,458,195円 計　1,747,676円	現年度　730,500円 過年度　1,313,700円 計　2,044,200円
亀山高等学校	高等学校授業料	現年度　436,793円 過年度　581,716円 計　1,018,509円	現年度　219,400円 過年度　531,716円 計　751,116円
津高等学校	高等学校授業料	現年度　37,600円	―
津商業高等学校	高等学校授業料	現年度　130,230円 過年度　251,360円 計　381,590円	現年度　229,960円 過年度　160,900円 計　390,860円
みえ夢学園高等学校	高等学校授業料	現年度　102,790円 過年度　34,965円 計　137,755円	現年度　49,560円
久居高等学校	高等学校授業料	現年度　57,829円 過年度　176,572円 計　234,401円	現年度　241,672円
久居農林高等学校	高等学校授業料	現年度　37,600円	―
白山高等学校	高等学校授業料	現年度　408,900円 過年度　46,300円 計　455,200円	現年度　74,400円 過年度　18,400円 計　92,800円
松阪工業高等学校	高等学校授業料	現年度　47,000円	―

松阪商業高等学校	高等学校授業料	現年度 159,800円 過年度 101,600円 計 261,400円	現年度 37,200円 過年度 64,400円 計 101,600円
飯南高等学校	高等学校授業料	現年度 177,400円 過年度 309,757円 計 487,157円	現年度 188,328円 過年度 270,357円 計 458,685円
宮川高等学校	高等学校授業料	現年度 270,700円 過年度 57,974円 計 328,674円	現年度 73,800円 過年度 57,974円 計 131,774円
昴学園高等学校	高等学校授業料	—	現年度 23,250円
伊勢まなび高等学校	高等学校授業料	現年度 8,700円	—
明野高等学校	高等学校授業料	過年度 71,450円	過年度 71,450円
度会高等学校	高等学校授業料	現年度 126,900円 過年度 203,900円 計 330,800円	現年度 316,200円 過年度 64,400円 計 380,600円
南勢高等学校	高等学校授業料	現年度 70,500円 過年度 119,900円 計 190,400円	現年度 120,900円 過年度 45,500円 計 166,400円
南島高等学校	高等学校授業料	現年度 94,000円 過年度 45,500円 計 139,500円	過年度 45,500円
南伊勢高等学校	高等学校授業料	現年度 94,000円	—
鳥羽高等学校	高等学校授業料	現年度 207,900円 過年度 357,639円 計 565,539円	現年度 170,550円 過年度 622,700円 計 793,250円
志摩高等学校	高等学校授業料	現年度 37,600円	現年度 55,800円
	学校開放事業光熱水費負担金	現年度 1,800円	—
水産高等学校	高等学校授業料	現年度 37,600円	—
上野農業高等学校	高等学校授業料	過年度 216,000円	現年度 130,200円 過年度 216,000円 計 346,200円
上野工業高等学校	高等学校授業料	現年度 47,000円	現年度 83,700円 過年度 303,000円 計 386,700円
あけぼの学園高等学校	高等学校授業料	現年度 150,400円 過年度 168,400円 計 318,800円	過年度 168,400円
名張桔梗丘高等学校	高等学校授業料	—	現年度 18,600円
尾鷲高等学校	学校開放事業光熱水費負担金	現年度 17,600円	現年度 6,400円
	高等学校授業料	現年度 1,001,120円 過年度 274,520円 計 1,275,640円	現年度 384,510円 過年度 46,000円 計 430,510円
長島高等学校	高等学校授業料	現年度 47,000円 過年度 636,900円 計 683,900円	現年度 409,200円 過年度 515,700円 計 924,900円

紀南高等学校	高等学校授業料	現年度　145,650円 過年度　484,569円 計　630,219円	現年度　265,050円 過年度　359,780円 計　624,830円
計	高等学校授業料	18,720,516円	15,983,160円
	弁償金等	980,369円	6,400円
	計	19,700,885円	15,989,560円

(注)　授業料の収入未済額について、現年度の授業料分で47,000円誤って収納したため、収入未済額の決算額より47,000円多くなっている。

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

ア　手当の支出誤り

手当の支出誤りがあったので、すみやかに措置するとともに、今後、適切な事務処理に努められたい。

区　分	内　容	
経営企画分野	扶養手当過払い	71,550円
四日市高等学校	通勤手当過少支給	21,000円
鼈　学　校	通勤手当過払い	90,200円
尾鷲教育事務所 (尾鷲中学校)	教員特殊業務手当支給漏れ	13,600円

イ　手当の不正受給

住居手当及び通勤手当の不正受給があったので、今後このようなことが起こらないよう適正な届け出の指導及び事後確認を徹底されたい。

区　分	内　容	
四日市高等学校	住居手当過払い	1,593,000円
	通勤手当過払い	468,944円

(3)　公有財産の管理事務

ア　学校用地

菰野高等学校及び南島高等学校における学校用地について、使用に係る権利関係を整理、明確化するなど、適切な処理を行うよう努められたい。

区　分	内　容	
教育支援分野	菰野高等学校	3,513㎡
	南島高等学校	4,400㎡
	計	7,913㎡

イ　交通事故

公用車による交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　容
南勢志摩教育事務所	(1)物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県46,410円・相手0円）
上野教育事務所	(1)物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手183,120円）

ウ　金品亡失等

備品等の盗難・損傷・火災事故が発生しているので、その管理・使用については、より一層万全を期すとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　容
経営企画分野	(1) ノートパソコン（小学校貸与分）の盗難　2台 （取得価格158,600円、リース物品） (2) ノートパソコン（中学校貸与分）の損壊（取得価格155,300円）
図書館	(1) 図書館蔵書の盗難116冊（取得価格231,181円）
四日市農芸高等学校	(1) コンバインの損傷（修繕料427,184円）
菰野高等学校	(1) DVDデッキの盗難（取得価格96,390円）
神戸高等学校	(1) DVDプレーヤーの盗難（取得価格30,450円） (2) システムオーディオの盗難（取得価格104,727円） (3) 消火器の盗難（取得価格9,450円） (4) 鍵7本の盗難
白子高等学校	(1) 旧体育教官室の火災（撤去費用2,106,720円） (2) テニスネットの焼失（取得価格33,900円） (3) 製氷機の焼失（取得価格33,900円） (4) ビデオレコーダーの焼失（取得価格57,474円） (5) ガット張機の焼失（取得価格150,000円） (6) ビデオレコーダーの焼失（取得価格54,590円）
津高等学校	(1) デジタルカメラの盗難　2台（取得価格49,600円） (2) 事務机の鍵破損（修繕料33,075円）
津東高等学校	(1) ノートパソコンの損壊　2台（リース物品）
松阪商業高等学校	(1) 平成15年度集合写真の盗難（14,700円） (2) 平成16年度集合写真の盗難（21,700円） (3) 生徒指導室スペアキーの盗難（修繕料33,390円）
伊勢工業高等学校	(1) パソコンの盗難（リース物品）
鳥羽高等学校	(1) マスターキーの紛失（鍵取替工事599,000円）
木本高等学校	(1) ノートパソコンの損傷（リース物品）
養護学校 北勢きらら学園	(1) ハイウェイカードの紛失(未使用額6,100円) (2) ハイウェイカードの紛失(未使用額2,250円)
養護学校 東紀州くろしお学園	(1) DVD/CDチューナーアンプの盗難（取得価格90,000円） (2) DVDプレーヤーの盗難（取得価格41,000円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇　所　名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1) 三重県授業料の収納に関する事務処理業務委託、学校内研修にかかるカリキュラム等の研究開発委託、学校医に関する業務委託の個人情報取扱特記事項未記載	4	経営企画分野 研修分野 稲葉養護学校 長島高等学校
	(2) 教職員人事管理システムの運用に係る支援策委託、義務教育国庫負担金等算定システム運用委託の予定価格根拠未記載	1	教育支援分野
	(3) 義務教育国庫負担金等算定システム運用委託の見積書及び委託業務完了報告書が未徴収	1	教育支援分野
	(4) 浄化槽維持管理業務等の施設管理委託で標準的な契約額を示すなどの対策が必要	1	教育支援分野
	(5) 社会教育活性化21世紀プラン推進事業委託の契約先選定理由、委託金額積算根拠が未記載	1	熊野少年自然の家
	(6) 情報処理技術者（SE）等派遣業務の予定価格調書未作成	1	神戸高等学校
	(7) 成績管理システム保守業務の仕様書未作成	1	神戸高等学校
	(8) 三重県立松阪高等学校[通信制]・情報処理技術者（SE）等派遣業務委託の契約期間変更の必要あり	1	松阪高等学校
	(9) 浄化槽維持管理業務、ネズミ、ゴキブリ防除管理業務委託、尾鷲高等学校光が丘校舎等警備委託の随意契約理由未記載	2	水産高等学校 尾鷲高等学校
	(10) 浄化槽維持管理業務委託、電話設備保守点検委託の執行伺い未作成、電話設備保守点検報告書一部未保存	1	水産高等学校
	(11) 情報処理技術者（SE）等派遣業務委託、電話設備保守の随意契約理由不明確	1	上野工業高等学校
	(12) 学校医に関する業務委託の予定価格の省略理由が不明確	1	長島高等学校
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1) 家庭教育ビデオ制作事業業務委託選定評価表の鉛筆記入	1	生涯学習分野
3　業務委託の実施状況（その他の契約）	(1) 一般廃棄物運搬業務委託、飲料水貯蓄槽清掃業務委託の見積依頼の起案未作成	1	熊野少年自然の家

	(2) 一般廃棄物収集運搬委託、合併処理施設維持管理委託の見積徴収業者選定理由不明確	2	久居農林高等学校 飯野高等学校、
	(3) 校内樹木剪定委託の委託仕様書が起案文書に未添付	1	久居農林高等学校
4 県単独補助金の執行状況	(1) 社会教育関係団体活動支援事業補助金で、補助金額を上回る繰越金があったので、補助金交付の必要性の検討が必要	1	生涯学習分野
5 未収金対策の状況	(1) 滞納整理台帳の催告状況等記載不備	1	教育支援分野
	(2) 授業料滞納整理記録簿未作成	1	津東高等学校
	(3) 授業料督促記録簿の未整備	1	長島高等学校
6 人件費	(1) 扶養手当支給停止の確認書類不備（管内小学校）	1	尾鷲教育事務所
	(2) 扶養手当、住居手当事後確認未実施	2	熊野少年自然の家 聾学校
	(3)通勤手当事後確認未実施	1	名張桔梗が丘高等学校
7 物品購入等	(1) 10円切手在庫多数あり	1	熊野教育事務所
	(2) 印刷物、備品購入で不必要な分割による発注あり	1	久居農林高等学校
	(3) 見積合わせ結果記録なし	1	伊勢工業高等学校
8 事務管理体制	(1) 自己検査の2/3期が未実施	1	熊野教育事務所
	(2) 経理事務のチェック体制不備	1	熊野少年自然の家
	(3) 旅費の受領印漏れあり	1	四日市高等学校
	(4) 授業料調定事務のチェック体制不備	1	飯野高等学校
	(5) 教員の旅行命令を教頭が決裁	1	南島高校
9 その他	(1) 授業料免除決定の調定処理が遅延	1	南島高校
	(2) 検診時の学校医昼食代を支出	1	飯野高等学校
	(3) 管内中学校旅費の一部を県ではなく他団体が負担	1	尾鷲教育事務所
	(4) 化学薬品の廃棄処分未実施	1	神戸高等学校
	(5) 県有自動車の利用が不十分	1	飯野高等学校
	(6) 予算額超過の消耗品費の支出あり	1	上野教育事務所

労働委員会事務局

概ね適正に処理されていた。

海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

概ね適正に処理されていた。

警察本部

総括意見

警察本部では、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」を執務の基本方針として、悪質かつ重要な犯罪の徹底検挙、街頭犯罪抑止対策等に積極的に取り組んでおり、2年連続で刑法犯認知件数は減少し、検挙率は向上した。しかし、振り込め詐欺やクレジットカードの偽造・盗難等の犯罪による被害が社会的に問題となっている。

一方、交通事故は高い水準で推移しており、平成16年は、事故件数、死者数、負傷者数等すべてにおいて前年を上回り、特に高齢者の交通事故死者数は、全死者数の47.1%を占めるに至った。

このため、地域の実情の変化に応じた警察署の人員体制の整備や、交番・駐在所の適正配置等、警察活動基盤の充実・強化を図るとともに、地域住民等との協働による防犯活動や交通安全活動を一層推進し、県民生活の安全と安心の確保に向けた活動を強化されたい。

1　事務事業の執行に関する意見

（犯罪の発生防止と検挙率の向上）

(1)　平成16年中の刑法犯認知件数は38,455件で前年に比べ4,132件と、2年連続で減少したのに対し、検挙件数は8,896件で前年に比べ535件（6.4%）増加し、その結果、検挙率は23.1%となり3.5ポイント向上したが、全国平均（26.1%）に比べるとまだ低い状況である。

一方、犯罪の種別でみると、知能犯が大幅に増えているが、これは主として振り込め詐欺の増加によるものである。

このため、引き続きパトロール活動の強化、犯罪多発地区に対する重点的取締り、自主防犯組織等との連携を図った犯罪抑止活動等に積極的に取り組むとともに、振り込め詐欺等に対しては、金融機関等関係機関との連携、県民への積極的な情報提供などにより、犯罪被害の発生防止に努められたい。

〔刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率の推移（暦年）〕

区　分	平成14年	平成15年		平成16年	
			前年対比（%）		前年対比（%）
認知件数（件）	47,600 (241)	42,587 (283)	89.5 (117.4)	**38,455** **(278)**	**90.3** **(98.2)**
検挙件数（件）	8,057 (111)	8,361 (135)	103.8 (121.6)	**8,896** **(123)**	**106.4** **(91.1)**
検挙人員（人）	4,203 (113)	4,338 (122)	103.2 (108.0)	**4,529** **(132)**	**104.4** **(108.2)**
検挙率（%）	16.9 (46.1)	19.6 (47.7)	116.0 (103.5)	**23.1** **(44.2)**	**117.9** **(92.7)**

（注）下段（　）内は重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）に係るもので内数

（交通事故の発生防止）

(2)　平成16年の県内の人身事故件数は13,479件（前年比820件増）、死者数は187人（前年比13人増）といずれも前年を上回り、人口10万人当たりの死者数は10.04人で全国ワースト1位となった。中でも、高齢者の交通事故は年々増加する傾向にあり、平成

16年の交通事故死者に占める高齢者の割合は47.1%を占め、高い水準で推移している。

このため、悪質危険な運転の取締り強化、交通マナー遵守の指導、交通安全施設の整備推進などとともに、高齢者の交通事故防止対策のより一層の充実を図られたい。

〔人身事故発生件数及び交通事故死者数の推移（暦年）〕

区分		平成14年	平成15年		平成16年	
				前年対比（%）		前年対比（%）
発生件数（件）		12,048	12,659	105.1	13,479	106.5
死者数（人）		211	174	82.5	187	107.5
人口10万人当たり死者数（人）	三重県	11.34	9.35	82.5	10.04	107.4
	全国	6.54	6.04	92.4	5.77	95.5
	ワースト順位	2位	8位	－	1位	－

（警察活動基盤の強化）

(3)　警察本部では警察官を増員し街頭犯罪の抑止に重点的に取り組んでおり、2年連続で刑法犯認知件数は減少したが、なお厳しい治安情勢にある中で、今後とも、交番・駐在所の再編整備を進め、警察官の柔軟な配置と運用を行うとともに、防犯活動や再編整備の効果も検証しながら、人員を効率的に活用できるような活動基盤の強化に努められたい。

（捜査報償費の執行）

(4)　捜査報償費の執行については、職員に執行手続き等の周知徹底を図り、その執行要件である緊急性又は秘匿性を要するものに限定した執行に努めているが、今後も捜査報償費の執行については、内部監査や証拠書類の点検などチェック機能を一層高めるなど、引き続き適正な執行管理に努められたい。

〔捜査報償費の決算状況〕　（単位：円）

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
決算額	31,313,153	23,134,934	16,012,981	14,374,456	6,795,665

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　収入未済

駐在所光熱水費分担金4,290円が収入未済となったので、納入義務者に早期の納付について徹底を図り、再発防止に努められたい。

区分	収入未済科目等	平成16年度（平成17年5月31日現在）	平成15年度（平成16年5月31日現在）
伊勢警察署	駐在所等光熱水費分担金	現年度　4,290円	－

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

旅費の支出誤りがあったので、今後は適切な事務処理に努められたい。

区　分	内　容
警察本部	旅費の過払い　760円

(3) 公有財産の管理事務

ア 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、交通指導取締り等を業務とする警察職員として、自動車等の運行管理については十分留意し、より一層の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　容
警察本部	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手65,565円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県57,540円・相手258,898円） (3) 物損事故（負担割合：県90%・相手10%） （物損額：県43,848円・相手141,514円） (4) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手124,945円）
桑名警察署	(1) 人身事故（負担割合：県85%・相手15%） （物損額：県357,912円・相手2,133,500円） （治療費等467,623円）
いなべ警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県163,359円・相手0円） (2) 物損事故（負担割合：県20%・相手80%） （物損額：県87,682円・相手83,852円）
四日市北警察署	(1) 人身事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県219,591円・相手254,488円） （治療費：3,609,476円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円　車両は修理せず・相手0円）
四日市西警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県110,670円・相手0円）
鈴鹿警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県92,400円・相手99,876円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手130,834円）
津警察署	(1) 物損事故（負担割合：県20%・相手80%） （物損額：県58,987円・相手61,163円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県182,763円・相手0円）
久居警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手60,480円）

伊勢警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県108,927円・相手147,200円） (2) 自損事故（損害額：441,651円） (3) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：示談交渉中）
鳥羽警察署	(1) 物損事故（負担割合：示談交渉中） （物損額：示談交渉中）
尾鷲警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手278,352円）
熊野警察署	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県186,505円・相手119,700円）
名張警察署	(1) 物損事故（負担割合：県80%・相手20%） （物損額：県0円・相手13,398円）

イ　金品損傷

水害により物品の損傷事故が発生しているので、今後は被害の発生防止に努められたい。

区　分	内　容
尾鷲警察署	平成16年9月29日、台風21号による水害により管内の2駐在所が浸水し、下記の備品が損傷 (1) 小型警ら車　取得価格 978,500円（廃棄処分） (2) 電話複写機（2台）　取得価格 556,200円（廃棄処分） (3) 応接セット　取得価格 98,983円（廃棄処分） (4) 防弾チョッキ　取得価格 116,596円（廃棄処分） (5) 現場鑑識鞄　取得価格 34,500円（廃棄処分） (6) 原付自転車　修繕料 4,127円

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所数	箇所名
1　その他	(1)ハイウェイカード管理簿の整理不十分	1	四日市南警察署
	(2)証紙実績報告の誤り	1	久居警察署
	(3)会計事務の内部牽制体制が不十分	1	伊賀警察署

【 県民局 】

Ⅰ　各県民局共通意見

1　事務事業の執行に関する意見

（地域における総合行政の推進）

(1)　県民局各部の横断的な課題や総合行政により進める必要がある重要課題について、県民局戦略会議等を通じて県民局長による総合調整が行なわれている。

県民局の全面的な見直しが行なわれるが、今後も地域の課題に的確に対応するために、総合行政による効率的、効果的な事業の推進に努められたい。

（企画調整部及び各部）

（生活創造圏づくり推進事業の検証）

(2)　生活創造圏づくり推進事業については、各生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成 12 年度から地域の特性を生かした施策を進めてきたところであるが、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町村の役割が一層大きくなっている。

こうした状況を踏まえ、これまでの生活創造圏ビジョンの取組の成果と課題を検証し、取組の中で培われてきた行政と地域住民の協働の手法、地域づくりに取り組む人材などが、今後、各地域の市町村、住民等が主体となって実施される施策に生かされるようにされたい。（企画調整部）

（地域防災力の向上）

(3)　平成16年9月に発生した紀伊半島南東沖の地震及び台風21号による豪雨災害時においては、情報伝達や住民の避難対策等に課題が見られたので、今後予想される東海、東南海・南海地震等の災害に備えて、県民局及び市町村の防災力を点検し、関係機関、市町村、ＮＰＯ、住民等と連携して、地域防災力の向上を図られたい。

また、初動体制としての二次参集者の把握や独自の取組等が行われていない県民局が見受けられるので、参集者の把握や、参集後の初動業務を明らかにして、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるよう努められたい。

なお、北勢地域におけるコンビナートの防災対策や、南勢志摩及び東紀州地域における観光客の避難誘導や孤立化対策など、それぞれの地域における課題について、地域に即した対策を推進されたい。（企画調整部）

（県税等の収入未済）

(4)　県税等（加算金等を含む。）の収入未済額が6,390,212,144円（対前年度比73.2%）あり、前年度と比べて2,345,112,035円減少しているものの、依然として多額にのぼっている。このため、債務者に対する財産及び状況調査の徹底、預金・給与などの財産差押えの適時の実施、動産・不動産の積極的な公売など引き続き滞納整理を推進し収入未済額の更なる減少に努められたい。（県税部）

区　　分	平成16年度（平成17年5月31日現在）		平成15年度（平成16年5月31日現在）	
北勢県民局桑名県税部	現年度	128,433,114円	現年度	115,453,532円
	過年度	384,850,478円	過年度	397,064,968円
	計	513,283,592円	計	512,518,500円
北勢県民局四日市県税部	現年度	277,260,481円	現年度	954,685,089円
	過年度	665,111,126円	過年度	840,979,926円
	計	942,371,607円	計	1,795,665,015円
北勢県民局鈴鹿県税部	現年度	136,396,761円	現年度	145,096,854円
	過年度	408,678,566円	過年度	419,616,797円
	計	545,075,327円	計	564,713,651円
津地方県民局県税部	現年度	277,773,219円	現年度	278,490,956円
	過年度	790,252,386円	過年度	770,816,961円
	計	1,068,025,605円	計	1,049,307,917円
津地方県民局県税部（自動車税）	現年度	555,401,937円	現年度	579,937,822円
	過年度	814,601,370円	過年度	801,937,104円
	計	1,370,003,307円	計	1,381,874,926円
松阪地方県民局県税部	現年度	117,998,422円	現年度	100,109,450円
	過年度	440,129,669円	過年度	1,680,376,534円
	計	558,128,091円	計	1,780,485,984円
南勢志摩県民局県税部	現年度	98,090,263円	現年度	155,439,246円
	過年度	503,306,684円	過年度	550,773,967円
	計	601,396,947円	計	706,213,213円
伊賀県民局県税部	現年度	132,165,485円	現年度	303,969,229円
	過年度	439,725,707円	過年度	402,787,611円
	計	571,891,192円	計	706,756,840円
紀北県民局県税部	現年度	50,932,090円	現年度	44,295,482円
	過年度	169,104,386円	過年度	193,492,651円
	計	220,036,476円	計	237,788,133円
合　　計		6,390,212,144円		8,735,324,179円

（個人県民税の収納促進）

(5)　個人県民税の収入未済額が3,202,813,029円（対前年度比95.4%）あり、前年度と比べて154,044,169円減少しているものの、県税の収入未済額の51.2%を占めている。

地方税収確保対策会議の設置、市町村への併任職員の派遣など市町村の徴収支援に取り組んでいるが、依然として多額の収入未済額があることから、市町村及び関係機関との連携を更に強化するとともに、地方税法第48条に基づく県による直接徴収を検討するなど、実効性のある税収確保に努められたい。（県税部）

〔個人県民税収入未済額の状況〕

区　　分	調　定　額	収入未済額	徴収歩合
北勢県民局桑名県税部	4,207,076,700円	419,701,882円	89.5%
北勢県民局四日市県税部	6,918,335,368円	698,707,599円	89.1%
北勢県民局鈴鹿県税部	4,413,590,658円	390,930,840円	89.9%
津地方県民局県税部	6,918,034,008円	531,130,879円	92.0%
松阪地方県民局県税部	3,349,236,662円	380,877,864円	88.2%
南勢志摩県民局県税部	3,868,453,302円	406,400,268円	88.7%
伊賀県民局県税部	2,924,628,709円	181,557,214円	93.0%
紀北県民局県税部	1,090,426,649円	193,506,483円	80.8%
合　　計	33,689,782,056円	3,202,813,029円	89.8%

（交通安全対策の充実）

(6)　平成16年の交通事故死者数は前年より13人増加し187人となった。また、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト1位となり、都市別（全国225都市）ワースト順位では、松阪市が1位、桑名市が9位となった。

これまで、県民局においては、安全・安心の通学路の整備、出前交通安全教室の開催、啓発カルタの作成等交通安全対策に取り組んでいるが、今後さらに警察、市町村、学校、関係団体等と連携して、高齢者等の交通事故防止、交通安全指導者の育成、交通安全教育、交通安全施設の整備推進などの交通安全対策の充実を図られたい。

（生活環境森林部、建設部）

〔三重県の交通事故（人身事故等）の推移（暦年）〕

区　分	人身事故件数　(件)			死　者　数　(人)			10万人以上都市別順位	
	14年	15年	16年	14年	15年	16年	15年	16年
北勢県民局	5,376	5,677	6,157	84	69	67		
桑名市	686	758	801	12	5	10	106	9
四日市市	2,232	2,328	2,512	18	14	23	101	20
鈴鹿市	1,213	1,286	1,503	26	19	17	11	11
津地方県民局	2,228	2,276	2,445	30	30	25		
津　市	1,348	1,254	1,413	15	15	11	17	35
松阪地方県民局	1,275	1,423	1,453	17	21	25		
松阪市	958	1,086	1,065	8	14	20	7	1
南勢志摩県民局	1,333	1,429	1,519	34	23	33		
伊勢市	546	608	648	15	4	13	132	-
伊賀県民局	1,111	1,060	1,191	29	12	24		
紀北県民局	223	260	238	5	4	5		
紀南県民局	228	226	209	2	10	4		
高　速　隊	274	308	267	10	5	4		
合　計	12,048	12,659	13,479	211	174	187	8	1

（注）市については人口10万人以上の市を抽出（都市別順位は全国225都市中）

（青少年の健全育成）

(7)　平成16年の刑法犯少年は2,031人で前年より186人減少したが、不良行為は27,995人と前年より858人増加している。

インターネットの普及等高度情報化、深夜営業店舗の増加、携帯電話の利用増など青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、これらの環境変化に対応するため、市町村、警察、学校、関係団体等との連携をさらに強化し、効果的な啓発活動、青少年健全育成協力店の拡大、立入調査の充実など青少年健全育成事業を一層推進されたい。

（生活環境森林部）

（広域人権まちづくり事業推進協議会のあり方）

(8)　人権啓発事業を委託している広域人権まちづくり事業推進協議会の構成員が、行政職員だけとなっているので、幅広い検討が行われるよう、民間団体、学識経験者など、地域の様々な主体が参加できるよう引き続き検討されたい。

（北勢、南勢志摩生活環境森林部）

（生活排水対策）

(9)　平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3%と前年度から2.1ポイント向上したが依然全国平均79.4%を下回っており、また、県民局別整備率をみると北勢81.5%、紀北12.6%などと地域較差がある。

水質汚濁の原因として日常生活による生活排水が大きいことから、今後もより一層市町村と連携し、地域の実情に見合った整備を早急に進められたい。

また、東紀州地域は特に整備率が低いことから、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を図られたい。

（生活環境森林部、農水（政）商工部、伊勢建設部、下水道部）

〔生活排水処理施設の整備率〕　（単位：%）

区　分	H16年度					H15年度
	下水道	農業集落排水施設等	浄化槽	コミュニティ・プラント	計	計
北勢県民局	56.6	4.0	20.5	0.4	81.5	78.8
津地方県民局	36.4	4.3	28.3	-	69.0	66.2
松阪地方県民局	25.1	2.3	25.0	0.4	52.9	51.6
南勢志摩県民局	11.4	4.4	20.1	-	35.8	33.7
伊賀県民局	6.7	10.4	51.1	0.3	68.6	67.0
紀北県民局	-	-	12.6	-	12.6	11.3
紀南県民局	6.6	-	21.3	-	27.9	26.0
計（県平均）	35.7	4.4	25.0	0.2	65.3	63.2
全国平均	68.1	2.7	8.4	0.3	79.4	77.7

（注）計数は四捨五入によるため、施設ごとの整備率の合計は計と一致しないことがある。

（森林環境創造事業 ）

(10)　平成16年度末の環境林整備計画策定面積は5,810 haで、前年度末と比較して944 ha増加しているものの、森林環境創造事業対象と位置づけた県内の森林45,000 haに対する着手率は、12.9%にとどまっている。また、その区域に対象森林を含む44市町村（平成16年度末）のうち、環境林整備計画の策定がなされていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況にも較差がある。

本事業の実施にあたっては、市町村と森林所有者及び認定林業事業体とが「環境林づくり協定書」を締結のうえ、森林管理業務など毎年度の事業費を市町村が20%負担する必要があることから、着手率向上のためには市町村の協力が不可欠であるので、未着手等の市町村に対し、制度の趣旨等の理解を求め事業を推進されたい。

（生活環境森林部）

〔森林環境創造事業着手率等の状況（平成16年度末現在）〕

区　分	対象面積(ha) A	着手面積(ha) B	着手率(%) B/A×100	着　手 市町村数
北勢県民局	4,695	351	7.5	2(8)
津地方県民局	6,098	429	7.0	5(9)
松阪地方県民局	9,955	2,183	21.9	4(6)
南勢志摩県民局	8,569	1,166	13.6	6(11)
伊賀県民局	3,462	296	8.5	1(2)
紀北県民局	2,944	374	12.7	3(3)
紀南県民局	9,277	1,011	10.9	5(5)
計	45,000	5,810	12.9	26(44)

（注）1　着手市町村数欄の（ ）は、対象市町村数

2　旧一志郡嬉野町の区域に含まれていた対象面積は松阪地方県民局管内の事業対象面積に含めている。

（子育て支援機能の充実）

(11)　安心して子どもを産み育てられると実感できる環境づくりを進めるため、市町村等関係機関と連携し、未熟児等ハイリスク児の訪問指導、延長保育などの特別保育の実施促進、地域子育て支援センターの設置運営支援等、子育て支援機能の充実に努められたい。

また、子育て支援の充実は、保護者の育児不安や悩みを軽減することなどにより、児童虐待の予防と密接に関連するため、児童相談センターと一層連携して取り組まれたい。　（保健福祉部）

（食品衛生監視指導）

(12)　平成16年度は「三重県食品衛生監視指導計画」に基づき、重点対象業種及び監視回数の基準を定め食品営業施設の監視・指導に取り組んでいるが、県民局によって目標設定及び実施率に格差が見られるので、計画的、効果的な食品監視・指導に取り組むとともに、事業者の自主的な衛生管理の推進を支援することにより、食品の安全・安心確保に努められたい。　（保健福祉部）

〔食品営業施設の監視の状況〕　（単位：施設、%）

区　分		Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	計
桑名	対象施設数	8(0.2)	143(3.5)	1,650(40.8)	2,240(55.5)	4,041(100)
	監視率	125.0	121.0	108.0	125.5	116.8
四日市	対象施設数	18(0.2)	300(2.7)	2,928(26.7)	7,731(70.4)	10,977(100)
	監視率	169.4	326.0	106.2	77.6	105.0
鈴鹿	対象施設数	22(0.5)	206(4.4)	1,876(40.4)	2,541(54.7)	4,645(100)
	監視率	72.7	100.0	117.6	116.9	114.5
津	対象施設数	81(1.1)	152(2.2)	2,842(40.4)	3,953(56.3)	7,028(100)
	監視率	97.5	100.0	65.4	104.8	85.8
松阪	対象施設数	142(2.9)	201(4.1)	1,864(38.3)	2,664(54.7)	4,871(100)
	監視率	32.7	42.8	93.6	119.0	91.5
南勢志摩	対象施設数	277(3.0)	1,922(20.5)	3,548(37.8)	3,626(38.7)	9,373(100)
	監視率	110.8	64.1	136.5	209.4	124.6
伊賀	対象施設数	38(0.9)	759(18.9)	1,127(28.0)	2,099(52.2)	4,023(100)
	監視率	44.7	126.2	206.4	102.8	137.0
紀北	対象施設数	3(0.2)	53(3.1)	1,368(79.3)	301(17.4)	1,725(100)
	監視率	100.0	100.0	122.8	437.5	158.7
紀南	対象施設数	8(0.6)	104(7.3)	645(45.5)	660(46.6)	1,417(100)
	監視率	131.3	50.0	101.7	126.4	102.5
計	対象施設数	597(1.2)	3,840(8.0)	17,848(37.1)	25,815(53.7)	48,100(100)
	監視率	87.0	101.3	113.2	120.1	112.4

（注）1　Aランク施設：大量調理（1回300食以上、1日750食以上）をする集団給食施設、飲食店営業（弁当屋、仕出し屋、料理屋及び旅館）等（1年に2回監視）

Bランク施設：Aランク以外の集団給食施設で共同調理場方式の施設、飲食店営業、広域流通する製品製造業（食品、そうざい、乳製品など）等（1年に1回監視）

Cランク施設：A、Bランク以外の集団給食施設、その他飲食店営業（一般食堂、レストランなど）、A、Bランク以外の製造業、食肉又は魚介類の処理及び加工・販売業（2年に1回監視）

Dランク施設：バーなどの飲食店、喫茶店営業、乳類販売業など（3年に1回監視）

2　中央卸売市場を除く。

3　（　）は、食品営業施設全体に占めるランク別施設数の割合

（生活衛生関係営業施設の監視指導）

(13)　県民に衛生的なサービスが提供されるよう生活衛生関係営業施設の監視・指導を行っている。平成16年度はレジオネラ感染症防止等のために概ね公衆浴場、旅館を重点的に監視・指導を行ってきたが、県民局の取組に差が見られるので、業種及び地域に応じた目標設定と進捗管理を行い、計画的、効果的な監視・指導を行われたい。

（保健福祉部）

〔生活衛生関係営業施設の監視の状況〕　（単位：施設、%）

区　分		興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	計
桑名	監視率	11.1	41.6	110.5	2.6	3.3	6.0	14.0
	監視数	1	32	42	5	9	4	93
四日市	監視率	75.0	23.0	36.4	31.7	18.9	18.0	24.0
	監視数	3	52	24	113	110	20	322
鈴鹿	監視率	33.3	25.0	33.3	2.4	4.4	8.8	8.4
	監視数	1	24	16	6	16	5	68
津	監視率	16.7	16.8	33.8	15.4	4.6	21.5	12.4
	監視数	1	33	27	61	27	20	169
松阪	監視率	0.0	10.4	21.4	32.8	5.4	13.6	15.4
	監視数	0	18	6	90	21	6	141
南勢志摩	監視率	33.3	40.2	1.2	8.9	6.8	4.5	22.7
	監視数	4	479	1	43	45	5	577
伊賀	監視率	66.7	30.2	25.6	10.6	6.6	60.8	17.1
	監視数	2	32	11	21	18	31	115
紀北	監視率	－	37.1	0.0	15.1	104.9	13.0	47.6
	監視数	－	65	0	13	107	3	188
紀南	監視率	－	21.3	150.0	17.5	17.6	0.0	21.1
	監視数	－	20	15	14	19	0	68
計	監視率	27.9	32.3	35.1	15.8	11.1	16.0	19.3
	監視数	12	755	142	366	372	94	1,741

（注）　「興行場」は映画館関係のみ、「クリーニング所」は取次店を除く。

（沿海地区漁業協同組合の広域合併）

(14)　沿海地区漁業協同組合の広域合併については、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併促進の取組を行っており、平成16年度までに信用事業の譲渡が完了したが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、これまでの取組方法、成果等を検証して、一層効果的な取組を行われたい。　（津・南勢志摩・紀北農水商工部）

〔漁協合併の状況〕

区　分	平成10年度末漁協数	平成16年度末漁協数	3漁協構想による目標漁協数
津農水商工部管内	22	18	1
南勢志摩農水商工部管内	65	11	3 (2)
紀北農水商工部管内	22	17	1
合　計	109	46	3

（注）　（ ）内は、広域合併による隣接農水商工部管内との重複計上分

（認定農業者等中核的経営体の確保・育成）

(15)　認定農業者は、地域において農業を中心的に担っていくことが期待されており、その確保・育成に努めているが、平成16年度における状況は、前年度に比べて26経営体（1.3%）の増にとどまっている。また、平成22年度目標数に対する達成率も37.8%～96.4%と地域によって格差が生じている。

認定農業者をはじめとする中核的経営体の確保・育成のため、地産地消の推進、農業と企業とのマッチングなど関係する他の施策と連携して自立的な経営にむけて一層の支援をされたい。（農水（政）商工部、農政部）

〔認定農業者の状況〕　（単位：経営体、戸）

県民局等名	桑名	北勢	津	松阪	南勢志摩	伊賀	紀北	紀南	計
16年度末認定農業者数	**245**	**518**	**281**	**202**	**292**	**238**	**27**	**229**	**2,032**
15年度末認定農業者数	238	506	280	202	286	240	26	228	2,006
増　減　数	7	12	1	0	6	△2	1	1	26
平成22年度目標数	424	1,093	744	401	610	398	28	313	4,000
16年度末における目標達成率（%）	57.8	47.4	37.8	50.4	47.9	59.8	96.4	73.2	50.8
（参考）専業農家数	468	1,204	1,072	851	754	590	76	782	5,797

（注）1　専業農家数は農業センサス2000より作成
2　平成16年度末の津地方県民局分については、平成22年度目標との対比のため、旧嬉野町・三雲町分を含めている。

（農村・漁村における男女共同参画の推進）

(16)　農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や農業委員への女性の登用、家族経営協定の締結の促進に取り組んでいるが、女性農業委員数、家族経営協定締結戸数は目標を大きく下回っている。平成17年度から市町村合併等の状況を踏まえた新たな目標を定めているが、目標達成にむけて、効果的な普及啓発や市町村への働きかけに努められたい。（農水（政）商工部、農政部）

〔各取組項目の地域別の状況〕　（単位：人、戸）

項目＼地域普及センター		桑名	鈴鹿	四日市	津一志	松阪	志摩	伊勢	伊賀	紀州	計	目標値
農村･漁村女性アドバイザー数	16年度	20	38		27	24	28		20	14	171	180
	15年度	19	35		24	24	27		18	14	161	160
女性農業委員数	16年度	6	10		7	7	19		2	11	62	165
	15年度	7	8		9	11	25		9	11	80	160
家族経営協定締結戸数	16年度	16	17		27	23	33		10	12	138	300
	15年度	16	15		26	23	18		10	12	120	220

（観光振興）

(17)　平成16年の本県への観光レクリエーション入込客数は、前年と比べて増加しているが、地域別には低下しているところもある。平成16年11月に策定された「三重県観光振興プラン」における「地域別観光振興のあり方」を参考に、市町村、事業者、地域住民等と連携し、観光振興に一層取り組まれたい。（農水（政）商工部）

〔観光レクリエーション入込客数（延数）〕　（単位：千人）

県民局管内	北　勢	津	松　阪	南勢志摩	伊　賀	紀　北	紀　南	計
平成16年	15,052	4,150	3,802	20,378	3,313	1,420	1,833	49,949
平成15年	14,882	4,452	3,085	20,591	2,924	1,292	2,020	49,246
増減率(%)	1.1	△6.8	23.2	△1.0	13.3	9.9	△9.3	1.4

(注)1　「観光レクリエーション入込客数推計書」より作成
2　市町村別の入込客数は延数データしかないため延数で記載しており、一般的に使われている実数ベースとは数値が異なる。
また、旧嬉野町・三雲町分は、平成15年分においても松阪県民局管内に含めている。
3　係数は四捨五入によっているので、合計は一致しない場合がある。

（入札、契約制度）

(18)　入札、契約制度については、「入札及び契約制度改善への指針」に基づいて改善が進められているが、入札方法別の落札率には格差が生じているので、取組の成果を検証し、今後とも「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に即して、より競争性、公正性、透明性を高められたい。

また、総合評価落札方式が平成16年度から試行されているが、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたところであり、入札、契約制度の適正化に一層努められたい。

（生活環境森林部、農水(政)商工部、農政部、建設部、下水道部）

〔平成16年度の落札率の状況（工事請負）〕　（単位：件、%）

区　分	一般競争入札			公募型指名競争入札			地域公募型指名競争入札		
	平成16年度		前年度比較	平成16年度		前年度比較	平成16年度		前年度比較
	件数	落札率		件数	落札率		件数	落札率	
北勢県民局	9	89.4	△5.9	36	92.1	△0.0	230	85.6	1.9
津地方県民局	10	95.9	3.5	14	95.4	3.3	153	85.4	0.1
松阪地方県民局	4	95.4	0.2	12	94.0	△2.0	140	90.2	0.4
南勢志摩県民局	13	94.8	2.0	33	94.9	1.3	233	85.5	△1.3
伊賀県民局	1	92.5	(前年実績なし)	16	93.9	△0.2	114	88.5	△5.7
紀北県民局	－	－	(前年実績63.5)	6	74.0	0.9	97	91.4	6.2
紀南県民局	1	95.0	△0.4	13	94.9	△0.5	148	88.8	△4.9

（県単公共工事の契約変更）

(19)　平成16年度における県単公共工事の変更契約については、前年度より減少しているが、契約件数の67.1%が増額変更されている。

その中には、当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの、変更ではなく別途発注を検討すべきもの、変更手続に不備のあるもの等が見受けられる。

安易な変更は、入札、契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、設計時の調査精度の向上等を図るとともに、契約変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に努められたい。

（生活環境森林部、農水(政)商工部、建設部、下水道部）

〔県単工事の変更の状況〕　　（単位：件、％）

県民局名・部名		全件数	増額変更		減額変更		変更無し	
			件数	率	件数	率	件数	率
北勢	生活環境森林部	7	6	85.7	1	14.3	0	0.0
	桑名建設部	47	39	83.0	6	12.8	2	4.2
	四日市建設部	34	23	67.6	2	5.9	9	26.5
	鈴鹿建設部	33	23	69.7	6	18.2	4	12.1
	下水道部	4	1	25.0	0	0.0	3	75.0
	計	125	92	73.6	15	12.0	18	14.4
津	生活環境森林部	22	17	77.3	4	18.2	1	4.5
	津建設部	33	26	78.8	3	9.1	4	12.1
	久居建設部	51	43	84.3	5	9.8	3	5.9
	下水道部	4	2	50.0	0	0.0	2	50.0
	計	110	88	80.0	12	10.9	10	9.1
松阪	生活環境森林部	17	9	52.9	5	29.4	3	17.7
	農政商工部	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0
	建設部	82	56	68.3	5	6.1	21	25.6
	計	102	68	66.7	10	9.8	24	23.5
南勢志摩	生活環境森林部	23	13	56.5	8	34.8	2	8.7
	農水商工部	14	9	64.3	3	21.4	2	14.3
	伊勢建設部	72	56	77.8	12	16.7	4	5.5
	志摩建設部	47	35	74.5	5	10.6	7	14.9
	計	156	113	72.4	28	17.9	15	9.7
伊賀	生活環境森林部	15	8	53.3	4	26.7	3	20.0
	農政商工部	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0
	建設部	84	52	61.9	21	25.0	11	13.1
	計	103	64	62.1	25	24.3	14	13.6
紀北	生活環境森林部	11	6	54.5	1	9.1	4	36.4
	農水商工部	6	5	83.3	0	0.0	1	16.7
	建設部	57	17	29.8	9	15.8	31	54.4
	計	74	28	37.8	10	13.5	36	48.7
紀南	生活環境森林部	24	14	58.3	6	25.0	4	16.7
	建設部	67	44	65.7	12	17.9	11	16.4
	計	91	58	63.7	18	19.8	15	16.5
合　計		761	511	67.1	118	15.5	132	17.4
前年度		830	644	77.6	102	12.3	84	10.1

（注）件数は、それぞれの年度中に契約、完成した工事

〔県単工事にかかる変更内容等の監査結果〕

区　分	監査工事件数	当初設計時のより適切な調査・計上に努めるべきもの	変更ではなく別途発注を検討すべきもの	軽微な設計変更伺いの未作成等、変更手続に不備のあるもの	その他の不備のあるもの
北勢県民局	12	4	1	0	0
津地方県民局	10	5	0	4	0
松阪地方県民局	4	0	0	0	0
南勢志摩県民局	5	1	1	3	1
伊賀県民局	10	2	0	3	4
紀北県民局	4	2	0	0	0
紀南県民局	13	6	2	0	4
合　計	58	20	4	10	9

(注) 県単工事の中で、増額の多いもの等を抽出調査し、1件の工事で複数の項目を指摘したものもある。

(道路橋りょうの維持管理)

(20)　県管理道路の延長は増加しているが、道路橋りょうの維持修繕費は、厳しい財政状況の中で、平成15年度よりも増加しているものの、平成10年度と比較すると74.0%に減少している。道路構造物の補修や更新の必要性がますます高まると予想されるので、今後の劣化状況を予測したうえで、緊急度の高い箇所から計画的な補修や更新に努められたい。　(建設部)

〔道路維持修繕にかかる工事費の比較〕　(単位：千円)

区　分	道路橋りょう維持修繕費				
	平成10年度 (A)	平成15年度 (B)	平成16年度 (C)	(C)／(A) ×100	(C)／(B) ×100
北勢県民局	2,446,543	1,478,498	1,521,918	62.2%	102.9%
津地方県民局	1,326,970	862,871	1,040,933	78.4%	120.6%
松阪地方県民局	1,170,306	750,188	692,659	59.2%	92.3%
南勢志摩県民局	1,611,800	1,255,468	1,380,123	85.6%	109.9%
伊賀県民局	1,112,679	768,300	972,749	87.4%	126.6%
紀北県民局	308,803	202,428	237,543	76.9%	117.3%
紀南県民局	496,549	358,669	424,200	85.4%	118.3%
計	8,473,650	5,676,422	6,270,125	74.0%	110.5%

(注)　工事費のみの金額であり事務費を含んだ事業費とは合致しない。

(屋外広告物対策)

(21)　屋外広告物の状況については、平成16年度に全県で実態調査が完了したので、調査の結果を活用して違反物件の把握に努め、的確に対処されたい。

また、市へ業務移管する場合は、市と十分協議し、円滑な引継ぎに努められたい　(建設部)

(過年度未登記の処理)

(22)　過年度に取得した公共用地の登記処理について、平成16年度末で未登記が7,254筆ある。平成16年度中の土地調査表（カルテ）作成の実績は、農水商工部においては237筆分を作成しその取組を継続しており、県土整備部においては962筆分を作成し累計7,163筆分の作成を完了した。平成16年度は、486筆の処理を完了したが、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。　(農水(政)商工部、農政部、建設部)

〔過年度未登記処理状況〕

県民局名・部名		16年度末未登記筆数	16年度登記筆数
北勢	桑名農政部	10	2
	農政商工部	67	26
	桑名建設部	329	16
	四日市建設部	310	16
	鈴鹿建設部	532	29
	計	1,248	89
松阪	農政商工部	181	15
	建設部	932	65
	計	1,113	80
伊賀	農政商工部	470	61
	建設部	170	10
	計	640	71
津	農水商工部	59	4
	津建設部	187	10
	久居建設部	372	37
	計	618	51
南勢志摩	農水商工部	395	44
	伊勢建設部	1,120	36
	志摩建設部	171	10
	計	1,686	90
紀北	建設部	590	60
紀南	農政商工部	18	3
	建設部	1,341	42
	計	1,359	45
合　計		7,254	486

〔土地調査表作成状況〕　(単位：筆)

区　分	15年度末作成累計	16年度作成数	16年度末作成累計	未作成筆数
農水商工部	1,408	237	1,645	54
県土整備部	6,201	962	7,163	0
計	7,609	1,199	8,808	54

(業務委託における随意契約の状況)

(23)　県民局における平成16年度の業務委託契約の実績は、全体で2,158件、約63億23百万円となっており、そのうち随意契約は972件、約18億92百万円29.9%（うち特命随意契約は581件、約9億87百万円15.6%）となっている。前年度と比べると委託契約全体に占める特命随意契約の総数は、件数、金額ともに増加しているので委託契約にあたっては、随意契約理由等を精査し、競争入札を増やすなど、競争性、透明性をより高めるよう努められたい。　(各部)

〔業務委託契約の実績〕　(単位：百万円、%)

県民局名	全体		随意契約			特命随意契約		
	件数	金額 a	件数	金額 b	b/a	件数	金額 c	c/a
北勢県民局	612	2,207	287	936	42.4	75	111	5.0
津地方県民局	285	671	158	190	28.3	107	178	26.5
松阪地方県民局	224	625	87	172	27.5	71	168	26.9
南勢志摩県民局	500	1,735	127	120	6.9	101	109	6.3
伊賀県民局	285	601	157	161	26.8	136	149	24.8
紀北県民局	147	326	79	248	76.2	60	238	73.1
紀南県民局	105	158	77	64	40.7	31	34	21.2
合　計	2,158	6,323	972	1,892	29.9	581	987	15.6
(参考) 15年度合計	2,018	6,119	970	1,902	31.1	502	962	15.7

(注)　1　計数は四捨五入によっているので、計及び率は一致しない場合がある。
2　件数及び金額は、予備監査提出書類に基づき調査したもので、測量、設計、土質・地質調査を除いている。

Ⅱ　県民局個別意見

北勢県民局

1　事務事業の執行に関する意見

（免許事務の不適正な事務処理の再発防止）

(1)　栄養士免許状等にかかる事務において、申請書の書き換え、偽造などの不適正行為があったので、今後、再発を防止するため、書類の管理、決裁規定の遵守、事務の執行管理などについてチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努められたい。

（桑名、四日市保健福祉部）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在13,824,249円(対前年度比100.9%)あり、前年度と比べて129,965円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名 科　目　等	平成16年度 (平成17年5月31日現在)		平成15年度 (平成16年5月31日現在)	
企画調整部	雑入(電気料負担金)	現年度	732円	現年度	32,930円
桑名保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	618,479円 2,366,212円 2,984,691円	現年度 過年度 計	57,025円 2,554,212円 2,611,237円
四日市保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	741,406円 4,256,783円 4,998,189円	現年度 過年度 計	478,821円 5,490,162円 5,968,983円
鈴鹿保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度 過年度 計	196,712円 595,648円 792,360円	現年度 過年度 計	16,200円 736,848円 753,048円
桑名建設部	河川使用料等	現年度 過年度 計	173,814円 106,100円 279,914円	現年度 過年度 計	281,500円 180,930円 462,430円
四日市建設部	河川使用料等	現年度 過年度 計	636,732円 1,377,600円 2,014,332円	現年度 過年度 計	524,222円 1,108,077円 1,632,299円
鈴鹿建設部	雑入(前払金返還利息等)等	現年度 過年度 計	554,365円 1,714,171円 2,268,536円	現年度 過年度 計	1,359,498円 388,364円 1,747,862円
下水道部	雑入(前払金返還利息等)	過年度	485,495円	過年度	485,495円
計			13,824,249円		13,694,284円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
企画調整部	(1) 物損事故（負担割合：県20%・相手80%） （物損額：県 18,959円 ・相手 23,054円 ）
鈴鹿県税部	(1) 物損事故（負担割合：県15%・相手85%） （物損額：県25,372円・相手18,018円）
生活環境森林部	(1) 自損事故（損害額：55,000円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県18,480円・相手79,548円）
四日市保健福祉部	(1) 自損事故（損害額：96,663円）
桑名農政部	(1) 自損事故（損害額：16,005円）
農政商工部	(1) 物損事故（負担割合：県40%・相手60%） （物損額：県640,500円・相手245,018円）
桑名建設部	(1) 自損事故（損害額：371,469円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手113,883円）
鈴鹿建設部	(1) 自損事故（損害額：44,100円） (2) 物損事故（負担割合：県80%・相手20%） （物損額：県111,746円・相手13,377円） (3) 自損事故（損害額：5,460円） (4) 自損事故（損害額：57,750円）

イ　金品亡失

ハイウェイカード、県収入証紙、携帯電話の紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　　容
四日市保健福祉部	(1) ハイウェイカードの紛失（未使用額 7,000円） (2) 県収入証紙の紛失（2,000円2枚、1,000円2枚、300円2枚、200円1枚　計6,800円）
四日市建設部	(1) 携帯電話の紛失（取得価格0円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　未収金対策の状況	(1)　未納者への督促状発送遅延	1	四日市建設部
2　業務委託の実施状況（プロポーザル方式（企画提案コンペ））	(1)　食育推進事業「食育モデル園」委託の取扱指針及び選定要領の未整備	1	鈴鹿保健福祉部
3　県単独補助金の執行状況	(1)　生活創造圏活性化事業（広域的事業）の成果品（外国人向け観光パンフレット）の添付なし	1	企画調整部
	(2)　民生委員組織活動費補助金の実績報告書に具体的な使途明細の記載なし	1	鈴鹿保健福祉部
	(3)　県単土地基盤整備事業費補助金の実績報告書提出遅延、補助金検査の額の確定前での実施について検討が必要	1	桑名農政部
4　物品購入等	(1)　物品標示票未貼付事例あり	1	桑名農政部

津地方県民局

1　事務事業の執行に関する意見

（松阪浄化センター内オートキャンプ場）

(1)　流域下水道松阪処理区松阪浄化センター内の未利用地に設置されているオートキャンプ場については、管理を委託している地元協議会が利用料を徴収しているが、当該施設については、公の施設として条例化されていないことから、その位置づけを早急に明確にし、施設管理の適正化を図られたい。（下水道部）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在30,890,281円（対前年度比137.3%）あり、前年度と比べて8,391,102円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名 科　目　等	平成16年度 （平成17年5月31日現在）		平成15年度 （平成16年5月31日現在）	
保健福祉部	生活保護費 返還金等	現年度 過年度 計	4,246,425円 17,568,138円 21,814,563円	現年度 過年度 計	4,701,732円 14,182,626円 18,884,358円
津建設部	岸壁荷揚場 その他使用 料等	現年度 過年度 計	6,063,371円 3,012,347円 9,075,718円	現年度 過年度 計	777,289円 2,837,532円 3,614,821円
計			30,890,281円		22,499,179円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
生活環境森林部	(1) 自損事故（損害額：14,227円）
保健福祉部	(1) 人身事故（負担割合：県90%・相手10%） （治療費等 47,540円） （物損額：県0円、相手21,803円） (2) 自損事故（損害額：490,875円）
農水商工部	(1) 自損事故（損害額：7,190円） (2) 自損事故（損害額：31,500円） (3) 物損事故（負担割合：県 20%・相手80%） （物損額：県24,000円、相手131,905円）

中央家畜保健衛生所	(1) 物損事故（負担割合：県10%・相手90%） （物損額：県7,255円・相手0円（相手方放棄））
津建設部	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県4,998円・相手0円）
久居建設部	(1) 自損事故（損害額：63,819円） (2) 自損事故（損害額：廃車（取得価格978,000円）） (3) 自損事故（損害額：廃車（取得価格911,400円））
下水道部	(1) 物損事故（負担割合：県 50%・相手50%） （物損額：県84,714円・相手(県)0円）

イ　金品亡失

デジタルカメラの紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　容
久居建設部	(1) デジタルカメラの紛失（取得価格35,000円）

ウ　港湾施設の管理

津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が存在するので、管理の適正化を図られたい。

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　目	内　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　産業廃棄物（廃油）処理委託契約の予定価格が未設定	1	県税部
	(2)　広域人権まちづくり事業委託の予定価格未設定、見積書徴取なし、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なし	1	生活環境森林部
	(3)　ダムエレベータ保守点検業務委託の処理が不明瞭、契約期間が不適切	1	久居建設部
2　県単独補助金の執行状況	(1)　実績報告書の本庁への提出期限の遅延	1	生活環境森林部
3　物品購入等	(1)　写真現像等につき、見積徴収業者を入れ替える等の検討必要	1	久居建設部
4　人件費	(1)　県税事務手当（日額）にかかる特殊勤務手当実績簿の決裁遅延	1	県税部
	(2)　扶養手当の事後確認漏れ	1	生活環境森林部

	(3)　扶養・住居・通勤の各手当の届出事実の発生年月日等が未記入または認定簿が未作成	1	久居建設部

松阪地方県民局

1　事務事業の執行に関する意見

各県民局共通意見に記載したもの以外は、概ね適正に処理されていた。

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在2,653,915円(対前年度比162.3%)あり、前年度と比べて1,018,675円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名 科　目　等	平成16年度 (平成17年5月31日現在)	平成15年度 (平成16年5月31日現在)
保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度　1,246,671円 過年度　1,335,390円 計　2,582,061円	現年度　656,620円 過年度　886,640円 計　1,543,260円
建設部	河川使用料等	現年度　48,864円 過年度　22,990円 計　71,854円	過年度　91,980円
計		2,653,915円	1,635,240円

(2)　支出に関する事務(追給・戻入を要するもの)

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　容
保健福祉部	(1) 物損事故(負担割合:県100%・相手0%) (物損額:県0円・相手156,944円)
農政商工部	(1) 自損事故(損害額:2,625円)
建　設　部	(1) 物損事故(負担割合:県100%・相手0%) (物損額:県116,340円・相手557,000円)

イ　金品亡失

ハイウェイカードの紛失が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　容
生活環境森林部	(1) ハイウェイカードの紛失(未使用額 10,000円)

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　未収金対策の状況	(1)　債務者の生活実態等の確認不徹底及び滞納整理台帳の未整理	1	保健福祉部
2　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　松阪地方県民局マネージメント研修委託について、平成12年度から5年間にわたって同一の者と随意契約を行っており、契約相手方の選定方法について見直しが必要	1	企画調整部
3　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　食育推進ボランティア活動事業委託の取扱指針及び選定要領の未整備	1	保健福祉部
4　県単独補助金の執行状況	(1)　県単土地基盤整備事業費補助金の実績報告書提出遅延	1	農政商工部
5　その他	(1)　行政財産の目的外使用に係る使用料の納入通知書の発行遅延	1	企画調整部

南勢志摩県民局

1　事務事業の執行に関する意見

各県民局共通意見に記載したもの以外は、概ね適正に処理されていた。

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

ア　収入未済

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在30,087,902円（対前年度比121.3%）あり、前年度と比べて5,277,959円増加しているので、今後、その収納未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名 科　目　等	平成16年度 （平成17年5月31日現在）	平成15年度 （平成16年5月31日現在）
企画調整部	雑入（電気料負担金）	現年度　761円	－
生活環境森林部	雑入（補助金返還金）	現年度　31,000円	－
保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度　5,786,501円 過年度　18,398,351円 計　24,184,852円	現年度　6,456,011円 過年度　13,561,418円 計　20,017,429円
伊勢建設部	岸壁荷揚場その他使用料等	現年度　22,000円 過年度　3,798,879円 計　3,820,879円	現年度　157,280円 過年度　4,216,369円 計　4,373,649円
志摩建設部	海岸使用料等	現年度　1,952,915円 過年度　97,495円 計　2,050,410円	現年度　102,635円 過年度　316,230円 計　418,865円
計		30,087,902円	24,809,943円

イ　調定誤り

職員公舎使用料について、調定誤りがあったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

区　分	内　　容
志摩建設部	(1) 職員公舎使用料の改定見落とし　289,440円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
県税部	(1) 物損事故（負担割合：県70%・相手30%） （物損額：県161,700円・相手42,053円）
保健福祉部	(1) 自損事故（損害額：9,135円）
農水商工部	(1) 自損事故（損害額：69,300円） (2) 自損事故（損害額：32,025円）
伊勢建設部	(1) 物損事故（負担割合：県85%・相手15%） （物損額：県51,497円・相手9,088円） (2) 自損事故（損害額：69,594円）
志摩建設部	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県137,235円・相手21,000円） (2) 人身事故（負担割合：県20%・相手80%） （物損額：県15,013円・相手31,651円） （治療費等：県0円・相手0円）

イ　金品亡失

公用車の損傷やハイウェイカードの紛失等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい

区　分	内　　容
保健福祉部	(1) 公用車のリアゲート損傷（修理代26,830円） (2) 公用車の左前方ウィンカー損傷（修理代6,242円）
農水商工部	(1) ハイウェイカードの紛失（未使用額 1,950円）
伊勢建設部	(1) ハイウェイカードの紛失（未使用額 8,550円） (2) スチール物品棚（10台）の損傷（取得価格370,800円） (3) ノートパソコンの紛失（取得価格 149,593円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　未収金対策の状況	(1)　督促状の発行遅延、催告状の未発行、債務者の生活実態等の確認不徹底	1	保健福祉部
	(2)　滞納整理台帳が整備されていない債権が一部あったので、適正に整備し、収納状況や交渉記録等の整理が必要	1	伊勢建設部
2　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　危機管理セミナーに係る講師委託契約の見積書の提出なし	1	企画調整部
3　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　食育推進ボランティア活動事業委託の取扱指針及び選定要領の未整備	1	保健福祉部

4　県単独補助金の執行状況	(1)　民生委員組織活動費補助金の事業成果の精査が必要	1	保健福祉部

伊賀県民局

1　事務事業の執行に関する意見

（国営青蓮寺地区農地開発事業）

(1)　国営青蓮寺地区農地開発事業で開発された農地については、担い手の高齢化、後継者不足等から遊休地・荒廃地の増加が課題となっており、就農フェアーでのＰＲや就農相談による新規就農者確保や省力的作物を促進することにより遊休地・荒廃地の減少に努めているが、平成16年度においては、遊休地・荒廃地とも前年度より増加している。今後とも関係機関と連携して新規就農者の確保に努めるとともに、農的企業の誘致など農地の有効活用に努められたい。　（農政商工部）

〔国営青蓮寺地区農地開発事業栽培面積等の状況〕　（単位：ha）

区　分	平成14年度	平成15年度 A	平成16年度 B	増　減 (B−A)
栽培面積	２９３．３	２９３．９	２８３．４	△１０．５
作付予定地	９７．０	９６．０	８４．２	△１１．８
休耕地	６０．６	５４．４	７３．１	１８．７
荒　廃　地	４５．６	４７．３	５０．１	２．８
施設用地	１４．１	１８．７	１９．５	０．８

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在19,311,413円(対前年度比77.4%)あり、前年度と比べて5,623,378円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名科　目　等	平成16年度（平成17年5月31日現在）		平成15年度（平成16年5月31日現在）	
保健福祉部	生活保護費返還金等	現年度	146,237円	現年度	5,606円
		過年度	18,350,828円	過年度	24,511,409円
		計	18,497,065円	計	24,517,015円
農政商工部	雑入(前払金返還利息)	過年度	105,319円	過年度	105,319円
建設部	道路敷使用料等	現年度	445,029円	現年度	76,457円
		過年度	264,000円	過年度	236,000円
		計	709,029円	計	312,457円
計			19,311,413円		24,934,791円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
県税部	(1) 自損事故（損害額:120,000円）
保健福祉部	(1) 物損事故（負担割合：県20%・相手80%） （物損額：県34,000円・相手36,097円）
建設部	(1) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手56,608円） (2) 物損事故（負担割合：県100%・相手0%） （物損額：県0円・相手74,445円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　ニュースリリース（全国対象アンケート付プレゼント）委託の個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なし	1	企画調整部
	(2)　広域人権まちづくり事業委託の予定価格未設定、見積書徴取なし、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なし	1	生活環境森林部
	(3)　上野森林公園電気設備保安点検業務委託の業者選定及び予定価格設定の根拠不十分	1	生活環境森林部
	(4)　伊賀北部旱害恒久対策事業未登記処理業務の随意契約理由の明確化、再委託の際に競争性が働く仕組みの検討及び履行確認方法の改善必要	1	農政商工部
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　協働塾運営委託業務のうち、選定表が鉛筆書きのもの、個人情報の適正管理に関する条項の契約書への記載なしのものあり	1	生活環境森林部
3　県単独補助金の執行状況	(1)　森林環境創造事業補助金の実績報告書提出期限の遅延	1	生活環境森林部
4　事務管理体制	(1)　物品標示票の未貼付事例	1	農政商工部

紀北県民局

1　事務事業の執行に関する意見

(熊野古道を活用した観光振興の推進)

(1)　観光振興については、住民、関係団体等と協働し自然体験メニューの提供や観光客の受入体制づくりなどに取り組んでいるが、熊野古道の世界遺産登録により古道への来訪客が増加しているので、これを契機として地域の活性化につながるように東紀州地域の自然、歴史、文化等を生かした観光振興を一層推進されたい。

また、熊野古道の景観や周辺環境の保全と林業との調整などの課題もあることから、平成17年7月に改訂した「熊野古道アクションプログラム2」に基づいて、市町、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携して、熊野古道の保全と活用に取り組まれたい。

なお、熊野古道センター（仮称）が平成19年初頭のオープンを目指して整備が進められているので、市町や地域住民等とともに開設後の運営のあり方について十分な検討を行ない、当センターの交流機能、研究機能を十分発揮できるように努められたい。

（企画調整部、農水商工部）

(尾鷲ヒノキ内装材加工施設)

(2)　尾鷲ヒノキ内装材加工施設の稼働率については、減少傾向にあり、平成16年度は計画に対し45%にとどまっている。

平成16年度には中小企業診断士等による経営診断を行い、経営改善に向けた取組が進められているが、消費者等のニーズ把握や販路開拓に一層努めて計画の目標達成が図られるよう支援を行われたい。

（生活環境森林部）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在　4,835,725円（対前年度比96.6%）あり、前年度と比べて170,897円減少しているものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名 科　目　等	平成16年度 (平成17年5月31日現在)		平成15年度 (平成16年5月31日現在)	
保健福祉部	生活保護費 返還金等	現年度 過年度 計	1,953,655円 2,397,218円 4,350,873円	現年度 過年度 計	257,898円 3,323,684円 3,581,582円
建設部	地所貸下料 等	現年度 過年度 計	442,902円 41,950円 484,852円	現年度	1,425,040円
計			4,835,725円		5,006,622円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
建設部	(1) 自損事故（損害額：県5,586円） (2) 自損事故（損害額：県251,790円）

(4)　その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　未収金対策の状況	(1)　催告状の未発行	1	保健福祉部
2　業務委託の実施状況（プロポーザル（企画提案コンペ）方式）	(1)　食育推進ボランティア活動事業委託の選定要領の未整備	1	保健福祉部
3　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　食品衛生検査業務に係る計量・測定機器の委託契約書を相手方に不交付	1	保健福祉部
4　その他	(1)　ハイウェイカード管理簿の様式が不適切（使用理由、旅行先の記載欄なし）	1	企画調整部
	(2)　食糧費の支出にかかる証拠書類不備	1	保健福祉部
	(3)　第3四半期の会計事務自己検査未実施	1	農水商工部

紀南県民局

1　事務事業の執行に関する意見

（紀南地域の振興策の推進）

(1)　平成15年2月に提言された「紀南地域の振興策」に基づいて、集客交流、産業振興、健康長寿、スポーツ、生活環境など幅広い取組について、県民局各部、市町村、住民、関係団体など多様な主体により事業が進められているので、各主体間の情報交換を密にし、それぞれの役割分担を明確化することによって、効率的・効果的な事業運営に努められたい。

また、現在、整備計画が進められている紀南中核的交流施設や中山間地域活性化施設などの振興プロジェクトについては、集客交流や産業振興などの地域活性化に貢献するように、市町村、ＮＰＯ、住民等の幅広い参画と協働により進められたい。

（企画調整部、農政商工部）

（熊野古道を活用した観光振興の推進）

(2)　観光振興については、住民、関係団体等と協働し自然体験メニューの提供や観光客の受入体制づくりなどに取り組んでいるが、熊野古道の世界遺産登録により古道への来訪客が増加しているので、これを契機として地域の活性化につながるように東紀州地域の自然、歴史、文化を生かした観光振興を一層推進されたい。

また、熊野古道の景観や周辺環境の保全と林業との調整などの課題もあることから、平成17年7月に改訂した「熊野古道アクションプログラム2」に基づいて、市町村、事業者、ＮＰＯ、地域住民等と連携して、熊野古道の保全と活用に取り組まれたい。

（企画調整部、農政商工部）

（新規就農者の受入体制整備）

(3)　紀南地域の主要農産物である柑橘類をはじめ、新規就農者の確保が課題となっており、地域担い手対策協議会を中心に確保に取り組んでいるが、平成16年度末の新規就業定着者数は、43人の目標に対して36人となっている。現在検討中の担い手支援システムの構築など関係機関が一体となった受入体制の強化に一層努められたい。

（農政商工部）

2　財務等に関する意見

(1)　収入に関する事務

県税以外の収入未済額が平成17年5月31日現在1,243,915円（対前年度比62.4%）あり、前年度と比べて749,811円減少したものの、今後、その収納未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

区　分	収入未済名 科　目　等	平成16年度 （平成17年5月31日現在）	平成15年度 （平成16年5月31日現在）
企画調整部	雑入（電気料負担金）	－	現年度　26円

保健福祉部	生活保護費返還金	過年度	321,336円	現年度 過年度 計	45,300円 461,336円 506,636円
建設部	雑入（前払金返還利息等）等	現年度 過年度 計	4,383円 874,221円 878,604円	現年度 過年度 計	30,003円 867,916円 897,919円
生活環境森林部	雑入（前払金返還利息等）	過年度	43,975円	現年度	589,145円
計			1,243,915円		1,993,726円

(2)　支出に関する事務（追給・戻入を要するもの）

概ね適正に処理されていた。

(3)　公有財産の管理事務

ア　交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

区　分	内　　容
企画調整部	(1) 物損事故（負担割合：県80%・相手20%） （物損額：県 12,423円・相手 80,000円） (2) 自損事故（損害額：0円　修繕不要）
農政商工部	(1) 自損事故（損害額：122,682円）
紀州家畜保健衛生所	(1) 自損事故（損害額：326,287円）
建設部	(1) 物損事故（負担割合：県90%・相手10%） （物損額：県67,452円・相手88,376円）

イ　金品亡失

庁舎出入口の扉の損傷等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努められたい。

区　分	内　　容
紀州家畜保健衛生所	(1) 庁舎出入口の扉の損傷（修理代33,600円）
建　設　部	(1) 台風21号の被災箇所パトロール中、公用車エンジンに浸水（修理代252,493円）

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項　　目	内　　容	箇所数	箇所名
1　未収金対策の状況	(1)　過年度発生の雑入(前払金剰余金利息)の未収金について、経過を整理・記録する等の取組なし	1	建設部
2　業務委託の実施状況（特命随意契約）	(1)　選挙啓発用看板作成取り付け委託の特命随意契約の理由不明確	1	企画調整部
	(2)　広域人権まちづくり事業委託、人権行政推進事業委託の執行伺いについて書面で行うべきであった。予定価格未設定、見積書徴取なし、個人情報の適正管理に関する条項の未記載	1	生活環境森林部
3　その他	(1)　県庁舎等維持修繕費の支出において、検査・検収の記録なし	1	企画調整部
	(2)　前渡資金（常時）3月分残金の精算遅延	1	生活環境森林部

別　表〔監査実施箇所一覧〕

1　総括監査の実施年月日等

本庁部局等		監査区分		県民局		監査区分	
実施箇所	実施年月日	実地	書面	実施箇所	実施年月日	実地	書面
総合企画局	平成17年11月11日	○		北勢県民局	平成17年 7月20日	○	
総務局	平成17年11月11日	○		津地方県民局	平成17年 8月 1日	○	
防災危機管理局	平成17年11月11日	○		松阪地方県民局	平成17年 7月25日	○	
生活部	平成17年10月21日	○		南勢志摩県民局	平成17年 7月28日	○	
健康福祉部	平成17年10月21日	○		伊賀県民局	平成17年 7月 8日	○	
環境森林部	平成17年10月21日	○		紀北県民局	平成17年 7月13日	○	
農水商工部	平成17年11月 9日	○		紀南県民局	平成17年 7月14日	○	
地域振興部	平成17年11月 8日	○					
県土整備部	平成17年11月 8日	○					
出納局	平成17年11月 9日	○					
企業庁	平成17年 8月 8日	○					
病院事業庁	平成17年 8月 8日	○					
議会事務局	平成17年11月 9日	○					
監査委員事務局	平成17年11月15日		○				
人事委員会事務局	平成17年11月15日		○				
教育委員会事務局	平成17年11月 8日	○					
労働委員会事務局	平成17年11月15日		○				
海区漁業調整委員会事務局（内水面漁場管理委員会事務局を含む）	平成17年11月15日		○				
警察本部	平成17年11月 9日	○					

2　部局等別の監査実施箇所及び年月日等

【総合企画局】

（実地監査：７箇所）				（書面監査：５箇所）
監査実施先			監査実施年月日	実施年月日　平成17年10月20日
総合企画局総括			平成17年11月11日	・　実施先 科学技術振興分野、東京事務所、科学技術振興センター保健環境研究部、同工業研究部、同林業研究部
箇所別	経営企画分野		平成17年 9月14日	
	政策企画分野		平成17年 9月15日	
	科学技術振興センター	総合研究企画部	平成17年 5月20日	
		農業研究部	平成17年 5月23日	
		畜産研究部	平成17年 5月20日	
		水産研究部	平成17年 5月23日	
	政策開発研修センター		平成17年 5月19日	

【総務局】

（実地監査：２箇所）		
監 査 実 施 先		監査実施年月日
総務局総括		平成17年11月11日
箇所別	組 織 ・ 職 員 分 野	平成17年 9月15日
	財 政 ・ 施 設 分 野	平成17年 9月15日

【防災危機管理局】

（実地監査：２箇所）		
監 査 実 施 先		監査実施年月日
防災危機管理局総括		平成17年11月11日
箇所別	防 災 危 機 管 理 分 野	平成17年 9月 8日
	消　　防　　学　　校	平成17年 4月19日

【生活部】

（実地監査：３箇所）			（書面監査：３箇所）
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日　平成 17 年 10 月 18 日
生活部総括		平成17年10月21日	・　実施先 経営企画分野 、人権センター、津高等技術学校
箇所別	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 ・ 文 化 分 野	平成17年 9月13日	
	勤 労 ・ 生 活 分 野	平成17年 9月13日	
	人づくり・協働・国際分野	平成17年 9月13日	

【健康福祉部】

（実地監査：７箇所）			（書面監査：１０箇所）
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日　平成 17 年 10 月 18 日
健康福祉部総括		平成17年10月21日	・　実施先 健康・安全分野、保健・医療分野、松阪食肉衛生検査所、女性相談所、国児学園、小児心療センターあすなろ学園、草の実リハビリテーションセンター、こころの健康センター、知的障害者福祉センターはばたき（知的障害者更生相談所を含む）、身体障害者更生相談所
箇所別	経 営 企 画 分 野	平成17年 9月 7日	
	福 祉 ・ 子 育 て 分 野	平成17年 9月14日	
	長 寿 ・ 障 害 分 野	平成17年 9月13日	
	四日市食肉衛生検査所	平成17年 4月25日	
	児 童 相 談 セ ン タ ー	平成17年 8月24日	
	看　　護　　大　　学	平成17年 4月26日	
	公 衆 衛 生 学 院	平成17年 4月26日	

【環境森林部】

(実地監査：３箇所)			(書面監査：１箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年10月18日
環境森林部総括		平成17年10月21日	・　実施先 経営企画分野
箇所別	循環型社会構築分野	平成17年 9月14日 平成17年11月22日	
	地球環境・生活環境分野	平成17年 9月14日	
	森林・林業分野	平成17年 9月 7日	

【農水商工部】

(実地監査：８箇所)			(書面監査：４箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年10月20日
農水商工部総括		平成17年11月 9日	・　実施先 経営企画分野、商工政策分野、大阪事務所、中央卸売市場
箇所別	団体・金融分野	平成17年 9月 7日	
	担い手・基盤整備分野	平成17年 9月 9日	
	農水産物供給分野	平成17年 9月 7日	
	観光・地域づくり分野	平成17年 9月 9日	
	計量検定所	平成17年 5月 9日	
	中央農業改良普及センター	平成17年 5月 9日	
	農業大学校	平成17年 5月 9日	
	病害虫防除所	平成17年 5月 9日	

【地域振興部】

(実地監査：３箇所)			(書面監査：１箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年10月18日
地域振興部総括		平成17年11月 8日	・　実施先 市町村行政分野
箇所別	経営企画分野	平成17年 9月 5日	
	県土交通分野	平成17年 9月 9日	
	情報化推進分野	平成17年 9月 9日	

【県土整備部】

(実地監査：３箇所)			(書面監査：４箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年10月18日
県土整備部総括		平成17年11月 8日	・　実施先 経営企画分野、住民参画・保全分野、道路政策分野、都市政策分野
箇所別	公共事業総合政策分野	平成17年 9月 8日	
	流域整備分野	平成17年 9月 8日	
	住まい政策分野	平成17年 9月 5日	

【出納局】

（実地監査：１箇所）	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
出納局総括	平成17年11月 9日

【企業庁】

（実地監査：３箇所）			（書面監査：７箇所）
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日　平成 17 年 8 月 3 日
企業庁総括		平成17年 8月 8日	・　実施先 経営分野、事業分野、北勢水道事務所、南勢水道事務所、志摩水道事務所、伊賀水道建設事務所、三重ごみ固形燃料発電所
箇所別	中 勢 水 道 事 務 所	平成17年 6月10日	
	三瀬谷発電管理事務所	平成17年 6月10日	
	水質管理情報センター	平成17年 6月10日	

【病院事業庁】

（実地監査：２箇所）			（書面監査：３箇所）
監 査 実 施 先		監査実施年月日	実施年月日　平成 17 年 8 月 3 日
病院事業庁総括		平成17年 8月 8日	・　実施先 県立病院経営分野、総合医療センター、一志病院
箇所別	こころの医療センター	平成17年 6月 9日	
	志　摩　病　院	平成17年 6月 9日	

【議会事務局】

（実地監査：１箇所）	
監 査 実 施 先	監査実施年月日
議会事務局総括	平成17年11月 9日

【監査委員事務局】

（書面監査）

・　実施年月日　平成 17 年 11 月 15 日

・　実施先　　１箇所　監査委員事務局

【人事委員会事務局】

（書面監査）

・　実施年月日　平成 17 年 11 月 15 日

・　実施先　　１箇所　人事委員会事務局

【教育委員会事務局】

(実地監査：１４箇所)			(書面監査：８０箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年10月18日
教育委員会事務局総括		平成17年11月 8日	・　実施先 下記のとおり。
箇所別	経営企画分野	平成17年 9月14日	
	教育支援分野	平成17年 9月 5日	
	学校教育分野	平成17年 9月 8日	
	研修分野	平成17年 9月 5日	
	尾鷲教育事務所	平成17年 4月22日	
	博物館	平成17年 4月26日	
	熊野少年自然の家	平成17年 7月14日	
	四日市商業高等学校	平成17年 4月18日	
	津西高等学校	平成17年 5月 9日	
	伊勢工業高等学校	平成17年 5月19日	
	上野農業高等学校	平成17年 4月19日	
	尾鷲高等学校	平成17年 4月22日	
	聾学校	平成17年 4月18日	
	養護学校 北勢きらら学園	平成17年 4月14日	

〔実　施　先〕

生涯学習分野、北勢教育事務所、中勢教育事務所、松阪教育事務所、南勢志摩教育事務所、上野教育事務所、熊野教育事務所、図書館、美術館、斎宮歴史博物館（埋蔵文化財センター含む）、桑名高等学校、桑名西高等学校、桑名北高等学校、桑名工業高等学校、いなべ総合学園高等学校、川越高等学校、四日市高等学校、四日市南高等学校、四日市西高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市農芸高等学校、四日市工業高等学校、四日市中央工業高等学校、四日市北高等学校、菰野高等学校、神戸高等学校、白子高等学校、石薬師高等学校、稲生高等学校、飯野高等学校、亀山高等学校、津高等学校、津東高等学校、津工業高等学校、津商業高等学校、みえ夢学園高等学校、久居高等学校、久居農林高等学校、白山高等学校、松阪高等学校、松阪工業高等学校、松阪商業高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、宮川高等学校、昴学園高等学校、宇治山田高等学校、伊勢高等学校、宇治山田商業高等学校、伊勢まなび高等学校、明野高等学校、度会高等学校、南勢高等学校、南島高等学校、南伊勢高等学校、鳥羽高等学校、志摩高等学校、水産高等学校、上野高等学校、上野工業高等学校、上野商業高等学校、あけぼの学園高等学校、名張桔梗丘高等学校、名張西高等学校、名張高等学校、長島高等学校、木本高等学校、紀南高等学校、盲学校、城山養護学校、草の実養護学校、杉の子養護学校、緑ヶ丘養護学校、稲葉養護学校、養護学校伊賀つばさ学園、養護学校玉城わかば学園、西日野養護学校、度会養護学校、養護学校東紀州くろしお学園

【労働委員会事務局】

(書面監査)

・　実施年月日　平成17年11月15日
・　実施先　　１箇所　労働委員会事務局

【海区漁業調整委員会事務局（内水面漁場管理委員会事務局を含む）】
（書面監査）

・　実施年月日　平成 17 年 11 月 15 日
・　実施先　　１箇所　海区漁業調整委員会事務局
（内水面漁場管理委員会事務局を含む）

【警察本部】

（実地監査：３箇所）			（書面監査：１６箇所）
監査実施先		監査実施年月日	平成 17 年 10 月 20 日
警察本部総括		平成17年11月 9日	・　実施先 警察本部各部、桑名警察署、いなべ警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、亀山警察署、鈴鹿警察署、津警察署、松阪警察署、大台警察署、伊勢警察署、鳥羽警察署、尾鷲警察署、鵜殿警察署、伊賀警察署、名張警察署
箇所別	四日市北警察署	平成17年 4月25日	
	久居警察署	平成17年 4月14日	
	熊野警察署	平成17年 7月14日	

【北勢県民局】

（実地監査：５箇所）			（書面監査：９箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成 17 年 7 月 19 日
北勢県民局総括		平成17年 7月20日	・　実施先 桑名県税部、四日市県税部、生活環境森林部、桑名保健福祉部、四日市保健福祉部、桑名農政部、農政商工部、四日市建設部、鈴鹿建設部
箇所別	企画調整部	平成17年 6月 6日	
	鈴鹿県税部	平成17年 7月 4日	
	鈴鹿保健福祉部	平成17年 7月 4日	
	桑名建設部	平成17年 6月 6日	
	下水道部	平成17年 6月 7日	

【津地方県民局】

（実地監査：３箇所）			（書面監査：５箇所）
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成 17 年 7 月 27 日
津地方県民局総括		平成17年 8月 1日	・　実施先 生活環境森林部、保健福祉部、農水商工部、津建設部、下水道部
箇所別	企画調整部	平成17年 7月 1日	
	県税部	平成17年 7月 1日	
	久居建設部	平成17年 7月 1日	

【松阪地方県民局】

(実地監査：３箇所)			(書面監査：３箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年7月19日
松阪地方県民局総括		平成17年 7月25日	・　実施先 県税部、生活環境森林部、建設部
箇所別	企画調整部	平成17年 6月29日	
	保健福祉部	平成17年 6月29日	
	農政商工部	平成17年 6月29日	

【南勢志摩県民局】

(実地監査：３箇所)			(書面監査：４箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年 7月27日
南勢志摩県民局総括		平成17年 7月28日	・　実施先 県税部、生活環境森林部、農水商工部、志摩建設部
箇所別	企画調整部	平成17年 6月28日	
	保健福祉部	平成17年 6月28日	
	伊勢建設部	平成17年 6月28日	

【伊賀県民局】

(実地監査：３箇所)			(書面監査：３箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年 7月 5日
伊賀県民局総括		平成17年 7月 8日	・　実施先 県税部、保健福祉部、建設部
箇所別	企画調整部	平成17年 5月24日	
	生活環境森林部	平成17年 5月24日	
	農商政工部	平成17年 5月24日	

【紀北県民局】

(実地監査：２箇所)			(書面監査：４箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年 7月 5日
紀北県民局総括		平成17年 7月13日	・　実施先 県税部、生活環境森林部、農水商工部、建設部
箇所別	企画調整部 ※	平成17年 5月26日	
	保健福祉部 ※	平成17年 5月26日	

(注) ※印は、テレビ会議システムを活用

【紀南県民局】

(実地監査：２箇所)			(書面監査：３箇所)
監査実施先		監査実施年月日	実施年月日　平成17年 7月 5日
紀南県民局総括		平成17年 7月14日	・　実施先 保健福祉部、農政商工部、建設部
箇所別	企画調整部 ※	平成17年 5月27日	
	生活環境森林部 ※	平成17年 5月27日	

(注) ※印は、テレビ会議システムを活用

以　上

監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査について、平成17年12月1日に県議会議長、知事及び関係各種委員会の長に提出した監査結果報告を同条第９項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年12月13日

三重県監査委員　鈴　木　周　作
三重県監査委員　西　塚　宗　郎
三重県監査委員　吉　川　　実
三重県監査委員　秋　月　　功

第１　行政監査（評価）の趣旨

本格的な地方分権時代を迎え、市町村合併や、国と地方の税財政にかかる三位一体の改革など、地方行政を取り巻く環境は大きく変化しています。また、少子高齢化や環境問題など、社会情勢の急速な変化により、県民ニーズもますます多様化・高度化しています。そのような中、県行政にあっては、県債残高の増加など今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれており、将来にわたって果たすべき役割を見極めながら、施策の選択と集中を一層進め、必要なサービスを効率的・効果的に展開していくことが求められています。

こうしたことから、県の監査では、施策・事業の成果や実施状況を客観的に評価するため、平成14年度から評価方式による行政監査（評価）を導入しています。

行政監査（評価）では、県の総合計画の施策を対象に、施策・基本事業・事務事業という体系に基づき、3E（経済性・効率性・有効性）及びＶＦＭ（バリュー・フォー・マネー：支出に見合う価値）、ＢＶ（ベスト・バリュー：サービスの質と改善可能性の評価）の視点から監査を行い、行政サービスがどのような水準であるかをグラフや5段階評価で、県民の皆さんに分かりやすく表しています。

今年度の行政監査（評価）では、14年度からの3年間で60施策の監査を行い、対象施策が概ね一巡したことから、2巡目として20施策を選定し、基本的な手法は継続しながら、評価の客観性・整合性の向上に一層努めて監査するとともに、当該施策にかかる前回の監査からの改善状況についても評価しています。また、重点プログラムに位置付けられている事業で、対象施策内のものに対して、16年度の達成度等を評価しています。

三重県総合計画「県民しあわせプラン」の政策体系

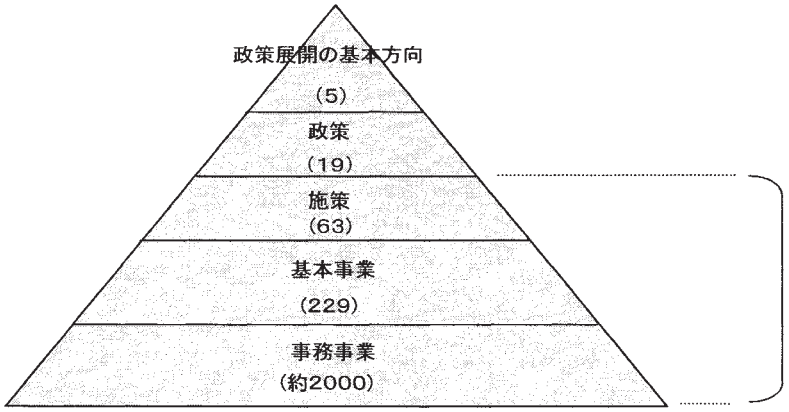

監査委員の監査

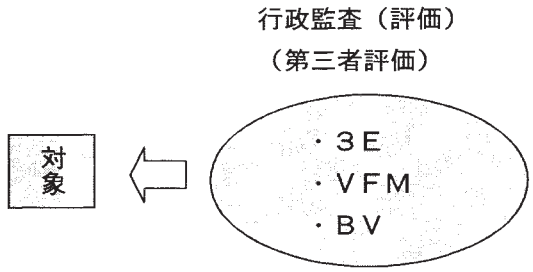

第２　行政監査（評価）の対象施策

行政監査（評価）は、「県民しあわせプラン」戦略計画に定められている施策の中から20施策を対象に実施しました。
今回の監査対象とした施策番号及び施策名、施策主担当部局、事業数は次のとおりです。

表－１　対象施策、施策主担当部局及び事業数

施策番号及び施策名	施策主担当部局	基本事業数	事務事業数	施策番号及び施策名	施策主担当部局	基本事業数	事務事業数
112　男女共同参画社会の実現	生活部	4	74	345　障害者保健福祉の推進	健康福祉部	5	42
122　学校教育の充実	教育委員会	8	128	412　大気環境の保全	環境森林部	5	20
124　高等教育機関の充実と連携	生活部	2	4(1)	413　水環境の保全	環境森林部	5	33
211　地域の実情に応じた多様な雇用支援	生活部	3	19	441　土地の計画的な利用の促進	地域振興部	2	10
212　職業能力の開発と勤労者生活の支援	生活部	2	21	442　水資源の確保と効率的な総合利用	地域振興部	2	22
223　農林水産業を支える生産・経営基盤の充実	農水商工部	6	161	524　県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	総合企画局	4	56
311　防災対策の推進	防災危機管理局	8	59	525　IT(情報通信技術)の利活用によるサービスの高度化	地域振興部	5	25(1)
312　治山・治水・海岸保全対策の推進	県土整備部	4	65	532　快適で豊かな農山漁村づくり	農水商工部	2	34
343　生活保障の確保	健康福祉部	3	26	554　港湾の整備	県土整備部	3	29(14)
344　高齢者保健福祉の推進	健康福祉部	4	41	555　基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	県土整備部	4	21
※「事務事業数」欄の（　）は、施策内の再掲事業数で内数				合　計　20施策	9部局	81	890(16)

第３　評価の考え方

１　行政監査（評価）の着眼点

行政監査（評価）に当たっては、

①　県を取り巻く環境変化に対する認識に関すること

②　事業の業績に関すること

③　行政活動に関すること

の３つの柱を設け、それぞれ次の事項を着眼点としました。

(1)　県を取り巻く環境変化に対する認識に関する評価

①　施策等を取り巻く環境の変化を正しく認識して事業展開しているか。

②　「新しい時代の公」の観点から、県に期待される役割を整理して事業を展開しているか。

③　危機管理の対策を講じているか。

(2)　事業の業績に関する評価

ア　成果・指標について

①　成果を測る指標や数値目標値を総合計画の考え方や目的に沿って設定しているか。

②　数値目標は達成したか。達成した水準は他団体と比較して優れているか。

③　施策（基本事業）の目標を達成するために基本事業（事務事業）が効果的に展開されているか。事業間の連携が図られているか。

イ　業務内容について

①　費用に見合った価値の創出を行っているか。

②　県民が満足できる内容のサービスを提供しているか。

③　事業の執行を計画どおりに展開しているか。

(3)　行政活動に関する評価

①　連携すべき多様な主体と協働して進めているか。

②　業績比較等により業務見直しに努めているか。

③　総合行政の視点での取組を行っているか。

2　評価項目の設定

評価項目は、着眼点に基づいて、

①　施策の目的や目標の妥当性・水準を評価・検証するために必要な「事業適応性」「目標達成度」「有効性」

②　目的達成のための事業実施状況や進め方を評価・検証するために必要な「経済性・効率性」「品質十分性」「計画性」「行政活動充実度」

の７項目としました。

なお評価結果は、優れている面や改善が必要な面をレーダーチャートを用いて表しています。

表－２　評価項目等

評価項目		評価事項
環境変化	1　事業適応性	社会経済情勢等の変化に的確に対応し、「新しい時代の公」の観点から、県に期待される役割を整理して事業を展開しているかを評価する。
成果・指標	2　目標達成度	数値目標の指標や目標値の妥当性、平成16年度の達成度、及びその他の業績が他団体等と比較して適正な水準であるかを評価する。
	3　有効性	施策の目的を達成するために、事業（基本事業と事務事業）が効果的に展開されているか、又は、事業が施策の目的に寄与しているかを評価する。
業務内容	4　経済性・効率性	事業の実施に伴って投入されたお金などが、経済的かつ効率的に使われているかを評価する。
	5　品質十分性	提供しているサービスの質や提供の方法が適正であるか、サービスの対象者が満足するものであるかを評価する。
	6　計画性	事業が計画的に進められているかを評価する。
行政活動	7　行政活動充実度	「新しい時代の公」に基づき連携すべき多様な主体との協働が行われているか、他団体との比較などによる業務の見直しに取り組まれているか、事業を展開する上で必要な分野・部局を越えた連携が図られているかを評価する。

３　評価方法

評価は、評価項目ごとに１から５までの評点を付し、それを総合判定してＡＡ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階で行いました。

ただし、評点合計が 21.0 以上の場合であっても、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」のいずれかの評価項目の評点が「２」以下のときは、評点合計にかかわらず総合判定を「Ｃ」としています。

この総合判定の区分等は、英国ベストバリュー検査の評価方法及び日本経営品質賞のアセスメント基準を参考としました。

なお、評点及び総合判定の考え方については、360 ページ以降で詳しく説明しています。

表－３　評点の内容

評　点	取　組　状　況
5	優れている
4	やや優れている
3	概ね妥当
2	やや劣っている
1	劣っている

表－４　総合判定のための基準

総合判定	評点合計 以上	評点合計 未満	評　価　内　容
ＡＡ	28.0	（満点35）	優れた取組が多く、十分な成果が発揮されている。
Ａ	24.5	28.0	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
Ｂ	21.0	24.5	取組の成果が発揮されて概ね良好な結果が見られる。さらなる取組により、より上位をめざすことが必要である。
Ｃ	17.5	21.0	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。さらなる改善が必要である。
Ｄ		17.5	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。大幅な改善が必要である。

第４　行政監査（評価）の実施方法等

１　**対象年度**　平成16年度
２　**対象部局**　施策主担当部局の９部局（事業を担当するその他の部局等も含む）
３　**実施方法**　監査委員による監査（総括本監査、本監査）
監査委員事務局による、総括室長・室長・事務担当者への聞き取り調査及び実地調査（予備監査）
※その他、有識者・市町村の意見聞き取り、県民局・団体等の調査、職員アンケート等を行い、評価の客観性の向上を図っています。

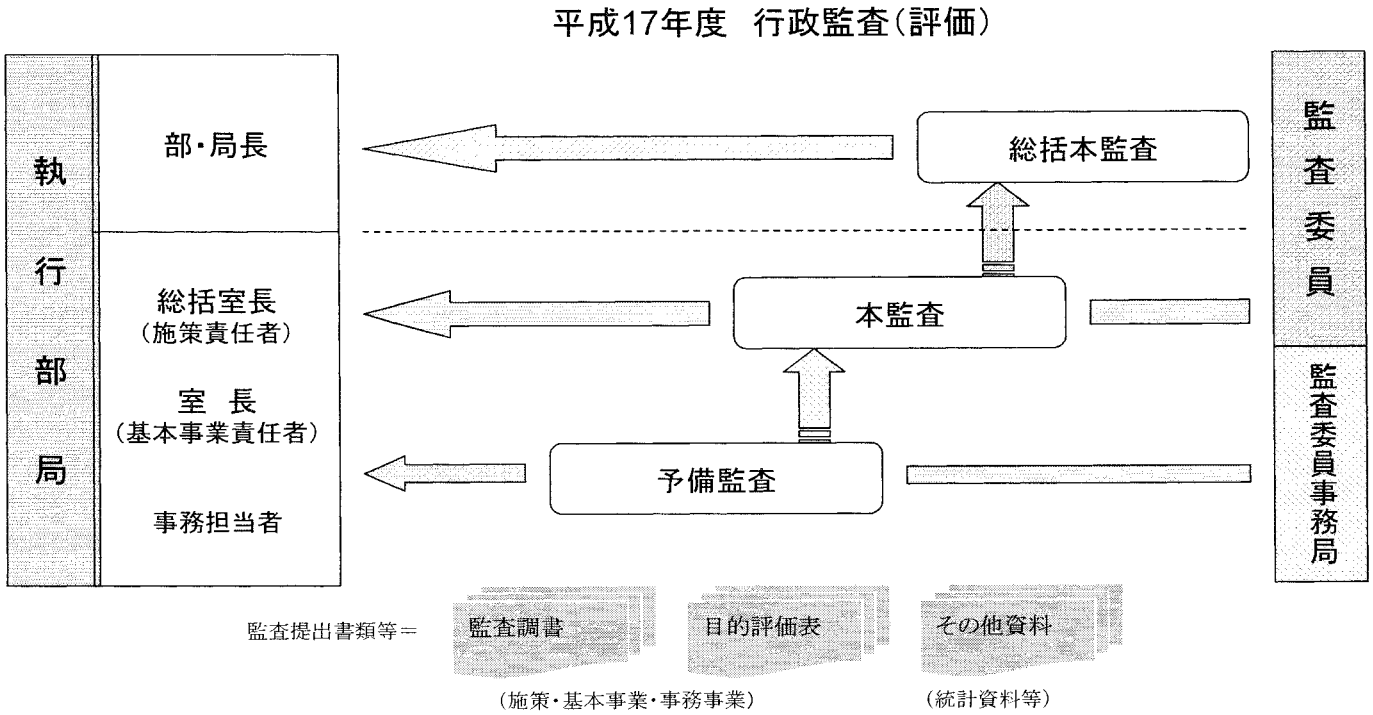

第５　行政監査（評価）の結果の概要

１　総合判定の結果

今回の行政監査（評価）の対象施策について、各施策の評点合計（満点 35）の平均は 21.4 で、総合判定の結果は以下のとおりとなっています。

(1)「ＡＡ」… 該当なし

(2)「 Ａ 」… １施策

・311　防災対策の推進

(3)「 Ｂ 」… 10 施策

・122　学校教育の充実
・211　地域の実情に応じた多様な雇用支援
・212　職業能力の開発と勤労者生活の支援
・344　高齢者保健福祉の推進
・412　大気環境の保全
・413　水環境の保全
・442　水資源の確保と効率的な総合利用
・524　県情報の効果的な発信による情報共有化の推進
・525　ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化
・555　基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

(4)「 Ｃ 」… ９施策

・112　男女共同参画社会の実現
・124　高等教育機関の充実と連携
・223　農林水産業を支える生産・経営基盤の充実
・312　治山・治水・海岸保全対策の推進
・343　生活保障の確保
・345　障害者保健福祉の推進
・441　土地の計画的な利用の促進
・532　快適で豊かな農山漁村づくり
・554　港湾の整備

(5)「 Ｄ 」… 該当なし

表－５　施策の評価結果

施策番号及び施策名	総合判定	評点合計	各評価項目の評点						
			事業適応性	目標達成度	有効性	経済性・効率性	品質十分性	計画性	行政活動充実度
112　男女共同参画社会の実現	C	21.0	3	2	3	3.2	3.4	3.2	3.2
122　学校教育の充実	B	23.2	4	3	3	3.2	3.4	3.2	3.4
124　高等教育機関の充実と連携	C	18.4	3	3	2	2.4	3.0	2.0	3.0
211　地域の実情に応じた多様な雇用支援	B	21.7	3	3	3	3.3	3.7	2.7	3.0
212　職業能力の開発と勤労者生活の支援	B	21.2	3	3	3	3.0	3.6	2.6	3.0
223　農林水産業を支える生産・経営基盤の充実	C	19.9	3	2	3	3.0	3.3	2.6	3.0
311　防災対策の推進	A	26.9	5	3	4	3.2	3.6	4.5	3.6
312　治山・治水・海岸保全対策の推進	C	20.0	3	2	3	3.0	3.0	3.0	3.0
343　生活保障の確保	C	20.8	3	3	3	2.2	3.2	3.0	3.4
344　高齢者保健福祉の推進	B	21.8	3	3	3	2.6	3.5	3.5	3.2
345　障害者保健福祉の推進	C	21.1	3	2	3	2.7	3.8	3.3	3.3
412　大気環境の保全	B	21.5	3	3	3	3.2	3.0	3.3	3.0
413　水環境の保全	B	21.3	3	3	3	3.3	3.0	2.9	3.1
441　土地の計画的な利用の促進	C	19.3	3	2	3	3.0	3.0	2.3	3.0
442　水資源の確保と効率的な総合利用	B	21.9	3	3	3	3.5	3.8	2.8	2.8
524　県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	B	22.5	4	3	3	3.0	3.5	3.0	3.0
525　IT(情報通信技術)の利活用によるサービスの高度化	B	21.2	4	3	3	2.3	3.0	2.9	3.0
532　快適で豊かな農山漁村づくり	C	20.2	3	2	3	3.2	3.0	3.0	3.0
554　港湾の整備	C	20.3	3	3	3	3.0	2.3	3.0	3.0
555　基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	B	23.1	4	3	3	2.9	3.6	3.3	3.3
評点の平均		21.4	3.3	2.7	3.0	3.0	3.3	3.0	3.1

（注）① 「経済性・効率性」以下の項目については、ＡＨＰ（Analytic Hierarchy Process；階層化意思決定法）の手法を参考に決定した、各基本事業の寄与度（施策への貢献割合）により評点を加重平均しているため、小数点以下第１位までの評点としています。
② 総合判定は、評点合計により次のとおりとしています。
ＡＡ：28.0 以上　　Ａ：24.5 以上 28.0 未満　　Ｂ：21.0 以上 24.5 未満　　Ｃ：17.5 以上 21.0 未満　　Ｄ：17.5 未満
ただし、評点合計が 21.0 以上の場合であっても、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」のいずれかの評価項目の評点が「２」以下のときは、評点合計にかかわらず総合判定を「Ｃ」としています。今回は、施策 112 と施策 345 が該当しています。

２　評価項目別の結果

(1) 「事業適応性」

社会経済情勢の変化等に対応し先進的な取組を行っているなど、比較的高い評価※をしたものは「311　防災対策の推進」「122　学校教育の充実」など５施策ありました。

なお、比較的低い評価※をしたものはありませんでした。

(2) 「目標達成度」

20 施策で数値目標を達成したものは 16 施策（80.0%）ありましたが、「実績値が目標値を大きく上回っている」と評価したものはありませんでした。一方、未達成であったものは「312　治山・治水・海岸保全対策の推進」など４施策ありました。

基本事業 81 本の数値目標の達成割合は 70.4%でした。

また、施策の目標指標の設定については、8 施策が妥当でしたが、施策の成果を表しているとは言えないものなど、見直し検討が必要なものが「441　土地の計画的な利用の促進」「532　快適で豊かな農山漁村づくり」など３施策あったほか、その他の９施策についても他の指標と併せた進行管理や、より分かりやすい指標の検討が求められます。

表－６　数値目標の達成状況

区　分	施　策				基本事業			
	目標数	達　成	未達成	達成割合	目標数	達　成	未達成	達成割合
目標数	20	16	4	80.0%	81	57	24	70.4%

(3) 「有効性」

施策の目的を達成するため構成する各事業が効果的に展開されているなど、比較的高い評価をしたものは「311　防災対策の推進」の１施策でした。

比較的低い評価をしたものは「124　高等教育機関の充実と連携」の１施策で、施策にふさわしい事業が位置付けられていないことによるものです。

(4)「経済性・効率性」

予算など事業に投じた行政資源が経済的・効率的に使われているなど、比較的高い評価となったものは、施策では「442　水資源の確保と効率的な総合利用」の1施策でした。

経済性・効率性に課題があるとして比較的低い評価をしたものは、「343　生活保障の確保」「525　ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化」など3施策でした。

(5)「品質十分性」

県民ニーズを把握し、高い水準のサービスを提供していると比較的高い評価をしたものは「345　障害者保健福祉の推進」「555　基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進」など8施策ありました。

なお、比較的低い評価をしたものは「554　港湾の整備」の1施策でした。

(6)「計画性」

事業が計画的に進められ進捗管理が的確に行われているなど、比較的高い評価をしたものは「311　防災対策の推進」「344　高齢者保健福祉の推進」の2施策でした。

比較的低い評価をしたものは「124　高等教育機関の充実と連携」「441　土地の計画的な利用の促進」の2施策でした。

(7)「行政活動充実度」

県民や市町村、関係機関等との協働や、総合行政として各部局間の連携が図られているなど比較的高い評価をしたものは「311　防災対策の推進」の1施策でした。

なお、比較的低い評価をしたものはありませんでした。

※「比較的高い評価」は評点が3.5点以上のもの、「比較的低い評価」は評点が2.5点未満のものを指しています。

３　前回の行政監査（評価）との比較

(1) 総合判定

今回の行政監査（評価）の対象20施策のうち、17施策が2回目の評価となります。

前回監査時とは事業の構成が異なっている施策があるため、それぞれの結果を単純に比較することはできませんが、総合判定では、「Ｃ」から「Ｂ」となったものが3施策あります。一方、「Ｂ」から「Ｃ」となったものも3施策ありますが、このうち1

施策（施策112）は評点の合計が21.0以上あるものの目標達成度が「２」であったことから「Ｃ」となったものです。
なお、評点の合計の平均は、前回とほとんど同じでした。

(2) 各評価項目の評点

評価項目別の評点では、前回に比べて評点が上がったのが「経済性・効率性」「品質十分性」「計画性」などで、主に業務内容にかかる項目となっています。逆に下がったのは「事業適応性」「目標達成度」で、環境変化への対応や成果・指標にかかる項目となっています。

「事業適応性」では、「524　県情報の効果的な発信による情報共有化の推進」のように、前回高く評価した情報公開制度の取組が全国的に定着する中で本県の先進性・優位性が薄れたもの、また「目標達成度」では、「312　治山・治水・海岸保全対策の推進」のように、平成16年の台風21号の災害により目標（過去20年間の平均被害総額）が達成できなかったものがあります。

表－７　今回及び前回の評点の平均

区分	評点の合計（平均）	各評価項目の評点						
		事業適応性	目標達成度	有効性	経済性・効率性	品質十分性	計画性	行政活動充実度
今回	21.35	3.29	2.71	3.00	2.93	3.25	3.04	3.13
前回	21.33	3.65	2.87	2.98	2.76	3.17	2.85	3.05

※　評価手法の見直し

今回の行政監査（評価）は対象施策が２巡目になるということもあり、評価手法を一部見直しています。

まず、評点の基準について、「事業適応性」に「新しい時代の公」の観点を取り入れるとともに、従前の「公平性・計画性」を「計画性」とし、公平性は「品質十分性」で評価することとしました。

また、評点合計が21.0以上であっても、評価項目の評点が「2」以下のときに総合判定を「Ｃ」とする場合の対象項目を、全項目（７項目）から「事業適応性」「目標達成度」「有効性」の３項目のみとしました。

第６　前回の行政監査（評価）からの改善状況及び重点プログラム関連事業の評価

１　前回の行政監査（評価）からの改善状況

平成14年度から取り組んだ行政監査（評価）は、16年度までの3年間で60施策について実施し、県の総合計画のほとんどの施策を対象としたことになります。

そこで、今回の行政監査（評価）では、前回の監査結果に対する取組についても確認し、その改善状況を「対応済み」「改善に着手」「検討に着手」「検討予定」「取り組んでいない」「その他」に分類しています。

なお、14年度・15年度は「三重のくにづくり宣言」の施策体系、16年度からは「県民しあわせプラン」の施策体系に基づきそれぞれ行政監査（評価）を実施しており、一部の施策については、前回の行政監査（評価）時と事業の構成が異なるため、意見及び改善状況は現体系に応じて取りまとめています。

その結果、69項目の意見（総括意見）に対し、「対応済み」と「改善に着手」を合わせると54項目（78.3%）となっています。

表－７　前回の行政監査（評価）からの改善状況

改善状況 / 意見項目数	対応済み	改善に着手	検討に着手	検討予定	取り組んでいない	その他
69 (100.0%)	8 (11.6%)	46 (66.7%)	11 (16.0%)	4 (5.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

上記のほか、総括意見ではありませんが、目標指標の見直しを求める意見に対応して、「124　高等教育機関の充実と連携」「211　地域の実情に応じた多様な雇用支援」「412　大気環境の保全」の3施策で見直されています。

２　重点プログラム関連事業の評価

県では平成16年度から、総合計画「県民しあわせプラン」により、政策・事業体系に基づく63の施策と併せて、重点プログラムに取り組んでおり、「みえの元気づくり」「みえのくらしづくり」「みえの絆づくり」の3つのテーマの下、30のプログラムが位置付けられています。3年間で戦略的に取り組む重点プログラムは、緊急に対処するべき課題を整理・分析した上で、効果的で必要性の高い事業が選択されています。

そこで、今回の行政監査（評価）では、重点プログラムに位置付けられている事業で、行政監査（評価）の対象施策に関連する65事業について、16年度の達成度等を確認し、評価しています。

今回確認した65事業のうち、目標を達成しているのは43事業（66.2%）でした。

（参考①）三重県総合計画「県民しあわせプラン」の政策体系と行政監査（評価）の対象施策

※ **太字** は、平成17年度の行政監査（評価）の対象施策です。

〔政策展開の基本方針（五つの柱）〕	〔政策〕	〔施策〕	〔主担当部局〕
Ⅰ 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり	1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現	生活部
		2 男女共同参画社会の実現	生活部
	2 豊かな個性を育む人づくりの推進	1 生涯学習の推進	教育委員会
		2 学校教育の充実	教育委員会
		3 青少年の健全育成	生活部
		4 高等教育機関の充実と連携	生活部
	3 文化・スポーツを通じた自己実現	1 文化が身近に感じられる環境づくり	生活部
		2 スポーツの振興	教育委員会
Ⅱ 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり	1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進	**1 地域の実情に応じた多様な雇用支援**	生活部
		2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	生活部
	2 安心を支える力強い農林水産業の振興	1 安全で安心な農林水産物の安定的な供給	農水商工部
		2 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開	農水商工部
		3 農林水産業を支える生産・経営基盤の充実	農水商工部
		4 農林水産業を支える技術開発の推進	総合企画局
	3 地域経済を支える戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	農水商工部
		2 既存産業の高度化・高付加価値化の促進	農水商工部
		3 観光・交流産業の振興	農水商工部
		4 技術の高度化の促進	総合企画局
Ⅲ 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造	1 災害に強い県土づくりの推進	**1 防災対策の推進**	防災危機管理局
		2 治山・治水・海岸保全対策の推進	県土整備部
	2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進	生活部
		2 地域安全対策の推進	警察本部
		3 安心な消費生活の確保	生活部
		4 食の安全とくらしの衛生の確保	健康福祉部
		5 感染症対策の推進	健康福祉部
	3 健やかなくらしを育むささえあい社会の構築	1 健康づくりの推進	健康福祉部
		2 子育て環境の整備	健康福祉部
		3 地域とともに進める福祉社会づくり	健康福祉部
		4 利用者本位の福祉サービスの確保	健康福祉部

	4 安心を支える医療・福祉の推進	1	医療提供体制の整備	健康福祉部
		2	多様化する疾病への対応	健康福祉部
		3	生活保障の確保	健康福祉部
		4	高齢者保健福祉の推進	健康福祉部
		5	障害者保健福祉の推進	健康福祉部
Ⅳ 持続可能な循環型社会の創造	1 資源循環型社会の構築	1	資源循環の推進	環境森林部
		2	大気環境の保全	環境森林部
		3	水環境の保全	環境森林部
	2 自然との共生の確保	1	自然環境の保全・再生と活用	環境森林部
		2	森林・農地・海洋の持つ公益的機能の増進	環境森林部
	3 環境保全活動の推進	1	環境経営の推進	環境森林部
		2	環境を守り育てる活動への参加と協働の促進	環境森林部
	4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進	1	土地の計画的な利用の促進	地域振興部
		2	水資源の確保と効率的な総合利用	地域振興部
		3	エネルギー対策の推進	総合企画局
Ⅴ 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造	1 多様な交流と連携の促進	1	在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進	生活部
		2	県境を越えた交流・連携の推進	総合企画局
		3	科学技術交流の推進	総合企画局
	2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進	1	多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進	生活部
		2	分権型社会の実現	地域振興部
		3	住民参画によるまちづくりの推進	県土整備部
		4	県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	総合企画局
		5	IT（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化	地域振興部
	3 活力ある地域づくりの推進	1	地域振興プロジェクトの推進	地域振興部
		2	快適で豊かな農山漁村づくり	農水商工部
		3	流域圏づくりの推進	地域振興部
		4	過疎・離島・半島地域の振興	地域振興部
	4 快適なまちづくりの推進	1	快適な都市環境の整備	県土整備部
		2	ゆとりある住まいづくり	県土整備部
	5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備	1	高速交通網の整備	地域振興部
		2	道路網の整備	県土整備部
		3	公共交通網の整備	地域振興部
		4	港湾の整備	県土整備部
		5	基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	県土整備部

(参考②)結果報告書の各ページの見方

施策の現状

平成16年度に実施している施策の状況を記載しています。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画 ○○～○○ 頁
県政報告書 ○○～○○ 頁

施策番号	○○○				
施策名	○○○○○				
施策の目的	○○○○○○○○○○○○				
主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
○○部	○○○○○(%)	目標	91.0	92.0	93.0
		実績	90.5	—	—

施策の目的と自ら設けた数値目標の状況です。

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 ○○○○○	○○部	○○○○○(%)	目標	0		
			実績	0		
2 ●●●●●	○○局	●●●●●(件)	目標	1		
			実績	1		
3 △△△△△	○○部	△△△△△(位)	目標	2	2	2
			実績	2	—	—

施策を進めるために展開された基本事業の目標の達成状況です。

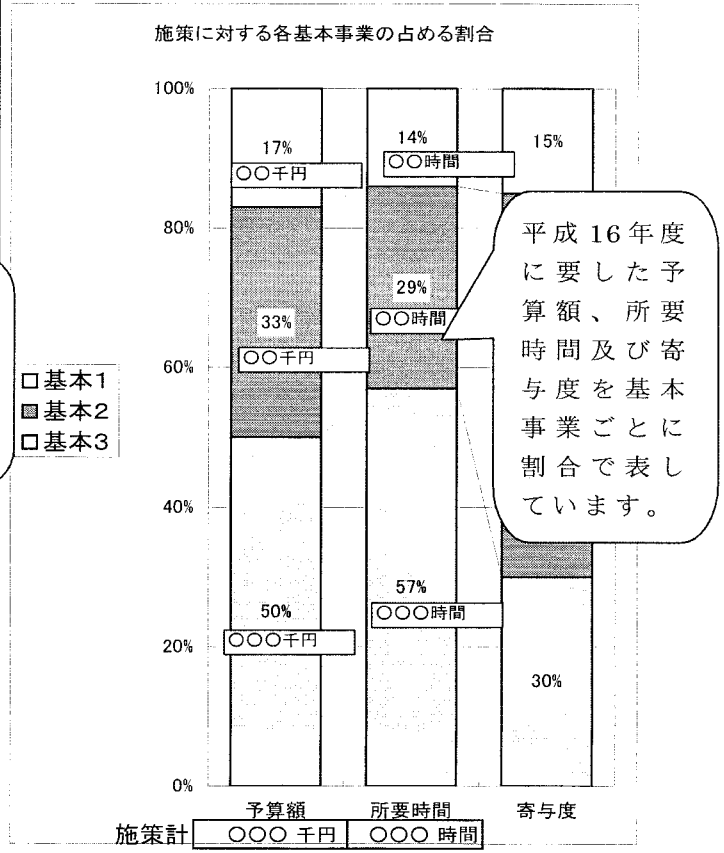

平成16年度に要した予算額、所要時間及び寄与度を基本事業ごとに割合で表しています。

行政監査（評価）結果

1　総括意見

施策に対する評価と今後の施策の改善に向けた意見などを記述しています。

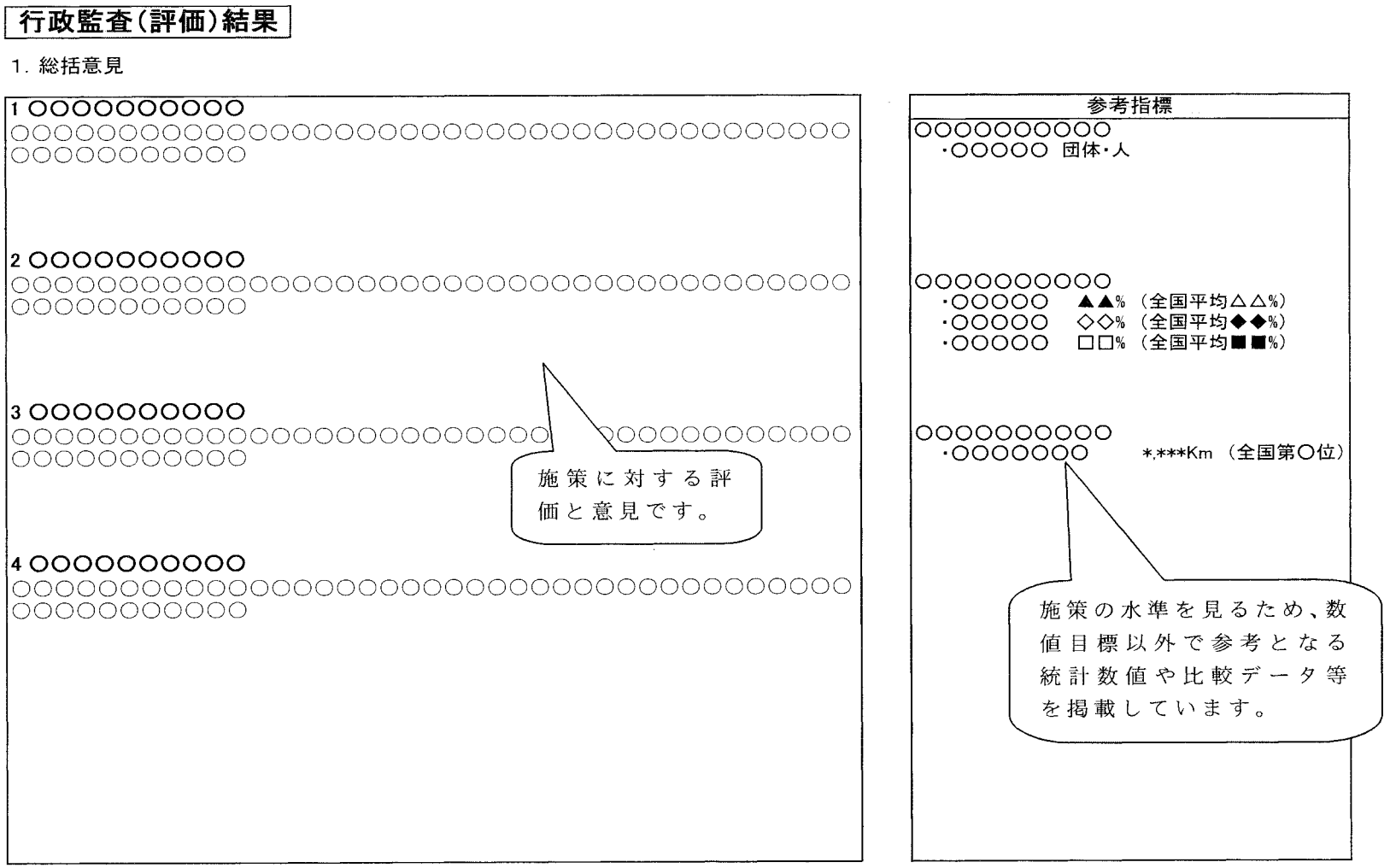

2　総合判定及び施策・基本事業の評点結果

施策の総合判定・評点合計のほか、施策・基本事業の各評価項目の評点をレーダーチャートで示しています。

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

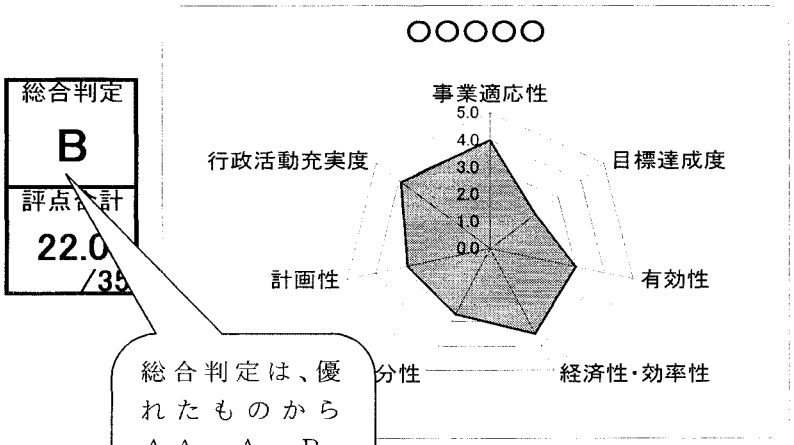

総合判定は、優れたものからＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階で表しています。

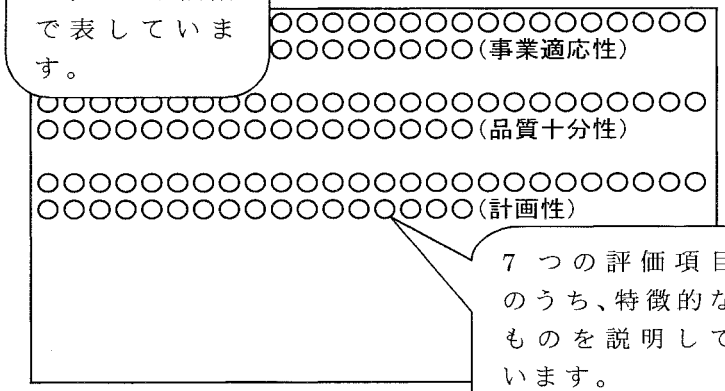
○○○○○

3　施策の現状及び評価区分の内訳
各評価項目の評価内容を記述しています。

3 施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○○○

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　15～18 頁
県政報告書　36～37 頁

施策番号	112
施策名	男女共同参画社会の実現
施策の目的	県民一人ひとりが、性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
生活部	男女共同参画意識普及度(%)	目標	62	64	66
		実績	59.7	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進	生活部	男女共同参画基本計画を策定している市町村の割合(%)	目標	35	40	50
			実績	29.8	—	—
2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	生活部	県の支援による男女共同参画の学習機会の提供回数(回)	目標	235	250	260
			実績	218	—	—
3 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進	生活部	地域で男女共同参画を主体的に推進する人材、団体数(人・団体)	目標	870	935	1,000
			実績	578	—	—
4 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援	健康福祉部	DV防止市町村ネットワーク設置率(%)	目標	10	40	100
			実績	13.6	—	—
			目標			
			実績			

施策に対する各基本事業の占める割合

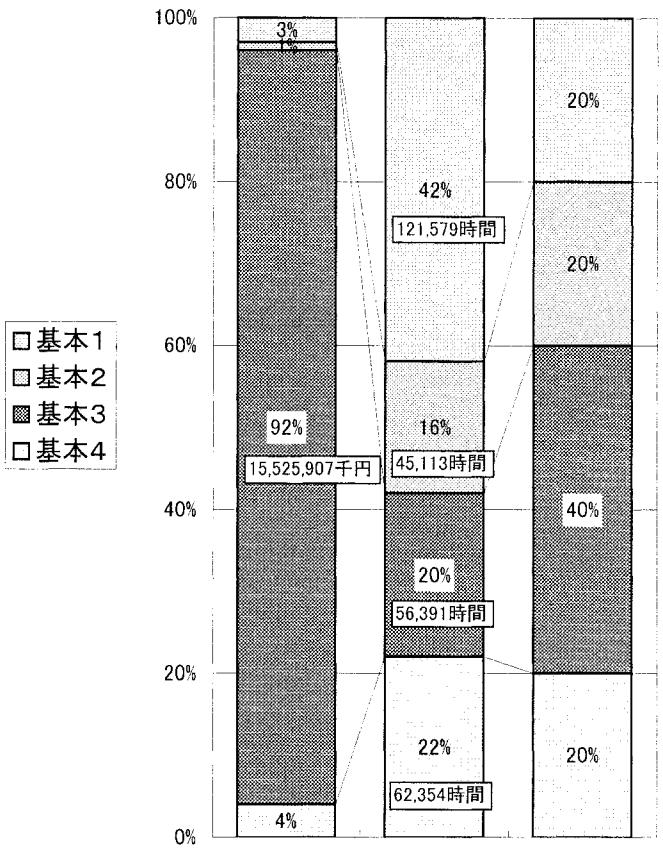

施策計	16,847,797 千円	285,437 時間

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 男女共同参画社会の実現のための総合的な施策の推進

施策の推進に当たっては、三重県男女共同参画基本計画に基づく実施計画の進捗状況を、毎年男女共同参画審議会で評価し、審議会からの評価・提言を翌年度の施策に反映するなど、施策目的の実現に向けて着実に取り組まれているが、第一次実施計画では、目標年度である平成16年度時点で40項目の目標のうち、達成されている項目が半数となっているので、第二次実施計画（17～18年度）の目標の達成に向けて、関係部局と連携して効果的な施策展開により一層努められたい。

2 職場における男女共同参画に向けての取組の促進

企業等組織における意思決定の場への女性の参画は徐々に進んできているものの、賃金格差の縮小などにはつながってはおらず、また、男女格差是正に取り組んでいる中小企業等が27.0％であるなど、男女が対等に働ける職場環境に十分にはなっていないので、職場環境のより一層の改善に向けて企業と行政が果たすべき役割を検討し、効果的な事業を展開されたい。

3 仕事と家庭の両立に向けての支援

平成15年度「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、今後、男女共同参画を推進していくために力を入れていくべきものとして、「保育、介護の施設やサービスを充実する」と答えた人の割合が38.4％と最も高く、仕事と家庭の両立支援が求められているが、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施状況、介護施設の整備状況は全国に比較して遅れているので、子育てや介護に関する多様なニーズに対応できるよう、健康福祉部と連携して市町村の環境整備を促進されたい。

4 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の強化と情報提供の充実

平成16年度に配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談所）に寄せられたDV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）に関する相談・通報件数は1,049件で、相談・通報件数が増加してきており、外国人からの相談や、継続して相談を受けるケースなど、解決困難なケースも増えてきていることから、県のDV対策の拠点施設である配偶者暴力相談支援センターの相談体制の強化について検討されたい。

また、DVを受けたことがあると答えた人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合が50.8％と平成12年度（51.6％）から改善されておらず、また、相談機関としての認知度は22.9％と警察（68.2％）に比べても低いので、支援内容などの情報提供を充実されたい。

参考指標

○第一次実施計画の目標達成状況

【達成した主な項目】

男女共同参画意識普及度
（目標：59％、実績：59.7％）
女性を管理職に登用している企業などの割合
（目標：43％、実績：58.0％）

【未達成の主な項目】

県の審議会等への女性委員の登用率
（目標：32％、実績：30.1％）
審議会等女性委員登用促進策取組市町村数
（目標：35市町村、実績：18市町村）

○女性を管理職に登用している企業等の割合

【女性管理職を置いている企業等の割合】

14年度	15年度	16年度
61.0%	49.3%	58.0%

※三重県：中小企業賃金等実態調査

○県内中小企業等における男女格差是正への取組状況

調査企業数	既に取り組んでいる	取り組むこととしている	今のところ取り組む予定がない	わからない
533社	27.0%	19.1%	26.6%	27.2%

※三重県：平成16年度中小企業賃金等実態調査

○子育て環境、介護施設の整備状況

（単位：個所）

放課後児童クラブ※	153	全国45位
一時保育実施個所※	36	全国42位
休日保育実施個所※	3	全国39位
延長保育実施個所※	107	全国41位
特別養護老人ホーム整備率	1.40%	全国39位
介護老人保健施設整備率	1.26%	全国27位

※印の項目の全国順位は、設置率及び実施率

○配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談・通報件数

平成14年度：722件
平成15年度：986件
平成16年度：1,049件
人口1万人当たり5.63件（全国平均は3.86件）

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
21.0 /35

※目標達成度が「2」のため、総合判定はCとなる。

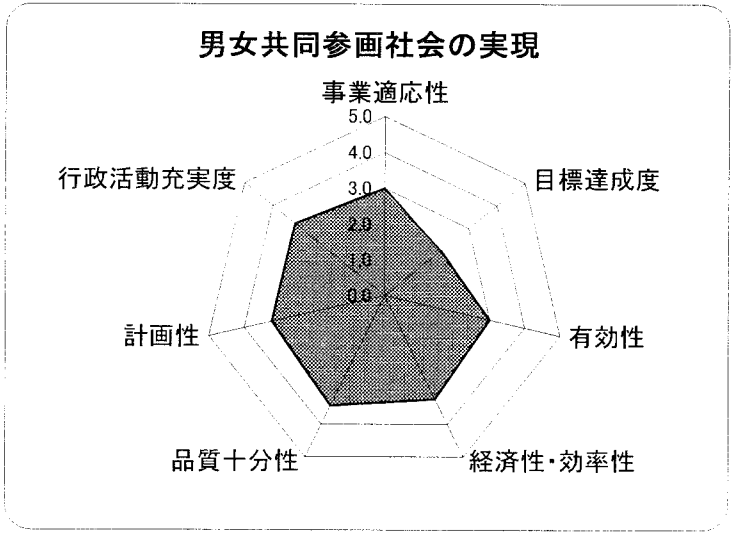

○第一次実施計画の目標40項目のうち、達成した項目が半数となっているので、関係部局と連携して効果的な施策展開により一層努める必要がある。(事業適応性)

○施策の目標数値は目標をわずかに下回った程度であるが、基本事業4事業のうち、3事業で目標を達成していない。(目標達成度)

○男女共同参画センターで実施している事業の顧客満足度が高い。(品質十分性)

○中期的な展望の実施計画が策定されており、男女共同参画審議会による第三者評価が行われ、進行管理されている。(品質十分性、計画性)

○基本事業の評点

1 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進

【寄与度=20%】

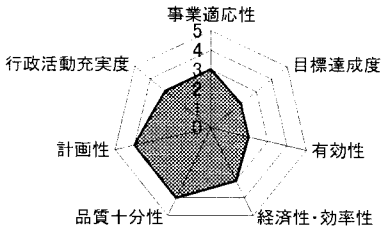

2 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

【寄与度=20%】

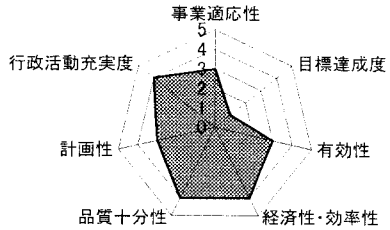

3 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

【寄与度=40%】

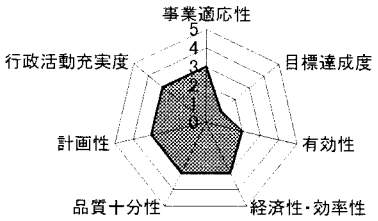

4 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

【寄与度=20%】

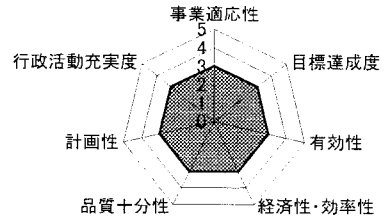

3. 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>
○日本は、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」、「人間らしい生活水準」という基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDI（人間開発指数）は、177か国中9位であるが、政治、経済活動への女性の参画を示すGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）は、78か国中38位となっており、女性が能力を発揮する機会は十分ではない状況にあると言われている。

○社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30％程度になるよう期待し、女性のチャレンジ支援に取り組むことが、国の男女共同参画会議で決定された。
○県では、三重県男女共同参画推進条例（平成13年1月施行）、男女共同参画基本計画及び実施計画（第一次：14年度～16年度、第二次：17年度～18年度）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・計画的な取組を推進している。

○各都道府県、市町村における女性の審議会等委員、管理職への登用状況は以下のとおりである。
【女性の審議会等委員への登用率】（H16.4.1現在）　（単位：％）
<table>
<tr><th>項　目</th><th>三重県</th><th>愛知県</th><th>岐阜県</th><th>静岡県</th><th>全国平均</th></tr>
<tr><td>県</td><td>29.2</td><td>29.0</td><td>30.6</td><td>26.2</td><td>28.3</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>23.0</td><td>22.3</td><td>26.4</td><td>24.7</td><td>23.9</td></tr>
</table>
※登用目標の対象である審議会等

【管理職の女性比率】（H16.4.1現在）　（単位：％）
<table>
<tr><th>項　目</th><th>三重県</th><th>愛知県</th><th>岐阜県</th><th>静岡県</th><th>全国平均</th></tr>
<tr><td>県</td><td>3.6</td><td>4.3</td><td>7.5</td><td>6.2</td><td>4.9</td></tr>
<tr><td>市町村</td><td>13.8</td><td>8.7</td><td>7.6</td><td>8.1</td><td>7.6</td></tr>
</table>
出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について（平成16年度）
（内閣府男女共同参画局）
○市町村の男女共同参画にかかる条例の制定、及び男女共同参画基本計画の策定は、平成13年度に比べて進んできている。
13年度　16年度
男女共同参画にかかる条例　3市／69市町村　5市／47市町村
男女共同参画基本計画　13市／69市町村　12市2町／47市町村
</td><td>
○第一次実施計画では、40項目の目標を設定し、健康福祉部など関係部局との連携により取り組まれてきたが、計画の最終年度である平成16年度時点で目標が達成されている項目は全体の半数となっている。
男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の取組が男女共同参画の視点で取り組まれることが望まれるので、施策目的の実現に向け、関係部局と連携して効果的な施策展開により一層努める必要がある。

○女性の審議会等委員や管理職への登用については、県が率先して取り組むとともに、市町村や県の関係団体においても積極的な登用が図られるよう働きかける必要がある。
【県の関係団体における女性の登用状況】
<table>
<tr><th colspan="2">理事会（取締役会）</th><th colspan="2">評議員会</th><th colspan="2">管理職</th></tr>
<tr><th>登用率</th><th>団体数</th><th>登用率</th><th>団体数</th><th>登用率</th><th>団体数</th></tr>
<tr><td>9.2%</td><td>13／33団体</td><td>15.5%</td><td>19／25団体</td><td>7.2%</td><td>8／30団体</td></tr>
</table>
※監査委員事務局独自調査（17年10月実施）
※回収結果：回収数35件　回収率89.7％
※調査対象：県出資率25％以上、又は公の施設の管理委託先

○市町村合併に伴い、各市町村は今後新たな枠組みの中で地域づくりに取り組むこととなるので、男女共同参画社会の実現に向けて好機となり得ることから、市町村において実効性のある取組がなされるよう支援していく必要がある。
</td><td>3</td></tr>
</table>

○国、県の調査結果によると、半数以上の企業等で女性管理職を置いており、女性の管理職への登用が進んできているものの、男女の賃金格差は縮小しておらず、男女格差の是正に取り組んでいる企業の割合は3割弱である。
　また、平成15年度「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、現在の女性は働きやすい状況にあると思うかについては、「そうは思わない」と答えた人の割合が、女性55.6%、男性45.5%で、「そう思う」と答えた人の割合が女性19.7%、男性33.1%となっており、女性が「働きにくさ」を感じている。

【女性管理職を置いている企業等の割合】

14年度	15年度	16年度
61.0%	49.3%	58.0%

※三重県:中小企業賃金等実態調査

【男女格差是正への取組状況】

調査企業数	既に取り組んでいる	取り組むこととしている	今のところ取り組む予定がない	わからない
533社	27.0%	19.1%	26.6%	27.2%

※三重県:平成16年度中小企業賃金等実態調査

○組織における意思決定の場への女性の参画は徐々に進んできているが、賃金格差の縮小などにはつながっておらず、また、男女が対等に働ける職場環境に十分にはなっていないので、職場環境のより一層の改善に向けて、企業と行政が果たすべき役割を検討し、効果的な事業を展開していく必要がある。
　三重県男女共同参画推進条例では、事業者の責務として、機会の確保と両立のための職場環境整備を求めていることから、県と物品調達などの契約を行っている企業等に対して、積極的改善措置の状況報告を求めることを検討することも必要である。

【県内企業における所定内給与額の推移】（単位:千円）

	13年度	14年度	15年度	16年度
男	330.7	323.3	328.3	323.6
女	212.8	215.9	210.2	216.0
格差	64.3%	66.8%	64.0%	66.7%
全国平均	65.3%	66.5%	66.8%	67.6%

※厚生労働省:賃金構造基本統計調査

○平成16年度に配偶者暴力相談支援センター(三重県女性相談所)に寄せられたDV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者等からの暴力)に関する相談・通報件数は1,049件で、前年度の986件に比べて増加しており、人口1万人当たりでは5.63件と全国平均の3.86件を上回っている。

○DVに関する相談・通報件数の増加は、DVが犯罪であるという認識の表れと考えられる。
　相談・通報件数が増加してきており、外国人からの相談や、継続して相談を受けるケースなど、解決困難なケースも増えてきていることから、県のDV対策の拠点施設である配偶者暴力相談支援センターの相談体制の強化について検討していく必要がある。

2 目標達成度

○施策の指標である「男女共同参画意識普及度」は、性別による役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に同感しない人の割合で、もっとも一般的な男女共同参画意識の普及度を表している。
　なお、目標数値は、平成15年度に実施した「県民意識基礎調査」結果から施策に対する期待度と緊急度を考慮して算出されている。

○指標は、男女共同参画に向けて基本となる意識の度合いを表しているが、実際の社会における男女共同参画の進捗度を表しているとは言えない。
　また、男女共同参画への意識は変わってきているが、第一次実施計画で目標が達成されていない項目の中には、県の審議会等への女性委員の登用率、審議会等女性委員登用促進策取組市町村数など、重要な項目もあるので、引き続き実施計画の目標指標と併せて進捗管理していく必要がある。

○平成16年度の目標62%に対して、実績は59.7%である。

【性別に基づく固定的役割分担意識に同感しない人の割合】

項　目	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	全体
13年度	64.9%	67.2%	64.2%	55.7%	46.2%	32.7%	54.0%
16年度	70.2%	68.9%	68.4%	63.1%	50.5%	37.0%	59.7%

※三重県民意識基礎調査

（参考）全国平均:48.9%
（平成16年11月男女共同参画社会に関する世論調査）

○施策目標をわずかに下回っている。
　県民の4割が男女の固定的な役割意識を有しているものの、40歳代以下では約70%の人が性別による固定的役割分担意識に同感しておらず、一定の成果が出てきていると言える。
　また、全国的に見ると、固定的性別役割分担の考え方に同感しない人の割合は高いと言える。

2

	○基本事業の指標4項目のうち、1項目で目標を達成している。目標を達成していない目標指標は次のとおりである。 男女共同参画基本計画を策定している市町村の割合(%) 目標:35　実績:29.8 県の支援による男女共同参画の学習機会の提供回数(回) 目標:235　実績:218 地域で男女共同参画を主体的に推進する人材、団体数(人・団体) 目標:870　実績:578	○施策の目標数値は目標をわずかに下回った程度であるが、基本事業4事業のうち、3事業で目標を達成していないので、施策と基本事業それぞれの指標及び目標数値の妥当性を検討する必要がある。	
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「男女共同参画の実現に向けた総合的な取組の推進」が20%、「男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進」が20%、「家庭・職場・地域における男女共同参画の推進」が40%、「性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援」が20%としている。 ○農村・漁村女性アドバイザーの認定や家族経営協定の締結、農業委員への女性の登用の促進に取り組んでいるが、いずれも目標を達成していない。なお、平成17年度から現状を踏まえた新たな目標を定めている。 ○平成15年度「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、今後、男女共同参画を推進していくために力を入れていくべきものとして、「保育、介護の施設やサービスを充実する」と答えた人の割合が38.4%と最も高くなっている。 なお、子育て環境の整備や高齢者福祉の推進に関する事業は、基本事業「家庭・職場・地域における男女共同参画の推進」に再掲事業として位置づけられている。	○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために有効な事業である。 ○女性の農業委員への登用については、市町村合併などの影響が考えられる。農村漁村女性アドバイザーの認定や家族経営協定の締結については、その必要性が十分に理解されていないことが原因の一つとも考えられるので、今までの取組内容を検討し、今後の事業展開に生かしていく必要がある。 ○商工業者など自営業における男女共同参画についての明確な位置づけがないが、商工業などの自営業では、女性が主要な担い手になっている反面、その働きが適正に評価されない面もあるので、農山漁村における取組と同様に事業としての位置づけが必要である。 ○男女共同参画を推進するに当たっては、子育てや介護への支援が最も求められているが、延長保育などの特別保育や放課後児童クラブの実施状況、介護施設の整備状況は、全国に比較して遅れているので、子育てや介護に関する多様なニーズに対応できるよう、健康福祉部と連携して市町村の環境整備を促進する必要がある。	3

項目	15年度 目標値	15年度 実績値	16年度 目標値	16年度 実績値	(参考) 17年度目標
農村・漁村女性アドバイザー(人)	160	161	180	171	190
女性農業委員(人)	160	80	165	62	2人／市町村
家族経営協定(戸)	220	120	300	138	170

(単位:個所)

放課後児童クラブ※	153	全国45位
一時保育実施個所※	36	全国42位
休日保育実施個所※	3	全国39位
延長保育実施個所※	107	全国41位
特別養護老人ホーム整備率	1.40%	全国39位
介護老人保健施設整備率	1.26%	全国27位

※印の項目の全国順位は、設置率及び実施率

4 経済性・効率性	○男女共同参画に関する情報提供、啓発・研修、相談事業などを三重県男女共同参画センターへ委託している。 　なお、男女共同参画センターの管理主体である(財)三重県文化振興事業団は、平成16年10月1日から19年3月31日まで指定管理者となっている。 ○市町村ごとに男女共同参画推進員を配置し、各地域における男女共同参画の取組状況などに関する情報の収集・発信、県や市町村が実施する事業などについての情報を提供している。 　男女共同参画推進員は、全市町村に1名以上の配置を目指しているが、38市町村70名の配置となっている。	○市町村への対応は県が実施し、県民や団体への意識啓発や地域リーダーの育成などは男女共同参画センターが実施することと整理されている。 ○指定管理者制度の導入により、管理主体として与えられた裁量権を生かし、今まで蓄積してきたノウハウを十分に活用して事業が展開されるよう働きかけていく必要がある。 ○平成16年度の男女共同参画推進員による情報提供件数は、328件と前年度95件から大幅に増加しており、各地域において積極的に活動されている。	3.2
5 品質十分性	○男女共同参画に関する施策は、毎年、三重県男女共同参画審議会で評価され、評価・提言を翌年度の施策に反映させている。 　平成16年度は、60項目の提言が出されている。 ○3年に1度、県民5,000人を対象に「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」を実施している。 ○平成15年度までは、県職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施していた。 【研修実績】 　14年度　51回開催　受講者1,673人/対象者1,764人(94.8%) 　15年度　95回開催　受講者2,771人/対象者3,101人(89.4%) ○男女共同参画センターを男女共同参画を進める県の拠点施設として位置づけ、情報提供、啓発・研修、相談事業など専門性を生かした事業を実施している。 ○平成15年度「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、DVを受けたことがあると答えた人のうち50.8%が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えている。 　また、相談機関としての認知度は、配偶者暴力相談支援センターが22.9%、婦人相談員が8.1%であり、警察(68.2%)に比べて低い。	○男女共同参画審議会では、前年度の施策についての評価のほか、前年度の評価・提言に対する取組状況についても評価しており、評価機能を発揮していると認められる。 ○調査結果を次年度以降の事業に反映させている。 ○県の事業が男女共同参画の視点で行われることが重要であるが、県職員の男女共同参画に関する意識調査は行われていないので、アンケート調査などにより、男女共同参画に関する意識の度合いを把握し、今後の職員研修の充実に生かしていく必要がある。 ○男女共同参画センターでは、ISO9001に基づく品質管理を行っており、情報誌やホームページによる情報提供、実施事業に関する品質目標の多くが達成率100%を超えており、顧客満足度は高いと言える。 　※品質目標:4段階評価で3以上(良い、大変良い)80% ○DVを受けたことがある人が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた人の割合は、平成12年度調査結果(51.6%)から改善されておらず、DV被害から救済を受けられることへの認知度が上がっていない。また、法律に基づき設置されている配偶者暴力相談支援センターの相談機関としての認知度も低いことから、DV被害者が早期に、的確な支援が受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員が行っている支援内容などに関する情報提供を充実させる必要がある。	3.4

6 計画性	○三重県男女共同参画基本計画　実施計画に基づき事業を展開するとともに、進捗状況は男女共同参画審議会で評価し、男女共同参画年次報告で公表している。 ○男女共同参画基本計画の推進を図るため、第二次実施計画（平成17年度～18年度）を策定した。 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が平成16年12月に改正され、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づき、都道府県には基本計画の策定が義務付けられた。	○中期的な展望の下、健康福祉部など関係部局が実施する事業計画が策定されており、男女共同参画審議会による第三者評価が行われている。 ○第二次実施計画は、県民しあわせプランの計画年度に合わせた2カ年計画とし、第一次実施計画より多い49項目の目標と、基本施策に7項目の目標を新たに設定している。 ○計画の策定に当たっては、警察本部など関係部局との連携を図るとともに、効果的な取組がなされるよう、DV被害者や支援者など、幅広い意見を取り入れていくことが必要である。	3.2
7 行政活動充実度	○庁内組織である男女共同参画推進会議・幹事会において、男女共同参画審議会による施策についての評価・提言に対する取組方針を策定している。 　なお、平成16年度には、男女共同参画基本計画　第二次実施計画を策定した。 ○県の審議会等への委員選任に当たっては、平成16年4月に定められた「男女共同参画の視点で進める三重県審議会等への委員選任基本要綱」に基づき、男女の委員の構成が均衡のとれたものとなるよう取り組んでいる。 16年　17年（6月1日現在） 均衡のとれた審議会　41.9%　45.9%（39審議会／85審議会） 女性委員の登用率　30.1%　30.1% 女性委員がゼロの審議会　10　6 ※男女の均衡がとれた審議会：男女比が4:6～6:4 ○生活創造圏ごとに住民、NPO、市町村などにより構成される「リーディング委員会」を組織し、地域の特性や課題に応じた男女共同参画の取組を行っている。 15年度　16年度 延べ住民参画者数　3,366人　3,787人 ○商工会議所などの各種団体、市長会、町村長会、有識者などによるアイリス21推進連携会議を設置し、情報交換や意見交換を通じて男女共同参画を推進している。 　また、市町村長など、社会的に影響の大きい立場にある人たちを対象としたアイリス21トップセミナーを開催し、男女共同参画意識の浸透を図っている。	○知事をトップとする全庁的な推進体制の下で取り組まれている。 　本施策は、総合行政による取組が求められる施策なので、総合調整機能を十分に発揮することが必要である。 ○定められた役職の登用が必要な場合などを除き、男女の委員の均衡がとれた審議会等になるよう、今後も関係部局の理解と協力を得ていく必要がある。 ○活動に参加した県民やNPOなどが男女共同参画の視点で地域づくりに取り組めるよう支援することが必要である。 ○各種団体、市町村などとの協働により事業が実施されている。 　組織のトップの意識が変わることは重要なので、今後ともセミナーなどを通じて意識の浸透を図るとともに、女性の管理職への登用など、職場における男女共同参画が進むよう働きかけていく必要がある。	3.2

	○毎年実施している中小企業賃金等実態調査から、管理職への女性の登用状況、賃金、労働時間、育児休業制度等の規定・実施状況など、中小企業における取組の実態を把握している。	○職場環境の改善に向けた取組を推進するため、事業者や関係機関などとの連携による取組を充実させていく必要がある。	
	○平成16年度の県内におけるDV相談・通報件数は、女性相談所が706件、県民局保健福祉部が200件、各市が321件、警察が490件（1月～12月）となっている。	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、市町村も支援センターの機能を果たすことができるようになった。市町村合併が進んでいることから、必要に応じて支援センターの設置に向けて働きかけていく必要がある。	
	○県内9保健福祉部に地方裁判所支部、警察、市町村等から構成される「地域DV防止会議」を設置し、関係機関の連携を図っている。	○被害者が身近なところで具体的な相談や支援を受けることのできる組織とする必要がある。	

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成14年度	評価結果	総合判定　B	評点合計21.5	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 男女共同参画基本計画、実施計画の着実な推進 男女共同参画基本計画、第一次実施計画を着実に進めるために、事業の進捗状況や成果を評価する仕組みを早期に整備されたい。また、各部局が連携して総合的に取り組むべき課題であることから、庁内の調整機能をさらに強化されたい。	平成13年2月から学識経験者、公募委員等で構成される三重県男女共同参画審議会を設置し、施策の実施状況の評価を行っており、16年度は60項目の提言がなされた。審議会からの評価・提言を受けて年次報告を作成し、進捗管理を行っている。 庁内に男女共同参画推進会議・幹事会を設置し、審議会による評価・提言に対する取組方針を策定している。16年度は、取組方針のほか、男女共同参画基本計画　第二次実施計画を策定した。		対応済み
	2 男女共同参画センターを中心とした意識啓発事業の充実 平成13年度の県民意識基礎調査によると、県民の4割近くが依然として「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識をもっているので、男女共同参画センターを中心として、市町村と連携しながら県民の意識改革につながる情報提供や啓発活動を継続的に各地域で進められたい。	遠隔地居住者へのサービスとして、男女共同参画ゼミの連載などホームページを充実させ、地域間格差の緩和に取り組んでいる。 フレンテトーク（男女共同参画センター版出前トーク）を実施している。平成16年度は32回実施し、約2,000人の参加があった。		対応済み
	3 市町村への積極的な働きかけ 男女共同参画を進めるには、意識啓発や政策・方針決定についての各地域での取組が重要であり、全ての市町村で積極的に施策を講じることが求められる。市町村の男女共同参画の基本計画の策定は全国平均を下回っており、かつ、市町村間で取組に格差が存在するので、全市町村において積極的に取組が行われるように、情報を提供し、支援や働きかけを進められたい。	市町村支援を行う男女共同参画地域エンパワメント支援事業を重点プログラムに位置づけ、市町村長へのリレーインタビュー、講座開催マニュアルの提供などを行っている。 また、市町村ごとに男女共同参画推進員を配置し、各地域における男女共同参画の取組状況などに関する情報の収集・発信、県や市町村が実施する事業などの情報を提供している。 平成13年度　平成16年度 男女共同参画にかかる条例　3市／69市町村　5市／47市町村 男女共同参画基本計画　13市／69市町村　12市2町／47市町村		改善に着手
	4 ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブの設置促進 家庭の子育てを支援するファミリー・サポート・センターが県内には四日市市の1個所しかなく取組が遅れているので設置を促進されたい。また、放課後児童クラブの設置は、市町村により取組に格差があるので、市町村の福祉部門と教育委員会・学校との連携を働きかけるなどにより、取組が遅れている市町村での設置を促進されたい。	ファミリー・サポート・センターについては、事業を重点プログラムに位置づけ、市町村への設置の働きかけや国庫補助対象要件（人口5万人以上）に満たない市町に対して、県単独補助によるミニ・ファミリー・サポート・センターの設置支援を行い、平成16年度末で10箇所設置されている。 放課後児童クラブについても、事業を重点プログラムに位置づけ、市町村に対して運営費補助、施設整備補助を行っている。 平成13年度　平成16年度 ファミリー・サポート・センター（ミニを含む）　1個所　10個所 放課後児童クラブ　110個所　153個所		改善に着手

5 雇用の場における男女共同参画の実態把握及び事業者との協働 県内企業の男女の賃金格差は全国平均との比較で大きいため、その原因を分析して必要な取組を推進されたい。また、女性管理職の登用状況や、育児休業・介護休業制度の定着状況について継続的に実態調査を行い関係機関と連携して事業者への働きかけなどを積極的に推進されたい。	毎年実施している中小企業賃金等実態調査に、平成14年度から女性管理職の登用状況や育児・介護休業制度の規定・利用状況などの項目を追加し、実態把握を行っている。 事業者などに対しては、発行誌「三重の労働」に男女共同参画に関する記事を掲載したり、仕事と家庭の両立セミナーの開催などにより、広報・啓発を行っている。	**改善に着手**
6 ドメスティック・バイオレンスに対する相談体制及び地域での連携体制の整備 男女共同参画センター、女性相談所の相談業務では、ドメスティック・バイオレンス(=DV、配偶者等による暴力)被害などの困難な相談事案が増加してきているので、専門知識を有する職員の配置や、研修を充実するなどにより資質向上に努めるとともに、各地域に「地域配偶者等暴力防止会議」を早期に設置し、関係機関相互の連携体制を整備されたい。	平成14年度からDVなどの相談を受ける婦人相談員を4名から10名に増員し、管内に女性相談所のある津保健福祉部を除く8保健福祉部に婦人相談員を配置している。また、心的外傷を有する被害者に心のケアを行うため、女性相談所一時保護所に心理療法担当職員を配置している。 平成14年度から県内9保健福祉部に地方裁判所支部、警察、市町村等から構成される「地域DV防止会議」を設置した。	**対応済み**

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	絆 5　県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	280～281頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現のため、県民による地域活動への支援をとおして、県民意識を醸成します。	男女共同参画の視点で進める地域づくり事業	男女共同参画の地域づくり活動への参加者数	2,800人	3,787人
	男女共同参画地域エンパワメント支援事業	男女共同参画推進員による市町村等への地域情報の提供数	300件	328件
	地域住民や市町村によるDV防止取組支援事業	セミナー（基礎コース）修了者数（累計）	40人	41人
	※その他当施策外の事業4事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○当施策関連事業はすべて平成16年度の事業目標を達成している。 15年度　16年度 地域づくり活動への参加者数　3,366人　3,787人 ○生活創造圏ごとに住民、市町村、県等で構成するリーディング委員会を組織し、地域の特性を生かした取組（講演会や料理・木工等の教室）を行っている。 ○市町村長リレーインタビューを行い、市町村における男女共同参画の取組へのきっかけづくりや、市町村の取組への支援を行っている。 ○地域におけるDV防止の取組を推進するため、支援者を養成している。	○活動への参加者が昨年度より増加しており、県民の関心が高まってきていると認められる。 ○地域や市町村の役割を重視した取組が行われている。 今後は、市町村合併が進み男女共同参画に向けた取組を推進する好機となり得ることから、男女共同参画意識など、事業で得られた成果を市町村における取組や地域づくりの中で有効に活用されるよう支援と働きかけを行っていく必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　22～28 頁
県政報告書　40～41 頁

施策番号	122
施策名	学校教育の充実
施策の目的	児童生徒が学校教育により個性に応じて自己の能力を伸ばしている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
教育委員会	学校生活が充実していると感じている児童生徒の割合(%)	目標	74	75	76
		実績	75.1	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 教育改革の推進	教育委員会	学校経営品質に取り組んでいる学校の割合(%)	目標	15	35	60
			実績	21	—	—
2 児童生徒の基礎学力の向上	教育委員会	児童生徒の授業の理解度(%)	目標	82	83	85
			実績	83	—	—
3 特色ある教育の推進	教育委員会	生徒のニーズにあった教育活動の改善を行う県立高等学校の数(校)	目標	15	23	32
			実績	15	—	—
4 障害児支援教育の推進	教育委員会	障害児教育を受けている生徒の進学および就労の割合(%)	目標	28	28	29
			実績	23	—	—
5 健やかな心身を育む教育の推進	教育委員会	暴力行為発生件数(件)	目標	1,150	1,000	850
			実績	1,081	—	—
6 私学教育の振興	生活部	特色ある教育を実施している事例数(件)	目標	200	200	200
			実績	224	—	—
7 教職員の資質の向上	教育委員会	教職員一人あたりの研修への参加回数(回)	目標	1.40	2.30	2.50
			実績	2.10	—	—
8 学校施設等教育環境の整備	教育委員会	県立学校の耐震化整備率(%)	目標	85	90	95
			実績	86	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

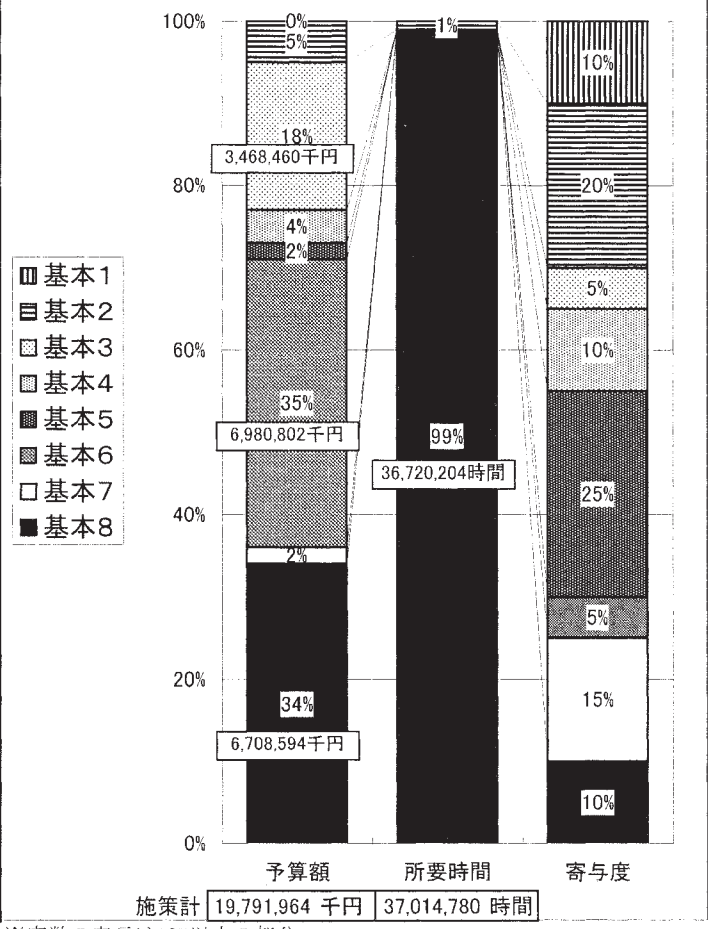

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 学校経営品質の定着

平成16年度から、全ての県立学校と小中学校のモデル校で「学校経営品質」を導入し、学習者等顧客の立場を意識して学校自らが継続的な改善活動を行うことに取り組んでいる。

今後、取組の成果と課題を検証し、効果的な運用を図ることにより、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを推進されたい。

2 県立高等学校の再編活性化

少子化の進行に伴う中学校卒業予定者の減少等に対応するため、「県立高等学校再編活性化計画」を策定し、第一次実施計画(平成14～16年度)に基づき、県立学校の規模の適正化や活性化が進められ、17年度からは、第二次実施計画(17～19年度)により再編活性化に取り組んでいるが、生徒、保護者、地域の意見等を十分勘案して、学校規模の適正化や活性化を図り魅力ある学校づくりに一層努められたい。

3 学力向上に向けた取組

基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図るため、平成15年度に小学校1年生、16年度から小学校1・2年生を対象に30人学級を実施し、17年4月から、中学校1年生についても35人学級を導入したところであるが、成果と課題を検証し、効果的な運用を図られたい。

また、平成15年度に、市町村が学力調査を実施する際の調査費用を補助する「学力フォローアップ推進事業」を創設し、15年度は8市町村が、16年度は16市町村が実施しているが、児童・生徒の学力向上のため、多くの小中学校において、児童生徒の学力の状況が把握され、その分析に基づく指導方法の工夫改善がなされるよう市町村教育委員会と連携し取り組まれたい。

4 障害児教育の充実

特殊教育から特別支援教育への転換については、モデル地域を指定し、校内委員会の設置、巡回指導員や専門家チームによる助言・相談など支援体制の実践的研究を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターの養成などに取り組んでいるが、盲・聾・養護学校の教員については、在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率が44.6%に止まっているので、保有率向上の取組を一層進められたい。

参考指標

○県内の学校数(平成16年5月1日現在)

	公立	私立
小学校	440	2
中学校	180	10
高等学校	64	16
盲聾養護学校	14	1

○県立学校の規模の適正化の状況

(大規模校)【1学年9学級以上の学校】

14校(14年度)→12校(15年度)→12校(16年度)→8校(17年度)

(小規模校)

15年度　尾鷲工業･･･尾鷲に統合

16年度　南勢、南島、度会･･･南伊勢として統合

17年度　長島･･･尾鷲の分校化

○学力フォローアップ推進事業の実施状況(公立小中学校)

		H.15	H.16
実施市町村数		8	16
実施学校率	小学校	25.9%	38.1%
	中学校	28.7%	42.2%

○公立盲・聾・養護学校における在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率

	平成16年5月1日現在	
	三重県	全国平均
盲学校	19.4%	22.6%
聾学校	6.9%	34.3%
養護学校	49.9%	59.0%
計	44.6%	55.1%

5 不登校児童生徒への対応

不登校児童生徒数は、平成14年度に前年度より減少したものの、その後微増傾向にあり、16年度は1,893人になっている。

スクールカウンセラーの配置や教育支援センターの指導員等による訪問指導など、児童生徒等の相談対応や学校復帰への支援を行っているが、専門的な相談・指導を受けていない児童生徒が656人いるので、その状況を把握し、引き続き相談体制の充実を図るとともに、訪問指導の拡充やフリースクール等民間施設との連携強化に取り組まれたい。

6 学校施設の耐震化の促進

学校施設の耐震建物率は、平成17年4月1日現在、県立学校76.5%、公立小中学校73.4%と、全国平均を上回っているが、耐震診断未実施の棟数が、県立学校で106棟、公立小中学校で214棟ある。県立学校については、早急に耐震診断を実施し計画的に補強工事をするとともに、公立小中学校及び幼稚園の耐震化を促進されたい。

また、私立学校の平成16年12年1日現在の耐震建物率は54.8%で、耐震診断未実施の棟数が77棟あるので、耐震化の促進を図られたい。

7 不審者等に対する安全対策

学校における不審者等に対する安全対策については、学校独自の危機管理マニュアルが作成されていない学校や、防犯訓練等が実施されていない学校があるので、すべての学校で危機管理マニュアルが作成され、防犯訓練等により、マニュアルの有効性を検証し、随時改善が図られるように取り組まれたい。

8 児童生徒の勤労観・職業観の育成

平成16年度高校卒業者の就職率は96.2%であるが、就職後1年以内の離職率は24.5%、3年以内の離職率は46.6%と高い率となっている。

平成15年度から、高校生キャリアアップセミナーや就職先への訪問、キャリア教育を推進するための教員研修等を実施しているが、取組の効果を検証しながら、関係部局と連携し、事業者、地域の協力を得て、進路指導の充実や児童生徒の勤労観・職業観の育成に努められたい。

○不登校児童生徒の状況(公立小中学校)　(単位:人)

	H.13	H.14	H.15	H.16
不登校児童生徒数	1,990	1,839	1,891	1,893
うち専門的指導等を受けていない数	798	748	712	656
割合(%)	40.1	40.7	37.7	34.7

○学校施設の耐震化状況

(県立学校・公立小中学校は平成17年4月1日現在、公立幼稚園・私立学校は16年12月1日現在)

	S56以前建築の棟数	耐震診断未実施の棟数	補強工事実施率	耐震建物率
県立学校	447	106	74.4%	76.5%
公立小中学校	1,207	214	54.5%	73.4%
公立幼稚園	110	67	42.3%	57.3%
私立学校	124	77	14.6%	54.8%

＊「補強工事実施率」:補強を要すると診断されたもののうち改修済の建物の割合

＊「耐震建物率」:耐震性が確認されている建物の割合

○不審者等に対する取組状況(平成16年度　公立小中学校)

	小学校	中学校
学校独自の危機管理マニュアルの作成	90.7%	80.9%
教職員の防犯訓練等	89.5%	75.7%
児童生徒の防犯訓練等	75.2%	44.5%

○県内高校(県立・私立)の新規卒業生の就職率(平成16年度)

三重県 96.2%(全国平均 91.2%)

○新規高校(県立・私立)卒業就職者の離職率

(1年以内に離職した者の割合)

24.5%(全国平均25.0%)平成15年3月卒

(3年以内に離職した者の割合)

46.6%(全国平均48.8%)平成13年3月卒

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定	評点合計
B	23.2 /35

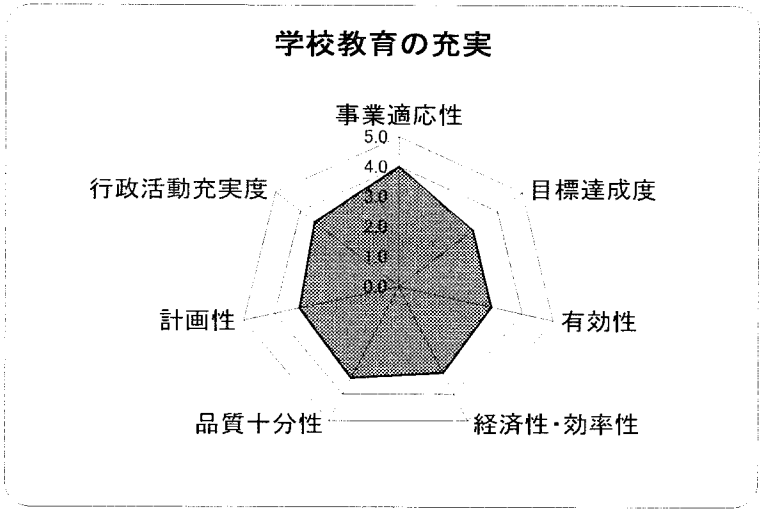

○全県立学校と小中学校モデル校に「学校経営品質」を導入し、学習者等顧客の立場を意識した継続的な改善活動に取り組んでいる。（事業適応性）

○教職員の資質の向上のために、ITを活用した研修、地域分散型研修、学校内研修への支援など、様々な形態による研修に取り組んでいる。（品質十分性）

○特別支援教育の実践的研究における福祉・医療機関との連携や、不審者侵入を想定した防犯教室実技研修会における警察署や消防署との協働など、多様な主体との連携・協働が図られている。（行政活動充実度）

○基本事業の評点

1 教育改革の推進
【寄与度=10%】

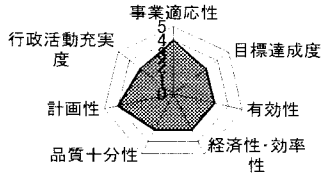

2 児童生徒の基礎学力の向上
【寄与度=20%】

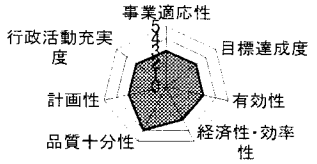

3 特色ある教育の推進
【寄与度=5%】

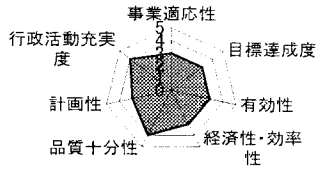

4 障害児支援教育の推進
【寄与度=10%】

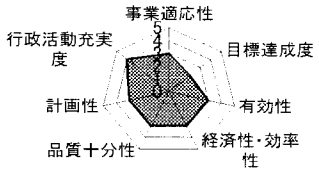

5 健やかな心身を育む教育の推進
【寄与度=25%】

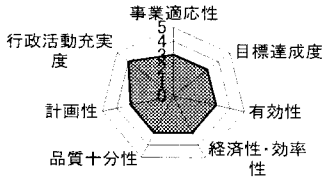

6 私学教育の振興
【寄与度=5%】

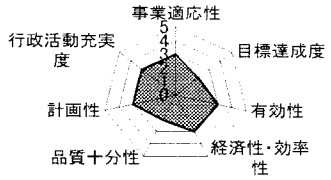

7 教職員の資質の向上
【寄与度=15%】

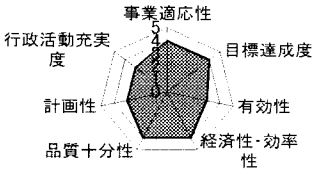

8 学校施設等教育環境の整備
【寄与度=10%】

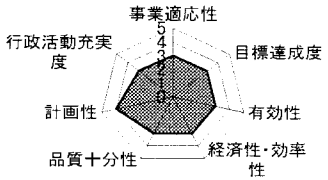

3 施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○児童生徒や保護者、地域住民から信頼される活力ある学校づくりを推進するため、平成16年度から、全ての県立学校と小中学校のモデル校(63校)で「学校経営品質」に取り組んでいる。 ○少子化の進行により、県内中学校卒業者数は、平成16年3月に20,324人であったものが、23年3月には約17,800人となり、16年3月に比べて、約2,500人の減少が見込まれている。 県においては「県立高等学校再編活性化基本計画」及び第一次実施計画(14～16年度)、第二次実施計画(17～19年度)を策定し、全日制高等学校の適正規模化などを進めている。 (大規模校の適正規模化) 【1学年9学級以上の学校】 14校(14年度)→12校(15年度)→12校(16年度)→8校(17年度) (小規模校の進捗状況) 平成15年4月　尾鷲工業･･･尾鷲に統合 平成16年4月　南勢、南島、度会･･･南伊勢として統合 平成17年4月　長島･･･尾鷲の分校化 ○平成14年度から完全学校週5日制の実施とともに、基礎基本の学習内容を確実に身につけ、自ら学び考える「生きる力」を育むことを主眼とする新学習指導要領が実施されている。 16年度に公表された国際的な学習到達度調査によると、日本の児童生徒の学力は、全体として国際的に見て上位にあるが、読解力などが低下傾向にあり、学ぶ意欲や学習習慣、生活面でも課題があることが明らかになっている。 ○本県においては、平成15年度に、市町村が学力調査を実施する際の調査費用を補助する「学力フォローアップ推進事業」を創設し、15年度は8市町村が、16年度は16市町村が実施している。 ・学力フォローアップ推進事業の実施状況(公立小中学校) <table><tr><td colspan="2"></td><td>H.15</td><td>H.16</td></tr><tr><td colspan="2">実施市町村数</td><td>8</td><td>16</td></tr><tr><td rowspan="2">実施学校率</td><td>小学校</td><td>25.9%</td><td>38.1%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>28.7%</td><td>42.2%</td></tr></table>	○学校経営品質は、学習者等顧客の立場を意識して学校自らが継続的な改善活動を行うことにより、信頼される学校経営を行う先進的な取組である。 ○県立高等学校の再編と活性化の必要性を認識して、中長期的な視点からの計画が策定されている。 小規模校については、関係地域ごとに協議会を設置し、保護者や小中学校長などの地元関係者とも意見交換を重ねながら、再編活性化の検討に努めている。 ○児童・生徒の学力向上のため、引き続き、多くの小中学校において、児童生徒の学力の状況を把握し、その分析に基づく指導方法の工夫改善がなされるよう市町村教育委員会と連携し取り組むことが必要である。	

○平成15年度に小学校1年生における30人学級（下限25人）を実施し、16年度に小学校1・2年生へ拡大、17年度からは、学習環境や生活環境が変化し、不登校や暴力行為が急増する現象がある中学校1年生において35人学級（下限25人）を実施している。
　なお、16年度からは、指導方法の工夫改善（習熟度別、ティーム・ティーチング等による指導）のための加配定数を、少人数学級を編制した場合の増員に活用することが可能となり、本県においても、この加配定数を活用している。

○平成16年度、30人学級を実施している小学校1・2年生の担任や校長、保護者を対象にそれぞれアンケートを行い、きめ細かい指導や児童の学習への集中などの効果があったという結果が出ている。
　なお、17年度から実施している中学1年生の少人数学級の成果の検証にあたっては、不登校や暴力行為の発生件数が減少したかの客観的な分析や、教職員の効果的な配置のうえで指導方法の工夫改善（習熟度別、ティーム・ティーチング等による指導）よりも、少人数学級編制の方がより有効であるかの検証を行う必要がある。

○暴力行為やいじめの発生件数は年々減少してきている。
　暴力行為やいじめなどの問題行動に対応するため、リーダー教員養成研修会を平成14年度以来実施し、校内における生徒指導体制の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって活動する事業や警察との連携強化などの対策を講じてきている。

・いじめ、暴力行為の発生件数（公立小・中・高等学校計）（単位：件）

	H.13	H.14	H.15	H.16
いじめ	517	437	390	304
（全国順位）	（8位）	（12位）	（13位）	（21位）
暴力行為	2,423	1,386	1,081	943
（全国順位）	（1位）	（3位）	（6位）	（7位）

※全国順位はともに、1,000人当たりの発生件数のワースト順位

○様々な取組により年々減少してきているが、依然として多くのいじめ、暴力行為が発生していることから、悪質で繰り返される問題行動への対応など、生徒指導の一層の充実に努める必要がある。

○不登校児童生徒数は、平成14年度に前年度より減少したものの、その後微増傾向にあり、16年度は1,893人になっている。
　不登校児童生徒への対応として、スクールカウンセラーの配置を進めてきているとともに、16年度から教育支援センターの指導員等が訪問指導を行う経費に対して補助する事業を新設するなど、児童生徒等の相談対応や学校復帰への支援を行っている。

・不登校児童生徒の状況（公立小中学校）　（単位：人）

	H.13	H.14	H.15	H.16
不登校児童生徒数	1,990	1,839	1,891	1,893

○相談体制の充実を引き続き図り、教育支援センターに通うことができない不登校児童生徒を支援するため、訪問指導の拡充やフリースクール等民間施設との連携強化に取り組む必要がある。

○暴力行為やいじめ、不登校などに適切に対応するため、中学校を中心に、臨床心理に関する専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラーの配置を進め、児童生徒の心の相談にあたっている。

・スクールカウンセラーの配置状況（公立小中学校）

	H.14	H.15	H.16	H.17
配置校数	59校	66校	92校	120校
人数	35人	37人	52人	70人

○平成17年度のスクールカウンセラーの配置にあたっては、公募制を導入し、有資格者が少ない中で配置校を増やすよう努められている。

○平成16年度高校卒業者の就職率は96.2％であるが、就職後1年以内の離職率は24.5％、3年以内の離職率は46.6％と高い率となっている。

・県内高校（県立・私立）の新規卒業生の就職率（％）

	H.13	H.14	H.15	H.16
三重県	92.7	92.0	95.8	96.2
（全国順位）	（9位）	（10位）	（2位）	（6位）
全国	86.3	86.7	89.0	91.2

・新規高校（県立・私立）卒業就職者の離職率
（1年以内に離職した者の割合）
24.5％（全国平均25.0％）平成15年3月卒
（3年以内に離職した者の割合）
46.6％（全国平均48.8％）平成13年3月卒

○平成15年度から、児童生徒の勤労観・職業観を育成し、高校生の就業を支援するため、キャリア教育（※1）総合推進事業を実施している。

・平成16年度事業内容
高校生キャリアアップセミナーの開催　40校（5,500人参加）
キャリアアドバイザー(10人）の配置（進路相談と企業訪問）
小学校からの体系的な勤労観・職業観を育む学習プログラム構築
キャリア教育を推進するための教員養成
卒業生の就職先への教員による訪問（2,599件）

○幅広く優れた人材を確保するため、平成13年4月から校長への民間人の登用が可能となり、三重県では15年4月から3名、17年4月から1名の民間人校長を採用している。

・15年4月から　高等学校2名（白子、宇治山田商業）
小学校1名（津市立南が丘小）
・17年4月から　中学校1名（津市立一身田中）
・全国の登用状況（16年4月1日現在）　27都道府県6市79名

○教職員の評価については、平成15年11月から三重県教職員評価制度検討委員会で新たな教職員評価制度について検討がなされ、17年3月、目標管理を通じた能力開発型の評価制度の導入が提言されたことを受けて、県教育委員会では17年度から県立学校の管理職を対象に試行を行っている。

○社会人としての心構えや企業が求める実践的な職業能力等を身につけられるよう、児童生徒の発達段階に応じた計画的・体系的な学習プログラムの構築や、小・中・高等学校の教員を対象にしたキャリア教育を推進するための研修を実施するなど、児童生徒の勤労観・職業観を育成するための取組を平成15年度から始めている。
　また、卒業生の就職先を教員が訪問し、卒業生の状況や現場の様子を把握するとともに、就職希望者への情報提供と助言・指導を行い、高校生の就業を支援している。
　今後、これらの取組の効果を検証しながら、関係部局と連携し、事業者、地域の協力を得て、進路指導の充実や児童生徒の勤労観・職業観の育成に努める必要がある。

○校長への登用にあたっては、公募により優秀な人材の確保に努めている（平成15年採用の公募小学校長は全国初、17年採用の公募中学校長は東海3県初）。

○今後、管理職への試行を通じて課題や問題点を把握し、教職員の能力開発と人材育成を図るための、公正で納得性の高い評価制度を構築する必要がある。

4

○平成15年3月、文部科学省関係の調査研究協力者会議により、「今後の特別支援教育の在り方について」の最終報告がなされ、従来の障害の程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が提言された。

○本県においては、平成15年度からモデル地域を指定(17年度は6市2町に拡大)し、小・中学校において、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の策定及びそれに基づく指導を行い、巡回指導員や専門家チームによる助言・相談など支援体制の実践的研究を実施している。
　また、16年11月、委員会を設置し、三重県における特別支援教育に関する今後の基本的な視点及び方向性の検討を進めている。
　さらに、特別支援教育コーディネータを養成するため、小・中学校、盲・聾・養護学校教員288人を対象に10回連続講座を開催し、特別支援教育へ移行するための体制整備も進めつつある。

○今世紀前半に発生が懸念されている東海及び東南海地震等に備え、学校施設の耐震化整備を進めている。

・学校施設の耐震化状況

(県立・小中は平成17年4月1日現在、幼稚園・私立は16年12月1日現在)

	S56以前建築の棟数	耐震診断未実施の棟数	耐震診断実施率	補強工事実施率	耐震建物率
県立学校	447	106	76.3%	74.4%	76.5%
(全国平均)	—	—	(60.2%)	—	(55.9%)
公立小中学校	1,207	214	82.3%	54.5%	73.4%
(全国平均)	—	—	(56.3%)	—	(51.8%)
公立幼稚園	110	67	39.1%	42.3%	57.3%
(全国平均)	—	—	(23.0%)	—	(45.5%)
私立学校	124	77	37.9%	14.6%	54.8%
(全国平均)	—	—	(27.5%)	—	(56.4%)

＊「補強工事実施率」:補強を要すると診断されたもののうち改修済の建物の割合

＊「耐震建物率」:耐震性が確認されている建物の割合

○三重県における特別支援教育に関する今後のあり方等の検討を進めるとともに、体制整備や実践的研究を行い、特別支援教育への円滑な移行ができるよう努めている。

○学校施設の耐震建物率は、平成17年4月1日現在、県立学校76.5%、公立小中学校73.4%と、全国平均を上回っており、公立小中学校の建物耐震率は神奈川県(80.6%)、静岡県(77.5%)に次いで全国3位となっており評価できる。
　ただし、耐震診断未実施の棟数が、県立学校で106棟、公立小中学校で214棟あるとともに、補強工事実施率が県立学校で74.4%、公立小中学校で54.5%であることから、県立学校については、早急に耐震診断を実施し計画的に補強工事をするとともに、公立小中学校及び幼稚園の耐震化を促進されたい。
　また、私立学校の16年12年1日現在の耐震建物率は54.8%で、耐震診断未実施の棟数が77棟あるので、耐震化の促進を図られたい。

	○学校における不審者等に対する安全対策については、平成14年12月、文部科学省が各学校に共通する留意事項を示した「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成しているが、学校や地域の状況を踏まえた「学校独自の危機管理マニュアル」が必要であるとともに、マニュアルの実効性を高めるために、多角的な観点から不断に検証し、改善を図っていくことが必要であるとされている。 ・学校の安全管理の取組状況（平成16年度 公立小中学校） 小学校：学校独自の危機管理マニュアルの作成 90.7%、教職員の防犯訓練等 89.5%、児童生徒の防犯訓練等 75.2% 中学校：学校独自の危機管理マニュアルの作成 80.9%、教職員の防犯訓練等 75.7%、児童生徒の防犯訓練等 44.5%	○学校における不審者等に対する安全対策について、学校独自の危機管理マニュアルが作成されていない学校や、防犯訓練等が実施されていない学校があるので、学校独自の危機管理マニュアルがすべての学校で作成され、防犯訓練等により、マニュアルの有効性を検証し、随時改善が図られるように取り組む必要がある。	
2 目標達成度	○施策の目標指標は、小学校5年生、中学校2年生及び高等学校2年生に対する意識調査に基づき、「学校生活が充実していると感じている児童・生徒の割合」としている。 ○平成16年度目標74%に対し、実績75.1%（前年度73.0%）と目標を上回った。 ・校種別の内訳（平成16年度実績） 小学生 85.0%、中学生 74.6%、高校生 65.0% ○施策を構成する基本事業の数値目標8項目のうち、7項目で目標を達成している。 目標を達成していない基本事業の指標は次のとおりである。 ・障害児教育を受けている生徒の進学及び就労の割合 （目標28%、実績23%）	○目標指標は、学校における学習者である児童・生徒の満足度を表しており、目標の達成度を包括的に示していると認められる。 ○目標に達していない基本事業について、事業の結果や内容を検証し、必要な見直しを検討する必要がある。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「教育改革の推進」が10%、「児童生徒の基礎学力の向上」が20%、「特色ある教育の推進」が5%、「障害児支援教育の推進」が10%、「健やかな心身を育む教育の推進」が25%、「私学教育の振興」が5%、「教職員の資質の向上」が15%、「学校施設等教育環境の整備」が10%としている。	○基本事業は、教育内容、教育基盤及び特別な教育ニーズへの対応など、学校教育にかかわる施策全般を体系的に展開しており、施策の目標指標である児童生徒の満足度が向上していることから、総体的に事業展開の効果があがっていると認められる。	3

4 経済性・効率性	○公立学校の児童生徒一人当たりの教育費（消費的経費）は次のとおりである。　（出典：平成15年度地方教育費調査） 小学校779千円（全国平均765千円） 中学校781千円（全国平均837千円） 高等学校（全日制）907千円（全国平均928千円） ○教育に関する主な統計指標は次のとおりである。 （出典：社会生活統計指標－都道府県の指標－ 2005） ・対象年齢人口10万人当たりの学校数（平成15年度） 小学校414.7校（全国平均328.5校）、中学校347.1校（同299.6校）、高等学校132.3校（同134.4校） ・児童生徒1人当たり学校校地面積（平成15年度） 小学校60.6㎡（全国平均53.4㎡）、中学校80.4㎡（同74.2㎡）、高等学校82.0㎡（同99.1㎡） ・教員1人当たりの児童生徒数（平成15年度） 小学校15.4人（全国平均17.5人）、中学校14.2人（同14.9人）、高等学校14.1人（同14.7人） ○私立学校経常費助成の児童生徒一人当たり単価は次のとおりである。　（出典：生活部資料を基に算出） 小学校276千円（全国平均269千円） 中学校278千円（全国平均283千円） 高等学校313千円（全国平均316千円）	○児童生徒一人当たりの教育費は、概ね全国平均と同水準となっている。一方、教育に関する主な統計指標から、三重県の学校教育サービス水準は、概ね全国平均をやや上回る水準にあると認められることから、全体としては、効率的な執行が行われていると認められる。	3.2
5 品質十分性	○一般県民から公募により教育モニター「100人委員会」を委嘱して、アンケート調査（3回実施）や提言カード、地域懇談会（県内3か所）の開催などにより、県民の意向等の把握を行い、寄せられた意見については、関係室で活用方法を検討し、ホームページ上で公開している。 ・教育モニター「100人委員会」の意見 （平成16年3月～17年2月） 今後の施策に反映させる意見　6 施策の参考とする意見　184 既に施策の中で実施している意見　62 施策への反映が困難な意見　13	○100人委員会は県民の意向をタイムリーに把握する手段として有効である。 また、地域懇談会を開催しモニターの意見を直接聞く機会をつくるなど、意見をよりいただきやすい環境づくりに努めている。 ただし、施策の参考とする意見は多いものの、今後の施策に反映させる意見が少ない状況にあるので、課題を設定して意見を聞くなど、意見を施策へ反映させるためのより効果的な方法について検討する必要がある。	

○開かれた学校運営を推進することを目的に、平成13年度に全県立学校に学校評議員を設置し、小中学校においても設置が進んでいる。
　県教育委員会では、16年9月、学校評議員の設置状況に関する国の調査に合せて、学校評議員の積極的な活用状況、活用が図りにくい課題と解決に向けての考えや方策等を調査項目に独自で加え、調査結果を県立学校及び市町村教育委員会へ情報提供している。

○本県独自で学校評議員の積極的な活用状況、活用が図りにくい課題と解決に向けての考えや方策等を調査し、学校評議員制度の一層の活用に向け取り組んでいる。
　調査結果によると、評議員の適材の確保や意見の活用などに課題を感じている学校が多いので、引き続き、優れた取組事例や課題解決に向けての各学校の考えや方策等についての積極的な情報提供を行い、学校評議員の設置と活用が一層進むよう取り組む必要がある。

○不登校児童生徒のうち、約35％が専門的な相談・指導を受けていない状況である。
　県においては、平成16年度から市町村の教育支援センターの指導員等が訪問指導を行う経費に対して補助する事業を新設している。

・不登校児童生徒の状況（公立小中学校）　（単位：人）

	H.13	H.14	H.15	H.16
不登校児童生徒数	1,990	1,839	1,891	1,893
うち専門的指導等を受けていない数	798	748	712	656
割合（％）	40.1	40.7	37.7	34.7

○専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒は減少してきているものの、依然として約35％が専門的な相談・指導を受けていないので、児童生徒の状況を的確に把握し、必要な相談・指導が行われるようにする必要がある。

○日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導・支援について、国際化対応の教員の加配や教育事務所に配置した巡回相談員による学校訪問等を実施している。
　また、不就学者の実態把握や就学に向けた適応指導などのため県内6市町が開設した「ことばの教室」に外国人児童生徒専門員を派遣している。
　さらに、児童生徒や保護者を対象とした進路指導や就学率を高めるためのガイダンス資料を作成している。

○日本語指導が必要な外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、言葉の問題や文化の違いから授業や生徒指導の問題などが生じているので、市町村と連携して外国人児童生徒の学習環境の充実を図る必要がある。

○盲・聾・養護学校の教員は、小・中学校等の教員免許に加えて、盲・聾・養護学校の学校種ごとの特殊教育教諭免許が必要であるが、教育職員免許法附則で、当分の間、特殊教育教諭免許がなくても盲・聾・養護学校の教員となることができる特例が設けられている。

・公立盲・聾・養護学校における在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率

	平成16年5月1日現在		平成15年5月1日現在	
	三重県	全国平均	三重県	全国平均
盲学校	19.4%	22.6%	13.8%	20.7%
聾学校	6.9%	34.3%	7.0%	33.2%
養護学校	49.9%	59.0%	45.1%	55.9%
計	44.6%	55.1%	40.2%	52.1%

○三重県の盲・聾・養護学校における在籍校種の特殊教育教諭免許状の保有率は44.6％に止まっているので、保有率向上の取組を一層進める必要がある。

3.4

	○指導力不足の教員については、平成15年度から総合教育センターにおいて研修(指導力向上支援研修)を実施している。 ・指導力向上研修の実績　(単位:人) H.15: 受講者 10、うち職場復帰 1 H.16: 受講者 13、うち職場復帰 7	○平成15年度は指導力向上支援研修を受講した10名のうち職場復帰を果たした教員は1名であったが、16年度は、13名のうち7名が職場復帰を果たしている。職場復帰を果たした教員については、復帰後も順調に職務を果たしているということであり、研修の成果が認められる。	
	○教職員研修については、教職員が学校を離れて研修を受けに来ることが難しい状況の中、講座実施日の夏休みなど長期休業中への集中やITを活用した研修、地域分散型研修、学校内研修への支援など、研修機会を確保するための様々な取り組みが実施されている。 また、ITを活用して、インターネット上で、優れた取り組み事例や学習教材、教育情報の提供を行い、情報共有化を図っている。 講座実施日の長期休業中への集中割合　65.5% 地域分散型研修　85講座　3,721人受講 ITを活用しての研修　9,949人受講　(以上、平成16年度実績)	○教職員が学校を離れて研修を受けに来ることが難しい状況を解決するための様々な取り組みの結果、平成16年度の教職員一人当たりの研修参加回数は2.10回に達し、研修機会の確保のための取り組みの成果が認められる。 研修会への教職員一人当たりの参加回数(回) 平成14年度　1.16　平成15年度　1.28　平成16年度 2.10 平成16年度　愛知県　0.64　岐阜県　0.36 (共に総合教育センターの聞き取りによる)	
	○学校経営品質を推進するリーダー、推進者及び一般教職員への集合研修と学校を訪問しての出前研修を実施している。 ・集合研修における一般教職員の理解度 県立学校 51%、小中学校 45% (参加者アンケートによる4段階評価の上位2位までの理解率)	○学校経営品質が定着するためには、教職員一人ひとりが導入の趣旨を十分理解して取り組むことが重要であるので、制度の理解に一層努めるとともに、今後、成果と課題を検証し、効果的な運用を図ることにより、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを推進する必要がある。	
6 計画性	○1999年3月、2010年度を目標とした「三重県教育振興ビジョン」及び「第1次推進計画」(1999～2001年度)を策定し、2002年3月には「第2次推進計画」(2002～2004年度)を、2005年3月には「第3次推進計画」(2005～2006年度)を策定している。 「第3次推進計画」は、「県民しあわせプラン」の中期実施計画として策定された「戦略計画」との整合性を図りながら進行管理を行うために、計画期間を同じ平成18年度(2006年度)までとしている。 ○教育振興ビジョン第2次推進計画(2002～2004年度)の数値目標48項目のうち、28項目で目標を達成したが、達成しなかった項目が20項目あった。	○推進計画では、定量的な数値目標を設けて進行管理を行っている。 また、教育に関する施策は、県教育委員会、市町村教育委員会、家庭、地域等がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むことが重要であることから、「第3次推進計画」ではどこが主体となって取り組み、連携・協働した取り組みが期待されるのはどこかを、関係団体との協議を重ねたうえで、取組内容ごとに分類・整理する工夫がなされている。 ○第3次推進計画(2005～2006年度)では、進行管理の仕組みを見直し、目標達成に向けた取り組みを強化する必要がある。	3.2

7 行政活動充実度	○小中学校の設置者である市町村教育委員会と連携を図るため市町村教育長会議を開催しているほか、市町村教育長と県教育長とのフリートーク事業、市町村立小中学校への訪問事業などを実施し、教育改革の考え方、学校現場の状況、課題について意見交換を行うなど、交流及び連携強化を進めている。 ・市町村教委と県教委とのフリートーク及び小中学校訪問 H.15 / H.16 市町村教育長と県教育長とのフリートーク　9回　9回 小中学校への県教育委員等の訪問　7校　7校	○市町村教育長とのフリートークや学校訪問での意見交換は、市町村教育委員会や小中学校における教育課題を共有し、共通認識に基づいた教育行政を展開するための取組として評価できる。	3.4
	○市町村合併の進展や地方分権の流れの中で市町村において主体的に地域の実状に応じた教育行政を展開していくことが期待されるようになってきたことから、県教育委員会と市町村教育委員会との役割分担を整理し、これまで教育事務所が行ってきた業務の本庁への一元化に向けて、市町村教育委員会と県教育委員会で構成する調整会議で調整している。	○教育事務所は、これまで市町村教育委員会と連携し、情報共有と支援の役割を果たしてきている。教育事務所業務の本庁への一元化に当たっては、本庁の業務体制を整備するとともに、市町村教育委員会をはじめ関係機関との調整を十分行い、円滑な移行ができるよう進める必要がある。	
	○比較的短期の職業体験により、学校の学習と職業の関係の理解を促進し学習意欲を喚起することなどを目的とする、いわゆる「インターンシップ」に加えて、「日本版デュアルシステム(※2)」を専門高校に導入するに当たっては、実習希望生徒と受入企業での実習内容とのコーディネートが適切になされることが重要であるとされている。		
	○桑名工業高校では、商工会議所の全面的な協力を得、そのコーディネートにより、地元企業へのインターンシップを実施している。 さらに、桑名地域(桑名工業高校)は、モデル地域として平成16年度から18年度までの文部科学省指定(全国で15地域)を受け、「日本版デュアルシステム」の調査研究を進めている。	○桑名工業高校の取組は、専門高校における「日本版デュアルシステム」に発展する可能性をもっている先進事例として全国的にも取り上げられており評価できる。 今後、文部科学省指定の調査研究の成果を県内の専門高校に還元していくことが必要である。	
	○特殊教育から特別支援教育への転換が見込まれる中、平成15年度からモデル地域(17年度は6市2町)を指定し、小・中学校において、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の作成を行っている。 また、広域特別支援連携協議会を福祉・医療機関等との連携のもとに設置し、医師や臨床心理士、学識経験者などにより構成する専門家チームによる助言・相談を行っている。	○市町村や福祉、医療等の関係機関との連携のもとに支援体制の実践的研究を実施し、特別支援教育への円滑な移行ができるよう努めている。	

	○平成15年3月、児童生徒の問題行動等に対応するため、教育委員会と警察本部が協力体制の強化を図る「申し合わせ書」を交わし、16年2月には、学校と警察が連携して対応することが必要な事案や情報を相互に連絡する「学校警察連絡制度」の協定を結んでいる。 16年度、学校警察連絡協議会を51か所で設置し、児童生徒の安全確保と非行防止に関する情報交換を行っている。		
	○平成17年1月に開催の県不登校フォーラム（220人参加）で、不登校の子どもを持つ保護者や関係者への広報活動や当日の運営について、津市内のフリースクール（NPO法人）と協働し、不登校の経験者による講演等を行っている。 また、16年度から、市町村教育委員会とフリースクールが連携して実施する事業に対し2分の1の補助を行う制度を新設し、連携を推進している。	○教育支援センターに通うことができない不登校児童生徒を支援するため、今後、フリースクール等民間施設との連携に取り組むことが重要になってくる中で、県においては、フリースクールとの連携を進めるための取組を始めている。	
	○すべての小中学校の安全教育担当者を対象に、平成16年度から各教育事務所ごとに実施している不審者侵入を想定した防犯教室実技研修会で、警察署や消防署の視点からの講習や実技指導を受けている。	○不審者侵入を想定した防犯訓練や護身術、学校施設の防犯診断、応急処置の仕方などの研修に当たって、警察署や消防署との協働が図られている。	

※1 キャリア教育

児童生徒一人ひとりの望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

※2 日本版デュアルシステム

実際的・実践的な職業知識や技術・技能を習得するとともに、職業観・勤労観をより一層深めることなどを目的とする長期の企業実習。

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定　B	評点合計23.2	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 教育改革・開かれた学校づくりの推進 学校における教育改革への取組は、学校現場に浸透しつつあるので、引き続き一人ひとりの教職員が使命感と情熱をもって教育活動にあたることができるよう、持続的な取組を行われたい。 なお、学校における教育活動については、積極的な情報の提供を図るとともに、学校評議員等への地域住民の参画を進めるなど、学校教育に対する理解と関心の向上に努められたい。	平成16年9月、国の調査に合せて、学校評議員の積極的な活用状況、活用が図りにくい課題と解決に向けての考えや方策等を調査項目に独自で加え、その結果を市町村教育委員会及び県立学校に提供し、学校評議員制度の一層の活用が進むよう取り組んでいる。 全県立学校及び小中学校のモデル校に「学校経営品質」を導入し、継続的な改善活動を行うことにより、信頼される学校経営の仕組みを学校自らが創りあげていく取組を実施している。			改善に着手
	2 学力向上に向けた取組 児童生徒の学力低下が懸念されているので、現状の学力水準を適切に把握するとともに、学力の評価にあたっては、多面的、実証的な改善に取り組まれたい。	市町村が学力調査を実施する際の調査費用を補助する「学力フォローアップ推進事業」を平成15年度に創設し、平成15年度は8市町村が、平成16年度は16市町村が実施している。 また、基礎学力向上研究事業の実践的な研究成果を研修会で紹介し、指導方法の改善が進むよう取り組んでいる。			改善に着手
	3 不登校児童生徒等への対応 いじめや不登校など問題行動の発生については、一定の改善が見受けられるものの、依然として憂慮すべき水準にあることから、対策を充実されたい。 また、教育支援センターにも通うことができず家に引きこもる児童生徒が多数あることから、教育支援センターの機能の拡充やフリースクールとの連携を図るなど、支援体制を強化されたい。	スクールカウンセラーを増員し、教育支援センターの指導員による訪問指導の経費への補助事業を新設するとともに、教育支援センターや学校から総合教育センターに寄せられる困難ケースに的確に対応するため、臨床心理士を平成16年度2名配置し、平成17年度からは4名に増員している。 また、フリースクールとの協働による県不登校フォーラムの開催や、市町村教育委員会とフリースクールが連携して実施する事業に対する補助制度の新設などの取組を始めている。			改善に着手
	4 高校生の就業支援 新規高等学校卒業者に対する求人倍率が、平成15年3月末で1.05倍と年々低下しており、また、高等学校卒業後、就職して3年後の離職率が4割を超えるなど、若年者の就業をめぐる状況が悪化しているので、高校生に対する求人企業等の開拓に努めるとともに、早い段階からの生徒への意識啓発や就業体験等を実施することにより、働くことに対する望ましい職業観や勤労観を育成させる取組を強化されたい。	平成15年度にキャリア教育総合推進事業を創設し、児童生徒の発達段階に応じた学習プログラムの構築や、小・中・高等学校の教員を対象にしたキャリア教育推進のための研修など、勤労観・職業観を育成するための取組を行うとともに、キャリアアドバイザーによる進路相談や、卒業生の就職先を教員が訪問し、卒業生や現場の状況を把握して、就職希望者への助言・指導を行うなど、高校生の就業支援を強化している。 また、桑名工業高校は、商工会議所の全面的な協力を得、そのコーディネートにより、地元企業へのインターンシップを実施している先進事例として全国的にも取り上げられ、平成16年度から18年度までの文部科学省指定を受け、「日本版デュアルシステム」の調査研究を進めている。 今後、これらの取組の離職率の低減への効果を検証しながら、事業を展開していくことが必要である。			改善に着手

5 学校の安全・安心対策 平成15年4月現在、公立小中学校の耐震建物率が62.5%であることから、市町村が早期に耐震化対策に取り組むことができるよう支援されたい。 また、学校における不審者等の侵入に対する安全対策については、避難訓練の実施率が3割程度(小学校30%、中学校24%)となっているので、地域や警察等との連携のもと、積極的な実施を働きかけられたい。	耐震改修にかかる国庫補助事業の活用を引き続き市町村に助言し、平成17年4月現在、公立小中学校の耐震建物率は73.4%となっている。 また、平成16年度から各教育事務所ごとに防犯教育実技研修会を開催し、不審者侵入を想定した避難訓練や護身術、学校施設の防犯診断、応急処置の仕方などを警察署や消防署と協働し実施している。 平成16年度における児童生徒の防犯訓練等の実施率は、小学校75.2%、中学校44.5%となっている。	改善に着手
6 教職員の資質向上への取組 総合教育センターへの研修機能の一元化や指導力不足教員を支援する仕組みの整備が行われているが、ITを活用した研修や学校現場における研修など、個々の教職員の能力や職場環境等に応じた効果的・効率的な研修を整備するなど、やる気と能力を引き出すための支援策を充実されたい。	平成15年度から総合教育センターにおいて指導力不足の教員に対する研修を実施し、15年度は受講した10名のうち職場復帰を果たした教員は1名であったが、16年度は、13名のうち7名が職場復帰を果たしている。 また、講座実施日の長期休業中への集中やITを活用しての研修、地域分散型研修、学校内研修への支援など、研修機会を確保するための様々な取り組みを実施し、平成16年度の教職員一人あたりの研修参加回数が2.10回(前年度1.28回)に達するなど、研修機会の確保のための取り組みの成果が認められる。	改善に着手

その他の改善状況

【少人数学級の実施】
平成15年度に小学校1年生における30人学級を実施し、16年度に小学校1・2年生へ拡大、17年度からは、学習環境や生活環境が変化し、不登校や暴力行為が急増する現象がある中学校1年生において35人学級を実施している。(事業適応性)

【特別支援教育への転換に向けての取組】
特殊教育から特別支援教育への転換が見込まれる中、平成15年度からモデル地域を指定し、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の策定及びそれに基づく指導を行い、巡回指導員や専門家チームによる助言・相談など支援体制の実践的研究を実施するとともに、16年11月、委員会を設置し、三重県における特別支援教育に関する今後の基本的な視点及び方向性の検討を進めている。
また、特別支援教育コーディネータを養成するため、小・中学校、盲・聾・養護学校教員288人を対象に10回連続講座を開催し、特別支援教育へ移行するための体制整備も進めつつある。(事業適応性)

【教職員の評価制度導入に向けての取組】
平成15年11月から三重県教職員評価制度検討委員会で新たな教職員評価制度について検討がなされ、17年3月、目標管理を通じた能力開発型の評価制度の導入が提言されたことを受けて、県教育委員会では17年度から県立学校の管理職を対象に試行を行っている。(品質十分性)

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	元気 1　若年者雇用支援プログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	214 ～215頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
高等学校、大学等の新卒者や既卒者など、若年者の円滑な就職を支援します。	キャリア教育総合推進事業	高校生の新規卒業者の就職率	92.8%	96.2%
	※その他当施策外の事業6事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標を達成している。 ○事業の目的は、生徒が社会人としての心構えや企業が求める実践的な職業能力等を身につけられるキャリア教育を進めるとともに、進路指導担当教員の指導力の向上を図るものである。 高校生キャリアアップセミナーの開催　40校(5,500人参加) キャリアカウンセリング研修の実施(基礎編98人、専門編27人) 卒業生の就職先への教員による訪問(2,599件)	○児童生徒の発達段階に応じた学習プログラムの構築や、小・中・高等学校の教員を対象にしたキャリア教育推進のための研修など、勤労観・職業観を育成するための取組を行うとともに、キャリアアドバイザーによる進路相談や、卒業生の就職先を教員が訪問し、卒業生や現場の状況を把握して、就職希望者への助言・指導を行うなど、高校生の就業支援を強化し、目標が達成されている。

重点プログラム

重点プログラム名	元気 3　基礎・基本の学力定着プログラム	主担当部局名	教育委員会	「県政報告書」の頁	218 ～219頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
児童生徒にとって、わかりやすい授業が実施されることにより、学習意欲が高まり、基礎・基本の学力の定着につなげます。	30人学級等少人数教育推進事業	児童生徒の授業の理解度	82%	83%
	信頼される教職員人材育成事業	学校で能力向上に取り組む教職員の割合	60%	64%
	自ら創る学校支援事業	学校経営品質導入学校数	100校	139校

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○すべての関連事業で目標を達成している。 ○30人学級等少人数教育推進事業は、小学校1、2年生に30人学級を導入し、児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導に取り組むものである。 ・1学級30人以下の編制状況(平成16年4月1日現在) 【小学1年生】 実施前　648学級中374学級(57.7%) 実施後　721学級中626学級(86.8%)　73学級増 【小学2年生】 実施前　643学級中371学級(57.7%) 実施後　698学級中583学級(83.5%)　55学級増 ○信頼される教職員人材育成事業は、児童生徒の学習意欲を高め学力を定着させるため、研修により教職員の能力向上に取り組むものである。 ○自ら創る学校支援事業は、児童生徒や保護者、地域住民から信頼される学校づくりを進めるため、全県立学校及び小中学校のモデル校で学校経営品質を導入し、学校自ら継続的な改善に取り組むものである。	○少人数教育の推進による児童生徒へのきめ細かな学習指導のほか、教職員研修の充実や学校経営の面での継続的改善により、児童生徒の学習意欲が高まり、基礎・基本の学力の定着が図られるとの認識のもとで取り組まれ、目標が達成されている。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし７　障害者の地域生活支援プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	246～247頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
住み慣れた地域で暮らしたいと願う障害者が、地域で生活できるようにします。	障害児者地域連携・自立支援事業	盲・聾・養護学校生徒の一般就労達成の割合	93%	81%
	※その他当施策外の事業4事業			

当施策関連事業

関連事業の目標達成度・有効性等

現状

○事業目標を達成していない。
○事業の目的は、障害児者が地域住民とともに自立した地域生活を送るため、関係機関との連携を強化し、地域での就労や地域社会への参加を支援する体制を構築するものである。
○事業は、盲・聾・養護学校が三重障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、生徒の特性に応じた事業所をハローワークの協力を得て把握し、職場実習の拡充に取り組むとともに、一人ひとりのニーズに応じた学習指導や自立支援を行うため、特別支援教育コーディネーターを養成するものである。
・産業現場における実習（延べ参加人数）
平成14年度 131人、15年度 147人、16年度 177人
・特別支援教育コーディネーターの養成
平成16年度　288人

評価

○職場実習等の体験的な職業教育の充実に努めているが、事業目標が達成されていないので、要因を分析し、目標達成に努める必要がある。

・県立盲・聾・養護学校生徒の一般就労達成の状況

	H.14	H.15	H.16
就労希望者数（人）	24	30	32
就労者数（人）	22	28	26
達成率（%）	92%	93%	81%

重点プログラム

重点プログラム名	くらし９　少子化対策のための子育て家庭応援プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	254～255頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
少子化対策の一環として、多機能保育所・放課後児童クラブの設置促進など、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを生み育てられると実感できる環境づくりを進めます。	障害児就学前支援事業	県めばえネットワークへの参加協議会数（累計）	3か所	3か所
	※その他当施策外の事業6事業			

当施策関連事業

関連事業の目標達成度・有効性等

現状

○事業目標を達成している。
○事業は、障害のある乳幼児・児童・生徒及び保護者に対して早期からの一貫した支援を行えるよう、市町村教育委員会、福祉機関、医療機関、盲・聾・養護学校、幼稚園、保育園等の地域の関係機関が連携する地域協議会（めばえネットワーク）の設置を推進するものである。

評価

○3か所（東員町、伊賀市（上野市）、伊賀市（青山町））において地域協議会が設置され、福祉・医療・教育等の関係機関が連携して、27件の相談事例に対応するなど、地域における子育て支援サービスを充実させている。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし 11　子どもたちが安心できる学習プログラム	主担当部局名	教育委員会	「県政報告書」の頁	260～261頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
校内暴力やいじめ、不登校を減らし、子どもたちが安心して学べる学習環境をつくります。	生徒指導対策事業	校内暴力発生件数	1,000件	943件
	心の相談体制整備事業	スクールカウンセラー配置学校数	90校	92校
	不登校対策事業	指導により登校できるようになった児童生徒の割合	34%	28.2%
	※その他当施策外の事業2事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○関連する3事業のうち、2事業で目標を達成しているが、不登校対策事業は目標を達成していない。 ○生徒指導対策事業は、学校、家庭、地域が一体となった活動や生徒指導の中心となる教員を養成するための研修を実施するものである。 ○心の相談体制整備事業は、学校内の教育相談担当者を養成するための研修を実施するとともに、学校へのスクールカウンセラーの配置、総合教育センターへの臨床心理士の配置を行うものである。 ○不登校対策事業は、教育支援センターによる訪問指導を支援するとともに、研修会や連絡協議会の開催により、指導員の資質向上や情報交換を行うものである。	○子どもたちが安心して学べる学習環境をつくるため、各学校の生徒指導の中心となる教員の養成を平成14年度以来実施するとともに、学校・家庭・地域が一体となって活動する事業や警察との連携強化などの対策を講じ、暴力行為やいじめの発生件数は13年度のピーク時に比べ年々減少してきている。 ○不登校児童生徒数は、平成14年度に前年度より減少したものの、その後微増傾向にある。 相談体制の充実を引き続き図り、相談・指導を受けていない児童生徒の状況を的確に把握するとともに、教育支援センターに通うことができない不登校児童生徒を支援するため、訪問指導の拡充やフリースクール等民間施設との連携強化に取り組む必要がある。

・不登校児童生徒の状況(公立小中学校)　(単位:人)

	H.13	H.14	H.15	H.16
不登校児童生徒数	1,990	1,839	1,891	1,893

重点プログラム

重点プログラム名	絆 3　熊野古道の保全と活用による地域活性化プログラム	主担当部局名	地域振興部	「県政報告書」の頁	276～277頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
熊野古道の保全と活用を中心に、地域の活性化につながる集客交流に必要な基盤整備と体制づくりを進めます。	熊野古道中学生等交流事業	中学生交流会・発表会への参加学校数	5校	4校
	※その他当施策外の事業2事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標を達成していない。 ○事業は、子どもたちが、熊野古道の自然や歴史・文化に対する理解を深め、地域文化を継承し、個性豊かな文化を創造していこうとする姿勢を育むため、中学生の交流会を実施するものである。 参加学校数　平成15年度 3校、16年度 4校、17年度 9校	○熊野古道をテーマとした教育活動や体験活動を通して、熊野古道の自然や歴史・文化に対する子どもたちの関心を高めることにより、歴史的・文化的資産を次代へつなげていくことを支援している。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	絆 6　国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	282～283頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
在住外国人が安心して暮らせる地域社会をつくるとともに、県民が国際社会の一員としての意識を高め国際貢献活動に取り組んでいける環境づくりを進めます。	外国人児童生徒教育支援事業	定期的に日本語指導を受けている外国人児童生徒の割合	76%	80%
	※その他当施策外の事業3事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業目標を達成している。 ○事業は、外国人児童生徒が、日本語や文化・生活習慣を身につけるため、日本語指導や教育相談を行う巡回相談員の学校への派遣、適応指導や日本語指導を行う「ことばの教室」への外国人児童生徒専門員の派遣、児童生徒や保護者を対象とした進路指導や就学率を高めるためのガイダンス資料の作成を行うものである。 ・定期的に日本語指導を受けている外国人児童生徒数	○巡回相談員による学校訪問や国際化対応の教員の加配などにより目標を達成している。 日本語指導が必要な外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、言葉の問題や文化の違いから授業や生徒指導の問題などが生じているので、市町村と連携して外国人児童生徒の学習環境の充実を図る必要がある。

日本語指導が必要な児童生徒数(小・中)	788 人
うち定期的に日本語指導を受けている数	632 人
割合	80.2%

（平成 16 年 9 月 1 日現在）

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　33～34 頁
県政報告書　44～45 頁

施策番号	124
施策名	高等教育機関の充実と連携
施策の目的	高等教育機関が知的資源を活用し、多様な人材育成や地域の発展に貢献している

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
生活部	県内大学・大学院で学ぶ社会人の数（人）	目標	420	460	500
		実績	440	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 高等教育機関の充実	生活部	進学者のうち県内大学等への入学者の割合（%）	目標	24.5	25.0	25.0
			実績	24.5	—	—
2 高等教育機関との連携強化	総合企画局	共同研究1テーマあたりの教員数（人）	目標	4.0	—	5.0
			実績	4.0	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

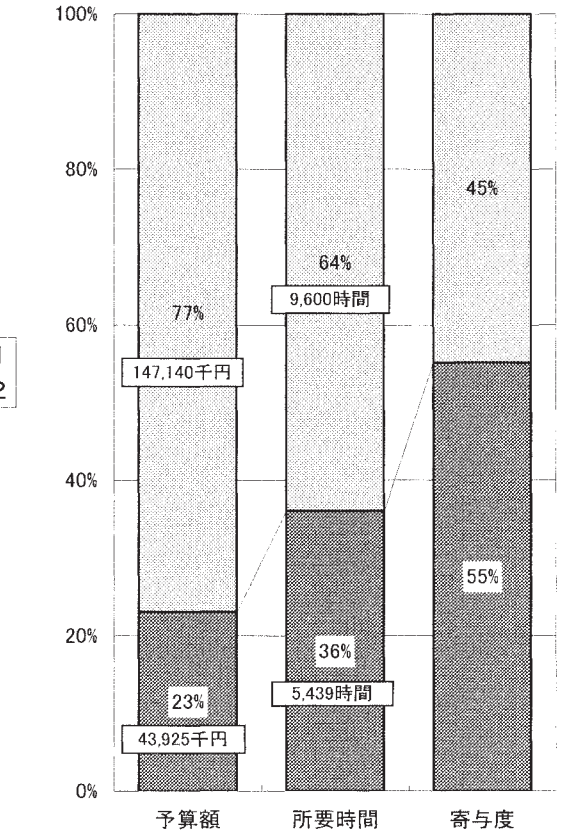

施策計	155,194 千円	13,239 時間

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 高等教育機関の知的資源活用策の計画的な取組の推進

高等教育機関の知的資源活用の方策等について、平成16年3月、「高等教育機関の知的資源活用事業報告書」を作成している。

平成16年度、産業人材育成講座を開設し、大学の資源を就労能力開発へ活用する事業展開につながっているが、今後、報告書にまとめられた高等教育機関の知的資源の活用策がより一層具体化されるよう、計画的に取り組まれたい。

2 高等教育機関との連携強化のための事業展開のあり方の見直し

この施策の基本事業「高等教育機関との連携強化」では、総合企画局が窓口となって共同研究を実施していたが、共同研究をきっかけに人的交流が進むなどの成果は認められるものの、共同研究成果が施策へ直接反映されておらず、今後の方向性を検討するため、平成17年度は休止している。

一方、県の各部局や機関においては個別課題を解決するために、様々な形で高等教育機関と連携しており、高等教育機関においても、民間企業等との共同研究や地域との連携のための取組が進められてきているので、この施策における高等教育機関との連携強化のための事業展開のあり方を見直されたい。

3 高等教育機関の充実のための事業展開のあり方の見直し

少子化が進行する中、県内高校の卒業者数は平成4年3月をピークに減少しており、大学等進学率は上昇しているが、県内大学・短大への入学者数は10年4月をピークに減少傾向にある。

この施策の基本事業「高等教育機関の充実」では、私立大学の学科新設等の際、施設整備補助金を交付する事業を当該年度のみ創設し、高等教育機関の充実を図ってきたが、平成11年度以降、助成の対象となる私立大学の施設整備がなく、独自の事務事業が実施されていないので、高等教育機関を充実させるための事業展開のあり方を見直されたい。

参考指標

○県内高校新卒者の大学・短大進学者数

	平成4年	平成10年	平成17年
高校卒業者数（人）	25,827	20,867	18,330
大学・短大進学者数（人）	9,423	9,711	8,997
大学・短大進学率（%）	36.5	46.5	49.1

○県内高校からの大学・短大入学者数（既卒者を含む）

	平成4年	平成10年	平成17年
大学・短大入学者数（人）	11,264	11,324	10,262
県内大学・短大入学者（人）	2,614	2,611	2,374
県内への入学率（%）	23.2	23.1	23.1

○県内大学・短大への入学者数（県外高校からを含む）

平成4年	平成10年	平成17年
5,231人	5,390人	4,221人

○共同研究件数、県の施策への反映件数（単位：件）

	共同研究件数	反映件数
平成14年度	7	0
平成15年度	4	0
平成16年度	4	0

○県内高等教育機関開催の市民講座への参加者数

平成13年度	平成16年度
2,001人	8,351人

○県内高等教育機関における社会人学生数

平成13年度	平成16年度
277人	440人

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
18.4 /35

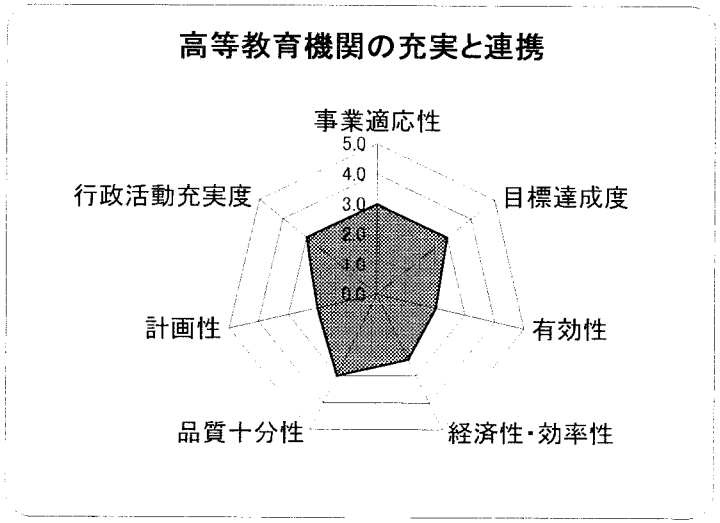

○二つの基本事業で構成されているものの、独自の事務事業が一つあるほかは、再掲事業だけで構成され、施策目的を達成するための事業展開が不十分であり、計画的な取組が必要である。(有効性、計画性)

○共同研究成果が施策へ直接反映されていない。(経済性・効率性)

○基本事業の評点

1 高等教育機関の充実

【寄与度=45%】

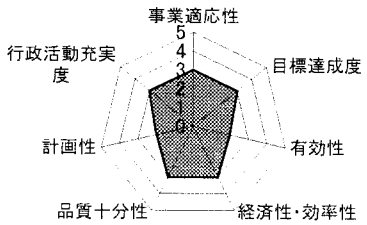

2 高等教育機関との連携強化

【寄与度=55%】

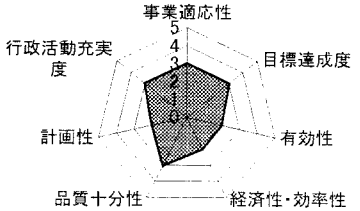

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○県内には、14の高等教育機関(7大学、4短大、3高専)がある。
少子化が進行する中、県内高校の卒業者数は平成4年3月をピークに減少しており、大学等進学率は上昇しているが、県内大学・短大への入学者数は10年4月をピークに減少傾向にある。
また、国立大学の法人化、多世代の学習ニーズへの対応など、高等教育機関をとりまく状況は大きく変化してきている。
・県内高校新卒者の大学等進学者数　(単位:人)
<table><tr><td></td><td>H.4</td><td>H.10</td><td>H.14</td><td>H.17</td></tr><tr><td>高校卒業者数</td><td>25,827</td><td>20,867</td><td>20,091</td><td>18,330</td></tr><tr><td>大学等進学者数</td><td>9,423</td><td>9,711</td><td>9,360</td><td>8,997</td></tr><tr><td>大学等進学率</td><td>36.5%</td><td>46.5%</td><td>46.6%</td><td>49.1%</td></tr></table>出典:学校基本調査報告書(平成17年は速報値)
・県内大学・短大への入学者数　(単位:人)
<table><tr><td>H.4</td><td>H.10</td><td>H.14</td><td>H.17</td></tr><tr><td>5,231</td><td>5,390</td><td>4,278</td><td>4,221</td></tr></table>出典:学校基本調査報告書(平成17年は速報値)

○生活水準が向上し、自由時間も増大する中で、人々が物質面での豊かさに加えて、精神面での豊かさを求める時代となり、県内の大学等高等教育機関においては、生涯学習へのニーズに対応するため、市民講座や出前講座の開催に取り組んでいる。
市民講座　平成13年度　2,001人参加　→　16年度 8,351人参加

○県においては、生涯学習センターが、みえアカデミックセミナーを県内各地で開催している。
参加者数　平成15年度 1,164人　→　16年度 1,663人

○変化の激しい時代を迎えて、社会人が大学等で勉強し直して、専門的な知識・技能を身に付けることが今後一般的になると言われるとともに、地域の大学等が人材育成に取り組むことが期待される中で、県内の大学等においては、社会人の受入に取り組んでいる。
社会人学生数　平成13年度　277人　→　16年度 440人</td><td>○生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携により、従来、7大学による公開セミナーを各地域で開催してきたものを、平成16年度から、県内に14ある全ての高等教育機関による公開セミナーを実現し、県内高等教育機関の有する知的資源を活用した生涯学習の充実を図っている。</td><td>3</td></tr>
</table>

	○県においては、県内大学等との連携により、若年者の円滑な就職に向けた、教育訓練から就職活動までの一貫した支援を行う「産業人材育成事業」を平成16年度から実施し始めている。 ○産業構造をはじめ社会が大量生産型社会から知識・情報社会へと変わっていく中で、高等教育機関の知的資源を、県政や地域の課題解決に活用することが求められている。 ○この施策では、総合企画局が窓口となって県と高等教育機関の共同研究を実施していたが、それぞれの部局においても個別課題を解決するために、様々な形で高等教育機関と連携している。 　また、高等教育機関においては、民間企業等との共同研究や地域との連携のための取組が進められてきている。	○100時間の講義を行う講座を、平成19年3月までに県内の五つの大学を会場にして9回ずつ実施することとしており、職業訓練の面において、大学が有する施設を活用する形で連携が始まっている。 ○県の各部局や機関、県内企業等と高等教育機関の多様な連携が行われているので、この施策における事業展開のあり方を見直す必要がある。 　なお、この施策で実施してきた共同研究は、今後の方向性を検討するため、平成17年度は休止としている。	
2 目標達成度	○施策の目標指標は、高等教育機関が有する知的資源や施設を活用したリカレント学習(※1)の場として、県内の大学・大学院で学ぶ社会人の数である。 ○平成16年度の実績は440人で、目標(420人)を達成している。 ○基本事業の数値目標2項目のいずれも、目標を達成している。	○目標指標は、高等教育機関が知的資源を活用し、多様な人材育成に貢献していることを示すものであり、施策の目的の達成状況を表している。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は、県内において多様な高等教育を受けることができるよう高等教育機関を支援する「高等教育機関の充実」が45%、高等教育機関との連絡会議や共同研究を実施する「高等教育機関との連携強化」が55%としている。 ○私立大学の学科新設等の際には、施設整備補助金を交付する事業を当該年度のみ創設し、高等教育機関の充実を図ってきたが、平成11年度以降、助成の対象となる私立大学の施設整備がなく、「高等教育機関の充実」のための独自の事務事業が実施されていない。	○「高等教育機関の充実」と「高等教育機関との連携強化」という二つの基本事業で構成されている。 　しかし、それぞれの基本事業の中身を見ると、「高等教育機関の充実」の方は再掲事業だけで構成され、独自の事務事業を実施しておらず、「高等教育機関との連携強化」の方も実施している独自の事務事業は一つだけであり、施策目的を達成するための事業の展開が不十分である。 ○少子高齢化社会の中にあっては、施設整備により高等教育機関の充実を図るだけでなく、既存の高等教育機関を活用して、社会人教育や生涯学習を進めるような事業展開を検討する必要がある。	2

4 経済性・効率性	○この事業で実施している共同研究について、その研究成果の県の施策への反映件数は次のとおりである。 ・共同研究件数、県の施策への反映件数 共同研究の件数　県の施策への反映件数 平成14年度　7　0 平成15年度　4　0 平成16年度　4　0 平成17年度　（休止）	○関係部局が事業を推進するための参考資料として共同研究の成果が活用されたり、共同研究をきっかけに人的交流が進むなどの成果は認められるが、共同研究成果が施策へ直接反映されていない。 なお、平成17年度は、今後の方向性を検討するため休止している。	2.4
5 品質十分性	○平成14年度に設置した「高等教育機関の知的資源活用調査懇話会」から、主要研究・教育テーマのデータベース化や県民・自治体・企業等のニーズ把握などが必要との提言を受け、15年度に県民・企業・各種団体・市町村に対するアンケート調査を実施することを通じて、県内の大学等へのニーズを把握している。 アンケート調査の結果、「社会人に仕事のうえで必要な技術や資格取得のための講座を開設すること」が県内の大学の今後の役割として期待され、「高等教育機関が持っている資源に関する情報提供を積極的に行うこと」が行政に期待されている。	○今後、調査で明らかになったニーズを施策に反映させていく必要がある。	3.0
	○平成16年3月、県内の大学等の知的資源活用の優先分野や方策等をまとめた「高等教育機関の知的資源活用事業報告書」を作成している。	○平成16年度、産業人材育成講座を開設し、大学の資源を就労能力開発へ活用する事業展開につながってきている。	
	○平成14年度、県内高等教育機関を対象に調査してまとめた「大学等高等教育機関データブック」を発行したのにつづき、17年度、県内高等教育機関の概要と連携状況の現状を調査している。		
	○高等教育機関に関する県の窓口は、平成14年10月から総合企画局内に「大学等との連携PG」を15年度末までの時限組織として置いていたものを、16年度は政策開発研修センターに移管したが、17年度は政策推進室で所管している。	○高等教育機関の連携強化のための取組体制を明確にし、事業を推進していく必要がある。	

6 計画性	○大学の新設・増設計画が具体化した段階で、その都度、当該私立大学施設整備補助金交付要綱を作成し、補助金を交付していたが、平成11年度以降、助成の対象となる私立大学の施設整備がない。 ○平成16年3月、「高等教育機関の知的資源活用事業報告書」が作成され、県内の大学等の知的資源活用の優先分野や方策等がまとめられている。	○高等教育機関を充実させるための事業が計画的に実施されていないので、事業展開のあり方を見直し、計画的に取り組む必要がある。 ○平成16年度、産業人材育成講座を開設し、大学の資源を就労能力開発へ活用する事業展開につながっているが、今後、報告書にまとめられた高等教育機関の知的資源の活用策が一層具体化されるよう、計画的な取組が必要である。	2.0
7 行政活動充実度	○県内の各高等教育機関の事務局長等と県の関係室長等で構成する「三重県高等教育機関連絡会議」を開催し、高等教育機関との意見交換を行っている。 ○平成15年度、すべての県機関が実施していた高等教育機関との連携状況について調査したのにつづき、17年度、連携状況の現状を把握するために調査を行っている。 ○生涯学習センターにおいて、「みえアカデミックセミナー」事務担当者会議を年2回開催し、県内の各高等教育機関との意見交換を行っている。	○三重県高等教育機関連絡会議を年1～2回開催しているが、本来行うべき連携のあり方の議論が十分なされていないので、会議を活性化させる検討が必要である。 ○県と高等教育機関の連携状況等について調査した結果を今後の事業の見直し等に活用していくことが必要である。 ○みえアカデミックセミナーの受講者に対して実施したアンケートの結果をフィードバックするとともに、課題について協議し、ニーズに合った講座が開催されるよう、各高等教育機関との連携が図られている。	3.0

※1 リカレント学習
社会人をはじめとする学習者が、再び大学などの高等教育機関や高等学校などにおいて学習すること。

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定　C	評点合計18.0	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 高等教育機関の充実と連携強化のための戦略の策定 高等教育機関の知的資源を有効に活用するため、平成14年度に「高等教育機関の知的資源活用調査懇話会」を設置し、県における今後の活動について提言を受け、15年度、企業、社会人のニーズ把握に取り組むこととしているので、その結果を基に、高等教育機関の充実と連携強化のための、県としての戦略を立て、高等教育機関に対する地域社会の新しいニーズへの対応や、知的資源活用のための研究人材データベースの構築など具体的な取組を検討されたい。	平成15年度、県民・企業・各種団体・市町村に対するアンケート調査を実施することを通じて、県内の大学等へのニーズを把握している。 高等教育機関の知的資源の具体的な活用策について、先進事例を踏まえ、関係部局と調整のうえ、平成16年3月、「高等教育機関の知的資源活用事業報告書」を作成している。 平成16年度、産業人材育成講座を開設し、大学の資源を就労能力開発へ活用する事業展開につながってきているが、今後、報告書にまとめられた高等教育機関の知的資源の活用策がより一層具体化されるよう、計画的に取り組む必要がある。		改善に着手
	2 共同研究成果の施策への反映 県と高等教育機関が参加して実施する共同研究成果の県の施策への反映が少ないため、結局、高等教育機関のもつ知的資源を地域のために有効に活用することにつながっていないので、共同研究成果が施策へ反映されるよう検討されたい。	平成14年度までは県内高等教育機関に対し課題募集を行っていたが、15年度から共同研究成果を県の施策に生かしていくため、県の各部局及び県民局に対し募集する方法に改めた。 平成16年6月、研究成果がより県政に反映されるよう、報告会を実施している。 関係部局が事業を推進するための参考資料として共同研究の成果が活用されたり、共同研究をきっかけに人的交流が進むなどの成果は認められるが、共同研究成果が施策へ直接反映されていない。 平成17年度は共同研究を休止し、今後の方向性を検討している。		検討に着手
	3 高等教育機関の充実 この施策の基本事業「高等教育機関の充実」は、大学の新設・増設の際に施設整備補助金を助成するものであるが、平成10年度を最後に施設整備補助金の対象となる施設整備がなく、それ以後、高等教育機関を充実させるための具体的な事業が実施されていないので、施策の目的、事業のあり方について見直されたい。	平成14年度から、県内各高等教育機関を対象に、社会人学生数、市民講座の実施状況等について毎年度調査しており、高等教育機関の振興支援について検討することとしている。 平成10年度を最後に施設整備補助金の対象となる施設整備は依然として行われておらず、独自の事務事業が実施されていないので、高等教育機関を充実させるための事業展開のあり方を見直す必要がある。		検討予定
その他の改善状況	【目標指標の見直し】 施策の目標指標を、「県と高等教育機関が参加して実施する共同研究（科学技術振興センターによる共同研究を除く）の実施件数」から「高等教育機関が有する知的資源や施設を活用したリカレント学習の場として、県内の大学・大学院で学ぶ社会人の数」に見直している。（目標達成度）				

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　43～46 頁
県政報告書　50～51 頁

施策番号	211
施策名	地域の実情に応じた多様な雇用支援
施策の目的	働く意欲のある人が就労している

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
生活部	県内失業率（%）	目標	4.4	3.4	3.4以下
		実績	3.7	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 中高年者の雇用支援	生活部	県が支援した中高年求職者の就職率（%）	目標	60	64	65
			実績	62	—	—
2 若年者の雇用支援	生活部	県が実施する若年者の雇用対策により支援した若年者の数（人）	目標	21,000	24,500	27,500
			実績	21,131	—	—
3 高齢者、障害者の雇用支援	生活部	障害者の雇用率（%）	目標	1.53	1.56	1.60
			実績	1.46	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

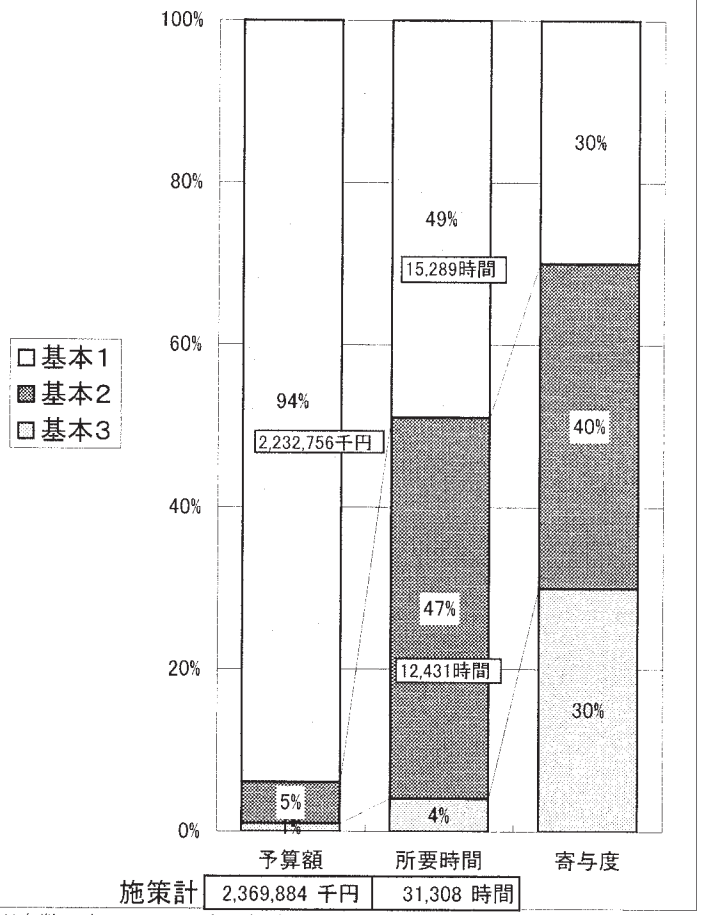

施策計	2,369,884 千円	31,308 時間

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 雇用機会の拡大に向けた取組の推進

平成17年3月末現在の三重県内の有効求人倍率は1.26と全国平均0.91に比べて高い水準にあるものの、県北部地域と南部地域における雇用機会の地域間格差は年々拡大しているので、今後も市町村、企業、団体等の協力を得て、地域の実情に応じた有効な対策を講じられたい。

また、地域振興、産業政策と連携した雇用機会の創出など、より実効性のある施策を展開されたい。

2「おしごと広場みえ」の機能充実

若年未就職者に対しては、「おしごと広場みえ」を拠点として職業相談、職業紹介、カウンセリングなどが行われており、平成16年度の利用件数は14,858件と前年度の6,349件に比べて大幅に増加している。今後もより多くの若年者が利用できるよう効果的な情報提供を行い、拠点施設としての役割を果たされたい。

また、利用者の増加に伴い、相談内容の多様化・複雑化も予想されることから、相談体制の充実について検討するとともに、若者の視点に立ったサービスを提供するため、NPOなど多様な主体による運営についても検討されたい。

3 新規学校卒業者の離職対策の推進

県内の大学・高校の新規学校卒業者の就業後3年以内の離職割合は、それぞれ33.9%、46.6%と高く、フリーター等が増加する傾向にあり、雇用支援としての取組だけでは解決が困難な状況となってきているので、大学、教育委員会などと連携した離職防止対策により一層取り組まれたい。

4 障害者雇用の促進

平成16年6月1日現在における県内の一般民間企業の障害者雇用率は1.46%で、法定雇用率1.8%を達成しておらず、未達成企業の割合は54.1%となっているので、障害者雇用を促進するため、企業等への啓発により一層取り組まれたい。

また、16年4月1日から運用している障害者多数雇用企業等からの物品調達優遇制度について、発注件数などの成果を検証するとともに、制度の普及に努められたい。

参考指標

○有効求人倍率の推移(年平均)

(単位:倍)

安定所	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野
14年度	0.86	0.75	0.64	0.70	0.79	0.57	0.62	0.60	0.41
15年度	0.85	1.07	0.96	0.94	1.09	0.78	0.76	0.60	0.44
16年度	1.21	1.48	1.43	1.29	1.36	0.87	0.91	0.63	0.57

※三重労働局調べ

○「おしごと広場みえ」の利用状況

	15年度	16年度
利用件数	6,349件	14,858件

○新規学校卒業就職者の離職状況
(平成16年度調査)

(単位:%)

項　目	H13/3卒 卒業3年後	H14/3卒 卒業2年後	H15/3卒 卒業1年後
大学	33.9	25.1	16.0
全国	35.3	25.7	15.3
高等学校	46.6	36.7	24.5
全国	48.8	39.0	25.0

※厚生労働省調べ

○障害者雇用の状況

	14年度	15年度	16年度
障害者雇用率	1.50%	1.49%	1.46%(1.46%)
法定雇用率未達成企業割合	55%	53.5%	54.1%(58.3%)

※(　)内は、全国平均
※法定雇用率は1.8

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.7 /35

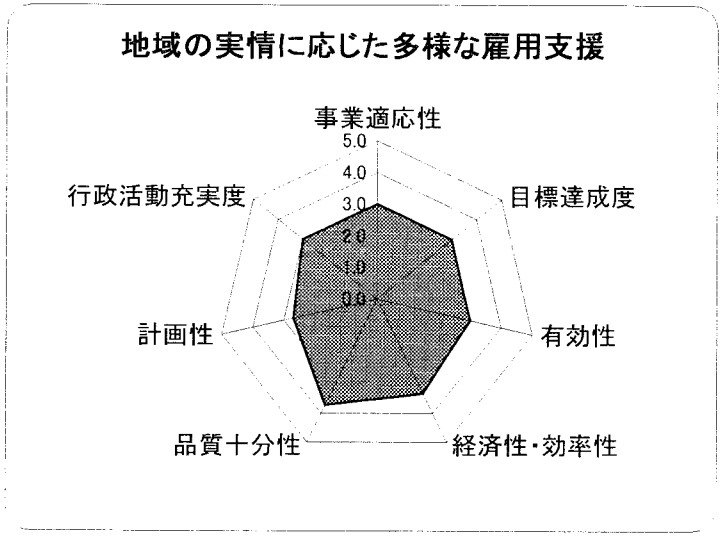

○国の制度変更に伴い、県が実施する支援事業の内容を見直している。(経済性・効率性)

○若年者の就業を支援する「おしごと広場みえ」などの利便性を向上させている。(品質十分性)
○多様なメディアを利用した積極的な情報提供が行われている。(品質十分性)

○雇用対策は県民しあわせプランへの位置づけのみとなっているが、具体的な目標と取組を明らかにして、計画的に事業を実施していく必要がある。(計画性)

○若年者を対象とする支援事業において、県内大学との新たな連携を始めている。(行政活動充実度)

○基本事業の評点

1 中高年者の雇用支援

【寄与度=30%】

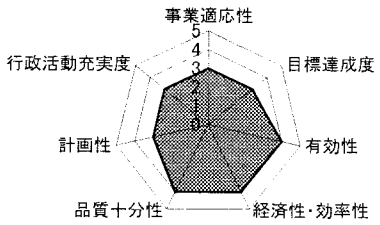

2 若年者の雇用支援

【寄与度=40%】

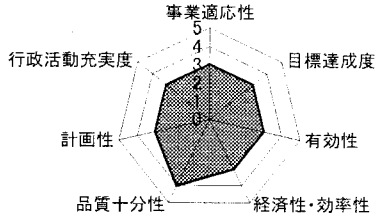

3 高齢者、障害者の雇用支援

【寄与度=30%】

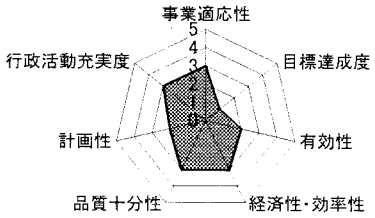

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○平成12年に施行された地方分権一括法により、国は職業紹介を中心に全国的な視点に立った事業を展開し、県は中高年者を対象とした短期の職場実践訓練、若年者を対象としたインターンシップなど、地域の実情に応じた事業を実施している。 ○平成17年3月末現在の三重県内の有効求人倍率は1.26と全国平均0.91に比べて高い水準にあるものの、求人者のニーズと求職者の希望とのミスマッチや間接雇用化等により、求職者にとっては、厳しい状況が続いている。特に、45歳以上の求人倍率は1.0を割っており、55歳以上にあっては0.64と厳しい状況にある。 また、県北部と南部の有効求人倍率の格差は2倍以上となっている。 【公共職業安定所別有効求人倍率（年度平均）】（単位:倍） ※三重労働局調べ ○県では、企業へのニーズ調査結果を基に、求人・求職のミスマッチを解消するための短期職場実践訓練やキャリアカウンセリングなどの就職支援、早期の再就職に結びつけるための資格取得支援などの職業能力開発に取り組んでいる。 ○「一万人アンケート」では、雇用に対する不満足度は51.0％で、44項目中2番目となっている。また、平成15年度以降、地域商工業と雇用が不満足度の1番目と2番目を占めており、不満足度も高まっている。 ○北部地域では、求職者と企業とのミスマッチを緩和させるため四日市商工会議所が、南部地域では、雇用機会を創出するため三重県南部地域雇用促進協議会（構成:市町村、商工会議所等、県）が、それぞれ国の委託事業を実施している。 【事業内容】 ・北部地域:IT講座、テクノ人材ステーション、企業合同就職説明会等 ・南部地域:人材高度化研修、企業合同説明会、高度人材紹介等	○県では、国との二重行政にならないよう配慮しつつさまざまな雇用支援に取り組んでいるが、中高年求職者にとっては厳しい状況が続いている。 さらには、県北部地域では有効求人倍率は1.0を超えているものの、求人・求職のミスマッチが生じているのに対し、南部地域では雇用機会が不足し、雇用機会の地域間格差は年々拡大している。こうした状況を踏まえ、今後も市町村、企業、団体等の協力を得て、地域の実情に応じた有効な対策を講じていく必要がある。 また、地域振興、産業政策と連携した雇用機会の創出など、より実効性のある施策を展開していく必要がある。	

安定所	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	最大格差
14年度	0.86	0.75	0.64	0.70	0.79	0.57	0.62	0.60	0.41	2.10
15年度	0.85	1.07	0.96	0.94	1.09	0.78	0.76	0.60	0.44	2.48
16年度	1.21	1.48	1.43	1.29	1.36	0.87	0.91	0.63	0.57	2.60

	○若年者の高い失業率、フリーターの増加、高い離職率などの背景には、企業の採用方針の変化など、求人側に要因がある一方、求職者側の要因として、働くことに対する意識、意欲の低下があげられている。 　こうした中、若年者雇用の問題解決に向け、平成15年6月に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、国と地方により「教育段階からの職業教育」、「若年労働市場の整備」、「地域における若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）の整備」などが進められている。 ○県では、職業紹介等のサービスをワンストップで提供する「おしごと広場みえ」を拠点に若年者の就職支援を行っている。 （参考）ジョブカフェは平成16年度時点で43都道府県79箇所に設置されている。	○フリーターやニート（※）と呼ばれる無業者の増加など、若年未就職者をとりまく状況が複雑化してきている中、若年者のためのワンストップサービスセンターである「おしごと広場みえ」では利用件数が前年度より大幅に増加している。今後もより多くの若年者が利用できるよう、効果的な情報提供を行い、拠点施設としての役割を果たしていく必要がある。 ※ニート（NEET） 「就職も進学もしない若者」との定義が広く浸透し、「若年無業者」と置き換えられたり、無気力な若者の代名詞にもなっているが、もともとは、Not in Employment,Education or Trainingの略で「就職、進学、求職活動をしていない人」（15歳から34歳）との意味とされている。	3
	○平成15年度の調査結果によると、県内の大学、高校の新規学校卒業者の就業後3年以内の離職割合は、それぞれ33.9%、46.6%となっている。 ○高校生を対象とするインターンシップを行うことにより職業観・勤労観の醸成に取り組んでいるが、卒業後1年以内の離職率は横ばいである。 ○県内では、フリーターが3万人から5万7千人程度、ニートと呼ばれる無業者が7千人程度と推定されている。	○大学、高校の新卒者の離職率は高く、フリーター等の15歳から34歳までの人口に占める割合が8%となっており、雇用支援としての取組だけでは解決が困難な状況となってきているので、教育委員会など関係部局と連携して対策に取り組んでいく必要がある。 【高卒就職者の離職率】　（単位：%） ※厚生労働省調べ	

項目	13年度	14年度	15年度
三重県	23.6	24.3	24.5
全国平均	25.7	25.2	25.0

	○平成16年6月1日現在における県内の一般民間企業の障害者雇用率は、1.46%となっており、法定雇用率の未達成企業割合は、54.1%となっている。 （参考）・平成16年の障害者雇用率、法定雇用率の未達成企業割合の全国平均値は、それぞれ1.46%、58.3%となっている。 ・県内のハローワークに求職登録中の障害者は2,000人以上。 ○障害者雇用の促進については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国が企業等に働きかけを行い、県は障害者雇用促進の啓発、津高等技術学校でのIT訓練、事業所等への委託訓練（国委託事業）など、側面的支援を行っている。 【平成16年度訓練実績】 津高等技術学校IT訓練　6名（修了、3名就職） 事業所等への委託訓練　2名	○平成16年度の県内における雇用障害者数は、前年に比べ16人増加し1,841人となっているものの、法定雇用率の算定方法が変更されたことも影響していると考えられるが、半数の企業が法定雇用率を達成していないので、障害者雇用を促進するための施策を充実させていく必要がある。 ○SOHO（※）をはじめとする新しい就労形態が普及してきており、県もIT関連業務を障害者SOHOワーカーに提供している。ITの習得により障害者雇用の促進が期待されることから今後もより多くの障害者が訓練を受けることができるよう支援していく必要がある。 ※SOHO 「Small Office Home Office」の略で、IT（情報通信技術）を活用して事業活動を行っている従業員10名以下程度の規模の事業者で、主にクリエイター、フリーランサー、ベンチャー、有資格者、在宅ワーク等が対象となる。	

<table>
<tr>
<td>2 目標
達成度</td>
<td>○施策の指標である「県内失業率」は、働く意欲のある人の就労状況を表している。
　なお、平成16年度の目標数値4.4％は、前年度数値4.7％を平成14年度のレベルまで改善することとして設定している。

○平成16年度の目標4.4％に対して、実績は3.7％である。
【失業率の推移】
<table><tr><td>項　目</td><td>12年平均</td><td>13年平均</td><td>14年平均</td><td>15年平均</td><td>16年平均</td></tr><tr><td>全国</td><td>4.7</td><td>5.0</td><td>5.4</td><td>5.3</td><td>4.7</td></tr><tr><td>三重県</td><td>3.4</td><td>3.9</td><td>4.4</td><td>4.7</td><td>3.7</td></tr></table>※厚生労働省調べ

○基本事業の目標指標3項目のうち、2項目で目標を達成している。
　達成していない目標指標は次のとおりである。
・障害者の雇用率：目標 1.53％　実績 1.46％</td>
<td>○指標は、社会経済情勢にも影響を受け、また、雇用対策について県は国の対策を補完的に行っており、県の取組成果を的確に表しているとは言えないので、求人・求職者のミスマッチの解消など、重要な課題の取組状況と併せて管理していく必要がある。

○施策の目標は達成されている。
　なお、失業率は、全国と比較しても低くなっている。

○基本事業2本で目標は達成され、「高齢者、障害者の雇用支援」の目標は概ね達成されているものと認められるが、障害者の法定雇用率（1.8％）には達していないので、引き続き障害者雇用について啓発していく必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>○基本事業の寄与度は、「中高年者の雇用支援」が30％、「若年者の雇用支援」が40％、「高齢者、障害者の雇用支援」が30％としている。

○「三重のくにづくり宣言」では、雇用支援と就業環境の整備が同一施策となっていた。

○県内のハローワークに求職登録している45歳以上の中高年者の就職率は、平成15年度の5.4％から16年度には6.2％へ増加している。

○県では、学生を含む若年者に対して、インターンシップ等による職業観や勤労観の醸成、職業能力開発を進めるとともに、職業相談、雇用関連情報の提供、「おしごと広場みえ」を拠点とした就職支援を行っている。「おしごと広場みえ」を中心とした支援の結果、平成16年度の就職者数は253人となった。
<table><tr><td></td><td>15年度</td><td>16年度</td></tr><tr><td>おしごと広場みえ利用件数</td><td>6,349件</td><td>14,858件</td></tr></table>
○高齢者の生きがい対策、就業機会の確保のため、市町村が設置するシルバー人材センターの運営支援を行っている。</td>
<td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するために必要な事業である。

○「県民しあわせプラン」では、雇用支援に関する施策（211）と職業能力開発及び就業環境の整備に関する施策（212）により構成されているが、職業能力開発には雇用支援として位置づけられている事業が再掲事業となっているなど、関連性が深いことから、両施策の統合について検討する必要がある。

○今後も求職者の就職を促進するため、国の制度と連携させながら、効果的な事業展開を行うとともに、県の支援制度のPRと事業内容の一層の充実を図る必要がある。

○「おしごと広場みえ」の利用者の増加に伴い、若年未就職者の相談内容も多様化、複雑化が予想されることから、相談体制の充実について検討していく必要がある。

○高齢者雇用対策に関する事業はシルバー人材センター促進事業のみであるが、平成18年度には、ほぼすべての市町村でシルバー人材センターが整備される見込みであることから、今後の高齢者雇用に関する事業について検討していく必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
</table>

4 経済性・効率性	○平成14年度から16年度にかけて国からの緊急地域雇用創出特別基金事業により6,833人の雇用・就業機会が創出された。 （事業費:6,445,253,954円） 16年度に基金を活用した事業のうち、県単独事業6事業、市町村事業60事業を17年度も継続して実施している。 ○30歳以上65歳未満の中高年者を対象とする短期職場実践訓練については、平成17年度から国が類似の事業を開始することから、事業の競合を避けるため、事業対象年齢を35歳以上45歳未満に制限する見直しを行っている。 ○公共職業安定所で紹介された事業所で実際に訓練を行う短期職場実践訓練は、訓練先への就職を前提としていることから、就職率が高いが、16年度は、委託先事業所や訓練受講者への事前の説明面談を徹底したことにより、訓練終了者の就職率が前年度(70%)より10%向上している。 ○県内企業が望む産業人材を育成するため、県内の各大学で実施している教育訓練を民間人材ビジネス会社に委託(産業人材育成講座の運営、インターンシップの開拓等)して行っている。 委託額:187,165,304円　教育訓練計画:3年間で900名 ○法人化し国庫補助を受け始めて5年以内のシルバー人材センターに対して運営費補助をしている。 【平成16年度補助実績】 志摩市(4年目):2,966,000円　鳥羽市(3年目):1,833,000円 いなべ市(1年目):3,300,000円	○事業は「つなぎ雇用」であったが、145人の正規雇用も創出された。 平成17年度に継続された事業についてもできる限り正規雇用につながるよう努めるとともに、成果の確認をしながら取り組んでいく必要がある。 ○国の制度変更に伴い必要な見直しが行われている。 なお、事業対象年齢が35歳以上45歳未満に制限されることになったが、就職率の高い事業なので、事業所や求職者に対するPRに一層努める必要がある。 ○公共職業安定所の受講指示を前提にしていることから就職率が高い事業ではあるが、効果的な取組が行われ、就職率の向上につながっている。 ○人材育成に関するノウハウを持つ民間人材ビジネス会社への委託は効率的であるが、費用対効果については、今後検討する必要がある。 また、受講費は無料となっているが、受講者の自己負担についても検討していく必要がある。 ○補助の効果が発現されるよう、6年目以降も状況把握や情報提供を行っていく必要がある。	3.3
5 品質十分性	○平成16年度に県を北部、中部、南部の3地域に分け、企業、求職者等を対象に、地域ごとの雇用対策に関するニーズ調査を実施している。 【調査結果】(一部) ・求人求職の希望状況はバランスが悪く、双方に現状の理解を図る必要がある。 ・一部の支援事業を除き認知度は十分とはいえず、今後より一層のPRが必要である。	○調査結果では、企業や求職者のニーズのほか、地域ごとの問題点などもまとめられていることから、調査結果を基に効果的な事業展開をしていく必要がある。 なお、本調査は平成13年度にも行われているが、雇用情勢は変化が激しいので、今後も調査を継続していく必要がある。	

	○国のパートバンク、パークサテライトの設置基準（人口20万人以上）を満たさない地域（松阪・伊勢志摩地域）を補完するため、松阪市と鳥羽市にパート相談センターを設置している。 ・パートバンク：四日市市、津市 ・パークサテライト：桑名市、鈴鹿市、名張市 ・東紀州地域については、ハローワークで対応している。	○パート求人、求職者が増加している中、未設置地域における利用者の利便性など、サービスの向上が図られている。 また、パート相談センターを利用した求職者の就職率は14.2％で、ハローワークにおける一般求職者の就職率6％を上回っており、相談機関としての役割を果たしている。	
	○平成16年5月、「おしごと広場みえ」を津駅前アスト津に移転するとともに、ハローワークと連携した職業紹介を開始するなど、ワンストップサービスセンターとしての機能を整備している。 なお、アンケート結果によると、8割以上の来場者から良い評価を得ている。	○前年度に比べて利用件数が大幅に増加しており、利用者へのサービスの向上が図られていると認められる。	
	○「おしごと広場みえ」は津市にあることから、ワンストップサービスの地域間格差を解消するため、平成17年度から県内4市（四日市市、松阪市、伊勢市、伊賀市）において出張相談「地域ジョブカフェ」を実施している。	○市町村等の協力を得てPRに努めるとともに、利用者ニーズを把握し、よりよいサービスを提供していく必要がある。	3.7
	○ラジオ、テレビ、新聞等メディアの活用、メールマガジン、ホームページ「おしごと三重」により情報提供を行っている。 ホームページ「おしごと三重」については、ユニバーサルデザイン化や掲載情報を年齢層別に分けたことなどにより、利用者が増加している。 14年度　15年度　16年度 おしごと三重アクセス件数　64,300件　99,460件　109,748件	○多様なメディアを活用するなど、積極的な情報提供が行われている。	
	○県、市町村、教育委員会における障害者の雇用状況は次のとおりである。 【県内地方公共団体等における在職状況】 項目 / 法定雇用率 / 15年度 / 16年度 県 / 2.1% / 2.38% / 2.26% 市町村等 / 2.1% / 2.26% / 1.88% 教育委員会 / 2.0% / 0.95% / 1.37% ※平成16年10月1日現在　三重労働局調べ ※教育委員会は、県及び市町村教育委員会	○県教育委員会における障害者雇用の状況を把握し、法定雇用率を達成していない場合には、県の機関として障害者雇用の促進に努めるよう、働きかけていく必要がある。 また、県が出資している団体などにおける法定雇用率の達成状況についても把握し、障害者雇用について啓発していく必要がある。	
	○県では、障害者多数雇用企業等からの物品調達優遇制度を創設し、平成16年4月1日から実施している。 ・障害者多数雇用企業等登録状況（17年5月現在） 県内中小企業（雇用率3.6％以上）：11社　授産施設：18施設 ・16年度県からの発注状況：149件、26,675,265円	○県からの発注状況を検証し、課題等を整理するとともに、制度の普及に努める必要がある。 また、今後は県内の団体、企業等にも制度が拡がるよう検討する必要がある。	

6 計画性	○雇用対策は、県民しあわせプランへの位置づけのみとなっている。 なお、中高年者の雇用支援と若年者の雇用支援は重点プログラムに位置づけられている。	○約11,000人の中高年求職者の雇用支援、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加が問題となっている若年者の雇用支援、ハローワークに求職登録している2,000人以上の障害者の雇用支援、就業機会の地域間格差の縮小など、取り組むべき課題が数多くあることから、国、関係部局、教育機関、事業者等と協働して国の動向を考慮しつつ、具体的な目標と取組を明らかにして計画的に事業を実施していく必要がある。	2.7
7 行政活動充実度	○県北部地域では、国、県、四日市商工会議所の連携により、南部地域では、県、市町村、商工会議所等の連携により、雇用対策に取り組んでいる。 ○ハローワークにおいて求職者に対する県の支援事業に関する情報を提供したり、短期職場実践訓練の受講生の推薦を受けたりしている。 ○「おしごと広場みえ」ではハローワークを併設し、職業紹介も行えるようにしており、国と県により運営されている。 ○平成16年度から県内大学との連携により、若年者の教育訓練から就職活動までを一環して支援する産業人材育成事業を実施している。 (17年1月から教育訓練開始) ※教育訓練は民間ビジネス会社に委託している ○教育委員会を通じて高校生のインターンシップを行うことにより、職業観・勤労観の醸成に取り組んでおり、平成16年度のインターンシップ参加高校生は、4,239人と前年度(3,436人)に比べて増加している。	○県南部地域では、県が「三重県南部地域雇用機会増大計画」を策定し、事業に取り組んでおり、153人の新規雇用の創出など、一定の成果はでている。しかし、依然として雇用機会が不足しているので、今後さらに総合行政で取り組んでいく必要がある。 ○ハローワークと密接に連携した事業展開が行われているが、中高年者の雇用については、求人・求職のミスマッチの解消など、解決すべき課題が残されていることから、今後も三重労働局と連携しながら雇用のセーフティーネットの充実に向けて取り組んでいく必要がある。 ○ハローワークが併設されたことにより、職業紹介もできるようになり、ワンストップサービスセンターとしての機能が充実された。 ○国が策定した「若者自立・挑戦プラン」では、若年者のためのワンストップサービスセンターが、地方自治体と地域の企業、学校など幅広い連携・協力のもとで運営されることが想定されており、また、国に指定されたモデル地域では若者の視点に立ったサービスを提供するため、NPO等による運営も行われていることから、多様な主体による運営を検討していく必要がある。 ○大学との連携ではインターンシップが中心であったが、教育訓練カリキュラムの開発、教育訓練のための会場提供など、大学との新たな連携を始めている。 ○事業は教育委員会へ執行委任して実施されているが、離職率は横ばいで、フリーター等の増加も懸念されているので、教育委員会とともに取組内容を検討し、高卒就職者の離職対策を強化する必要がある。	3.0

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成14年度 （働く場の確保と勤労者生活の支援）	評価結果	総合判定　C	評点合計20.7	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 求職者・企業のニーズ調査の実施 「雇用促進ニーズ調査」を実施し、明らかとなった雇用のミスマッチに対応するため、県独自で「緊急雇用対策パッケージ」事業を構築しているが、雇用環境が厳しいので、求職者・企業のニーズ調査を継続的・定期的に実施し、その結果を踏まえた対策を講じられたい。	平成13年度の調査に続き、平成16年度には、地域雇用対策ニーズ調査を実施している。 中高年者、若年者の雇用支援については、それぞれ重点プログラムに位置づけ、短期職場実践訓練事業、求職者資格取得サポート事業、「おしごと広場」充実事業、産業人材育成事業などを実施している。		改善に着手
	2 産業政策と連携した雇用創出、人材育成、職業能力開発の推進 国の緊急地域雇用創出特別交付金事業等により、平成16年度までに5,000人の雇用創出を見込んでいるが、短期のつなぎ雇用の創出であり常用雇用に結びつくものではないので、中長期の安定雇用に結びつけるために、産業政策と連携した雇用創出、人材育成、職業能力開発を推進されたい。	緊急地域雇用創出特別基金事業により平成16年度までに6,833人の雇用が創出された。17年度も県単独事業として6事業を継続して実施している。 県北部地域では、四日市商工会議所が、南部地域では、雇用機会を創出するため三重県南部地域雇用促進協議会（構成：市町村、商工会議所等、県）が、それぞれ国の委託事業を実施している。なお、南部地域では、153人の雇用が創出された。 液晶関連企業の進出に伴い、津高等技術学校では、平成15年度から液晶関連の知識、品質管理等に関するカリキュラムを実施している。		改善に着手
	3 雇用対策、勤労者福祉対策の中期ビジョンの策定 地方分権一括法により雇用対策は国に統合され、国は全国的な視点に立った事業を展開し、地方自治体は地域のニーズに応じたきめ細かい事業を担うこととしているが、県としての労働行政のビジョンが策定されていないので、県の役割を明確にしたうえで雇用対策や勤労者福祉対策についての県としての中期的なビジョンを明らかにされたい。	県は地域の実情・ニーズに応じた事業を国と連携して実施している。 雇用対策については、中高年者、若年者への雇用支援事業を重点プログラムに位置づけ、勤労者福祉対策については、中小企業等勤労者の就労環境の整備や勤労者福祉の向上に取り組んでいるが、課題が数多くあることから、具体的な目標と取組を明らかにして、計画的に実施していく必要がある。		検討予定
	4 高校生の就職対策の強化 県内の高校卒業者の求人状況が深刻になってきているので、教育委員会、三重労働局と連携して高卒者の就職対策を強化されたい。また、新規学校卒業者の4分の1が1年以内に離職しており、フリーターが増加する傾向があるので、就職後の職場への定着化やフリーター予防の対策を講じられたい。	高校生の職業観・勤労観を醸成するため、教育委員会及び三重労働局と連携し、インターンシップを実施しており、平成16年度は36校4,239人が参加した。 各学校においても、生徒のキャリア教育の実施や、進路指導体制の充実に取り組んでいる。 しかしながら、高卒者の卒業後1年以内の離職率は、平成13年度から約24％で横ばいである。		改善に着手
その他の改善状況	【目標指標の見直し】 施策の目標指標を、「勤労者が感じる経済的ゆとり、時間的ゆとり、精神的ゆとりなどのゆとり実感度」から「働く意欲のある人の就労状況を表す県内失業率」に見直している。（目標達成度）				

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	元気 1　若年者雇用支援プログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	214～215頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
高等学校、大学等の新卒者や既卒者など、若年者の円滑な就職を支援します。	「おしごと広場みえ」充実事業	「おしごと広場みえ」利用件数	12,000件	14,858件
	産業人材育成事業	教育訓練生の就職率	—	—
	若年者早期就職支援事業	就職支援セミナーの参加者数	250人	255人
	大学生等職業意識啓発事業	インターンシップ参加大学生等の数	150人	270人
	インターンシップ総合サポート事業	インターンシップ参加高校生数	4,500人	4,239人
	※その他当施策外の事業2事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○平成16年度に目標数値を設定している4事業のうち、3事業が目標を達成している。 ○職業相談、職業紹介、カウンセリングなどのサービスをワンストップで提供する「おしごと広場みえ」の機能の強化や、職業観・勤労観の醸成を図るため、高校生・大学生を対象とするインターンシップに取り組んでいる。 ○平成16年度から、大学との連携により教育訓練から就職活動まで一環した支援を行う産業人材育成事業を実施している。(平成17年1月から開始)	○「おしごと広場みえ」の利用件数は目標を大きく上回っており、若年者の雇用支援を総合的に行う役割を果たしていると認められる。 ○県内新規大卒者、高卒者の就職内定率は向上してきているが、就職後3年以内の離職割合はそれぞれ3割、5割と高く、フリーター等が増加傾向にあるので、職業観・勤労観を醸成する取組をより一層推進する必要がある。

重点プログラム

重点プログラム名	元気 2　中高年者雇用・安定プログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	216～217頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
中高年者の円滑な再就職を支援するとともに、就労者の雇用に係る不安の解消をはかります。	短期職場実践訓練事業	訓練受講者数の就職率	75%	82.3%
	キャリアカウンセリング事業	受講者の就職率	40%	44%
	求職者資格取得サポート事業	資格取得者の就職率	60%	50%
	地域雇用対策推進サポート事業	各地域単位で実施する事業数(累計)	10事業	10事業
	※その他当施策外の事業1事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○短期職場実践訓練事業、キャリアカウンセリング事業、地域雇用対策推進サポート事業は目標を達成しているが、求職者資格取得サポート事業は目標を達成していない。 ○中高年者の再就職に向けた支援として、短期職場実践訓練やキャリアカウンセリングの実施、再就職に有利となる資格・免許の取得支援を行っている。 ○国の支援を受け、県北部地域では雇用のミスマッチの緩和、南部地域では雇用機会の創出と、地域の実情に応じた取組を行っている。	○平成16年度の県内ハローワークに求職登録している45歳以上の求職者の就職率は6.2%で、15年度5.4%より増加している。 ○雇用保険を受給していない、失業中でハローワークに求職登録しているなど、求職者の状況に応じた就職支援、職業能力開発が行われている。 ○県南部地域においては153人の雇用が創出されており、一定の成果は表れている。なお、依然として雇用情勢が厳しいので、より効果的な事業を展開する必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　47～49 頁
県政報告書　52～53 頁

施策番号	212
施策名	職業能力の開発と勤労者生活の支援
施策の目的	働く意欲のある人が職業能力開発に自発的に取り組み、就労環境の整備された職場でいきいきと働いている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
生活部	職業能力開発機会への参加率（%）	目標	39	42	45
		実績	41.4	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 多様な職業能力の開発と技能の継承	生活部	県が実施または支援する職業訓練への参加者数（人）	目標	1,800	2,000	2,100
			実績	1,601	—	—
2 いきいきと働くことができる就労環境等の整備	生活部	積極的に就労環境の整備に取り組んでいる事業所数（事業所）	目標	55	105	175
			実績	54	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

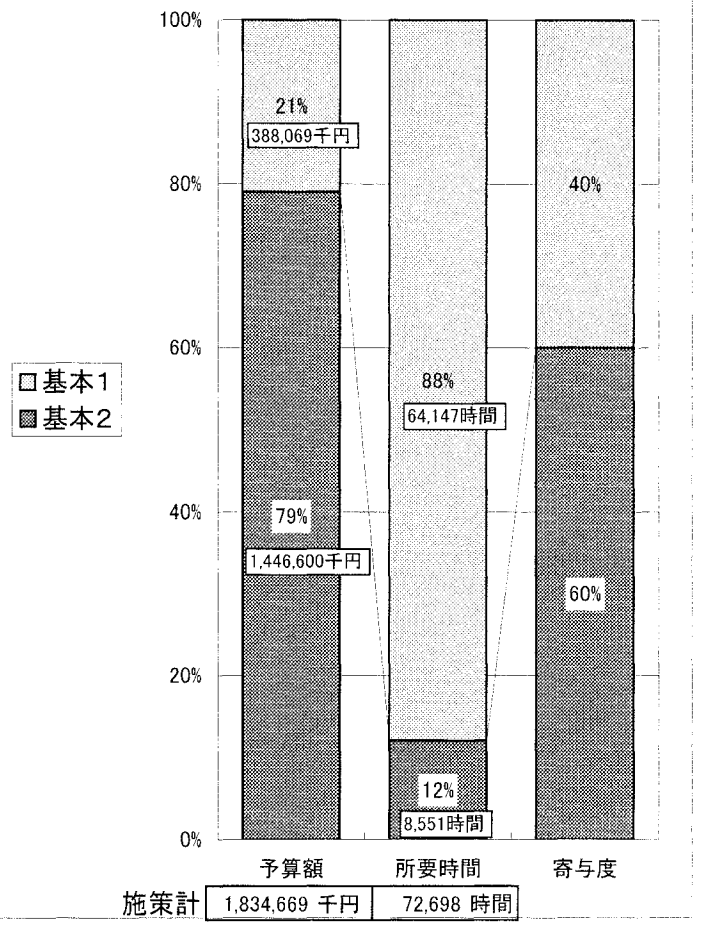

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 職業能力開発支援の充実

県では、就職に直結する職業能力開発の支援が行われており、県が実施又は支援する職業訓練への参加者数は年々増加している。

しかし、就業意識・就業形態の多様化、労働力の流動化など、雇用環境を取り巻く情勢が変化している中、職業能力開発は、企業主導型から勤労者が自己の意思で行うキャリアアップ型の能力開発への移行が予想されているので、今後は、こうした傾向も踏まえ、個人、企業、行政の役割を考慮の上、企業ニーズ、県民ニーズに応じた職業能力開発の支援に取り組まれたい。

2 津高等技術学校の充実

津高等技術学校では、企業の求める人材を育成しており、平成15年度からは、県内への液晶関連企業の進出に伴い、液晶関連の知識、品質管理、環境等の分野を強化した液晶関連カリキュラムを実施するなど、対応に努めているが、訓練生は年々減少しているので、定員に満たない学科については、今後も学科改編を行うなどの対応をとり、訓練生の確保に努め、唯一の県立公共職業訓練校としての役割を果されたい。

3 中小企業における就労環境整備の推進

「平成16年度中小企業賃金等実態調査」によると、県内の中小企業の81.0%が育児休業制度を規定しているなど、多くの中小企業で仕事と家庭の両立支援のための制度が整備されているが、県の労働・生活相談室に寄せられる相談内容は、賃金未払、退職金、解雇に関するものが大半を占めており、基本的な部分での問題が依然として残っているので、労働団体や経営者協会など関係団体の協力を得て、中小企業勤労者の就労環境の整備に向けた取組を充実されたい。

4 中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置促進

中小企業勤労者の福利厚生を充実させる組織である中小企業勤労者福祉サービスセンターは、中勢、松阪、伊勢・志摩・度会の3地域に設置されているが、県内全域はカバーしていないので、勤労者の生活・福祉の向上に取り組んでいる三重県労働者福祉協議会などの協力を得て、中小企業の多い北勢地域など未設置地域の市町に対して引き続き設置を働きかけられたい。

参考指標

○県が実施又は支援する職業訓練への参加者数

	14年度	15年度	16年度
参加者数	1,326人	1,436人	1,601人

○津高等技術学校普通課程の入校生(定員105人)

	14年度	15年度	16年度	17年度
入校生	95人	93人	73人	49人

○中小企業における就労環境整備の取組状況
- 育児休業制度の規定:81.0%
- 介護休業制度の規定:63.9%
- 福利厚生制度の採用:54.7% 等

※平成16年度中小企業賃金等実態調査

○中小企業勤労者福祉サービスセンター加入者数

	14年度	15年度	16年度
加入者数	12,613人	13,851人	14,459人

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.2 /35

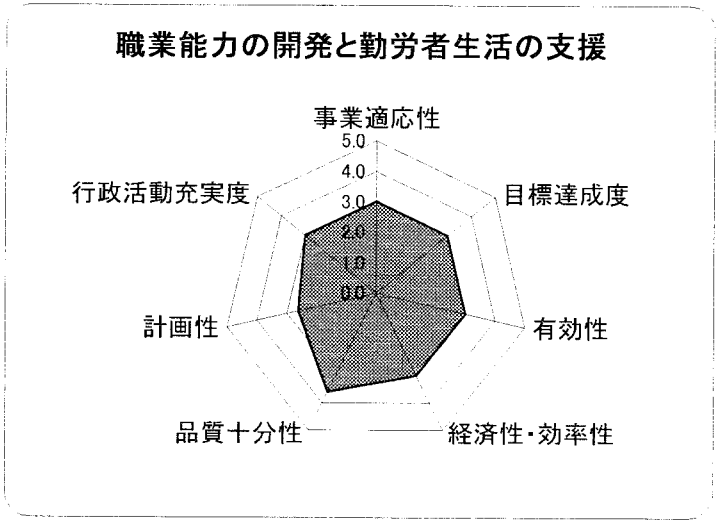

○ファミリー・サポート・センターの国庫補助金交付要件に満たない市町にミニ・ファミリー・サポート・センターの運営費支援を行い、県内全域でのサービスの提供に努めている。(品質十分性)

○三重県職業能力開発計画には数値目標が設定されておらず、具体的な取組内容も十分には示されてない。(計画性)

○基本事業の評点

1 多様な職業能力の開発と技能の継承

【寄与度=40%】

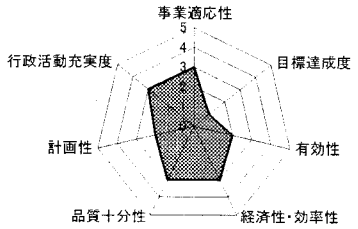

2 いきいきと働くことができる就労環境等の整備

【寄与度=60%】

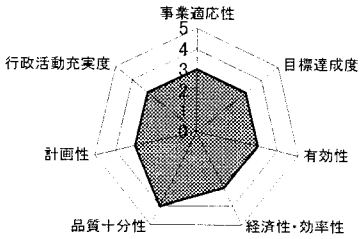

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○産業構造や企業の求める人材ニーズが変化している中、労働者一人ひとりが、教育訓練を受けたり、仕事をすることを通じて主体的に自分の能力を向上させていくこと(キャリア形成)が重要となっている。

○独立行政法人雇用・能力開発三重センター、ハローワークなどでは、労働者の自発的な職業能力開発に係る相談を行うとともに、労働者などに対して「能力開発プログラム」を作成するなどの支援が行われている。

○県では、企業の求める人材を育成するため、就職に有利となる資格取得の支援、短期の職場訓練など、職業能力開発の支援を行っており、平成16年度に県が実施又は支援した職業訓練への参加者数は1,601人で、前年度(1,436人)より増加している。
<table>
<tr><th></th><th>14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th></tr>
<tr><td>職業訓練参加者数</td><td>1,326人</td><td>1,436人</td><td>1,601人</td></tr>
</table>

○公共職業訓練校津高等技術学校(普通課程の定員105名)では、各種職業訓練を行っているが、訓練生は年々減少している。
県内への液晶関連企業の進出に伴い、平成15年度から液晶関連の知識、品質管理、環境等の分野を強化した液晶関連カリキュラムを実施している。
<table>
<tr><th></th><th>14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th></tr>
<tr><td>入校生(普通課程)</td><td>95人</td><td>93人</td><td>73人</td><td>49人</td></tr>
</table>

○若年者のものづくり離れは依然として見られ、後継者不足などの問題も深刻化している。

○技能者表彰制度による技能者自身の意識の高揚と技術の普及、生徒児童を対象とした技能体験学習を通じたものづくりへの理解の浸透などに取り組んでいる。
(単位:人)
<table>
<tr><th>項目</th><th>14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th></tr>
<tr><td>三重県技能者表彰者数</td><td>26</td><td>21</td><td>19</td></tr>
<tr><td>技能体験学習体験者数</td><td>790</td><td>1,057</td><td>1,661</td></tr>
<tr><td>技能検定合格者数</td><td>2,076</td><td>2,113</td><td>2,785</td></tr>
</table>
</td><td>○県が行う職業能力開発は、資格取得支援や短期の職場訓練など、就職に直結する雇用支援事業として位置づけられており、国の取組とは区分されている。

○県が提供する職業訓練機会への参加者数は、年々増加している。
しかし、就業意識・就業形態の多様化、労働力の流動化など、雇用環境を取り巻く情勢が変化している中、職業能力開発は、企業主導型から勤労者が自己の意思で行うキャリアアップ型の能力開発への移行が予想されているので、今後はこうした傾向も踏まえ、個人、企業、行政の役割を考慮の上、企業・県民ニーズに応じた職業能力開発の支援に取り組んでいく必要がある。

○県内企業を対象とした人材ニーズ調査結果などを基に、今後も産業界が求める人材を育成できる訓練カリキュラムを編成するなどし、唯一の県立公共職業訓練校としての役割を果たしていく必要がある。

○技能体験学習への参加者数、技能検定合格者数が年々増加しており、技能・技術の伝承への関心が高まってきていると認められる。</td><td>3</td></tr>
</table>

	○男女の雇用機会不均等、家庭と仕事との両立、企業規模による労働環境の格差など、勤労者を取り巻く環境は厳しい状況にある。 　また、少子高齢化、高度情報化の進展、年金や社会保障制度の変化など、企業経営を取り巻く社会経済情勢が大きく変動し、勤労者の生活にも影響を及ぼしており、勤労者も健康で安全に働き、安心した生活を送ることに強い不安を抱いている。		
	○「平成16年度中小企業賃金等実態調査」によると、県内の中小企業において福利厚生制度を採用している企業は54.7%、育児休業制度を規定している企業は81.0%、介護休業制度を規定している企業は63.9%などとなっている。 ※調査対象は、県内で常用労働者数が10人以上300人未満の事業所で、対象事業所数は2,000社、有効回答率は31%	○半数以上の中小企業で育児休業制度等が規定されてきているが、県の労働・生活相談室に寄せられる相談内容は、賃金未払、退職金、解雇に関するものが大半を占めており、基本的な部分での問題が依然として残っているので、労働団体や経営者協会など、関係団体の協力を得て、中小企業勤労者の就業環境の整備に向けてさらに取組を充実させていく必要がある。	
	○県の労働・生活相談室に寄せられる相談件数は平成14年度が728件、15年度が933件、16年度が1,262件で、年々増加している。 （参考）【平成15年度 近県5県の状況】 愛知県:3,007件　岐阜県:200件　石川県:1,167件 福井県:485件　富山県:241件	○相談件数の増加は、弁護士相談やメンタルヘルスカウンセリングなど、相談体制を充実させてきた成果とも考えられる。今後の相談件数の状況によっては、相談体制のさらなる充実を検討する必要がある。	
	○中小企業勤労者の福利厚生を充実させるため、市町村による中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置を働きかけているが、中小企業勤労者福祉サービスセンターは、中勢、松阪、伊勢・志摩・度会の3地域にしか設置されておらず、県内全域はカバーしていない。	○中小企業の多い北勢地域では依然として未設置となっているので、勤労者の生活・福祉の向上などに取り組んでいる三重県労働者福祉協議会などの協力を得て、市町村に対してセンターの設置を積極的に働きかけていく必要がある。	
2 目標達成度	○施策の指標である「職業能力開発機会への参加率」は、働く意欲のある人々が、自発的に職業能力開発に取り組んでいる状況を表しており、過去3年間に、職業に必要な能力を身につけて向上させるため、講座などを利用した人の割合で、県民意識基礎調査によるものである。	○施策は、職業能力の開発と就労環境の整備という異なる目的の基本事業で構成されているので、取組の重要性などを考慮した指標を検討する必要がある。	
	○平成16年度の目標39%に対して、実績は41.4%である。	○施策の目標は達成されている。	
	○基本事業の目標指標2項目はいずれも目標を達成していない。 県が実施または支援する職業訓練への参加者数（人） 目標:1,800　実績:1,601 積極的に就労環境の整備に取り組んでいる事業所数（事業所） 目標:55　実績:54 ※厚生労働省が開発した職場コミュニケーション診断を活用して就労環境の整備に取り組んだり、企業表彰を受けた事業所	○「いきいきと働くことができる就労環境等の整備」は目標をわずかに下回っている。 　しかし、施策の目標指標は達成しているが基本事業の目標が達成されていないので、指標及び目標数値の妥当性について検討する必要がある。	3

3 有効性	○基本事業の寄与度は、「多様な職業能力の開発と技能の継承」が40%、「いきいきと働くことができる就労環境等の整備」が60%としている。 ○学卒者や離転職者、在職者を対象に職業訓練を行う県立津高等技術学校の訓練生は年々減少しているが、訓練生の約半数を占める普通課程の訓練生の就職率はほぼ100%であり、訓練生への企業からの評価も高い。 ○経営者が現状の問題を認識し、就労環境の整備を促進するため、厚生労働省が開発した「労使コミュニケーション診断」の普及に取り組んでいる。	○施策は、職業能力の開発と就労環境の整備という異なる目的の基本事業で構成されているが、それぞれの目的に必要な事業で構成されている。 ○訓練生の確保に努めるとともに、訓練生が減少している原因を分析し、定員に満たない学科については、今後も学科改編を行うなどの対応をとる必要がある。 ○「平成16年度中小企業賃金等実態調査」によると、労働組合がある企業の割合は19.5%となっており、経営者に労働者の意見が十分取り入れられる状況にはない。 16年度は「労使コミュニケーション診断」を22企業で実施しているが、県内の中小企業数(約18,000社)と比較すると、診断を実施した企業数が少ないので、診断の実施に向けてより一層働きかけていく必要がある。	3
4 経済性・効率性	○求職者の資格取得を支援する求職者資格取得サポート事業では、平成17年度から助成割合を引き下げる(80%→約30%)ことにより、助成対象者数を増やし(420名→700名)、通年で事業が実施できるようにしている。 ○津高等技術学校では、さまざまな訓練ニーズに対応できるよう民間企業、専門学校などへの委託による訓練を実施している。 ○津高等技術学校普通課程においては、平成18年度入校生から授業料等を徴収することとしている。 (参考) 47都道府県のうち、16年度時点で既に徴収:15道県 17年度徴収開始:6県 18年度徴収開始予定:2県(三重県を除く) ○労働金庫へ資金を預託して、労働金庫が勤労者向けの持家対策資金と育児・介護生活資金を協調融資する労働者福祉対策資金貸付金事業の平成16年度実績は、貸付枠の54.4%となっている。	○より多くの求職者が支援を受けることができるよう、制度の見直しが行われているが、県内の雇用情勢は向上しており、また、個人給付であることから、状況に応じて今後も制度の内容について検討していく必要がある。 ○企業の求める人材ニーズに対応するため、民間企業等への訓練委託は効率的であると言える。 ○平成15年度に持家対策資金貸付金の貸付枠を見直したことなどにより、貸付実績は前年度15.9%に比べて増加しているが、育児・介護生活資金は15年度から2カ年貸付実績がない。引き続きニーズ把握に努め、制度内容を検討していく必要である。	3.0

5 品質十分性	○平成16年度に行った「地域雇用対策ニーズ調査」によると、県が行う求職者向けの主な就職支援事業の認知度は、合同企業就職説明会よりも低い。 合同企業就職説明会:75.4%　資格取得サポート:34.9% 短期職場実践訓練:19.0%　キャリアカウンセリング:11.8% ※合同企業就職説明会以外は、重点プログラムに位置づけられている。 ○ファミリー・サポート・センターの国庫補助金交付要件(人口5万人以上)に満たない市町に対し、ミニ・ファミリー・サポート・センターの運営費支援を行っている。 13年度　16年度 ファミリー・サポート・センター　1個所　8個所 ミニ・ファミリー・サポート・センター　ー　2個所 ○平成14年度に「男女がいきいきと働いている事業所」知事表彰制度を創設し、男性も女性も、持てる力を十分に発揮できる職場づくりを積極的に推進している事業所の取組実践事例を紹介している。	○重点プログラムに位置づけられている就職支援・職業能力開発支援事業の認知度が低いので、県民への周知に一層努める必要がある。 ○ファミリー・サポート・センター(ミニも含む)の活動実績が増加していることから、今後もファミリー・サポート・センターの設置に向けて支援していく必要がある。 ○性別にとらわれることなく個人の能力を活用することは、CSR(企業の社会的責任)の観点からも重要視されてきており、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組むことは評価できる。 今後は、表彰された企業にとってメリットとなる取組を検討していくことも必要である。	3.6
6 計画性	○職業能力開発促進法により、国が策定する職業能力開発基本計画と整合させ、県は職業能力開発計画を策定することとなっており、平成14年2月に第7次三重県職業能力開発計画(13年度～17年度)を策定している。 ○就労環境などの整備については、三重県男女共同参画基本計画 実施計画に位置づけられている。	○計画には数値目標が無く、具体的な取組内容についても十分示されていないことから、国、県、事業者、団体などの役割を明確にした上で、実効性のある計画を策定し、目的の実現に向けて取り組んでいく必要がある。 ○三重県男女共同参画審議会による第三者評価が行われ、進行管理されている。	2.6

7 行政活動充実度	○三重労働局、21世紀職業財団と連携し、雇用機会均等、育児・介護休業、仕事と家庭の両立などに関する事業を実施したり、事業者への啓発・指導、労働情報の広報や交換を行っている。	○今後も国などの関係機関との役割分担に基づき、効果的な事業を実施していく必要がある。	3.0
	○三重県社会保険労務士会と労使コミュニケーション診断の企業への普及を行っている。平成16年度は22企業で実施したが、事業主への啓発が十分に行えなかったことから、予定企業数には達しなかった。	○三重県社会保険労務士会の協力を得て、効果的なPRを行っていく必要がある。	
	○津高等技術学校が津市にあることから、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する2個所(四日市市、伊勢市(小俣町))のポリテクセンターと地域的役割分担を行いながら職業訓練を実施している。	○県内には、県立公共職業訓練校が1個所しかないことから、ポリテクセンターと引き続き連携していく必要がある。	
	○ファミリー・サポート・センターや中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置・運営を市町村と連携して行っている。	○現在運営されているファミリー・サポート・センター(ミニを含む)の半数がNPO法人に運営委託されている。 市町村合併によりファミリー・サポート・センターの活動範囲も広域化していくこととなるが、こうした組織は地域の自主的な取組により活性化されることが望まれるので、今後も地域の団体やNPOなど、多様な主体による運営が進むよう、市町村と連携して支援していく必要がある。	
	○健康福祉部と連携してファミリー・サポート・センターの設置促進について、児童福祉の観点から市町村への働きかけている。	○今後、市町村において次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・取組が進んでいくこととなるので、併せてファミリー・サポート・センターの設置が促進されるよう働きかけていく必要がある。	

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成14年度 （働く場の確保と勤労者生活の支援）	評価結果	総合判定　C	評点合計20.7	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 労働者福祉対策資金貸付金事業の見直し等 労働者福祉対策資金貸付金事業の各年度の貸付け枠に対する貸付実績は、数年来30％に満たない状況となっているので、事業の実態を精査し必要な見直しを行われたい。 また、県勤労者信用基金協会の代位弁済が増加しているので、今後の対応について抜本的な方策を検討されたい。	持家対策資金貸付金については、平成15年度には貸付限度額を500万円から1,000万円への引き上げと所得区分を廃止し、平成16年度には新規貸付メニューとして、耐震工事等資金貸付金を創設した（貸付限度額500万円）。また、平成17年度には一般と耐震等を一本化し、貸付限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げている。 こうした取組の結果、平成13年度21.3％であった貸付実績は、平成16年度には54.4％となった。 しかし、貸付実績は貸付枠の半分であり、育児・介護生活資金にいたっては、平成15、16年度と貸付実績がない。 財団法人三重県勤労者信用基金協会については、解散の許可を行い、平成17年3月31日で業務結了となった。		改善に着手
	2 ファミリー・サポート・センター、中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置促進 第一次実施計画の数値目標のうち、ファミリー・サポート・センター、中小企業勤労者福祉サービスセンターについては平成13年度の目標数値を達成できなかったが、第二次実施計画にも引き続き数値目標を掲げているので、平成16年度の目標値の達成に向けて着実に事業を推進されたい。 また、中小企業勤労者福祉サービスセンターは、中小企業勤労者が多い北勢地域や伊賀地域で設置されていないので、これらの地域での設置を促進されたい。	ファミリー・サポート・センターの設置促進については、重点プログラムに位置づけ、市町村への設置の働きかけや国庫補助対象要件（人口5万人以上）に満たない市町に対して、県単独補助によるミニ・ファミリー・サポート・センターの設置支援を行ったことにより、平成16年度には10個所設置され、「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画の目標（10個所）を達成した。（ただし、「県民しあわせプラン」での事務事業としての設置目標12個所は達成していない。） （参考） 13年度　16年度 ファミリー・サポート・センター　1市　8市 ミニ・ファミリー・サポート・センター　―　1市1町 中小企業勤労者福祉サービスセンターは、中勢、松阪、伊勢・鳥羽・度会の3地域のみで、その後の設置は進んでいない。		改善に着手

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	元気 2　中高年者雇用・安定プログラム	主担当部局名	生活部	「県民しあわせプラン」の頁	216～217頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
中高年者の円滑な再就職を支援するとともに、就労者の雇用に係る不安の解消をはかります。	ライフ・ワークサポート三重推進事業	啓発・研修への参加事業所数	1,000事業所	922事業所
	(参考)当施策外4事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○平成16年度の実績は922事業所で、目標(1,000事業所)を達成していない。 ○ライフサポート三重推進事業の目的は、中高年求職者に対して職業能力開発の機会を提供するとともに、労働・生活相談窓口の運営、企業への労働環境づくりに向けた啓発・研修を行うものである。 14年度　15年度　16年度 相談件数　728件　933件　1,262件	○労働相談件数の増加から、相談窓口としての機能が果たされていると認められるが、事業主には就労環境の整備が一層求められるので、三重県社会保険労務士会など、関係団体に協力を得て、企業向けに行っている研修等への参加や企業診断を実施する企業が増えるよう、さらなる取組の推進が必要である。

重点プログラム

重点プログラム名	くらし 9　少子化対策のための子育て家庭応援プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県民しあわせプラン」の頁	254～256頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
少子化対策の一環として、多機能保育所・放課後児童クラブの設置促進など、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを生み育てられると実感できる環境づくりを進めます。	ファミリー・サポート・センター設置促進事業	ファミリー・サポート・センター設置数(累計)	12個所	10個所
	(参考)当施策外7事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業の目的は、地域の子育て相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置を促進するものである。 14年度　15年度　16年度 ファミリー・サポート・センター活動件数　2,395件　6,208件　10,196件 ○平成16年度の実績は10個所で、目標(12個所)を達成していない。 ○ファミリー・サポート・センターの国庫補助対象要件(人口5万人以上)に満たない市町に対して、県単独補助により、ミニ・ファミリー・サポート・センターの設置を進めている。	○子育て中の勤労者等の育児不安や育児負担感等を軽減するとともに、仕事と子育ての両立を支援しており、活動実績は年々増加している。 ○平成16年度の事業目標は達成されていないが、県単独補助を導入し、地域格差にも配慮するなど、設置推進に向けた積極的な取組が行われている。 今後、市町村合併が進むこととなるが、平成18年度の事業目標(18個所)の達成に向けて、引き続き地域や市町村等の実情に応じた設置促進・運営支援を行っていく必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　58～63 頁
県政報告書　58～59 頁

施策番号	223
施策名	農林水産業を支える生産・経営基盤の充実
施策の目的	農林水産業の担い手が、自立した経営体として活発に生産活動を行っている。

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
農水商工部	農林水産業の新規就業定着者数(人)	目標	585	745	905
		実績	601	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 次代を支える元気な担い手の確保・育成	農水商工部	農林水産支援センター利用者数(人)	目標	1,000	1,150	1,300
			実績	1,008	—	—
2 農林漁業経営体の自立支援	農水商工部	自立経営体の農用地利用集積率(%)	目標	27	31	35
			実績	20.9	—	—
3 生産・経営支援機能の充実	農水商工部	認定漁協数の割合(%)	目標	12.2	12.5	29.4
			実績	10.9	—	—
4 農業生産基盤の整備	農水商工部	ほ場の整備率(%)	目標	83.6	84.0	84.4
			実績	83.2	—	—
5 水産生産基盤の整備	農水商工部	安全係船岸充足率(%)	目標	46	48	49
			実績	47	—	—
6 農林水産情報システム体制の整備	農水商工部	農林水産情報システムへのアクセス件数(件)	目標	100,000	102,500	105,000
			実績	77,614	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

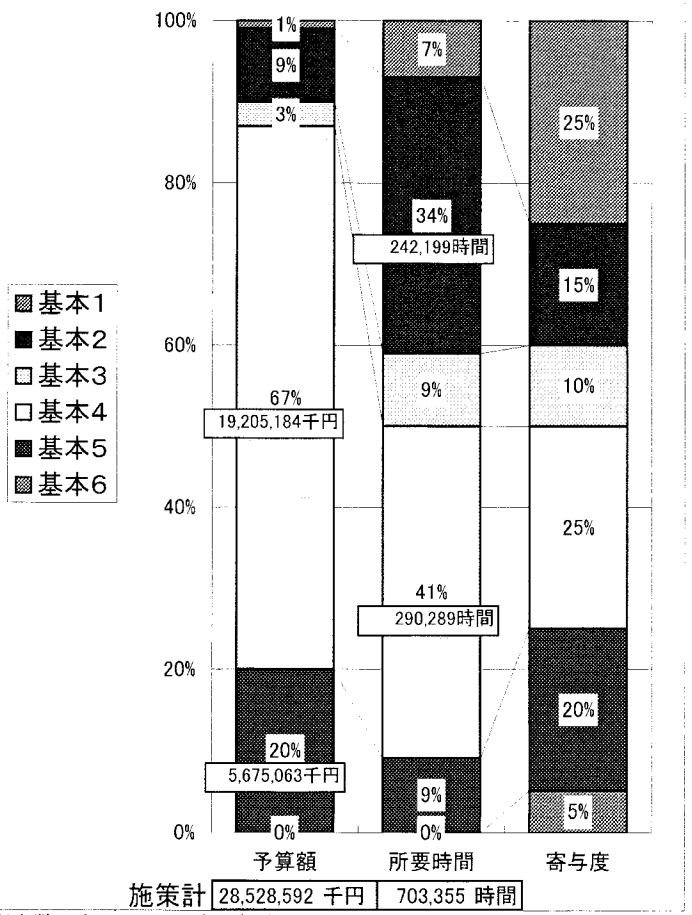

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 農林水産業の担い手の確保

農林水産業のさまざまな役割を維持・増進するため、次代の農林水産業を支える担い手の育成や経営体の経営力強化のほか、関係団体の事業活動の促進、農業基盤・水産基盤の整備に取り組んでいる。

こうした中、特に農業・林業・水産業それぞれの主たる担い手の確保については、当初見込みを大きく下回り、平成22年度の目標達成は困難な状況であるので、施策の目的に向けて、その要因を分析し、効果的な施策展開を図られたい。

2 農林水産支援センターの支援強化

財団法人三重県農林水産支援センターは、県の農林水産業の担い手の確保・育成等の実施機関として多くの役割を担い、利用者へのワンストップサービスを提供している。

しかし、平成16年度は一般会計で約25百万円、特別会計の強化基金で約48百万円の赤字で、今後も厳しい経営が予想されるので、農林水産支援センターの役割を踏まえ、組織体制や財政面での課題への対応を含めた中期計画の早急な策定とその実施に対して支援・指導を行われたい。

3 農業大学校の改革と成果の検証

農業大学校については、平成12年度からの改革成果の検証を行うために設置した「三重県農業大学校検討委員会」により、教育課程の見直し等に関して提言が出されているので、その提言を踏まえ、今後の在り方について検討されたい。

また、16年度卒業生の就農率は2年課程・1年課程合わせて33%にとどまっており、特に卒業後すぐに就農をめざす人を対象とする1年課程でも低下傾向にあるので、その向上に努めるとともに、2年課程卒業生については、一定期間の後就農する場合が少なくないので、卒業後の就農状況を定期的に把握し、農業大学校の成果の検証に生かされたい。

4 漁協合併の促進支援

漁業協同組合の再編については、三重県漁協大会の運動方針及び県の「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」では、平成20年4月までに3漁協とすることを目標とし、合併に向けた取組を進めているが、漁協数は14年度から46漁協という状況なので、経営の合理化・強化が図られるよう、関係団体と連携して一層効果的に取り組まれたい。

参考指標

○県内の農家数

(単位：戸)

区　分	H. 7	H.12	H.16
総農家数	74,600	66,905	63,350
販売農家	56,069	49,046	45,990
うち主業農家	6,538	4,585	4,240
自給的農家	18,531	17,859	17,360

・「農家」は、経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の農家
・「販売農家」は、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
・「主業農家」は、農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家

○農林水産業の担い手

区　分	H.10	H.16	H.22(目標)
認定農業者数	1,641	2,032	4,000
認定林業事業体	32	51	100
中核的漁業経営体	1,530	1,068	3,000

※中核的漁業経営体の「H.16」欄はH.15データ

○農業大学校卒業生の就農率

卒業年度	H.13		H.14		H.15		H.16	
卒業生　(人)	22	9	25	9	35	13	17	13
農業自営　(人)	4	7	13	9	12	5	4	6
就農率　(%)	35		65		35		33	

※各年度左欄は2年課程、右欄は1年課程

○漁協数

地　域	H. 9	H.16
①伊勢湾（木曽岬～二見）	25	21
②鳥羽・志摩（鳥羽～志摩）	44	5
③熊野灘（南勢～鵜殿）	40	20
計	109	46

※各年度末現在

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
19.9 /35

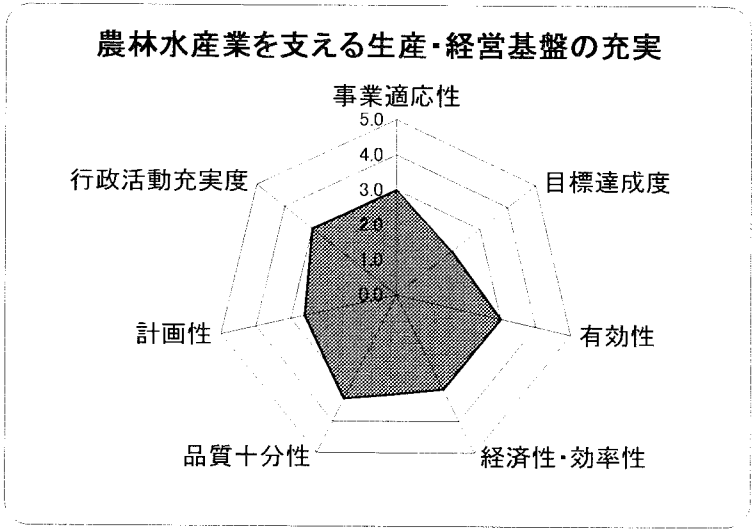

○目標指標は新規就業定着者数としているが、より施策目的に適った指標を検討する必要がある。（目標達成度）

○県が整備した土地改良施設について、土地改良区に譲渡することとしているが、譲渡されていないものがある。（経済性・効率性）

○農林水産業の担い手対策に関連する業務を農林水産支援センターに委託し効率的な事業展開に努め、就業を希望する人を対象に就業相談等のワンストップサービスを提供している。（経済性・効率性、品質十分性）

○認定農業者数の目標について、全体計画と地域機関が掲げる計画との整合が図られていない。（計画性）

○未登記用地の処理について、5カ年計画と目的評価表では異なる目標筆数を定め、有効な計画となっていない。（計画性）

○基本事業の評点

1 次代を支える元気な担い手の確保・育成

【寄与度=25%】

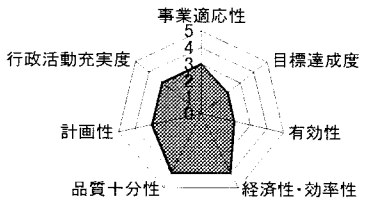

2 農林漁業経営体の自立支援

【寄与度=15%】

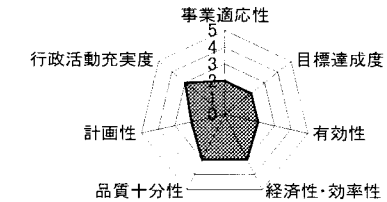

3 生産・経営支援機能の充実

【寄与度=10%】

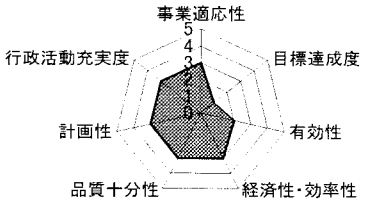

4 農業生産基盤の整備

【寄与度=25%】

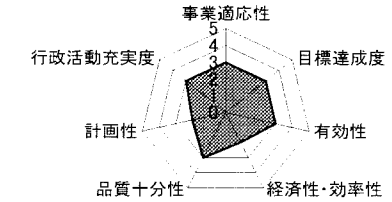

5 水産生産基盤の整備

【寄与度=20%】

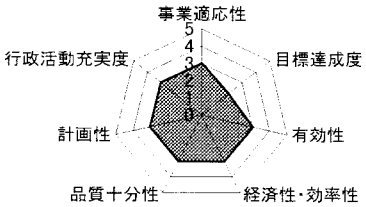

6 農林水産情報システム体制の整備

【寄与度= 5%】

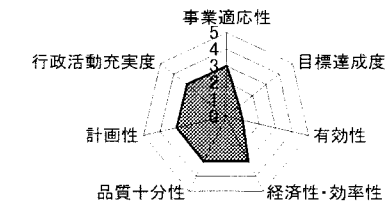

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>
○国では平成17年3月、「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われ、農政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農地の利用集積の促進に取り組むことなどがうたわれている。

○県では、効率的・安定的な農業経営体の確保・育成を図るため、経営規模の拡大に必要な農地の利用集積や経営改善を促進している。
意欲の高い林家等に林業改善計画の認定制度(認定林業事業体)の普及活動を、また漁業者に漁業技術等の指導助言を行っている。

○(財)三重県農林水産支援センターを中心に、農林水産業への就業を希望する人を対象に、就業・就職フェアをはじめ事業体との面談会や体験教室、実践研修等を実施している。

農林水産業の担い手の推移
<table>
<tr><th></th><th>H. 8</th><th>H.10</th><th>H.12</th><th>H.14</th><th>H.16</th><th>H.22(目標)</th></tr>
<tr><td>認定農業者数</td><td>1,238</td><td>1,641</td><td>1,896</td><td>1,967</td><td>2,032</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>認定林業事業体</td><td>17</td><td>32</td><td>37</td><td>52</td><td>51</td><td>100</td></tr>
<tr><td>中核的漁業経営体</td><td>－</td><td>1,530</td><td>－</td><td colspan="2">1,068(H.15)</td><td>3,000</td></tr>
</table>
○地域農業の担い手である認定農業者等を対象に、新たな農業部門の経営を始める場合などに必要な資金を無利子で貸し付けるほか、運転資金や施設等資金に対する融資にかかる利子補給を行っている。

○経営体の規模拡大と生産経費の低減を図るため、地域農業の立地条件に即した農業用の用・排水路や、水資源の確保、農地の整備を推進している。また、農用地を将来にわたって良好な状態で確保するため、計画的な土地利用や土地改良施設の維持管理を促進している。

○国の水産基本計画(平成14年3月策定)では、漁協系統組織の再編整備について、「漁協系統の自主的な取組を基本とした合併による再編整備(1県1漁協又は1県複数自立漁協の構築の実現)を推進する」としている。
</td><td>
○農業・林業・水産業それぞれの主たる担い手については、当初見込みを下回り、平成22年度の目標達成は困難な状況である。施策の目的に向けて、国等の動向も踏まえ、効果的な施策展開を図る必要がある。

経営耕地規模別農家数（販売農家）の構成割合　（単位：%）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>販売農家数</th><th>1.0ha未満</th><th>1.0～2.0</th><th>2.0～3.0</th><th>3.0ha以上</th></tr>
<tr><td>三重県</td><td>45,990戸</td><td>66.6</td><td>25.8</td><td>4.2</td><td>3.3</td></tr>
<tr><td>全　国</td><td>2,103,400戸</td><td>58.8</td><td>25.9</td><td>8.1</td><td>7.2</td></tr>
</table>
※販売農家：経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
※全国値は北海道を除く

県が関わる金融制度（農業担い手関係）
<table>
<tr><th>対象者</th><th>種類</th><th>対象資金</th><th>貸付限度額【個人の場合】</th><th>償還期間</th><th>貸付主体</th><th>利子</th><th>県支援</th></tr>
<tr><td rowspan="3">認定就農者等</td><td rowspan="3">就農支援資金</td><td>研修資金</td><td>5万円／月～</td><td rowspan="3">12年以内</td><td>農林水産支援センター</td><td rowspan="3">無利子</td><td rowspan="3">原資</td></tr>
<tr><td>準備資金</td><td>200万円</td><td rowspan="2">農協</td></tr>
<tr><td>施設等資金</td><td>2,800万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定農業者等</td><td>農業改良資金</td><td>施設の改良等</td><td>1,800万円</td><td>10年以内</td><td rowspan="3">金融機関</td><td rowspan="3">低利</td><td rowspan="3">利子補給</td></tr>
<tr><td>農業近代化資金</td><td>機械・運転資金等</td><td>1,800万円</td><td>20年以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定農業者</td><td>スーパーS資金</td><td>機械・施設・運転資金</td><td>500万円</td><td>1年以内</td></tr>
<tr><td>スーパーL資金</td><td>農地取得等</td><td>1億5,000万円</td><td>25年以内</td><td>農林公庫</td></tr>
</table>
※認定就農者は、法に基づき、就農計画を作成して知事の認定を受けた人。
※認定農業者は、法に基づき、改善計画を作成して市町村長の認定を受けた人。
※認定林業事業体は、法に基づき、改善計画を作成して知事の認定を受けた事業主。
※中核的漁業経営体は、年間水揚げ金額が1000万円以上の経営体。
</td><td>3</td></tr>
</table>

○漁業協同組合の再編について、三重県漁協大会（平成14年10月開催）の運動方針では、3地域に漁協をまとめていくことも必要としている。15年3月に合併促進法が平成19年度までの期限延長がなされたことを受け、県では15年9月、「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」（13年9月策定）を変更し、20年4月までに3漁協とすることを目標としている。

○合併した漁協や信用事業を譲渡した漁協の経営基盤を確立するため、当該漁協の財務改善計画の策定・実行を指導するとともに、販売事業や信用事業での不良債権や、本所機能などの施設・機器の整備や運転資金の利子補給を行っている。

○漁港機能の増進や安全性の確保を図るため、防波堤や護岸等の漁港施設や、魚礁や養殖場等の地先の漁場施設を整備・拡充している。これらの事業は、漁港の管理者や事業費により、事業主体が県または市町村となる。

漁港指定数　（単位：カ所）

管理者＼区分	第1種	第2種	第3種	第4種	計
市・町	43	19	0	0	62
県	1	4	※3	3	11
計	44	23	3	3	73

※県管理の第3種漁港：安乗・波切・錦

○漁協の合併に向けた取組を進めているが、漁協数は平成14年度から46漁協という状況なので、漁協の経営合理化・強化が図られるよう、一層効果的に取り組む必要がある。

漁協数の推移

地域	H. 9	H. 16
①伊勢湾（木曽岬～二見）	25	21
②鳥羽・志摩（鳥羽～志摩）	44	5
③熊野灘（南勢～鵜殿）	40	20
計	109	46

※各年度末現在

2 目標達成度

○施策の目標指標は「農林水産業の新規就業定着者数」で、40歳未満で農林漁業に新規就業した人のうち3年後も就業している人の数で、平成13年度からの累計としている。

○平成16年度の目標585人に対して実績は601人である。内訳は、農業367人、漁業126人、林業108人である。

○施策を構成する基本事業の目標指標6項目のうち、「農林水産支援センター利用者数」など2項目で目標を達成している。
目標を達成していない基本事業の目標指標は次のとおりである。
・自立経営体の農用地利用集積率：
目標27%、実績20.9%（前年度19.9%）
・認定漁協数の割合：目標12.2%、実績10.9%（前年度10.9%）
・ほ場の整備率：目標83.6%、実績83.2%（前年度83.0%）
・農林水産情報システムへのアクセス件数：
目標100,000件、実績77,614件（前年度150,250件）
※認定漁協は、平成13年度に創出された国の制度で、基盤強化計画を作成して知事の認定を受けた漁協

○目標指標は、農林水産業の就業状況を踏まえ、新規就業者の一定期間（3年）後の定着状況に着目したものであるが、「自立した経営体」に着目し、より施策目的に適った目標指標を検討する必要がある。

○目標は達成している。ただし、農業の定着者では、法人への就業者を除く個人について配偶者等の就業も見込んでいるので、数値の算出について見直す必要がある。

○目標を達成していない基本事業については、要因を分析し、目標達成に努める必要がある。
また、基本事業の目標指標のひとつである「農林水産支援センター利用者数」については、事業の実施主体がセンターであることから、毎年度、委託に当たってその旨周知徹底しておく必要がある。

2

3 有効性

○施策を構成する6つの基本事業の寄与度は、「次代を支える元気な担い手の確保・育成」を25%、「農業生産基盤の整備」を25%、「水産生産基盤の整備」を20%、「農林漁業経営体の自立支援」を15%、「生産・経営支援機能の充実」を10%、「農林水産情報システム体制の整備」を5%としている。

○農業大学校の平成16年度卒業生は2年課程17名、1年課程13名で、就農率(農業自営)は33%であった。高卒者を中心とする2年課程の卒業生は、親が農業に携わっている間は他の職業に就き、その後就農する場合が少なくないといった状況にある。

農業大学校卒業生の就農率（卒業時調査）

卒業年度		H.12		H.13		H.14		H.15		H.16	
卒業生	(人)	32	10	22	9	25	9	35	13	17	13
うち女子		6	4	6	3	5	3	2	2	4	0
農業自営	(人)	13	7	4	7	13	9	12	5	4	6
就農率	(%)	48		35		65		35		33	

※各年度左欄は2年課程、右欄は1年課程

○施策を構成する基本事業は、施策の目的を達成するためにそれぞれ有効である。
　ただし、基本事業「農林水産情報システム体制の整備」内の事務事業は主として農業者に技術情報等を提供する1事業のみであり、担い手の確保・育成にかかる基本事業に位置付け、事業展開することについて検討する必要がある。

○農業大学校卒業生の就農率について、33.3%にとどまっており、特に卒業後すぐに就農をめざす人を対象とする1年課程でも低下傾向にあるので、その向上に努める必要がある。また、2年課程卒業生について、卒業後の就農状況を定期的に把握し、農業大学校の成果の検証に生かす必要がある。

3

4 経済性・効率性

○農林水産支援センターを、県の農林水産業の担い手対策等の実施機関として位置付け、センター事業に助成するとともに、関連業務を委託している。

平成16年度（財）三重県農林水産支援センターへの委託及び助成　（単位：千円）

委託	広域農道整備事業用地買収業務	24,780
	国営造成施設県管理事業	13,270
	現場技術業務	11,077
	財産適正管理処理	8,599
	農林水産業版ﾊﾛｰﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ事業	5,748
	農地情報等管理ｼｽﾃﾑ整備事業	4,389
	その他（当施策外）	11,334
	計	79,197

助成（補助）	農地保有合理化促進事業	86,936
	うめの郷創生事業	78,667
	青年農業者就農支援事業	8,092
	農作業受委託促進特別事業	5,915
	林業就業促進総合対策事業	3,867
	就農支援資金償還免除事業	1,695
	担い手育成地域推進事業	1,355
	漁業就業者確保育成ｾﾝﾀｰ事業	1,270
	新規参入者総合支援事業	780
	その他（当施策外）	8,264
	計	196,841

○農林水産業の担い手対策に関連する業務を委託し、効率的な事業展開に努めている。

3.0

	○農林水産支援センターは、県の農林水産業の担い手を確保・育成したり、地産地消等を推進したりする実施機関として多くの役割を担っているが、平成16年度収支の赤字額が、一般会計で約25百万円、特別会計の中の強化基金で約48百万円となっている。 　また、国・県からの補填がなくなる5年以上の長期保有地が16年度末現在、31.9haある。 農林水産支援センターの保有地　（単位：ha） 保有地 57.2 うち5年を超えている保有地 31.9 （割合） (55.8%) 平成16年度末現在	○農林水産支援センターは、今後も厳しい経営が予想されるので、農林水産支援センターの役割を踏まえ、組織体制や財政面での課題への対応を含めた中期計画の早急な策定とその実施に対して支援・指導を行う必要がある。
	○農業、漁業及び林業にかかる貸付金について、未収金が前年度より増加し、平成16年度末現在、農業改良資金で45件約45,487千円、沿岸漁業改善資金で6件約16,544千円、林業改善資金で1件911千円の未収金が発生している。 　なお、農業改良資金は現在、転貸方式（農業信用基金協会の債務保証の対象）となっているので、以後新規貸付金について未収金は発生しない。 未収金の状況　（単位：千円） 区　分 / H.16分 / 過年度分 / 違約金 / 計 農業改良資金 / 7,409 / 36,753 / 1,325 / 45,487 沿岸漁業改善資金 / 4,240 / 12,304 / 0 / 16,544 林業改善資金 / 482 / 400 / 29 / 911	○貸付資金の回収については、債権回収事務取扱要領等を定めているので、本庁と県民局の役割を十分徹底し、収納に努める必要がある。 　また、直貸による貸付金については、未収金の発生を未然に防ぐため、貸付時の事務処理や延滞時の対応を的確に行う必要がある。
	○県が事業主体として整備した土地改良施設について、譲渡（所有権設定）まで時間を要することから、まず土地改良区と管理委託契約により運営を開始した後、譲渡することとしているが、譲渡されていないものがある。	○譲渡できていない土地改良施設の理由や件数等の状況を把握しておらず、現在、地域機関で調査しているところであるが、実情を把握し、速やかに譲渡手続きを進める必要がある。
5 品質十分性	○農林水産業版ハロープロジェクト事業では、就業面談会・セミナーを別々に各1回開催する予定であったが、セミナーの開催に当たって再度面談会も併せて実施している。しかし、就業面談会等への参加者は約170名と、前年度約260名の3分の2に減少している。 　なお、参加者アンケートでは、満足度86%を得ている。	○就業面談会等について、満足度が高く、また参加者の利便性を考慮し、セミナーの後に面談会を実施していることは評価できるが、これらへの参加者が減少しているので、PR方法など委託先と協議して効果的な事業実施に努める必要がある。

○農林水産業への就業を希望する人を対象に、就業相談をはじめ情報提供・技術支援のほか、資金の貸し付け等を(財)三重県農林水産支援センターに委託している。
（農林水産支援センターに位置付けられている機能）
・農地保有合理化法人
・青年農業者等育成センター
・林業労働力確保支援センター
・漁業就業者確保事業育成センター

○農林水産支援センターによりワンストップサービスを提供し、利用者の利便を図っていることは評価できる。
なお、農林水産支援センターのような農林水産業が一体となった機関があるのは全国で7都県である。

○主な貸付金(無利子)の貸付額実績は次のとおりである。
農業改良資金は、農業経営近代化資金が市町村の利子補給もあってほとんど無利子で、当資金のメリットが低下していることなどから貸付件数・金額が減ってきている。

主な貸付金の貸付額と件数　（単位：千円（件））

貸付金	H.14		H.15		H.16	
農業改良資金	186,199	(30)	67,160	(10)	45,580	(6)
沿岸漁業改善資金	136,880	(31)	137,800	(36)	165,630	(38)
林業改善資金	12,206	(7)	95,299	(6)	97,080	(9)

○貸付金制度について、就業者へのPRに努めるとともに、ニーズに的確に対応していく必要がある。

○農業大学校では、平成12年度からの改革成果の検証を行い今後の方針を定めるに当たり、「三重県農業大学校検討委員会」(平成16年8月設置、委員長・三重大学教授)により検討され、提言されている。
(評価・提言の主な項目)
・1年課程は効果的であった
・水田作コースの新設は有効であった
・畜産コースの2年課程化の検討
・就農後の発展段階に応じた支援体制を要望
・専修学校化の検討

○検討委員会の提言を踏まえ、農業大学校の今後の方針について検討されたい。

○ほ場整備や農業用ため池等の維持・管理を行う土地改良区について、県内に203団体存在しているが(平成16年度末現在)、活動実態のない団体もいくつか存在している。

土地改良区の組合規模別団体数

組合員	～100人	～200人	～300人	～500人	501人～	計
団体数	68	45	23	29	38	203

○活動実態のない土地改良区を放置することは適切ではないので、実態を把握するとともに、法令等に基づき方針を定め、年次計画を立て取り組んでいく必要がある。

3.3

6 計画性

○地域における農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者について、平成16年度末で2,032経営体と前年度比26経営体(1.3%)の微増にとどまり、22年度4,000経営体とする従来の目標に対する達成率は50.8%といった状況である。
　なお、認定農業者や農用地利用集積率等の目標を掲げる現在の基本方針(12年3月策定)について、現在見直しているところである。

地域機関別の認定農業者数（平成16年度末）

	桑名	北勢	津	松阪	南志	伊賀	紀北	紀南	計
認定農業者　(経営体)	245	518	281	202	292	238	27	229	2,032
22年度目標（経営体）	424	1,093	744	401	610	398	28	313	4,000
目標達成率（%）	57.8	47.4	37.8	50.4	47.9	59.8	96.4	73.2	50.8
（参考）専業農家	468	1,204	1,072	851	754	590	76	782	5,797

※農家数等は農業センサス2000による。
※平成16年度末の津地方県民局分については、前年度対比のため、旧嬉野町・三雲町分を含めている。

○認定農業者数について、地域機関(地域農業改良普及センター)では別途農業改良普及活動計画で目標を掲げているところがあるが、それと平成22年度4,000経営体とする従来の目標と整合が図られていないので、見直しに当たって、各地域の現状や目標を踏まえ、現場と一体となった取組を進める必要がある。

○過年度に取得した公共用地の登記処理について、第6次5カ年計画(平成14～18年度)を設け、未登記土地調査表(カルテ)により未登記の解消に取り組んでいる。
　しかし、平成16年度は目標248筆に対し155筆に終わっており、16年度末現在、1,200筆の未登記用地が残っている。

未登記処理状況

平成16年度処理分		平成16年度末未登記		平成16年度末カルテ
筆数（筆）	面積（㎡）	筆数（筆）	面積（㎡）	未作成（筆）
155	15,300.40	1,200	110,720.68	54

○第6次5カ年計画と事務事業目的評価表では異なる目標筆数を定めており、有効な計画となっていないので、各案件について未登記の理由やその解消の困難度、コスト等を検討し、計画的に未登記の解消を進める必要がある。

2.6

7 行政活動充実度

○各地域機関では、新規就業者の受け入れ・支援体制づくりのため、市町村や団体、農林漁業者等からなる「農林漁業地域担い手対策協議会」により協議している。

○担い手対策協議会については、農業・林業・漁業と広範囲にわたっているので、業種別に協議したり、農林水産支援センターや関係団体との連携に一層努める必要がある。

○国営造成施設管理体制整備促進事業では、地域住民が農業水利施設のさまざまな機能を享受していることから(雨水排水の受け入れ、管理道路の利用等)、施設を管理している土地改良区と地域住民が一体となった維持管理が求められている。

○さまざまな機能をもつ農業水利施設の管理について、地域住民の理解を得られるよう土地改良区と連携して取り組んでいく必要がある。

3.0

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度 (次代を支える元気な担い手の確保・育成)	評価結果	総合判定　C	評点合計19.3	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 農林水産業の魅力づくりによる担い手の確保・育成 担い手を確保・育成するためには、経営基盤の強化や集落営農組織の法人化のほか、農業特区の導入など多様な形態の参入についての環境整備を行うとともに、地産地消の推進など他の施策との連携により、効果的な施策展開を図られたい。	農業改良普及センターでは、地域単位で農地利用調整組織を設立し、担い手に農地を集積する水田営農システムの推進に取り組んでいる。平成17年9月現在の県内の農業法人数は249。(平成10年現在、156) また、平成15年度から、「農的企業の誘致促進事業」により企業と農業者の事業連携を促進し、16年度から、産消連携推進委員会により多面的機能を活用したモデルの検討に入っている。		改善に着手
	2 農業大学校のあり方検討 平成15年度の入校生数が定員に達していないこと、また、見直し検討会の報告から4年以上経過していることから、改革の成果を検証するとともに、農業後継者、新規就業希望者等のニーズを把握し、農業大学校のあり方について検討されたい。	学生のほか、体験入校者へのアンケート調査を行っている。 また、改革の成果と検証を行うため平成16年度、学識経験者等からなる検討委員会により検討し、提言を受けている。 なお、入校生は15年度34名、16年度40名、17年度37名。			検討に着手
	3 (財)三重県農林水産支援センターの経営健全化 収益事業の整理縮小により、平成14年度の当期収支は約126百万円の赤字となっている。中長期計画を早急に策定し、組織、職員体制を見直し、効率的な運営体制を構築するとともに、5年以上の長期保有農地17.1haについて、売渡しを進めるなどの具体的な対策を講じるよう助言、指導等の支援を行われたい。	中期計画は平成17年度内に策定される見込みである。 また、長期保有地の売却については、ホームページや看板を設置し、売渡促進チームで取り組んでいるが、16年度末現在、5年を超える長期保有地は31.9haとなっている。			検討に着手
	4 県と関係機関が一体となった地域の受入体制づくり 地域機関においては、「地域担い手対策協議会」を設置しているが、年1、2回の開催となっているので、業種別等に部会を設けて議論するなど、会議内容の見直しを図り、県と関係機関が一体となって地域の受入体制づくりを進められたい。	「地域担い手対策協議会」に関しては平成16年度、北勢地域で受け入れマニュアルを作成しているほか、紀南地域で農業部会を設立している。また、南勢志摩地域では17年度、農業と水産業に分け、それぞれ担当者会議により取り組み始めている。			改善に着手

※前回の監査(評価)は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム名	元気 1　若年者雇用支援プログラム	主担当部局名	生活部	「県政報告書」の頁	214～215頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
高等学校、大学等の新卒者や既卒者など、若年者の円滑な就職を支援します。	農林水産業版ハローブロジェクト事業	新規就業相談者数	1,000人	701人
	※その他当施策外の事業　6事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業の目的は、就業先を考えている若年者に対し、農林水産業を選択肢の一つとして提供できる体制を整備するものである。 ○事業目標の新規就業相談者数は、セミナーをはじめ事業体との面談会、体験教室、短期実践研修等への参加者数で、平成16年度の目標1,000人に対して実績は701人に終わっている。 ○事業は、(財)三重県農林水産支援センターに委託して実施している。	○若年者の円滑な就職を支援する当該プログラムにあって、農林水産業への就業を支援している。 ○平成16年度の目標を達成しておらず、また、14年度実績724人、15年度実績714人とわずかながら減少していることから、委託時に支援センターと十分な協議を行うとともに、行事の周知を図り、参加者の増に努める必要がある。 ○ワンストップサービスによる対応や、セミナーと面談会を合同で開催するなど、就業希望者の利便を図っている。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム名	くらし 5　食の安全・安心確保プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	242～243頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
事業者の自主管理の促進と監視・指導の充実をはかり、消費者の食の安全に対する安心感を高めます。	自主衛生管理強化促進事業	HACCP方式自主管理導入品目数(累計)	23品目	23品目
	みえの農産物安全・安心確保モデル育成事業	農産物品質衛生管理マニュアル数(累計)	6品目	7品目
	食の安全にかかる漁業経営構造改善事業	衛生管理型共同利用施設数	3施設	3施設
	三重県農業技術情報システム整備事業	ホームページアクセス数	100000回	57033回
	※その他当施策外の事業　3事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○「みえの農産物安全・安心確保モデル育成事業」「食の安全にかかる漁業経営構造改善事業」「三重県農業技術情報システム整備事業」は、他の事務事業と合わせて「自主衛生管理強化促進事業」として位置付けられている。 ○みえの農産物安全・安心確保モデル育成事業では、平成15年度5品目、16年度2品目の「三重県版農産物品質・衛生マニュアル」を策定している。食の安全にかかる漁業経営構造改善事業では、漁協による滅菌海水を用いた製氷・貯氷施設整備と水産物荷捌き施設整備に助成している。三重県農業技術情報システム整備事業では平成16年度、農産物の自主管理について講座制のコンテンツを加えている。	○品質・経営マニュアルについて、モデル経営体による事例発表を行っているが、今後モデル経営体を中心に地域への普及を図っていく必要がある。衛生管理に対応した共同利用施設について、衛生管理システムの所管部署と連携し、そのPRも促していく必要がある。農業技術情報システムについて、農業者や関係団体への普及を促進する必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　87～93 頁
県政報告書　70～71 頁

施策番号	311
施策名	防災対策の推進
施策の目的	県民が防災面で安全なくらしを確保されている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
防災危機管理局	三重県の防災対策に満足できる状態（%）	目標	35.0	45.5	56.0
		実績	22.7	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 防災体制の整備	防災危機管理局	防災訓練参加率（%）	目標	7.1	7.6	8.1
			実績	9.9	—	—
2 県民防災力の活性化	防災危機管理局	自主防災組織訓練等実施率（%）	目標	75.5	78.0	80.0
			実績	75.7	—	—
3 防災情報の共有化	防災危機管理局	三重県ホームページ防災情報への年間アクセス件数（件）	目標	130,000	140,000	150,000
			実績	720,000	—	—
4 災害に強い建築物の確保	県土整備部	特殊建築物維持管理の適合率（%）	目標	69	70	71
			実績	69	—	—
5 緊急輸送ルートの整備	県土整備部	緊急輸送道路ネットワークの整備率（%）	目標	75.5	75.5	77.8
			実績	75.5	—	—
6 災害医療体制の整備・被災者対策の推進	健康福祉部	災害医療研修受講済み医療従事者数（人）	目標	240	450	600
			実績	297	—	—
7 消防力向上の支援	防災危機管理局	消防力の充足率（%）	目標	84.6	85.6	86.6
			実績	85.3	—	—
8 危険物、高圧ガス等の安全性向上	防災危機管理局	事業所事故発生数（件）	目標	10	9	8
			実績	11	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

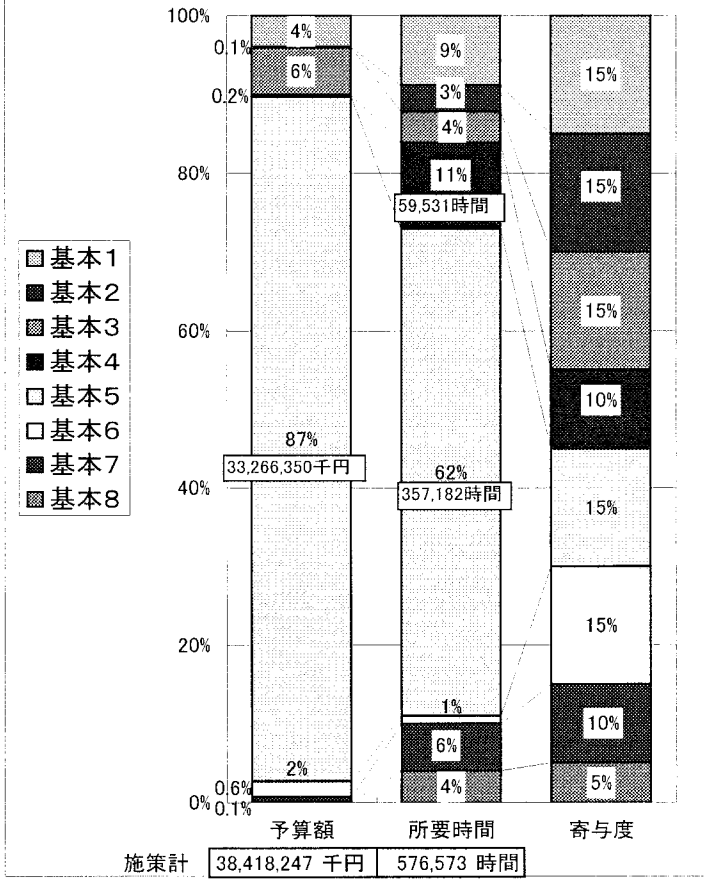

施策計	38,418,247 千円	576,573 時間

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1「三重地震対策アクションプログラム」の推進

県民、市町村、県等の果たすべき役割を明確にした三重県地震対策推進条例を平成16年4月に施行するとともに、15年3月に策定した「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、緊急度の高い地震対策から計画的に取り組んでおり、アクションプログラムに定められた全355項目の具体的なアクションの内の337項目について16年度末までに着手し、三重県地震対策会議や三重県防災事業推進委員会等で各事業の進捗管理が行われている。

しかし、県民の防災意識の向上、避難体制の確立、自主防災組織の活性化など引き続き取り組むべき課題もあることから、今後とも「三重地震対策アクションプログラム」に基づく地震対策を市町村や関係機関等と連携して計画的、重点的に推進されたい。

2 初動体制の確立

県の防災力の向上を図るため、総合防災訓練をはじめとする各種の訓練を県民、防災関係機関等と連携して実施している。

しかし、災害対策本部等が設置された際の所掌業務を約2割の職員が把握しておらず、また、独自の取組や地方災害対策部を設置する上での課題の検証と対応が行われていない県民局が見受けられる。

非常参集訓練の結果の検証などを基に初動体制の確立に向けた課題について全庁的に点検し、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が確保されるよう努められたい。

3 県民の防災意識の向上

避難場所の周知度が高まるなど地震防災対策強化地域における「自助」の意識等は徐々に進んでいるが、一方で紀伊半島南東沖地震の際に避難をした人が僅かであったなどの課題も残っている。

県民一人ひとりの防災に対する意識が向上し、適切な行動をとれることが防災対策を推進する上で不可欠であるので、県民の防災意識の向上に市町村等と連携して引き続き取り組まれたい。

4 地域における防災力の向上

自主防災組織率は、平成16年度には88.6％で全国第5位となっており、自主防災組織訓練等実施率も徐々に向上している。

地震等大規模な災害が発生した際には、交通の遮断や断水、電話の不通等が予想され、被害拡大の軽減・防止のためには地域住民による初期の防災活動が最も効果的であることから、市町村と協働して自主防災組織の組織率を高めるとともに、より実効性のある組織づくり、訓練等実施率の向上など、自主防災組織の活性化を図られたい。

また、消防団については、団員の減少、サラリーマン化傾向にあるが、非常時において地元の事情に詳しい消防団は大きな力となることから、市町村等と連携して引き続き消防団の活性化対策を講じるとともに、企業や事業所における防災組織への働きかけを行い、災害発生時の支援体制の充実に努められたい。

参考指標

○自主防災組織率・訓練等実施率

自主防災組織	H14	H15	H16
組織率（%）	82.4	84.3	88.6
訓練等実施率（%）	68.3	74.9	75.7

※組織率の全国平均はH16で62.5％（三重県は全国第5位）

○消防団員数

年度	H10	H12	H14	H16
消防団員数（人）	14,450	14,204	14,100	13,996

○防災に関する県民意識調査

年度		H14	H15	H16
地震対策は自己責任ですべき	強化地域（%）	16.1	10.6	19.2
	全県（%）	15.2	9.9	22.0
家具類転倒防止対策済み	強化地域（%）	30.4	37.7	85.6
	全県（%）	33.9	34.9	30.0
避難場所の周知度	強化地域（%）	79.9	80.5	89.8
	全県（%）	74.8	78.5	79.3

※強化地域：地震防災対策強化地域

○ホームページ防災情報へのアクセス件数

年度	H14	H15	H16
三重県ホームページ防災情報への年間アクセス件数（件）	40,000	156,020	720,000

○防災教育センターにおける研修受講者数

年度	H15	H16
企業防災担当者（人）	45	125
市町村職員（人）	158	152

5 市町村の防災力の向上

平成15年度に県内全市町村を対象に実施した市町村の防災力診断調査では、市町村により77.3から13.4までの格差が見受けられたことから、県・有識者で構成する防災力向上アドバイザーを市町村に派遣するなどの支援を行っているが、市町村合併が進展する中で、合併後の新市町において地域の実情や特性に即した防災力の向上が図られるように支援されたい。

6 防災情報の伝達と県民への情報提供

災害時に防災関係機関における情報伝達を的確に行うため、防災行政無線の再整備や防災情報システムの運用を行っており、平成16年度に発生した災害時に指摘された防災情報の伝達や被災情報収集にかかる課題についても改善に向けて検討・着手されているが、今後も訓練等を通じて課題等の把握と改善に努められたい。

また、災害発生時に県民への迅速・的確な情報提供を行うため、防災情報提供プラットフォーム(BIRD)などの整備を進めているが、今後さらに市町村、報道関係機関と連携し、災害発生時の情報提供に万全を期されたい。

7 木造住宅等の耐震化の促進

平成15年度から「待ったなし！耐震化プロジェクト事業」として木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助を実施しているが、16年度における補助の実績は耐震診断が目標8,000戸に対して4,018戸、耐震改修が目標100戸に対して41戸と目標に達していない。

地震被害を減少するとともに、救援活動を迅速に実施するためにも住宅の耐震化を進めることが重要であることから、関係部局、市町村との連携により啓発に努めるとともに、耐震診断補助事業等の促進策の普及を図られたい。

○耐震診断・改修補助件数

補助件数			H15	H16
	耐震診断	目標(戸)	7,925	8,000
		実績(戸)	3,628	4,018
	耐震改修	目標(戸)	100	100
		実績(戸)	0	41

※耐震性能の確認が必要な木造住宅:266,500戸

○事業所事故発生件数

年度	H14	H15	H16
高圧ガス(件)	2	7	5
火薬類(件)	1	0	0
危険物(件)	17	16	6
計	20	23	11

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定	評点合計
A	26.9 /35

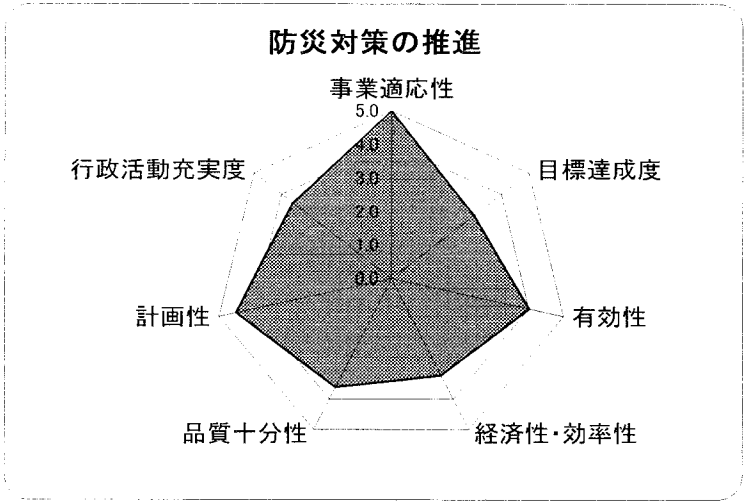

○「三重地震対策アクションプログラム」に基づき地震対策を計画的・重点的に進めており、三重県地震対策会議等で進捗状況の管理や意見交換等を行っている。（事業適応性、計画性）
○災害時における情報伝達を的確に行うため、防災行政無線の再整備や防災情報システムの運用を行っている。（有効性）
○「県政だより」やテレビ・ラジオ、地震防災講演会など、多様な方法で防災に関する情報提供と啓発を行っている。（品質十分性）
○三重県防災事業推進委員会など多様な主体との協働により事業が進められている。（行政活動充実度）

○基本事業の評点

1 防災体制の整備
【寄与度=15%】

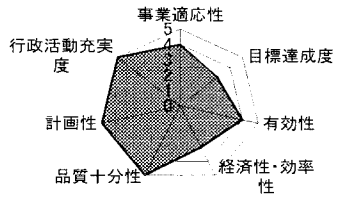

2 県民防災力の活性化
【寄与度=15%】

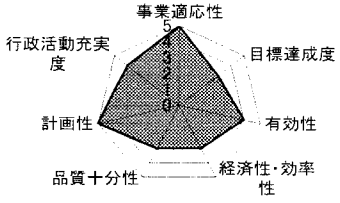

3 防災情報の共有化
【寄与度=15%】

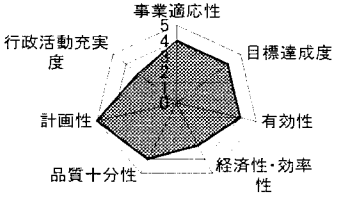

4 災害に強い建築物の確保
【寄与度=10%】

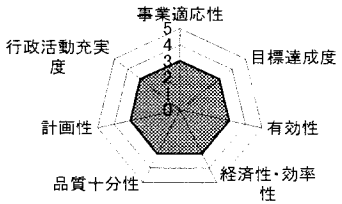

5 緊急輸送ルートの整備
【寄与度=15%】

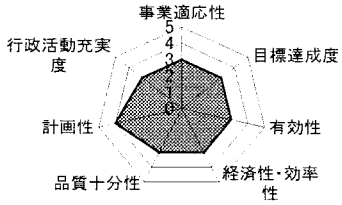

6 災害医療体制の整備・被災者対策の推進
【寄与度=15%】

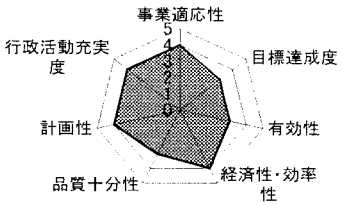

7 消防力向上の支援
【寄与度=10%】

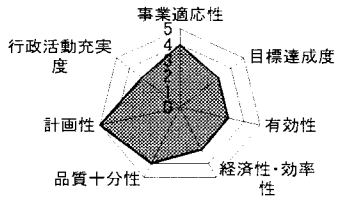

8 危険物、高圧ガス等の安全性向上
【寄与度=5%】

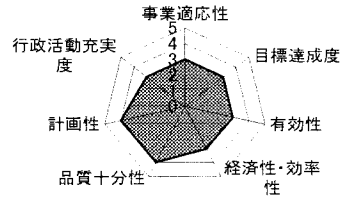

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○東海地震の震源域の見直しにより、平成14年4月24日に大規模地震特別措置法による地震防災対策強化地域に県内18市町村(合併によりH17.11現在は10市町村)が指定された。
　また、平成15年12月17日に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による地震防災対策推進地域に、県内全域が指定された。

○県では、災害対策基本法の規定に基づき「三重県地域防災計画」を作成し、県の地域に係る災害対策を総合的に推進している。

○阪神・淡路大震災の際に「自助」、「共助」の重要性が認識されたことから、県、県民及び事業者の果たすべき責務を明確にした三重県地震対策推進条例を平成16年4月に施行した。
　また、「地震災害に強い県土三重」を実現するため、地震対策を総合的に推進する取組として平成15年3月に策定した「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震対策に重点的に取り組んでいる。
　平成16年度末時点で、具体的なアクション全355項目の内、337項目について着手済みとなっている。

<table><tr><th colspan="2">施策(防災対策の推進)の予算額</th></tr><tr><td>平成14年度</td><td>1,462,939千円</td></tr><tr><td>平成15年度</td><td>4,879,627千円</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>7,249,482千円</td></tr></table>※予算額に再掲事業は含んでいない。

○平成15年度に実施した「市町村防災力診断」に基づき、16年度から防災力の低い市町村に対して県・有識者等で構成する防災力向上アドバイザーを派遣し、市町村の防災力向上のための支援を行っている。
　※市町村防災力診断:県内全市町村の大規模地震などの災害に対応できる資機材や組織を調査し、「弱み・強み」を診断する。</td><td>○「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、緊急度の高い地震対策から計画的な取組を進めるとともに、平成16年度から県民しあわせプラン重点プログラムに位置づけ、地震から命を守ることを目的として集中的に取り組んでいる。
　一方で、16年度に発生した紀伊半島南東沖地震等において情報伝達や避難対策についての課題等が明らかになっていることから、地震対策の課題を検証し、今後の事業の実施に反映させるとともに、地震防災対策を市町村や関係機関等と連携して計画的、重点的に推進する必要がある。

○防災対策を進める上で市町村の防災力を上げることは重要であることから、市町村に対する積極的な支援を行っている。
　調査結果によると、77.3から13.4まで市町村間で格差が見られることから、今後とも市町村の地域特性に応じた防災対策について支援を行うなど、市町村の防災力の向上を引き続き促進させる必要がある。</td><td>5</td></tr>
</table>

○地域における防災力を高めるため、自主防災組織や消防団の活性化対策に取り組んでいる。

自主防災組織	H14	H15	H16	参考（静岡県、H16. 4）
組織率（%）	82.4	84.3	88.6	98.8
訓練等実施率（%）	68.3	74.9	75.7	―

※組織率の全国平均はH16で62.5%（三重県は全国第5位）

	H10	H12	H14	H16
消防団員数（人）	14,450	14,204	14,100	13,996

○平成16年度から、新たな防災事業体制の推進のため、地域における防災の担い手となる人材の育成を行っている。
　防災コーディネーターの育成：85人（H16）

○事業所における「自助」、「共助」を促進するとともに、「公助」としての今後の方向性を明らかにし、地域防災力の向上を図ることを目的として、平成16年度に企業防災力診断を実施した。

○県では、県総合防災訓練や図上訓練の他、防災行政無線を使用した情報伝達訓練、津波避難訓練などを住民、防災関係機関、企業等と協働で実施している。
　県総合防災訓練：1回
　県災害対策本部図上訓練：2回
　県非常参集訓練：2回
　緊急消防援助隊合同訓練：1回

○大災害で停電、電話の不通、地上系無線の損壊などを想定し、人工衛星系の防災行政無線を使用した通信訓練を平成16年度に、県、消防庁、市町村が連携して行った。

○大規模災害発生時における迅速な初動体制の確立のため、県庁において宿日直による24時間の防災体制を取るとともに、各庁舎毎に緊急初動対策要員として職員を指名している。

○自主防災組織率は、平成16年度には88.6%で全国第5位となっており、自主防災組織訓練等実施率も徐々に向上している。
　地震等大規模な災害が発生した際には、交通の遮断や断水、電話の不通等が予想され、被害拡大の軽減・防止のためには地域住民による初期の防災活動が最も効果的であることから、市町村と協働して自主防災組織の組織率を高めるとともに、より実効性のある組織づくり、訓練等実施率の向上等、自主防災組織の活性化を支援する必要がある。
　また、災害発生時等において地元の事情に詳しい消防団の機能は重要であることから、市町村、消防協会等と連携して消防団の活性化に取り組む必要がある。

○地域における防災対策の核となる人材を育成することは、自助・共助対策を進める上で有効である。
　今後は、防災コーディネーターが地域において活動できる環境づくりを市町村と協働して進める必要がある。

○企業や事業所における防災組織への働きかけを行い、防災体制の充実や災害発生時における地域貢献について理解を求めていく必要がある。

○県全体の防災意識の向上と県組織の防災力の向上を図るため、総合防災訓練をはじめとする各種の訓練を関係機関等と連携して実施していることは評価できる。
　一方で、災害対策本部等が設置された際の所掌業務を約2割の職員が把握しておらず、また、独自の取組や地方災害対策部を設置する上での課題の検証と対応が行われていない県民局が見受けられる。
　非常参集訓練の結果の検証などを基に初動体制の確立に向けた課題や取組について全庁的に点検し、地震等の大規模災害発生時に迅速かつ適切な初動体制が取れるようにする必要がある。

2 目標達成度

○施策の目標指標は、「三重県の防災対策に満足できる状態」であり、三重県民意識基礎調査に基づき、20才以上の県民のうち、三重県の防災対策に満足している人の割合としている。

○県民満足度を把握することは重要であるが、自然災害の発生に左右されることもあり、施策の進捗状況をより客観的に表す目標について検討する必要がある。

	○平成16年度の目標35%に対して、実績は22.7%である。 ○基本事業の数値目標8項目のうち、7項目が目標を達成している。 目標を達成していない項目は次の通りである。 事業所事故発生件数(目標:10件、実績:11件) ○自主防災組織率は、平成16年度には88.6%で全国第5位(全国平均:62.5%)となっている。 また、自主防災組織訓練等実施率についても徐々に高くなっている。 平成14年度:67.7%、平成15年度:74.9%、平成16年度:75.7%	○施策の目標は達成されていない。 目標が達成されていない要因には、平成16年度に県内外で発生した風水害や地震災害により、防災に対する関心がより高まり、県の防災対策に対して多様なニーズが生じたことがあると考えられる。 ○達成できていない事業所事故発生件数についても、平成14年度20件、15年度23件に比べほぼ半減している。 16年度の目標10件は挑戦的な目標値を設定していると認められる。	3
3 有効性	○施策の目標達成のための基本事業及び寄与度は、「防災体制の整備」が15%、「県民防災力の活性化」が15%、「防災情報の共有化」が15%、「災害に強い建築物の確保」が10%、「緊急輸送ルートの整備」が15%、「災害医療体制の整備・被災者対策の推進」が15%、「消防力向上の支援」が10%、「危険物、高圧ガス等の安全性向上」が5%としている。 ○防災に関する県民意識調査における東海地震、東南海・南海地震への関心度は、H14:91.0%、H15:91.1%、H16:96.8%となっている。 また、民間の銀行が来客者を対象に実施したアンケート調査でも、8割の人がここ1、2年で地震に対する関心度が高くなっている。 ○災害時における各種の情報を県民に提供するため、「防災情報提供プラットフォーム(BIRD:バード)」の構築を進めている。 また、災害時に防災関係機関における情報伝達をスムーズに行うため緊急防災情報システムの運用を開始するとともに、周波数の移行、高度情報化への対応のため、防災行政無線の再整備に着手し、市町村間の直接の無線連絡をも可能にする防災通信ネットワークの整備に取り組んでいる。	○施策を構成する8の基本事業はいずれも施策目標を達成する上で重要である。 また、災害時要援護者対策、防災訓練、住宅・避難所・病院等の耐震化等について、所管部局が連携して検討や支援を行うなど、基本事業間の連携が図られている。 ○三重県地震対策会議等で地震対策に関する情報の共有を図るとともに、地震対策の諸施策に関係部局が連携して取り組んでいる。 ○県民一人一人の防災に対する意識が向上し、自助・共助対策が進むことが防災対策を推進するうえで有効であることから、県民一人ひとりの防災意識の向上と、自助・共助対策を市町村と協働して、早急に進めていく必要がある。 また、県民一人ひとりが、非常時に的確な行動がとれるよう小中学校等での教育を含めた防災教育の徹底を図っていく必要がある。 なお、小中学校の授業の一環として防災教育を行うための防災学習システムを構築し、平成17年度からモデル校による試験運用を行うこととしている。 ○平成16年度に発生した災害時において指摘された防災情報の伝達や被災情報の収集の課題については16年度中に改善又は検討に着手されているが、今後も訓練等を通じて課題等の把握と改善に努める必要がある。 また、災害発生時に迅速かつ的確な情報を県民に提供することは、県民一人ひとりが適切な行動をとる上で重要であるので、市町村、報道関係機関と連携し、災害発生時の情報提供に万全を期す必要がある。	4

	○地震災害による人命被害の大部分が建築物、特に木造住宅の倒壊によるものであることから、木造住宅の耐震診断については、平成14年度における補助の試行に続き、15年度からは「待ったなし！耐震化プロジェクト事業」として補助対象を全県に拡大している。 補助件数 耐震診断　目標（棟）　H15: 7,925　H16: 8,150 耐震診断　実績（棟）　H15: 3,628　H16: 4,018 耐震改修　目標（棟）　H15: 100　H16: 100 耐震改修　実績（棟）　H15: 0　H16: 41 ※耐震性能の確認が必要な木造住宅：266,500戸 ○避難所の耐震化や避難路の整備など地域特性を踏まえた独自の地震対策を行う市町村への補助を実施している。 ・避難誘導標識等設置事業　：104件 ・緊急避難路整備事業　：56箇所 ・緊急津波ステーション整備事業　：6箇所 ・緊急避難所（公共的施設）耐震化促進整備事業　：7件	○住宅の耐震診断及び耐震改修が目標数を大きく下回っているが、住宅の耐震化は防災対策を推進する上で重要であることから、市町村と協力して住宅の耐震診断、耐震改修を促進する必要がある。 なお、避難所、公共施設、住宅などの耐震化を進めるため、平成17年度に防災危機管理局に関係部局の連携による耐震化プロジェクトチームを設置し、総合的に取り組んでいる。 ○平成16年度から実施している地域の集会所などの「指定避難所」の耐震補強工事に対する県費補助の実績が目標20件に対して7件となっている。地域で所有する施設の耐震化については財政上の問題が大きいと考えられるが、大規模地震等の災害発生時における避難所の安全性の確保は重要であることから、市町村等と協力して避難所の耐震改修を進める必要がある。	
4 経済性・効率性	○地震対策を経済的・効率的に進めるため、「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、施設整備等のハード対策は優先順位を検討し計画的・重点的に行い、地域住民や地域コミュニティーの連携による防災活動などのソフト対策を積極的に支援している。 ○防災ボランティアコーディネーター養成講座の運営管理をボランティア組織に委託している。	○地震対策には多額の費用を要することから、県民、事業者、市町村、防災関係機関等との連携により、経済的・効率的に対策を進めていく必要がある。 ○防災対策の基本である「自らの安全は自らで守る」との基本に照らし、県民が主体となって人材育成を行っていることは評価できる。	3.2
5 品質十分性	○平成14年度から毎年、県内全域から任意に抽出した2,500人に防災に関する県民意識調査を実施し、大地震や防災対策の取組に対する意見等を調査し、施策に生かしている。 ○総合防災訓練、図上訓練に第三者評価を導入するとともに、訓練後の反省検討会や参加者へのアンケート調査を実施し、次回の訓練に生かしている。 ○「県政だより」に、毎回「ひとくち防災コラム」の欄を設けて防災に関するさまざまな情報等を掲載し、全ての県民に対して防災に関する情報提供と啓発を行っている。 また、県内各地で地震防災講演会やシンポジウムを開催するとともに、テレビ・ラジオで防災に関する番組等を毎週放映している。 ○平成16年度に地震・津波に対する県民の防災意識を高めるためのパンフレットを作成し、17年度に県内全戸に配布した。	○アンケートにより県民等のニーズや意識などを把握し、防災対策の推進に生かす取組が行われている。 今後も県民等のニーズや意識を把握しながら防災対策を進める必要がある。 ○第三者や参加者等の意見などを取り入れ、実効性の高い訓練を実施している。 ○さまざまな方法で、県民に対する防災啓発に努めている。 今後とも、市町村、報道関係機関等と連携して防災啓発を行っていく必要がある。	3.6

○平成16年度の防災に関する県民意識調査結果によると、「自助」の意識等が徐々に進んでいる。

		H14	H15	H16
地震対策は自己責任ですべき	強化地域(%)	16.1	10.6	19.2
	全県(%)	15.2	9.9	22.0
家具類転倒防止対策済み	強化地域(%)	30.4	37.7	85.6
	全県(%)	33.9	34.9	30.0
避難場所の周知度	強化地域(%)	79.9	80.5	89.8
	全県(%)	74.8	78.5	79.3

○平成17年度に県内の銀行が来客者を対象に実施したアンケート結果では、「携帯ラジオや医薬品の準備」、「食料品、飲料水の準備」などの備えについて、「何もしていない」と回答した人の割合が15年度調査に比べて、39%から24%に減少している。

○地震防災対策強化地域における「自助」の意識等は徐々に進んでいるが、一方で紀伊半島南東沖地震の際に避難をした人が僅かであったなどの課題も残っている。
　県民一人ひとりの防災に対する意識が向上し、適切な行動をとれることが防災対策を推進する上で不可欠であるので、県民の防災意識の向上に市町村等と連携して引き続き取り組む必要がある。

○地域防災塾については、県民が参加しやすい時間(18:30～20:00)を設定した。

○参加者を増やす取組を行うことにより参加者が309人と目標の250人を上回っている。

○平成16年度に発生した台風21号による災害時において、海山町に設置された医療救護所に災害拠点病院5病院から医療従事者を交代で派遣し、診断を中断することなく行った。

○昨年度の災害発生時には適切な医療提供を行ったが、今後とも災害発生時における救護体制には万全を期す必要がある。

○消防学校卒業生や消防本部に対してのアンケート調査を毎年実施し、消防学校に対するニーズの把握を行い、次年度以降のカリキュラム等に反映させている。
　なお、消防学校での消防職団員に対する教育訓練における受講生および消防本部の満足度は、高い値を維持している。

消防学校での教育訓練に対する満足度	H14	H15	H16
受講生満足度(%)	94.2	94.8	93.7
消防本部満足度(%)	100	100	100

○ISO9001品質マネジメントシステムによる取組の成果が表れていると認められる。

○事業所ハザード低減講習会等の受講者に対してアンケート調査を実施し、次回講習会のテーマ選定に活用している。
　平成16年度は、15年度に実施したアンケート結果を反映させ、1回目は講演会、2回目は火災爆発実験を取り入れた事例検討会を実施している。
　事業所ハザード低減対策講習会満足度:平成16年度:91%
　(参考:平成13年度76%、平成14年度62%、平成15年度76%)

○受講者へのアンケート調査結果を反映させた内容とすることにより、受講者から高い評価を得ている。今後とも受講者のニーズを反映した内容とする必要がある。

6 計画性	○災害対策基本法に基づき、県の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的・計画的に推進し、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること等を目的に、「三重県地域防災計画」を策定している。	○平成14年度から「三重県地域防災計画」の進行管理等を実施している。	4.5
	○平成15年3月に策定した、「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震対策を進めている。 アクションプログラムに基づく事業については、三重県地震対策会議や三重県防災事業推進委員会等で進捗の管理を行い公表するとともに、次年度以降の事業の進め方に反映させるための意見交換等を行っている。	○「三重地震対策アクションプログラム」に沿って進捗管理が行われ成果が認められる。 なお、現在の「三重地震対策アクションプログラム」は平成18年度までの計画であることから、19年度以降の基本方針について17年度から検討を行っていくこととしている。	
7 行政活動充実度	○市町村や県民を含めた新たな防災体制として、産学民官の連携による三重県防災事業推進委員会を立ち上げ、三重地震対策アクションプログラムの進行状況や地震対策に係る意見交換等を行い、その結果を事業に反映している。	○引き続き多様な主体との連携・協働による防災対策の推進に努める必要がある。 なお、地域の減災のためには、多様な主体によるネットワークの構築と活動が重要であるとの視点に立ち、地域住民、防災関係機関、市町村、事業者で構成する「地域防災会議（仮称）」の設置に平成17年度から着手している。	3.6
	○防災訓練は防災関係機関のほか、報道機関、ボランティア、住民等の参加の下、連携し実施している。		
	○高台など津波に対する避難地がない地域の解消を図るため、市町村等地震対策協議会と連携して、民間ビル管理者との協定の締結を促進している。 また、津波被害が予測される沿岸地域ごとに平成16年度から住民参画で策定を進めている津波避難計画について、市町村への支援を行っている。 津波ステーション設置数：6箇所（H16末） H16末津波避難計画策定済地区：95地区（対象地区数約350地区）	○既存の民間ビルの活用は津波避難対策を進める上で有効であるので、引き続き関係機関と連携して事業の促進を図る必要がある。 津波避難計画の策定は、住民一人ひとりの意識を高める上で有効であるので、高齢者・児童等災害弱者対策など地域の特性に応じた計画の策定を市町村に働きかける必要がある。	
	○自主防災組織リーダーによる活性化検討委員会を設置し、今後の対策を検討するなど、自主防災組織の活性化を図るための取組を進めている。	○自主防災組織のリーダーと連携し組織の活性化を図ることにより訓練等実施率が向上している。 今後も市町村と連携し、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。	
	○三重県消防協会と連携して「消防団のあり方に関する委員会」で、消防団の活性化を図るための検討を行った。	○平成17年度にまとめられた検討結果に基づき、消防団員の確保、サラリーマン団員の確保、女性消防団員の確保、消防団員の活動環境の整備等に消防協会、市町村等と連携して取り組んでいくこととしている。	
	○市町村災害救助法担当者会議では、平成13年に芸予地震を経験した広島市の職員を迎え、実践的な研修を実施した。 また、これまでにも、豪雨被害を経験した岐阜県上矢作町の職員による研修や津波災害を経験した北海道奥尻町への現地調査により、津波災害時の医療需要の把握を行っている。	○実践的な研修を実施するなど、市町村など関係団体等と協力して災害発生時の実効性を高めるための取組を行っている。 今後さらに、協力体制の強化に努めていく必要がある。	

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	A	25.4	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 「三重地震対策アクションプログラム」の推進 平成15年3月に策定した「三重地震対策アクションプログラム」の進行管理を的確に行い、地震対策を着実に推進されたい。	産学民官の連携による新たな防災体制である三重県防災事業推進委員会などで、三重地震対策アクションプログラムの進行管理を行っており、また、効果的に事業が推進されている。			改善に着手
	2 県民の防災意識の向上 県民一人ひとりの防災に関する意識が向上し、自助・共助対策が進むことが防災対策を推進するうえで有効であることから、県民の防災意識の向上を市町村と協働して早急に進められたい。また小中学校等での防災教育の徹底を図られたい。	地域における防災対策の担い手となる防災コーディネーターの養成を行った。(H16:85人) 県内各地で地震防災講演会・シンポジウムを開催するとともに、テレビ・ラジオで防災番組を放送した。 小中学生を対象とした防災学習のためのプログラムを平成16年度に開発し、平成17年度からモデル校による試験運用を開始した。			改善に着手
	3 自主防災組織の活性化 地震等大規模な災害が発生した際には、交通の遮断や電話の不通等が予想され、被害拡大の軽減・防止のためには地域の住民による初期の防災活動が効果的であることから、市町村と協働し、自主防災組織の組織率を高めるとともに、より実効性のある組織づくり、訓練等実施率の向上など、組織の活性化を図られたい。	地域自治会役員等に対する自主防災組織結成促進市町村別研修会や市町村との検討会を実施した。 自主防災組織の活性化のため、自主防災組織地域別リーダー研修会を実施するとともに、リーダー等による活性化検討委員会を設置した。 自主防災組織率　H14:82.4%、H16:88.6% 自主防災組織訓練実施率　H14:68.3%、H16:75.7%			改善に着手
	4 県民への防災情報の提供 日常の防災に関する県民への情報提供について、全ての県民が情報を得ることができるよう市町村と連携して行われたい。また、災害時の防災情報については、市町村や報道機関と連携し、迅速かつ確実に提供できるような方策を講じられたい。	防災情報ホームページ「防災みえ.jp」を立ち上げるとともに、パソコンや携帯電話への気象情報等のメール配信サービスを行っている。 日常の防災に関する情報を全ての県民が得ることができるよう、県の広報紙である「県政だより」に毎回防災に関するコラムを設けている。 高度情報化等への対応のため、防災行政無線の再整備に取り組んでいる。 災害時の放送に関する協定を各テレビ・ラジオ局と締結している。			改善に着手
	5 木造住宅の耐震診断 平成15年度から耐震診断の補助対象を全県に拡大しているが、住宅の耐震化は防災対策を推進する上で重要であることから、市町村と協働して早急に進められたい。	「待ったなし！耐震化プロジェクト事業」として、木造住宅耐震診断及び改修に係る補助を行っており、H16末時点で県内47市町村の内、耐震診断補助実施している市町村は45市町村、耐震改修補助を実施している市町村は20市町村となっている。 平成16年度の補助実施件数は、耐震診断が目標8,000棟に対して実績4,018棟、耐震改修が目標100棟に対して41棟となっている。			改善に着手
その他の改善状況	【市町村の防災力向上に向けての取組】 市町村の防災力を向上させるため、平成15年度に実施した市町村防災力診断結果に基づき、職員、学識経験者等で構成する防災アドバイザーを16年度から市町村に派遣し、支援している。(事業適応性) 【地域の防災力向上に向けての取組】 地域防災力の向上において企業の果たす役割は大きいことから、それぞれの事業所における「自助」、「共助」を促進するとともに、地域防災力の向上を図ることを目的に、平成16年度に企業の防災力診断を実施した。(事業適応性)				

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし1　地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム	主担当部局名	防災危機管理局	「県政報告書」の頁	230～234頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震から命を守ることに重点を置いて県民の皆さんや市町村と共に津波に対する避難対策、建物の耐震化対策、緊急輸送路・避難路の整備を進めます。	緊急地震津波啓発事業	個人で地震対策を講じている県民の割合	50%	55%
	緊急地域総合防災推進事業	地域の実情にあった独自の地震防災取組事業数	50件	104件
	緊急津波ステーション整備事業	津波ステーション設置数	5か所	6か所
	緊急避難路整備事業	安全な避難路整備数	20か所	56か所
	災害時要援護者避難体制整備事業	視覚障害者避難地等移動介護サービス実施市町村の割合	30%	32%
	緊急避難所（公共的施設）耐震化促進整備事業	避難所（公共的施設）の耐震化数	20件	7件
	医療施設・避難所耐震化整備促進事業	災害時に地域の拠点となる医療施設で耐震構造を有する施設または耐震診断を行った施設の割合	54%	52%
	待ったなし！耐震化プロジェクト事業	耐震対策が必要な木造住宅における耐震診断実施件数	13,000戸	7,646戸
	緊急輸送道路整備事業	緊急輸送道路整備箇所の整備割合	33%(4/12)	25%(3/12)
	災害防除施設事業（緊急輸送道路）	緊急輸送道路において対策が必要な落石危険箇所（整備対象箇所）の整備割合	62%(31/50)	54%(27/50)
	（参考）当施策外13事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○当施策関連事業10事業のうち5事業が目標を達成している。 ○緊急輸送道路の整備などのハード事業と個人住宅及び緊急避難所（公共的施設）の耐震化などが目標を達成できていない。	○個人住宅を含む建築物の耐震化については、制度が十分活用されていないので、ニーズの把握に努めるとともに、市町村と協力して耐震診断、耐震化を促進する必要がある。 また、緊急輸送道路の整備などのハード事業は多額の予算を必要とすることから、計画的、重点的に実施する必要がある。
	○緊急地震津波啓発事業では、地震防災意識を向上し、地震対策を進めるため、マスメディアの協力を得て報道特集や啓発パンフレットによる地震に対する事前対策などの正しい知識の普及啓発を進めている。	○平成16年度に発生した紀伊半島沖地震の際に避難した人は僅かであったことから、効果的な啓発を行っていく必要がある。 また、今後とも市町村、関係部局等と連携して、津波対策、住宅等の耐震対策、輸送路・避難路整備を促進する必要がある。
	○緊急地域総合防災推進事業では、避難所の耐震診断及び避難誘導標識の設置を含め市町村が行う地域の実情にあった地震対策を支援している。	
	○災害時要援護者避難体制整備事業では、地震発生時における高齢者、障害者等の安全を確保するため、防災情報を共有できるようにするとともに、安全に避難できる態勢の整備を支援している。	

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　94～97 頁
県政報告書　72～73 頁

施策番号	312
施策名	治山・治水・海岸保全対策の推進
施策の目的	県民の生命・財産が洪水や高潮、土砂災害などによる被害から守られている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
県土整備部	災害による過去20年間の平均被害総額(億円)	目標	139	137	134
		実績	767	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 土砂災害対策の推進	県土整備部	土砂災害保全率(%)	目標	23.4	23.9	24.4
			実績	23.4	—	—
2 治山対策の推進	環境森林部	災害防止につながる保安林の指定面積(ha)	目標	88,200	89,000	90,000
			実績	90,638	—	—
3 洪水防止対策の推進	県土整備部	河川整備率(%)	目標	36.9	37.1	37.2
			実績	37.0	—	—
4 海岸保全対策の推進	県土整備部	海岸整備率(%)	目標	61.5	62.5	63.0
			実績	62.4	—	—
			目標			
			実績			

施策に対する各基本事業の占める割合

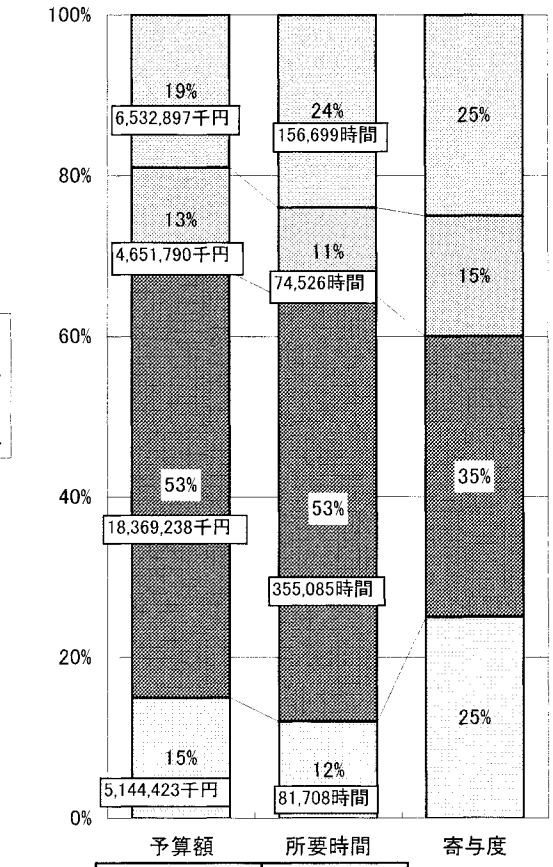

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 ハザードマップなどのソフト対策の推進

近年、局所的・短時間の豪雨の頻度が高くなっており、本県でも平成16年の台風21号により、宮川村や紀北町などで甚大な被害が発生した。土砂災害や洪水などを防ぐハード(施設)整備については着実に進んでいるものの、土砂災害保全率の伸び率が年1%未満であるなど、早期の進捗は見込めず、減災に資するハザードマップ(被害想定区域や避難所等を示した地図)や土砂災害情報相互通報システムなどのソフト対策の重要性が増している。ハザードマップは市町村を通じて作成されるが、平成16年度で作成済みの市町村は、土砂災害分が29、洪水分が15であるので、引き続き作成の促進に取り組むとともに、他のソフト対策にも計画的に取り組まれたい。

また、東南海・南海地震などによる津波被害が懸念される熊野灘沿岸部において、防潮扉等の自動化を進めているが、迅速な閉鎖による背後地の防護は重要であるので、計画的に整備を進められたい。

2 海岸保全施設の耐震性確保の計画的な推進

東南海・南海地震の発生が懸念される状況の中で、高潮・津波等を第一線で防護する海岸保全施設の耐震性の確保を図るため、詳細調査が必要な保全施設を抽出する目的で、液状化判定を含む簡易点検に着手している。

平成16年度までに点検済みの231.8kmのうち、46%に当たる107.0km区間で危険度が高いと判定されているが、これらの区間については、計画的に詳細調査を実施されたい。また、簡易点検が未実施の163.7km区間については、優先度を考慮のうえ、計画的・重点的に点検を実施されたい。

3 総合的な治山対策の推進

木材価格の長期的な低迷などによる林業採算性の悪化から、間伐などの手入れが不足した森林が全国的に増えており、土砂流出防止機能や水源涵養機能など、森林の持つ公益的機能が低下する傾向にある。本県でも、平成16年の台風21号により、宮川村で甚大な土砂災害が発生するなど、災害を防止する機能の低下した森林の増加が危惧されている。

災害に強い森林づくりを進めるため、治山事業の前提となる保安林指定の拡大や、間伐等の森林整備と治山ダム等の施設整備を併せた総合治山事業(県内7地区で実施中)を引き続き行うなど、総合的な治山対策を進められたい。

参考指標

○ハード(施設)整備の指標　(単位:%)

指標	H.14	H.15	H.16
土砂災害保全率	22.0	22.9	23.4
山地災害危険地着手率	45.3	46.0	46.4
河川整備率	36.7	36.8	37.0
海岸整備率	60.5	61.3	62.4

○ハザードマップの作成市町村数(累計)

種別	H.14	H.15	H.16
土砂災害分	19	23	29
洪水分	9	11	15

○海岸保全施設の耐震性簡易点検の状況　(単位:km)

種別	対象	点検済	危険度高	未点検
建設・港湾	216.9	216.9	97.5	—
漁港	78.9	13.7	9.5	65.2
農地	99.7	1.2	0	98.5
計	395.5	231.8	107.0	163.7

○災害防止につながる保安林の指定面積と間伐面積(千ha)

年度	H.14	H.15	H.16
指定面積(累計)	87.8	89.1	90.6
間伐面積	2.1	2.2	2.3

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
20.0 /35

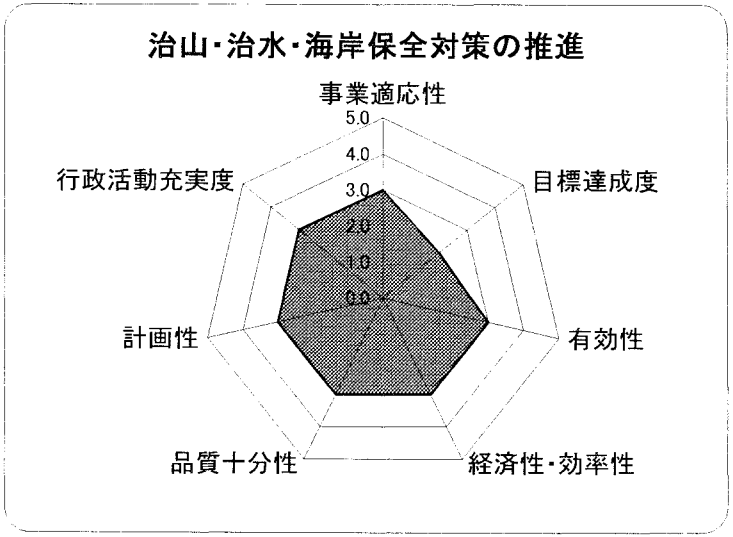

○平成16年度は、台風21号などにより甚大な災害が発生したため、目標を達成できなかった。施策の進捗状況や達成度を表す目標指標の設定について検討する必要がある。(目標達成度)

○ハード整備の早期の進捗が望めない状況で、ハザードマップの作成・支援や雨量・水位情報のインターネット提供など、被害の軽減に資するソフト対策を進めている。(事業適応性)

○雨量・水位情報のインターネット提供は、県民への周知に取り組んでいる結果、アクセス数が伸びている。(品質十分性)

○基本事業の評点

1 土砂災害対策の推進
【寄与度=25%】

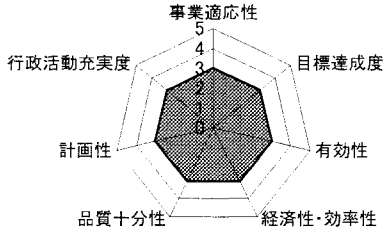

2 治山対策の推進
【寄与度=15%】

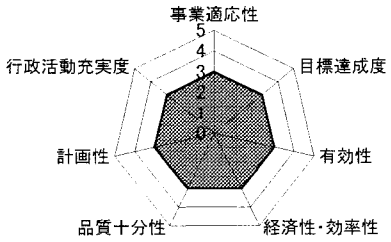

3 洪水防止対策の推進
【寄与度=35%】

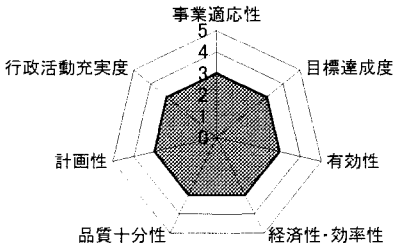

4 海岸保全対策の推進
【寄与度=25%】

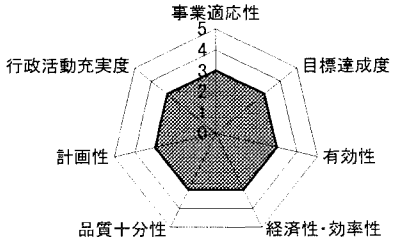

3. 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○近年、全国的に従来のパターンと異なった、短時間での局所的な豪雨の頻度が高くなっており、土砂災害や洪水が発生しやすい状況になっている。三重県では、平成16年台風21号に伴い、宮川村で7名（不明1名含む）が犠牲になるなど甚大な土砂災害が発生したほか、紀北町内で船津川の洪水により1,261戸が床上浸水するなどの被害も発生した。また、東南海・南海地震は高い確率で発生が懸念されており、大地震による津波災害への備えは常時求められている。

○県に求められている災害対策の需要は依然高いものがあるものの、財政状況が厳しく、ハード（施設）整備の早期の進捗が見込めない状況にあり、補完するソフト対策の重要度が増している。
県民「一万人アンケート」（平成17年度分）における
「重要意識」 災害対策：91.9%（44項目中7位）
「不満意識」 〃 29.0%（44項目中、不満の多い順で15位）

○本施策で行われているソフト対策には、以下のものがある。
・ハザードマップ（※1）の作成、促進、基図の提供
平成16年度末での作成市町村数（合併前）<table><tr><th>土砂災害</th><th>洪水</th><th>津波</th></tr><tr><td>29</td><td>15</td><td>22</td></tr></table>・雨量・水位情報のインターネット提供（※2）
本県でのアクセス実績数（単位：千件）<table><tr><th>H.14</th><th>H.15</th><th>H.16</th></tr><tr><td>116</td><td>435</td><td>878</td></tr></table>・土砂災害情報相互通報システムの整備
平成16年度末整備実績（合併前）
対象62市町村のうち11市町村

○林業採算性の悪化から、間伐などの手入が不足した森林が増え、土砂流出防止機能や水源涵養機能など、森林の持つ公益的機能が発揮されにくくなっている。本県では、森林の災害防止機能の維持・向上を図るため、保安林指定の拡大を進めるとともに、間伐等の森林整備と治山ダム等の施設整備を併せた総合治山事業を県内7地区で行うなど、包括的な安全対策を進めている。</td><td>○ハード整備に計画的・重点的に取り組むとともに、災害の防止や被害の軽減に資するソフト対策に取り組む必要がある。

○ハザードマップは、災害の危険性のある区域や避難先などを通常時から住民に周知している。また、雨量・水位情報のインターネット提供などは、降雨量が多く、現実に災害の危険性が高い時に機能する。いずれも準備行動を容易にするなど、迅速な避難に有効であるので、引き続き、県関係部局・市町村と連携してハザードマップの作成等の対策を推進していく必要がある。

○ハザードマップや雨量・水位情報の提供が避難行動に有効に機能するためには、県民の理解・協力が必要であるので、県関係部局・市町村と連携して、その内容や目的の周知にも努める必要がある。

○土地所有者の理解を求め、保安林の指定拡大を図るとともに、災害に強い森林づくりと治山施設の整備との組合せによる総合的な対策を引き続き進める必要がある。</td><td>3</td></tr>
</table>

○ソフト対策と連携して、補完的なハード整備も行われている。
・防潮扉などの自動化(※3)
平成16年度整備実績:目標29箇所に対し20箇所
・河川管理施設の遠隔監視設備導入(※4)
計画12箇所に対し、16年度までに6箇所整備済
・避難路または避難場所に対する急傾斜地対策事業
平成16年度整備実績:着手目標2箇所に対し2箇所着手済
・避難路または避難場所に対する林地崩壊防止等対策事業
平成16年度末整備箇所:目標40箇所に対し、実績21箇所

○計画的に整備を進めるとともに、、県関係部局・市町村と連携のうえ、有効に活用されるよう取り組む必要がある。

○災害対応のため、防災危機管理局と連携のうえ、大雨・洪水注意報、同警報発令時などに応じて準備、警戒、非常の3段階の職員待機体制をとっている。

○避難時間の確保、初動対応時間の短縮など、様々な対策の組合せによる防災・減災に引き続き取り組む必要がある。

○東南海・南海地震の発生が高確率で懸念される状況で、高潮・津波等を第一線で防護する海岸保全施設の耐震性の確保を図るため、国の耐震点検マニュアルによる簡易点検を進めている。目的は詳細調査が必要な保全施設を抽出することであり、支持地盤の液状化判定を含んでいる。
なお、海岸は4種別あり、点検の進捗は異なっている。

○危険度高と判定された区間の詳細調査については、対象が多数あるので、計画的に実施する必要がある。未点検区間については、優先度を考慮の上、計画的・重点的に点検を実施する必要がある。

海岸保全施設の耐震性簡易点検の状況　(単位:km)

種別	対象	点検済	危険度高	未点検	予定
建設・港湾	216.9	216.9	97.5	—	危険度高と判定された区間97.5kmは、17年度以降、詳細調査。
漁港	78.9	13.7	9.5	65.2	未点検区間65.2kmは17年度に点検。
農地	99.7	1.2	0	98.5	未点検区間98.5kmは19年度以降、必要に応じて点検。
計	395.5	231.8	107.0	163.7	

2 目標達成度

○施策の目標指標は、「土砂災害、洪水、高潮などの自然災害により生じた資産等の被害総額(過去20年間の平均)」としている。

○施策の目標指標は、施策の成果よりも自然災害の発生頻度や規模に影響を受ける。また、最終的な目標も表しにくい。施策の進捗状況や達成度を表す指標の設定について検討する必要がある。

○平成16年度は、台風21号などにより甚大な災害が発生したため、目標を達成できなかった。
目標＝139億円(未満)、実績＝767億円

○基本事業の目標指標4項目はいずれも達成されている。

○基本事業の目標指標はすべて達成されているが、施策の目標指標は達成されていない。この点からも、施策の目標指標について検討する必要がある。

2

<table>
<tr><td>3 有効性</td><td>○基本事業の寄与度は、「土砂災害対策の推進」「海岸保全対策の推進」が各25%、「治山対策の推進」が15%、「洪水防止対策の推進」が35%としている。</td><td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的達成に有効である。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>4 経済性・効率性</td><td>○公共工事コスト縮減計画における平成15年度実績は、
砂防事業2.4%、河川事業1.8%、港湾・海岸事業6.0%であった。
なお、県土整備部全体では5.7%、環境部では8.1%であり、県庁全体では7.0%であった。

○土砂災害警戒区域の指定を平成17年度から10年間で行う計画であり、指定区域においては、警戒避難体制の充実とともに、宅地建物取引業者は区域内の宅地又は建物の売買の相手方に対し、書面交付のうえ区域内である旨説明する義務が生じるなど、ある程度の立地抑制効果がある。

○海岸堤防など既存の海岸保全施設については、整備後の年数経過による老朽化や供用施設の増加により、維持補修の需要が増しているが、維持補修にかかる予算は、大幅な増加は望めない。
海岸維持修繕費（建設・港湾海岸のみ）
<table><tr><td></td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr><tr><td>決算額（百万円）</td><td>283</td><td>207</td><td>268</td></tr></table>
○堰堤などの砂防施設の定期的なパトロール業務について、平成16年度において外部委託を久居建設部で試行した。17年度から全11建設部で実施している。</td><td>○公共事業予算の減少という状況下で、コスト縮減の必要性は増しており、維持管理費用も含めたトータルコストの縮減にも努める必要がある。

○土砂災害などによる被害が予想される区域への立地抑制対策を行うことにより、危険な箇所への人家等の立地を減らし、新たなハード整備の負担を減らす必要がある。

○施設全体の老朽度を把握のうえ、計画的・効率的に予算などの資源を配分し、施設としての機能を確保していく必要がある。

○建設部職員による場合よりも高い頻度でパトロールすることが可能であるので、堆砂状況や施設本体のクラックなどを早期に把握し、計画的に維持補修を図っていく必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>5 品質十分性</td><td>○各々の河川整備計画（※5）を策定する際には、「流域委員会」、「流域懇談会」の場で学識経験者や関係住民の意見を聴き、内容に反映させている。
河川整備計画策定済：安濃川、岩田川、桧山路川、鈴鹿川　の4水系
〃　　策定中：加茂川、三滝川、海蔵川　の3水系

○洪水ハザードマップは、河川管理者（国・県）が作成する、河川ごとの浸水想定区域図を基に市町村が作成している。
浸水想定区域図の市町村への提供
<table><tr><td></td><td></td><td>H.14</td><td>H.15</td><td>H.16</td><td>H.17</td><td>H.18</td></tr><tr><td rowspan="2">提供河川数（累計）</td><td>目標</td><td>16</td><td>17</td><td>22</td><td>30</td><td>34</td></tr><tr><td>実績</td><td>16</td><td>18</td><td>22</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>
○ソフト対策として、雨量・河川水位情報をインターネットを通じて提供している。利用の周知に取り組んでおり、アクセス数が伸びている。</td><td>○引き続き、協働して取り組む必要がある。

○浸水想定区域図の作成には相当な作業量を要するものの、区域ごとの洪水被害の危険性を住民へあらかじめ提供し、迅速な避難行動に資するハザードマップの重要性に鑑み、早期に提供する必要がある。

○機器の有無の問題はあるものの、重要な情報が幅広く県民へ提供されていると認められる。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

	○防潮扉等の自動化に取り組んでいるが、箇所の選定や平常時の開放などについては、地元関係者と協議して運用している。	○津波発生時に適切に閉鎖し、防護効果が発揮されるよう、引き続き地元の意見を生かす必要がある。	
6 計画性	○河川法で策定が義務付けられた河川整備基本方針(※6)は、二級74水系のうち、4水系で策定済である。 近隣府県の二級水系の整備基本方針策定状況(H17.8.1) 県 / 水系数 / 策定数 / 策定率(%) / 備考 静岡 83 6 7 愛知 55 6 11 三重 74 4 5 安濃川、岩田川、桧山路川、加茂川 福井 22 2 9 ※近県で岐阜・滋賀・奈良は二級水系無。 京都 37 1 3 全国計 2,723 186 7 ※一級水系は国が基本方針を策定。 ○海岸のハード整備については、平成15年度に策定済の海岸保全基本計画(三河湾・伊勢湾、熊野灘沿岸の2計画)を基に、優先度を考慮して重点化整備を進めている。 ＜10年間での着手予定箇所＞ 伊勢湾沿岸42地区海岸、熊野灘沿岸99地区海岸 (県全体1,246地区海岸) ○国において、平成15年度までの「治山事業7ケ年計画」に代わり、16年度から20年度までの「森林整備保全事業計画」が立てられた。前者は事業面積や金額などを詳細に定めたものであったが、後者は整備の方針や目標等を定めたものになっており、本県においても、この目標を目指して事業を進めている。 ○災害に強い森林づくりのため、「緊急間伐5ケ年対策」を平成12年度から16年度まで実施し、目標は達成されている。また17年度から「間伐等推進3ケ年対策」の実施が計画されている。 国の緊急間伐5ケ年対策(H12～16)における三重県の実績(治山分のみ) H12 H13 H14 H15 H16 面積(千ha) 1.4 2.2 2.1 2.2 2.3 17年度以降は「間伐等推進3ケ年対策(H17～19)」が計画されている。	○整備基本方針・整備計画の策定については長期間を要するので、現在策定中のものも含め、計画的に取り組み、早期に策定する必要がある。 ○ハード整備を限られた予算で効率的・効果的に進めるため、併せて県管理河川全体にかかる中長期的な整備戦略計画の策定についても検討されたい。 ○災害発生の実績や危険地の状況などを勘案のうえ、計画的・効率的な整備を推進する必要がある。 ○土砂流出防止など森林の公益的機能を高めるため、引き続き総合的な対策を行う必要がある。	3.0
7 行政活動充実度	○ソフト対策として、市町村・防災危機管理局と連携してハザードマップの作成、基図の提供などを行っている。 ・洪水対策:河川管理者(国・県)が作成する浸水想定区域図を基に市町村が作成 ・土砂災害対策:県から市町村へ作成を委託 ・津波対策:防災危機管理局で行った地震シミュレーション結果を基に市町村が作成	○引き続き、基となる県管理河川の浸水想定区域図を該当市町村へ提供し、洪水ハザードマップの作成を促進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成についても推進する必要がある。	

	○土砂災害情報相互通報システムは、市町村を通じて県と地域住民が危険情報を共有する仕組みである。 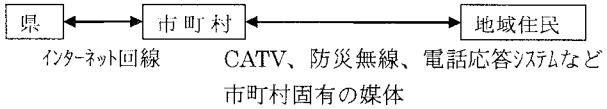 	○システムを有効に活用するために、情報伝達について県と市町村の連携を深めていく必要がある。 ○ソフト対策全般において、県民への周知、実際の運用などについて、市町村・県関係部局との協働が不可欠であるので、一層連携を図り、対策が有効に機能するよう取り組んでいく必要がある。	3.0
	○河川や下水道（雨水）のハード整備の際には、「水系一貫」の考え方の下、上流と下流のバランスを調整して、国・県・市町村が協働して治水安全度を高めている。 平成16年度に実施された改修河川 県事業：27河川　　市町村事業：10河川	○治水対策は水系全体で行うため、引き続き市町村・国と連携して総合的に行う必要がある。	
	○平成16年の台風21号豪雨による災害を踏まえ、宮川ダムの洪水調節機能を強化するため、ダム管理者の県は利水者の企業庁と協議し、洪水が予想される際には、降雨状況や貯水量を見ながら事前に放流する運用を17年8月から開始することとした。 ＜平成16年度の洪水調節実績（従来の運用）＞ 宮川ダム：7回、君ケ野ダム：3回、滝川ダム：1回	○宮川ダムの洪水調節機能を十分発揮させるために適切に運用されたい。	

※1　ハザードマップ
各種災害のおこる区域・程度を予測し、地図上に示したもの。洪水などのほか、火山や地震に対するものもある。市町村の作成するハザードマップは、被害想定区域・程度のほか、避難所位置など、災害発生後の対応情報も併記される場合が多い。

※2　雨量・水位情報のインターネット提供
県内262箇所で計測した情報を、全国システムを通じてインターネット（携帯電話含む）で県民へ直接提供する。平成13年度に国が提供開始し、三重県は14年6月から提供開始した。

※3　防潮扉などの自動化
津波対策として、海岸部の大型防潮扉、水門などの開閉操作を自動化し、迅速に閉鎖できるようにする。重点プログラムでは、平成16年度から18年度までに93箇所の整備を予定している。

※4　河川管理施設の遠隔監視設備
洪水対策として、現場での操作が必要な河川管理施設（排水機場、大型水門等）について、県民局庁舎からカメラ監視できる設備を導入し、到着の遅れ等を防ぐことにより、適切に操作できるようにする。

※5　河川整備計画
河川整備基本方針に沿って今後20～30年間の整備の具体的な内容を定める。工事の内容のみでなく、治水・利水・環境の維持管理やソフト施策を含める。一級河川の県管理区間についても定めるため、三重県の策定対象は一級7水系、二級74水系合わせて81水系。

※6　河川整備基本方針
計画高水量など河川の工事や維持について基本となる事項を定める。一級河川については、国で水系全体について定めるため、三重県の策定対象は二級の74水系。

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定B	評点合計22.2	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要		改善状況		
	1 自然災害に対する安全度の向上 三重県は海岸線が長く、面積の2/3が山地であるなど自然災害を受けやすい地域特性であるが、土砂災害安全度、河川整備率などは全国中位水準であるので、ソフト対策にも重点をおいて整備を進められたい。		ハード(施設)整備の進捗を表す指標は、 土砂災害保全率:22.0%(H.14)→23.4%(H.16) 河川整備率　:36.7%(H.14)→37.0%(H.16) などである。着実に進んでいるものの、施設整備には多額の費用と相当の年数を要し、早期の進捗は見込めない状況にあるので、ハザードマップの作成など、被害の軽減に資するソフト対策にも取り組んでいる。		改善に着手
	2 ソフト対策の推進 国・県が作成する浸水想定区域図などを基に、市町村は洪水・土砂災害にかかるハザードマップを作成しているが、作成市町村数が少ないので、引き続き支援・促進に努められたい。 雨量・水位情報のインターネット・iモード等による提供は先駆的であり、一層取組を進められたい。		ソフト対策として、土砂災害、洪水にかかる市町村のハザードマップ作成・促進を図っており、作成市町村数は土砂災害分が19(H14)から29(H16)、洪水分については9(H14)から15(H16)となっている。 他に、土砂災害情報相互通報システムの整備や雨量・水位情報のインターネット提供等を行っている。通報システムの整備市町村数は0(H14)から11(H16)となっており、雨量・水位情報へのアクセス数は約116,000件(H14)から約878,000件(H16)となっている。		改善に着手
	3 土砂災害危険箇所の調査の促進 土砂災害防止法に基づく基礎調査は、対象が約16,000箇所あり、費用と時間を要するので、計画的かつ効率的な実施に努められたい。 保全対象人家が5戸以上の土砂災害危険箇所は平成13年度時点で6,868箇所あり、平成4年度よりも2,124箇所増加していることから、危険箇所への住宅等の新築抑制など、実効ある災害対策を行われたい。		土砂災害防止法の区域指定については、警戒避難体制の整備に資する土砂災害警戒区域の指定を優先して行うよう方針変更し、平成17年度から10年間で約16,000箇所の基礎調査・区域指定を完了する予定である。 なお、これまでの指定実績はない。		検討に着手
その他の改善状況	【保安林指定の拡大】 災害防止につながる保安林指定面積は、8.78万ha(H14)→9.06万ha(H16)と拡大している。(行政活動充実度)				

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	くらし1　地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム	主担当部局名	防災危機管理局	「県政報告書」の頁	230～234頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業		事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
	「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震から命を守ることに重点を置いて県民の皆さんや市町村と共に津波に対する避難対策、建物の耐震化対策、緊急輸送路・避難路の整備を進めます。	県営漁港海岸保全事業		防潮扉・水門自動化整備数	4箇所	2箇所
		県単耕地施設管理事業		〃	2箇所	2箇所
		緊急津波対策海岸保全事業（緊急津波対策水門改修）		〃	23箇所	16箇所
		沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業		津波被害想定地域内の山地災害危険地区の着手率	62%	61%
		急傾斜地崩壊対策事業		急傾斜地崩壊対策事業で避難施設および避難地が保全されている割合	47%	53%
		（参考）当施策外の事業18事業				

当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○県営漁港海岸保全事業などの3事業は、津波による浸水時間を遅らせるために、防潮扉や水門などの開閉操作を自動化する事業であり、海岸種別（漁港、農地、建設・港湾）により3つに分かれている。 ○沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業などの2事業は、地震発生時の山地・林地・急傾斜地の落石・崩壊等を防止し、危険地や避難路・避難所を保全するため、緊急的に安全対策を施工する。	○いずれの事業も、地震による直接的な被害防止や津波発生時の避難行動を確実に行えるようにする事業であり、必要度の高い事業である。 ○防潮扉等の自動化については、地元調整や台風災害対応に時間を要し、目標を達成していない事業があるので、目標を達成していくよう取り組む必要がある。

重点プログラム	重点プログラム名	くらし2　災害に備える情報共有プログラム	主担当部局名	県土整備部	「県政報告書」の頁	236～237頁
	重点プログラムの目標	当施策関連事業		事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
	洪水や土砂災害に対して流域の住民が避難など適切な対応ができるよう、洪水や土砂災害に関する情報を県民の皆さんに提供するとともに共有できるシステムを整備します。	浸水想定区域図作成事業		低地部の人口集中地区（DID）に関する河川（全体26河川）の浸水想定区域図作成率	77%（20／26）	77%（20／26）
		土砂災害情報相互通報システム整備事業		県内の土砂災害危険箇所において土砂災害関連情報を共有できる割合	19%	22%

当施策関連事業		現状	評価
	関連事業の目標達成度・有効性等	○河川管理者が作成した浸水想定区域図を基に、市町村は避難所情報などを追加して洪水ハザードマップを作成している。ハザードマップ作成市町村数は、平成16年度末で15市町村（合併前）である。基となる浸水想定区域図の作成河川数は、平成16年度は目標を達成している。 ○土砂災害情報相互通報システムは、重点プログラムでは、住民に被害が及ぶ可能性のある危険箇所11,574箇所の7割について整備する目標としており、平成16年度までに22.8%に当る2,644箇所に対して整備済となった。	○残り6河川についても浸水想定区域図を市町村へ提供し、ハザードマップの作成促進を図るとともに、利用方法の周知についても市町村と連携して取り組む必要がある。 ○当システムは土砂災害から人命を守る点で有効であり、計画的に整備を進める必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　142～144 頁
県政報告書　96～97 頁

施策番号	343
施策名	生活保障の確保
施策の目的	生活保障を必要とする人が扶助や支援を受け、自立に向けて安心して暮らしている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
健康福祉部	保護廃止世帯における自立率(%)	目標	65.0	65.5	66.0
		実績	62.0	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 公的扶助の適正な運用	健康福祉部	自立助長推進対象世帯の目標達成率(%)	目標	41.0	41.5	42.0
			実績	37.0	—	—
2 戦傷病者等の支援	健康福祉部	支援事業への参加率(%)	目標	90.0	90.0	90.0
			実績	93.8	—	—
3 適正な福祉医療費の確保	健康福祉部	県民医療費伸び率の近似度(※1)	目標	1.000	1.000	1.000
			実績	1.004	—	—

※1については、施策シート末尾参照

施策に対する各基本事業の占める割合

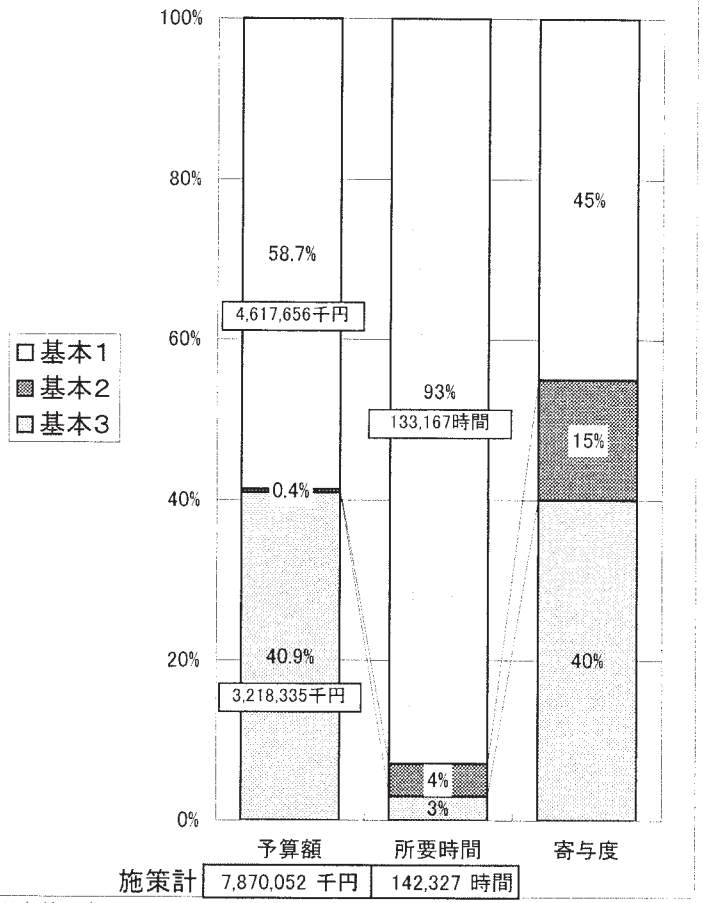

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 生活保障の確保と自立支援

生活保護については国の制度に則って実施されており、高齢化の進行、産業構造の転換等により、県内においても保護率が上昇している。保護世帯のうち高齢者世帯、傷病・障害者世帯は86.4％を占めており、職員には保護の決定や自立支援について福祉を中心に他施策・制度にかかる幅広い知識が求められている。

適切な保護が行われるよう、研修等を充実しさらに職員の資質の向上を図るとともに、市福祉事務所との連携を図り、監査室による監査等を充実されたい。

また、国では、被保護者の自立を促進するため、平成17年度から自立支援プログラムを導入している。県においても、それぞれの世帯に応じた処遇、助言等を行うなど適切な支援を行うとともに、ハローワーク等国や県の雇用担当部局と連携を強化し、被保護者の就労を支援されたい。

2 生活保護費の不正受給の防止

生活保護費については、平成16年度に19件8,204,939円の不正受給が発生しており、また、資力発生、不正受給等による生活保護費返還金の未収金額は73,240,703円となっている。

生活保護の受給者に対する制度の周知徹底、申請時や保護開始後の的確な訪問調査・収入調査による世帯の実態把握により、保護費の過払いや不正受給を防止するとともに、返還金が生じた場合は、速やかに徴収するなど債権管理を的確に行われたい。

3 福祉医療費助成制度の充実

福祉医療費助成制度は、県独自の事業として心身障害者、乳幼児等に対する医療費助成を実施しており、市町村と協議しながら国の医療制度改革等環境変化に合わせた制度改正を行っているが、補助の対象者や内容、基準等については県内市町村で差があるので、今後とも実施主体である市町村と制度のあり方について継続的に検討を行われたい。

4 福祉医療事業協力交付金の見直し

福祉医療費助成制度における各医療機関の協力に対し、制度の促進と円滑な実施を目的に県医師会等に定額補助を行っている。

前回行政監査（平成15年度）の意見により補助対象事業の明確化が図られたが、今後さらに事業の成果を把握し、透明性の確保、効率的な補助金の活用を図られたい。

参考指標

○生活保護の状況　（単位：世帯・人・‰）

年度	全国		
	被保護世帯数	被保護者数	保護率
H9	631,488	905,589	7.2
H16	998,882	1,423,385	11.1
年度	三重県		
	被保護世帯数	被保護者数	保護率
H9	6,187	8,562	4.6
H16	8,924	12,597	6.8

○県内における被生活保護者の世帯類型（単位：％）

年度	高齢者（単身世帯）	傷病障害	母子	その他
H14	51.1（44.8）	34.9	6.8	7.2
H16	52.3（45.5）	34.1	6.5	7.0

○福祉医療費助成制度
（平成15・16年度の状況）（単位：人・件・千円）

項目		H15年度	H16年度
心身障害者医療費	対象者数	37,465	39,288
	支給件数	816,290	874,655
	支給金額	1,671,600	1,738,720
乳幼児医療費	対象者数	55,420	61,847
	支給件数	726,430	851,394
	支給金額	745,239	870,416
一人親家庭等医療費	対象者数	32,687	34,681
	支給件数	265,326	289,822
	支給金額	359,247	387,371
老人医療費	対象者数	10,098	5,237
	支給件数	70,779	44,410
	支給金額	94,692	58,830

（都道府県の実施状況）

項目	心身障害医療費	乳幼児医療費	一人親家庭等医療費	老人医療費
制度あり	47	47	47	21
所得制限あり	36	24	47	20

※三重県はいずれも所得制限がある。

（県内47市町村の実施状況）

項目	心身障害医療費	乳幼児医療費	一人親家庭等医療費	老人医療費
県制度のみ	9	17	25	32
上乗せ実施	38	30	22	15

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
20.8 /35

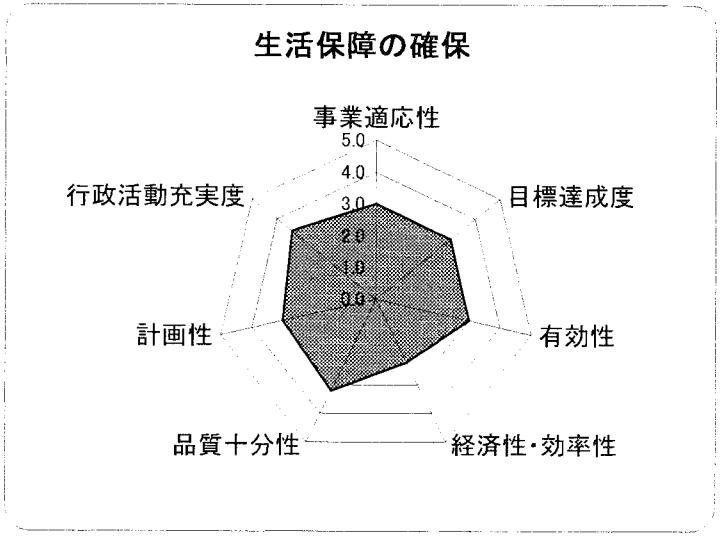

○福祉医療費の助成については、市町村を幹事とする「福祉医療費助成制度改革検討会」で協議し、国の医療制度改革等環境変化に対応した見直しを行っている。(事業適応性、行政活動充実度)

○生活保護費返還金未収金が年々増加しているので、不正受給を防止し、債権管理を適切に行う必要がある。また福祉医療事業協力交付金については、事業の成果を把握し、効率的な補助金の活用を図る必要がある。(経済性・効率性)

○戦傷病者、戦没者遺族の中から相談員を委任し、対象者の多様な相談に対応するとともに、ニーズの把握に努めている。(品質十分性)

○基本事業の評点

1 公的扶助の適正な運用

【寄与度=45%】

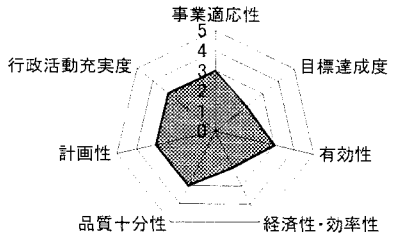

2 戦傷病者等の支援

【寄与度=15%】

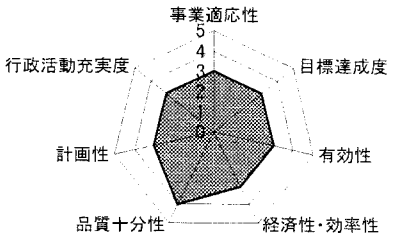

3 適正な福祉医療費の確保

【寄与度=40%】

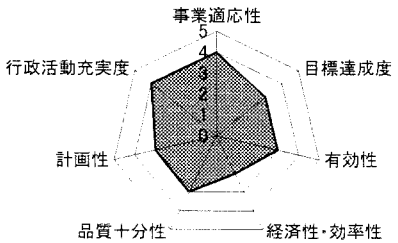

3 施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○高齢化の進行、産業構造の転換等により、生活保護の受給者が増えている。県では平成9年度の4.6‰を最低値として保護率が上昇し、16年度は6.8‰となっている。 県内の保護世帯は、8,924世帯で、全体の86.4%が高齢者世帯、傷病・障害者世帯であり、45.5%が高齢者単身世帯である。また、医療扶助を受けている人(医療扶助率)が全体の83.1%を占めている。 (保護率の推移)　(単位:世帯・人・‰) ※保護率:人口千人当たりの生活保護受給者割合	○県民生活の経済面、医療面を支援するため、国の制度に則った生活保護、戦傷病者や戦没者の遺族の援護等を実施するとともに、制度改革に対応した事務処理を行っている。 援護する世帯では、高齢者世帯の割合が増えているので、きめ細やかな支援を行うとともに、それぞれの世帯の状況に応じた支援を推進する必要がある。	3
	○国では、生活保護費の国・地方の負担割合について検討するとともに、自立を促進するため平成17年度から自立支援プログラムの導入を行った。これに関連し、労働局の事業として生活保護受給者等への就労支援事業が創設され、労働局、ハローワーク、各福祉事務所が協力し就労支援に活用している。	○被保護者の経済的自立を促進するため、国や県の就労支援担当部局と連携し、さらに被保護者の就労を積極的に支援していくことが必要である。	
	○県では、昭和48年に福祉医療費制度を創設して以降、社会経済情勢の変化に対応し、さまざまな制度改正を行ってきた。平成9年度からは市町村を幹事とする「福祉医療費助成制度改革検討会」において、毎年、制度の見直しを行い、15年度には老人医療費助成の廃止、乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げ等の改正を行っている。 急速な高齢化に伴い、障害をもった高齢者が増え、心身障害者医療費助成の対象者が増加している。 (対象者等の推移)　(単位:人・件・円)	○福祉医療費助成制度は、県独自の事業として心身障害者、乳幼児等に対する医療費助成を実施し、市町村と協議しながら国の医療制度改革等環境変化に合わせた制度改正を実施している。 さらに国民健康保険制度、高齢者医療制度の変革等が予想されるので、国の動向を注視し、的確に対応していく必要がある。	
	○合併により町村が市となる場合は、生活保護業務の県から市への引継ぎ、移管のため、派遣職員の受入や職員の派遣等を行っている。	○市へ協力し、事務の引継ぎ、移管が円滑に行われた。	

(保護率の推移)　(単位:世帯・人・‰)

年度	全国			三重県		
	被保護世帯数	被保護者数	保護率	被保護世帯数	被保護者数	保護率
H9	631,488	905,589	7.2	6,187	8,562	4.6
H13	805,169	1,148,088	9.0	7,543	10,740	5.8
H16	998,882	1,423,385	11.1	8,924	12,597	6.8

(対象者等の推移)　(単位:人・件・円)

年度	心身障害者医療費			乳幼児医療費			一人親家庭等医療費			老人医療費		
	対象者数	支給件数	支給金額	対象者数	支給件数	支給金額	対象者数	支給件数	支給金額	対象者数	支給件数	支給金額
H13	31,001	520,893	1,417,211,318	50,542	576,520	736,475,148	28,336	200,815	291,444,273	22,048	152,870	210,415,687
H14	35,693	704,706	1,549,704,362	48,227	610,256	757,031,684	30,778	233,793	315,489,901	11,978	67,786	83,459,091
H15	37,465	816,290	1,671,599,733	55,420	726,430	745,238,535	32,687	265,326	359,247,440	10,098	70,779	94,691,719
H16	39,288	874,655	1,738,719,744	61,847	851,394	870,415,501	34,681	289,822	387,371,407	5,237	44,410	58,830,389

2 目標達成度	○施策の目標指標は、生活保護廃止世帯となった世帯のうち、就労や年金による収入が増えるなど自立と認められる理由により保護廃止となった世帯の割合である。 (保護廃止世帯における自立数) H14:43世帯／67世帯(64.2%)　H15:63世帯／99世帯(63.6%) H16:57世帯／92世帯(62.0%)　(毎年度9月の月間状況) ○平成16年度の目標65.0%に対して、実績は62.0%である。 ○基本事業の数値目標3項目のうち、2項目は目標を達成している。 目標を達成していない項目は次のとおりである。 ・自立助長推進対象世帯の目標達成率(目標:41.0%、実績:37.0%)	○生活保護における自立の状況を表す目標指標は施策の目的に沿っているが、施策全体の目標を表しているとは言えない。また、生活保護世帯のうち高齢者世帯等が占める割合が増えているので、他の基本事業の進捗状況や達成度を把握し、進捗管理する必要がある。 ○施策の目標は、ほぼ達成しているが、毎年僅かずつ減少している。 また、生活保護制度にかかる基本事業が数値目標を達成していないので、要因を分析し、目標達成に努める必要がある。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「公的扶助の適正な実施」が45%、「適正な福祉医療費の確保」が40%、「戦傷病者等の支援」が15%としている。	○この施策は、県民が必要とする援護や支援を受け、自立に向けて安心して暮らしていることを目的とし、低所得者層への保護、戦傷病者や戦没者遺族への支援、心身障害者等への医療補助を行っており、基本事業は施策の目的達成に貢献している。	3
4 経済性・効率性	○老人医療費助成制度は、平成17年8月31日で経過措置期間が終了し、事業が廃止される。他の福祉医療費助成制度においては所得制限額の引き上げに対する経過措置をしていたが、4年間が経過し17年9月1日から措置を撤廃する。 ○福祉医療事業協力交付金として、各医療機関の協力に対し、福祉医療費助成制度の促進と円滑な実施を目的に三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)に定額補助している。 ・平成16年度交付金額:59,782,000円 ○生活福祉資金貸付事業については、(社福)三重県社会福祉協議会を補助しているが、貸付件数、貸付金額が減少し、16年度末の償還金の未収金額は226,606,413円(141件)となっている。 (貸付状況) ・貸付残高(件数):841,933,166円(1,467件) ・平成16年度新規貸付決定金額(件数):54,877,400円(44件) ・原資残高:1,785,000,000円　補助金額(運営費):30,169,000円 ○生活保護費については、平成16年度に19件8,204,939円の不正受給が発生している。 また、資力発生、不正受給等による生活保護費返還金の未収金額は、16年度末には73,240,703円となっている。 (不正受給金額・件数　※県が実施機関のもの) 15年度:6,180,856円(12件)　16年度:8,204,939円(19件) (生活保護費返還金未収金額)　(単位:円) 年度 / H12 / H13 / H14 / H15 / H16 未収金 / 55,783,103 / 54,450,070 / 62,735,500 / 70,761,748 / 73,240,703	○福祉医療費制度については、医療保険制度改革の流れの中で必要な見直しが行われている。助成のあり方については、今後とも状況に応じて実施主体である市町村とともに検討していく必要がある。 ○前回行政監査(平成15年度)の意見により補助対象事業の明確化が図られたが、今後さらに事業の成果を把握し、透明性の確保、効率的な補助金の活用を図る必要がある。 ○貸付件数、貸付金額が減少しているので、制度について周知を図る必要がある。 また、資金の性格上、償還が困難となる可能性の高い融資制度であるが、未収金額が多額になっているので債権管理を強化するとともに、事業の効率化を図る必要がある。 ○生活保護の受給者に対して制度内容をさらに周知徹底するとともに、申請時や保護開始後の的確な訪問調査・収入調査により保護費の過払いや不正受給を防止する必要がある。 また、返還金が生じた場合は速やかに徴収するなど債権管理を的確に行う必要がある。	2.2

<table>
<tr>
<td>5 品質
十分性</td>
<td>○生活保護は、国が定める保護基準により、各市福祉事務所、県福祉事務所で保護を行っている。監査室による監査、生活保障室による指導や助言が全福祉事務所に対して行われている。
・監査室による監査事務所数：22事務所　指導件数：317件
・生活保障室による指導・助言事務所数：23事務所

○県全体で適切な保護が実施されるよう、ケースワーカー等の研修を行うとともに、毎年、生活保護制度運営研究会を設置し、業務のマニュアル等を作成し福祉事務所に配布している。
（研修）
・新任・中堅現業職員研修　生活保護査察指導員研修　など
（業務のマニュアル等）
・「生活保護運用事例集」の改訂（H14）
・「他法他施策活用集」（H15）「生活保護実務の手引き」（H16）の創刊

○昭和41年以来、毎年戦没者追悼式を行っている。
　また、戦争の悲惨さを風化させないために、当時の召集令状や防空壕などの画像、戦争体験談の音声を聞くことができる「三重県戦争資料館」を県ホームページに開設した。
・第39回（平成16年）戦没者追悼式：参列者906人
・ホームページアクセス件数：約5,100件

○福祉医療費助成制度は、老人医療費を除くとすべての都道府県で実施されているが、対象者や所得制限、補助の内容はさまざまである。
　県内の市町村においても、県の補助基準に加え、対象者の拡大、所得制限の緩和等独自で制度を拡充しているところがある。
　また、精神障害者を対象とした医療費助成制度について、他県では青森県など9県で、県内では桑名市など5市町で実施している。
（都道府県の状況）
<table>
<tr><td>項　目</td><td>心身障害医療費</td><td>乳幼児医療費</td><td>一人親家庭等医療費</td><td>老人医療費</td></tr>
<tr><td>制度あり</td><td>47</td><td>47</td><td>47</td><td>21</td></tr>
<tr><td>所得制限あり</td><td>36</td><td>24</td><td>47</td><td>20</td></tr>
</table>
（県内市町村の状況）
<table>
<tr><td>項　目</td><td>心身障害医療費</td><td>乳幼児医療費</td><td>一人親家庭等医療費</td><td>老人医療費</td></tr>
<tr><td>県制度のみ</td><td>9</td><td>17</td><td>25</td><td>32</td></tr>
<tr><td>上乗せ実施</td><td>38</td><td>30</td><td>22</td><td>15</td></tr>
</table>

○戦傷病者、戦没者遺族の中からそれぞれ28人を相談員として県内全域に配置し、自宅相談や出張相談により恩給や年金の受給をはじめ多様な相談に対応するとともに、ニーズの把握に努めている。
・相談件数：1,112件（戦傷病者：624件　戦没者遺族：488件）</td>
<td>○県内の全福祉事務所が共通認識を持ち法を施行するとともに、対象者に公平に保護が行われるよう取り組まれている。

○経験の浅い職員の資質向上のため、経験レベルに対応した研修や業務のマニュアル化を実施している。ケースワーカーは家庭訪問し生活向上のための助言等を行っているが、高齢者世帯や障害者世帯が多く、各種の福祉サービスのほか多様な知識が必要とされるので、今後とも職員の資質の向上、確保に努める必要がある。

○戦争の悲惨さを語り継ぐ貴重な資料として、積極的に広報するとともに、教育など他の施策においても活用できるよう工夫する必要がある。

○補助の対象者や内容、基準等等については県内市町村で差があるので、今後とも実施主体である市町村と制度のあり方について継続的に検討を行っていく必要がある。

※三重県はいずれも所得制限がある。

○地域バランスを考慮しながら、経験や思いを共有するそれぞれの対象者の中から相談員を委任し、戦傷病者や戦没者遺族が相談しやすい環境を作っているが、特に戦傷病者は高齢化が著しいので、今後の対応を検討する必要がある。</td>
<td>3.2</td>
</tr>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>○生活保護制度、戦傷病者や戦没者の遺族への援護については、国の制度に則って実施している法定受託事務である。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	○毎年度、福祉事務所の方針に基づき稼動世帯の中から自立助長推進対象世帯を選定し、就労支援を目的とする訪問を行うなど計画的な自立支援を行っている。 ○県議会、市長会、町村会、三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)、学識経験者による三重県福祉医療協議会が平成11年度に作成した報告書に基づき、中長期的な視点に立った県民のための医療サービスの構築を図ってきた。 福祉医療費助成制度改革検討会において中期的な方向性を定めるとともに、毎年次年度の方向性を検討し、計画的な実施を図っている。	○平成17年度から国により自立支援プログラムが導入され、計画的に被保護世帯の自立を支援していくこととしている。 ○報告書の目指すべき具体的な方向はほぼ実現している。 提言に基づき、今後とも環境変化に対応した見直しを定期的に行っていく必要がある。	3.0
7 行政活動充実度	○生活保護制度において、市福祉事務所は保護の実施機関として、町村は県福祉事務所の補助機関として位置づけられている。 市町村合併により新たに福祉事務所を設置する市には、事務の円滑な移管を行うため、派遣職員の受入や職員の派遣等を行っている。 ○生活保護については町村や地域の民生委員と、生活福祉資金については市町村社会福祉協議会や民生委員と連携・協力し、対象者からの相談や関係機関との連絡調整に携わっている。 ○(財)三重県傷痍軍人会、三重県遺族会等関係団体と連携・協力し、戦傷病者、戦没者の遺族に対する研修会の開催、援護の情報提供等さまざまな支援を行っている。 (主な支援事業への参加率) 年度 / 参加率: H12 99.9%, H13 84.0%, H14 85.6%, H15 85.6%, H16 96.5% ○「福祉医療費助成制度改革検討会」において実施主体である市町村と医療費助成にかかる協議を行っている。見直しに当たっては、社会情勢の変化、他都道府県の状況や国の動向等を比較し、必要とされる助成について検討している。 また、市町村へ出向いて事業の実施状況等を調査するとともに、各市町村の対象者のニーズを把握している。 (事務調査の状況) 平成15年度(69市町村)　対面調査:69市町村　書面調査:　— 平成16年度(47市町村)　対面調査:24市町村　書面調査:19市町村	○市町村や民生委員、病院等関係機関と連携・協力して、生活保護制度を運用し要保護者の自立支援に取り組んでいる。 市町村合併に伴い、郡部に居住する被保護者の実施機関が市へ変更となる場合には、円滑に引継ぎを行う必要がある。 ○関係団体と積極的に連携・協力することで、戦傷病者や戦没者の遺族など対象者のニーズに応じた研修会等の開催、情報の周知等が効果的に行われている。 ○対象者が県内全域で適切な助成が受けられるよう、今後も引き続き福祉医療費助成制度改革検討会で検討を行い、医師会等関係団体と連携・協力しながら、制度の運用を図る必要がある。	3.4

特定課題	○三位一体の改革の一環として、国から生活保護費における国と地方の負担割合の見直しが提案されており、これに反対する地方との間で協議がなされている。	

※1 **県民医療費伸び率近似度**
福祉医療費助成制度対象者の受診環境を県民のレベルと同じにするため、この値を1.000(伸び率が同じ)にすることを目標としている。
県民医療費伸び率近似度＝対象者一人当たりの医療費の伸び率÷県民一人当たりの医療費(国民健康保険及び老人医療)の伸び率

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定（C）	評点合計（20.9）	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1　県民の生活保障の充実 生活保護は平成10年度以降保護率が増加しており、高齢者世帯等の要援護世帯の割合が高くなっているので、職員の資質向上を図り、きめ細やかなケースワークによる支援を行われたい。 福祉医療費助成制度については、国の医療制度改革や他県の動向等を踏まえた制度改正を行っているが、真に援助を必要とする県民に必要な支援が行われるよう引き続き検討されたい。	生活保護については、県全体で適切な保護が行われるよう、ケースワーカーの研修を経験別に行うなど充実するとともに、生活保護制度運営研究会を設置し、「生活保護実務の手引き」等業務のマニュアルを作成している。 また、福祉医療費助成制度においては、毎年度、実施主体である市町村を幹事とする「福祉医療費助成制度改革検討会」において制度の改善を検討している。		改善に着手
	2　生活保護費の不正受給の防止 生活保護費の不正受給による返還金の未収金が増加しているが、生活保護世帯からの保護費の返還は現実的に困難な場合が多いので、被保護者へ制度内容を周知徹底するとともに、的確に訪問調査や収入調査を実施し、不正受給を未然に防止されたい。	被保護世帯にリーフレットを配布したり、所得の有無に関わらず1年に1回所得調査を実施しているが、不正受給による未収金が増加している。 （不正受給件数） 平成15年度：6,180,856円（12件）　16年度：8,204,939円（19件） （生活保護費返還金未収金） 平成15年度：70,761,748円　16年度：73,240,703円		検討に着手
	3　福祉医療事業協力交付金の見直し 福祉医療費助成制度の促進と円滑な実施を図ることを目的として、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）に対して定額補助を行っているが、医師会等の一般的な活動に充当されており、この補助が福祉医療費助成制度に具体的にどう生かされたかが明確にされていないので、これを明確にするよう見直されたい。	交付要綱の見直しを行い、補助対象事業の明確化が図られたが、今後さらに事業の成果を把握し、透明性の確保、効率的な補助金の活用を図る必要がある。		検討に着手

その他の改善状況

【施策の目標指標の見直し】
施策の目標指標は「保護廃止世帯における自立割合」であり、前回監査から検討は行われているが変更に至っていない。（目標達成度）

【生活保護制度にかかる市町村との連携】
生活保護制度については、市町村合併により新しく市となる場合、県から市へ事務の引継ぎが行われるが、職員を派遣したり、派遣職員を受け入れることにより、円滑な引継ぎを行っている。（行政活動）

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　145～148 頁
県政報告書　98～99 頁

施策番号	344
施策名	高齢者保健福祉の推進
施策の目的	高齢者が必要な介護・福祉サービスを身近な地域で利用している

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
健康福祉部	在宅介護サービス利用率(%)	目標	58.7	60.0	61.0
		実績	59.0	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 介護保険制度の円滑な推進	健康福祉部	重度要介護認定者率(%)(※1)	目標	36.8	37.9	39.2
			実績	36.6	—	—
2 介護基盤の整備促進	健康福祉部	特別養護老人ホーム整備率(%)	目標	90	95	100
			実績	90	—	—
3 高齢者の在宅生活支援体制の確保	健康福祉部	要介護・要支援認定者出現率(%)(※2)	目標	15.8	16.8	17.8
			実績	16.7	—	—
4 高齢者の社会参加環境づくり	健康福祉部	長寿社会推進協力員数(人)	目標	2,481	2,727	2,967
			実績	2,487	—	—
			目標			
			実績			

※1、2については、施策シート末尾参照

施策に対する各基本事業の占める割合

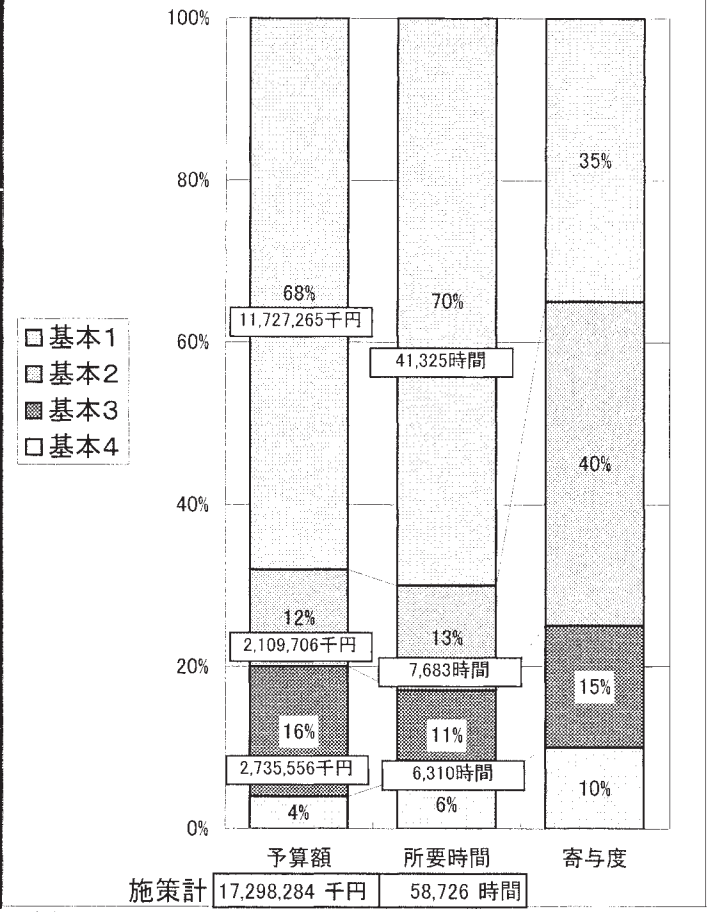

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 介護保険制度の健全な運営の促進

介護保険制度の導入後5年が経過し、要介護（支援）認定者が急増している。介護保険施設・事業所は年々増加し、平成17年4月1日現在で県内には1,920施設・事業所がある。

県では施設・事業所に対し指導・監督を行っているが、介護報酬の不適正受給事業者は16年度には152事業者と15年度の約1.8倍となっている。高齢者が安心してサービスを受けられるよう、市町村等と連携・協力し、施設・事業所の指導・監督体制をさらに強化されたい。

また、介護保険財政安定化基金を設置し、保険料の不足等が生じた場合に市町村等保険者に貸付等を行っているが、16年度には貸付団体数、金額が7団体、314,030千円と大幅に増えているので、介護保険制度の健全で円滑な運営を促進されたい。

なお、17年6月には介護保険法が改正され、介護保険施設における居住費用等の給付の見直しとともに、18年度からは介護予防重視型システムへの転換等が予定されている。法の改正に伴う事業の再編等に対しては、利用者の立場に立った円滑な対応が図られるよう、市町村や社会福祉法人等の支援を強化されたい。

2 介護サービス基盤の整備促進

「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、介護サービス施設等の整備を進めているが、要介護認定者の増加とともに特別養護老人ホームの入所申込者が年々増加し、平成16年度には12,079人となっている。

実態調査の実施、特別養護老人ホームの整備、入所基準に基づく入所の適正化等により、19年度には早急に入所を必要とする待機者は解消するとの見通しを立てているが、高齢者が安心してそれぞれに応じた適切なサービスを受けることができるよう、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備を促進されたい。

また、居宅サービスの利用者の割合が増加しているので、援護を必要とする高齢者が在宅で安心して生活できるよう、市町村における居宅サービスの充実、向上を支援されたい。

3 介護サービスにかかる情報提供の充実

苦情・相談窓口の設置等利用者の保護を図っているが、介護サービスの質を向上し、利用者が適切なサービスを選択するためには、介護サービス事業者に関する情報提供が重要である。

県では10分野33事業者において介護サービス情報の公表のモデル事業を実施するとともに、独自に「みえ福祉第三者評価」を実施し、評価結果等をホームページ等において公表しているが、施設の受審についてさらに促進するとともに、監査室が行う法人監査結果等についても、利用者の立場に立った情報提供に積極的に取り組まれたい。

4 高齢者の社会参加の促進

みえ長寿社会大学の開催や老人クラブ活動の支援等を行っているが、高齢者が増えているので、教育委員会や国・県の雇用担当部局等と連携・協力し、住民にとってより身近な存在である市町村との役割分担を前提に、多様な社会参加の場や機会の拡大を促進されたい。

参考指標

○高齢化・介護保険受給者等の現状

項　目	全国	三重県
高齢化率	16.3%	16.4%
要介護（支援）認定者出現率	16.3%	16.4%
重度要介護（介護度3～5）認定割合	36.2%	36.6%
介護保険サービス受給者割合	79.2%	77.1%
居宅介護（支援）サービス利用者割合	60.2%	60.1%
施設サービス利用者割合	19.0%	17.0%

○高齢者人口の推移

項　目	昭和60年		平成7年		平成16年	
	高齢者人口	割合	高齢者人口	割合	高齢者人口	割合
全国	12,472千人	10.3%	18,277千人	14.6%	24,876千人	19.5%
三重県	210,815人	12.1%	297,129人	16.1%	389,191人	20.8%

○施設整備率

・特別養護老人ホーム
　全国：1.47%　三重県：1.40%（全国39位）
・介護老人保健施設
　全国：1.15%　三重県1.26%（全国27位）
　※整備率＝定員数／介護保険第1号被保険者数
　（厚生労働省資料）

○高齢者の社会参加

・老人クラブ参加率（60歳以上で参加可能）
　全国：25.1%　三重県：38.9%
・グループ活動に参加している：54.8%（※1）
・就業率（※2）
　60～64歳　男性：66.5%　女性：41.5%
　65～69歳　男性：51.6%　女性：28.7%
　※1内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
　※2厚生労働省「高年齢者就業実態調査」

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.8 /35

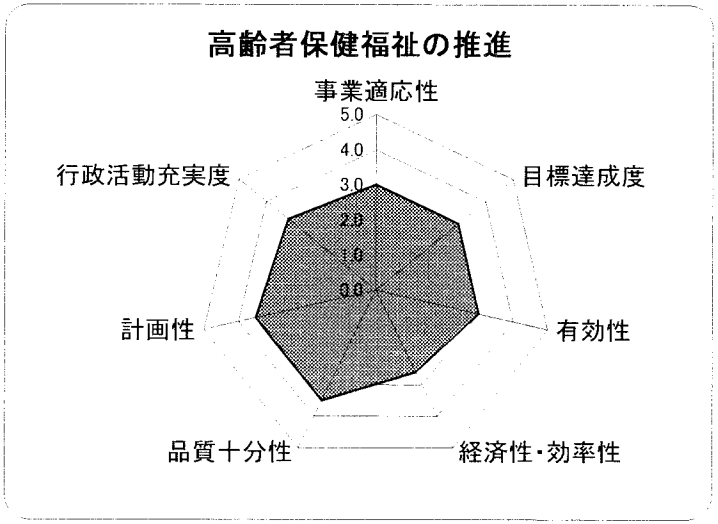

○介護支援専門員の試験・研修等の外部委託や施設整備の利子補給のあり方について見直すとともに、未収金の徴収強化を図る必要がある。(経済性・効率性)

○特別養護老人ホームについては、県の策定指針に基づき各施設が入所基準を策定、公表し、必要性の高い人から優先的な入所を図っている。(品質十分性)

○研修等を行い介護保険サービスに係る人材を養成するとともに、「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」に基づき施設整備が進んでいる。(品質十分性、計画性)

○地域介護予防推進会議をはじめとする多様な事業を通じて、市町村、医療機関、施設事業者が連携・協力し、ネットワーク化を進めている。モデル事業では、地域の協力により介護予防等に取り組んでいる。(行政活動充実度)

○基本事業の評点

1 介護保険制度の円滑な推進

【寄与度=35%】

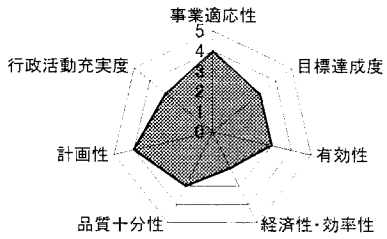

2 介護基盤の整備促進

【寄与度=40%】

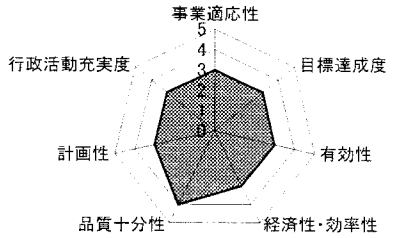

3 高齢者の在宅生活支援体制の確保

【寄与度=15%】

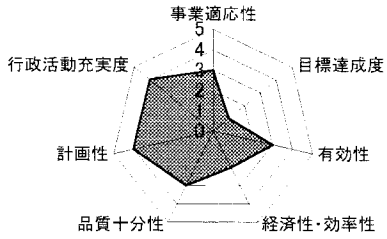

4 高齢者の社会参加環境づくり

【寄与度=10%】

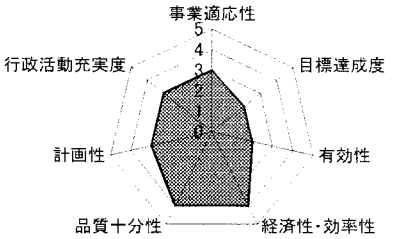

3. 施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○急速な高齢社会の進行に対応するため、平成12年4月から市町村を実施主体とした介護保険制度が導入され、高齢者は多様な介護サービスを選択できるようになった。 17年6月には、要介護(支援)認定者の急増に対応するため、見直しが行われ介護保険法が改正された。10月から施設入所者の自己負担が増えるとともに、予防重視型システムへの転換等が図られる。 (高齢化率の推移)　(各年度10月1日現在) 年度 / S60 高齢者人口 / S60 割合 / H7 高齢者人口 / H7 割合 / H16 高齢者人口 / H16 割合 三重県 / 210,815人 / 12.1% / 297,129人 / 16.1% / 389,191人 / 20.8% 全国 / 12,472千人 / 10.3% / 18,277千人 / 14.6% / 24,876千人 / 19.5% ○県では、介護保険制度が円滑に運用されるよう市町村を支援するとともに、介護サービスの質の向上を図るため、施設の指導・監督、介護支援専門員等の研修事業などを実施している。 また、「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」(平成15～19年度)に基づき施設等の整備を進めている。 (県内介護保険施設・サービス事業者数の推移)(各年度4月1日現在) 年度 / H12 / H13 / H14 / H15 / H16 / H17 居宅介護支援 / 328 / 329 / 333 / 361 / 406 / 429 居宅サービス / 660 / 762 / 832 / 973 / 1,182 / 1,294 介護保険施設 / 160 / 173 / 180 / 186 / 191 / 197 合計 / 1,148 / 1,264 / 1,345 / 1,520 / 1,779 / 1,920 ○県内においても要介護(支援)認定者が大幅に増加し、介護保険給付実績も急増しているが、サービス受給者の割合は減少している。 また、特別養護老人ホームの入所申込者が年々増加しているので、実態調査を行い、2,692人を早急に施設サービスを必要とする人として位置づけている。 (県内の状況)　(各年度2月末日現在) 年度 / H12 / H16 / 全国(H16) 要介護(支援)認定者出現率 / 9.6% / 16.7% / 16.3% 介護保険サービス受給者割合 / 80.9% / 77.1% / 79.2% 居宅介護(支援)サービス利用者割合 / 55.1% / 60.1% / 60.2% 施設サービス利用者割合 / 25.4% / 17.0% / 19.0% ※全国の数値は「介護保険事業状況報告の概要」	○介護保険制度の導入後5年が経過し、急速な高齢化の進行とともに要介護(支援)認定者が急増している。 高齢者が、身近な地域で安心して介護保険により必要なサービスを受けられるよう、今後とも施設の指導・監督や職員の研修を行い資質の向上に努めるとともに、実施主体である市町村における介護保険制度の円滑で健全な運用を積極的に支援する必要がある。 また、今後、高齢者人口はさらに増加することが予想されるので、長期的な展望の下、圏域毎の高齢者数の推移を予想し、地域性に応じた対応を計画する必要がある。 ○基盤整備は計画に基づき進んでいるが、要介護認定者は急増し、特別養護老人ホームの入所申込者数は毎年約3,000人弱ずつ増加している。県では申込者の実態調査を実施し、2,696人を早急な入所の必要性が高い人として位置づけるとともに重点的に特別養護老人ホームの整備を促進し、平成19年度には現在の入所待機の状況が解消する見通しを立てているが、高齢者が安心して、それぞれの状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、地域の状況に応じた施設整備を促進する必要がある。 (特別養護老人ホーム入所申込者数)(各年度2月末日現在)(人) 年度 / H12 / H13 / H14 / H15 / H16 高齢者数 / 357,092 / 367,925 / 378,507 / 385,959 / 393,800 伸び率(H12:100) / 100 / 103.0 / 106.0 / 108.1 / 110.3 要介護認定者 / 33,207 / 39,577 / 45,626 / 52,447 / 57,457 伸び率(H12:100) / 100 / 119.2 / 137.4 / 157.9 / 173.0 入所申込者数 / — / 3,939 / 6,859 / 9,349 / 12,079 伸び率(H13:100) / — / 100 / 174.1 / 237.3 / 306.7 ※入所申込者数はH13:8月1日　H14:7月1日　H15:10月1日 H16:9月1日現在	3

	○国では、介護サービス情報の公表を推進している。 県では、10分野33事業者においてモデル事業を実施するとともに、全国でも早期に県独自の制度である「みえ福祉第三者評価制度」を実施し、評価結果はホームページ等で公表している。 ・事業開始年月日：平成15年12月4日 ・受審状況（17年3月末現在） 特別養護老人ホーム：34.5%（30施設／87施設） 介護老人保健施設：20.0%（10施設／50施設）（16年度から実施）	○介護保険施設のサービスの質を向上し、県民が適切なサービスを選択できるよう、第三者評価制度について先進的に取り組んでいるが、施設の受審についてさらに促進するとともに、監査室が実施する法人監査結果等とあわせ、利用者の立場に立った情報提供に積極的に取り組む必要がある。	
	○全国の60歳以上の人の社会参加等は次のとおりである。 ・何らかのグループ活動等に参加している割合：54.8%（※1） ・地域活動（※1）　参加したい：58.2%　参加したくない：37.5% ・就業率（※2）　60～64歳：男性66.5%　女性：41.5% 65～69歳：男性51.6%　女性：28.7% ・就業に対する意欲（※3）　60～64歳：54.9%　65歳以上：20.7%	○高齢者の地域活動への参加意欲や就業に対する意欲が高いので、生涯学習を担当する教育委員会や、国・県の雇用担当部局と連携・協力し、多様な社会参加の場や機会の提供が必要である。 また、住民にとってより身近な存在である市町村と県の役割分担について検討する必要がある。 資料：※1内閣府　※2厚生労働省　※3総務省の各調査	
	○介護サービス提供事業者に対する相談や苦情、事故発生をリスクと位置づけ、苦情相談窓口の設置、事業者の指導、対応マニュアルの作成等を行っている。マニュアルは平成16年度に見直しを行っている。	○リスクを予想し、事前対策として対応マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行っている。また、窓口を設置し広く苦情相談を受け付けるとともに、事業者の指導を行う等対策を講じている。	
	○各施設においては、地震や火事等防災マニュアルを作成するとともに、月1回防災訓練を実施している。	○地震等災害が発生した場合の施設や地域で生活する障害者の対応について市町村等関係者と協議して検討する必要がある。 なお、平成17年度にはアスベストと耐震化について全社会福祉施設に対して状況調査を実施している。	
2 目標達成度	○施策の目標指標は、「在宅介護サービス利用率」であり、介護を必要としている高齢者等のうち、在宅介護サービスを利用して在宅での生活を送っている高齢者等の割合である。	○在宅介護サービスにより必要とするサービスを受けながら、住み慣れた地域で生活している高齢者の割合であり、施策の目的に沿い基本事業の進捗状況や達成度も反映している。	
	○平成16年度の目標58.7%に対して、実績は59.0%である。	○平成16年度に18年度の当初の目標（59.0%）を達成したので、目標数値を見直し、より高い数値を設定した。在宅介護サービス利用率は年々増加しているが、全国平均60.1%を少し下回っている。	3
	○基本事業の数値目標4項目のうち、3項目が目標を達成している。 目標を達成していない項目は次のとおりである。 ・要介護・要支援認定者出現率（目標：15.8%、実績：16.7%）	○達成していない項目は要因を分析し、効果的な事業展開に努められたい。また、基本事業の目標指標の妥当性について検証し、必要なものについては見直しを行われたい。	
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「介護基盤の整備促進」が40%、「介護保険制度の円滑な推進」が35%、「高齢者の在宅生活支援体制の確保」が15%、「高齢者の社会参加環境づくり」が10%としている。	○基本事業は相互に連携し、施策の目的達成に貢献しているが、介護保険法の改正、高齢者の在宅介護サービスの利用向上を考慮すると、今後は高齢者の在宅生活の支援体制を強化する必要がある。	
	○5事務事業を重点プログラムに位置づけている。	○重要な課題を重点的に推進し、目的達成に貢献している。	3
	○高齢者の社会参加環境づくりは、「34404　高齢者の社会参加環境づくり」だけでなく、他の施策においても幅広く取り組まれている。	○施策「333　地域とともに進める福祉社会づくり」は行政や事業者、住民が支え合って社会的弱者の地域生活を支援する施策であり、当該施策の基本事業と十分な連携が必要である。	

		また、高齢者の就業については施策「211　地域の実情に応じた多様な雇用支援」で推進しているが、高齢者の持つ技術や能力を生かすという視点から連携を検討されたい。	
4 経済性・効率性	○介護保険財政安定化基金については、国、県、市町村が積み立て、県が管理している。市町村において保険料の不足等が生じた場合に、貸付、交付を行っている。県では市町村からのデータを分析し、健全な経営のための資料としてフィードバックしている。 ・積立金額：3,172,472,324円　貸付残高：352,483,333円 ・交付金額：　5,171,207円　（平成17年4月1日現在） （参考）介護保険料（2期）全国平均：3,293円 三重県（平均）：3,090円　最高：3,800円　最低：2,280円	○平成16年度は貸付団体数・金額が大幅に増加しているので、市町村等保険者において介護サービスが経済的・効率的に実施されるよう支援を強化し介護保険制度の健全で円滑な運営を確保する必要がある。 （貸付の推移）　（単位：団体・千円） 年度 / H13 / H14 / H15 / H16 貸付団体数 / 2 / 3 / 2 / 7 貸付金額 / 25,158 / 32,842 / 19,454 / 314,030	2.6
	○平成12年度までに施設整備を行った高齢者福祉施設等や11年度までに施設整備を行った介護老人保健施設については、（独法）福祉医療機構からの借入金に対して利子補給を行っている。 （16年度利子補給金額） ・高齢者福祉施設等：144,178千円（76法人・125施設） ・介護老人保健施設：109,265千円（20法人・21施設）	○施設整備に対する補助制度があることから、対象施設の理解を得て県として支援のあり方について検討されたい。 介護老人保健施設の利子補給については、実施していない都道府県が19団体あるので、必要性について見直しを検討されたい。 なお、県単補助金の見直しに伴い、平成17年度には補助率の見直しを行っている。	
	○介護支援専門員の資格を取得する実務研修及び研修の受講にあたり実施する試験は、県が直接実施している。 （他府県の状況） ・研修　県が直接実施：6　他団体等に委託・実施：41 ・試験　県が直接実施：24　他団体等に委託・実施：23	○職員が3,526時間（約14,456千円）をかけて実施しているので、効率性や経済性等を検証し、公正性、公平性を確保した上で外部委託を検討する必要がある。	
	○事業の実施や施設の管理・運営を社会福祉法人や関係団体等に委託している。 ・介護サービス等に関する相談・苦情窓口 ・地域介護実習・普及センター（東紀州で実施）の運営 ・みえ長寿社会大学やみえ高齢者健康文化祭の開催　等	○専門性が高い法人や、地域の関係団体に委託することで、利用者に対するサービスが充実するとともに、地域の課題に対応することができ、より効果的な事業が実施されている。	
	○高齢者住宅整備資金貸付金事業は、高齢者が住宅整備を行う際に低利で融資し、円滑な住宅整備を行うための資金であるが、平成8年度で終了し、現在は償還事務が残っている。 ・16年度：未収金47,771,076円（74人）　収納率：18.8％	○納入通知書発行事務等を（社福）三重県社会福祉協議会へ委託しているが、債権管理も委託する等償還業務のあり方を検討し、収納促進を図る必要がある。 また、未収金額が多額であるので、法的措置の活用も含めた徴収の強化についても、合わせて検討する必要がある。	
5 品質十分性	○適正で公平な介護保険サービスを確保するため、事業者指導や苦情・相談窓口の設置等を行っている。 （平成16年度の状況） ・介護報酬不正受給者：152事業者（H15：86事業者、H14：70事業者） ・介護サービス適正実施指導事業：15市町村で実施 ・不服審査請求：6件（うち介護認定：5件）	○介護サービスにかかる苦情・相談や不服審査請求がなされ、介護報酬の不正受給が増加しているので、市町村や監査室と連携し、さらに指導・監督体制を強化して介護サービスの適正化に努める必要がある。 特に、介護サービス適正実施指導事業は、事業所や施設に介護相談員を派遣し利用者の相談や要望に対応しているが、15市町村と取組が少ないので、実施について積極的に働きかけを行う必要がある。	

	・介護サービス等苦情・相談 三重県国民健康保険団体連合会:64件　市町村:81件 ・高齢者総合相談センター(各種相談):801件		
	○高齢者小規模多機能施設は、「通い」「泊まり」「居住」等の機能を複合的に組み合わせるとともに、緊急時に自宅へ訪問してもらう等高齢者や家族の状態に応じて、地域において多様なサービスがいつでも提供される施設で、長野県の制度を参考に設置を促進している。県内では現在15施設(8市)あり、8県3市で類似の制度がある。	○高齢者が元気なときでも介護を必要とするときでも身近な地域において利用でき、高齢者のニーズに即した施設であるが、平成17年度から市町村交付金の対象となっているので、市町村の取組を支援していく必要がある。	
	○介護サービスにかかる人材を確保し、職員の資質を向上させるため、ケアマネージャー等の養成研修や現任者の研修を行っている。 ・介護認定調査員:2,516人　介護支援専門員:4,762人 ・訪問介護員研修、認知症介護研修、身体拘束廃止推進研修　など	○介護サービスの提供基盤として、人材の養成、資質の向上を図っているが、新しい福祉用具の開発や地域生活を行うためのグループホーム化が進むなど高齢者福祉をめぐる環境が変わってきているので、さらに研修を行うとともに、事業所等の職員の受講を促進する必要がある。	3.5
	○特別養護老人ホームの整備については、毎年度、施設整備方針を明確にするとともに、必要とされる施設(床)数の整備を助成し、促進している。早急に施設サービスを必要とする要介護者の待機は、平成19年度には解消する見通しである。 また、入所申込については、県の策定指針に基づき各施設が入所基準を策定、公表し、必要性の高い者から優先的に入所を図っている。	○計画に基づき施設整備は進展しているが、入所を希望する高齢者が多いので、身近な地域で適切なサービスを受給し、安心して生活できるよう、市町村の取組を支援されたい。 また、入所について、透明性、公平性の確保を図っているが、実際の運用状況について検証する必要がある。	
	○市町村が地域にあった介護サービス事業を選択し実施するため、支援を行っている。 ・介護予防・地域支え合い事業 食の自立支援事業:31市町村　介護用品の支給:29市町村　等 ・在宅介護支援センターの設置・運営:57市町村197か所 ・ひとり暮らし高齢者等への日常生活用具の給付又は貸与:36市町村 ・要援護高齢者のいる世帯の高齢者のための住宅改造:29市町村	○施設整備や事業を円滑に実施し、介護サービスを充実するため、市町村を支援しているが、介護保険法の改正に伴い、在宅介護や介護予防が重視され、介護予防・地域支え合い事業や在宅介護支援センター事業についても再編が予定されているので、市町村合併の進展も考慮しながら積極的に働きかけを行い、地域の実情にあったサービスが展開されるよう支援する必要がある。	
	○みえ長寿社会大学は60歳以上を対象に1年間開催し、多様なジャンルの内容を学び地域で活動する指導者を養成している。毎年、受講者のアンケートを取り、ニーズを反映した講座づくりを行っている。 県内4か所で開催し、卒業生であるみえ長寿社会推進連絡協力員は9支部に登録し活動を行っている。 (開催場所)　平成16年度:四日市市、津市、松阪市、尾鷲市	○地域の高齢者が参加しやすいように地域バランスを考慮して開催するとともに、卒業生を地域活動のリーダーとして支援し、高齢者の社会参加を促進している。今後は、市町村との役割分担、教育委員会等との連携を検討していく必要がある。	
6 計画性	○市町村の介護保険事業計画と整合性を図って策定した「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、事業を実施している。計画策定にあたっては、市町村や県民局と意見交換し、地域の状況や県内全域のバランスを考慮し、調整している。 なお、市町村は計画を策定する際、原則としてアンケート調査を実施し、住民ニーズを把握し反映している。	○県民や市町村のニーズを反映し実効性ある実施計画を策定するとともに、毎年度市町村からの報告に基づき、進捗状況を把握し管理している。特別養護老人ホームの整備については、重点プログラムに組み込み、計画より1年早い平成18年度末に目標達成が見込まれている。 また、他部局の担当する施策についても、計画の主担当部局として進捗管理、成果の検証を行う必要がある。	

	○年度ごとの進捗管理は、各市町村から提出される介護保険事業状況報告により把握されている。 ○計画は市町村計画と同様、3年ごとに5年を1期として策定し、平成17年度には、18年度から22年度までを期間とする新しい計画に見直しを行う。 ○高齢者の社会参加環境づくりについては、「第3次三重県高齢者保健福祉計画・第2期三重県介護保険事業支援計画」とリンクした「三重県地域福祉推進計画」（平成16～20年度）に基づき、事業を実施している。プランの中間目標年度は18年度とし、進捗管理、事業の見直しを行うこととしている。	○第2期計画の成果を検証するとともに課題を把握し、さらに質の高いサービスが提供されるよう市町村と十分な意見交換の上、市町村合併や地域バランス等に配慮した計画を策定されたい。 ○「地域福祉推進計画」は保健・医療・福祉計画を包含した計画であるが、個別の計画と連携し、目標を合わせて取り組んでいる。18年度の見直しについては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の見直しと整合性を図るとともに、介護保険法の改正にも留意されたい。 　また、他部局の担当する施策についても、計画の主担当部局として進捗管理、成果の検証を行う必要がある。	3.5
7 行政活動充実度	○介護保険制度は介護サービス事業者、介護支援専門員等と協働し市町村を中心として運営されている。県は制度運営の支援を行うとともに、市町村と協働して、地域における介護サービスのニーズ把握や実情に応じた基盤整備に取り組んでいる。 （平成16年度市町村研修会・説明会等開催数） ・全体会：7回　・ブロック単位：30回　・行政職員以外：13回 ○「みえ福祉第三者評価」は地域福祉室と協働で実施し、三重県老人福祉施設協会等関係団体と連携・協力して、各施設の受審を促進している。 　また、「みえ福祉第三者評価推進会議」は、学識経験者や施設管理者、現場職員、利用者である県民等で構成され、評価基準や評価機関の認証基準を審議している。 ○「地域高齢者のための協働支援事業」は、介護保険関連事業や高齢者保健・医療関連事業等と連携し、地域介護予防推進会議において市町村や医療機関、施設事業者等が一体となり事業を進めている。 　平成16年度から志摩市で3年間のモデル事業に取り組んでいる。 ○監査室と連携・協力し、適正な介護サービスを確保するため、介護保険事業者に対する集団指導や、法人監査を実施している。 　また、医療政策室や生活保障室による医療監視や老人医療にかかる指導結果に基づき、適正な介護サービスのための改善指導を実施している。	○直接の事業執行者である市町村や社会福祉法人等と連携・協力を行っているが、さらに情報提供や人材育成等を充実し、サービスの向上、円滑な制度運営を支援する必要がある。 　特に、介護保険法の改正に伴い平成18年度から地域密着型サービスについて創設されるので、市町村を対象とする説明会や情報交換会を開催し、助言や支援を行う必要がある。 ○専門家や利用者と連携・協力し、第三者評価を推進しているが、施設が評価の意義を理解し、積極的に受審するよう、関係団体とさらに連携・協力し、働きかける必要がある。 ○関係機関が連携・協力し、多様な事業を通じて地域で得たデータや情報を比較検討し、共有化するなどネットワーク化が進んでいる。 　モデル事業では、地域の協力により、介護予防や自立して生活する仕組みづくりに先進的に取り組んでいる。 ○事業者数が多く、不正受給等も見られるのでさらに連携を密にし、相互に情報の共有化を図り適正な介護サービスの実施を図る必要がある。	3.2

※1 重度要介護認定者率
　要介護認定者における重度（要介護度3～5）の要介護認定者の割合。介護保険制度の円滑な運営により、要介護度の進行を抑止し、重度要介護認定者の出現割合を目標値までに抑えることを目標としている。

※2 要介護・要支援認定者出現率
　65歳以上の高齢者における要介護・要支援認定者の出現率。介護予防等に取り組むことで出現割合を目標値までに抑えることを目標としている。

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成14年度 （保健・福祉サービスの充実）	評価結果	総合判定（B）	評点合計（21.1）	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1　介護保険制度についての普及啓発の促進 市町村で行われたアンケート調査結果によると、介護保険制度の内容や仕組みについて、十分に周知されていない状況が見受けられた。介護保険制度がさらに有効に機能していくためには、仕組みや内容等について知ってもらうことが重要であり、わかりやすく工夫した啓発を市町村等と連携して実施されたい。	市町村を中心に仕組みや内容の周知を図っているが、県においてもパンフレットを作成し市町村窓口、病院や診療所で配布等を行うとともに、出前講座等で説明を行っている。 要介護（支援）認定者は、平成12年度38,042人から16年度67,931人と78.6％増加しているが、高齢者が必要とするサービスを受給できるよう、実施主体である市町村と連携・協力し、さらに介護保険制度の周知・啓発に取り組む必要がある。			改善に着手
	2　介護支援専門員等の人材育成 県は、ケアプランの作成、福祉用具や住宅改修の助言等を行う介護支援専門員等に対し研修を実施しているが、研修の内容、実施時期、期間等についてニーズを把握の上、さらに資質の向上を支援するなど、一層、人材育成に取り組まれたい。	介護支援専門員研修は、新任研修、現任研修（全体・専門技術）に分けて実施するとともに、介護サービスの質の向上を図るため、居宅介護や福祉用具、訪問介護等の研修を実施している。専門技術については、各県民局単位で実施し、地域性、専門員のニーズを反映した内容としているが、研修参加者が目標に達していないので、事業所等の職員の受講を促進する必要がある。			改善に着手
	3　適切かつ効率的な第二期介護保険事業支援計画の策定 第二期介護保険事業支援計画（平成15～19年度）の策定にあたっては、実態を十分に把握した上で適切かつ効果的な計画となるよう取り組まれたい。特に、特別養護老人ホームについては、公平性の観点から入所基準の策定、公表などに取り組まれたい。	第二期介護保険事業支援計画については、県民局とともに市町村計画を調整し、とりまとめた上で作成しており、市町村では原則として住民アンケートを実施し、ニーズの把握を行った上で計画を策定している。 平成17年度には第三期介護保険事業支援計画（18～22年度）の策定に取り組んでいるが、同様に市町村の計画を調整し、県全体の支援計画を策定していくこととしている。 また、特別養護老人ホームは、基盤整備を重点プログラムに位置づけ、計画より1年早い18年度末には目標とした床数が達成できる見通しであるとともに、県が策定した指針に基づき入所基準を作成し、入所の優先順位を決めている。各施設の入所基準は公表している。			対応済み
	4　福祉サービスにおける情報提供 福祉サービスの質を客観的に評価する第三者評価制度の導入に取り組んでいるが、市町村、事業者等と連携して必要な情報が広く提供される環境づくりを推進されたい。なお、法人等の監査結果等の公表のあり方については、積極的な情報提供の観点から、今後、検討されたい。	第三者評価については、これまでに40施設が受審し、評価結果は県のホームページ等でいずれも公表されている。介護保険法の改正により、平成18年度から介護サービス情報の公表が義務付けられるので、利用者が質の高いサービスを選択できるようさらに積極的に情報提供の環境づくりを進める必要がある。なお、法人等の監査結果の概要等についてはホームページにおいて公表している。			改善に着手
その他の改善状況	【相談対応の充実】 高齢者総合相談センターによる法律や税金等専門相談、在宅介護支援センターにおける24時間の相談対応などを充実させている。（品質十分性）				

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし6　高齢者の安心確保緊急支援プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	244～245頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
すべての高齢者が、地域で安心して暮らせるように、効果的な介護予防サービスの提供や特別養護老人ホーム、小規模多機能施設など介護基盤の整備を支援します。	介護予防・地域支え合い事業	「介護予防プラン作成事業」実施市町村割合	65%	68%
	地域高齢者のための協働支援事業	地域(4圏域)における保健・医療・福祉のネットワーク(会議)の開催	12回	12回
	高齢者小規模多機能施設設置推進事業	小規模多機能施設設置市町村割合	21%	30%
	特別養護老人ホーム整備事業	特別養護老人ホーム確保床数(累計)	5,738床	5,763床
	安心して利用できる介護サービスづくり事業	みえ福祉第三者評価を受けている施設(特別養護老人ホーム)割合	34%	34%

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○この事業の目的は、高齢者が要介護状態にならないように、また要介護状態が重度化しないように、地域における効果的な介護予防のための取組を支援するとともに、地域で安心してサービスを受けられるようサービス基盤の整備、サービス情報の提供を行うことである。	○高齢化が進行し、要介護(支援)認定者が増加している中、プログラムの事業は、高齢者ができるだけ元気で、また要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して生活していくことを支援している。
	○それぞれの事業は平成16年度の事業目標を達成している。	○平成16年度の目標は達成しているが、いずれの事業も実施主体である市町村や社会福祉法人等と連携・協力し、取組を支援するものであるので、さらに働きかけを行い、事業を促進する必要がある。 また、「地域高齢者のための協働支援事業」は、目標指標が地域におけるネットワーク会議の開催数となっているが、事業の進捗状況や達成度を反映していないので、他の目標指標を検討する必要がある。
	○5つの事業はいずれも高齢者が安心して地域で暮らしていくための基盤づくりである。	○平成17年6月に成立した改正介護保険法では、総合的な介護予防システムの構築が求められ、「新予防給付」「地域支援事業」等新たな制度が予定されているので、さらに市町村等と連携を強化し、制度改正に対応し新しい事業に円滑に取り組めるよう支援する必要がある。
	○「安心して利用できる介護サービスづくり事業」では、利用者の視点に立った情報提供を行うため、県独自の「みえ福祉第三者評価制度」や、介護サービス10分野33事業者において介護サービス情報の公表をモデル的に実施している。	○改正介護保険法では、介護サービス情報の公表がすべての介護サービス事業者に義務付けられることとなっているので、さらに第三者評価を受審する事業所や施設の増加、分野の拡大に努める必要がある。 また、「みえ福祉第三者評価制度」は、評価結果や施設の改善計画をホームページに掲載するなど利用者への情報提供が行なわれているが、監査室の法人監査結果を合わせ、利用者が情報を活用しやすい環境づくりを進める必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　149～152 頁
県政報告書　100～101 頁

施策番号	345
施策名	障害者保健福祉の推進
施策の目的	障害のある人が自立に向けた支援やサービスを身近な地域で受けている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
健康福祉部	グループホーム等において、地域生活をしている障害者の人数(人)	目標	585	683	780
		実績	541	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 支援費制度の円滑な推進	健康福祉部	障害者ホームヘルパー養成研修修了者数(人)	目標	200	300	400
			実績	178	—	—
2 障害者福祉サービス提供基盤の整備促進	健康福祉部	通所授産施設利用定員数(人)	目標	1,200	1,349	1,349
			実績	1,319	—	—
3 障害者の相談支援体制の整備	健康福祉部	障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者数(累計)(人)	目標	1,100	1,250	1,400
			実績	1,158	—	—
4 精神障害者の社会復帰の促進	健康福祉部	精神障害者地域生活支援センター設置箇所数(か所)	目標	7	8	10
			実績	7	—	—
5 障害者の社会参加環境づくり	健康福祉部	ガイドヘルパー養成人数(利用対象者100人あたり)(人)	目標	58	59	60
			実績	58	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

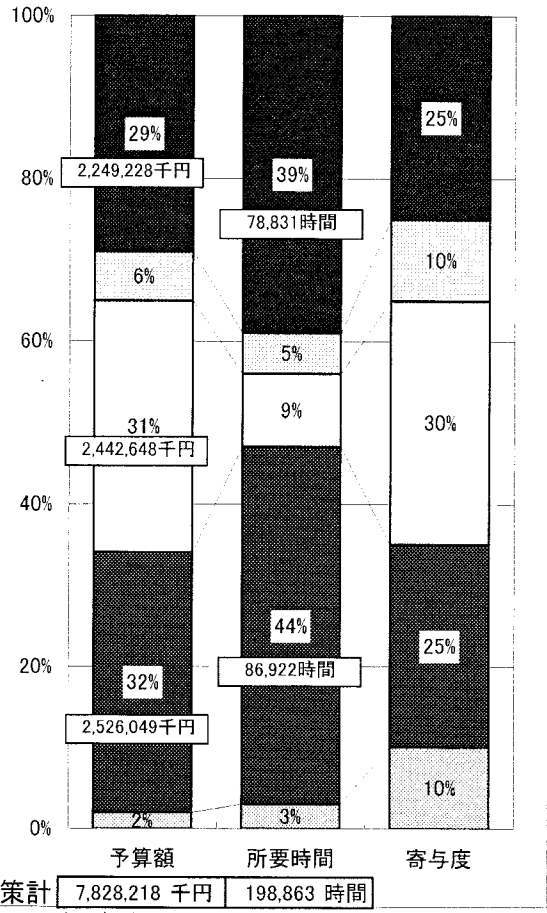

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 障害者に対する支援の充実

措置費から、障害者がサービスを選択できる支援費制度へ移行し、2年が経過した。

県は「三重県障害者プラン」に基づき、グループホームや小規模作業所等の整備促進、障害者ケアマネジメント従事者等の人材育成、市町村や社会福祉法人等によるサービスの提供を支援し、デイサービスにかかる構造改革特別区域の認定、高次脳機能障害者や自閉症・発達障害者等への相談支援等を行っているが、国では、障害者の能力や適性に応じた地域での生活、社会参加を進めるため、障害者自立支援法などによる施策の見直しが進んでいる。

障害者が自ら適切なサービスを選択し、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さらに相談体制を充実するとともに、市町村や関係団体と連携・協力し、障害者が必要とするサービスを適切に受給できるよう支援されたい。

2 障害者の就労支援

障害者にとって就労は重要な課題である。身体障害者総合福祉センターにおけるIT訓練の実施、障害者多数雇用事業所等に対する優先発注制度の創設等により障害者の雇用を促進するとともに、企業の協力を得て一般事業所での授産活動や介護ヘルパーの資格取得等職域の開拓を行っているが、さらに企業や関係団体と協力を深め、国や県の雇用担当部局と連携し、安定的な雇用につなげていくなど障害者の障害の程度と能力に応じた就労を支援されたい。

3 精神障害者の地域生活支援施策の充実

障害者が地域で生活していくためには、住居の確保、生活、就業等への支援、相談機関の充実、救急時の医療ケア体制の整備等が必要である。

精神障害者福祉分野において、県では、こころの健康センターや各保健所において相談や訪問指導、県民への啓発を行うとともに、精神科救急医療体制等の整備を図っているが、精神障害者のための地域生活支援センター等社会復帰施設の整備や、ホームヘルプサービス等居宅生活支援事業の取組が進んでいない状況にある。市町村や病院、社会福祉法人、関係団体等との役割分担を明確にするとともに、連携・協力して、精神障害者や家族が安心して地域で生活できるよう、施策を充実されたい。

4 障害者の社会参加環境づくりの促進

「三重県地域福祉推進計画」に基づき、ガイドヘルパーや点訳・朗読奉仕員の養成、障害者スポーツ大会等を実施し、市町村が行う障害者の地域での生活や社会参加を促進する障害者社会参加促進事業を支援している。障害者の社会参加を促進するためには、より身近な存在である市町村の役割が重要であるので、役割分担を明確にし、障害者が地域社会の一員として生活し、社会参加しやすい環境づくりをさらに促進されたい。

また、点字図書館、盲人センターについては、「三重県視覚障害者支援センター」として指定管理者制度を導入するが、センターの利便性や機能が向上するよう、障害者のニーズの把握、関係団体等との連携を十分に図られたい。

参考指標

○障害者の現状
- 身体障害者手帳所持者：66,699人（※1）
- 療育手帳所持者：8,899人（※1）
- 精神障害による入・通院患者：24,479人（※2）

※1　H17.4.1現在　※2　H17.3.31現在

○施設定員数
- 身体障害者更生援護施設（人口10万人当たり）
  全国：43.3人　三重県：40.5人（全国33位）
- 知的障害者援護施設（人口10万人当たり）
  全国：132.1人　三重県：111.6人（全国39位）

※資料：総務省統計局（2002年）

○障害者相談員
- 身体障害者相談員：108人（人口10万人当たり）
  全国：8.8人　三重県：5.6人（全国41位）
- 知的障害者相談員：54人
  全国：3.4人　三重県：2.9人（全国36位）

※資料：総務省統計局（2002年）

○奉仕員等登録者数（H17.3.31現在）
- 要約筆記奉仕員：129人
- 手話通訳者：107人
- 点訳・朗読奉仕員：564人
- ガイドヘルパー：5,539人

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
21.1 /35

※目標達成度が「2」のため、総合判定はCとなる。

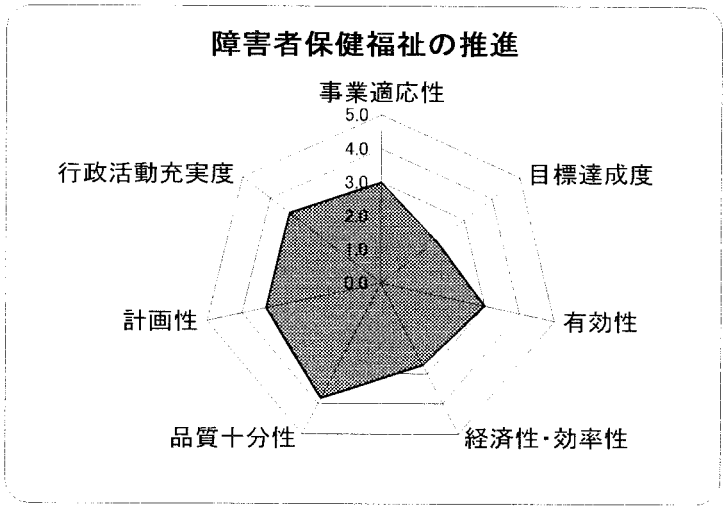

○施策の目標である「グループホーム等において、地域生活をしている障害者の人数」が達成されていない。(目標達成度)

○県立施設の定数と入所者数に格差があったり、多額の未収金が発生している事業がある。(経済性・効率性)

○構造改革特別区域を活用してデイサービス不足の解消を図ったり、高次脳機能障害や自閉症・発達障害で先進的な取組を行い、サービス提供基盤や相談支援体制の充実を図っている。(品質十分性)

○「障害者プラン(第三次長期行動計画)」に基づき事業を実施し、毎年、圏域ごとに開催する「障害者施策推進会議」において、進捗状況、ニーズ等を把握・管理し、公表している。(計画性)

○企業、関係団体等と連携・協力し、新しい職域の開拓等障害者の就労を支援している。(品質十分性、行政活動充実度)

○基本事業の評点

1 支援費制度の円滑な推進
【寄与度=25%】

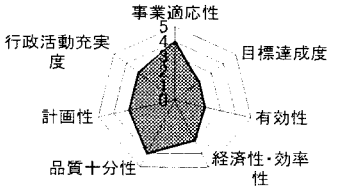

2 障害者福祉サービス提供基盤の整備促進
【寄与度=10%】

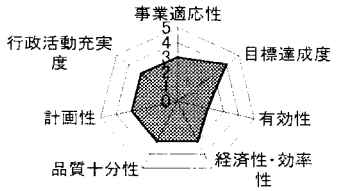

3 障害者の相談支援体制の整備
【寄与度=30%】

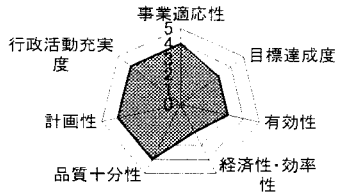

4 精神障害者の社会復帰の促進
【寄与度=25%】

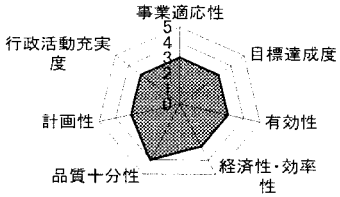

5 障害者の社会参加環境づくり
【寄与度=10%】

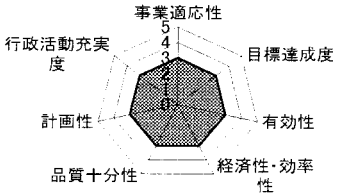

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○平成15年度から、身体・知的障害者福祉は、行政が福祉サービスの内容を決定する「措置制度」から利用者がサービス事業者と対等な関係でサービスを選択して利用する「支援費制度」に移行した。
同時に知的障害者福祉業務が町村へ移行となり、身体・知的障害者福祉は市町村が実施主体となった。
また、14年度には精神障害者福祉業務が市町村へ移行となっている。

○国では障害者が地域で生活することを促進するとともに、「今後の障害保健福祉施策について」（改革のグランドデザイン案）に基づき、障害者自立支援法など、障害者保健福祉施策の見直しが行われている。支援法では、身体・知的・精神の三障害に対する福祉サービス提供の一元化が予定されているので、県では、「障害者相談支援事業のあり方検討会」を設置し、三障害の相談支援センターの統合、充実を圏域毎に検討するとともに、関係団体や協議会、市町村等関係者に説明会を開催し、対応を図っている。

○県では、「三重県障害者プラン（第三次長期行動計画）」（平成15～22年度）に基づき基盤整備を進めるとともに、事業者の指定や指導監督、相談支援体制の強化等障害者が地域で安心して暮らしていくための支援、市町村事業の支援を行っている。
また、知的障害者福祉センターはばたきや身体障害者更生相談所においては、障害の判定や障害者手帳等の発行を行うとともに、専門性を生かした相談支援を行っている。
なお、民間施設の充実等社会環境の変化に伴い、平成18年4月から、いなば園は（社福）三重県厚生事業団の直営とし、点字図書館・盲人センター、身体障害者総合福祉センター等については指定管理者制度を導入することとしている。

○身体障害者や知的障害者、精神障害者は年々増加している。
（身体障害者手帳、療育手帳の所持者）（各年度4月1日現在）（人）
<table><tr><td>年　度</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td><td>H17</td></tr><tr><td>身体障害者手帳</td><td>58,664</td><td>62,091</td><td>63,282</td><td>64,334</td><td>66,699</td></tr><tr><td>療育手帳</td><td>7,213</td><td>7,492</td><td>7,890</td><td>8,260</td><td>8,899</td></tr></table></td><td>○支援費制度への移行から2年が経過した。心身障害者が自ら適切なサービスを選択し、地域で安心して自立した生活を送るため、さらに施設整備等サービス基盤の充実、相談支援体制の強化を図り、支援費制度がより有効に活用されるよう、市町村等の取組を支援していく必要がある。
また、精神障害者福祉分野においては、地域における基盤整備や市町村の取組に格差が生じないよう積極的に働きかけを行い、障害者や家族が安心して地域で生活するため施策を充実する必要がある。

○自立支援法等による障害者保健福祉政策の見直しが予定されているが、関係団体や市町村等と連携し、障害者の相談支援体制を充実するとともに、障害者が必要とするサービスを適切に受給できるよう対応する必要がある。
なお、平成17年度には「障害者地域生活移行推進プラン」を策定し、障害者プランや県民しあわせプランの重点プログラムと連携しながら、対応していくこととしている。

○県立社会福祉施設のあり方について検討がなされた結果、見直しが進められているが、直営化、指定管理者制度の導入にあたっては、円滑な移行が行われるよう、関係法人等と十分な連携・協力をする必要がある。

（精神障害による通院・入院患者数）（各年度3月31日現在）（人）
<table><tr><td>年　度</td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr><tr><td>通院患者</td><td>11,569</td><td>13,055</td><td>14,673</td><td>16,779</td><td>19,715</td></tr><tr><td>入院患者</td><td>4,947</td><td>4,938</td><td>4,884</td><td>4,857</td><td>4,764</td></tr><tr><td>合　計</td><td>16,516</td><td>17,993</td><td>19,557</td><td>21,636</td><td>24,479</td></tr></table></td><td>3</td></tr>
</table>

	○障害者の緊急入所等が必要となった場合、知的障害者は知的障害者福祉センターはばたきにおいて緊急入所調整委員会を開催し、入所調整を行う。精神障害者については、輪番制による精神科救急医療施設(病院)を設置している。 ○各施設ではそれぞれ地震等災害対応マニュアルを作成し、月1回防災訓練を実施している。	○障害者や家族が安心して生活できるよう、緊急の場合に備えて迅速に対応する仕組みが作られており、円滑に稼動しているが、より身近なところで相談や受診が行われるよう環境整備を進める必要がある。 なお、平成17年度から24時間対応の精神医療相談も実施している。 ○地震等災害が発生した場合の施設や地域で生活する障害者の対応について、市町村等関係者と協議して検討する必要がある。 なお、平成17年度にはアスベストと耐震化について全社会福祉施設に対して状況調査を実施している。	
2 目標達成度	○施策の目標指標は、県内における障害者のグループホーム、生活ホーム、福祉ホームの利用定員数である。 ○平成16年度の目標585人に対して、実績は541人である。 (参考)15年度:423人　16年度の伸び率:27.9% ○基本事業の数値目標5項目のうち、4項目が目標を達成している。 目標を達成していない項目は次のとおりである。 ・障害者ホームヘルパー養成研修修了者数 (目標:200人　実績:178人) ※グループホーム－世話人による食事の提供など日常生活の援助を受けながら、障害者が地域社会の中で共同生活を営む場所。多くはここから職場や作業所に通っている。 ※生活ホーム－入居人数等がグループホームの基準に達しないもので、県が独自で支援している。	○目標指標は施策の目的を表しているが、国、市町村の予算に影響されることが多いので、相談支援体制の整備状況など他の指標と合わせて管理する必要がある。 ○施策の目標を達成していないので、要因を分析して目標達成に努める必要がある。 ○ホームヘルパーは障害者のニーズが高い項目であるので、積極的に取り組まれたい。 また、基本事業の目標指標の妥当性について検証し、必要なものについては見直しを行われたい。 ※福祉ホーム－障害者専用のアパート又は寮で、住居を求めている障害者が低額な料金で入居でき、日常生活に必要なサービスを受けることができる。	2
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「障害者の相談支援体制の整備」が30%、「精神障害者の社会復帰の促進」「支援費制度の円滑な推進」が各25%、「障害者福祉サービス提供基盤の整備促進」「障害者の社会参加環境づくり」が各10%としている。 ○障害者の就労を支援するため、授産施設等の整備や障害者多数雇用事業所等に対する優先発注制度等の創設により障害者の雇用を促進するとともに、重点プログラムである「障害者のチャレンジ支援事業」では企業の協力を得て一般事業所での授産活動や介護ヘルパーの資格取得等職域の開拓を行っている。 ○障害者の社会参加環境づくりは、基本事業「34505　障害者の社会参加環境づくり」だけでなく、他の施策においても幅広く取り組まれている。	○障害者が住みなれた地域で自立して生活するためには、相談支援体制やサービス提供基盤の整備が重要であり、基本事業はいずれも施策の目的達成に有効である。 ○障害者にとって、就労は重要な課題であるので、さらに企業や関係団体と協力を深めるとともに、国や県の雇用担当部局と連携し、安定的な雇用につなげていくなど障害者の障害の程度と能力に応じた就労を支援する必要がある。 また、施策「211　地域の実情に応じた多様な雇用」における障害者雇用促進施策を当該施策にも位置づけ、連携を深める必要がある。 ○施策「333　地域とともに進める福祉社会づくり」は「地域」に注目し、行政や事業者、住民が支え合って社会的弱者の地域生活を支援する施策であり、十分な連携を図りながら進める必要がある。 ○グループホームや知的障害者福祉センターはばたき等は支援費制度に位置づけているが、障害者福祉サービスの基盤にも位置づけられるので、基本事業、事務事業の組み方について検討する必要がある。	3

4 経済性・効率性	○知的障害者福祉センターはばたきでは、施設のあり方を、効率的な運営について検討しているが、入所者数は12人(平成17年3月1日現在)であり定員30人を大きく下回っている。 ○福祉工場の運営に対し、受入定員に対する定額補助を行っているが、知的障害者福祉工場においては昨今の不況による業務量の低下により定員充足率が低くなっている。 ・知的障害者福祉工場　定員:30人/月　実績(平均):17人/月 ・身体障害者福祉工場　定員:35人/月　実績(平均):31人/月 ○平成12年度までに行った障害者福祉施設の施設整備については、(独法)福祉医療機構からの借入金に対して利子補給を行っている。 ・16年度利子補給補助額:26,132,689円(31法人44施設) ○事業の実施や施設の管理・運営を社会福祉法人等に委託している。 ・三重県身体障害者総合福祉センター、いなば園の管理・運営 ・障害者地域生活支援センター(14箇所)における相談事業 ・点字図書館、盲人センターの管理・運営、事業の実施 ・夜間・休日の精神科救急医療体制　など ○障害者福祉向上のため実施している事業において、未収金が多い。 (未収金額) ・心身障害者扶養共済事業　H15 8,776,525円　H16(年度) 9,248,615円 ・障害者住宅整備資金貸付金　26,567,423円　26,556,994円 ・障害児措置費負担金　23,432,749円　21,935,879円	○定員数に比べて入所者数が少ない状況にあるので、引き続き、運営の効率化に取り組むとともに県立施設として担うべき機能、役割、経費負担等施設のあり方について検討する必要がある。 ○障害者にとっては数少ない就労の場であるので、業務量の確保、職場環境の改善等により定員充足率を高め、補助金の効率的な活用を図る必要がある。 なお、17年度から知的障害者福祉工場の定員を20人に変更する。 ○措置費から支援費制度へ移行し、施設整備に伴う償還が可能となったことから、他県の動向を調査した上で、対象施設の理解を得て、県として支援のあり方について検討する必要がある。 ○専門性の高い社会福祉法人等に委託することで、利用者がそれぞれの障害の状態に応じてきめ細やかな支援を受けられるなど、より効率的で効果的な事業や管理・運営が行われている。 いなば園においては、あり方検討会における見直しを受け、平成18年度から(社福)三重県厚生事業団の直営化が予定されている。 ○未収金額が多額であるので、法的措置の活用を含めて徴収の強化を図る必要がある。また、障害者住宅整備資金貸付金について、貸付は平成8年度に終了し、同様の貸付金制度がある高齢者福祉施策において収納事務を行っているが、未収金が多額になっているので、障害者福祉施策として、主体的に債権管理・回収を行う必要がある。	2.7
5 品質十分性	○知的障害者、障害児のデイサービス不足を解消するため、介護保険事業所等において知的障害者及び障害児(12歳未満)のデイサービスが実施できるよう、平成17年3月に構造改革特別区域の認定を受け、県内20市町村で実施している。 (特区認定後の事業者数と定員数) ・児童デイサービス　特区認定前 7事業者140人　特区認定後 45事業者248人　定員増 108人 ・知的障害者サービス　13事業者180人　41事業者258人　78人 ○支援費制度への移行、町村への権限移譲等に伴い平成15年度から2年間、ケアマネジメント・アドバイザーを4県民局(北勢・津・松阪・南勢志摩)に派遣し、町村の支援を行った。 ○高次脳機能障害については、国のモデル事業として全国で12自治体が相談支援を実施しているが、市町村や家族会等と連携し、大病院のリハビリセンターを使わず、地域支援システムにつないでいく「三重モデル方式」は高い評価を受けている。 ・新規相談:78人　入所訓練:46人	○特区認定により児童デイサービスや知的障害者サービスの受入が増加しているが、まだ定員数が少なく、地域格差も解消していない状況にある。地域において必要なサービスが受けられるよう、さらに支援を進めていく必要がある。 なお、平成17年4月から、中高生(12～18歳)のデイサービス事業である障害児タイムケア事業を実施している。 ○知的障害福祉業務の町村への円滑な移行に成果があった。当事業は平成16年度で終了したが、引き続き、伊賀市や鈴鹿市等では単独でアドバイザーとしていなば園に委託している。 ○地域と連携した先進的な取組を行っている。高次脳機能障害者の支援体制をさらに強化するとともに、障害に対する理解を深めるため、講演会の開催など医療関係者等への啓発に努められたい。	

	○自閉症・発達障害支援センターは、あすなろ学園を主体に、あさけ学園(菰野町)、れんげの里(大紀町)をブランチ施設として、相談等に対応している。 ・平成16年度延べ相談件数:2,193件(実相談人員:1,114人)	○さらに相談支援の質の向上を図るとともに、3施設がサポートする障害者のうち、伊賀圏域17人、紀北圏域6人、紀南圏域32人となっているので、地域バランスに配慮した支援を検討されたい。 なお、発達障害者支援法が平成17年4月に施行され、自閉症・発達障害者の早期発見、発達支援が市町村の責務に位置づけられた。	3.8
	○障害者の一般就労や職場開拓の支援を県の独自事業として行っている。 ・一般事業所を利用した施設外授産(5箇所・20名) ・知的障害者の訪問介護員(ホームヘルパー)3級取得(4名) ・県庁における知的障害者職場実習モデル事業(1名)	○障害者の社会参加の可能性を開拓し、意欲を高める先進的な取組であるが、雇用に結びつくようさらに支援を行う必要がある。 また、県の独自事業として実施しているが、実施及び実施後の支援については、国や県の雇用担当部局、市町村、近隣府県との連携が必要である。	
	○人格障害やひきこもり等新たな精神保健分野の相談支援体制について、保健、医療、教育、警察等関係者による検討委員会やワーキンググループで検討を行い、思春期・教育領域ではこころの健康センターにおいてひきこもりの相談支援体制を整備した。 また、人格障害の領域ではサポートセンター開設の準備を行った。	○治療方法や相談支援体制が確立されていない新たな精神保健分野において、積極的に取り組んでいる。 また、サポートセンターとして、平成17年7月にモデル的に北勢地域に「こころの相談機関のための支援センター」を設置し、第一次相談機関である保健所や市町村を支援する体制を充実した。	
	○市町村障害者社会参加促進事業は、市町村が地域の障害者のニーズや必要に応じて選択した事業に補助を行っているが、県が実施する社会参加促進事業と、点訳等奉仕員の養成・派遣事業、自動車操作訓練・改造助成事業等重複する事業がある。	○市町村合併が進展する中、より多くの市町村が取り組むよう積極的に働きかけるとともに、広域的な取組について検討する必要がある。 また、住民にとって身近な存在である市町村と県の役割分担について明確にする必要がある。	
	○人材を確保するとともに、職員の資質を向上するため、障害者ケアマネジメント従事者等の養成研修、現任者の研修を実施している。 ・障害者ケアマネジメント従事者:1,158人 ・精神障害者ホームヘルパー:1,542人 ・ガイドヘルパー:5,539人　点訳・朗読奉仕員:564人等	○障害者福祉サービスの充実を図るため、専門的な技術や知識を有する人材の確保が必要であるので、引き続きケアマネジメント従事者等人材を養成する必要がある。 また、従事者の資質向上のための研修を強化する必要がある。	
	○障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村、社会福祉法人等のサービス提供や施設整備等を支援している。 ・障害者施設訓練等支援:施設数71箇所　延利用者数33,468人 ・障害者小規模(共同)作業所の整備・運営 心身:74箇所　利用者813人　精神:14箇所　利用者208人 ・地域生活支援センターの運営　障害者:14箇所　精神:7箇所 ・精神障害者居宅介護事業:35市町村　延利用件数9,052件　など	○身近な地域で利用できるよう基盤整備を促進する必要がある。 精神障害者福祉分野では、地域生活支援センター等社会復帰施設の整備やホームヘルプサービス等居宅生活支援事業の取組が進んでいないので、市町村や病院、社会福祉法人、団体等と役割分担を図るとともに、連携・協力し、施策を促進する必要がある。 また、既存施設については、耐震化や改築等生活環境の改善を進め、さらにサービスの質の向上を図る必要がある。	
6 計画性	○「三重県障害者プラン(第三次長期行動計画)」(平成15～22年度)に基づき事業を実施している。プランでは、市町村合併による環境変化を考慮し、数値目標は17年度を目標年度に設定している。	○中長期的な展望の下、県内9障害福祉圏域別に実施計画が策定され、毎年度、進捗管理や計画の見直しが行われているが、施設の種類によっては設置に格差が生じているので、目標の達成状況を検証し、プランに基づき地域バランスを考慮した設置を促進する必要がある。	

	○毎年、障害者や事業者が参加する「障害者施策推進会議」を各障害保健福祉圏域毎に開催し、プランの進捗状況を把握するとともに意見やニーズを把握し、障害者プランへの反映を図っている。 　また、進捗状況は年次報告書にまとめ、公表している。	○他部局の担当する施策についても、計画の主担当部局として進捗管理や成果の検証を行う必要がある。	3.3
	○障害者の社会参加環境づくりについては、「三重県障害者プラン」とリンクした「三重県地域福祉推進計画」（平成16～20年度）に基づき、事業を実施している。プランの目標年度は20年度であるが、中間目標年度を18年度とし、進捗管理、事業の見直しを行うこととしている。	○「地域福祉推進計画」は保健・医療・福祉分野の各計画と連携し、目標を合わせて取り組んでいる。中長期計画は策定されているが、年度ごとの実施計画を策定し、他部局の担当する施策も含め、進捗管理や成果の検証を行う必要がある。	
7 行政活動充実度	○精神障害者を一定期間事業所に通わせる社会適応訓練や障害者の就労促進では、企業等と連携・協力し、一般事業所の中で授産活動を行ったり、受入を行っている。 ・社会適応訓練協力事務所31箇所　訓練者：46人 　延訓練日数：5,205日 ・県内民間企業障害者雇用率　1.46％（H16）　法定雇用率：1.8％	○企業の協力を得て、障害者の就労促進、社会復帰を促進しているが、県内の障害者雇用率が低いので、国や県の雇用担当部局、市町村等と連携し、さらに障害者の雇用に理解を深めてもらうよう努める必要がある。	3.3
	○障害者施策推進協議会や精神保健福祉審議会、いなば園のあり方や障害者の相談支援のあり方検討会では、障害者団体や学識経験者、医療従事者、教育委員会等に参加を求め、多様な視点から意見や提言を得ている。 　新たな精神保健分野では、協働により「こころの相談機関のための支援センター実施マニュアル」を作成した。	○社会福祉法人、学識経験者、医療従事者、関係団体等多様な主体と連携・協力し、さまざまな視点から課題を検討し、意見交換を行うことで成果をあげている。	
	○障害者福祉の実施主体である市町村とは、「圏域障害者支援検討会議」における連絡調整や入所調整、困難事例の検討会をはじめ、障害者手帳の交付申請等さまざまな事業で連携・協力を行っている。	○市町村と連携・協力した入所調整を行うことで、必要性の高い人の優先的な入所が行われている。また、検討会で意見交換することにより、情報や知識を共有化し、障害者福祉の円滑な促進を図っている。 　さらに市町村の支援を行うとともに、市町村と連携を深め障害者の立場に立った支援を実施する必要がある。	
	○教育委員会と連携し、障害児タイムケア事業や児童デイサービスの受入拡大を促進するとともに、自閉症・発達障害支援センターの運営等を行っている。 　また、生活部と連携し、障害者を多数雇用している企業からの物品等調達優遇制度の登録・選定調整等に取り組んでいる。	○事業の展開に必要な部局と連携し、相互に協力している。 　今後は、各部局において啓発を行うなど障害に対する理解を深め、障害者が地域で安心して生活できるよう多様な施策において配慮されるよう努められたい。	
	○監査室と連携し、事業者の支援費実地指導や指導監査を実施し、適切なサービスの提供を確保している。 ・支援費実地指導　対象施設数：963施設　指導実施施設数：238 ・支援費制度集団指導　対象事業所等：866施設　参加者：271人 ・支援費不適正受給者：4事業者	○提供するサービスや施設数が増えているので障害者が必要とするサービスが適正に提供されるよう、監査室とさらに連携を深める必要がある。	

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成14年度 (保健・福祉サービスの充実)	評価結果	総合判定(B)	評点合計(21.1)	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1　市町村障害者計画の策定促進 平成15年4月から障害福祉サービスが支援費制度に移行され、障害者事業の実施主体も市町村に移譲された。障害者施策を計画的に実施するために基本となる市町村障害者計画の策定率が70%(平成13年度末)と低く、市町村間で取組の度合いに差が生じていることから、未策定市町村に対して早急に策定を働きかけるとともに、計画に沿って整備がバランスよく推進していくよう支援し、あわせて制度変更に伴う事務のスムーズな移行を支援されたい。	市町村障害者計画については、広域推進連絡会議を通じて策定を呼びかけ支援したところ、策定率は平成14年度末に100%となっている。 また、支援費制度への移行、実施主体の移行については、平成15年度から2年間、4県民局(北勢、津、松阪、南勢志摩)へケアマネジメント・アドバイザーを派遣し、市町村の業務を支援した。当事業は平成16年度で終了したが、好評で、引き続きアドバイザー契約を締結している市町村もある。 しかし、市町村の取組、地域における基盤づくりには格差が生じているとともに、障害者自立支援法では、身体・知的・精神の三障害の福祉サービスの提供について一元化を予定しており、市町村は数値目標の入った障害福祉計画を策定することが義務付けられるので、引き続き市町村を支援する必要がある。		対応済み

その他の改善状況

【施設整備や福祉サービスの充実】
施設整備の地域格差や障害児・知的障害者にかかるデイサービスの不足が生じているので、平成16年度には構造改革特別区域認定を受け、介護保険事業所等においてサービスを受給できることとなった。現在20市町村で実施され定員も増えているが、対象となる障害児3,373人、知的障害者6,232人に対し、サービスの定員はそれぞれ248人、258人とまだ少なく、実施していない市町村もあるので、さらに支援を進める必要がある。(有効性)

【県立社会福祉施設のあり方の検討】
県関与の必要性や経営健全化について検討し、各施設において効率的な運営、サービスの向上に取り組んだ。いなば園は「あり方検討会」における検討の結果、(社福)三重県厚生事業団の直営化とし、身体障害者総合福祉センターは指定管理者制度を導入することとなった。はばたきにおいては依然として入所人員と定員との格差があるので、引き続き、あり方について検討を行っている。(経済性・効率性)

【障害者等のニーズ把握】
障害者やその家族、事業者が参加する「圏域障害者施策推進会議」を障害者保健福祉圏域毎に開催し、直接意見やニーズを把握し、現場での対応、施策へ反映を図っている。(品質十分性)

※前回の監査(評価)は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし7　障害者の地域生活支援プログラム	主担当部局名	健康福祉部	「県政報告書」の頁	246～248頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
住み慣れた地域で暮らしたいと願う障害者が、地域で生活できるようにします。	障害者の多様な暮らしの場づくり支援事業	知的障害者グループホーム等入居者数（累計）	350人	308人
	障害者のチャレンジ支援事業	授産施設から一般就労へ移行する新規障害者数	20人	25人
	障害者地域生活支援センター運営事業	地域生活支援センターがサポートする障害者数	1,690人	2,025人
	高次脳機能障害者生活支援事業	高次脳機能障害者生活支援事業でサポートする障害者数	70人	72人
	自閉症・発達障害支援センター運営事業	自閉症・発達障害支援センターがサポートする障害者数	210人	340人
	精神障害者地域生活支援センター運営事業	精神障害者地域生活支援センター登録者数	910人	717人
	精神科救急医療システム運用事業	相談・外来・入院件数	1,000件	1,188人
	新たな精神保健分野に対応する相談支援事業	地域サポートセンターが支援する相談事例件数	—	—
	※その他当施策外の事業1事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○それぞれの事業の目的は、グループホーム等生活の場や働く場を確保するとともに、地域における多様な相談支援体制を整備することである。	○プログラムの事業は、いずれも障害者が地域で生活していく上で必要であり、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくことを支援している。
	○平成16年度の事業目標を達成した事業は、7事業のうち5事業である。 ※精神障害者地域生活支援センターは、国の予算の関係で、開所が年度途中となった。 ※「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」は平成16年度はサポートセンター設置の準備検討に取り組み、17～18年度に事業を実施するため、16年度の目標数値は設定していない。	○障害者の地域生活支援を進めるには、グループホーム等生活の場を確保することが重要であるが、目標を達成していないので、要因を分析し、目標達成に努める必要がある。
	○障害者のチャレンジ支援事業は、県独自で企業等の協力を得て事業所の中で授産活動を行ったり、新たな職場を開拓するため知的障害者を対象に訪問介護員の資格取得研修、県庁舎内における職場実習に取り組んでいる。	○障害者の社会参加の可能性を開拓し、意欲を高める先進的な取組であるが、国や県の雇用担当部局と連携し、実際の雇用に結びつくよう支援を行う必要がある。
	○高次脳機能障害者生活支援事業は、国のモデル事業として全国で12自治体が取り組んでいるが、三重県では市町村や家族会等と連携し地域支援システムへつないでいく「三重モデル方式」を採っている。	○地域と連携した取組は、高い評価を受けている。さらに高次脳機能障害に対する理解を深めるため、医療関係者等への啓発に努められたい。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　159～163　頁
県政報告書　104～105　頁

施策番号	412
施策名	大気環境の保全
施策の目的	身の回りの大気環境が環境基準を達成している

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
環境森林部	環境基準達成局率(%)	目標	83	90	97
		実績	100	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 安全・安心な大気環境の確保	環境森林部	工場・事業場の排ガス検査適合率(%)	目標	100	100	100
			実績	98	—	—
2 地球温暖化防止の推進	環境森林部	二酸化炭素排出量(千t-c)	目標	7,497	7,486	7,470
			実績	7,465	—	—
3　自動車環境対策の推進	環境森林部	NO_2・SPM環境基準達成局率(%)	目標	83	83	83
			実績	100	—	—
4 化学物質に起因する環境リスクの低減の推進	環境森林部	有害化学物質に係る環境基準達成地点率(%)	目標	98	98	98
			実績	99	—	—
5 大気環境保全の研究の推進	総合企画局	大気環境保全のための技術開発件数および実態調査件数(件)	目標	2	2	2
			実績	2	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

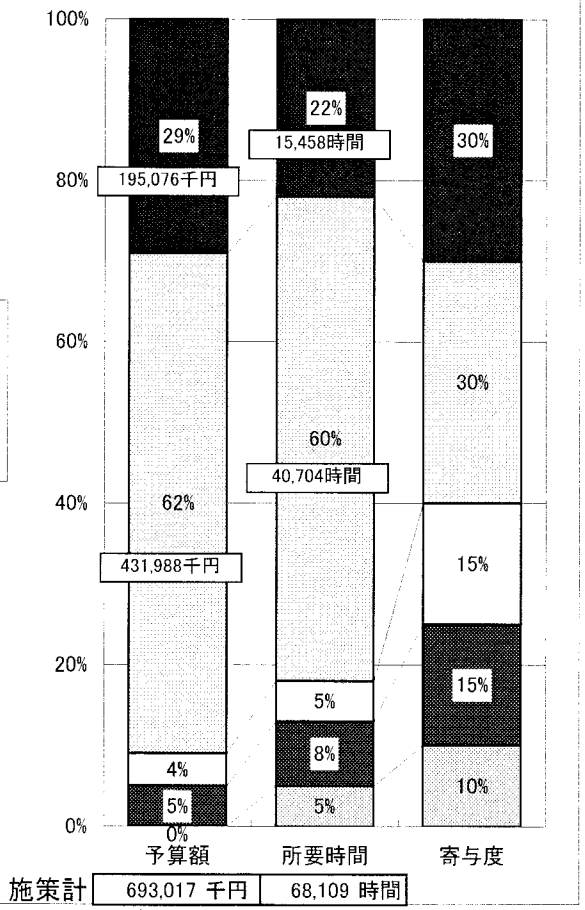

施策計	693,017 千円	68,109 時間

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 地球温暖化防止に向けた取組の推進

地球温暖化防止に向けて、「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定して取り組んでいるが、「温室効果ガス」の9割以上を占める二酸化炭素について、県内の平成14年度における排出量は、1990年（平成2年）に比べ14％増加しており、全国の増加率（11％）を上回っている。

県内の経済状況等の影響もあり、二酸化炭素排出量が大きく増加していることから、これまでの取組を検証し、課題・問題点を分析・整理して、より効果的に削減が行われるよう具体的な仕組みの構築に向けて取組を進められたい。

特に、民生部門※が43％、運輸部門※が40％と著しく増加しているので、実効性ある対策を早急に講じるとともに、企業や県民一人ひとりに対し一層の理解を求め、具体的行動が促進されるように取り組まれたい。

※民生部門－家庭や店舗、事務所等での電気、燃料等の使用による二酸化炭素排出量を対象
　運輸部門－自動車（自家用車を含む。）、鉄道、船舶等での燃料等の使用による二酸化炭素排出量を対象

2 アスベスト対策の推進

吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、アスベスト飛散対策会議を設置し、各部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

吹付けアスベストについては、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進し、民間建築物にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携を強化して取り組むとともに、県民の不安解消のための健康相談への対応などアスベスト対策の進行管理を的確に行われたい。

3 自動車排出ガス対策の推進

県内の大気環境測定局（27局）では、二酸化硫黄等の大気環境の状況を常時監視、測定しているが、平成16年度測定結果においては、11年度から環境基準を達成していなかった二酸化窒素等が達成したことにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について環境基準を達成している。

しかし、二酸化窒素については、環境基準を達成しているものの、自動車排ガス測定局（27局のうち6局）すべてで県の環境保全目標を達成していないので、一層排出量削減対策を推進されたい。

参考指標

○全国の温室効果ガス排出量

（単位：百万t-CO_2、％）

	1990年a	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度b	増加率(b-a)/a
温室効果ガス排出量	1,237	1,336	1,301	1,330	1,339	8.3
うち、二酸化炭素排出量	1,122	1,239	1,214	1,248	1,259	12.2

○県内の二酸化炭素排出量

（単位：千t-c、％）

	1990年a	H12年度	H13年度	H14年度b	増加率(b-a)/a
CO_2排出量	6,527	7,505	7,348	7,465	14.4

○県内の部門別二酸化炭素排出量

（単位：千t-c、％）

	1990年a	H12年度	H13年度	H14年度b	増加率(b-a)/a
産業部門	4,197	4,475	4,324	4,365	4.0
運輸部門	986	1,284	1,347	1,382	40.1
民生部門	833	1,215	1,168	1,192	43.1
（家庭系）	560	713	707	696	24.3
（業務系）	273	502	461	496	81.8
その他	511	531	509	526	2.9
計	6,527	7,505	7,348	7,465	14.4

○大気環境測定結果

環境基準未達成測定局比率　（単位：％）

	H14年度	H15年度	H16年度	全国（H16）
二酸化硫黄	0	0	0	0.1
二酸化窒素	3.7	3.7	0	2.5
浮遊粒子状物質	35.7	10.3	0	2.0

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.5 /35

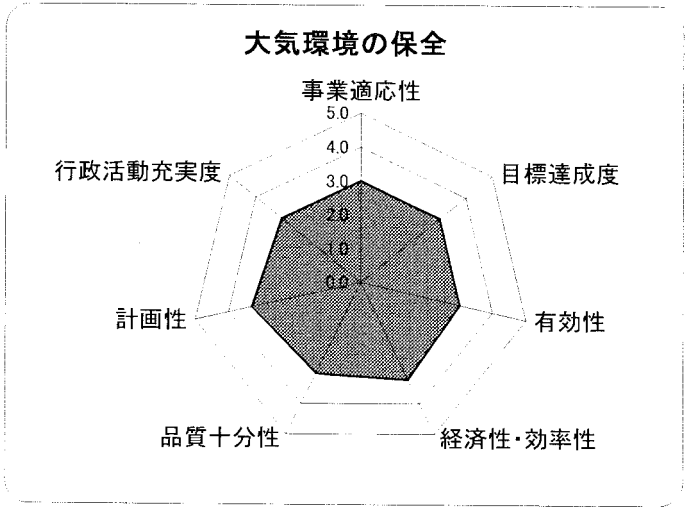

○地球温暖化防止の手法検討や二酸化炭素削減のインセンティブを与える仕組みである「三重モデル」の創造に向けた具体的実践方法等の検討が行われている。
　なお、県内の平成14年度における二酸化炭素排出量は、1990年(平成2年)に比べ14%増加しており、全国の増加率(11%)を上回っている。(事業適応性、目標達成度)

○大気環境測定局(16年度27局)のすべてで、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準を達成している。(目標達成度)

○ダイオキシン類環境調査の業務委託について、調査地点の精査や調査回数の削減等により、委託費の削減に努めている。(経済性・効率性)

○県環境基本計画のもとに、アクションプランとして、「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」や「三重県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」などを策定し、進捗状況を県環境白書等にまとめ、管理している。(計画性)

○基本事業の評点

1 安全・安心な大気環境の確保
【寄与度=30%】

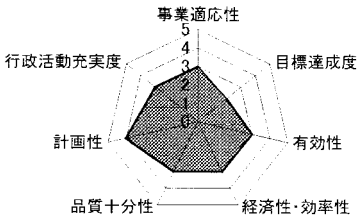

2 地球温暖化防止の推進
【寄与度=30%】

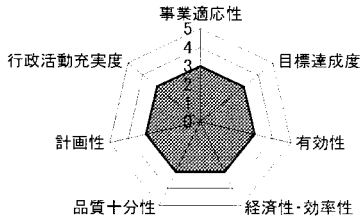

3 自動車環境対策の推進
【寄与度=15%】

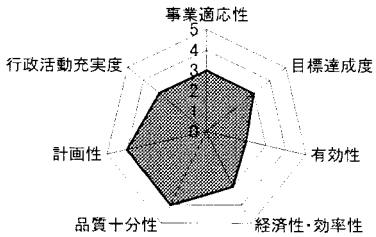

4 化学物質に起因する環境リスクの低減の推進
【寄与度=15%】

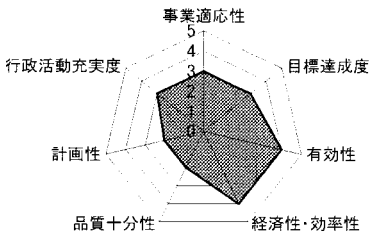

5 大気環境保全の研究の推進
【寄与度=10%】

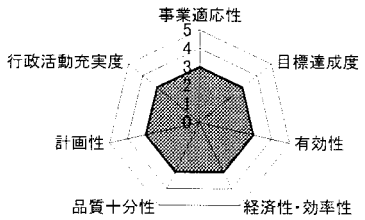

3 施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○平成17年2月に京都議定書が発効し、平成20年から24年の間に温室効果ガス排出量を日本全体で1990年（平成2年）比6％削減の義務を負うこととなった。 国は、新たな対策等を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」を17年4月に策定し、6％削減をめざしている。 しかし、15年度の温室効果ガス排出量は1990年比8.3％増となっていることから、日本全体で削減に向けた取組が一層求められている。		

全国の温室効果ガス排出量　（単位：百万t－CO_2、％）

	1990年 a	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度 b	増加率(b-a)/a
温室効果ガス排出量	1,237	1,336	1,301	1,330	1,339	8.3
うち、二酸化炭素排出量	1,122	1,239	1,214	1,248	1,259	12.2

○県では、平成12年に「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」を策定し、地球温暖化防止対策に取り組むとともに、16年度からは県民しあわせプランの重点プログラムとして取組を強化している。

○重点プログラムでは、本県に適合した地球温暖化防止の手法検討や二酸化炭素削減のインセンティブを与える仕組みである「三重モデル※1」の創造に向けた具体的実践方法等の検討が行われている。
その結果、平成17年度には「省エネラベリング事業」や国のモデル事業として採択された「商業施設駐車場を利用したパーク・アンド・ライド事業」が実施されるなど、先進的な取組が進められている。
なお、鉄道の北勢線では駅に駐車場を整備してパーク・アンド・ライドが実施され、また伊勢地域においても年末年始に実施されている。

○県内の平成14年度における二酸化炭素排出量は、1990年に比べ14.4％増加しており、全国の増加率（11.2％）を上回っている。
特に、民生部門が43.1％、運輸部門が40.1％と著しく増加している。

県内の二酸化炭素排出量　（単位：千t－c、％）

	1990年a	H12年度	H13年度	H14年度b	増加率(b-a)/a
CO_2排出量	6,527	7,505	7,348	7,465	14.4

県内の部門別二酸化炭素排出量　単位（千t－c、％）

	1990年a	H12年度	H13年度	H14年度b	増加率(b-a)/a
産業部門	4,197	4,475	4,324	4,365	4.0
運輸部門	986	1,284	1,347	1,382	40.1
民生部門	833	1,215	1,168	1,192	43.1
（家庭系）	560	713	707	696	24.3
（業務系）	273	502	461	496	81.8
その他	511	531	509	526	2.9
計	6,527	7,505	7,348	7,465	14.4

○県内の経済状況等の影響もあり、二酸化炭素排出量が大きく増加していることから、これまでの取組を検証して、改善策を講じていく必要がある。
また、二酸化炭素排出量の増加が著しい民生部門、運輸部門に対し、二酸化炭素排出量の削減が効果的に行われるような、実効性ある具体的な対策を早急に講じていくことが必要である。

（民生部門－家庭や店舗、事務所等での電気、燃料等の使用による二酸化炭素排出量を対象）
（運輸部門－自動車（自家用車を含む。）、鉄道、船舶等での燃料等の使用による二酸化炭素排出量を対象）

3

	○吹付けアスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月アスベスト飛散対策会議を設置し、関係部局が連携して、アスベスト対策に取り組んでいる。	○他府県では、吹付けアスベストによる重大な健康被害が報告されていることから、その飛散の恐れがある場合、県有建築物にあっては除去等の防塵対策を推進し、民間建築物にあっては除去等の処理が適切に行われるよう関係部局が連携を強化して取り組むとともに、県民の不安解消のための健康相談への対応などアスベスト対策の進行管理を的確に行う必要がある。	
	○平成17年2月に中部国際空港が開港したことから、航空機騒音について、同年2月県内6地点で24時間測定を行ったところ、全地点で住居地域に適用される環境基準値を下回っていた。	○航空機騒音に対する苦情が寄せられていることから、さらに騒音測定を行うとともに、近県と連携して環境基準の類型あてはめの必要性の検討を進めることが必要である。	
	○工場等による大気汚染事故発生に対応するためのマニュアルを作成して、関係機関との連絡体制、現地調査の実施方法等を定めている。 なお、光化学スモッグの予報発令に関しては、市町村、教育委員会等を通じて、県民、学校へ迅速に情報提供を行っている。	○大気汚染の事故対応に万全を期すため、今後想定訓練等を通じて、検証を行い、関係機関等との連絡体制、連携・協力体制等を一層充実・改善していくことが必要である。	
2 目標達成度	○施策の目標指標は「環境基準達成局率」で、県内の大気環境測定局(27局)のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のすべてが環境基準を達成した大気環境測定局の割合である。	○施策の目標指標は、施策目的の達成状況を表している。	
	○平成16年度の目標83%に対し、実績は100%と目標を上回っている。（14年度　66%　15年度　90%）	○平成11年度から二酸化窒素等にかかる環境基準が達成されていなかった四日市市内の測定局等において達成されたことにより、16年度は測定局すべてで環境基準を達成している。	
	○施策を構成する5本の基本事業の数値目標のうち、4項目で目標を達成している。達成していない数値目標は次のとおりである。 工場・事業場の排出ガス検査適合率　目標:100%　実績:98%	○施策の主要な指標の一つである地球温暖化に係る二酸化炭素排出量については、平成16年度目標値は達成しているものの、1990年(平成2年)比14%増加しているので、温暖化対策の基本計画である推進計画を見直し、目標設定を検討する必要がある。	
	○県内の平成17年度5月末現在の自動車保有台数は、約143万台で、電気自動車など低公害車は約1割となっている。 なお、全国の天然ガス自動車の普及台数は、17年3月末で約2万3千台となっている。	○排出ガスによる環境負荷の少ない電気自動車や天然ガス自動車等の普及が一層進むよう、県民や事業者等の理解と協力を求めていくことが必要である。	3

県内の低公害車の導入状況　（単位:台）

年度末	H13	H14	H15
電気自動車	10	9	11
天然ガス自動車	18	23	35
メタノール自動車	1	—	—
ハイブリッド車	1,220	1,500	2,108
低燃費かつ低排出ガス認定車	42,806	92,556	143,423

	○平成15年における県内の一般家庭用などの電灯使用量は2,094KWh／人、全国平均は2,035KWh／人となっている。	○温室効果ガス排出量削減の行動の一つとして、電気使用量の削減も求められることから、県民一人ひとりに現状が周知され、節減努力が行われるよう、取り組んでいくことが必要である。	
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「安全・安心な大気環境の確保」「地球温暖化防止の推進」が各30%、「自動車環境対策の推進」「化学物質に起因する環境リスクの低減の推進」が各15%、「大気環境保全の研究の推進」が10%としている。	○施策を構成する基本事業は、施策の目的達成のためにそれぞれ有効である。	3
	○「県民しあわせプラン」戦略計画では、基本事業「地球温暖化防止の推進」の取組内容の一つとして、県施設や一般家庭、学校施設等への太陽光発電システム等の導入を促進するとしているが、太陽光発電システムにかかる事業は、当該基本事業や施策の中に位置づけられていない。	○太陽光発電システムにかかる事業とより一層連携して地球温暖化防止対策に取り組んでいくことが必要である。	
	○県内のCO_2排出量の約6割を占める産業部門に対しては、第一種エネルギー管理指定工場※2を対象として「地球温暖化対策計画書」の策定・提出を条例で規定している。 ・県内対象　145社　計画策定済み　123社 　また、当該工場を対象として、地球温暖化対策計画の進捗状況の確認等を行っている（116事業所）。 温室効果ガス排出量の推移 （単位：万t-CO_2） 年度 / 排出量 基準年度（主にH12年度） 1,680.0 現況排出量（主にH14年度） 1,501.0 H15年度排出実績値 1,582.0 H16年度目標値 1,480.6	○116事業所全体の平成15年度の温室効果ガス排出量は基準年度より削減されているものの、現況値（主に14年度）よりも増加しているので、温室効果ガス排出量の継続的な削減に向けて、各事業所の自主的な取組が促進されるよう、理解・協力を求めていく必要がある。	
	○県内の平成16年度大気環境測定結果では、二酸化硫黄（SO_2）や二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）は環境基準を達成しているが、光化学オキシダント（Ox）は、測定局（20局）で達成されていない。 環境基準未達成測定局比率　（単位：%） 年度 / H14 / H15 / H16 / 全国（H16） SO_2 0 0 0 0.1 NO_2 3.7 3.7 0 2.5 SPM 35.7 10.3 0 2.0 Ox 100.0 100.0 100.0 99.8	○光化学オキシダントについては環境基準を達成していないことから、その生成要因の一つである揮発性有機化合物の削減対策に取り組むとともに、二酸化窒素については環境基準を達成しているものの、県の環境保全目標を自動車排出ガス測定局（6局）で達成していないことから、排出量削減対策を一層推進していく必要がある。	

<table>
<tr>
<td>4 経済性・効率性</td>
<td>○大気や水質の測定を行う環境総合監視システムの保守管理については、一般競争入札を実施し、委託先選定の透明化とコスト縮減を図っている。

○低公害車である天然ガス自動車(バス、トラック)の導入を促進するため、対策地域内で天然ガス自動車を購入する事業者に対し、通常車両価格との差額の1/2相当額を助成している。
　また、自動車から排出される粒子状物質の削減を図るため、大型車にディーゼル微粒子除去装置を装着する事業者を対象にして、その費用の1/4相当額を助成している。
　なお、平成17年度から導入台数の伸びている天然ガストラックの購入に係る補助率を1/4相当額に引き下げることとしている。</td>
<td>○一般競争入札の入札者が少数(1～2社程度)になっていることから、入札による競争性が十分働くように努める必要がある。

○補助を効率的に行うための見直しを行っている。
　なお、天然ガス自動車の県内での普及が遅れていることから、経済性、効率性に配慮しつつ、天然ガス自動車等低公害車の普及促進に努める必要がある。

天然ガス自動車補助金　(単位:千円、台)
<table>
<tr><td>年　度</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr>
<tr><td>補助金額</td><td>10,610</td><td>12,910</td><td>16,920</td></tr>
<tr><td>導入台数</td><td>バス　2台
トラック1台</td><td>バス　2台
トラック3台</td><td>バス　2台
トラック10台</td></tr>
</table>
ディーゼル微粒子除去装置補助金(単位:千円、台)
<table>
<tr><td>年　度</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr>
<tr><td>補助金額</td><td>－</td><td>20,545</td><td>3,103</td></tr>
<tr><td>設置台数</td><td>－</td><td>184</td><td>32</td></tr>
</table>
</td>
<td>3.2</td>
</tr>
<tr>
<td>5 品質十分性</td>
<td>○大気環境(SO_2、SPM、NO_2、Ox等)を常時監視し、大気環境情報として「三重の環境」ホームページでリアルタイムに提供するとともに、県環境白書で大気環境の保全に向けた取組等について情報提供している。また、企業向け諸手続きをマニュアル化して掲載している。

○平成16年9月に地球温暖化防止の新たな制度・手法を検討するため、地球温暖化問題に関して、県民や事業所を対象にアンケート調査を実施している。
・県民－約2,700人回答(回収率45.6%)
・事業所－第二種エネルギー管理指定工場等185事業所回答(回収率44.4%)

○大気汚染防止法、県生活環境の保全に関する条例の対象工場・事業場に対し、立入検査を実施している。

規制対象工場、事業場に対する立入検査の状況　(単位:件)
<table>
<tr><td></td><td>H14年度</td><td>H15年度</td><td>H16年度</td></tr>
<tr><td>規制対象工場、事業場数</td><td>2,941</td><td>2,899</td><td>2,931</td></tr>
<tr><td>立入検査による状況点検数</td><td>286</td><td>284</td><td>186</td></tr>
<tr><td>〃　測定、抜取検査数</td><td>87</td><td>82</td><td>68</td></tr>
</table>
○ダイオキシン類については、大気、水質、地下水、土壌等289件の環境調査を実施するとともに、ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類の自主測定が義務付けられている事業者から、その結果報告を受けている。</td>
<td>○県民への大気環境のデータの提供について、平成16年度のアクセス数は月平均18万8千件(H14年度14万7千件)以上あり、頻繁に利用されているものと認められる。

○県民の地球温暖化問題に関する認知度は約9割と広く認知されているが、日本や本県の排出量が増加している実態についてはそれぞれ約4割、約2割にとどまっている。また、県の地球温暖化防止対策については、事業所の半数以上が「知らない」としていることから、県民や事業所への情報発信を一層強化し、周知を図る必要がある。

○規制対象工場・事業場に対する立入検査数が減少しており、また、立入検査により排出基準を超過していたケースも確認されていることから、検査の実施基準を明確にして計画的、効率的に実施していくことが必要である。

○ダイオキシン類の自主測定が対象施設の約80%にとどまっている。自主測定を行っていない事業者に対し自主測定の実施を指導し、事業者自らによる施設の管理を徹底する必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

6 計画性	○平成9年6月に「三重県環境基本計画」を策定し、大気環境など各種の環境保全対策に取り組んできたが、計画策定後7年が経過したので、16年6月に地球温暖化の防止などを盛り込んだ内容に改定している。 　また、数値目標等の進捗状況については、毎年度県環境白書に取りまとめ、公表している。 ○二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を、平成22年までに1990年(平成2年)比で6%削減することを目標とした「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」に取り組んでいる。 ○自動車NOx・PM法に基づき、平成15年8月「三重県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定し、四日市市など北勢地域の6市町を対策地域として、自動車環境対策を行っている。また、毎年度、自動車からの窒素酸化物等の排出量を調査している。 自動車からの窒素酸化物等年間排出量　(単位:t) 年度 / H13 / H14 / H15 / H17目標 窒素酸化物 / 3,946 / 3,535 / 3,547 / 2,384 粒子状物質 / 518 / 450 / 439 / 202	○県環境基本計画のもとに、個別のアクションプランとして、「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」や「三重県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」などが策定されており、また、進捗状況についても、県環境白書等により管理されている。 ○平成17年度にこれまでの対策と成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしているが、二酸化炭素排出量は、14年度で1990年比14%増加していることから、目標達成に向けて、計画の的確な実施、見直しなどを行う必要がある。 ○中間目標年度である平成17年度の目標達成に向けて、特定事業者(30台以上の自動車を保有)への自動車使用管理計画の策定・提出の徹底や計画内容の確認など対策の的確な実施、見直しなどを行う必要がある。	3.3
7 行政活動充実度	○地域における地球温暖化防止活動を促進するため、次のことを実施している。 ・地域の活動拠点として、地域温暖化対策地域協議会の設立を促進 　17年4月1日現在　地域協議会数　県内 1団体　全国128団体 ・(財)三重県環境保全事業団を県地球温暖化防止活動推進センターに指定し、民生部門、運輸部門の二酸化炭素削減対策の検討を進めるとともに、推進員を養成　17年3月末現在　28名 ○光化学スモッグによる健康被害を防止するため、光化学オキシダント注意報の発令時には工場(97社)に対し、使用燃料の20%削減を要請している。また、その実施結果について報告を求めている。 ○地球温暖化対策計画を策定済の市町村数は平成17年3月末現在で25市町村(全47市町村)となっている。	○地球温暖化防止に向けた取組は、企業や行政の取組とともに、県民一人ひとりの取組が重要であることから、多様な活動主体の育成と協働・連携に取り組むことが必要である。 ○平成16年度は、光化学オキシダント注意報が1回、また、その前段階である予報が13回発令されていることから、関係工場の協力のもと、引き続き被害防止に向けて協働して取り組んでいく必要がある。 ○未策定市町村に対して、引き続き計画が策定されるよう理解・協力を求めていくことが必要である。	

	○県自らが率先して事務・事業による温室効果ガスの排出削減に取り組む「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、各部局に総括環境推進員を配置して計画の推進に取り組んでいる。 　平成16年度末までに平成2年度比で7.9％削減する目標に対して、7.5％削減と目標をわずかに下回っている。 ○県公用車の低公害車導入比率は平成16年度末で28.3％（2,067台のうち、低公害車584台）となっている。 　なお、16年度に購入した自動車（200台）では、85.5％（171台）が低公害車となっている。 ○森林環境創造事業については、事業の実施後3年を経過したが、対象森林に対する着手率12.9％、対象市町村44（平成16年度末）のうち、環境林整備計画が策定されていない市町村が18あるなど市町村間の取組状況に格差がある。 ・森林環境創造事業対象森林　　45,000ha 　環境林整備計画策定面積　　5,810ha	○平成17年度から始まる第二次計画では、これまで実施計画の対象外となっていた企業庁、県立病院、県立学校等が対象組織となることから、具体的な取組を確保し、目標達成に向けて取り組むことが必要である。 ○国機関においては、平成16年度末までに全ての一般公用車を低公害車に切り替えることとして、低公害車の導入を進めている。 　県においても、更新時には低公害車の導入を一層進めることが必要である。 ○未策定の市町村に対して、制度の趣旨等の理解と協力を一層求めていくとともに、事業の課題を検証し、今後の事業の進め方について検討する必要がある。	3.0

※1 三重モデル

二酸化炭素削減のインセンティブが働くような仕組みとして、県が検討会を設置して考案した地球温暖化対策で、三重モデルとして、「エコポイント」、「パーク・アンド・ライド」、「環境定期券」、「廃食油利用」、「エコベルマーク」の5つの方策が検討された。

※2 第一種エネルギー管理指定工場

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）で、一定以上のエネルギーを使用する工場・事業場は、エネルギー管理指定工場として指定され、エネルギー管理者（員）の選任やエネルギーの使用の合理化に取り組んでいくことが求められている。

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定　C	評点合計　20.8	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1　二酸化炭素排出量削減への取組 県内の2000年における二酸化炭素排出量は1990年に比べて15％増加しており、日本全体の増加率（10％）を上回っている。 このため、これまでの取組を検証し、課題・問題点を明らかにした上で、より効果的に二酸化炭素排出量の削減が行われるような具体的な仕組みの構築に取り組まれたい。	本県に適合した地球温暖化防止の手法検討や二酸化炭素削減のインセンティブを与える仕組みである「三重モデル」の創造に向けた具体的実践方法等の検討が行われ、平成17年度には「省エネラベリング事業」や国のモデル事業として採択された「商業施設駐車場を利用したパーク・アンド・ライド事業」が実施されるなど、先進的な取組が進められている。		改善に着手
	2　地球温暖化防止に対する県民一人ひとりの取組の促進 「温室効果ガス」を削減し、地球温暖化を防止するための地球に優しい生活・行動様式への転換があまり進んでいないことから、さらに県民一人ひとりに対しより一層の理解を求め、具体的行動が促進されるよう取り組まれたい。	エコスタイルキャンペーンの実施や地域活動拠点の設立等に取り組んでいるが、地域活動拠点の整備等が進んでいない。地球温暖化防止に向けた取組は、企業や行政の取組とともに、県民一人ひとりの取組が重要であることから、多様な活動主体の育成と協働・連携に一層取り組むことが必要である。 ・地域の活動拠点として、地域温暖化対策地域協議会の設立促進 17年4月1日現在　地域協議会数　県内 1団体　全国128団体 ・（財）三重県環境保全事業団を県地球温暖化防止活動推進センターに指定し、推進員を養成　H17年3月末現在　28名		改善に着手
	3　自動車排出ガスの削減を進める取組 二酸化窒素や浮遊粒子状物質（SPM）について、環境基準が達成されていない測定局があり、特にSPMについては未達成の測定局が前年度より増加している。 このため 、低公害車への優遇措置などの取組も検討し、実質的に自動車排出ガスが低減され、環境基準が早期に達成されるよう取り組まれたい。	平成16年度大気環境測定結果では、27カ所の測定局すべてで二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を達成している。 天然ガス自動車（バス、トラック）や大型車のディーゼル微粒子除去装置の購入に対する補助制度を設けている。 天然ガス自動車補助台数　20台（H14～16） 微粒子除去装置補助台数　216台（H15～16）		改善に着手
	4　低公害車の普及促進 県内での天然ガス自動車の台数が少ないことなど、自動車排出ガスの排出源を抑制する取組が進んでいないので、環境負荷の少ない天然ガス車などの普及を促進されたい。 また、県公用車についても低公害車への更新を進められたい。	トラック協会やバス協会を通じて、天然ガス自動車やハイブリッド自動車の導入を働きかけるとともに、補助事業を実施している。 県内の低公害車普及状況（H13年度末→H15年度末） 電気自動車　10台　→　11台 天然ガス自動車　18台　→　35台 ハイブリッド車　1,220台　→　2,108台 また、県公用車の低公害車導入比率は平成16年度末で584台、28.3％（H14年度末15.4％）となっているが、低公害車の導入や普及促進に一層努める必要がある。		改善に着手
その他の改善状況	【数値目標の見直し】 施策の数値目標「ウメノキゴケが生える大気環境確保率」を「環境基準達成局率」に見直し、県民にわかりやすいものとしている。（目標達成度）				

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし15　みんなで取り組むCO_2排出削減プログラム	主担当部局名	環境森林部	「県政報告書」の頁	268 ～269頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
地球温暖化の原因物質である二酸化炭素(CO_2)の削減に向けて、実効性ある県内体制を整備し、地球温暖化防止対策を進めます。	地球温暖化防止活動推進センター事業	地球温暖化防止活動推進センター事業数	3件	3件
	地球温暖化対策地域協議会支援事業	地球温暖化対策地域協議会数(累計)	3団体	1団体
	地球温暖化防止手法検討事業	新たな二酸化炭素排出削減制度数(累計)	1件	1件
	※その他当施策外の事業2事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○二酸化炭素削減に向けた県内体制として、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会の整備に取り組むとともに、温暖化防止対策の手法を検討している。	
	○地球温暖化防止活動推進センター事業及び地球温暖化防止手法検討事業については、平成16年度目標を達成しているが、地球温暖化対策地域協議会支援事業は目標を達成していない。 地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化防止の活動拠点として整備するもので、平成16年度は四日市地域の1団体にとどまっている。 全国 128団体(17.4.1)	○目標を達成していない事業については、その要因を分析し、取組方法を検討する必要がある。 なお、県内の平成14年度における二酸化炭素排出量は、1990年に比べ14%増加(全国の増加率11%)しているので、当該重点プログラムなど地球温暖化防止に向けた取組を強化していく必要がある。
	○地球温暖化防止活動推進センターは、県における地球温暖化防止の活動拠点として整備するもので、法律に基づき、平成16年5月「(財)三重県環境保全事業団」をセンターに指定している。 平成16年度に地球温暖化防止活動推進員として28名に委嘱し、推進員による普及啓発活動を実施している。	○地球温暖化防止に向けた取組は、県民一人ひとりの取組が重要であることから、多様な活動主体の育成と協働・連携を図るため、推進員の養成など、地球温暖化防止活動推進センターの活動を促進する必要がある。
	○地球温暖化防止手法検討では、新防止手法検討部会等を設置して、省エネラベリング制度等の検討を行うとともに、県民意識調査や事業者アンケートを実施している。 ・地球温暖化防止手法検討委員会、新防止手法検討部会、計画書作成部会　各4回開催	○実効性の高い地球温暖化防止制度の導入に向け、手法の検討が進められている。 アンケート結果では、県民の地球温暖化に関する認知度は約9割と高いが、日本や本県の二酸化炭素等の排出量が増加しているという実態についてはそれぞれ約4割、約2割にとどまっている。また、県の地球温暖化防止対策は、事業所の半数以上が「知らない」などとしていることから、県民や事業所への情報発信を一層強化し、周知を図る必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　164～167　頁
県政報告書　106～107　頁

施策番号	413
施策名	水環境の保全
施策の目的	河川の水質が水浴びや水遊びができる程度にきれいに維持または浄化されている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
環境森林部	水浴びや水遊びができる水質(BOD2mg／L以下)の河川の割合(%)	目標	78	81	85
		実績	84	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 安全・安心な水環境の確保	環境森林部	河川における環境基準(BOD)達成率(%)	目標	73	75	77
			実績	80	—	—
2 生活排水対策の推進	環境森林部	生活排水処理施設の整備率(%)	目標	66	69	72
			実績	65	—	—
3 生物を活用した水環境保全対策の推進	環境森林部	生物を活用した水質浄化実証実験取組件数(件)	目標	5	5	5
			実績	5	—	—
4 伊勢湾の再生	環境森林部	伊勢湾の環境基準(COD)達成率(%)	目標	56	56	56
			実績	50	—	—
5 水環境保全の研究の推進	総合企画局	水環境保全のための技術開発件数および実態調査件数(件)	目標	6	6	8
			実績	6	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

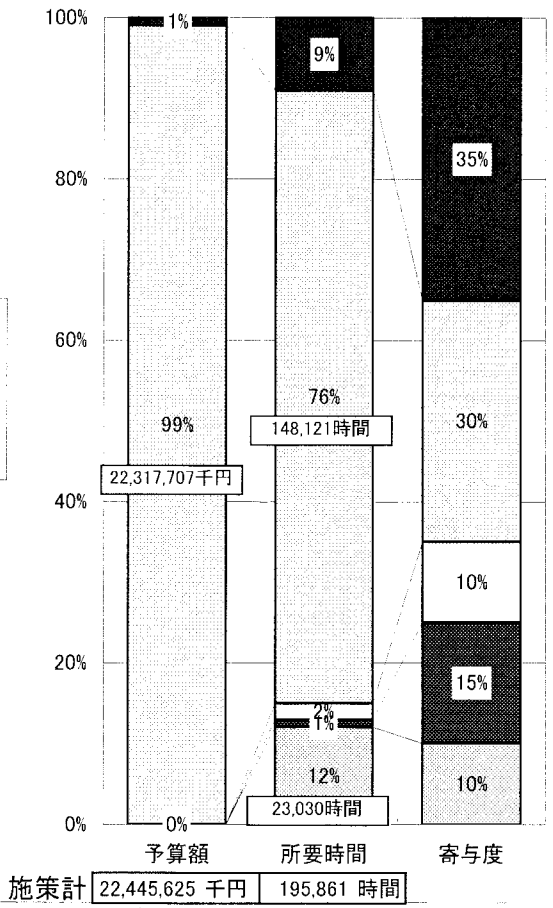

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 河川・海域の水質改善

県内河川の水質は改善傾向にあり、平成16年度の環境基準(BOD)達成率は80.3%と高い数値になったが、全国の達成率(15年度87.4%)よりも低いものとなっている。また、伊勢湾など海域における環境基準(COD)の達成率が25.0%と低いので、これまで実施してきた事業を検証し、事業展開方法等を検討されたい。

特に、伊勢湾の水質改善を図るため、平成14年10月から第5次水質総量規制が導入されているが、5水域のうち3水域で環境基準(COD)が達成されていないので、総量規制対策の着実な実施に努められたい。

※河川(BOD)－宮川など46河川61水域のうち49水域で達成
　海域(COD)－伊勢湾(5水域)、英虞湾，五ヶ所湾、尾鷲湾の4海域8水域のうち伊勢湾の2水域で達成

2 生活排水対策処理施設の整備促進

平成16年度末の生活排水処理施設の整備率は65.3%と前年度から2.1ポイント増加したが、県民局管内別に整備率をみると北勢81.5%、紀北12.6%と地域較差がある。

現在、平成9年3月に策定した生活排水処理施設整備計画の見直し作業が行われているが、今後も市町村と連携し、関係部局が総合行政で取り組むことにより、地域の実情に応じた整備を早急に推進されたい。

特に、東紀州地域は、世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも整備促進を図られたい。

3 水環境保全の取組の促進

県民の水環境に対する関心は高まっており、住民による自主的な取組や宮川流域ルネッサンス事業など河川の流域を一体とした住民・事業者・行政の協働による取組が一部の地域で行われているが、水環境の保全・改善を図るためには、各地域での取組が重要であることから、こうした協働による取組を一層促進されたい。

4 伊勢湾の再生

伊勢湾の再生に当たって、伊勢湾再生ビジョン(平成13年3月策定)及びアクションプログラム(14～16年度)に基づき取組が行われているが、伊勢湾文化の保存等多様な取組を含んでいるものの、計画の進行管理が一部の事業にとどまっている。

伊勢湾再生ビジョンの実現を図るためには、事業全体の進行管理や事業実施部局との連絡・調整、相互の連携等に積極的に関わるなど、関係部局の連携を強化して取り組まれたい。

参考指標

○水域の環境基準達成率

(単位:%)

年度		H14	H15	H16
河川(BOD)	三重県	66.7	68.9	80.3
	全国	85.1	87.4	－
海域(COD)	三重県	12.5	25.0	25.0
	全国	76.9	76.2	－

海域(COD)達成率　(単位:%)

年度	H13	H14	H15
東京湾	68	68	68
瀬戸内海	74	69	70
伊勢湾 (うち三重県分)	56 (40)	44 (20)	50 (40)

○生活排水処理施設整備率

(単位:%)

		H14	H15	H16
三重県		60.5(30位)	63.2(31位)	65.3(33位)
全国		75.8	77.7	79.4
浄化槽普及率	三重県	25.4(1位)	24.7(1位)	25.0(1位)
	全国	7.8	8.1	8.4
下水道普及率	三重県	30.9(42位)	33.9(42位)	35.7(42位)
	全国	65.2	66.7	68.1

○県民局管内別の生活排水処理施設整備率の推移

(単位:%)

県民局・年度	H14	H15	H16
北勢	75.8	78.8	81.5
津	62.6	66.2	69.0
松阪	46.8	51.6	52.9
南勢志摩	36.1	33.7	35.8
伊賀	62.8	67.0	68.6
紀北	9.4	11.3	12.6
紀南	24.0	26.0	27.9
計	60.5	63.2	65.3
全国	75.8	77.7	79.4

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.3 /35

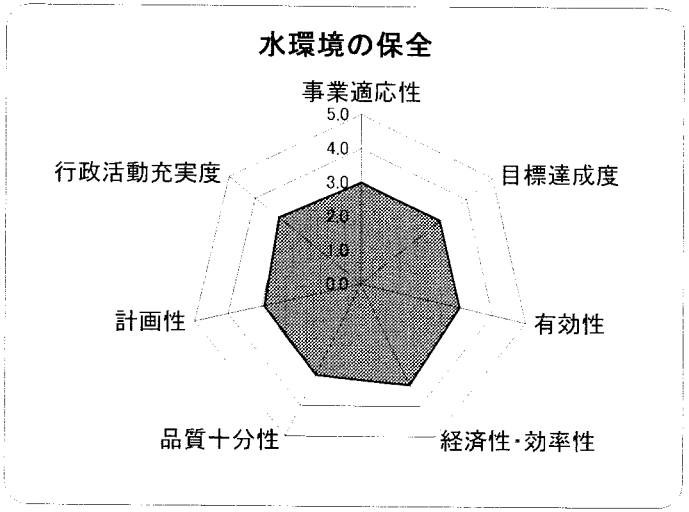

○平成16年度の河川における環境基準達成率は80％と改善傾向にあるものの、全国（15年度87％）より低い状況にある。
　また、伊勢湾等の海域については環境基準達成率が25％となっている。（事業適応性、目標達成度）

○浄化槽を整備するに当たり、事業主体を市町村にして浄化槽の面的整備の推進と維持管理の充実などに努めている。（経済性・効率性）

○県科学技術振興センター、（財）三重県産業支援センター、大学、民間企業等25の機関が参画して、閉鎖性水域である英虞湾の水質改善を図るための研究が進められている。（行政活動充実度）

○基本事業の評点

1 安全・安心な水環境の確保
【寄与度=35%】

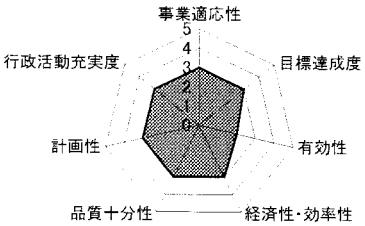

2 生活排水対策の推進
【寄与度=30%】

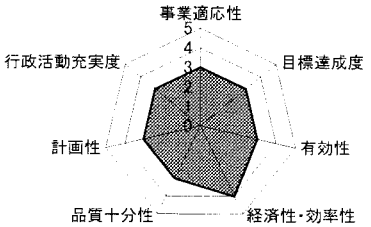

3 生物を活用した水環境保全対策の推進
【寄与度=10%】

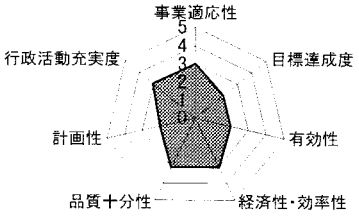

4 伊勢湾の再生
【寄与度=15%】

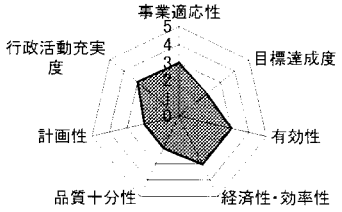

5 水環境保全の研究の推進
【寄与度=10%】

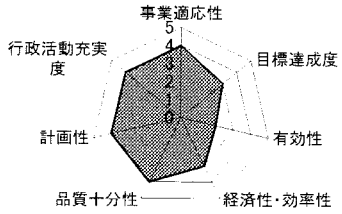

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>
○全国的に河川の水質は改善傾向にあり、平成15年度の環境基準の達成率は87.4%と過去最高となっており、三重県においても16年度に80.3%と高い数値になっている。
一方、海域では横ばいで推移しており、伊勢湾等閉鎖性水域などを中心に環境基準未達成箇所への対応が課題となっており、県では工場・事業場に対する規制、指導や生活排水処理施設の整備促進等に取り組んでいる。
なお、伊勢湾の水質改善を図るため、平成14年10月から第5次水質総量規制が導入されているが、5水域のうち3水域で環境基準(COD)を達成していない。
環境基準達成率　(単位:%)
<table>
<tr><th colspan="2">年度</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr>
<tr><td rowspan="2">河川(BOD※1)</td><td>三重県</td><td>66.7</td><td>68.9</td><td>80.3</td></tr>
<tr><td>全国</td><td>85.1</td><td>87.4</td><td>-</td></tr>
<tr><td rowspan="2">海域(COD※2)</td><td>三重県</td><td>12.5</td><td>25.0</td><td>25.0</td></tr>
<tr><td>全国</td><td>76.9</td><td>76.2</td><td>-</td></tr>
</table>
※環境基準達成率に係る河川、海域の測定水域数
河川－宮川など46河川61水域のうち49水域で達成
海域－伊勢湾(5水域)、英虞湾，五ヶ所湾、尾鷲湾の4海域8水域のうち伊勢湾の2水域で達成
○県では、平成8年度に策定した「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」に基づき生活排水処理施設の整備を促進するとともに、アクションプログラムの見直しを進めている。
平成16年度からは、生活排水処理施設の整備が遅れている地域等を対象に重点プログラムとして取組を強化しているが、依然として、生活排水処理施設の整備率は、全国に比べ低位にある。
生活排水処理施設整備率　(単位:%)
<table>
<tr><th></th><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr>
<tr><td colspan="2">三重県</td><td>60.5(30位)</td><td>63.2(31位)</td><td>65.3(33位)</td></tr>
<tr><td colspan="2">全国</td><td>75.8</td><td>77.7</td><td>79.4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浄化槽普及率</td><td>三重県</td><td>25.4(1位)</td><td>24.7※(1位)</td><td>25.0(1位)</td></tr>
<tr><td>全国</td><td>7.8</td><td>8.1</td><td>8.4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">下水道普及率</td><td>三重県</td><td>30.9(42位)</td><td>33.9(42位)</td><td>35.7(42位)</td></tr>
<tr><td>全国</td><td>65.2</td><td>66.7</td><td>68.1</td></tr>
</table>
※市町村による精査等の結果、前年度より減少
</td><td>
○県内の水質調査結果においても、環境基準の達成率が改善傾向にあるものの、全国の達成率より低くなっている。
特に、海域では環境基準の達成率が25.0%と低いので、これまで実施してきた事業を検証し、事業展開方法等を検討する必要がある。
(参考)
海域(COD)達成率　(単位:%)
<table>
<tr><th>年度</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th></tr>
<tr><td>東京湾</td><td>68</td><td>68</td><td>68</td></tr>
<tr><td>瀬戸内海</td><td>74</td><td>69</td><td>70</td></tr>
<tr><td>伊勢湾
(うち三重県分)</td><td>56
(40)</td><td>44
(20)</td><td>50
(40)</td></tr>
</table>
○生活排水処理施設整備率は平成14年度末の60.5%から16年度末には65.3%と4.8ポイント上昇し、全国平均の上昇率(75.8%→79.4%、3.6ポイント上昇)を上回っているものの、全国的には低位にあるので、引き続き生活排水処理施設整備率の向上に向けて取り組む必要がある。
</td><td>3</td></tr>
</table>

○生活排水処理施設の整備率は伸びているものの、地域によって大きな差が生じている。

生活排水処理施設の整備　（単位：%）

県民局・年度	H14	H15	H16
北勢	75.8	78.8	81.5
津	62.6	66.2	69.0
松阪	46.8	51.6	52.9
南勢志摩	36.1	33.7	35.8
伊賀	62.8	67.0	68.6
紀北	9.4	11.3	12.6
紀南	24.0	26.0	27.9
計	60.5	63.2	65.3
全国	75.8	77.7	79.4

整備率上位市町村

市町村名	整備率(%)
木曽岬町	100.0
朝日町	100.0
川越町	99.5

整備率下位市町村

紀伊長島町	8.7
海山町	13.6
尾鷲市	14.0

○地域間の格差があるので、経済性や効率性等の観点から地域の実情に応じた整備手法に配慮し、市町村と連携して、生活排水処理施設の整備を促進する必要がある。
　特に東紀州地域は世界遺産「熊野古道」を活用した集客交流を進めるためにも必要な環境整備として改善を促進する必要がある。

○県の研究機関では、閉鎖性水域である英虞湾の水質改善を図るために取り組んだ「英虞湾の干潟造成研究」の成果を基礎として、平成15年度からは文部科学省の地域結集型共同研究事業「閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究事業」に25の民間企業、大学等と協力・分担して取り組んでいる。
（研究事業のテーマ）
・沿岸環境創生技術の開発
・底質改善技術の開発
・環境動態シミュレーションモデルの開発

○課題となっている閉鎖性水域の水質改善に取り組む研究事業であり、また、新技術・新産業の創出にも資する先進的な取組として進められているものと認められる。

○有害物質等による水質汚濁事故発生に対応するためのマニュアルを作成して、関係機関との連絡体制等を定めている。

○水質汚濁の事故対応に万全を期すため、今後想定訓練等を通じて検証を行い、関係機関等との連絡体制、連携・協力体制等を一層充実・改善していくことが必要である。

2 目標達成度

○施策の目標指標は、「水浴びや水遊びができる水質（BOD2mg/L以下）の河川の割合」としている。

○指標は、県内河川の調査水域のうち、きれいな水質が維持されている地点の割合を示しており、わかりやすいものとなっているが、河川の環境状況を表しているものの、海域での状況を含んでいない。

○平成16年度の目標値78%に対し、実績84%である。
　なお、河川61水域のうち51水域で達成している。

○施策の目標を達成している。

○全国一級河川の平成16年度水質調査結果で、宮川が最も水質のよい河川の一つとなり、14年度から3年連続で第一位となっている。

	○施策を構成する基本事業の数値目標5項目のうち、「河川における環境基準(BOD)達成率」など3項目で目標を達成している。目標を達成していない基本事業の指標は、次のとおりである。 「生活排水処理施設の整備率」目標:66%　実績:65% 「伊勢湾の環境基準(COD)の達成率」目標:56%　実績:50% なお、伊勢湾の測定水域16水域のうち、三重県測定水域は5水域で、2水域が環境基準を達成しているが、それ以外の四日市・鈴鹿地先海域など3水域では平成13年度から環境基準を達成していない。 ○伊勢湾以外の閉鎖性水域である英虞湾、五ヶ所湾、尾鷲湾においても、平成14年度から環境基準を達成していない。	○改善が見られない閉鎖性水域については、詳細な調査を実施し、原因を調べ水質改善に取り組むなど、環境基準の達成に向けた積極的な取組が必要である。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「安全・安心な水環境の確保」が35%、「生活排水対策の推進」が30%、「生物を活用した水環境保全対策の推進」「水環境保全の研究の推進」が各10%、「伊勢湾の再生」が15%としている。 ○県内の河川(BOD)、海域(COD)の調査地点の平均値は次のとおりで、改善の傾向が見受けられるものの、環境基準値が悪化している水域も見受けられる。 河川等の環境基準値の推移　(単位:mg/l) ※H16年度調査地点　河川62地点、海域13地点 ○前の総合計画「三重のくにづくり宣言」では、基本事業「伊勢湾の再生」は施策「多様な自然環境の保全・創出」の中に位置づけられていたが、「県民しあわせプラン」では、当該施策「水環境の保全」の中に位置づけている。	○施策を構成する基本事業は、施策の目的達成のためにそれぞれ有効である。 なお、施策の目的達成に向けては、水質改善を直接的に図る基本事業「生活排水対策の推進」の寄与度を高めていくことが必要である。 ○数年にわたって環境基準値にかかる数値が悪化している河川、海域については、その原因を究明し、重点的に回復を図っていく必要がある。 ○施策の目的を達成するために必要な基本事業を位置づけるなどの見直しが行われている。	3
4 経済性・効率性	○生活排水処理施設を整備する市町村に対し助成している。 ・下水道普及率新ジャンプアップ事業では、市町村事業費のうち、過去の平均事業費を越える部分を補助対象にして整備を促進している。 ・合併浄化槽市町村整備事業では、事業主体を市町村にして浄化槽の面的整備の推進と維持管理の充実に努めている。 ・団体営農業集落排水事業では市町村の下水道債償還金に対する助成制度に見直し、より多くの新規案件に対応できるようにしている。	○下水道普及率新ジャンプアップ事業など、生活排水処理施設を整備するに当たり、それぞれ効率的に事業を促進している。 生活排水処理施設整備率(処理施設別)　(単位:%) ※農業等:農業・漁業集落排水処理施設等	

年　度	H14	H15	H16
河川(BOD)	1.8	1.7	1.6
海域(COD)	3.2	3.1	2.8

下水道	農業等	浄化槽	その他	合計
35.7	4.3	25.0	0.2	65.3

	○生活排水処理施設整備率と汚水衛生処理率（下水道や合併処理浄化槽等によりトイレが水洗化されている人口の割合）を比較すると、約10ポイント程度（16万人）、実際の汚水処理率が低くなっている。 汚水衛生処理率等　（単位：万人、％） H15年度末 / 処理率 / 処理人口 生活排水処理施設整備率 / 63.2 / 117 汚水衛生処理率 / 53.1 / 101 ○県内の流域下水道処理区から生じる汚泥等の有効利用に向けた取組が進められており、県内の4処理場全体で、セメント原料として発生汚泥量の67％（全国H14年度約60％）が利用されている。 流域下水道の汚泥処理量（H16年度）　（単位：ws-t、千円、％） 流域名 / 処理区 / 汚泥発生量 / 処分費用 / 有効利用方法 / 有効利用量 / 利用率 北勢沿岸 / 北部 / 15,726 / 451,848 / セメント原料 / 10,637 / 68 北勢沿岸 / 南部 / 5,598 / 157,076 / 〃 / 4,207 / 75 中勢沿岸 / 雲出川左岸 / 4,574 / 141,207 / 〃 / 2,839 / 62 中勢沿岸 / 松阪 / 3,104 / 100,494 / 〃 / 1,658 / 53 計 / 29,002 / 850,625 / 19,341 / 67	○水洗化されている人口の割合を向上させる必要があることから、関係市町村の公共下水道整備や個人住宅等からの下水道への接続を促進し、水質浄化効果の向上を図る必要がある。 公共下水道処理人口等　（単位：万人、％） H15年度末 / 人口 / b/a 下水道接続可能区域内人口 / 62.1(a) / — 公共下水道処理人口 / 48.4(b) / 78 ○県内の浄化センターで発生した汚泥をリサイクルする取組は進んでいるが、今後下水道整備が進むことにより、汚泥の発生量が増大するので、さらに有効活用に向けて取り組むとともに、処分費用の縮減を図る必要がある。	3.3
5 品質十分性	○「一万人アンケート」では、川や海の水質に対する重要意識が92.4％（全体項目の第6位）となっている。 また、川や海の水質にかかる施策への満足意識は22.2％で、前年度に比べ2.3ポイント増加しているものの、不満意識は36.4％（全体の第8位）となっている。 ○県下全域の公共用水域（河川、海域）の監視結果等について、年度ごとに、「三重の環境」ホームページや県環境白書で情報提供している。 なお、公共用水域などの監視結果等に対する平成16年度の月平均アクセス件数は、約5万2千件となっている。 ○水質汚濁防止法、県生活環境の保全に関する条例の対象工場・事業場に対して、立入検査を実施している。 規制対象工場、事業場に対する立入検査の状況　（単位：件） 年度 / H14 / H15 / H16 規制対象工場、事業場数 / 1,075 / 1,056 / 940 立入検査による管理点検数 / 235 / 404 / 339 〃　排水検査数（採水） / 200 / 179 / 171	○水質の改善には、県民の水環境に対する意識の向上と具体的行動が必要であることから、県民の意識を引き続き把握し、水質改善に向けた実践行動につながるような取組を進める必要である。 ○県民の河川等の水質への関心を高めるため、測定結果を有効に活用し、より分かりやすく、かつ迅速に情報提供する必要がある。 なお、基本事業の一つとして、取り組んでいる伊勢湾の再生に関するホームページ「伊勢湾の再生に向けて」の掲載場所が、農水商工部が所管するホームページ「みえのうみ」にあることから、県民にとってわかりやすいように掲載場所等を検討する必要がある。 ○規制対象工場・事業場に対する立入検査数が減少しており、また、立入検査により排出基準を超過していたケースも確認されていることから、検査の実施基準を明確にして計画的、効率的に実施していくことが必要である。	3.0

6 計画性

○三重県環境基本計画及び同推進計画(H16～18年度)に、水質汚濁の防止や生活排水対策の推進などの「水環境の保全」対策を位置付け、数値目標を掲げて水質汚濁の防止等に取り組んでいる。
　また、数値目標等の進捗状況については、毎年度県環境白書に取りまとめ、公表している。

○県環境基本計画のもとに、個別のアクションプランとして、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」などが策定されており、また、進捗状況についても、県環境白書等により管理されている。

○生活排水処理施設の整備については、「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を策定して、取り組んでいる。
　また、生活排水処理アクションプログラムは平成9年3月に策定しており、策定後8年が経過し、社会経済情勢等が変化してきていることから、16、17年度に計画の見直しを進めている。

○生活排水処理施設整備率は全国平均を下回っているので、その整備促進に向けて的確に進行管理を行う必要がある。
　また、計画の見直しに当たっては、地域の実情に応じた見直しを行い、それぞれの地域のニーズに見合った整備を進めていく必要がある。

○第5次伊勢湾水質総量規制については、平成16年度を目標年度とした総量削減計画を策定して、対策を実施している。

伊勢湾の発生汚濁負荷量　(単位 トン／日)

	H11発生量	H16目標	H13実績
COD	42	39	40
全窒素	28	27	29
全リン	3	2.9	3.3

○窒素、リンの総量規制は平成14年10月から導入されているが、各種統計から算出するため、実績や規制効果の判明が相当遅れることから、計画の進行管理を適切に行い、計画や対策に的確に反映していく必要がある。

○伊勢湾の再生にあたって、伊勢湾再生ビジョン(平成13年3月策定)及びアクションプログラム(14～16年度)に基づき取組が行われているが、伊勢湾文化の保存等多様な取組を含んでいるものの、計画の進行管理が一部の事業にとどまっている。
　なお、第2次伊勢湾再生アクションプログラムについて、17年度からその策定に向けて取り組んでいる。

○伊勢湾再生の視点から各種事業の実施状況の検証、計画の進行管理を適切に行うとともに、これまでの取組の成果・効果を検証し、これを第2次アクションプログラムに反映していくことが必要である。

○生物を活用した水質浄化に係る実証実験を業務委託により進めており、毎年度、仕様書を作成するとともに、年度末には結果を取りまとめ、課題・改善点を整理して、次年度の実験計画に反映している。

○平成16年度末で生ごみの減量化実験など3件の実証実験が終了したことから、これまでの実験結果を検証し、計画的にその成果が活用されるように取り組む必要がある。

○英虞湾の環境改善を図る地域結集型共同研究事業については、研究事業計画(H15～19年度)に基づき実施しており、より具体的な毎年度の事業計画の決定や事業の進行管理を研究交流促進会議において行っている。

○実施計画の作成、進行管理が適切に行われている。

2.9

7 行政活動充実度	○生活排水処理施設の整備については、アクションプログラムに基づき、浄化槽整備が環境森林部と地域振興部、下水道整備が県土整備部、農業・漁業集落排水処理施設が農水商工部で、4部が連携して取り組んでいる。 ○伊勢湾の水質保全のため、愛知県、岐阜県、名古屋市と共同で策定した「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」の施策の方向に基づいて、三県一市の伊勢湾に関わる事業の検証調査を行っている。 ○伊勢湾再生事業の主な取組内容は、伊勢湾再生に係る普及・啓発、調査研究、体制づくりで、水質改善など伊勢湾再生に具体的に取り組む事務事業は他の基本事業・施策に位置づけられている。このため、県庁内の関係部局で構成する「伊勢湾再生連絡調整会議」を設置した。平成16年度の開催は1回である。 ○農水商工部等では、化学肥料や化学合成農薬の削減など環境にやさしい生産活動を推進している。 ○英虞湾を対象として、干潟・藻場等の自然浄化機能の増進・活用技術の開発等を行う閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究事業では、県科学技術振興センター、(財)三重県産業支援センター、大学、民間企業等25の機関が参画して研究が実施されている。 ○県民の水環境に対する関心は高まっており、住民による自主的な取組や河川の流域を一体とした住民・事業者・行政の協働による取組が一部の地域で行われている。 ・宮川流域ルネッサンス事業 ・櫛田川デー ・夏の鈴鹿川体験 ・みえ・川の健康診断　など	○国の省庁ごとの補助事業や県予算の部局別財源配分により、生活排水処理対策を一体的に捉えて資源配分することが困難となっていることから、各部が一層連携して効率的・効果的な整備となるよう取り組んでいくことが必要である。 ○伊勢湾の水質保全には、周辺各県の協力・連携した広域的な取組が不可欠であるので、検証調査結果を活用し、今後より一層連携を深め、水質保全に努めることが必要である。 ○伊勢湾再生ビジョンの実現を図るためには、事業全体の進行管理や事業実施部局との連絡・調整、相互の連携などに積極的に関わるなど、関係部局が連携を強化して取り組んでいくことが必要である。 ○ 水質保全対策には農林水産業における環境負荷を低減する取組が重要であることから、農水商工部等が実施する農林水産業にかかる各事業と連携して取り組む必要がある。 ○閉鎖性海域の環境を創生する技術開発等を推進するため、研究事業に参画している共同研究機関との連携や漁業協同組合、市町村との協働を一層密にして取り組んでいくことが必要である。 ○水環境の保全・改善を図るためには、各地域での取組が重要であることから、こうした協働による取組を一層促進する必要がある。	3.1

※1 BOD (Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量)
　水中の汚濁物質(有機物)が微生物により分解されたときに消費される酸素の量をいう。主に河川の汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚れていることを示す。

※2 COD(Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量)
　水中の汚濁物質(有機物)を、化学薬品によって分解させたときに消費される酸素の量をいう。主に海域の汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚れていることを示す。

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定 C	評点合計 18.5	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 水の循環全体を考慮した水環境保全の取組 水環境に関わる課題について、地域住民と企業、行政が一体となり、水の循環全体を考慮した総合的な仕組みづくりを検討されたい。 また、河川の水質改善にあたっては、流域の各市町村の理解と協力が不可欠であるので、生活排水対策等に積極的に取り組んでいくことへの理解を求められたい。	河川に関しては、宮川などの水系別に協議会を設置し各関係機関相互の連絡調整を図り、水質保全対策等に取り組んでいる。 また、海域に関しては、国と愛知県等関係自治体による伊勢湾再生推進会議の設置に向けて国との協議を進めるとともに、東京湾等での取組の調査を行っている。		検討に着手
	2 「三重県生活排水処理施設整備計画」の見直し 平成9年3月に整備計画が策定され、生活排水処理施設の整備が進められてきたが、策定から6年が経過し、各地域の状況が変化しているので、地域間の格差が是正されるよう、計画の見直しを進められたい。	平成16年6月に関係部局からなる「三重県生活排水処理アクションプログラム見直し策定委員会」を設立し、市町村からのヒアリングを行いながら作業部会において作業を進めており、17年度中に策定することとしている。		改善に着手
	3 生活排水処理施設の整備と河川・海域の水質改善について 生活排水処理施設の整備の進捗に対し、河川・海域の水質の環境基準達成率は低下している。 施設の整備によって、水質改善につながっているのか、研究機関等と連携し、その原因を究明し対策を講じられたい。	平成16年度の環境基準達成率は河川が80.3%で前年度(68.9%)より改善しているが、海域は25.0%で、前年度と同じ状況にある。また、生活排水処理施設整備率は、16年度末65.3%で、前年度(63.2%)より2.1ポイント進んでいる。 平成16年度から、事業実施による水質改善効果を検証するため、櫛田川上流域で10地点の水質検査を年4回実施している。		改善に着手
	4 生活排水に対する県民意識の醸成 河川や海域の水質を改善するためには、水環境に対する具体的な県民の意識を把握し、県民一人ひとりの生活排水に関する意識向上と実践行動を促進させる取組を進められたい。	県民局ごとに、主に小、中学生を対象として水生生物による身近な河川の水質調査を行っており、南勢志摩、紀北、紀南県民局管内では、参加者に対して「みえ・川の健康診断士」として認定(272名)し、水環境に関する意識の啓発を図っている。 また、公共用水域(河川、海域)の環境基準測定結果など水環境の状況を「三重の環境」ホームページや県環境白書で情報提供するとともに、「伊勢湾ニューズレター」を年3回発行し、環境関係団体600カ所に送付するなど、啓発に努めている。		改善に着手

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	くらし14　海・山・川身近な自然の保全プログラム（生活排水処理緊急対策）	主担当部局名	環境森林部	「県政報告書」の頁	266～267頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度目標	平成16年度実績
水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域において、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設を集中的に整備することにより、水質の改善を進めます。	合併処理浄化槽整備重点促進事業	水質改善が特に必要で、かつ整備が遅れている地域における合併処理浄化槽による生活排水処理施設整備率（累計）	29.0%	26.1%
	農業集落排水整備重点促進事業	水質改善が特に必要で、かつ整備が遅れている地域における農業集落排水処理施設による生活排水処理施設整備率（累計）	3.7%	3.7%

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○事業は、河川等の水質の環境基準が達成されておらず、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域を対象にして、合併処理浄化槽や農業集落排水の整備に重点的に取り組むものである。	
	○合併処理浄化槽については平成16年度目標を達成しなかったが、農業集落排水処理施設については目標を達成している。 （平成16年度末整備率（県全体）） 生活排水処理施設整備率　65.3%（全国33位） 合併処理浄化槽　25.0%（全国 1位） 農業集落排水処理施設　4.0%（全国2.7%（漁業施設等含む。）） ○合併処理浄化槽の整備については、重点地域として19市町村を対象に市町村や個人が設置する浄化槽に対し助成を行っている。平成16年度は松阪市など18市町村で事業を実施している。 なお、事業主体を市町村にした市町村設置型の事業を推進しており、これにより、浄化槽の面的整備の推進と維持管理の充実に努めている。 市町村設置型補助基数　293基（目標 500基） 個人設置型補助基数　2,629基（目標2,500基）	○目標を達成しなかった合併処理浄化槽の整備に関しては、市町村整備率の精査等により修正を行った結果、前年度より整備率が減少している。 なお、合併処理浄化槽の整備基数では、目標3,000基に対し実績2,922基で、おおむね目標数を達成している。 ○対象地域19市町村のうち18市町村で事業実績があるなど、事業が有効に活用されているものと認められるが、生活排水処理施設整備率の向上を図るうえでより有効な市町村設置型の事業が目標を達成していないので、市町村に理解・協力を求め、当該事業の一層の促進を図る必要がある。
	○農業集落排水整備重点促進事業では、平成16年度は伊賀市などの6地区において農業集落排水処理施設の整備事業に対し助成している。 なお、平成16年度から助成の仕組みを市町村の下水道債償還金に対する助成制度に見直しており、より多くの新規案件に対応できるようにしている。	○対象地域で事業が実施されていない市町村があるので、地域の実情に応じた整備方法を踏まえたうえで、新しい助成制度の一層の活用を図る必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　182～183 頁
県政報告書　116～117 頁

施策番号	441
施策名	土地の計画的な利用の促進
施策の目的	県土が環境面で配慮され、かつ県民の安全性が確保されたうえで、質的に向上した利用が行われている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
地域振興部	県土に占める自然的土地利用面積の割合(%)	目標	79.6	79.5	79.5
		実績	79.5	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 土地の有効利用	地域振興部	土地利用基本計画の変更案件の調整達成度(%)	目標	100	100	100
			実績	100	—	—
2 土地の基礎調査の推進	地域振興部	地籍調査に着手している市町村の割合(%)	目標	55	65	75
			実績	57.5	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

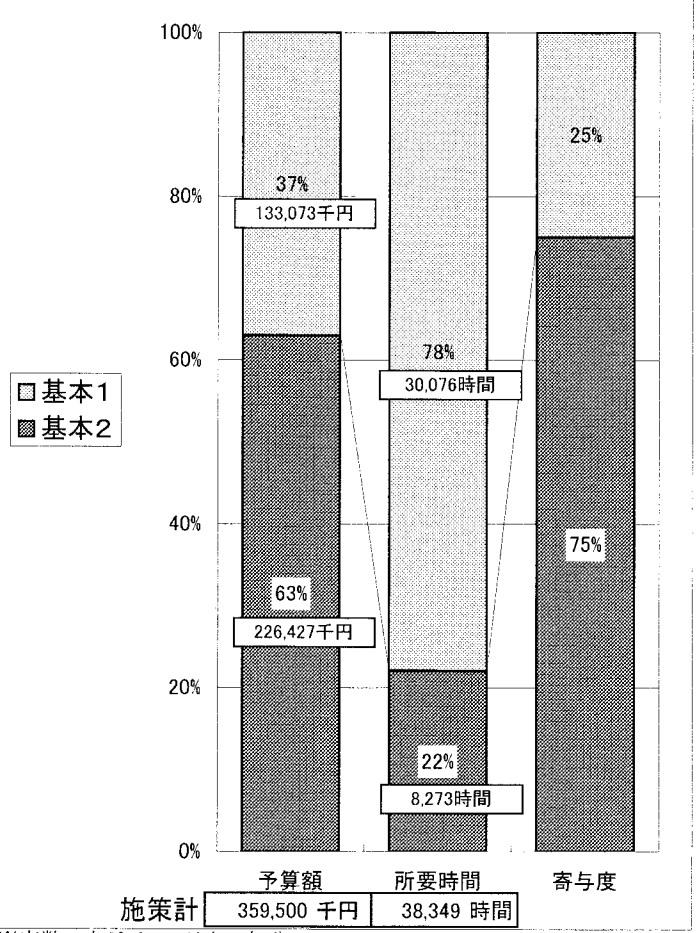

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 地籍調査の推進

(1) 市町村等の調査実施に対する支援の検討

本県の地籍調査の進捗率は、平成16年度末現在で6.9%にとどまり、全国47都道府県中45番目となっている。

地籍調査は、公共工事の円滑な実施、速やかな災害復旧などに欠かせないものであるが、進捗率が毎年0.1%程度しか向上していないことから、これまでの市町村等の調査に対する支援方法を見直すことが必要である。

調査の支援に当たっては、地域のニーズを的確に把握するとともに、優先的に実施すべき地域を重点化するなど、支援の方法を工夫し、効率的・効果的に調査が進むよう検討されたい。

(2) 調査未実施の市町村への働きかけの強化

地籍調査の取組状況は県内の市町村によって大きく異なっている。

調査を実施する市町村は増加してきているものの、これまで調査が全く実施されていない市町村が平成17年11月1日現在で、41市町村中11市町村あることから、地籍調査の必要性や効果などについて理解が得られるよう、機会をとらえて説明を行い、より多くの市町村で調査が実施されるよう取り組まれたい。

2 土地取引の届出制度に関する周知啓発の充実

調和のとれた土地利用を進めるため、一定面積以上の土地取引を行う際に義務付けられている土地取引の届出制度については、平成15年度の届出率が約73%にとどまっていることから、適正に届出が行われるよう、制度についての周知啓発をさらに充実されたい。

また、届出率の全国平均が約70%にとどまっていることから、国に対しても制度の周知啓発について充実されるよう働きかけられたい。

3 適切な指標の検討

本施策の目標指標は、「県土に占める自然的土地利用面積の割合」と定められているが、指標名が具体的に何を指すものなのか、どのような数値が適切であるのかが分かりにくいものとなっている。

施策の目的の達成度や各事業の進捗状況が的確に表せる指標を用いて、施策の取組状況について分かりやすく示すことができるよう検討されたい。

参考指標

○地籍調査進捗率（平成16年度末現在）
三重県＝6.9%　（全国第45位）
全国平均＝46%

○県内市町村の地籍調査着手率
（平成17年11月1日現在）
73.2%（41市町村中30）

○県内市町村の地籍調査実施率
（平成17年11月1日現在）
56.1%（41市町村中23）

○土地取引届出率(平成15年度)
三重県＝73.3%
（47都道府県及び13政令市中第20位）
全国平均＝69.4%

○県内市町村国土利用計画策定状況
（平成16年度末時点）
策定済＝6市町村
計画目標の年次を超過＝11市町村
未策定＝30市町村

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
19.3 /35

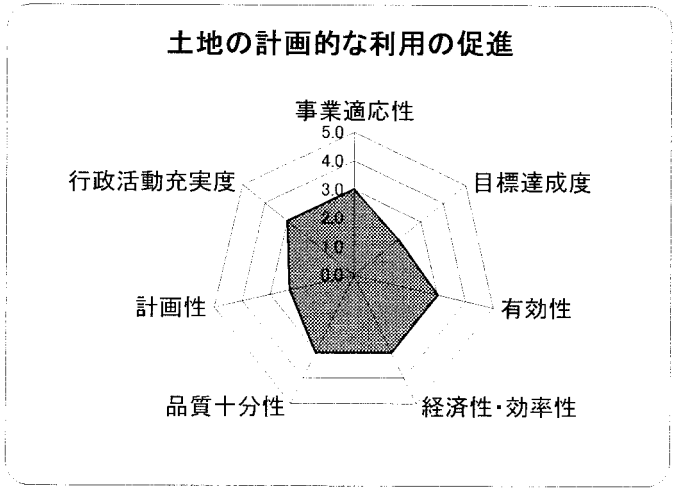

○施策の目標指標が具体的に何を指すものか、どのような数値が適切であるのかがわかりにくいものとなっている。
　また、地籍調査に関する実績値が他団体と比べて低位である。(目標達成度)

○地籍調査のこれまでの実績が、国土調査10ヶ年計画の目標値を大きく下回っている。(計画性)

○地籍調査の実施や国土利用計画の策定について、県内市町村の取組に大きな差が生じている。(行政活動充実度)

○基本事業の評点

1 土地の有効利用

【寄与度=25%】

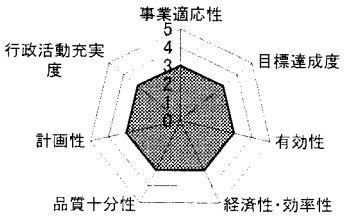

2 土地の基礎調査の推進

【寄与度=75%】

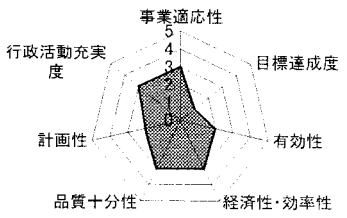

3　施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○近年の全国の地価に関しては、三大都市圏を中心に下げ止まりや一部上昇の地点も見られるものの、地方圏では引き続き下落傾向にある。 　また、景気の低迷や経済の停滞などから利用されていない土地が発生しており、その有効活用が課題となっている。 ○平成17年度の地価調査（平成17年7月1日時点調査）では、県内の住宅地が前年比マイナス5.2%、商業地が前年比マイナス6.7%となり、それぞれ13年、14年連続の下落となっている。 ○国においては、全国国土利用計画（第3次計画）の目標年次が平成17年度となっていることから、次期（第4次）計画を18年中に作成する予定としている。 　県では、この次期計画を受けて、県の国土利用計画について速やかに策定するべく準備を進めている。 ○県では、計画策定のほか、国土利用計画法に基づく土地取引の監視や届出書の審査、地籍調査を実施している市町村への支援、地価調査の実施等を行っている。 ○地籍調査については、県内の要調査面積（5,366.26㎢）中、平成16年度までに調査を行った面積は370.47㎢、進捗率は6.9%となっている。 ○首都機能移転候補地として選定されている「三重・畿央地域」に含まれる市町村の区域を監視地域に指定していたが、当該区域の地価は横這いもしくは下落傾向が続いていることから、平成17年1月16日をもって監視区域の指定を終了した。 　※県内の指定区域（津市、鈴鹿市、河芸町、亀山市、伊賀市、名張市） 　なお、他県等の候補地域についても同時期に指定を終了している。	○国では、新計画の策定とともに、既存の計画の統合など見直しの動きもあることから、これらの動向を的確に把握し、県計画の策定を進める必要がある。 ○地籍調査の進捗率の全国平均は46%で、三重県は全都道府県中45位にとどまり、他団体に比べ大きく劣っている状況にあることから、実施主体である市町村等との連携を強化し、効果的な支援を行うことが必要である。 ○首都機能移転候補地に対する監視区域指定の終了は適切なものであると認められる。	3
2 目標達成度	○施策の指標は「県土に占める自然的土地利用面積の割合」であり、開発と保全が調和のとれた土地利用の状態を示す自然環境の保全度を表しているものである。 　目標数値は緩やかに割合が減少していくことを目指して設定している。 　（自然的土地利用＝農用地、森林、原野、水面等）	○現在の指標は、具体的に何を示しているのか、どのような数値が適切であるかがわかりにくいものとなっている。 　施策の目的がどの程度達成されているかを的確に表すことが必要であり、より適切な指標を検討し取組の度合いをわかりやすく示すことが必要である。	

	○平成16年度の目標値79.6%に対し、実績値は79.5%となり、やや下回っているが、実績値は予測よりも1年程度早く開発が進行したものと考えられる。 ○基本事業の指標2項目は、いずれも目標を達成している。 ・土地利用基本計画の変更案件の調整達成度(%) 目標＝100%　実績＝100% ・地籍調査に着手している市町村の割合(%) 目標＝55%　実績＝57.5%	○基本事業の目標はそれぞれ達成されているが、地籍調査については、市町村の着手率の全国平均が79%となっており、相対的に大きく遅れている状況にあることから、より高い目標を設定し取り組んでいく必要がある。 また、「地籍調査に着手している市町村の割合」は、合併により調査の着手と関係なく数値が変動するため、より適切な指標を用いることが必要である。 ○「土地利用基本計画の変更案件の調整達成度」は、事務事業「土地利用基本計画費」の取組度合いであり、これを基本事業の代表指標として採用しているが、基本事業の目的である「県土の総合的、計画的な利用度」を表すことのできる指標を検討する必要がある。	2
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「土地の有効利用」が25%、「土地の基礎調査の推進」が75%としている。 「土地の有効利用」は、三重県国土利用計画の管理運営や土地取引の監視、届出書の審査等の事業で構成している。「土地の基礎調査の推進」は地籍調査の実施、地価調査の実施の事業で構成している。 ○本施策に位置づけられている2本の基本事業の寄与度と所要時間の数値をそれぞれ比較すると、寄与度の大きい方が所要時間が少ないという結果となっている。 ○以前の総合計画「三重のくにづくり宣言」の第二次実施計画では、基本事業で「計画に基づく公共事業用地の確保」が位置づけられていたが、「県民しあわせプラン」作成にあたり、施策との整合性等を検討した結果、他の施策(基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進)へ位置づけを変更している。	○基本事業「土地の基礎調査の推進」については、地籍調査事業と地価調査事業との直接の関連が薄く、基本事業としてのまとまりがあまりみられないことから、今後、事業体系の見直しが必要である。 ○寄与度が大きいが所要時間が少ない事業は、事業実施主体が市町村などであることから、全体の事業量から判断すると寄与度と同様の傾向であるものと認められる。 ○当該基本事業についての整理は妥当なものであると認められるが、地籍調査における公共事業担当分野との連携を引き続き図っていく必要がある。 ○地籍調査が行われていない地域では、災害復旧や公共工事の遅延、街づくり計画の策定困難などが生じる可能性があるため、県や市町村事業の円滑な実施を図る観点からも調査を積極的に推進する必要がある。	3
4 経済性・効率性	○国土調査事業費の県費決算額及び地籍調査実施面積の推移は下記のとおりである。 | 年度	県費決算額	調査実施面積
---	---	---
H14	107,953千円	3.73㎢
H15	189,720千円	6.70㎢
H16	185,619千円	8.88㎢		○各年度の調査実施面積1㎢あたりの県費決算額は 平成14年度　28,941千円 平成15年度　28,316千円 平成16年度　20,903千円 となり、16年度は調査の外部委託による効率化が図られたことが認められる。	3.0

<table>
<tr>
<td></td>
<td>○地籍調査の一筆地(現地)調査については、従来は事業主体である市町村等の職員が直接実施しなければならなかったが、平成16年4月から、県下全市町村で外部委託が可能となり、測量業者や土地家屋調査士協会などが調査を請け負うことができるようになっている。

○地価調査の基礎資料になる取引事例のためのアンケート調査は、従来県が行っていたものを事務効率化及び適正化の観点から、地価調査を委託する不動産鑑定士協会が行うこととしている。

○土地取引規制関連調査については、これまで年4回実施していたが、状況の変化や必要性を判断し、年2回の調査に縮小して実施することとしている。</td>
<td>○地籍調査の実施主体である市町村等では、調査の外部委託に当たって契約方法や委託内容を見直すなど、効率化を積極的に行っているところも見受けられる。

○アンケートの実施に当たっては、県が行う公的調査であること、個人情報についての配慮を行っていることなどについて十分理解を得て実施するよう委託先に求めることが必要である。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>5 品質十分性</td>
<td>○地価調査については、新聞、テレビ、インターネット等を通じて調査結果をすみやかに県民に周知している。
　また、三重県GIS(Mie Click Maps)への掲載や調査場所が特定できる基準地案内図の作成などを行い、わかりやすく調査データを提供している。

○県内各市町村の地籍調査の実施状況については、取組度合いが一目で分かるよう、それぞれ完了、実施、休止のどの状況にあるのかを地図上に示したものを公開している。

○地籍調査の必要性、取組状況について、県政だより(平成16年12月号)や新聞広告(平成17年2月27日付け伊勢新聞)への掲載を行い、住民に対して周知・啓発を行っている。

○一定面積以上の土地取引に対する届出制度について、届出率の推移は次のとおりである。
　※届出の必要な面積要件 1. 市街地区域=2,000㎡
　　2. 1を除く都市計画区域=5,000㎡
　　3. 都市計画区域以外の区域=10,000㎡

土地取引の届出率の推移　(単位:%)
<table>
<tr><td></td><td>H11</td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td></tr>
<tr><td>三重県</td><td>76.6</td><td>73.5</td><td>76.6</td><td>84.0</td><td>73.3</td></tr>
<tr><td>全国平均</td><td>74.1</td><td>72.7</td><td>71.6</td><td>71.4</td><td>69.4</td></tr>
</table>
※平成15年度の三重県の届出率は
47都道府県及び13政令市中20位である。</td>
<td>○調査結果の提供に当たっては、わかりやすさを確保することや個人情報の保護に配慮することが求められるため、より適切な情報提供ができるよう周知方法を引き続き検討していくことが必要である。

○地籍調査の必要性や実施プロセスについては、県民に対してホームページなどで情報提供が行われている。
　地籍調査が推進されるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であるので、さらに調査のメリットや直接の費用負担が不要であることなどについて十分理解されるよう、引き続き周知啓発に努めることが必要である。

○土地取引の届出制度についての認知度を高め、届出率をさらに向上させる必要がある。
　認知度が全国的には年々低下傾向にあるため、届出率向上に向けた全国的な取組が行われるよう、国に対して働きかけることが望まれる。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>○全国の国土利用計画を基本に、県内の土地利用に関する三重県国土利用計画を平成9年3月に策定している。

○地籍調査については、国において国土調査事業十箇年計画が平成12年に策定されている。
これに合わせ三重県においても第5次10ヶ年計画を策定し、年度ごとの調査面積の目標値を設定している。(計画期間＝H12～H21年度)
地籍調査計画と調査実績の比較　（単位：㎢）
<table>
<tr><th></th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>計画</td><td>3</td><td>4</td><td>8</td><td>16</td><td>24</td><td>55</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>3.3</td><td>17.5</td><td>3.7</td><td>6.7</td><td>8.8</td><td>40</td></tr>
</table>
※最終目標面積＝428㎢(平成21年度)</td>
<td>○県の国土利用計画は2005年が目標年次とされており、国の次期計画の検討状況を踏まえ、県の次期計画の策定作業を進める必要がある。
また、現計画について、推進状況や取組成果の検証を行い、次期計画に反映させる必要がある。

○地籍調査の実施実績が計画の目標値を大きく下回っており、最終年度の目標値達成は困難な状況にある。
今後、計画の見直しや目標値の再設定などについて検討し、適切な進捗管理ができるよう努めることが必要である。</td>
<td>2.3</td>
</tr>
<tr>
<td>7 行政活動充実度</td>
<td>○各部局の企画担当室長及び関連事業担当室長で構成される「土地利用対策委員会」を開催し、土地利用基本計画の変更や、次期三重県国土利用計画の策定について協議を行った。

○土地利用計画の策定、地籍調査の実施など、施策内の事業のうち、市町村が主体的に取り組む必要のあるものが多くを占めている。
それぞれの取組状況は次のとおりとなっている。
市町村国土利用計画策定状況
<table>
<tr><td>策定済</td><td>6市町村</td></tr>
<tr><td>計画目標の年次を超過</td><td>11市町村</td></tr>
<tr><td>未策定</td><td>30市町村</td></tr>
</table>
地籍調査の着手、実施市町村
<table>
<tr><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr>
<tr><td>着手数
（完了、休止含む）</td><td>30</td><td>39</td><td>38</td></tr>
<tr><td>着手率</td><td>43.5%</td><td>56.5%</td><td>57.6%</td></tr>
<tr><td>実施数（休止含まず）</td><td>21</td><td>30</td><td>29</td></tr>
<tr><td>実施率</td><td>30.4%</td><td>43.5%</td><td>44.0%</td></tr>
</table></td>
<td>○次期三重県国土利用計画の策定に当たっては、引き続き各部局と連携・情報共有を行いながら作業を進めることが必要である。

○市町村においては、逼迫した財政状況や市町村合併などの影響から、土地利用計画の速やかな策定や地籍調査の大幅な進捗は困難な状況にある。
特に、地籍調査に関しては、その取組の必要性や効果について市町村での理解が得られるよう引き続き働きかけを行うとともに、市町村からの意見やニーズを適切に把握し、より効率的な取組方法などについて検討することが必要である。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　184～186 頁
県政報告書　118～119 頁

施策番号	442
施策名	水資源の確保と効率的な総合利用
施策の目的	水資源が安全で安心できる水として安定的に供給できている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
地域振興部	安心して飲める水の安定供給に対する満足度（%）	目標	60	62	64
		実績	61	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 水資源の確保と有効活用	地域振興部	施設能力水量に対する実給水率（%）	目標	54.6	54.6	54.6
			実績	51.1	—	—
2 水の安全・安定供給	企業庁	安全・安定給水の障害発生件数（件）	目標	0	0	0
			実績	0	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

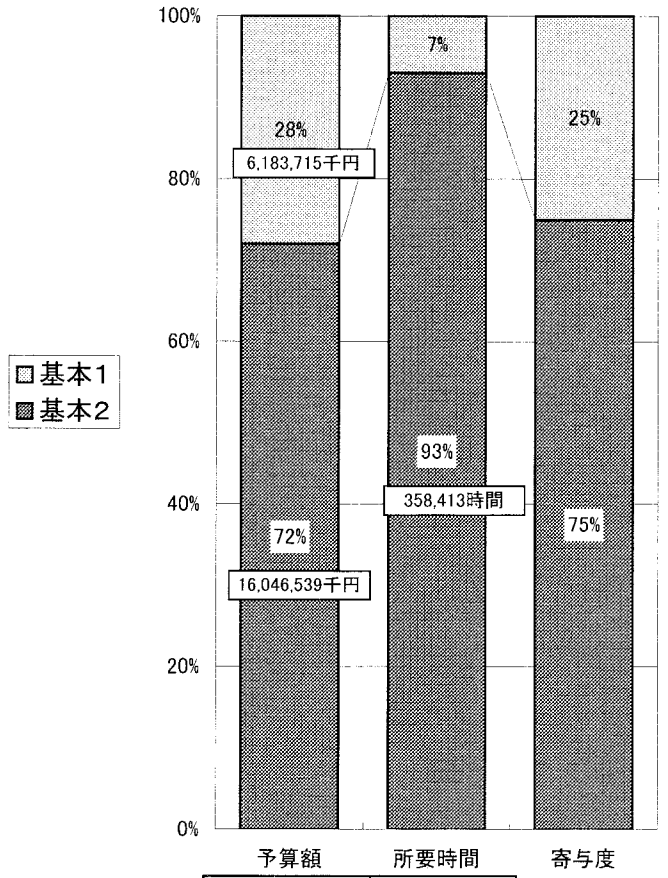

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 県内の水需給に関する状況の明確化

県内の水資源利用については、平成4年3月に策定された「水資源総合利用の基本方向」に沿って進められている。

しかし、策定から10年以上が経過し、水需要の伸びは予測を下回り、開発されたものの利用されていない水量もあり、地域ごとに需給量が見直されている状況にあることから、県内の水需給に関する状況について適切な時期に総括し、確保されている水源の状況や需要の見込みなどについて明らかにされたい。

2 未利用水源の有効活用の検討

将来の工業用水の需要に備えて確保されている長良川河口堰等の水源については、当面、工業用水としての新たな利用が見込めない状況となっている。

庁内では、水資源の開発利用に関する諸課題の方向性を協議する場として、県の関係部局長で構成する「水資源関係部長会議」が設置されているが、未利用水源の有効活用については十分議論されていない状況にあるので、新たな需要開拓や利用方法などに関する協議を行い、今後の未利用水源の活用に対する取組方針を明らかにされたい。

3 安心できる水を安定して供給する取組

三重県民意識基礎調査や一万人アンケートの結果から、「飲料水の供給」に満足している人の割合は、それぞれ55%、60%に達していることから、県民のニーズを概ね満たしていると考えられる。

ただし、三重県民意識基礎調査においては、飲料水の質に満足していない割合が30%以上存在していることから、最終供給者である市町と連携し、不満要因の分析を行うとともに、水道水の質の向上に継続して取り組まれたい。

4 水資源に関する啓発活動

県では、「水の週間」（8月第1週）に合わせて水資源に関する啓発活動が行われているが、ポスター等の掲示や作文コンクールの作品募集などに限定されている。

今後、国や市町等と連携し、水資源の有限性、貴重さなどについて、さらに県民の理解が深まるよう啓発の取組を推進されたい。

参考指標

○全国の水使用量の推移
- 2000年＝約870億㎥/年
- 2001年＝約859億㎥/年
- 2002年＝約852億㎥/年

○県内の年間給水量（環境森林部、企業庁データ）

上水道
- 2001年度=271,226千㎥
- 2002年度=268,947千㎥
- 2003年度=263,885千㎥

工業用水
- 2002年度=179,895千㎥
- 2003年度=178,332千㎥
- 2004年度=176,807千㎥

○平成16年度　三重県民意識基礎調査結果
「飲料水の量と質の満足度」
- ・質・量ともに満足している＝60.9%
- ・質には満足、量には不満足＝4.6%
- ・量には満足、質には不満足＝28.0%
- ・質・量ともに満足していない＝4.9%

○一万人アンケート
「飲料水の供給」に関する満足度
- ・2002年度＝30.6%
- ・2003年度＝32.9%
- ・2004年度＝51.1%
- ・2005年度＝55.0%

○水道普及率
三重県＝99.1%　（全国第11位）
全国平均=96.9%

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.9 /35

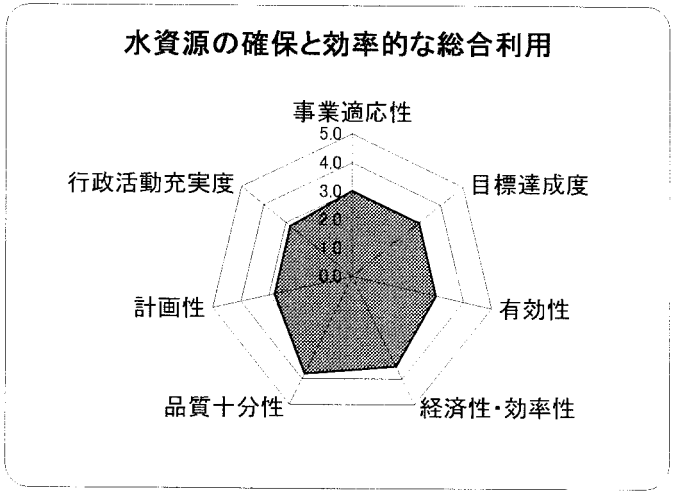

○企業庁の水道事業、工業用水道事業において企業債の借換や繰上償還を行うなど、経営コストの縮減に取り組まれている。（経済性・効率性）

○三重県民意識基礎調査等のアンケート結果では、満足意識の割合が向上し、不満意識の割合が減少しており、水道水の供給については住民のニーズをほぼ満たしてきていると認められる。（品質十分性）

○県内の水需給に関する状況について、適切な時期に総括し、確保されている水源の状況や需要の見込みなどについて明示する必要がある。（計画性）

○未利用水源の有効活用については、新たな需要開拓や活用方法などに関する協議を行い、今後の未利用水源の活用計画を明らかにする必要がある。（計画性、行政活動充実度）

○基本事業の評点

1 水資源の確保と有効活用

【寄与度=25%】

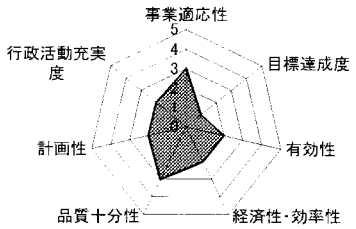

2 水の安全・安定供給

【寄与度=75%】

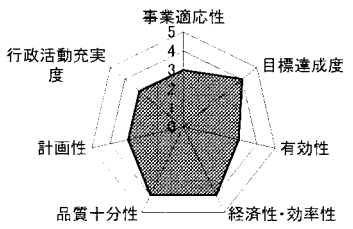

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○全国の年降水量は最近の約100年間において減少傾向にあり、とりわけ近年は多雨の年と少雨の年の差が大きくなっていることが観測データから明らかになってきていることから、渇水時の水利用の安定性を確保することが重要な課題となっている。
　また、三重県民意識基礎調査や一万人アンケートの結果から、安全で安定した水の供給に対する住民のニーズが高まっていることが明らかとなっている。

○三重県では、北勢から南勢、志摩地域及び伊賀地域の水資源開発を行い、見込まれる必要水量を確保するとともに、企業庁の事業として、水道用水及び工業用水の供給を行っている。

○近年の全国的な水需要は減少傾向にあることが調査結果から明らかとなっている。
全国の水使用量　（単位：億m³/年）
<table><tr><th></th><th>水使用量合計</th><th>生活用水</th><th>工業用水</th><th>農業用水</th></tr><tr><td>2000年</td><td>870</td><td>164</td><td>134</td><td>572</td></tr><tr><td>2001年</td><td>859</td><td>163</td><td>129</td><td>567</td></tr><tr><td>2002年</td><td>852</td><td>163</td><td>123</td><td>566</td></tr></table>※国土交通省データ

○全国の工業用水道事業のうち、開発済みであるが事業化がされていない水量は約384万m³余りであり、全水量の14.8%となっている。

○災害時や渇水時の水道水供給については、「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援や、各水系ごとの渇水対策協議会による調整などにより、円滑に飲料水が供給される仕組みを整備している。
　また、各浄水場においては、監視カメラや赤外線侵入警報装置を設置し、事故防止に努めている。</td><td>○1961年以降の津市における年降水量データでは、最大値が2,204㎜、最少値が1,008㎜と2倍以上の差が生じていることから、県内の各地域において水源を複数確保しておくなど、安定的に水が供給できる体制を整えておくことが必要である。

○三重県内の年間給水量も全国と同様に減少傾向にあり、これまでに開発されたものの利用されていない水も存在することから、今後の県内での需要見込みや降雨状況を踏まえ必要量を精査し、確保されている水源の状況や需要の見込みなどについて明らかにする必要がある。
 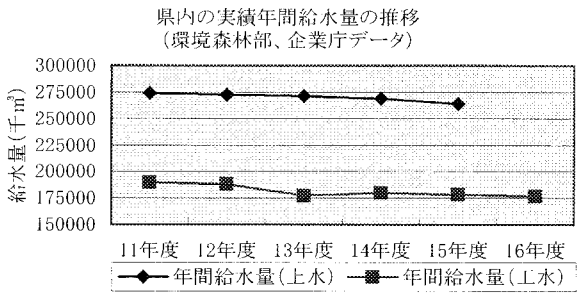

○三重県の工業用水道では、未事業化となっている水量は554,800m³/日、確保水量に対する割合は33.7%となり、全国と比較して割合が高くなっていることから、効率的な利用方法について検討が必要である。

○平成16年9月の台風21号による被災地への給水や17年6月の渇水時の調整について、県民生活への支障を最小限に留めるよう対応されたものと認められる。</td><td>3</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>2 目標
達成度</td>
<td>○施策の目標指標は「安心して飲める水の安定供給に対する満足度」で、三重県民意識基礎調査において、「日常生活に欠かせない飲料水を安全で安定的に利用できる」と満足している県民の割合である。
○平成16年度の実績は61%であり、目標値の60%を達成している。

○平成16年度の、三重県民意識基礎調査における「飲料水の量と質の満足度」の結果は次のとおりとなっている。
県民意識基礎調査「飲料水の量と質の満足度」
<table><tr><td></td><td>H16</td><td>H15</td></tr><tr><td>質・量ともに満足</td><td>60.9%</td><td>58.0%</td></tr><tr><td>質には満足、量には不満足</td><td>4.6%</td><td>4.7%</td></tr><tr><td>量には満足、質には不満足</td><td>28.0%</td><td>29.9%</td></tr><tr><td>質・量ともに不満足</td><td>4.9%</td><td>4.2%</td></tr></table>○施策を構成する基本事業の目標指標2項目のうち、目標を達成しているものが1項目、目標を達成できなかったものが1項目となっている。
・施設能力水量に対する実給水率（%）
目標＝54.6%　実績＝52.8%
・安全・安定給水の障害発生件数（件）
目標＝0件　実績＝0件

○平成15年度末現在の県内の水道普及率は99.1%で、全国第11位となっている。（全国平均＝96.9%）</td>
<td>○指標は、施策目的の達成状況を適切に表していると認められる。

○前年度の結果と比較し、質・量ともに満足している人の割合は増加しているものの、質に不満を持っている人の割合が引き続き30%以上存在することから、満足度をさらに向上させるため、最終的な供給者である市町村とともに、不満要因を分析し、質の向上の取組に反映させる必要がある。

○基本事業の目標指標のうち、「施設能力水量に対する実給水率」は、基本事業の取組成果を適切に表すものとはなっていない。
　基本事業の主な取組は、開発した水源の有効利用であることから、整備済み施設に対する割合ではなく、開発水量に対する利用割合を用いた指標とする必要がある。

○水道が未普及の地域については、市町村と連携し、引き続き施設の整備を進めていく必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>○基本事業の寄与度は、「水資源の確保と有効利用」が25%、「水の安全・安定供給」が75%としている。

○本施策と特に関連の強い施策として、「水環境の保全」、「治山・治水・海岸保全対策の推進」、「自然環境の保全・再生と活用」がある。

○水資源の有限性や水資源開発の重要性などについて県民の関心を高める啓発活動に関しては、県民しあわせプランの戦略計画では明記されているものの、事務事業としては本施策内に位置づけられていない。</td>
<td>○基本事業それぞれの予算額や所要時間は、ほぼ寄与度に見合った割合になっているものと認められる。

○施策の目的である「安全で安心できる水の安定供給」を高いレベルで実現するためには、水循環全体をとらえた事業の展開が必要であり、水質の維持・改善や河川環境の保全を進める施策との連携を進める必要がある。

○以前は「水の週間事業費」が施策の中の事務事業に位置づけられていたが、平成13年度で廃止されている。
　啓発活動が事務事業として位置づけられていなければ事業に対する評価が行われないので、啓発活動にかかる事務事業を本施策内に位置づけ、その取組を評価していくことが必要である。</td>
<td>3</td>
</tr>
</table>

4 経済性・効率性	○工業用水として確保している水源は1,643,300㎥/日あるが、そのうち731,800㎥/日が未利用となっている。 長良川河口堰を水源とする工業用水については全量未利用となっており、その量は515,000㎥/日である。	○長良川河口堰で確保されている未利用の水源にかかる水資源機構への建設費の償還費用については、一般会計で負担されており、平成16年度は16億円余りが支出されている。	3.5
	○岐阜県に建設中の徳山ダムについては、平成16年度に建設費の大幅増額が明らかになったことから、関係県市とともに建設コストの縮減について、チェックを行っている。 ※徳山ダム建設事業:昭和46年4月　実施計画調査開始 昭和51年9月　事業実施計画認可 平成12年3月　建設工事着手 平成19年度　完成予定	○伊賀地域に建設が予定されている川上ダムについても、本体工事着手の遅延により、必要コストが増加することが想定される。 今後、工事実施主体に対してコストの縮減を強く働きかけ、それをチェックする仕組みを確立する必要がある。 また、工事費の執行について、高い透明性を確保するよう働きかけることも必要である。 ※川上ダム建設事業:昭和56年　実施計画調査開始 平成5年1月　事業実施計画認可 平成9年3月　付替県道関連工事着手 平成16年度　当初完成予定	
	○浄水場運転監視業務については、工業用水道事業の4浄水場及び水道事業の2浄水場を統合して一元化した監視体制を構築し、監視業務を民間委託している。 このことにより、年間約5千2百万円のコスト縮減を行っている。	○浄水場監視一元化によるメリット、デメリットを検証し、その結果に基づき他の浄水場の監視体制について検討していくことが必要である。	
	○企業庁における水道施設整備等の建設事業にかかるコスト縮減については、縮減目標15%に対して22.1%～32.7%の実績となっている。	○建設事業のコスト縮減の取組は効果的に行われているものと認められる。 さらに今後の水需要の動向を見極め、過剰投資とならないよう適切な事業実施に努めていく必要がある。	
	○企業庁では、平成16年度に高金利企業債の借換(5億5,800万円)や水資源機構割賦負担金(55億円)の繰上償還を行い、合わせて約13億6千万円の金利負担金の軽減を図っている。	○借換や繰上償還の実施により、経営コストの節減に努められているものと認められる。 今後も、支払利息低減のため、借換制度の創設・拡充及び繰上償還について、関係機関に要望し、引き続き実施していくことが望まれる。	
5 品質十分性	○一万人アンケートにおける、「飲料水の供給」に関する満足意識、不満意識は下記のとおりとなっている。 満足意識　H14:30.6%(1位)　不満意識　H14:31.5%(18位) H15:32.9%(1位)　H15:27.3%(21位) H16:51.1%(1位)　H16:16.4%(33位) H17:55.0%(1位)　H17:14.8%(36位)	○一万人アンケートや三重県民意識基礎調査、顧客満足度調査などにより、利用者のニーズ把握が行われている。 過去からのアンケート結果を分析すると、満足意識の割合が向上しており、不満意識の割合が減少していることから、水道水の供給は住民のニーズをほぼ満たしてきていると認められる。	

	○平成14年に行われた企業庁の県民・顧客満足度調査では、水道水をそのまま飲むことについて抵抗はないと答えた人の割合が56%程度となっている。 　また、三重県民意識基礎調査では飲料水の質について満足していない割合が約3割となっている。（2「目標達成度」欄を参照）	○各調査結果から、水道水の「質」に関わる味やおいしさに対する要望が強いことが明らかとなっている。 　各浄水場では、供給する水質の改善を目指して取組が進められているところであるが、現在供給されている水質の状況や質の向上取組について、最終供給者である市町村とともにわかりやすく周知することが必要である。	3.8
	○長良川河口堰、徳山ダム、川上ダムなどの大規模事業については、独立行政法人水資源機構と連携し、ホームページなどのIT媒体を通じて透明性の確保や情報開示に取り組んでいる。	○県ホームページの「三重の水資源」の中で、独立行政法人水資源機構や国土交通省のページへのリンクを設けているが、リンク先の名称やアドレスの変更に対応されていないので、速やかに改善する必要がある。	
	○「水の週間」（8月第一週）に合わせてポスターの掲示を行うほか、県内中学生を対象とした水の作文コンクールの作品募集を行い、優秀作品集を作成して各学校に配布している。	○「水の週間」期間中、他県等ではメディアやホームページを通した広報や施設見学会の実施、作文の優秀作品を県ホームページへ掲載することなどに積極的に取り組んでいるところも見られる。 　三重県においても、このような取組を積極的に行い、水の大切さ、水資源の重要性などについて広く理解を求めることが必要である。	
		○企業庁において、水道用水の供給に当たって長良川の水道用水と木曽川の工業用水との間で一部振替運用を行っていたことが適切に情報提供されていなかった実態があったことから、県民に対して自宅の飲み水がどの水源から運ばれてきているか、水質はどのように維持されているか、などについて正確な情報提供を行い、県民の理解を深める取組が必要である。	
6 計画性	○県内全域に対する水需給の長期計画として「水資源総合利用の基本方向」を平成4年3月に策定している。	○当該計画では、目標を平成12年及び22年とし、適宜計画を見直し弾力的な計画の推進に努めると明記されているが、進行管理や検証の仕組みがなく、これまで内容の見直しは行われていない。 　例えば、水需要の見通しについて、平成17年の給水人口を207万人余りと見込んでいるなど、現状と大きく乖離したものとなっている。 　今後、県内の水需給に関する状況について、適切な時期に現状を総括し、確保されている水源の状況や需要の見込みなどについて明示する必要がある。	2.8
	○北勢地域の水源の一つである木曽川水系については、国において平成16年度に木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）が見直され、三重県関係分についても水需給の整理を行った。	○木曽川水系のフルプランについては、国に対し計画の達成度について定期的に点検し、計画と実績との乖離が生じている場合には適切な計画の見直しが行われるよう働きかけていくことが必要である。 　また、木曽川水系に関する今後の取組予定などについては、速やかな情報提供が行われるよう求めていくことが必要である。	

	○県下の広域的な水道の整備計画の方向性を示すものとして、平成4年に水道整備基本構想を策定している。これにより県内を北部、南部、西部の3広域圏に区分し、それぞれの区域ごとに水道整備計画を策定している。 　平成17年度は西部広域圏広域的水道整備計画(変更計画)を伊賀水道用水事業や川上ダム計画を踏まえて見直し、水需給の整理を行うこととしている。	○各広域圏ともに、区域にかかる環境変化等に対応し、見直しの必要が生じた場合は適切かつ速やかに行っていくことが必要である。	
	○企業庁の水道事業、工業用水道事業については、これまで、三重県企業庁経営計画(平成14年度から16年度)に基づき進められていたが、平成17年度には「今後3カ年の経営指針」を策定しこれに基づき事業を推進するとともに、「企業庁のあり方検討会」を設置し、ここでの検討結果を踏まえ、県民の意見も反映し、長期経営ビジョンを策定する予定としている。	○企業庁の長期経営ビジョンについては、策定後の進行管理や事業の検証、見直しが適切に行われる仕組みを構築しておくことが必要である。	
7 行政活動充実度	○企業庁から受水している市町村に対しては、給水時期の延期などの要望への対応や非常時の連携協力などを行っている。	○各広域圏水道整備計画の見直しに当たっては、適切に今後の見込みを把握し計画に反映できるよう、関係市町村との情報の共有を進め、さらに連携を深める必要がある。	2.8
	○水資源の開発利用に関する諸課題の方向性を議論する場として、「水資源関係部長会議」を開催している。(平成16年度は17年3月に1回開催) 　また、関係室長会議を3回開催するとともに、事象別のワーキンググループを4グループ計31回開催している。	○平成16年度の会議の内容は各事業の取組報告が大半となっていることから、当該会議が設置された意義等を踏まえ、県における水資源のあり方について、今後の需要の見通しや未利用水の有効活用などに関する審議がなされるよう、会議の内容について検討する必要がある。 　また、ワーキンググループのうち、未利用水の有効利用に関するグループは1度しか開催されていないので、ワーキングを活性化し、未利用水の活用方法についての今後の取組方針を明らかにする必要がある。	
	○地域振興部、農水商工部、企業庁が連携して工業用水の利用企業誘致に取り組み、平成16年度には4社1,290㎥/日の新規利用を開拓した。	○工業用水にかかる未売水、未利用水の有効利用を図るため、さらに情報の共有、連携を強化し、企業のニーズに対応できるよう取組を進める必要がある。	
	○企業庁では、水資源機構の事業に関する検討会への参加、浄水場監視委託に関する他府県の状況調査などにより業務の改善に取り組んでいる。		

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　209～212 頁
県政報告書　134～135 頁

施策番号	524
施策名	県情報の効果的な発信による情報共有化の推進
施策の目的	県民が県の広聴・広報活動などを通じ、県政情報を迅速に得たり容易に県に意見を言えたりするなど、県民と県とのよりよい関係が築かれている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
総合企画局	県の広聴・広報の姿勢を評価している人の割合（%）	目標	79.0	79.0	80.0
		実績	75.6	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 効果的な広聴広報の推進	総合企画局	広聴広報活動における県民の意見等の総数（件）	目標	12,000	13,000	14,000
			実績	12,341	—	—
2 統計情報データの効果的な発信と活用の促進	総合企画局	統計情報利用件数（アクセス件数）（件）	目標	185,000	267,000	304,000
			実績	230,439	—	—
3 積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護	生活部	行政情報の開示・非開示判断の適正度（%）	目標	91	92	93
			実績	88	—	—
4 インターネットを利用した行政情報の提供	地域振興部	県ポータルサイトへのアクセス数（件／月）	目標	869,000	838,000	1,200,000
			実績	767,219	—	—
			目標			
			実績			

施策に対する各基本事業の占める割合

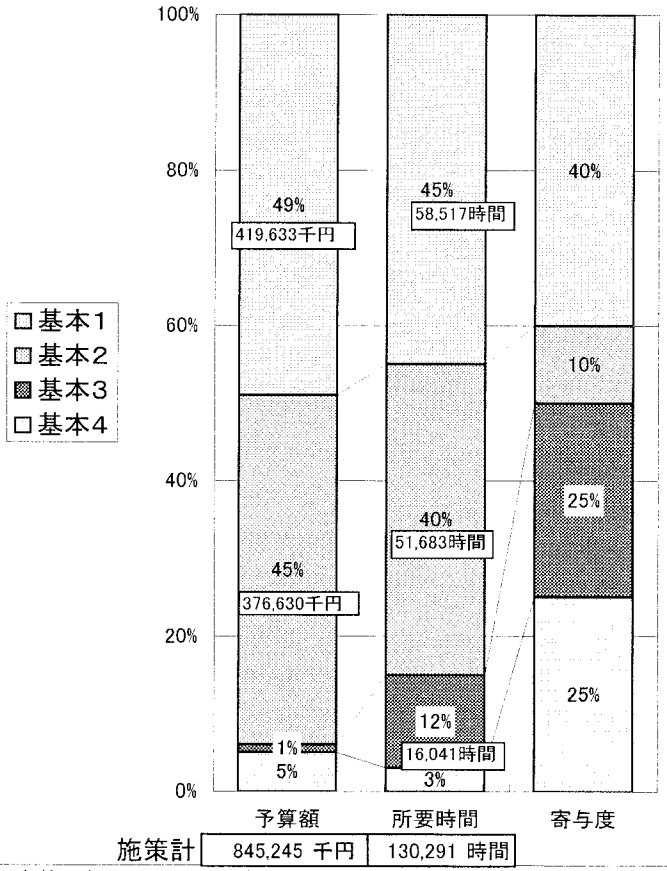

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 広聴体制の充実

「一万人アンケート」、「三重県民意識基礎調査」、「県民の声相談室」、「知事と語ろう本音でトーク」等多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組が行われている。また、県に寄せられるさまざまな意見・提案を「県民の声データベースシステム」で集積し、庁内LANや部長会議等で情報共有するなど、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。

県民からの意見・提案を施策の展開等に生かすことは重要であるので、それぞれの制度について、より県民が利用しやすい制度とするための検討を行うとともに、広聴機能の有用性やシステムの活用等について職員への周知を一層図られたい。

2 個人情報の適正管理の強化

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護条例の改正、個人情報適正管理指針の策定、情報適正管理マニュアルの改訂を行うとともに、職員説明会などを通じ個人情報の適正な管理について周知に努めているが、平成16年度から17年度にかけて、県立高校等においてパソコン等の盗難による個人情報の流出が発生しているので、個人の権利利益を守り、県政運営に支障をきたさないよう、引き続き個人情報の適正管理の強化と流出の再発防止に取り組まれたい。

3 情報公開制度の運用

情報公開制度の周知やインターネットによる情報公開請求の開始などにより、平成16年度の開示請求者は延べ6,891人と、15年度の4,239人から大幅に増加している。また、不服申し立て件数についても16年度85件と、前年度に比べ大幅に増加している。

そのため、情報公開審査会の答申が大幅に遅れているので、情報公開条例に定める努力規定に基づき、早期の答申が可能となるよう対策を検討されたい。

4 電子会議室による県民参加の推進

県民の県政参加を促すためインターネットを活用した電子会議室「e－デモ会議室」に加えて、平成16年度から「ネットで県民参画」に取り組んでいる。

「e－デモ会議室」は、平成14年度の運用開始以来3年が経過し、登録者数は増加しつつあるが参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの取組の成果を検証し、事業運営のあり方について検討されたい。

また、「ネットで県民参画」については、議論された県民の意見等が県政に適切に反映できるような仕組みの構築を図られたい。

参考指標

○主な広聴事業

年度		H14	H15	H16
知事と語ろう本音でトーク	参加者数(人)	—	1,032	2,875
出前トーク	実施件数(件)	318	246	170
	参加者数(人)	9,886	12,947	7,485
県民の声データベースシステム	登録件数(件)	1,187	968	925
e－デモ会議室	登録者数(人)	824	1,140	1,548
	投稿数(件)	3,382	5,419	7,604
	アクセス件数(件)	156,820	173,224	209,037

○県のホームページへのアクセス件数

年度	H14	H15	H16
月間アクセス件数(件)	387,088	621,078	767,219

○情報公開請求の状況

年度	H14	H15	H16
開示請求者数(人)	2,754	4,239	6,891
開示等決定公文書件数(件)	10,721	10,162	20,568

○情報公開に係る不服申し立ての状況

年度	H12	H13	H14	H15	H16
不服申し立て件数(件)	22 (5)	26 (13)	27 (10)	43 (10)	85 (18)

( )は前年度からの持ち越しで外数

H16不服申し立て処理日数	諮問から答申まで
平均処理日数(日)	174
最長処理日数(日)	242
最短処理日数(日)	74

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
22.5 /35

県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

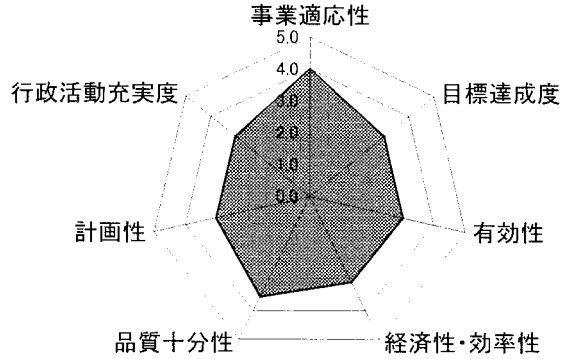

○多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組を行い、また、県に寄せられるさまざまな意見・提案を施策に生かすための仕組みづくりが行われている。(事業適応性)

○費用対効果の観点からより広報効果の高い媒体の選択について検討する必要がある。(経済性・効率性)

○「みえDataBox」について、わかりやすくするための取組とコンテンツの充実に取り組み、利用件数は大幅に伸びている。(品質十分性)

○基本事業の評点

1 効果的な広聴広報の推進

【寄与度=40%】

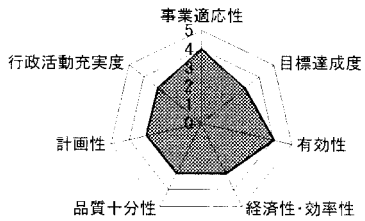

2 統計情報データの効果的な発信と活用の促進

【寄与度=10%】

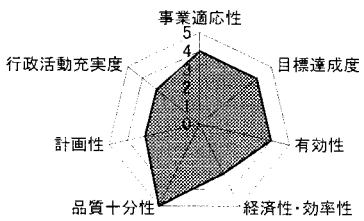

3 積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護

【寄与度=25%】

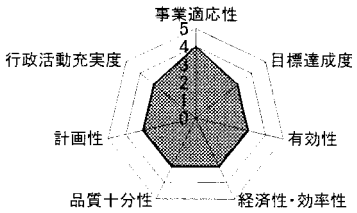

4 インターネットを利用した行政情報の提供

【寄与度=25%】

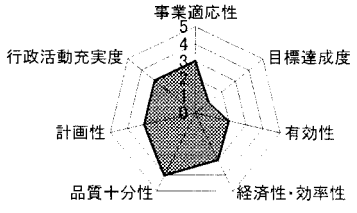

3. 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○「県民が主役の県政の実現」には、県民生活のさまざまな領域において、県民が自らの意志で主体的に、各種の活動に参画することができる多様な仕組みづくりが求められている。
　このため、県全体の広聴広報機能の充実強化をはじめ、県が保有する情報の的確な提供や情報公開など、情報共有に向けた取組がこれまでにも増して必要になっている。

○県では、「一万人アンケート」、「三重県民意識基礎調査」、「知事と語ろう本音でトーク」、「出前トーク」、「県民の声相談室」、「e－デモ会議室」、「パブリックコメント」など多様な方法で意見を広聴し施策に反映させている。
　また、電子会議室についてはインターネットを活用し県民が時間・場所にとらわれず意見交換等を行える「e－デモ会議室」のほか、青少年の参加を拡大するため「e－デモ・ジュニア会議室」を設置し、平成16年度からはe－デモ会議室の場を利用し行政が設定したテーマについてインターネット上で議論する「ネットで県民参画」の試行事業を開始した。

<table><tr><th></th><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr><tr><td>知事と語ろう本音でトーク</td><td>参加者数(人)</td><td>—</td><td>1,032</td><td>2,875</td></tr><tr><td rowspan="2">出前トーク</td><td>実施件数(件)</td><td>318</td><td>246</td><td>170</td></tr><tr><td>参加者数(人)</td><td>9,886</td><td>12,947</td><td>7,485</td></tr><tr><td>県民の声データベースシステム</td><td>登録件数(件)</td><td>1,187</td><td>968</td><td>925</td></tr><tr><td rowspan="3">e－デモ会議室</td><td>登録者数(人)</td><td>824</td><td>1,140</td><td>1,548</td></tr><tr><td>投稿数(件)</td><td>3,382</td><td>5,419</td><td>7,604</td></tr><tr><td>アクセス件数(件)</td><td>156,820</td><td>173,224</td><td>209,037</td></tr><tr><td rowspan="2">パブリックコメント</td><td>実施事業件数(件)</td><td>20</td><td>24</td><td>21</td></tr><tr><td>意見総数(件)</td><td>618</td><td>745</td><td>1,768</td></tr><tr><td rowspan="2">アンケート調査有効回収率(%)</td><td>一万人アンケート</td><td>42.6</td><td>41.2</td><td>37.8</td></tr><tr><td>三重県民意識基礎調査</td><td>48.9</td><td>51.4</td><td>44.8</td></tr></table></td><td>○多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組を行い、また、県に寄せられるさまざまな意見・提案を「県民の声データベースシステム」で集積し部長会議や庁内LANで情報共有するなど、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。
　県民からの意見・提案を県の施策の展開等に活かすことは重要であるので、それぞれの制度についてより県民が利用しやすい制度とするための検討を行うとともに、広聴機能の有用性やシステムの活用等について職員への周知を一層図ることが必要である。

○「e-デモ会議室」については、GISとの連携を図るなど利便性の向上に努めており参加者数も増加してきているが、運用開始後3年が経過し、参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの成果を検証し、事業運営のあり方などについての検討を行う必要がある。
　また、「ネットで県民参画」についても提案された意見の施策等への反映状況の検証を踏まえ、県民の意見等をより県政に適切に反映できるような仕組みを構築する必要がある。

○「e-デモ会議室」については、平成17年度に不正アクセスによるシステム停止が生じている。
　県民が時間、場所にかかわらず自由に意見を言えるシステムは重要であるが、外部からの攻撃を受けやすいのでシステムの運用等については最大限の対策を講じる必要である。</td><td>4</td></tr>
</table>

○県民と県とが県政情報を共有するため、「県政だより」、テレビ・ラジオ、新聞、ホームページ等を活用し、県政情報の広報を行っている。
　また、県内のインターネットの普及（平成16年度普及率50.9％）に伴い、県ホームページを県民への情報提供の重要なツールに位置づけ、提供内容の充実や迅速な情報提供を推進するとともに、わかりやすく、使いやすいシステムとするように取り組んでいる。

県ポータルサイト	H14	H15	H16
月間アクセス件数（件）	387,086	621,078	767,219

○多様な広報媒体を用いた情報提供を行っている。
　今後は、県内に広く普及するケーブルテレビの活用などについても費用対効果の観点から検討する必要がある。

○三重県情報公開条例については、議会、公安委員会、警察本部長を実施機関に加えるとともに、平成14年度に県出資法人について出資25％以上の法人まで情報公開制度を導入するなど、情報公開の推進に努めている。
　また、15年度からは電子申請・届出システムを利用して、インターネットで情報公開請求ができるようにした。

情報公開の状況	H14	H15	H16
開示請求者数（人）	2,754	4,239	6,891
開示等決定公文書件数（件）	10,721	10,162	20,568

○情報公開制度の普及やインターネットによる情報公開の開始などにより開示請求者が大幅に増加している。
　今後も、県民が利用しやすい制度となるよう努める必要がある。

○平成14年10月から個人情報保護条例を施行し個人情報の適正な取扱を図っており、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとともに、実施機関等の個人情報の保護措置を義務規定化した改正条例を17年10月に施行している。

○県の保有する個人情報等の適正管理のため「情報適正管理マニュアル」を策定するとともに、個人情報保護条例の適正な運用を図るための職員研修等を実施している。
　平成16年度に発生した県立高校における生徒調査票の盗難や業務委託先からの個人情報の流出をうけて、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の改正や職員説明会を開催し、個人情報の漏洩防止等を図っている。

○平成17年度においても、生徒調査票の盗難や個人情報の入ったパソコンの盗難が発生しているので、引き続き個人情報の適正な管理を徹底するための対策を講じる必要がある。

○災害、事故、テロ、サイバーテロ、個人情報漏洩等の緊急時における報道対応や情報セキュリティー対応時のマニュアルを整備するとともに、研修会を通じ周知、啓発を行っている。。

○緊急時に迅速かつ適切な報道対応ができるよう訓練等を通じて全庁的に万全を期す必要がある。
　なお、各部局の報道対応、情報発信の支援や災害対策本部事務局の報道対応などを強化するため、報道調整特命監を平成17年度に設置した。

<table>
<tr>
<td>2 目標達成度</td>
<td>○施策の目標指標は、三重県民意識基礎調査における県の広聴・広報の取組姿勢を評価している県民の割合としている。

○平成16年度の目標79%に対して、実績は75.6%である。
（達成率:95.7%）

○基本事業の数値目標4項目のうち、2項目が目標を達成している。
目標を達成していない項目は次の通りである。
行政情報開示・非開示判断の適正度（目標:91%、実績:88%）
県ポータルサイトへのアクセス数（月間平均件数）
（目標:869,000件、実績:767,219件）</td>
<td>○目標指標は施策目的の達成度を表している。

○施策の目標は達成されていない。

○目標を達成していない基本事業については、要因を分析し、目標達成に努める必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>○施策の目標達成のための基本事業及び寄与度は、「効果的な広聴広報の推進」が40%、「統計情報データの効果的な発信と活用の促進」が10%、「積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護」が25%、「インターネットを利用した行政情報の提供」が25%としている。

○平成16年度に県民の声データベースシステムに登録された「声」1,019件に対する対応状況は以下の通りである。
<table>
<tr><th></th><th>件数（件）</th><th>割合（%）</th></tr>
<tr><td>既に反映しているもの</td><td>448</td><td>44</td></tr>
<tr><td>今年度内に反映するもの</td><td>79</td><td>8</td></tr>
<tr><td>次年度以降に反映するもの</td><td>24</td><td>2</td></tr>
<tr><td>施策の参考とするもの</td><td>422</td><td>41</td></tr>
<tr><td>反映は困難なもの</td><td>46</td><td>5</td></tr>
</table>
</td>
<td>○施策を構成する4の基本事業はいずれも施策目的を達成する上で有効である。

○県民の声データベースシステムに登録された「声」のほとんどについて、施策に反映する又は参考とするとなっており、施策の目的を達成するために有効である。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>4 経済性・効率性</td>
<td>○「県政だより」、テレビ・ラジオ、新聞等色々な広報媒体を通じて県政に関する情報等の提供を行っている。
なお、「一万人アンケート」によると、県政（事業や施策）の情報源として、「県政だより」、テレビ・ラジオニュース、市町村の発行する広報誌、新聞の報道記事が高くなっており、テレビ・ラジオなどの広報番組のウェイトが低くなっている。
<table>
<tr><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr>
<tr><td>県政だより</td><td>79.5%</td><td>81.2%</td><td>77.5%</td></tr>
<tr><td>テレビ・ラジオのニュース</td><td>47.8%</td><td>54.0%</td><td>50.2%</td></tr>
<tr><td>市町村の発行する広報紙</td><td>48.3%</td><td>51.5%</td><td>48.9%</td></tr>
<tr><td>新聞の報道記事</td><td>51.0%</td><td>50.1%</td><td>46.2%</td></tr>
<tr><td>「県政ウォッチング」（テレビ番組）</td><td>15.7%</td><td>16.6%</td><td>18.0%</td></tr>
<tr><td>県が発行する各種印刷物（パンフレット等）</td><td>16.1%</td><td>16.1%</td><td>16.4%</td></tr>
<tr><td>「三重県からのお知らせ」等（ラジオ番組）</td><td>—</td><td>9.2%</td><td>9.3%</td></tr>
</table>
</td>
<td>○県民と県との情報共有は重要であるので、県政情報をより効果的に県民に提供するため、費用対効果の観点からより広報効果の高い媒体の選択について常に検討することが必要である。
また、県の各部局や地域機関などが発行している情報誌、ポスター等について、各部局間で連携を図るなど、経済性・効率性を高めるための取組について検討する必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

5 品質
十分性

○「みえ出前トーク」は参加者アンケートを実施しており、トークが「有意義であった」とする回答が88%となっている。また、トーク内容の理解については、「分かった、よく分かった」という回答が88.7%となっている。

みえ出前トーク	H14	H15	H16
参加者満足度(%)	90	87	88

○「みえ出前トーク」については、参加者から概ね高い評価を受けている。
　一方で、利用件数、参加者数が減少しているので、トークのあり方や活用方策について検討が必要である。

○「県政だより」による調査では、「県政だより」の役立ち度は、84%が評価するという結果になっている。
　県民に見やすい、読みやすい「県政だより」とするため、これまでのアンケート結果を踏まえ、「文字を大きくする」、「余白を増やし文字量を減らす」などの改善を行った。

○「県政だより」については、県民から概ね高い評価を受けており、アンケート調査により、ニーズ把握に努めている。
　今後も県民の役に立つ「県政だより」とするよう努める必要がある。

○県民の声相談室の利用者に対する平成16年度のアンケート調査によると、県民の声相談室や事業担当室・地域機関の対応の満足度はいずれも約4割となっている。(16年4月～11月までの利用者のうち住所が判明した157人が対象、回答88人　広聴広報室調査)

大変満足、ほぼ満足と回答した人の割合(%)	H14	H15	H16
県民の声相談室	59.8	55.8	43.9
担当した室や地域機関	60.8	49.2	40.0

○県民の声相談室や本庁担当室、地域機関に対する利用者の満足度が年々低くなっているので、原因を分析して対応する必要がある。

○県のホームページについては、募集案内の検索性や使い勝手の向上に取り組むとともに、提供する情報を毎日更新している。
　また、携帯版ホームページ「モバイル三重県」を平成16年5月に公開し、県民がいつでも、どこでも携帯電話から県の情報を入手できるようにするとともに、県民が希望する行政情報を携帯電話へメール配信するシステムを16年度に構築し、17年度から登録の募集を行っている。

県ポータルサイト	H14	H15	H16
月間アクセス件数(件)	387,088	621,078	767,219

○県が行政情報を県民等に提供するためのホームページについては、よく利用されており、アクセス件数も増加している。
　今後も県民のニーズを反映したより見やすいホームページにしていく必要がある。

○県民の誰もが必要に応じて県の統計情報をインターネット上で入手することができる「みえDateBox」については、県民、企業、市町村等からの電話・メール等による問い合わせ状況を3年間記録した「問いメモ」を基に、コンテンツの追加や、「使用方法がわかりにくい」、「検索しにくい」等の要望に応えるため、「みえDataBox」の使い方例の追加、レイアウト・表示方法の改善等を行った。

	H10	H12	H14	H16
統計情報利用件数(件)	23,415	76,070	145,272	230,439

○ 県民、企業等からの問い合わせや県職員へのアンケート調査をもとに、レイアウト・表示方法の改善など、わかりやすく、見やすくするための取組が行われている。
　また、統計情報を利用した政策立案を支援するため、産業関連分析やオンデマンド統計地図などの分析ツールを用意するなどコンテンツの充実に取り組み、利用件数は大幅に伸びている。

3.5

	○県の非開示決定等に対する不服申し立てについては年々件数が増加しており、情報公開審査会を月2回開催し対応しているが、条例上の努力規定である60日以内に答申ができた案件はなく、大幅に遅れている。 H12 / H13 / H14 / H15 / H16 不服申し立て件数(件)：22 (5) / 26 (13) / 27 (10) / 43 (10) / 85 (18) ( )は前年度からの持ち越しで外数 H16不服申立て処理日数：諮問から答申まで 平均処理日数(日)：174 最長処理日数(日)：242 最短処理日数(日)：74	○情報公開審査会の答申が遅れているので、早期答申が可能となるよう、対策を検討する必要がある。	
6 計画性	○全庁的な広聴広報活動を推進するため、広聴広報の中核的な役割を担う広聴広報責任者や広聴広報キーパーソンなどを設置するとともに、広聴広報会議を定期的に開催している。	○全庁的な取組方針や手段の活用等を明らかにした広聴広報戦略の策定について検討する必要がある。	3.0
7 行政活動充実度	○「県民の声データベースシステム」で集積したさまざまな意見・提案を庁内LANや部長会議等で情報共有している。 ○個人情報保護制度の説明会等を通じて、市町村における個人情報保護制度導入のための支援を行っており、平成17年4月現在で県内の市町村における個人情報保護条例制定率は95.7%となっている。 ○危機管理総務室や情報企画室等と連携して、業務委託に関する個人情報保護の徹底や個人情報の安全な管理方法等について、職員への徹底を図っている。 ○政策立案支援を行うため平成17年3月に市町村職員を対象とした研修会を実施するなど、部局や市町村からの統計データを使った立案や分析手法についても、相談対応、助言を行っている。	○「県民の声データベースシステム」で集積した県民からの意見・提案を、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。 ○今後も関係部局等と連携し、県における個人情報保護についての意識の向上と徹底管理を図るとともに、市町村に対する支援を引き続き行う必要がある。 ○関係部局と連携して、個人情報の適正管理の徹底を図る必要がある。 ○引き続き県・市町村職員に対する支援を行う必要がある。	3.0

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度					改善状況の評価
	平成14年度	住民参画による行政の推進	総合判定　B	評点合計　23.6	
	（平成14年度）	（情報通信基盤の整備と公共サービスの高度化）			
	（平成14年度）	（魅力あるデジタル情報の提供）			

総括意見	総括意見の概要	改善状況	改善状況の評価
	1　政策推進システムと広聴機能の連携 平成14年度から本格運用している政策推進システムは、「県民一万人アンケート調査」等を通じて寄せられた県民意見を県政に反映させるための仕組みとして構築されているので、広聴機能を政策推進システムと連携させ、県民の声を県民サービスの向上や、県政に的確に反映されたい。	県民の声の県施策への反映を進めるため、部長会議や庁内LANで情報の共有を図っている。 県民から寄せられた提案・意見・苦情等をデータベース化し、職員間で情報の共有化を図るとともに、県の考え方、方針、取り組み状況と併せ、ホームページで公開している。	改善に着手
	2　広聴広報戦略の策定 インターネットの普及等、情報化の進展により広聴広報を取り巻く環境が大きく変化してきているので、取り組み方針、手段の活用等を明らかにする広聴広報戦略を策定し、全庁的な取り組みを推進されたい。	「みえ行政経営体系」による県政運営の中で、「県民一万人アンケート」の共有と活用、意見反映手続き（パブリックコメント）の見直し、「県民の声データベース」の見直しなど主要なシステムについて平成16年度から18年度の3年間を目途に具体的な見直しを行うこととしている。	検討に着手
	3　広報効果が高い広報媒体の選択と「県政だより」の見直し 県民への情報提供手段としてホームページ等による電子情報の位置づけが大きくなってきているので、県情報を効果的に県民に提供するため、費用対効果の視点から広報媒体について検討されたい。 また、「県政だより」について、定期的にニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて必要な見直しをされたい。	広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等各種広報媒体の特性を有効に活用し、効果的な広報に取り組んだ。 「県政だより」に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、「文字を大きくする」などの改善を行った。 県政だよりの役立度：84％	改善に着手
	4　情報公開制度の適切な運用と公文書の適正管理 県の情報を積極的かつ適正に県民へ公開するためには、情報公開制度の適正な運用と併せて、個人情報の保護を厳正に行うことが必要になるので、実施機関への徹底を図られたい。 また、多くの公文書が電子化されてきているので、公文書の徹底管理を各施機関へ徹底するとともに、職員への制度の浸透を図られたい。	個人情報の適正管理を義務づけた「個人情報保護条例」の一部改正を行い、平成17年10月から施行するとともに、「情報適正管理マニュアル」において、県の保有する情報の適正管理等を定めている。 研修会等を通じて、情報公開及び個人情報保護制度の周知・啓発を行っている。	改善に着手
	5　個人情報保護の取り組み 情報ネットワークの構築には、市町村と一体になった個人情報の保護やセキュリティー確保が必要であり、県内市町村等の個人情報保護条例の策定が13市町村に留まっていることから、その取組について支援されたい。	個人情報保護制度の説明会等を通じて、市町村における個人情報保護制度導入のための支援を行っており、平成17年4月現在で県内の市町村における個人情報保護条例制定率は95.7％となっている。	改善に着手
	6　行政情報の受発信 市町村等と相互リンクをはるなど、必要な行政情報が県民にわかりやすく受発信されるよう取り組むとともに、見る側のニーズを反映したホームページの構築を推進されたい。	県、市町村等のホームページに相互リンクを貼るなど、広報を協働で行っている。 ホームページについては、毎日内容の更新に取り組んでおり、月間アクセス件数は平成14年度約38万件から16年度約76万件と大幅に増加している。	改善に着手

その他の改善状況	
	【情報弱者対策の取組】 平成15年3月に、ユニバーサルデザインホームページ作成ガイドラインを作成し、これに基づいたコンテンツ作りを各部局が行えるよう、16年にホームページのチェックシステムを導入した。（事業適応性）

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　213～217 頁
県政報告書　136～137 頁

施策番号	525
施策名	IT（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化
施策の目的	情報通信サービスを活用する県民がインターネットを通じて、いつでも、どこからでも情報の受発信ができるなど、便利な生活を営んでいる

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
地域振興部	インターネット人口普及率（%）	目標	50.2	55.1	60.0
		実績	40.8	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 IT（情報通信技術）を活用したサービスの提供	地域振興部	県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合（%）	目標	30.0	60.0	85.0
			実績	20.2	—	—
2 ブロードバンド・ネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進	地域振興部	三重M－IX（ビジネスネットワーク）を活用している企業・団体の数（団体）	目標	33	43	50
			実績	36	—	—
3 適切な公共事業情報の提供	県土整備部	県実施公共事業の電子情報検索可能率（%）	目標	22	41	66
			実績	23	—	—
4 情報化を支える人づくり	地域振興部	県民ITサポートセンター相談件数（件）	目標	17,000	17,000	22,500
			実績	14,583	—	—
5 情報通信環境づくり	地域振興部	ブロードバンド普及率（%）	目標	40	45	50
			実績	42	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

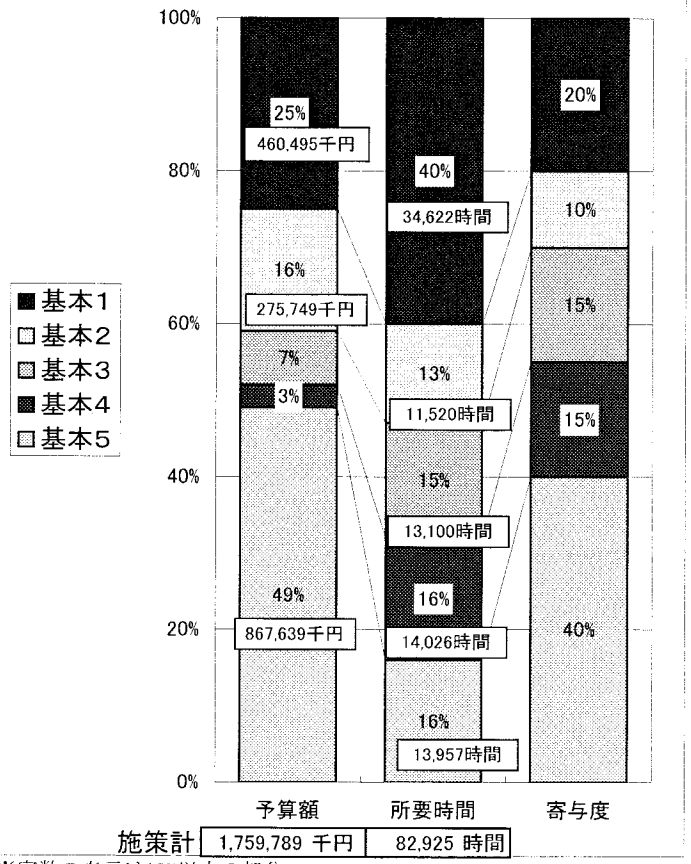

施策計	1,759,789 千円	82,925 時間

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 産業面での情報基盤の利活用推進

県内の情報ネットワークは、CATV網の整備が進んだことから、全国でも上位の充実度となっている。また、一万人アンケートによる満足度も向上している。

しかし、情報サービス業の事業所数は全国的に低位にあり、県内産業の育成の面からは、ネットワークの整備が成果として十分表れていない。

県内の情報産業が活性化し県民がその効果を享受できるよう、関係部局との連携を強化し、今後の取組を検討されたい。

2 県の各情報システムに対する総合的支援の充実

これまで、県が運営している各情報システムのうち、各部局の特定業務用に独自に開発・運用されている情報システムについては全庁的な実態が把握されておらず、県組織全体として最適な情報システムのあり方を検討することが困難であった。

平成17年6月に策定された「三重県IT利活用の基本方針」に基づき、各情報システムの詳細を把握し、開発、運用、調達等の各段階で、経済性・効率性・セキュリティなどについて総合的な観点から検討・支援を行い、県組織全体のシステムの最適化が図れるよう取り組まれたい。

3 情報セキュリティの水準向上への取組推進

県庁本庁舎の停電による各情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムへの不正アクセスやウイルスの侵入などを防止するハード面での対策を強化するとともに、個人情報の漏洩などを未然に防止するための職員への意識啓発や能力向上などソフト面の対策を充実し、情報セキュリティの水準向上を図られたい。

4 市町村との連携によるITを活用した行政サービスの取組推進

電子申請・届出システムなど、ITを活用した行政サービスの充実に当たっては、市町村における情報化推進が求められることから、平成17年3月に策定された「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」に基づき、市町村と連携し、住民の利便性向上につながる県内全体の情報化を推進されたい。

5 志摩サイバーベース・プロジェクトの検証

平成12年に着手された志摩サイバーベース・プロジェクトについては、その後の環境変化等により、投資された行政資源に見合う効果が発現されていない状況となっている。

16年度中に、サイバーベースセンターの閉鎖や志摩サイバーベース推進協議会の解散など、プロジェクトの見直しが行われているが、これまでのプロジェクトの取組の成果や課題について総括的な検証を行うとともに、プロジェクトの推進役として設立された(株)サイバーウェイブジャパンに対する県関与のあり方について検討されたい。

参考指標

○インターネット人口普及率

	H17.3 現在	H14.3 現在
三重県	50.9%	36.8%
全国平均	49.7%	34.0%
三重県順位	14 位	10 位

○ブロードバンド契約数世帯比

	H16.3 末現在	H14.2 末現在
三重県	33.3%	13.6%
全国平均	27.6%	7.3%
三重県順位	5 位	1 位

○CATV契約数世帯比（H17.3末現在）

	H17.3 末現在	H14.3 末現在
三重県	69.9%	44.0%
全国平均	35.9%	21.8%
三重県順位	2 位	3 位

○CATV世帯カバー率（H17.3末現在）
三重県　99.8%　（全国第2位）

○人口10万人当たりの情報サービス業事業所数
三重県＝1.83（全国第45位）
（経済産業省特定サービス産業実態調査より）

○県内市町村情報セキュリティポリシー策定率
（H17.7.1現在）
三重県＝85.1%（47市町村中40）（全国第39位）
全国平均＝93.7%

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.2 /35

IT(情報通信技術)の利活用による サービスの高度化

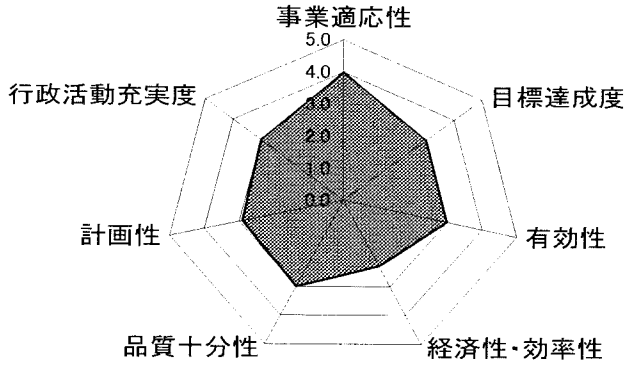

○ケーブルテレビのネットワーク化などの積極的な取組により、インターネットを利用できる環境の整備が他県等と比較して進んでいる。(事業適応性)

○県民局へ保管転換されたパソコンが目的どおりに使用されていないこと、各庁舎等に設置されている公開端末があまり利用されていないことなど、有効活用されていない機器がある。(経済性・効率性)

○県内市町村において情報セキュリティポリシーが未策定の団体があるなど、情報化に対する意識の差が見られることから、ITを活用した住民サービスの充実を図るため、取組の必要な団体に対する積極的な働きかけが必要である。(行政活動充実度)

○基本事業の評点

1 IT(情報通信技術)を活用したサービスの提供
【寄与度=20%】

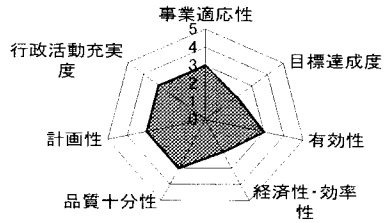

2 ブロードバンド・ネットワーク(高速大容量の情報通信網)の活用推進
【寄与度=10%】

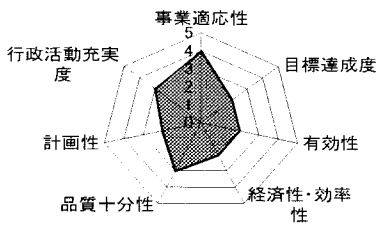

3 適切な公共事業情報の提供
【寄与度=15%】

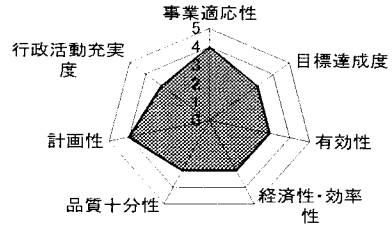

4 情報化を支える人づくり
【寄与度=15%】

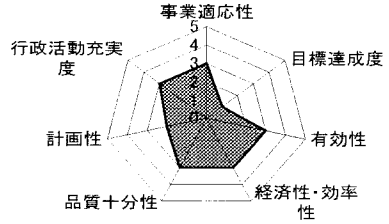

5 情報通信環境づくり
【寄与度=40%】

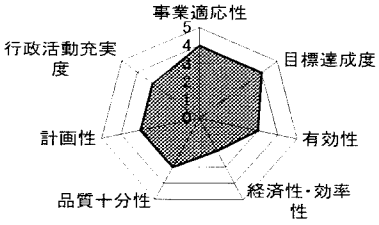

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○日本全体のインターネット利用人口は、平成16年度末で7,900万人を超え、人口普及率は62.3%となっており、国民の3人に2人近くが利用しているという状況となっている。

○三重県では、ケーブルテレビ世帯カバー率が99.8%（全国第2位）に達しているほか、ブロードバンドの利用率も高く、県内の通信ネットワークも整備済みである。

<table>
<tr><th>項目</th><th>三重県</th><th>全国平均</th></tr>
<tr><td>ブロードバンド契約数世帯比</td><td>33.3%
（全国第5位）</td><td>27.6%</td></tr>
<tr><td>CATV 契約数世帯比</td><td>69.9%
（全国第2位）</td><td>35.9%</td></tr>
</table>
※総務省「情報通信白書（H17版）」より

○国では平成15年7月に「e-Japan戦略Ⅱ」を策定するとともに、同年8月に「電子自治体推進指針」を策定している。
この中で、国の戦略はこれまでのIT基盤整備重視から利活用促進重視に軸足を移している。
三重県では17年6月に「三重県IT利活用の基本方針」を策定し、総合計画の推進のための手段としてITの利活用を位置づけている。

○県では、ITを活用した行政サービスを充実するため、GIS(地理情報システム)の運用、電子申請・届出システムや電子入札の導入などを進めている。

○情報化の進展とともに、不正アクセス、ウィルス感染、情報漏洩、個人情報保護などに関する問題が顕在化し、これらへの対策が急務となっている。
県ではファイアウォール（※1）の再構築、ウィルスの侵入・監視システムの充実などハード面の対策を行うとともに、セキュリティポリシー（※2）の策定、職員研修の実施など人的対策にも取り組んでいる。</td><td>○三重県においては、ケーブルテレビのネットワーク化に積極的に取り組んだことから、他の都道府県と比較してインターネット環境に関する基盤整備が進んでいるものと認められる。

○「三重県IT利活用の基本方針」は国の「e-Japan戦略Ⅱ」の考え方と整合したものであると認められる。
今後、この方針に従い、各取組を着実に推進していくことが必要である。

○電子入札については、平成15年から一部運用が始まり、17年10月には全面運用が開始されていることから、各都道府県の中では比較的早期に導入が進められているものと認められる。
※平成17年10月時点
電子入札運用開始済＝29都府県
開発中＝11県

○平成17年度には、県の各部局等で管理されている独自サーバに対する不正アクセスの事例が発生していることから、全庁的に取り得る最大限の対策を講じていく必要がある。
また、個人情報の保護についても、システム上の対策、職員の情報セキュリティ面での意識向上をさらに図っていく必要がある。</td><td>4</td></tr>
</table>

2 目標達成度	○施策の目標指標は「インターネット人口普及率」で、総務省の「情報通信に関する現状報告」の発表値による、県内におけるインターネットを利用している人の割合を用いている。 ○平成16年度の目標値50.2%に対し、実績は40.8%となっている。 （全国平均49.0%、第30位） ※なお、17年7月に発表された最新のデータでは、50.9%となっている。 ○基本事業の数値目標5項目のうち、3項目で目標を達成しているが、2項目で目標が未達成である。未達成の項目は次のとおりである。 ・県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合 目標＝30.0%　実績＝20.2% ・県民ITサポートセンター相談件数 目標＝17,000件　実績＝14,583件 ○総務省による全国消費実態調査の結果は次のとおりである。 パソコン世帯普及率(2004年)： 全国平均＝69.3% 三重県＝74.0%（全国第9位） 携帯電話（PHSを含む）世帯普及率(2004年)： 全国平均＝84.7% 三重県＝86.5%（全国第13位）	○指標は、市場の変化や関心を集める出来事の発生などにより、県の取組以外の要素で変化する可能性の大きいものであるため、各基本事業における取組成果を的確に表すことのできる指標について検討する必要がある。 ○実績値は目標を下回り、さらに前年より低下しているが、県内のブロードバンドや携帯電話の普及率を勘案すると、真に数値が低下しているものとは考えにくいことから、より信頼できる実績値の把握方法などについて検討することが必要である。 ○目標が達成されていない項目については、目標値の設定が適切であるか、取組方法に見直しの余地はないかなどを検証することが必要である。 なお、県民ITサポートセンターの運営が平成16年度で終了していることから、「情報化を支える人づくり」の基本事業については、事業の取組結果が適切に反映できる新たな指標を用い、基本事業の取組状況が表せるよう検討する必要がある。 ○情報通信に関する機器類の県内における普及状況は、概ね全国平均を上回っているものと認められる。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「IT（情報通信技術）を活用したサービスの提供」が20%、「ブロードバンド・ネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進」が10%、「適切な公共事業情報の提供」が15%、「情報化を支える人づくり」が15%、「情報通信環境づくり」が40%としている。 ○旧総合計画「三重のくにづくり宣言」では、政策に「高度情報化の推進」が位置づけられ、「情報通信基盤の整備と公共サービスの高度化」「情報化を支える人づくり」「魅力あるデジタル情報の提供」の3つの施策で構成されていた。 一方、現総合計画「県民しあわせプラン」では、政策を「県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進」とし、情報化に関する施策を統合、一本化している。	○基本事業「情報通信環境づくり」の割合が高くなっているが、情報セキュリティ対策の取組が含まれていることを考慮すると、妥当な割合であるものと認められる。 ○施策の統合により、情報化に関するマネジメントが一元化され効果的に実施できる体制になっているものと認められる。 なお、同時にそれまで本施策内に位置づけられていた「学校教育におけるIT化の推進」に関する事業が「学校教育の充実」の施策へ移動しているが、情報化を支える人づくりには学校教育での取組が不可欠であることから、メディアリテラシー（※3）フォーラムの共催などを通じ、引き続き連携を図っていく必要がある。 （参考指標）　校内LAN整備率（平成17年3月末現在） 三重県＝39.3%（全国31位） 全国平均＝44.3%	3

○施策を構成する基本事業のうち、「適切な公共事業情報の提供」のみ、県土整備部が所管しているシステムの開発運営事業となっている。

○情報サービス業の人口10万人当たりの事業所数は、周辺県と比較して低位にとどまっている。

県名	情報サービス業事業所数			ソフト系IT産業事業所数		
	事業所数	人口10万人当たりの数	全国順位	事業所数	人口10万人当たりの数	全国順位
三重県	34	1.83	45	285	15	34
愛知県	419	5.83	8	1956	27	26
岐阜県	227	10.75	2	392	19	7
静岡県	160	4.22	21	952	25	11
滋賀県	52	3.81	26	177	13	46
福井県	43	5.20	15	243	29	5

○県が運用している各情報システムの中で、県民を対象とし、各部局に共通する情報システムに関する事業については、本施策に位置づけて、総合的なマネジメントを行うことを検討することが必要である。

○情報産業の育成に関する取組については、志摩サイバーベースプロジェクトで見込まれていた成果があげられなかったこと、CATV網の充実が住民の居住地域に重点が置かれていたこと、などからネットワーク整備の効果が情報産業の面からはあまり表れていない状況にある。
　今後は、ネットワークがほぼ整備されたことから、県内の情報産業の育成に寄与するネットワークの活用について、産業振興の担当部局と連携を図りながら検討していく必要がある。

4 経済性・効率性

○情報化推進分野の決算額は次のとおりとなっている。
　平成14年度　＝　4,797,484千円
　平成15年度　＝　1,887,568千円
　平成16年度　＝　1,635,385千円
　※(日)情報対策費の支出済額
　また、総務省調査による、行政情報化に関する経費の状況では、平成15年度における三重県の情報化の経費は約22億円で、全国第9位の額となっている。
　（なお、当該調査は県における行政情報担当課予算のみの集計であり、全庁的な情報化予算を全て集計したものではない。）

○本県の情報化に関する予算額は、年度によりシステムや機器の更新時期が重なるなど、必要とする経費の年度差が大きくなっており、財政面の負担が重くなっているため、今後システム更新時期を調整するなど、経費の平準化を図ることが必要である。

○全庁にわたる情報関連予算について、その内容を把握し、各システムの調達等にかかる支援や助言を行う仕組みづくりを進めている。

○これまでは、各部局独自のシステムについては実態が把握されておらず、全庁的に最適なシステムのあり方を検討することが困難であった。
　今後は、全庁的なシステムの内容を把握し、支援・助言を行うことにより、各システムの効率性、公正性、透明性が高まり、全庁的にシステムの最適化が進むよう取り組むことが必要である。

○県有の汎用電子計算機を廃止し、処理業務を行政WANシステムへの移行や外部への委託を進めることにより効率化を図っている。

○これまでの汎用電子計算機による処理と、外部委託や個別サーバによる処理との、メリット・デメリットを明らかにし、現在のシステムのメリットが十分活用できるようなシステムの最適化を進めていくことが必要である。

2.3

	○平成17年1月21日から電子申請・届出システムの運用を開始している。 　運用開始当初、システムに対応した手続きは274種類である。 　電子申請の受付件数は、17年9月末時点で約2,436件、ID登録者数は約1,355人となっている。 　なお、個人認証の必要な手続きにも対応している。	○電子申請・届出システムについては、利用件数が少ないと、1件あたりの処理コストが多額になることから、利用件数が増加し、システムが活用されることが必要である。そのためには手数料を伴う申請への対応が必須であり、マルチペイメントネットワーク(※4)の構築が求められる。 　出納局作成の「三重県マルチペイメントネットワーク推進基本方針」に沿って、各部局と連携のうえ円滑に導入できるよう取り組んでいくことが必要である。	
	○自宅にインターネット環境がない県民の利用に供するため、公開端末を県庁舎等に計12台設置している。	○各庁舎の公開端末については、利用状況が改善されないことから、端末の設置のあり方について検討が必要である。	
	○CALS／EC(※5)の導入により、公共事業のコスト縮減及び公共施設の品質確保・向上を図っている。	○電子入札、電子納品の適用拡大に合わせ、実際にどれだけのコスト縮減が実現されているかを検証していく必要がある。	
5 品質 十分性	○一万人アンケートでは、「情報ネットワーク」に関する満足度、不満度は下記のとおりとなっている。 満足意識　H14:21.6%(4位)　不満意識　H14:16.4%(39位) H15:24.6%(2位)　H15:14.9%(41位) H16:28.2%(10位)　H16:11.0%(44位) H17:31.2%(9位)　H17:10.8%(44位)	○アンケート結果から、「情報ネットワーク」に対する県民の満足度は年々向上し、不満意識は年々減少していると認められる。今後は、ネットワークを介して提供される行政サービスについてのニーズ把握が求められる。	3.0
	○県庁舎等に設置している公開端末については、利用率の向上を図るため、平成16年度に機器の機能改善及び操作説明書の設置を行った。	○端末機は導入から5年が経過し、利便性確保の面からはハード・ソフトとも更新すべき状態となっているが、利用状況が芳しくないことから、県民の情報格差の是正への取り組み方について検討が必要である。	
	○CALS／EC研修については、運用する職員の理解を高めるための研修を実施している。	○職員の研修受講率及び研修後の理解度は把握されているが、実務において各職員がシステムをどれだけ理解しているかを測り、研修の成果を明確にする必要がある。	
	○県機関では所属作成のホームページを修正するに当たって、スキルを有している職員がいないなどの理由から古い情報がそのまま掲載されているものが見受けられる。	○職員向けの研修やヘルプデスクの機能などを充実させ、各職場で積極的な情報発信ができるよう、職員のスキルが向上できる環境を提供する必要がある。	
	○県ホームページ内の「お知らせ情報」について、開催場所などの位置情報をGIS(Mie Click Maps)により表示し、情報をより適切に提供できるよう努めている。	○県ホームページで表示されるGIS地図は、平成12年度時点から更新がされておらず、新しい道路や建物などが示されていないなど、利用者が見てわかりやすいものとはなっていない。 　ホームページでのGISによる位置情報の提供については、地図の更新が必要である。	

	○障害者の自立を支援するため、平成15年度からIT講習会（チャレンジド講習）を開催している。 平成16年度に開催したＩＴ講習の開催実績 講習の対象者 / 開催箇所数 / 開催講座数 / 参加者数 肢体不自由者 2 10 45 視覚障害者 9 10 27 聴覚障害者 4 6 39 知的障害者 9 17 86	○障害者のITリテラシー向上にかかる取組については、障害者が移動する必要のある講習会などの実施から、在宅で支援が受けられる取組へと見直しの方向にあることから、事業対象者のニーズを常時適切に把握し、より効果的な方法を採用していく必要がある。	
6 計画性	○総合計画「県民しあわせプラン」に掲げられた各施策を進める手段としてITを利活用していくため、新たに「三重県IT利活用の基本方針」を平成17年6月に策定した。 この方針は、外部有識者による「三重県におけるIT利活用に係る有識者懇話会」からの提言（H16.9.3）を踏まえて策定したものである。 ○志摩地域に海底ケーブルが陸揚げされたことを契機に、平成12年にプランニングされた「志摩サイバーベース・プロジェクト」については、プロジェクトを取り巻く環境の変化により、需要の予測が当初見込みと異なる状況となっている。 プロジェクトの各事業については、推進体制の縮小やIT企業育成施設の閉鎖など見直しを行った。 また、プロジェクトの推進役として設立された第三セクターである株式会社サイバーウェイブジャパン（CWJ）については、一部事業の撤退や営業譲渡を行うとともに、減資を行い累積欠損金を一掃している。 ○電子入札、電子納品等のCALS/ECの取組については、「三重県CALS／ECアクションプログラム」を策定し、整備のスケジュールを明らかにしている。	○これまでは、平成9年に策定された「21世紀三重情報化社会推進プラン」を運用し続けていたことから、環境の変化を踏まえ、外部の意見を採り入れて新たな方針を明らかにしたと認められる。 ○今後、基本方針がどれだけ実現されているかを把握して施策の展開に反映させていくべきものであり、進捗度や達成度が客観的に評価できる仕組みを構築していく必要がある。 ○「志摩サイバーベース・プロジェクト」については、その後の環境変化を想定できなかったことから、投資された行政資源に見合う効果が発現されていない状況となっている。 これまでのプロジェクトの取組を総括し、成果と課題を明らかにし、今後このような取組が行われる際には、同様の事態を招かないよう、検証しておく必要がある。 また、CWJに対しては、CWJが県内のIT戦略において果たすべき役割などについて改めて検討を行い、県の出資のあり方、支援の考え方等について明らかにする必要がある。 ○これまでの取り組みはほぼ予定どおり進捗していると認められる。今後は利便性の向上などシステムのバージョンアップを行っていくことが求められる。	2.9
7 行政活動充実度	○電子申請等の市町村システム共同運営については既に15都県で実施されている。 三重県では、平成14年1月に「三重県電子自治体推進連絡協議会」を組織し、共同化についての検討を行ってきた。 17年3月には「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想報告書」をまとめている。	○三重県では共同化の推進組織設立は全国で5番目と早かったものの、システム導入予定は平成18年度以降となっており、検討にかなりの時間を要している。 今後、システムが速やかに導入できるよう市町村と連携し、取り組むことが必要である。	

	○県内市町村の情報セキュリティポリシー策定状況は平成17年4月1日現在で85.1%となっている。 　県では、市町村職員に向けた情報セキュリティポリシー策定支援研修を実施し、平成16年度は計5回延べ44名の参加者があった。	○県や市町村がネットワーク化されることにより、一部の団体におけるシステムの脆弱性が全体のセキュリティの水準に影響を及ぼすことが懸念される。 　県内市町村のうち、情報セキュリティポリシーが策定されていない団体が平成17年7月1日現在で7団体あることから、速やかに策定されるよう、働きかける必要がある。	3.0
	○県民のITリテラシー向上のため、県民ITサポートセンターをNPOと協働で設立し、平成16年度まで運営を行った。 　また、ITを活用した障害者の自立支援の取組において、生活部や健康福祉部との連携や民間組織「eふぉーらむ」との連携を図っている。	○ITを活用した障害者の自立支援を行う事務事業の目標が達成されておらず、十分な成果が出ていない状況にあるため、関係各部との役割分担や連携のあり方について検討する必要がある。 　また、「eふぉーらむ」など関係団体との、より良い連携のあり方についても検討する必要がある。	
	○県内市町村における電子入札については、既に松阪市で平成16年4月から本格実施されている。 　しかし、県のシステムとは異なるプログラムを使用しているため、同じパソコンに双方のシステムをインストールして電子入札を行うと不具合を生じる可能性があることから、それぞれ別の機器を使用するよう求めている。	○松阪市内の受注者にとっては、機器を2種類用意する必要があるなど、電子入札への対応が煩雑になっている面があるため、今後の市町村へのシステム導入に当たっては、利便性が損なわれないよう、プログラムの共通化などについて連携し検討することが必要である。	
	○県の情報化を推進するため、「三重県IT／BPR戦略推進本部」を設置し、部局横断的な情報化施策を展開している。	○県内の情報産業の育成、支援を進めるため、産業政策部門との連携をさらに強化する必要がある。	
	○セキュリティ対策の観点から、警察庁セキュリティポータルサイトからの情報を庁内に周知している。	○インターネット犯罪から県のIT財産を保全するという観点からも、情報共有、連携を充実することが必要である。	

※1 ファイアウォール：Firewall
　ネットワークの内部と外部の境界に設置して通信を監視し、許可されない通信を遮断することによって、セキュリティを高める装置。

※2 セキュリティポリシー：Security Policy
　安全を確保するために何をどのように守るかを決めた方針。「情報セキュリティポリシー」は情報資産、情報ネットワークのセキュリティを確保する際に、守るべき範囲、それに必要となる対策、規約等を定めたものをいい、これに則ってシステムの構築と運用を行う。また、運用に即した定期的な見直しが必要となる。

※3 メディアリテラシー：Media Literacy
　情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

※4 マルチペイメントネットワーク：Multi Payment Network
　官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金等（電話・ガス等の料金や税金）を、インターネット等を通じたパソコン、携帯電話、ATM等の金融機関の各チャンネルを利用して納付することができるようにし、その納付がされた時に当該納付に係る情報が金融機関から収納機関に通知されるサービスを提供するもの。

※5 CALS／EC（Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce）
　継続的な調達とライフサイクルの支援／電子商取引
　公共事業のIT化の意で用いられる。

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度			総合判定	評点合計	改善状況の評価
	平成14年度	情報通信基盤の整備と公共サービスの高度化	A	27.0	
	平成14年度	魅力あるデジタル情報の提供	B	21.9	
	平成15年度	情報化を支える人づくり	C	20.3	

総括意見	総括意見の概要	改善状況	改善状況の評価
	1 高速大容量通信基盤整備の先進的な取組 平成14年度末には、ブロードバンド利用可能エリアは99%となり、全国で初めて県内全市町村に高速大容量通信網が整備される見込みであり、今後は、整備された高速大容量通信網の利活用度を表す数値目標も併設し進行管理を行われたい。	利活用の状況を表すため、「県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合」や「ブロードバンド普及率」を基本事業の指標として用いている。 新たに運用を開始した電子申請システムについては、今後、利用率を目標管理していくことが必要である。	対応済み
	2 情報共有化の取組 平成16年度から利用される予定の電子申請などのワンストップサービスの効果を向上するためには、システムの構築・計画段階から県民及び市町村職員等との情報共有を図り、情報提供方法の浸透と提供情報の充実に取り組まれたい。	市町村における行政サービスのシステム化については、平成17年3月に「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」が策定され、県と市町村が共同して取り組む今後のスケジュールや優先してシステム化に取り組む手続きなどを明らかにしている。 今後はこの構想に基づきシステム導入を進めていくことが必要である。	改善に着手
	3「21世紀三重情報化社会推進プラン」の見直し 策定以来7年が経過している「21世紀三重情報化社会推進プラン」については、進捗状況の把握と成果の検証を行い、プランの見直しをされたい。	平成15年度に設置された「三重県におけるIT利活用に係る有識者懇話会」からの提言に基づき、17年6月に「三重県IT利活用の基本方針」が策定されている。	対応済み
	4 費用対効果の把握と検証 IT革命に対応するため、三重県IT／BPR戦略推進本部を設置し、「21世紀三重情報化社会推進プラン」等の計画に基づき県民への情報提供が進められているが、多岐にわたる情報化施策について、全体的な事業費の把握と成果の検証を行い効果的・重点的に取り組まれたい。 なお、行政情報提供等のため県庁舎等に設置されている公開端末が有効に活用されるために、利用状況や利用者の意見を把握し、事業の見直しや活用の促進に取り組まれたい。	「三重県におけるIT利活用の基本方針」の策定にあたり、庁内の既存システムの現状調査が行われている。また個別システムの開発や変更などの相談を受け付けるなど、情報化分野が管理する以外のシステムへの支援を進めている。 今後は、全庁のシステムを把握することにより、経済的かつ効率的なシステム運用が行えるよう、全体最適化への取組の推進が必要である。 公開端末については、県民が利用しやすいよう取扱説明書の設置や案内表示の改善などを行っているが、利用状況は低調である。公開端末の必要性や県民ニーズなどについて検証し、今後の方針を明らかにすることが必要である。	改善に着手
	5 電子県庁システムの有効性と効率性等の確保 電子県庁システムの構築にあたり、システムの経済性、効率性、有効性や安全対策などを、全庁的なレベルで確保する専門的な体制をつくり、システムの企画から設計、開発、検証と安全性を一貫してマネジメントできる体制を構築されたい。	平成16年4月から、部局横断的・総合的なコーディネートを行う情報政策監を設置し、さらに17年4月からは情報セキュリティ特命監を設置している。また、三重県情報セキュリティポリシーを17年度に見直している。	改善に着手

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　221～223 頁
県政報告書　140～141 頁

施策番号	532
施策名	快適で豊かな農山漁村づくり
施策の目的	農山漁村が、多様な地域資源を活かした魅力ある地域になっている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
農水商工部	農山漁村での交流人口（人）	目標	80,000	81,000	82,000
		実績	80,436	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 生産と生活の調和のあるむらづくり	農水商工部	集落排水整備率（%）	目標	38.5	42.0	42.0
			実績	38.5	—	—
2 多様な交流によるむらの活力づくり	農水商工部	中山間地域の交流人口（人）	目標	59,000	59,900	60,700
			実績	60,740	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

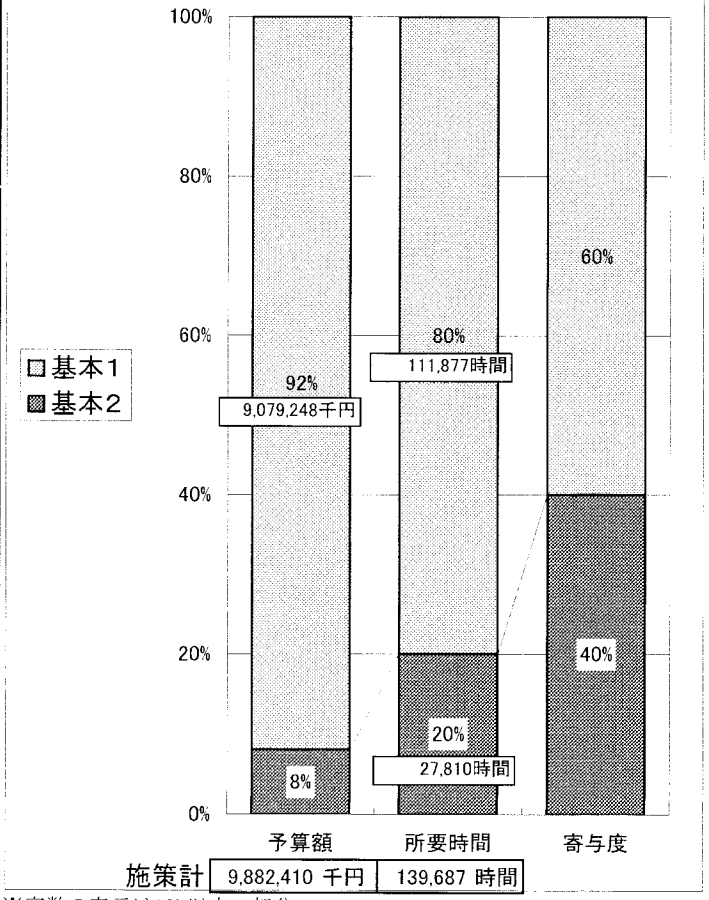

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 中山間地域における事業の推進

中山間地域において若者人口の減少や高齢化が進むとともに耕作放棄地が増加する中にあって、地域の生活環境等の向上を図るため、生産基盤や生活環境基盤を整備したり、都市との交流を進めるため、体験施設等の整備や地域づくりを促進しているが、中山間対策事業の一層効果的な推進に努められたい。

また、目標指標について、施策の効果をより適切に検証できる指標を検討されたい。

2 山村振興特別対策事業による施設の活用促進

山村振興特別対策事業では、地域の特性を生かした農林漁業の振興や、都市との交流を促進するため、農林水産物の処理加工施設や生産物直売・食材供給施設、住民センター等の整備に対して支援しているが、施設の利用が当初計画の目標を大きく下回っているものがある。

そのため、PRによる施設の活用を促進するとともに、計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう、市町村に対し助言・支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努められたい。

3 農用地の多面的機能の確保

耕作放棄地の増加により農地の水源涵養・洪水防止等の多面的機能の低下が懸念されている地域において、協定に基づき5年以上継続される農業生産活動に対して中山間地域等直接支払交付金が支払われている。

平成16年度の対象農地面積に対する協定の締結面積は1,270haで、締結率は65％であるが、締結率80％以上の市町村が9市町村ある一方で、20％未満の市町村も8市町村あるなど、地域によって大きな差が出ているので、締結率の低い地域については、その要因を分析し、事業の一層の推進を図られたい。

4 住民が主体となった地域づくりの推進

心豊かな里づくり支援事業では、地産地消の一環として平成16年度から3カ年、研究会・現場研修やモデル地域への支援を行いながら、農林水産物やサービスを県民に体験したり味わってもらったりできる地域（里）づくりを推進している。

16年度は3地区（勢和村・宮川村・伊賀市）のモデル地域で実施しているが、住民が主体となった活動として定着するとともに、他の地域にも取組が広がるよう推進されたい。

参考指標

○中山間地域等の高齢化率

（単位：％）

地域		S.60	H. 2	H. 7	H.12	H.15
三重県	全域	12.1	13.6	16.1	18.9	20.5
	中山間	15.2	17.5	20.8	24.1	25.8
全国		10.3	12.0	14.5	17.3	19.0

※各年10月1日現在

○耕作放棄地の状況

地域	区分	H. 7	H.12
三重県	耕地面積(ha)	56,185	48,548
	放棄地面積(ha)	2,858	3,653
	（内訳）田	1,525	2,129
	（内訳）畑	1,119	1,338
	（内訳）樹園地	214	186
	放棄地率(％)	5.1	7.5
東海3県		4.9	6.0
全国		3.8	5.1

○中山間地域等直接支払制度の集落協定締結状況

地域機関管内別の集落協定締結状況

桑名	四日市	津	松阪	南志	伊賀	紀北	紀南
91%	100%	64%	55%	42%	82%	100%	23%

※平成16年度

○一万人アンケート

「農山漁村づくり」に関する満足意識　（単位：％）

区分	H.15	H.16	H.17
満足意識（順位）	7.3(35位)	8.4(37位)	9.9(36位)
不満意識（順位）	31.7(14位)	21.1(28位)	22.6(24位)
調査項目数	47	44	44

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
20.2 /35

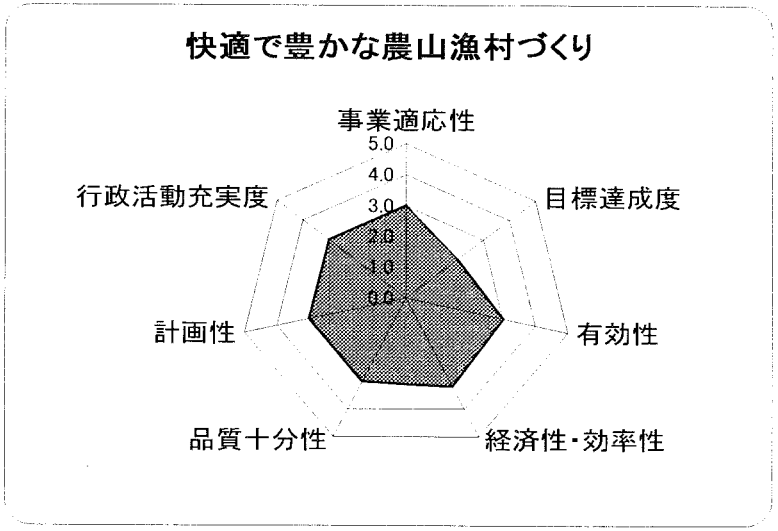

○基本事業の評点

1 生産と生活の調和のあるむらづくり

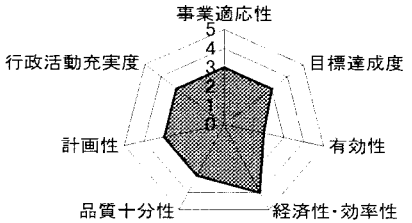

2 多様な交流によるむらの活力づくり

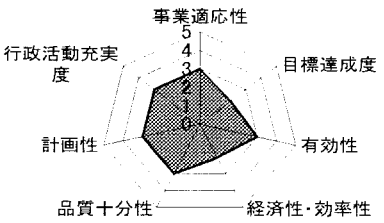

○目標指標は、観光レクリエーション入込客数推計書に基づき、農山漁村地域の市町村内にある施設等を一律に対象としており、施策の達成状況を表しているとは言い難い。(目標達成度)

○農業集落排水施設の整備について、厳しい財政事情の下、従来の制度に替えて新しい助成制度を創設し、より多くの新規案件に対応できるようにしている。(経済性・効率性)

○山村振興等特別対策事業による施設で、利用等の目標達成率が当初計画を大きく下回っているものがある。(経済性・効率性)

3 施策の現状及び評価区分の内訳

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○国では平成14年度から、国民の希望する新しいライフスタイルを実現する重要な要素として農山漁村での生活や活動を位置付け、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を目指し、「都市と農山漁村の共生・対流」を推進している。 ○中山間地域では、就労機会の不足や生活環境面の遅れなどにより、若者人口の減少や高齢化が進むとともに、耕作放棄地が増加している。 ○農業集落排水事業では、農村の生活環境の向上を図るため、生活排水施設の整備に取り組む市町村に助成し、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」により進捗管理を行っている。 農業集落排水施設整備率の推移　（単位：%） 年度 / H.12 / H.13 / H.14 / H.15 / H.16 目標 / 29.9 / 32.2 / 34.2 / 40.1 / 40.6 整備率 / 30.1 / 33.1 / 36.1 / 38.9 / 40.6 ※アクションプログラムの要整備人口に対する整備率（人口ベース） ○農村振興総合整備事業及び中山間地域総合整備事業では、地元の提案に基づき、ほ場等の生産基盤と農業集落道等の生活環境基盤とを総合的に整備している。中山間地域総合整備事業は、特に整備の遅れている中山間地域を対象とし、補助率を嵩上げしている。これらの事業は、受益面積等により事業主体が県又は市町村となる。 ○水環境整備事業では、ため池や水路等の農業水利施設と一体となった生態系保全施設や親水景観保全施設、利用保全施設の整備を行っており、現事業の事業主体はすべて県である。 （整備例）水質浄化施設、広場、遊歩道、魚道	中山間地域の人口・高齢化率・耕作放棄地の推移 年度 / H. 2 / H. 7 / H.12 / H.15 人口（千人） 県全域 / 1,793 / 1,841 / 1,857 / 1,864 人口（千人） 中山間 / 449 / 449 / 432 / 434 高齢化率（%） 県全域 / 13.6 / 16.1 / 18.9 / 20.5 高齢化率（%） 中山間 / 17.5 / 20.8 / 24.1 / 25.8 耕作放棄地（ha） 耕地 / 59,541 / 56,185 / 48,548 / — 耕作放棄地（ha） 放棄地 / 3,258 / 2,858 / 3,653 / — ※耕作放棄地は、過去1年間作付けせず、今後作付けする意志のない土地 ○集落排水施設整備について、市町村の意向によるところが大きく、また厳しい財政事情や、地域によっては過疎化・高齢化の状況にある。このような中、事業着手が遅れている地域については、市町村の主体的な取組が促進されるよう、働きかけていく必要がある。 ○農村振興総合整備事業や中山間地域総合整備事業は、受益面積や事業費により事業主体が県又は市町村等となるが、県による事業の実施に当たっても、積極的な関わりを促すよう取り組む必要がある。 工事費の負担割合　（単位：%） 実施主体 / 県 / 市町村等 負担者 / 国 / 県 / 市町村等 / 国 / 県 / 市町村等 中山間地域総合整備事業 / 55 / 30 / 15 / 55 / 20 / 25 農村振興総合整備事業 / 50 / 25 / 25 / 50 / 15 / 35	3

	○農山漁村と都市との交流を促進するため、農林水産物の処理加工施設等の整備（山村振興特別対策事業）や、漁業体験の開催や交流促進施設の整備等（新グリーンツーリズム総合推進事業）に対して助成している。 　また、心豊かな里づくり支援事業では、平成16年度から3カ年、3地区をモデル地域として、県民・地域・行政が一体となった地域（里）づくりを推進し、研究会や現場研修を行っている。 ・モデル地域　勢和村・宮川村・伊賀市（島ヶ原村） ○中山間地域等直接支払事業では、耕作放棄地を防ぎ、災害の防止や安らぎの場の提供などいわゆる多面的機能を確保するため、農業生産活動や多面的機能を増進する活動を5年間継続する集落等に交付金を支払っている。 地域機関管内別の集落協定締結状況 桑名 91%／四日市 100%／津 64%／松阪 55%／南志 42%／伊賀 82%／紀北 100%／紀南 23% ※平成16年度	○心豊かな里づくり支援事業では、応募によるモデル地域を対象に、平成16～17年度は支援事業、18年度は成果の検証を行うこととしているが、住民が主体となった活動として定着するよう取組を進める必要がある。 ○平成17年度から次期対策（～21年度）となり、農業生産活動等の体制整備に向けた取組を推進することとしており、地域の自律的・継続的な活動となるよう努める必要がある。 ※中山間地域とは、地理的・社会的諸条件が他地域に比べ不利な地域を指し、一般的には次の2つの分類が使われている。 ①地域振興関係5法（山振法・過疎法・半島法・離島法・特定農山村法）の指定地域（36市町村が対象地域を有する） ②農林水産統計の農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域（21市町村及び16旧市町村が対象）	
2 目標達成度	○施策の目標指標は「農山漁村での交流人口」で、農山漁村地域における1日当たりの交流人口としており、「観光レクリエーション入込客数推計書」から算出している。 ※ここでの農山漁村地域は、農林統計区分の都市的地域以外の平地農業地域・中間農業地域・山間農業地域に指定されている市町村としている。 ○平成16年度の目標80,000人に対して、実績は80,436人である。 ○施策を構成する基本事業の目標指標2項目は目標を達成している。 ・集落排水整備率　実績38.5%（目標38.5%） ・中山間地域の交流人口　実績60,740人（目標59,000人） ※ここでの中山間地域は、農林統計区分の中間農業地域・山間農業地域に指定されている市町村としている。	○目標指標は、観光レクリエーション入込客数推計書に基づき、農山漁村地域の市町村内にある施設等を一律に対象としており、施策の達成状況を表しているとは言い難いので、より適切に検証できる指標を検討する必要がある。 ○施策及び構成する基本事業の目標は達成している。	2
3 有効性	○施策を構成する2つの基本事業の寄与度は、「生産と生活の調和のあるむらづくり」を60%、「多様な交流によるむらの活力づくり」を40%としている。 ○集落排水整備率を目標指標とする基本事業「生産と生活の調和のあるむらづくり」に漁業集落排水にかかる事業を位置付けていない。	○基本事業は、「生産と生活の調和のあるむらづくり」が基礎的条件である生活環境面での整備として、「多様な交流によるむらの活力づくり」が資源を生かした地域づくりとして、それぞれ施策の目的を達成するために有効である。 ○当該基本事業の構成事業について再考する必要がある。	3

4 経済性・効率性

○中山間地域の振興を目的とする山村振興等特別対策事業では、農林水産物処理加工施設や、住民センター等の高齢者等活動・生活支援促進機械施設、地域農産物等活用型総合交流促進施設を整備している。

事業で整備した施設の達成状況は、事業終了後3回国へ報告することとなっており、また県では平成15年度定期監査での指摘のあった施設の利用状況等の報告を求めている。

平成16年度調査の主な施設の利用率（山村振興特別対策事業）

市町村	事業内容	事業年度	利用率 区分	H14	H16
大紀町（紀勢町）	地域農産物等活用型総合交流促進施設 直販施設・食材供給施設等	H10～12	利用人数	25.5～69.8%	28.6～66.2%
			利用日数	102.3～464.1%	102.3%
			販売額	23.3%	36.6～36.9%
白山町	滞在型体験農園施設	H10～13	利用棟数	84.0%	59.1%
			利用日数	100.0%	100.0%
美杉村（多気）	高齢者等活動・生活支援促進機械施設	H12～13	利用人数	41.7%	60.2%
			利用日数	63.9%	120.2%
美杉村（下之川）	〃	H13	利用人数	72.0%	167.0%
			利用日数	76.0%	109.0%
紀北町（海山町）	農林水産物処理加工施設	H13	販売額	—	45.4%
			出荷量	—	27.9%
	女性・若者等活動促進施設	H14	利用料	—	21.5%
			利用者数	—	37.6%
			利用日数	—	83.6%

○施設の利用等の目標達成率で当初計画を大きく下回っているものがあるので、改善が図られるよう、また計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう、市町村に対し助言・支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努める必要がある。

また、施設供用後は、PRによる利用促進を市町村に働きかけていく必要がある。

○広域農道をはじめ農道整備事業は、用地確保の難しさから工期が長期化し、進捗が遅れている地区がある。

現在施工中の農道の完了予定が当初予定から5年以上遅れているものは、広域農道で6地区のうち2地区、農免道路で5地区のうち3地区、一般農道で5地区のうち1地区となっている。

現在施工中の広域農道

地区名	着工年度	完了予定年度 当初	現状	延長（km）	進捗率（%）
北勢南部（フラワーロード）	S.55	H. 7	H.18	12.6	95.0
伊賀2期（コリドール）	H. 1	H.18	H.18	17.7	91.5
伊賀3期（コリドール）	H. 4	H.18	H.20	11.9	80.6
中勢3期（グリーンロード）	H. 7	H.15	H.21	52.0	43.4
中南勢	H.11	H.21	H.21	7.8	13.6
中南勢2期	H.12	H.22	H.22	6.8	33.3

※進捗率は平成16年度末現在

○農道整備の中には当初の完了予定から大きく遅れているものがあるので、事業効果をより早く出すよう、関係市町村や地元との連携を図り、早期完成に努める必要がある。

○農業集落排水事業では平成15年度、従来の県費上乗せ補助制度に替えて、市町村の下水道債償還金に対する助成制度を創設している。

○農業集落排水施設の整備について、厳しい財政事情の下、より多くの新規案件に対応できるようにしている。

3.2

5 品質十分性

○県が事業主体の農道等の公共事業について、実施要綱に基づき、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業や、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に評価を行っている。
(農道の平成16年度再評価)
・広域農道　1地区、農免道路　1地区、ふるさと農道　3地区

○農道については平成16年度、5件の事業を対象に進捗状況と今後の見込み、社会経済状況の変化等に関して再評価を実施し、その結果を評価審査委員会に諮るとともに、インターネットで公表している。

○中山間地域等直接支払事業では、協定に基づき5年以上継続される農業生産活動に対して交付金を支払っている。平成16年度の対象農地面積に対する協定(市町村長認定)の締結面積は1,270haで、締結率は65%であるが、締結率80%以上の市町村が9ある一方で、20%未満の市町村も8あるなど、地域によって大きな差が出ている。
・締結率20%未満の市町村
久居市・多気町・度会町・御浜町・紀宝町

○協定締結率の低い地域については、その要因を分析し、事業の一層の推進を図り、効果的な実施に努めていく必要がある。

○ふるさと水と土保全対策事業(基本事業42203の再掲事業)では平成14～16年度、基金(国1/3・県2/3)により、県内4地域でふるさと保全活動への参画を希望する都市住民を"パートナー"(64名)として受け入れる地域間交流を促進してきた。実施に当たって、取組地域が目標の10地域に対して4地域にとどまっている。
取組地域:美杉村・宮川村・伊賀市(青山町)・紀北町(紀伊長島町)

○平成17年度から、ふるさと水と土農村環境創造事業として、農村の景観の保全・創造等への取組を支援していくこととしているが、従前の取組を踏まえ、一層の効果が出るよう支援していく必要がある。

○平成17年度実施の「一万人アンケート」では、「農山漁村の生活基盤が整備され、住民や訪れた人々にとって魅力ある地域になっていること」とする「農山漁村づくり」の項目について、「不満意識」は22.6%となっている。

○平成15年度と比較すると、満足意識の率は上がり、不満意識の率は下がっているが、尾鷲・熊野地域では他の地域と比べて依然と高いので、不満が解消されるよう、事業を効果的に推進する必要がある。

一万人アンケート
「農山漁村づくり」に関する満足意識　(単位:%)

	H.15	H.16	H.17
満足意識	7.3	8.4	9.9
不満意識	31.7	21.1	22.6
尾鷲	50.9	40.6	40.7
熊野	50.0	37.2	34.5

※「満足意識」は、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の率の計、「不満意識」は「不満」「どちらかといえば不満」と答えた人の率の計

3.0

<table>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>○農業・漁業集落排水施設のほか、下水道、合併処理浄化槽等を含めた生活排水処理施設については、環境森林部・県土整備部との共同による「生活排水処理アクションプログラム」により進捗管理を行っている。

生活排水処理施設の整備状況　（単位：%）
<table>
<tr><th></th><th>農・漁業</th><th>下水道</th><th>浄化槽</th><th>その他</th><th>計</th></tr>
<tr><td>三重県</td><td>4.3</td><td>35.7</td><td>25.0</td><td>0.2</td><td>65.3</td></tr>
<tr><td>全　国</td><td>2.7</td><td>68.1</td><td>8.4</td><td>0.3</td><td>79.4</td></tr>
</table>
※整備率は「各整備人口／人口」（平成16年度末）
※「農・漁業」は農業・漁業集落排水施設等</td>
<td>○集落排水施設整備については、進捗管理を行いながら、計画的に推進されるよう努める必要がある。
　なお、アクションプログラムについては平成17年度、農水商工部・環境森林部・県土整備部で見直しを行っている。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
<tr>
<td>7 行政活動充実度</td>
<td>○丹(に)と神の道ネットワーク推進事業（平成15～17年度）では、NPO等が中心となって、伊勢本街道沿いの中山間地域（飯南町（現松阪市）・多気町・勢和村）のさまざまな資源をネットワーク化し、地域内外の交流促進と個性ある地域づくりを進めている。
　15年度は「丹と神の道ネットワーク活性化推進協議会」を立ち上げ、16年度は周遊コースマップづくりを支援している。17年度は語り部や案内人の資質向上に取り組む予定である。

○心豊かな里づくり支援事業では、地産地消の一環として、農林水産業のもつ機能（ものやサービス）を県民に体験したり味わってもらったりできる地域づくりを推進している。

○県営水環境整備事業による施設については、整備後、市町村等が譲り受け、その維持管理を行っている。
（整備例）水質浄化施設、広場、遊歩道、魚道</td>
<td>○事業としては平成17年度が最終年度であるので、地域が主体となった取組が今後も継続して行われるような環境づくりに努める必要がある。

○事業の推進に当たって、地産地消の実施機関と連携して取り組んでいく必要がある。

○利用者の増加に伴い維持管理費用の増大が予想されるので、施設の利用促進を図る観点から、市町村や農業関係者等による維持管理が継続されるよう働きかけていく必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定　C	評点合計　20.6	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 環境変化に対応した事業の展開 農山漁村地域において、若者人口の減少や過疎化、高齢化に加え耕作放棄地が増加する中、従来の補助事業の枠組みにとらわれず、地域の主体的な取組が一層推進できるよう、環境変化に対応した事業の展開を行われたい。	従前の「ふるさと水と土保全対策事業」に加え、「心豊かな里づくり支援事業」で平成16年度から18年度、3地区をモデル地域として、県民・地域・行政が一体となった地域(里)づくりを推進している。 また、丹(に)と神の道ネットワーク推進事業では15年度～17年度、伊勢本街道沿いのさまざまな資源のネットワーク化を支援している。		改善に着手
	2 グリーンツーリズムの進展に対応した総合的な事業の構築 グリーンツーリズムを推進するには、都市住民の多様なニーズの把握、農山漁村から都市への情報発信とそれを支える人材の育成、魅力ある農山漁村空間の環境整備が必要であり、市民農園の開設等で特区の活用を検討するなど、総合的な事業の構築を進められたい。	「心豊かな里づくり支援事業」では平成16年度、「地産地消ネットワークみえ」の会員を対象に交流ニーズ調査を、市町村担当者を対象に意向調査を実施したり、メールマガジンを発行したりしている。 なお、市民農園については特区活用によるものはないが、17年9月、法改正により自治体・農協以外も市民農園を開設できるようになった。		改善に着手
	3 生活排水整備事業等における地域格差の解消 農業及び漁業集落排水整備事業の着手が遅れている地域について、市町村と連携して円滑に進めていくとともに、関係部の間で調整を図りながら事業を進めていく必要がある。また、一万人アンケートによる不満意識が高いので、アクションプログラムの見直しの中で不満の解消を図るよう、事業の執行について工夫することが必要である。	アクションプログラムについては平成17年度、農水商工部・環境森林部・県土整備部で見直しを行っている。 また、農業集落排水事業では15年度、漁業集落排水排水事業では16年度、従来の県費上乗せ補助制度に替えて、市町村の下水道債償還金に対する助成制度を創設し、より多くの新規案件に対応できるようにしている。 一万人アンケートによる不満意識は、15年度31.7%から17年度22.6%になっている。		検討に着手
	4 農山漁村地域における公共基盤整備事業等の効果的な推進 集落排水事業、農道整備事業等の実施にあたっては「公共事業評価システム」を、また新規事業の実施においては「農林水産主要事業評価システム」を活用しているが、今後、一層計画的、効率的な事業実施を行うとともに、事後評価対象以外の事業についても、成果確認のしくみを検討されたい。	県事業の実施に当たっては、工法等の見直しによりコストを縮減している。(平成15年度　縮減額・率 722,295千円・8.6%) 事後評価は、15年度から一定規模以上の事業(農道の場合、事業費7億円以上かつ延長3km以上)を対象に実施している。		検討予定
	5 地域住民主体による活性化施設づくり 山村振興等特別対策事業において、一部施設については補助効果が十分に発揮されていないものがあるので、計画づくりの段階において、地域住民の意向を十分反映させるとともに、十分検討を行ったうえで事業に取り組む必要があり、また、地域住民が主体となって地域づくりをめざしていくよう支援されたい。	平成15年度の利用率等が低い施設について現地調査を行ったほか、16年度の事業計画の承認に当たり、必要性等についてチェックリストに基づき審査している。 なお、事業効果が十分発揮されていない施設について17年度、改善施設を指定し、現地調査を行うとともに、改善計画の作成を求めることとしている。		改善に着手

※前回の監査(評価)は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム

重点プログラム名	元気　6　　地産地消定着による地域産業活性化プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	224～225頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
県内農林水産業の持つ魅力を十分生かした農林水産物などを県民に届けるための供給側の取組が活性化されるとともに、県民の地産地消運動に対する理解が深まります。	心豊かな里づくり支援事業	県民と地域が協働した交流活動の取組地区数（累計）	3地区	3地区
	※その他当施策外の事業　5事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○心豊かな里づくり支援事業では平成16年度から3カ年、3地区をモデル地域として、研究会や現場研修を行っている。 事業は、農林水産業のもつ機能（ものやサービス）を県民に体験したり味わってもらったりできる地域（里）づくりを、県民・地域・行政が一体となって推進している。 ・モデル地域　勢和村・宮川村・伊賀市（島ヶ原村）	○応募によるモデル地域を対象に、平成16～17年度は支援事業、18年度は成果の検証を行うこととしているが、17年度11地区、18年度21地区での展開を目標としており、地域が主体となった活動として定着するよう取組を進める必要がある。 また、地産地消の一環として、地産地消の実施機関と連携して取り組んでいく必要がある。

重点プログラム

重点プログラム名	くらし　1　　地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム	主担当部局名	防災危機管理局	「県政報告書」の頁	230～234頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震から命を守ることに重点を置いて県民の皆さんや市町村と共に津波に対する避難対策、建物の耐震化対策、緊急輸送路・避難路の整備を進めます。	県営中山間地域総合整備事業	対象地区内の集落道整備率	42%	44%
	団体営農村総合整備事業			
	揮発油税財源身替農道整備事業（緊急輸送路関連道路）	農道供用率（整備対象路線）	76%	70%
	広域農道整備事業（緊急輸送路関連道路）			
	※その他当施策外の事業　19事業			

当施策関連事業

	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○県営中山間地域総合整備事業では平成16年度、測量設計・用地買収を実施し、17年度以降集中的に工事を実施することとしたので、対象地区である志摩地区の集落道整備率は0%（目標9%）であったが、団体営事業では、伊勢2期地区の整備率は59%（目標53%）で、2地区を合わせた整備率は目標を達成している。 また、揮発油税財源身替農道は、いなべ市丹生川中地区で0.5kmを、広域農道は伊賀2期・3期地区で1.7kmをそれぞれ整備しているが、両事業による農道供用率は70%と目標の76%を達成できていない。	○揮発油税財源身替農道整備事業及び広域農道整備事業の農道供用率は、15年度（64%）から12ポイントアップの目標76%に対して実績70%と6ポイントアップにとどまっており、緊急輸送路関連道路の整備は目標達成に重要であるので、一層推進する必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　247～249 頁
県政報告書　156～157 頁

施策番号	554
施策名	港湾の整備
施策の目的	港湾利用者が物流・人流拠点や親水空間として利用しやすい港湾になっている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
県土整備部	入港船舶総トン数（5トン以上の船舶、単位：万トン）	目標	8,000	8,100	8,200
		実績	8,000	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 人の交流を支える港湾ネットワークの形成	県土整備部	接岸可能旅客船舶トン数（トン）	目標	2,336	2,336	2,336
			実績	2,336	—	—
2 物流機能の充実・強化	県土整備部	接岸可能貨物船舶トン数（トン）	目標	526,200	526,200	571,200
			実績	526,200	—	—
3 快適な水辺空間の整備	県土整備部	港湾緑地の整備面積（ha）	目標	27.0	27.0	31.4
			実績	27.3	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

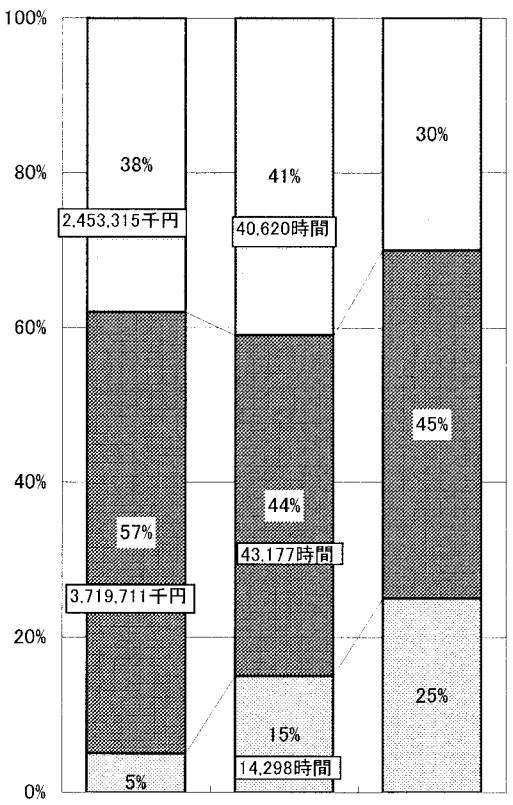

施策計	3,892,905 千円	45,825 時間

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 港湾ビジョンの検討

県内の港湾は、四日市港(指定特定重要港湾)、津松阪港及び尾鷲港(重要港湾)、その他17港(地方港湾)の計20港あり、その規模・性格は大きく異なっている。港湾の利用は背後地の経済・社会状況の影響を強く受け、予測するのは困難な面があるが、整備には多額の費用と長い期間を要するため、重点的・長期的な取組が必要である。

四日市港管理組合が「政策推進プラン」において管理運営の具体的な方向性を打ち出しているが、県においても港湾全体の整備・運営についてのビジョンを検討されたい。

2 四日市港との連携

四日市港は、入港船舶総トン数で県内港湾の74%、海上出入貨物量で84%を占め、本施策の相当部分を占めている。「四日市港振興調整会議」などを活用し、四日市市と県で構成する四日市港管理組合との連携をさらに深め、本施策の効果的な推進を図られたい。

3 港湾計画等の見直し

尾鷲港の港湾計画の改訂作業中であるが、現計画の策定時(平成3年)からの社会経済情勢の変化を踏まえ、費用対効果を重視した内容を検討されたい。また、鳥羽港の二期工区の計画についても、伊勢・志摩の地域づくりとの整合を図るとともに、費用対効果を勘案して検討されたい。

4 工作物の無許可占用や放置艇等の対策

津松阪港や宇治山田港などの港湾において、工作物の無許可占用やプレジャーボートの放置が見られ、指導や対策が進んでいないので、法令に違反する場合は適切に指導するとともに、法令に違反しない場合であっても、管理上支障のある放置艇等への実効ある対策について、市町村や他の公共物管理者等と協働して推進されたい。

参考指標

○県内港湾の状況

(県計)	H.12	H.13	H.14	H.15
入港船舶総トン数(百万トン)	78.9	83.7	83.1	80.3
船舶乗降人員(万人)	291	282	278	267
海上出入貨物量(百万トン)	73.9	79.7	85.6	73.8

○各港湾の状況(平成15年)

	四日市	鳥羽	津松阪	尾鷲	賢島	浜島	その他	県計
入港船舶総トン数(百万トン)	59.1	12.7	2.2	1.9	0.5	0.7	3.2	80.3
船舶乗降人員(万人)	0	226	0	1	18	16	6	267
海上出入貨物量(百万トン)	61.7	2.6	3.5	2.4	0.0	0.0	3.6	73.8

○県管理19港湾での放置艇(平成14年調査)

1,715隻

(内訳)宇治山田港663隻
長島港　172隻
尾鷲港　171隻　など

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
20.3 /35

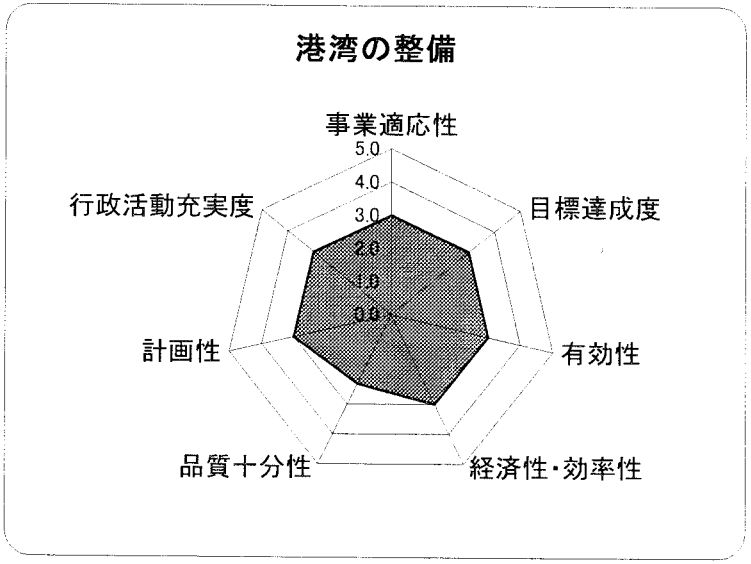

○施策を効果的に推進するため、県内港湾の全体ビジョンを明確にする必要がある。(事業適応性)

○基本事業の目標指標は「乗降人員数」「海上出入貨物量」など港湾の利用状況を表す指標とする必要がある。(目標達成度)

○港湾でのプレジャーボート等の不適正な放置・係留については、早期に指導または対策を検討する必要がある。(品質十分性)

○基本事業の評点

1 人の交流を支える港湾ネットワークの形成
【寄与度=30%】

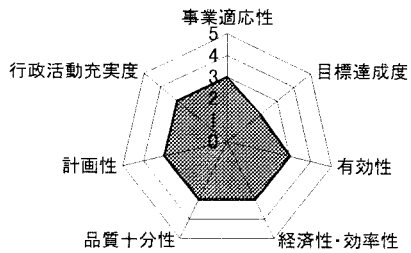

2 物流機能の充実・強化
【寄与度=45%】

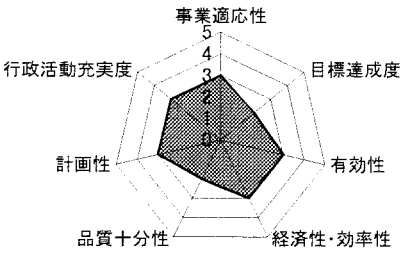

3 快適な水辺空間の整備
【寄与度=25%】

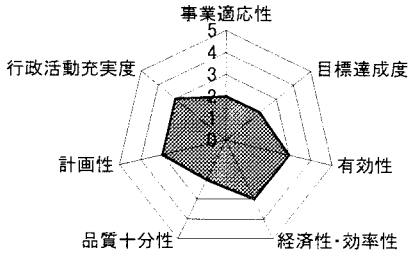

評価区分	施策の現状等	評価結果	評点
1 事業適応性	○全国の状況として、アジア諸国の港湾整備の進展により、わが国の港湾の国際競争力が相対的に低下しつつある。国において、港湾への投資重点化を図るため、スーパー中枢港湾(3地域6港)(※1)の指定を行っており、6港に四日市港が含まれている。 ○県内20港湾は、指定特定重要(四日市、全国で6港)、重要(津松阪・尾鷲、全国で128港)、地方(鳥羽など計17港、全国で953港)の3種別に分かれている。四日市港については、四日市港管理組合が管理し、他の19港は県が管理している。 ○県内の入港船舶総トン数は、平成13年をピークに80百万トン前後で推移している。海上出入貨物量は14年(86百万トン)をピークに70百万トン台で推移している。船舶乗降人員は長期的に減少傾向である。 (県計) 入港船舶総トン数(百万トン) 78.9 83.7 83.1 80.3 船舶乗降人員(万人) 291 282 278 267 海上出入貨物量(百万トン) 73.9 79.7 85.6 73.8 ○全国計では、入港船舶総トン数は、平成9年(43億トン)をピークに減少傾向にあり、海上出入貨物量も平成9年(35億トン)をピークに同様である。船舶乗降人員は昭和48年(2.5億人)をピークに長期的に減少傾向にある。 ○中部国際空港への海上アクセス基盤として、津松阪港(贄崎地区)の整備を進めていたが、平成17年2月の空港開港に合わせて供用を開始することができた。 ○平成16年7月に改正SOLAS条約(※2)が発効し、国際航海に従事する外国船舶が入港する際の保安対策が義務付けられるようになった。県管理港湾で対象となる津松阪港では、保安規定の整備、フェンスや照明の施設整備、警備員の配置を行い、17年3月には埠頭保安訓練を実施した。	○県内の港湾は、四日市港及び県管理19港の計20港あるが、その規模・性格は大きく異なっている。また、港湾の利用は背後地の経済・社会状況に密接に関連し、変動を予測するのは困難な面がある。一方、財政状況の苦しい中、事業効果を早期に発現するために投資の重点化が行われている。 四日市港管理組合では「四日市港政策推進プラン」を策定し、目指すべき姿を明確にしているほか、港湾計画が策定されている港湾(津松阪・尾鷲)もあるが、県として港湾の整備を効果的に推進するために、県内の港湾全体のあり方を明確にする必要がある。 ○贄崎地区の乗降は1日平均1,000人以上あり、有効に利用されている。引き続き、運行状況や旅客者数を見ながら、荒天時の船舶係留の安全性をさらに向上させる整備についても取り組む必要がある。 ○津松阪港大口地区(松阪ルート)の整備についても、効果的・効率的に推進する必要がある。 ○安全、安心の確保のため、引き続き適切な港湾管理を行っていく必要がある。	3
2 目標達成度	○施策の目標指標は、港湾の利用状況を示す「入港船舶総トン数」としている。	○施策の目標指標として適切である。	

	○平成16年度は目標を達成している。 目標＝8,000万トン　実績＝8,000万トン ○基本事業の目標指標3項目とも、目標を達成している。	○入港船舶を増やすためには、港湾の「ハード」能力（＝接岸可能トン数）が前提となるが、港湾が輸送サービス機関の一部である以上、背後地の産業誘致・育成など需要の掘り起こしについても必要な面がある。 ○基本3事業の目標指標は、港湾施設の規模を表し、年間事業執行の見込みを現状数値に上乗せしたものであり、3年間数値が不変のものもある。「乗降人員数」「海上出入貨物量」「緑地利用者数」など、基本事業の成果を表すアウトカム指標を検討し、行った港湾整備が有効であるかを検証する必要がある。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は「人の交流を支える港湾ネットワークの形成」が30%、「物流機能の充実・強化」が45%、「快適な水辺空間の整備」が25%としている。 ○施策の目標指標である「入港船舶総トン数」は、四日市港と鳥羽港の2港で90%を占める。 港湾別の入港船舶総トン数（平成15年） 四日市 / 鳥羽 / 津松阪 / 尾鷲 / その他 / 県計 総トン数（百万トン）：59.1 / 12.7 / 2.2 / 1.9 / 4.4 / 80.3 構成比（%）：74 / 16 / 3 / 2 / 5 / 100 当施策予算額と四日市港への県負担金額の推移 H.14 / H.15 / H.16 当施策の予算額(億円)：38.2 / 47.3 / 38.9 うち負担金額(億円)：14.5 / 14.8 / 14.0 比率(%)：38 / 31 / 36 ○人流対応としては、鳥羽港における「マリンタウン21」一期工区による船だまり整備が行われているほか、中部国際空港へのアクセスとして津松阪港贄崎地区が供用開始されており、津松阪港大口地区や四日市港からのアクセスも計画されている。 港湾別の船舶乗降人員（平成15年） 鳥羽 / 賢島 / 浜島 / その他 / 計 人員（万人）：226 / 18 / 16 / 7 / 267 構成比（%）：84 / 7 / 6 / 3 / 100 ※平成17年2月開港のため、中部国際空港アクセス分は上記表中には挙がっていないが、その乗降者数が計上されれば、津松阪港が上位に入ってくる。	○施策を構成する基本事業は、施策の目的達成に有効である。 ○施策の目標指標「入港船舶総トン数」は、大部分を四日市港が占めるので、四日市港管理組合と県の関わりを強め、施策を効率的に推進する必要がある。	3

	○物流対応としては、貨物量の増大や船舶の大型化に対応するため、四日市港でコンテナターミナル（水深14m）の整備が進められており、津松阪港（大口地区）では既存岸壁の増深改良（水深7.5m）が進められている。 港湾別の海上出入貨物量（平成15年） 四日市 61.7 / 3.5 / 2.6 / 2.4 / 3.6 / 73.8 構成比（%） 84 / 5 / 3 / 3 / 5 / 100	○四日市港については、現状では、コンテナ化されない原油の輸入や自動車の輸出の割合も大きい（四日市港の平成16年統計　輸入38百万トンのうち原油・LNGが76%、輸出3.7百万トンのうち、自動車が53%）ものの、港湾整備の効果が出るには一定の年数がかかり、長いスパンで捉える必要がある。 四日市港での大規模なコンテナターミナルの整備による地域経済効果については、利用状況を含め、構成団体である県としても継続的に検証を行っていく必要がある。	
4 経済性・効率性	○公共工事コスト縮減計画における実績（平成15年度,県管理港湾の分）は、港湾・海岸事業は6.0%であった。 （参考）道路整備事業6.3%　河川事業1.8% 県土整備部全体:5.7% ○事業効果の早期発現のため、県管理港湾では津松阪港、鳥羽港に投資を重点化している。 ○港湾緑地の整備は、平成16年度は四日市港（富双緑地）と鳥羽港で進められている。富双緑地については、全体計画9.6haのうち、6.2haが供用開始された。	○現行の第3次行動計画においても、コスト縮減に取り組む必要がある。 ○公園的な利用を目的とする県民にとって、港湾緑地は一般的に認知しにくい場所であるとともに、整備後の利用状況も把握されていない。 今後の整備に当たっては、県民のニーズを的確に把握する必要がある。	3.0
5 品質十分性	○県管理港湾で整備が予定されている津松阪港、鳥羽港、尾鷲港については、事業効果をより発揮させるため、港湾整備促進協議会などの場で市町村・地元住民・港湾利用者の意見を聴きながら整備・計画を進めている。特に、重要港湾（津松阪、尾鷲）に法定の港湾計画の策定・改訂は、港湾審議会の意見を聴くことが義務付けられている。 ○津松阪港や宇治山田港などで、適正に許可を受けていない工作物の占用や、プレジャーボートの放置などが見られる。工作物については、適正化への取組がなされているものの、プレジャーボート等については、現条例では係留許可が不要な場合が多く、有効な対策がとられていない。 ・県管理19港湾での放置艇（平成14年調査）＝1,715隻 ・県港湾施設管理条例により係留施設使用に許可を要する港湾: 津松阪、鳥羽、尾鷲、鵜殿	○平成20年度完成目標で行われている鳥羽港一期工区や、改訂作業に入っている尾鷲港の港湾計画については、事業効果がより発揮されるよう、引き続き、将来の港湾の利用推計や地元住民などからの意見を生かして進める必要がある。 ○許可されていない工作物については、撤去させるなど適正化指導を引き続き行う必要がある。 ○プレジャーボート等については、無許可で係留しているものに対しては、条例に基づき指導する必要がある。また、許可は要しないものの港湾管理上支障のあるものについては、市町村や河川管理者などと連携のうえ、有効な対策を検討する必要がある。	2.3

<table>
<tr><td>6 計画性</td><td>○重要港湾以上(四日市、津松阪、尾鷲)については、港湾計画の策定が義務づけられ、社会経済情勢の変化等の必要に応じて改訂されている。

○県管理の港湾施設の継続的な維持補修は、整備後の年数経過による老朽化や供用施設の増加により、事業需要が増しているが、維持補修にかかる予算は、大幅な増加はしていない。

港湾施設維持補修費(県管理港湾のみ、単位:億円)
<table><tr><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td><td>16年度</td></tr><tr><td>2.2</td><td>2.4</td><td>2.1</td><td>1.5</td><td>2.5</td></tr></table></td><td>○個々の計画のみでなく、三重県の港湾について、整備をどのように進めていくかを示す全体計画についても定める必要がある。

○他の公共土木施設(道路、河川など)と同様に、施設全体の老朽度を把握のうえ、計画的・効率的に予算などの資源を配分し、港湾施設としての機能を確保していく必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>7 行政活動充実度</td><td>○津松阪港(贄崎地区)からの中部国際空港アクセスについては、津市と連絡船関連施設整備について協働して取り組んだ。この際、空港側の整備については、県地域振興部を通じて調整を行った。

○国及び中部地区の港湾管理者(名古屋港管理組合など)との連絡調整会議で、定期的な情報交換を行っている(16年度　2回)。

○四日市港については、自治体や経済団体などからなる「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会」に参画し、港湾や空港の連携や産業の活性化について検討した。

○県関係部局と四日市港管理組合からなる「四日市港振興調整会議」において、県と管理組合の情報共有を図っている。

○県管理港湾の緑地(8箇所)については、地元市町村と管理協定を結び、適切に管理している。

○改正SOLAS条約で求められている保安対策の強化のため、入国管理局、海上保安部、警察、港湾利用者などからなる「津松阪港保安対策協議会」を設置し、平成17年3月に埠頭保安訓練を実施した。</td><td>○空港開港にあわせて津松阪港(贄崎地区)を供用開始することができた。

○県の施策を効果的に推進するために、今後も積極的な意見交換を図っていく必要がある。

○港湾施設の機能維持や安全確保については、引き続き市町村、国、港湾利用者などと連携して行っていく必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

※1　スーパー中枢港湾プロジェクト
近隣アジアに比較して地位が低下している国内コンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、実験的・先導的な方策に官・民連携して取り組む。平成16年7月に京浜港(東京、横浜)、阪神港(神戸、大阪)、伊勢湾(名古屋、四日市)の3地域6港が指定された。

※2　SOLAS(海上人命安全)条約
タイタニック号の海難事故を契機に1914年に締結された国際条約であるが、港湾のテロ対策強化を目的として平成14年12月に改正され，16年7月から発効した。国際航路に従事する船舶が使用する港湾の管理者に、保安計画の策定や埠頭保安施設の整備、警備体制の強化を義務付けている。

前回監査(評価)からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定B	評点合計21.0	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 三重県の港湾ビジョンの策定 人、モノの交流を安定的かつ効率的に行える港湾ネットワークを形成することが重要であり、背後地を含めた人流・物流の動向、交通網などを勘案し、四日市港を含めた県内港湾全体の目指すビジョンを明確にされたい。	国及び中部地域の港湾管理者で策定予定の「中部地域港湾連携方針(仮称)」を踏まえて、県内港湾全体のビジョンを定めるとしているが、現時点ではいずれも定められていない。 なお、四日市港については、四日市港管理組合が策定した「政策推進プラン」により、具体的な方向性が定められている。			検討予定
	2 事業の重点化 津松阪港(贄崎地区)の空港アクセス対応や、四日市港の国際コンテナ対応などに事業を重点化しているが、財政状況が厳しいので、引き続き入港船舶総トン数など利用実態や将来需要を十分反映した資源投入を行っていくことが重要である。	事業は、四日市港のほか津松阪港や鳥羽港に重点化されている。特に津松阪港(贄崎地区)の空港アクセスについては、平成17年2月の空港開港にあわせて供用開始することができた。			対応済み
	3 港湾計画の見直し 尾鷲港の港湾計画の改定にあたっては、平成3年から13年の間に貨物量が27.4%減少するなど社会経済情勢の変化を踏まえ、費用対効果を重視する必要がある。 鳥羽マリンタウン21計画の二期工区については、利用状況の変化を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしたうえで事業を計画されたい。	尾鷲港の港湾計画について、防災機能強化の点から配置計画の見直しを行っており、改定作業中である。鳥羽港の二期工区については、「とばみなと・まちづくり会議(仮称)」の場で港湾利用者などの意見を聴きながら、計画の策定に入る予定である。			検討に着手
	4 不法係留対策の推進 宇治山田港、津松阪港などでプレジャーボートの不法係留が多いので、対策を検討し、実効ある対策を講じられたい。	地元関係者や市町村、港湾以外の公共物管理者(漁港・河川)と協働して、対策の検討に着手している。			検討に着手

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　250～253 頁
県政報告書　158～159 頁

施策番号	555
施策名	基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進
施策の目的	県民が公共事業への信頼感を向上させている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
県土整備部	公共事業の透明化率（%）	目標	71	74	81
		実績	71	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 公共事業の適正な執行・管理の支援	県土整備部	公共事業評価実施率（%）	目標	72	76	86
			実績	70	—	—
2 競争性・透明性の高い公共事業の発注プロセスの確立	県土整備部	競争性・透明性の高い入札方式の実施率（%）	目標	72	73	75
			実績	72	—	—
3 公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進	県土整備部	県実施公共事業の情報電子化率（%）	目標	24	39	66
			実績	21	—	—
4 計画に基づく公共事業用地の適正な確保	県土整備部	計画的公共事業用地取得達成度	目標	1.40	1.45	1.50
			実績	1.40	—	—

指標①「公共事業評価実施率」＝（事前評価の実施率＋事中評価の実施率＋事後評価の実施率）／3
②「競争性・透明性の高い入札方式実施率」＝（一般競争・公募型・地域公募型の件数）／（全発注件数）
③「情報電子化率」＝（電子入札の実施率＋事業情報の電子化率）／2
④「用地取得達成度」＝（取得済で着工可能な用地面積）／（新規に着工する用地面積）

施策に対する各基本事業の占める割合

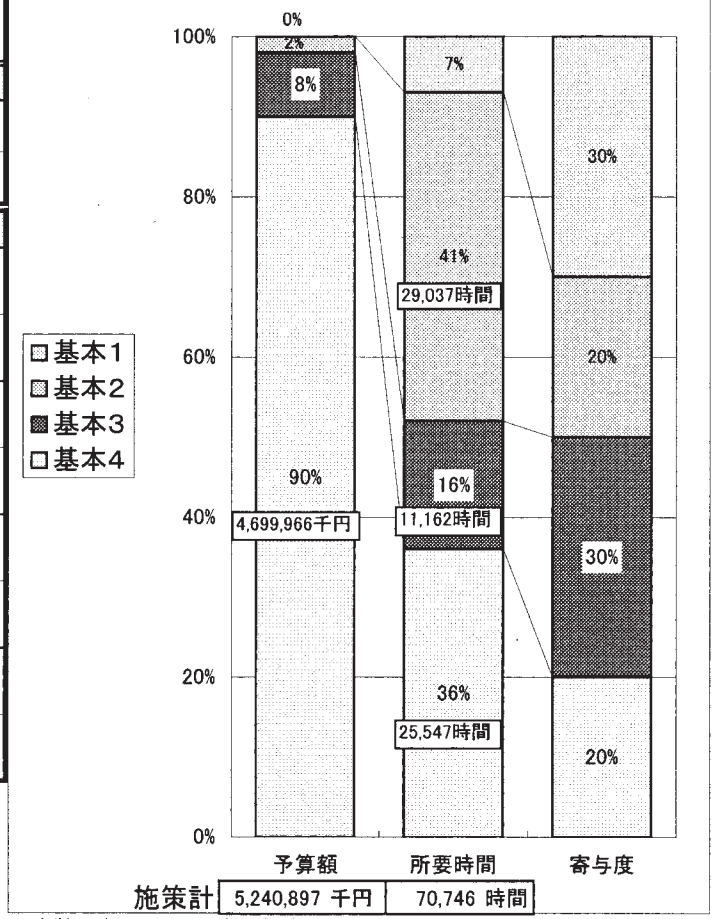

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査(評価)結果

1. 総括意見

1 公共事業の効果的・効率的な執行

公共事業予算が減少する状況で、事業の効果的・効率的な執行が一層重要になっているが、本県では、各部局からなる公共事業総合推進本部(事務局:県土整備部)で、事業評価、入札・契約制度、IT化など公共事業に関わる取組を庁内横断的に行っている。

特に、事前評価により同一分野内での各事業を点数化し、予算化の優先順位付けを行うことは、全国的に先駆的な取組と認められる。また、コスト縮減及びIT化についても、それぞれアクションプログラムに沿って計画的に進められている。

今後とも、採択の透明性・公平性・客観性の向上を図るため、事業評価制度を一層充実させるとともに、電子システムの有効活用などにより、公共事業の効果的・効率的な執行に資する仕組みづくりを推進されたい。

2 入札・契約制度の継続的な改善

競争の促進、透明性の確保等を目的として、平成14年に定めた「入札及び契約制度改善への指針」により、地域公募型指名競争入札の導入等、改善の取組が行われ、また、「品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、新たな入札方式が試行されている。

限られた予算を有効に活用するため、適正な価格での契約と事業の品質確保は一層重要になっているので、入札・契約制度の改善に継続的に取り組まれたい。

また、地域機関の県単公共工事については、16年度契約件数の67.1%が増額変更されており、その中には設計時の適切な調査・計上に努めるべきもの、別途発注を検討すべきもの等が見受けられる。安易な変更は、入札・契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、調査精度の向上等を図るとともに、変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に資する仕組みづくりに努められたい。

3 公共用地未登記筆の早期処理

昭和50年代以前に発生した、県土整備部所管公共用地の未登記筆処理を進めており、平成16年度では331筆処理したが、残存筆が6,054筆ある。16年度に全筆のカルテ作成(未登記各筆の再把握)と処理の難易度分析が完了し、17年度以降5カ年で1,000筆処理する目標である。

財産の適正管理の点で、未登記筆は早期に処理すべきであるので、残存筆の状況・難易度に応じて、計画的・効率的に登記処理を進められたい。

参考指標

○普通建設事業費の決算額の推移(単位:億円)

	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16
決算額	2,390	2,069	1,823	1,528	1,361
H.12に対する比率	100	87	76	64	57

○公共事業評価の実施件数

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
事前	−−	−−	−−	1,258	1,013	954	995
事中	78	23	26	20	25	38	13
事後	−−	−−	−−	−−	−−	3	2

○CALS／ECアクションプログラム策定府県数(累計)

H14	H15	H16
20	34	40

※三重県はH.13年度末に策定

○工事請負契約の平均落札率(単位:%)
(県土整備・農水商工・環境森林各部の計)

	一般競争	公募	地域公募	指名競争	随意契約	平均
H14※	91	89	88	92	96	89
H15	93	92	88	92	96	90
H16	93	93	87	93	97	91

※H14は「土木一式工事」のみの数値(橋梁工事・舗装工事などは含まれない)

○未登記筆の処理実績
(県土整備部分のみ、単位:筆)

H.14	H.15	H.16	残存筆(H.16末)
293	374	331	6,054

2. 総合判定及び施策・基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
23.1 /35

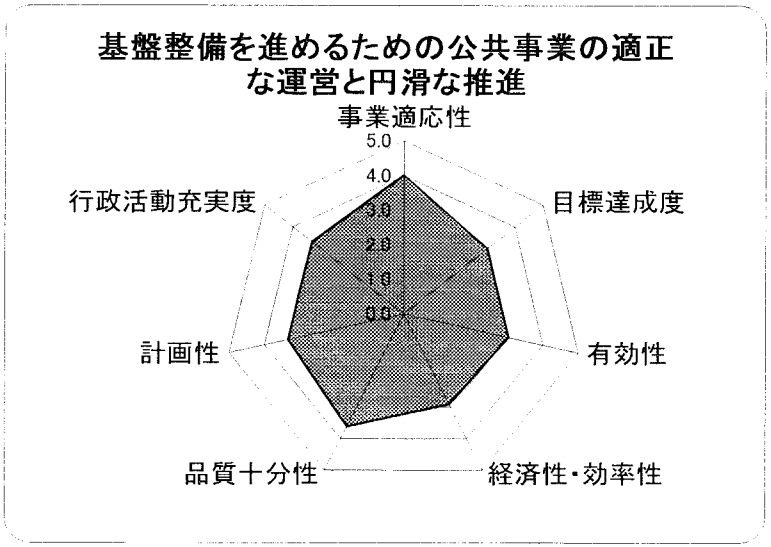

○公共事業の事前評価により事業を点数化し、予算編成時の順位付けに用いる取組がなされている。(事業適応性)

○IT化について「CALS／ECアクションプログラム」を定め、計画的に電子システムの導入・運用拡大に取り組んでいる。(事業適応性、計画性)

○公共事業評価の結果・審査経緯については、その都度公表されている。事中・事後評価については外部委員による「公共事業評価審査委員会」において審査している。(品質十分性)

○各部局からなる「公共事業総合推進本部」において、入札・契約制度、IT化、コスト縮減計画などへの取組が横断的に行われている。(行政活動充実度)

○基本事業の評点

1 公共事業の適正な執行・管理の支援
【寄与度=30%】

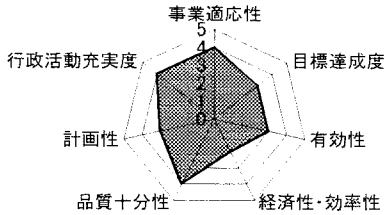

2 競争性・透明性の高い公共事業の発注プロセスの確立
【寄与度=20%】

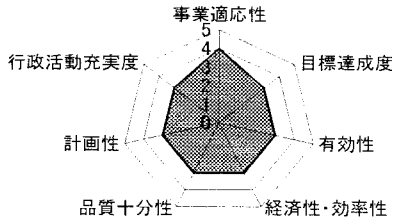

3 公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進
【寄与度=30%】

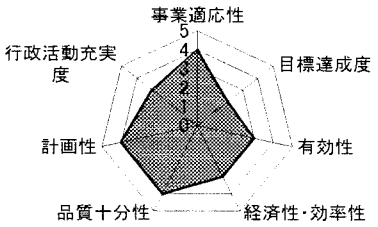

4 計画に基づく公共事業用地の適正な確保
【寄与度=20%】

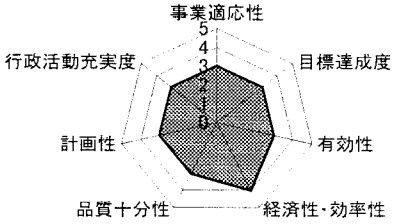

3. 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評価結果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○公共事業予算は、国・県とも減少傾向にある一方、道路整備や災害対策など事業需要は減っておらず、限られた予算を有効に使うことが求められている。

○庁内部局で構成する「公共事業総合推進本部」において、入札・契約制度、事業評価、IT化、コスト縮減など公共事業に関わる取組を横断的に行っている。
（構成部局）総合企画局、総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、出納局、県民局代表

○競争性の高い入札・契約制度の充実や工事コスト縮減を図り、個々の事業費用を低減させるとともに、費用対効果を精査したうえで事業を重点化し、事業効果を早期に発現させるよう、取り組んでいる。

○県が事業主体となる公共事業（維持管理事業などは除く）の評価を行っている。
平成10年度に始まった「事中」については、16年度までに延べ224件を評価しており、うち11件について中止の答申を受けて事業が中止している。

公共事業評価制度の概要
<table><tr><th></th><th>事前</th><th>事中</th><th>事後</th></tr><tr><td>対象</td><td>県事業で、環境森林部、農水商工部、県土整備部の所管事業（継続・新規とも）</td><td>県事業（水道事業含む）で
(1)事業採択後5年間を経過した時点で未着工
(2)事業採択後一定期間を経過した時点で継続中
(3)再評価実施後一定期間が経過　　など</td><td>県事業（水道事業含む）で、
(1)事業完了後一定期間（おおむね5年）を経過　かつ
(2)事業担当室が規模及び特性等を考慮して選定</td></tr><tr><td>目的</td><td>予算編成時の優先度</td><td>採択後の事業の継続適否</td><td>事業終了後の事業効果などの検証</td></tr><tr><td>形態</td><td>内部評価</td><td>外部評価（有識者による公共事業評価審査委員会の答申を尊重）</td><td>同左</td></tr><tr><td>16年度実施件数</td><td>995件（継続675、新規320）</td><td>13件</td><td>2件</td></tr><tr><td>開始年度</td><td>H.13</td><td>H.10</td><td>H.15</td></tr></table></td><td>平成12年度からの普通建設事業費の決算額の推移
（単位：億円）
<table><tr><th></th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr><tr><td>事業費</td><td>2,390</td><td>2,069</td><td>1,823</td><td>1,528</td><td>1,361</td></tr><tr><td>H12を100とした時の比率</td><td>100</td><td>87</td><td>76</td><td>64</td><td>57</td></tr></table>
○事業を重点化するうえで事業採択の透明性・公平性・客観性の確保は不可欠であり、引き続き県民への説明責任を果たせるよう、評価制度の充実に取り組む必要がある。

○事中・事後の公共事業評価については、府省庁や他府県でも行われているが、事前評価により同一分野内の各種事業を点数化し、予算化の優先順位付けを行うことは、国を含めて先駆的な取組と認められる。</td><td></td></tr>
</table>

○公共事業の入札・契約について、公正な競争の促進、透明性の確保等を図るために施行された「入札及び契約の適正化促進法」を受け、三重県では平成14年4月に「入札及び契約制度改善への指針」を定めた。この方針により、一般競争入札等の拡大や地域公募型指名競争入札の導入などが行われた。

	法律等	内容
H12.11	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	①入札・契約に関する事項の公表
		②適正化指針策定の義務付け　など
H14.4	「入札及び契約制度改善への指針」(三重県)	①一般競争入札、公募型指名競争入札の適用拡大
		②地域公募型指名競争入札の導入
		③予定価格の事前公表　など
H17.4	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」	価格と品質で総合的に優れた公共工事への転換

○公共事業のIT化は、事業執行過程の透明化や業務の効率化などを目的として、「CALS／EC(※)アクションプログラム」に基づき、電子入札の導入などが行われている。

CALS／ECアクションプログラム策定府県数(累計)

平成14年度	平成15年度	平成16年度
20	34	40

※三重県は平成13年度末に策定

○過去(昭和50年代以前)に発生した県土整備部所管の公共用地の未登記筆について登記処理を進めている。平成16年度において331筆処理したが、残存筆が6,054筆ある。16年度にカルテ作成(未登記各筆の再把握)と処理の難易度分析は終わっており、17年度以降5カ年で1,000筆処理する目標である。
　なお、本施策の対象外であるが、農水商工部所管の未登記筆は、平成16年度末で1,200筆ある。

○談合情報把握時の対応として「三重県建設工事等の談合情報マニュアル」が定められており、公正入札調査委員会へ速やかに報告する取り決めになっている。委員会は、入札の延期や契約の保留などを行った後、事情聴取などにより談合の存否を調査する。

○電子入札などシステムの運用開始後においては、安定的なシステム運用や個人情報保護の観点から次のような取組がされている。
・電子入札のシステム障害によるサービス停止時には、担当者へ携帯メールを発信し、迅速な対処を行う
・土地所有者などの個人情報を取り出す際には、その都度各所属長からの依頼文書により提供する

○限られた予算を有効に利用するため、適正な価格での契約と事業の品質確保は重要になっており、入札・契約制度の改善に、今後とも一層取り組む必要がある。

工事請負契約の件数と平均落札率(単位:%、県土整備・農水商工・環境森林各部の計)

	一般競争		公募		地域公募		指名競争		随意契約		計	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
H14※	42	91	164	89	840	88	328	92	38	96	1,412	89
H15	51	93	152	92	1,186	88	546	92	31	96	1,966	90
H16	38	93	131	93	1,115	87	1,058	93	116	97	2,458	91

※H14は「土木一式工事」のみの数値(橋梁工事・舗装工事などは含まれない)

○本県ではアクションプログラムが早期に策定され、電子入札についても、都道府県の中では比較的早く導入されたと認められる。

電子入札の導入状況(H17.10)

国土交通省	三重県	他府県
H13.10運用開始	H15.10運用開始	運用開始済　28都府県
H15.4全面適用	H17.10全面適用	開発中　11県

三重県の16年度実施　工事211　測量・設計委託580　計791件

○財産の適正管理の点で、未登記筆は早期に処理すべきであるので、再把握した残存筆の状況・難易度に応じて、計画的・効率的に処理を進めていく必要がある。

未登記筆の処理実績
(県土整備部分のみ、単位:筆)

H14	H15	H16	残存筆(H16末)
293	374	331	6,054

○マニュアルにより、情報把握時の対応が迅速・統一的に行われている。

談合情報が寄せられた工事の件数

	H14	H15	H16
情報が寄せられたもの	35	27	9
談合の疑いが払拭できないとして入札を無効・中止としたもの	1	6	0

<table>
<tr>
<td>2 目標達成度</td>
<td>○施策の目標指標は、「公共事業の透明化率」としている。
これは「事業評価（事前・事中・事後）の実施率」と「競争性・透明性の高い入札方式（一般競争・公募・地域公募）の実施率」の平均である。
○平成16年度の実績は、目標を達成している。
目標＝71％
実績＝71％（評価実施率＝70％、入札方式実施率＝72％）
○基本事業の目標指標4項目のうち、2項目は目標を達成している。下記の2項目は目標を達成していない。
公共事業評価実施率：目標＝72％、実績＝70％
県実施公共事業の情報電子化率：目標＝24％、実績＝21％</td>
<td>○目標指標は施策の達成への進捗を表しているが、異なる指標の平均であるので、個々の指標の管理も併せて取り組む必要がある。
○目標指標は実施率であり、「質」の点で、事業評価については、予算編成との同一性確保など精度の充実を図り、入札方式については、競争性・透明性の高い制度への継続的な改善を図る必要がある。
○達成していない基本事業については、目標を達成する必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>○基本事業の寄与度は、「公共事業の適正な執行・管理の支援」「公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進」が各30％、「競争性・透明性の高い公共工事の発注プロセスの確立」「計画に基づく公共事業用地の適正な確保」が各20％としている。
○4基本事業のうち、公共用地にかかる基本事業は、県土整備部所管事業の用地取得が対象であり、農水商工部など他部局の所管分は対象外である。他の3基本事業は公共事業総合推進本部としての取組であるので、原則として全部局を対象としている。</td>
<td>○施策を構成する基本事業は、公共事業を下支えする事業であり、施策の目的達成に有効である。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>4 経済性・効率性</td>
<td>○公共工事のコスト縮減については、平成9年度分からの第1次行動計画から始まって、16年度からの第3次行動計画に引き継がれている。
公共工事コスト縮減計画
<table>
<tr><th></th><th>期間</th><th>基準年度</th><th>目標</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>①第1次行動計画</td><td>H.9～11</td><td>H.8</td><td>H.11で10％</td><td>約10％（達成）</td></tr>
<tr><td>②第2次行動計画</td><td>H.14～15</td><td>H.8</td><td>H.15で15％</td><td>H.14で17.8％（前倒し達成）</td></tr>
<tr><td>③15年度緊急アクションプラン</td><td>H.15</td><td>H.14</td><td>H.15で11.4％</td><td>7.0％（達成できず）</td></tr>
<tr><td>④第3次行動計画</td><td>H.16～19</td><td>H.14</td><td>H.19で15％</td><td>（進行中）</td></tr>
</table>
○地域機関（生活環境森林部、農水商工部、建設部、下水道部）における県単工事は、契約変更されるものが多く、平成16年度においても、全762件のうち、約67％が増額変更、約15％が減額変更されている。
各部局からなる公共事業総合推進本部としては、16年12月に既存の設計変更要領の厳格な運用を通知し、同時に新しい設計変更制度についても検討を開始した。</td>
<td>○各々の事業でのコスト縮減は、公共事業予算の減少状況下において重要課題であり、第2次行動計画の目標は前倒し達成された。平成15年度はさらに高い目標を設定したものの達成はできなかったが、現行の第3次行動計画の目標達成に向けて引き続き縮減に取り組む必要がある。
③における15年度の縮減実績
<table>
<tr><th></th><th>県土整備</th><th>農水商工</th><th>環境</th><th>総務</th><th>企業庁</th><th>警察</th><th>全部局計</th></tr>
<tr><td>縮減率（％）</td><td>5.7</td><td>9.6</td><td>8.1</td><td>7.7</td><td>15.4</td><td>6.0</td><td>7.0</td></tr>
</table>
○契約変更された中には、事前調査が不十分なもの、別途工事として発注すべきもの等も見受けられることから、当初設計時の調査精度の向上や変更にかかるチェック体制の強化など、引き続き改善に取り組む必要がある。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

	○主な電子システムの事業費は下記のとおりで、開発に当たった年度は特に多額になっている。 主な電子システムの事業費(単位:百万円) システム名 / H14 / H15 / H16 / 開発年度 電子入札 / 139 / 177 / 36 / H14,15 支援統合情報 / 24 / 89 / 95 / H16,17 進行管理 / 73 / 90 / 427 / H16,17	○進行管理システムは、新システム化により職員の操作効率が大きく向上する。また、支援統合情報システムは新規開発であるが、過去の情報を含め、事業執行情報が地図上で一元管理され、効率的な執行に役立つので、両システムとも計画どおり運用開始できるよう取り組む必要がある。 ○IT化について、電子入札などによる事業情報の透明化効果については理解され易いものの、事業執行の効率化については、開発または運用に要した費用に見合う効果が発現されるよう、継続的に取り組む必要がある。	2.9
	○平成10年度から、県土整備部の事業用地取得業務を土地開発公社に委託し、公社職員の経験・知識を生かした取得交渉を行っている。 用地取得難航箇所(交渉開始から5年以上) / H14 / H15 / H16 箇所数 / 54 / 49 / 31	○専門性の高い公社職員により、効率的に用地取得業務が行われている。	
	○事業用地を先行して確保するために、土地開発公社にあらかじめ取得資金を無利子貸付し、3年度以内に県が再取得する制度を昭和63年度から始めている。当初は貸付金額は年度あたり12億円であったが、現在は41億円である。 先行取得の実績 / H14 / H15 / H16 事業数 / 32 / 21 / 21 面積(m^2) / 82,171 / 82,051 / 85,785	○先行取得制度は、取得業務の機動性確保や業務量平準化に有効である。	
5 品質十分性	○公共事業評価については、事前・事中・事後の3段階があるが、事中・事後については外部委員からなる「公共事業評価審査委員会」において審査することとしている。これらの評価の結果・審査経緯については、その都度公表されている。	○事中評価において、第三者により審査し、その経緯を公表することにより、事業継続の適否判断の公正性や透明性の確保に努めている。	
	○公共事業の事前評価については、内部評価であるものの、県予算との連動が図れるよう、評価手法の改善を図っている。特に、景観・文化・快適性など環境に関する便益評価機能を向上させるために平成16年度に「県民18,000人アンケート」を行い(回答率約30%)、環境面へのニーズを事業効果へ換算する手法を検討している。 評価結果については、事業実施予定箇所とあわせて、公表している。	○評価手法の改善を図り、項目に対する県民のニーズの把握に努めるとともに、結果をわかりやすく公表している。。	

○県の入札・契約制度全般に関して定期的（年4回）に審議する機関として、平成14年9月から「入札監視委員会（学識経験者委員5名）」が設置されているほか、国や他府県の状況の調査や、建設業者などとの意見交換を行っている。

「一般競争・公募型・地域公募型」の金額的な適用範囲

	金額要件	開始時
三重県	すべて	H14．6から
愛知県	1.5億円以上	H16．4から
岐阜県	3億円以上	H8．4から

○公正性・競争性・透明性の高い入札・契約制度の運用のため、制度の改善及びその効果検証に引き続き取り組む必要がある。

3.6

○電子入札・電子納品の適用範囲の拡大が進んでいるが、ビジネスパートナーとして建設業協会と意見交換し、ニーズの把握に努めている。進行管理システムなどの内部システムについては、地域機関職員からの要望・意見の把握を定期的に行っている。

○システムの直接利用者の意見を取り入れ、システムが有効に利用されるよう、運用などの改善を引き続き図っていく必要がある。

○電子入札は、平成17年10月には対象が全案件へ拡大されるが、電子入札に必要なICカードの未登録業者が多数存在する。登録申請中であることを示せば、従来の紙面入札も受け付けることとしている。

＜電子入札利用者（工事）登録比率（平成17年10月現在）＞
土木Aランク業者210/212＝99.1%
〃 Bランク業者286/297＝96.3%
〃 Cランク業者626/891＝70.3%

○小規模な業者に対しても利用者登録の促進や操作方法の周知を図る必要がある。

6 計画性

○循環型社会構築の取組の一つとして、産業廃棄物の最終処分量の多くを占める建設系廃棄物の減量のため、平成14年度に「三重県建設リサイクル推進計画2002」を定め、県以外の公共工事や民間工事も含めて建設副産物対策に取り組んでいる。

建設リサイクルの目標と平成15年度実績　（単位：%）

	目標値		実績				
			土木			建築工事	合計
	H17	H22	公共工事	左のうち県の分	民間土木		
建設廃棄物	91	92	98.4	91.9	99.9	99.7	98.6
アスファルト・コンクリート塊	99	99	99.8	100	100	100	99.8
コンクリート塊	99	99	99.9	99.9	100	99.9	99.9
建設汚泥	75	85	76.6	77.1	99.1	99.1	78.2
建設混合廃棄物	45千t以下	30千t以下	0	0	0	0	0
建設発生木材	90	95	93.1	91.2	－－	92	95.4
建設発生土	75	90	73	74	36	31	71

○アスファルト・コンクリート塊や建設混合廃棄物などは既に平成17年度目標値を達成しているが、他の指標についても目標達成するように取り組む必要がある。

3.3

	○「三重県CALS／ECアクションプログラム」に沿って、電子入札・電子納品の適用範囲の拡大や各システムの開発などが進んでいる。 CALS/ECの整備スケジュール H15 / H16 / H17 / H18 / H19 電子入札：部分運用 / 全面運用 進行管理：部分運用 / 全面運用 設計積算：（運用）（機器更新） 支援統合DB：運用開始 電子納品：部分運用 / 全面運用	○計画に沿って事業が進められている。	
7 行政活動充実度	○建設副産物のうち建設発生土について、平成16年度実績は集計中であるが、有効利用のため国や市町村と連携して、以下のような取組を行っている。 ・中部地方整備局と共同で公共工事土量調査を16年3月に行い、土砂の発生箇所と必要箇所を事前に把握し、建設発生土の有効な流用を促進している。 ・建設発生土情報交換システムの利用は、16年度172工事（前年度69工事）あり、システムの加入市町村も16年度27市町村（前年度24）となっており、市町村の加入促進を図っている。 ○県の公共事業のIT化の取組について、受注者側にあたる建設業協会のIT委員会と意見交換を行っている。また、電子入札に必要なICカードの登録拡大についても、協働して推進している。 ○街路事業などで、市町村職員を受け入れて用地取得業務を行っている。 受入市町村職員数（単位：人） H14 / H15 / H16 職員数：4 / 4 / 5	○県の工事の平成15年度実績は74％で、「三重県建設リサイクル推進計画2002」における17年度目標値（75％）をほぼ達成している。引き続き、他の公共団体と連携して発生土の有効利用を進める必要がある。 ○電子入札、電子納品ともに受注者側の取組が不可欠であるので、引き続き積極的に関わっていく必要がある。 ○街づくりなどと密接に関連する事業について、市町村と連携した用地取得が行われている。	3.3
特定課題	○平成14年4月に公正取引委員会が独占禁止法違反として排除勧告を出した県内測量業者の談合問題について、平成16年5月に県から33社に対し総額約18億円（農水商工部含む）の損害賠償請求を行い、17年4月までに約10億4千万円を県へ支払う形での和解が全社と成立した。業者からの納付は、一括払や最長10年間の分割払で行われている。	○業者の損害金納付を確実に履行させるとともに、さらに対策を進め、再発防止に努める必要がある。	

※CALS／EC
Continuous Acquisition and Life-cycle Support／Electronic Commerce（継続的な調達とライフサイクルの支援／電子商取引）。公共事業のIT化の意で用いられる。

《評点及び総合判定の考え方》

1　評点の算出方法

（1）施策の評点

①「事業適応性」、「目標達成度」、「有効性」の3つの評価項目について、それぞれの施策評価基準に基づき、a、b、cの3段階評価を行います。

②3段階評価の組み合わせにより、1～5の評点を付けます。

③「経済性・効率性」、「品質十分性」、「計画性」、「行政活動充実度」の4つの評価項目については、後述（2）の「基本事業の評点」から、施策の評点を付けます。

（例）「経済性・効率性」の場合

基本事業名	経済性・効率性の評点　ア	寄与度　イ	乗じた値　ア×イ
A基本事業	3	20%	0.6
B基本事業	4	30%	1.2
C基本事業	2	50%	1.0
計		100%	2.8

施策の評点

①「事業適応性」、「目標達成度」、「有効性」については、《施策の評点の基準》に従って、abcの3段階評価を行う。
（a=優れている：＋1、b=普通（求められる水準を満たしている）：0、c=劣っている：-1）

②下記のとおり1～5の評点を付ける。

評価結果（3種類）	加減算	評点	
a,a,a	＋3	5	5：優れている
a,a,b	＋2	5	
a,b,b	＋1	4	4：やや優れている
a,a,c	（＋2,－1）1	4	
b,b,b	0	3	3：おおむね妥当
a,b,c	（＋1,－1）0	3	
a,c,c	（＋1,－2）－1	2	2：やや劣っている
b,b,c	－1	2	
b,c,c	－2	1	1：劣っている
c,c,c	－3	1	

③4つの評価項目については、各基本事業の評点に、その基本事業の寄与度を乗じて、加算した値とする。

※寄与度とは、施策に対する基本事業の貢献割合です。
寄与度の決定に当たっては、AHP（階層化意思決定法）の手法を用いています。
今回の行政監査（評価）では、「県民ニーズ」「緊急性・適時性」「公益性」の3つの要素を設け、各要素間の重要性や、各要素における基本事業間の相対的水準について、施策の責任者の判断に基づきAHP手法による数値を算出します。
その数値を参考に、施策の責任者が寄与度を設定し、評価する中で確定しています。

(2) 基本事業の評点

①7つの評価項目について、それぞれの基本事業評価基準に基づきa、b、cの3段階評価を行います。

②3段階評価の組み合わせにより、1～5の評点を付けます。

①《基本事業の評点の基準》に従って3段階評価を行う。

↓

②施策と同様に1～5の評点を付ける。

(3) 施策の総合判定

施策の7つの評価項目の評点合計(満点35)から、右記の5段階評価(AA～D)により総合判定を行います。

ただし、評点合計が21.0以上の場合であっても、「事業適応性」「目標達成度」「有効性」のいずれかの評価項目の評点が「2」以下のときは、評点合計にかかわらず総合判定を「C」としています。

施策の評点合計	総合判定	内　　容
28.0以上　(満点35)	AA	優れた取組が多く、十分な成果が発揮されている。
24.5以上　28.0未満	A	優れた取組がいくつかあり、成果が発揮されている。
21.0以上　24.5未満	B	取組の成果が発揮されて概ね良好な結果が見られる。さらなる取組により、より上位をめざすことが必要である。
17.5以上　21.0未満	C	いくつかの取組において成果が十分とはいえず、改善の余地がある。さらなる改善が必要である。
17.5未満	D	取組にさまざまな問題点が散見され、成果があまり見られない。大幅な改善が必要である。

※総合判定の区分等は、英国ベストバリュー検査の評価方法及び日本経営品質賞の評価基準を参考としました。

2 施策の評点算出のフロー図

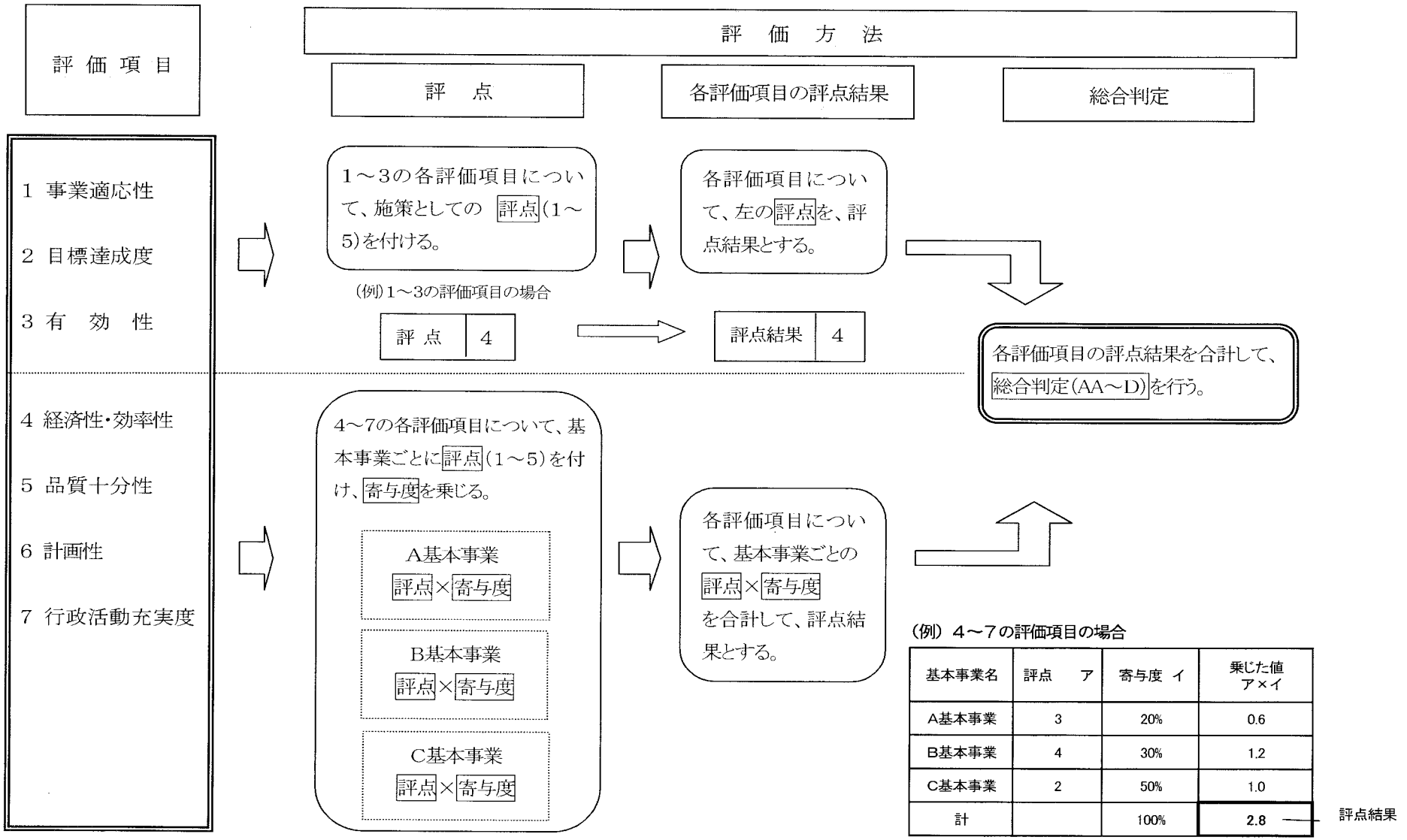

＊寄与度とは、施策に対する基本事業の貢献割合です。

(例) 4～7の評価項目の場合

基本事業名	評点　ア	寄与度　イ	乗じた値 ア×イ
A基本事業	3	20%	0.6
B基本事業	4	30%	1.2
C基本事業	2	50%	1.0
計		100%	2.8 ← 評点結果

3 施策・基本事業の評点の基準

《施策の評点の基準》

評価項目		評価の内容	評価事項	「a」評価(プラス評価)の事例	「c」評価(マイナス評価)の事例
環境変化	1 事業適応性 「事業の必要性と公共性」	社会経済情勢等の変化に的確に対応し、「新しい時代の公」の観点から、県に期待される役割を整理して事業を展開しているかを評価する。	①社会経済情勢や国の動きなど、県を取り巻く環境の変化、課題を認識し、対応しているか。	①環境変化を先取りして、先進的な取組が行われている。	①環境変化にかかる課題が認識されていない。認識はされていても対応が行われていない。
			②多様な主体の役割分担を整理して、県としての役割を果たしているか。	②「公」を担う多様な主体を常に意識し、情報共有を図るなど、他の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に積極的に取り組んでいる。	②他の主体が担うべき領域で、合理的な理由がないにもかかわらず、県が担っている。
			③危機管理の対策を講じているか。チェックする仕組みがあるか。	③予想されるリスク(危機)に備えてマニュアルの作成や実地訓練などの事前対策、事後対策が講じられている。組織のシステムとして個人の誤り等をチェックするなど、リスクを未然に防止する仕組みがある。	③当然予想されるリスク(危機)が認識されていない。認識はされていても何らの対策が講じられていない。
成果・指標	2 目標達成度 「指標から見た業務の水準」	数値目標の指標や目標値の妥当性、平成16年度の達成度、及びその他の業績が他団体等と比較して適正な水準であるかを評価する。	①数値目標の指標は、事業の進捗状況や達成度を的確に表しているか。目標値の設定は、妥当な水準か。	①指標は、アウトカムで表され、事業の進捗状況や達成度を的確に表している。高いレベルの目標値が設定されている。	①指標は、事業の進捗状況や達成度をほとんど表していない。目標値の設定は、安易に達成できる水準にとどまっている。
			②平成16年度の目標値を達成しているか。	②平成16年度の実績値は目標値を大きく上回っている。	②平成16年度の実績値は目標値を達成していない。
			③基本事業の数値目標を達成しているか。数値目標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して妥当な水準か。	③基本事業の目標値がすべて達成されている。数値目標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して相当な上位にある。	③基本事業の目標値がほとんど達成されていない。数値目標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して相当な低位にある。
	3 有効性 「基本事業の施策等への寄与度」	施策の目的を達成するために、事業(基本事業と事務事業)が効果的に展開されているか、又は、事業が施策の目的に寄与しているかを評価する。	①施策の目的を達成するために、各基本事業の成果が貢献しているか。	①各基本事業が成果を上げるとともに、その成果が施策の目的の達成に大きく貢献している。	①各基本事業の成果が施策の目的達成に貢献していない。
			②施策を構成する基本事業間で連携が図られているか。	②基本事業間で連携する仕組みを取り入れ、施策の目的の達成に大きく貢献している。	②基本事業間で対象や意図に整合性を欠いたり、基本事業間の連携に問題がある。
			③施策の目的を達成するためにふさわしい基本事業の位置付け・構成になっているか。	③必要な事業(基本事業・事務事業)をすべて位置付けるとともに、事業の新設・リフォーム・廃止等の見直しが効果的に行われている。	③必要な事業が位置付けられておらず、それらとの連携も取られていない。

abc評価について

○「a」「c」評価は、上記のほか事例に準じて判定する。
○「b」評価は、求められる水準を満たしている場合とする。

《基本事業の評点の基準》

評価項目		評価の内容	評価事項	「a」評価（プラス評価）の事例	「c」評価（マイナス評価）の事例
環境変化	1　事業適応性 「事業の必要性と公共性」	社会経済情勢等の変化に的確に対応し、「新しい時代の公」の観点から、県に期待される役割を整理して事業を展開しているかを評価する。	①社会経済情勢や国の動きなど、県を取り巻く環境の変化、課題を認識し、対応しているか。	①環境変化を先取りして、先進的な取組が行われている。	①環境変化にかかる課題が認識されていない。認識はされていても対応が行われていない。
			②多様な主体の役割分担を整理して、県としての役割を果たしているか。	②「公」を担う多様な主体を常に意識し、情報共有を図るなど、他の主体が「公」の担い手として活動するための環境整備に積極的に取り組んでいる。	②他の主体が担うべき領域で、合理的な理由がないにもかかわらず、県が担っている。
			③危機管理の対策を講じているか。チェックする仕組みがあるか。	③予想されるリスク（危機）に備えてマニュアルの作成や実地訓練などの事前対策、事後対策が講じられている。組織のシステムとして個人の誤り等をチェックするなど、リスクを未然に防止する仕組みがある。	③当然予想されるリスク（危機）が認識されていない。認識はされていても何らの対策が講じられていない。
成果・指標	2　目標達成度 「指標から見た業務の水準」	数値目標の指標や目標値の妥当性、平成16年度の達成度、及びその他の業績が他団体等と比較して適正な水準であるかを評価する。	①数値目標の指標は、事業の進捗状況や達成度を的確に表しているか。目標値の設定は、妥当な水準か。	①指標は、アウトカムで表され、事業の進捗状況や達成度を的確に表している。高いレベルの目標値が設定されている。	①指標は、事業の進捗状況や達成度をほとんど表していない。目標値の設定は、安易に達成できる水準にとどまっている。
			②平成16年度の目標値を達成しているか。	②平成16年度の実績値は目標値を大きく上回っている。	②平成16年度の実績値は目標値を達成していない。
			③事務事業の数値目標を達成しているか。数値目標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して妥当な水準か。	③事務事業の目標値がすべて達成されている。数値目標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して相当な上位にある。	③事務事業の目標値がほとんど達成されていない。数値目標やその他の指標による実績が、他団体等と比較して相当な低位にある。
	3　有効性 「事務事業の基本事業等への寄与度」	基本事業の目的を達成するために、事務事業が効果的に展開されているか、又は、事務事業が基本事業の目的に寄与しているかを評価する。	①基本事業の目的を達成するために、各事務事業の成果が貢献しているか。	①各事務事業が成果を上げるとともに、その成果が基本事業の目的の達成に大きく貢献している。	①各事務事業の成果が基本事業の目的達成に貢献していない。
			②基本事業を構成する事務事業間で連携が図られているか。	②事務事業間で連携する仕組みを取り入れ、基本事業の目的の達成に大きく貢献している。	②事務事業間で対象や意図に整合性を欠いたり、事務事業間の連携に問題がある。
			③基本事業の目的を達成するためにふさわしい事務事業の位置付け・構成になっているか。	③必要な事務事業をすべて位置付けるとともに、事務事業の新設・リフォーム・廃止等の見直しが効果的に行われている。	③必要な事務事業が位置付けられておらず、それらとの連携も取られていない。

業務内容	4 経済性・効率性 「行政資源の投入効果」	事業の実施に伴って投入されたお金などが、経済的かつ効率的に使われているかを評価する。	①ヒト・モノ・カネ等の投入した行政資源は、経済的・効率的に活用されているか。	①経済性・効率性の指標（アウトプット／インプット）が他団体や過去に比べて高い。	①投入した行政資源からみて不経済・非効率な事業の状況が見られる。
			②事業を外部委託するなどコスト削減に取り組んでいるか。	②外部委託、PFIの導入、各種のコスト縮減対策を講じ、成果を上げている。	②コスト縮減の余地があるのに対策を講じていない。
			③収入は適正に収納しているか。受益者・国・市町村等から受益や役割に応じた負担等を求めているか。	③財源確保の対応が優れており、受益に応じた適正な負担を求めている。	③役割に応じた負担を求めるべきであるのに、求めていない。
	5 品質十分性 「サービス内容の適正度」	提供しているサービスの質や提供の方法が適正であるか、サービスの対象者が満足するものであるかを評価する。	①具体的なサービスの内容や基準等は妥当な水準か。	①他団体等に比べレベルの高いサービスが提供されている。あるいは、サービス内容について対象者から高い評価が得られている。	①サービスの内容が著しく低い。あるいは、対象者からの不満が顕在化している。 正確性や合規性に欠けている。
			②対象者にサービス内容が周知されているか、満足できる方法によりサービスを提供しているか。公平なサービスの提供に努めているか。	②対象者に分かりやすい方法による情報提供や公平なサービス提供を図るための積極的な取組が行われている。	②合理的な理由がないのに、対象者や地域でサービスや情報の提供に偏りがある。
			③サービス対象者等のニーズや満足度を把握し、業務見直しや改善努力をしているか。	③定期的にニーズ調査や満足度調査を実施し、その結果に基づいてサービスの改善に取り組み、成果が上げられている。	③ニーズ調査や満足度調査が実施されていない。事業効果が測定されていない。
	6 計画性 「中長期的視点と進行管理」	事業が計画的に進められているかを評価する。	①計画の策定が行われているか。また、計画の進行管理を行う仕組みがあるか。	①中長期的な展望の下で、実効性のある実施計画が策定されており、かつ、それらの計画の進行管理を行う仕組みがある。	①「県民しあわせプラン」以外に計画などが必要な事業にもかかわらず策定されていない。また、計画の進行管理を行う仕組みがない。
			②事業は計画的に実施、実行されているか。	②計画の目標を達成するための進行管理が的確に行われており、成果が上がっている。	②計画的に事業が展開されていない。毎年度、場当たり的に事業が行われている。
			③計画の見直しへの対応が適切に行われているか。	③急激な環境変化にも柔軟に対応し、計画が見直されている。	③環境変化から計画の見直しが必要にもかかわらず、見直されていない。
行政活動	7 行政活動充実度 「事業の経営手段」	「新しい時代の公」に基づき連携すべき多様な主体との協働が行われているか、他団体との比較などによる業務の見直しに取り組まれているか、事業を展開する上で分野・部局を越えた必要な連携が図られているかを評価する。	①「新しい時代の公」の考え方に基づき、連携すべき多様な主体との協働が行われているか。	①連携すべき多様な主体との協働が積極的に行われ成果が上がっている。	①連携すべき多様な主体が認識されていない。又は、認識されているが連携・協働が行われていない。
			②他団体等やベストプラクティス、経年での業績等を比較して業務の見直しに取り組まれているか。	②他団体へのベンチマーキングやベストプラクティス、経年の比較などを行い、業務見直しに取り組まれている。	②他団体の優れた事例などが把握されていない、あるいは、経年比較などによる適切な業務の見直しが行われていない。
			③分野や部局の枠にとらわれず、関連する部局等と連携し、総合行政の視点を持って事業が実施されているか。	③事業の展開に必要な分野や部局の連携が積極的に行われ成果が上がっている。	③分野や部局を越えて連携して取り組むべき課題があるが、連携が不十分であり、事業が縦割り的に行われている。

abc評価について

○「a」「c」評価は、上記のほか事例に準じて判定する。
○「b」評価は、求められる水準を満たしている場合とする。

毎 週 火、金 曜 日 発 行
購 読 料 (送料並びに消費税及び地方消費税含む。)
1 箇 月　3,000円
1 箇 年　36,000円
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
http : //www.pref.mie.jp/

平成17年12月13日発行
津 市 広 明 町 13 番 地
三　重　県
印刷・販売 伊 藤 印 刷 株 式 会 社
〒514-0027 三 重 県 津 市 大 門 32-13
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862

R70 古紙配合率 70%の
再生紙を使用しています